官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 衆議院会議録第二十三号附録（一）（その一）

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案　六十六件
　内
　予算　三件　両院通過
　條約　七件　両院承認
　法律案　五十四件
　　内
　　成立したもの　五十一件
　　本院を通過し、参議院において閉会中審査するに決したもの　二件
　　憲法第八條による議決案　一件
　　両院通過
　　国の地方行政機関設置のため承認を求めるの件　一件　両院承認
　議員提出議案　三十六件
　　内
　　法律案　八件
　　　内
　　　成立したもの　六件
　　　本院において閉会中審査するに決したもの　二件
　　決議案　二十件
　　　内
　　　可決したもの　七件
　　　否決したもの　一件
　　　委員会において審査未了のもの　三件
　　　撤回したもの　九件
　　重要動議　八件　可決
　参議院提出法律案　三件　成立
　公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件　一件　自然消滅
　国会法第三十九條の規定により議決を求めるの件　二件　両院可決
　各種委員及び委員長任命につき同意又は事後同意を求めるの件　四件
　　内
　　両院において同意したもの　三件
　　両院において事後同意したもの　一件
　第十回国会に提出され今期国会まで引続き継続したもの　十四件
　　内
　　内閣提出法律案　六件
　　　内
　　　成立したもの　一件
　　　本院を通過し参議院において閉会中審査するに決したもの　二件
　　　委員会において審査未了のもの　三件
　　議員提出法律案　四件
　　　内
　　　閉会中審査するに決したもの　二件
　　　委員会において審査未了のもの　二件
　参議院提出法律案　三件
　　内
　　閉会中審査するに決したもの　二件
　　委員会において審査未了のもの　一件
　決算　一件　閉会中審査
　請願　千七百十一件（二千三百九十一通）
　　内
　　採択と決し、内閣に送付したもの　千四百二十九件（千八百十四通）
　　既に議決された法律案又は決議案と同種のため、採択とみなし内閣に送付したもの　二十八件（四十八通）
　　採択と決したもの　三件
　　委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定したもの　二十五件（四十七通）
　　委員会において審査未了のもの　二百二十五件（四百七十八通）
　　委員会に付託の前に取下したもの　一件
　質問　十一件
　　内
　　質問　五件　書面答弁
　　緊急質問　六件　口頭答弁

一、次の請願書は、すでに議決した法律案又は決議案と同種のものであるため、採択とみなし、内閣に送付した。

未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願　三十四通
台風ルースによる私立学校災害復旧費国庫補助等に関する請願　一通
台風ルースによる漁港災害復旧費全額国庫補助の請願　一通
福岡県下の災害復旧費国庫補助増額に関する請願　一通
災害復旧費増額等に関する請願　一通
災害復旧費国庫補助の請願　一通
公共施設災害復旧費全額国庫負担の請願　一通
災害復旧費融資に関する請願　一通
台風ルースによる災害応急措置に関する請願　七通

議長の報告

一、今三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
水産資源保護法

一、今三十日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
昭和二十六年度一般会計予算補正（第1号）
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第1号）
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第2号）

一、今三十日本院は衆議院議員河野謙三君、同足立篤郎君、同坂田英一君、同笹山茂太郎君、同足鹿覺君及び参議院議員片柳眞吉君が米価審議会委員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

一、今三十日本院は衆議院議員首藤新八君が産業合理化審議会委員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

一、今三十日本院は文化財保護委員会委員に内田祥三君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今三十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は衆議院議員首藤新八君が産業合理化審議会委員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。
よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は衆議院議員片柳眞吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。
よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は文化財保護委員会委員に内田祥三君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、三十日午後十時四十二分吉田内閣総理大臣から林議長宛、次の通知書を受領した。

内閣閣甲第二四八号
昭和二十六年十月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

十月二十二日国会に提出した「公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件」は、公共企業体仲裁委員会の「專売公社職員昭和二十六年七月以降の給與改訂に関する紛争」に対する十月十二日の裁定内容の一部が「昭和二十六年度政府関係機関予算」からみて、公共企業体労働関係法第十六條第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当すると認められましたので、同條第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、今般「昭和二十六年度政府関係機関予算補正」が成立し、年末手当及び超過勤務手当の一部等を基準賃金に流用することにより、右裁定全部を実施し得る見込が明らかになりましたので、此段御通知いたします。

一、今三十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は閉会中左記委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

委員会名	件名
内閣委員会	水産省設置法案
同	水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
同	行政機構の整備に関する調査
同	人事委員会	国家公務員の給與問題に関する調査
同	公務員制度に関する一般調査
地方行政委員会	地方行政の改革に関する調査
法務委員会	会社更生法案
同	破産法及び和議法の一部を改正する法律案
同	検察及び裁判の運営等に関する調査
大蔵委員会	財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案
文部委員会	教育及び文化に関する一般調査
厚生委員会	社会保障制度に関する調査
農林委員会	農林政策に関する調査
水産委員会	小型機船底びき網漁業整理特別措置法案（予備審査）
同	真珠養殖事業法案（予備審査）
同	水産物増産対策に関する調査
通商産業委員会	企業合理化促進法案（予備審査）
運輸委員会	一般運輸事情に関する調査
郵政委員会	郵政事業の運営実情に関する調査
電気通信委員会	電気通信事業運営状況に関する調査
同	電波行政に関する調査
労働委員会	労働行政の実情に関する調査
同	労働関係法規改廃問題に関する調査
建設委員会	河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査
経済安定委員会	日本経済の安定と復興に関する調査
決算委員会	昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算
同	昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算
同	昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算
同	昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算
同	昭和二十四年政府関係機関収入支出決算
同	特別会計政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査
議院運営委員会	議院の運営に関する審査
在外同胞引揚問題に関する特別委員会	在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案（予備審査）
同	在外同胞引揚問題に関する調査
電力問題に関する特別委員会	電力問題に関する調査
公職選挙法改正に関する特別委員会	公職選挙法改正に関する調査

一、今三十日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

水産資源保護法案

一、今三十日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一、今三十日吉田内閣総理大臣から林議長宛、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件につき通知書（公示欄参照）を受領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院に通知した。

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、今三十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十六年度一般会計予算補正（第1号）

昭和二十六年度特別会計予算補正（特第1号）

昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第2号）

一、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件は、本日内閣総理大臣から議長宛、予算上資金上支出可能となり、裁定全部を実施し得る見込が明らかになつた旨通知があつたので自然消滅となつた。

〔第九号参照〕

電信電話料金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、朝鮮事変後における物価の変動に伴う物件費の増加及び近く実施を予定される従業員給與ベースの改訂に伴う人件費の増加等により、電気通信事業特別会計の損益收支は多額の收入不足を生ずるので、これを補てんするために、電信及び電話に関する料金の引上げを行うことを目的とするものである。

二　議案の要旨

本案の概要は次のとおりであつて、料金改訂の範囲は国際電報料及び電話の装置料、移転料を除き現行電信電話料金のほとんど全般に及んでいる。個々の新料金額の決定については、サービスの原価、効用度、利用者の負担力等の諸要素を総合し、能う限り各種料金相互の均衡を図るように勘案されている。その結果、個々の料金値上率は一様となつてはいないが、総括的に見ると、電信に関する料金では約四〇パーセント、電話に関する料金では約三〇パーセントの引上げとなるものである。

(1)　電信に関する料金

電報に関する料金及び電信回線專用に関する料金の種別の現行九十五箇目について、五箇目を削除し、四十箇目を改訂し、更に十九箇目を新設又は復活した。改訂の料金又は取扱を新設、復活したものの料金の主なものは次のとおりである。

(一) 電報料

	現行		改訂	
	基本料	累加料	基本料	累加料
イ 市内電報料及び翌日配達電報料	二十円	三十円		
ロ 市外電報料	三十円	五十円		
ハ 無線電報料	六十円	百円		
ニ 新聞電報料	七円	五円	十五円	十円
ホ 新聞無線電報料	十五円	十二円	三十円	二十五円
ヘ 慶弔電報料	（取扱停止）		イ、ロ、ヘと同額	

(二) 特殊取扱の料金

	現行	改訂
イ 市外電報の同文料	原信料金の二分の一	原信料金の十分の八
ロ 謝否報知料	—	（新設）四十円
ハ 配達日時指定料	—	（新設）十円
ニ 翌朝配達指定料、親展料、留置料及び局待料	（指定字数課金）	五円

(三) 写真電信、模写電信の回線専用に関する料金

	現行	改訂
イ 専用市外線の分岐引込料	—	（新設）市外専用電話の分岐引込料と同額
ロ 電信又は電話と共用する場合の加算料	—	（新設）併用各用途に対する専用料の十分の一
ハ 二人以上の共用する場合の附加料	—	（新設）二人の場合は専用料の十分の三、三人の場合は同十分の五以上一人を増すごとに同十分の一

(2) 電話に関する料金

加入電話に関する料金、通話に関する料金及び専用電話に関する料金等の種別の現行二百二十三箇目について二十一箇目を削除し、百四十九箇目を改訂し、更に九十六箇目を新設した。改訂料金又は新設料金の主なものは次のとおりである。

(一) 加入電話に関する料金

	現行	改訂
イ 度数料	二円	五円

級別	住宅用	事務用	級別	住宅用	事務用
ロ 度数制単独加入基本料	一級乃至四級 三百円乃至百八十円	四百八十円乃至二百十円	一級乃至五級 三百八十円乃至二百二十円	五百四十円乃至三百円	
ハ 自動接続市外通話方式施行局の度数制二共同加入基本料	同 二百二十円乃至百二十円	三百四十円乃至二百円乃	同 二百五十円乃至百四十円	三百六十円乃至二百円	
ニ 均一料金制単独加入基本料	三級乃至七級 五百八十円乃至三百円	九百六十円乃至五百円	三級乃至十級 八百四十円乃至七十円	千四百円乃至百十円	
ホ 同二共同加入基本料	同 四百二十円乃至二百二十円	七百円乃至三百六十円	一級乃至十級 六百十円乃至七十円	千二十円乃至百十円	
ヘ 同三又は四の共同加入基本料	同 三百六十円乃至百八十円	六百円乃至三百円	一級乃至九級 四百六十円乃至百七十円	七百六十円乃至二百九十円	
ト 同五以上の共同加入基本料	同 三百円乃至百五十円	五百円乃至二百五十円	三級乃至九級 二百八十円乃至百五十円	四百七十円乃至二百三十円	

(二) 通話に関する料金

	現行	改訂
イ 公衆電話料	一円	五円

距離区分	通話区間	距離区分	待時通話区間	即時又は準即時通話区間
ロ 市外通話料	二十一	四円乃至四百五十六円	二十六	七円乃至四百二十円	十円乃至六百円
ハ 定時通話以外の通話取消料	五	二円乃至四十円	六	三円乃至四十五円	

(三) 専用電話に関する料金

	現行	改訂
イ 二人以上の者が共同して専用する場合の附加料	—	（新設）二人の場合は市内専用電話維持料又は市外線専用料の十分の三、三人の場合は同十分の五、以上一人を増すごとに同十分の一
ロ 専用市外線を電話以外の用途に共用する場合の加算料	—	（新設）併用各用途に対する専用料の十分の一
ハ 新聞社、通信社及び放送事業者の市外線長期専用の基本料	算定基準に対する倍率五三	同上 六〇

三　議案の可決理由

現下の状勢において、電気通信事業特別会計における收支の均衡を図るため、電信電話料金の引上げを行うことは必要やむを得ざる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月二十六日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、朝鮮動乱以降の資材の高騰及び生計費の増加による職員の給與ベースの改訂等により増加する経費をまかなうため、日本国有鉄道の旅客運賃並びに料金、貨物運賃を改正しようとするものである。

その内容の主なるものは、次のとおりである。

1　旅客運賃を約二割五分引き上げ、三等の賃率を営業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円八十五銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円三十銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは七十銭、一千キロメートルをこえる部分は四十五銭とすること。

2　航路普通旅客運賃は、約五割乃至十割引き上げること。

3　日本国有鉄道は、客車に寝台その他特別の設備をした場合には、これらの施設の利用について、寝台料金その他の特別の料金を定めることができることとし、これを運輸大臣の認可事項に加えること。

4　貨物運賃を約三割引き上げること。

5　この改正は、昭和二十六年十一月一日から実施すること。

二　議案の修正議決理由

日本国有鉄道の收支の均衡、運賃値上げのわが国経済並びに国民生活に及ぼす影響等を勘案し、この程度の運賃引き上げはやむを得ないが、航路普通旅客運賃は一般旅客運賃と同様二割五分程度の引き上げに止めるを妥当と認め、別紙のとおり修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

（別紙）

（小字は修正）

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森函館間	200円 250 40 50 130 150 120 200 300 350 30	400円 500 80 100 260 300	1,400円 1,600
宇野高松間			
仁方堀江間			
宮島口宮島間			
大畠小松港間			
下関門司港間			

別表第二

第六條○の規定（○電一項）による急行料金

種別	地帯別	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	600キロメートルまで	500円	1,000円	1,500円
	1,200キロメートルまで	750	1,500	2,250
	1,201キロメートル以上	1,000	2,000	3,000
急行料金	300キロメートルまで	150	300	450
	600キロメートルまで	250	500	750
	1,200キロメートルまで	400	800	1,200
	1,201キロメートル以上	500	1,000	1,500
準急行料金	150キロメートルまで	50	100	150
	300キロメートルまで	80	160	240
	600キロメートルまで	130	260	390
	601キロメートル以上	200	400	600

別表第三

第七條第二項の規定による車扱貨物賃率表

（一グラムトンにつき）

等級 / キロ程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	237	190	138	109	95	90	81	71	65	57	50
20	312	237	181	144	125	119	106	94	85	75	66
30	387	294	224	178	155	147	131	116	105	93	82
40	462	351	268	212	185	175	157	138	126	111	98
50	536	408	311	247	215	204	182	161	146	129	114
60	611	464	354	281	244	232	208	183	166	147	130
70	686	521	398	315	274	261	233	206	187	165	145
80	761	578	441	350	304	289	259	228	207	183	161
90	835	635	484	384	334	317	284	251	227	200	177
100	910	692	528	419	364	346	309	273	248	218	193
120	998	758	579	459	399	379	339	299	271	240	212
140	1,086	825	630	500	434	413	369	326	295	261	230
160	1,174	892	681	540	470	446	399	352	319	282	249
180	1,262	959	732	581	505	480	429	379	343	303	268
200	1,350	1,026	783	621	540	513	459	405	367	324	286
220	1,438	1,093	834	661	575	546	489	431	391	345	305
240	1,525	1,159	885	702	610	580	519	458	415	366	323
260	1,613	1,226	935	742	645	613	548	484	439	387	342
280	1,700	1,292	986	782	680	646	578	510	462	408	360
300	1,788	1,359	1,037	822	715	679	608	536	486	429	379
320	1,875	1,425	1,088	863	750	713	638	563	510	450	398
340	1,963	1,492	1,138	903	785	746	667	589	534	471	416
360	2,050	1,558	1,189	943	820	779	697	615	558	492	435
380	2,138	1,625	1,240	983	855	812	727	641	581	513	453
400	2,225	1,691	1,291	1,024	890	846	757	668	605	534	472
420	2,308	1,754	1,338	1,061	923	877	785	692	628	554	489
440	2,390	1,816	1,386	1,099	956	908	813	717	650	574	507
460	2,473	1,879	1,434	1,137	989	940	841	742	673	593	524
480	2,555	1,942	1,482	1,175	1,022	971	869	767	695	613	542
500	2,638	2,005	1,530	1,213	1,055	1,002	897	791	717	633	559
550	2,844	2,161	1,649	1,308	1,138	1,081	967	853	774	683	603
600	3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
650	3,245	2,466	1,882	1,493	1,298	1,233	1,103	974	883	779	688
700	3,440	2,614	1,995	1,582	1,376	1,307	1,170	1,032	936	826	729
750	3,635	2,763	2,108	1,672	1,454	1,381	1,236	1,091	989	872	771
800	3,830	2,911	2,221	1,762	1,532	1,455	1,302	1,149	1,042	919	812
850	4,018	3,053	2,330	1,848	1,607	1,527	1,366	1,205	1,093	964	852
900	4,205	3,196	2,439	1,934	1,682	1,598	1,430	1,262	1,144	1,009	891
950	4,393	3,338	2,548	2,021	1,757	1,669	1,493	1,318	1,195	1,054	931
1,000	4,580	3,481	2,656	2,107	1,832	1,740	1,557	1,374	1,246	1,099	971
1,100	4,955	3,766	2,874	2,279	1,982	1,883	1,685	1,487	1,348	1,189	1,050
1,200	5,330	4,051	3,091	2,452	2,132	2,025	1,812	1,599	1,450	1,279	1,130
1,300	5,705	4,336	3,309	2,624	2,282	2,168	1,940	1,712	1,552	1,369	1,209
1,400	6,080	4,621	3,526	2,797	2,432	2,310	2,067	1,824	1,654	1,459	1,289
1,500	6,455	4,906	3,744	2,969	2,582	2,453	2,195	1,937	1,756	1,549	1,368
1,600	6,830	5,191	3,961	3,142	2,732	2,595	2,322	2,049	1,858	1,639	1,448
1,700	7,205	5,476	4,179	3,314	2,882	2,738	2,450	2,162	1,960	1,729	1,527
1,800	7,580	5,761	4,369	3,487	3,032	2,880	2,577	2,274	2,062	1,819	1,607
1,900	7,955	6,046	4,614	3,659	3,182	3,023	2,705	2,387	2,164	1,909	1,686
2,000	8,330	6,331	4,831	3,832	3,332	3,165	2,832	2,499	2,266	1,999	1,766
2,100	8,705	6,616	5,049	4,004	3,482	3,308	2,960	2,612	2,368	2,089	1,845
2,200	9,080	6,901	5,266	4,177	3,632	3,450	3,087	2,724	2,470	2,179	1,925
2,300	9,455	7,186	5,484	4,349	3,782	3,593	3,215	2,837	2,572	2,269	2,004
2,400	9,830	7,471	5,701	4,522	3,932	3,735	3,342	2,949	2,674	2,359	2,084
2,500	10,205	7,756	5,919	4,694	4,082	3,878	3,470	3,062	2,776	2,449	2,163
2,600	10,580	8,041	6,136	4,867	4,232	4,020	3,597	3,174	2,878	2,539	2,243
2,700	10,955	8,326	6,354	5,039	4,382	4,163	3,725	3,287	2,980	2,629	2,322
2,800	11,330	8,611	6,571	5,212	4,532	4,305	3,852	3,399	3,082	2,719	2,402
2,900	11,705	8,896	6,789	5,384	4,682	4,448	3,980	3,512	3,184	2,809	2,481
3,000	12,080	9,181	7,006	5,557	4,832	5,590	4,107	3,624	3,286	2,899	2,561
以上100キロメートルまでを増すごとに	375	285	215	173	150	142	127	112	102	90	80

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、最近における人件費及び物件費の高騰に伴う所要財源に充当して郵便事業特別会計の独立採算を確保するため郵便に関する料金を改正し、且つ郵便利用の実況に即せしめるため市内特別郵便制度を復活するとともに、これに合わせて通常郵便物の種類を一般の利用上及び郵便局における取扱上できるだけ解りやすいものに改めようとするものである。

二　議案の要旨

第一　通常郵便物の種類体系の改正

通常郵便物の種類中、第一種、第四種及び第五種郵便物を次のように改めたこと。

1　第一種は、現在、筆書した書状、郵便切手、小切手、証券類及び他の種類の郵便物に該当しないものであるのを、筆書した書状及び封かんしたもの（蚕種を除く。）に改めたこと。

2　第四種は、現在、印刷物、業務用書類、写真、書画、図、商品見本、ひな形及び学術上の標本であるのを、通信教育のためのもの、盲人用点字のもの及び農産物種子等に改めたこと。

3　第五種は、現在、農産物種子等であるのを、第一種から第四種までの郵便物に該当しないもので開封としたものに改めたこと。

第二　郵便料金の改正

1　通常郵便物の料金は次のとおり改めたこと。

(1)　一般料金

種別		現行	改正
第一種		二十グラムごとに　八円	二十グラムごとに　一二円
第二種	通常葉書	二	四
	往復葉書	四	八
	小包葉書	三	五
第三種	左記以外のもの	百グラムごとに　三	百グラムごとに　四
	日刊新聞等で発行人等差出のもの	〇・八	一
第四種	通信教育のための郵便物	百グラムごとに　三	百グラムごとに　四
	盲人用点字のもの	一キログラムごとに　〇・八	一キログラムごとに　一
	農産種苗	百グラムごとに　一	百グラムごとに　二
第五種	印刷物、業務用書類等現行の第四種郵便物前各種に該当しないもので開封したもの	百グラムごとに　六	百グラムごとに　一〇
	市内特別郵便	二十グラムごとに　八	
	同一郵便区内又は同一市町村（六大都市にあつては同一区内）のみにおいて発着する第五種郵便物であつて同一差出人が同一内容のものを同時に百通以上差出すもの		
	印刷物、業務用書類等	百グラムごとに　六	
	現行の第四種	百グラムまで　四	
	現行の第一種中筆書した書状以外のもの	二十グラムごとに　八	

(2)　年賀状とする通常葉書の料金

(イ)　年賀状とする通常葉書の料金は三円としたこと。

但し、本昭和二十六年度に限り二円としたこと。

(ロ)　年賀状とする通常葉書は、十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより差し出されたものでなければならないこととしたこと。

2　小包郵便物の料金は次のとおり改めたこと。

(1)　重量による料金

		現行	改正
第一地帯	市内小包（二キログラムまで）	二五円	三〇円
	以上二キログラムまでごとに	一五円を増す	一五円を増す
	その他（二キログラムまで）	三五円	五〇円
	以上二キログラムまでごとに	一五円を増す	一五円を増す
第二地帯	（二キログラムまで）	四五円	六五円
	以上二キログラムまでごとに	一五円を増す	一五円を増す
第三地帯	（二キログラムまで）	五五円	八五円
	以上二キログラムまでごとに	一五円を増す	一五円を増す

(2)　容積による料金

長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえるものは、その料金の算定にあたつては、すべて重量四キログラムをこえ六キログラム以下のものとみなすこととしたこと。

3　特殊取扱の料金は次のとおり改めたこと。

区別		現行	改正
書留料	現金（千円まで）	七〇円	三五円
	以上千円までごとに	一〇	五
	物品（千円まで）	三〇	一五
	以上二千円までごとに	一	一〇
速達料	通常	二〇	二五
	小包	三〇	四〇
航空郵便物の料金	第一種	二〇	二五
	第二種（通常葉書）	一〇	一五
	（往復葉書）	二〇	三〇
	第三種から第五種まで	二十グラムごとに　一五	二十グラムごとに　二〇
引受時刻証明料		四五	五〇
配達証明料	差出の際	四五	五〇
	差出後	六八	七五

内容証明料	謄本一枚	四五	五〇
	以上一枚増すごとに	二三	二五
代金引換料		四五	五〇
特別送達料		四五	五〇

4　特別取扱の料金は次のとおり改めたこと。

区別	現行	改正
第三種郵便物認可料	一、二〇〇円	二、〇〇〇円
第三種郵便物題号等変更認可料	六〇〇	一、〇〇〇
一事項	九〇〇	一、五〇〇
二事項以上	一、二〇〇	二、〇〇〇
料金受取人払郵便物の料金徴収手数料	六〇〇	一、〇〇〇
郵便切手類記号施用承認料	一五〇	二〇〇
あて名変更 発送準備完了前 郵便によるもの	三〇	四〇
取もどし料 発送準備完了後 電信によるもの	電信料と二〇	電信料と三〇
自局配達のもの	一五	二〇

第三　特殊取扱郵便物を転送し、又は還付する場合の取扱方改正

1　逓送郵便物を転送する場合は、現在、転送の都度速達扱をしてその転送料金（速達料及び当該郵便物の料金）を納付させることになつているのを、速達としない郵便物として取扱い、その転送料金の徴収をしないこととしたこと。

2　書留とした通常郵便物を転送し、又は還付した場合において、受取人又は差出人に納付させる転送又は還付料金は、現在、書留料の外、当該郵便物の料金をも納付させることになつているのを、書留料金のみとすることに改めたこと。

第四　現金及び貴重品の差出方の制限廃止

現金及び貴重品等を差し出す場合は、現在、書留の郵便物としなければならないことになつているのを、書留とするかしないかは差出人の撰択に任せることとしたこと。

第五　速達とする通常郵便物で料金不足のものの取扱方改正

速達とする通常郵便物で料金不足のものは、現在、差出人に還付することとなつているのを、納付料金額が速達料相当額以上の額であるものは、当該受取人がその不足金額の二倍に相当する額の料金を納付してこれを受け取ることができることとしたこと。

第六　損害賠償の免責範囲の改正

書留郵便物の亡失、き損による損害が不可抗力に原因する場合は、現在、損害賠償の責に任じないことになつているのを、損害賠償の責に任ずることとしたこと。

第七　無料郵便となし得る郵便物の追加

無料で差し出せる郵便物として、郵政省が日本放送協会から委託された業務の事務に関する郵便物を追加したこと。

第八　施行期日

施行期日は昭和二十六年十一月一日としたこと。

等である。

三　議案の修正議決理由

本案は、郵便事業特別会計の独立採算を確保し、並びに郵便事業の円滑な運営を図るため大体において妥当と認めるが、料金については、予定収入を確保するとともに事務の簡素化並びに利用者の便益を図るため、修正の必要があるので、これを別紙のように修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月二十七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

私設郵便差出箱取集料	一日の取集度数 六度以上	二、一六〇	三、〇〇〇
	三度以上二度以下	一、八〇〇	二、四〇〇
	延伸路程 百メートルごとに	一、四四〇	一、八〇〇
		一三五	一八〇
郵便私書箱使用料	設備数が二百以上の局 三箇月	三六〇	五〇〇
	六箇月	六三〇	九〇〇
	一年以上	一、〇八〇	一、五〇〇
	設備数が百以上の局 三箇月	二四〇	三二〇
	六箇月	四二〇	五六〇
	一年以上	七二〇	九六〇
	設備数が百未満の局 三箇月	一五〇	二〇〇
	六箇月	二六〇	三五〇
	一年以上	四五〇	六〇〇
郵便私書箱かぎ使用料	一箇ごとに	一〇八	一〇八

【別紙】

（小字及び――は修正）

郵便法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一條（第一種郵便物）左の郵便物は、第一種郵便物とする。

一　筆書した書状（特定の人にあてた通信文を筆書（印章又はタイプライターによる場合を含む。）したもので、郵便葉書でないものをいう。以下同じ。）を内容とするもの

二　開封としないもの（第二十六條第一項後段の規定により密閉したものを除く。）

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに十二円とする。

第二十二條第二項を次のように改める。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては四円、往復葉書にあつては八円、小包葉書にあつては六円五円とする。但し、十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより年賀状として差し出された通常葉書の料金は、四三円とする。

第二十七條（第五種郵便物）第一種から第四種までの郵便物に該当しない郵便物は、第五種郵便物とする。

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十八円とする。

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二（市内特別郵便物の料金）　左の條件を具備する第五種郵便物の料金は、前條第二項の規定にかかわらず、四五円とする。

一　同一の郵便区（郵便局について定められる郵便物の配達区域をいう。以下同じ。）内、都の同一区内又は同一市町村内（京都

市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市にあつては同一区内）のみにおいて発着するものであること。

二　重量が百グラムをこえないものであること。

三　同一差出人から同一内容のものを同時に百通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、通常為替及び小為替の制度の統合、郵便為替証書の金額の制限額の引上げ並びに料金の不均衡の是正等により、事務の簡素化及び利用の促進を図ろうとするものである。

二　議案の要旨

第一　通常為替及び小為替の制度の統合

1　通常為替は、現在、案内式であり、小為替に比し、複雑な手数を要し、その利用も少いので、通常為替と小為替の制度を統合して、小為替制度に類似する普通為替制度を設けたこと。

2　小為替は、現在、差出人が為替証書に受取人の宿所氏名を記載して、為替金の受取人を指定することになつているのを、普通為替は受取人の指定を要件とせず差出人の任意事項としたこと。

3　為替金に関する受取人の権利は、現在、銀行以外のものに譲り渡すことができないのを、差出人が受取人を指定しない普通為替は、銀行以外の者にも譲り渡すことができることとしたこと。

第二　郵便為替証書の金額の制限額の引上げ

郵便為替証書の一枚の金額の制限は、現在、通常為替証書及び電信為替証書は一万円であり、小為替証書は二千円であるのを、普通為替証書及び電信為替証書とも五万円に引き上げたこと。

第三　郵便為替の料金の段階の変更と新料金の設定

普通為替及び電信為替の料金は次のとおり定めたこと。

1　普通為替の料金

現行			改正の普通為替	
通常為替	為替金額千円以下の場合	四十円	為替金額千円以下の場合	三十円
	同三千円以下の場合	六十円	同三千円以下の場合	四十円
	同五千円以下の場合	八十円	同五千円以下の場合	五十円
	同一万円以下の場合	百二十円	同一万円以下の場合	六十五円
小為替	為替金額百円以下の場合	十円	同二万円以下の場合	八十五円
	同五百円以下の場合	十五円	同三万円以下の場合	百五円
	同千円以下の場合	二十五円	同四万円以下の場合	百二十五円
	同二千円以下の場合	三十五円	同五万円以下の場合	百四十五円

2　電信為替の料金

現行		改正	
為替金額五百円以下の場合	百円	普通為替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額	
同千円以下の場合	百二十円		
同三千円以下の場合	百五十円		
同五千円以下の場合	二百円		
同一万円以下の場合	二百五十円		

第四　郵便為替証書の再交付の料金及び拂もどしの料金の改正

郵便為替証書の再交付の料金及び拂もどしの料金は次のとおり改正したこと。

1　郵便為替証書の再交付の料金は、現在郵便為替証書一枚につき十円であるのを、二十円に改めたこと。

2　拂もどしの料金は、現在十円であるのを、二十円に改めたこと。

三　議案の可決理由

本案は、郵便為替事務の簡素化及び利用の促進を図るため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月二十七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

〔第十号参照〕

日本国憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、貞明皇后から受け継がれる御遺金を救らい事業の資に充てるため、皇室は、皇室経済法施行法第三條及び第五條に規定されているものの外、二百万円を、昭和二十七年三月末までの間において賜與することができることとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月二十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

〔第十一号参照〕

所得税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

基礎控除現行三万円を五万円に引き上げ、扶養控除現行扶養親族一人につき一率一万五千円のものを扶養親族三人までは一人につき二万円に引き上げ、税率適用上の階級区分の刻みをゆるやかにし、その他不具者、老年者、寡婦及び勤労学生の控除を年四千円の税額控除に改め、退職所得は十五万円を控除した後の金額の半額を課税所得として一般の税率を適用し、配当所得は新たに百分の二十の税率により源泉徴収を行うこととするものである。

二　議案の可決理由

最近における物価の動向と、生計費の増すうにかんがみ、国民租税負担の軽減合理化、特に低額所得者の負担の軽減を図ることは緊急に必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月三十一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

普通法人について現行税率百分の三十五を百分の四十二に引き上げ、特殊法人及び公益法人については現行税率通り据え置くこととし、新たに徴收猶予の制度を設け、また退職手当引当金について損金に算入することを認め、更に緊急に設備の合理化を必要とする事業の機械等について特別償却することができる等の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

最近における法人收益の状況及

び個人の負担との関係等を考慮して若干の増徴を図ることは適切な措置であり、また徴収猶予の制度は法人税の円滑な納付に資するところあるを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月三十一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案（大石武一君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

医療法第十三條の規定により診療所の管理者は原則として同一患者に対し、四十八時間をこえて収容してはならないことになつているが、病院の普及が十分でない現状にかんがみ、診療所における患者の収容時間制限の適用を更に三年間延期したこと。但し、診療所の管理者は診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一患者を四十八時間をこえて収容しないようにつとめなければならないこととしたことである。

二　議案の可決理由

医療機関の整備不十分な現状にかんがみ、診療所における患者の収容時間の制限に関する医療法の規定の特例を設ける必要を認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月三十一日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本改正案の要旨は次のとおりである。

1　旧規則による既得権者の保健婦、助産婦又は看護婦に対し、それぞれ国家試験を免除して現行法による厚生大臣の免許を與えることができることとしたこと。

2　外地において、保健婦養成所若しくは助産婦講習所を卒業した者、助産婦免許を得ていた者、看護婦免許を受けていた者等に対して、内地においても、なお、就業のできるように都道府県知事がその履歴を審査して適当と認めた時は、それぞれの旧規則による免許を與え、又は登録するの途を開いたこと。

3　その他学校の指定、又は養成所に関する事項については省令委任の根拠規定を整備し、條文の整理を行つたこと、等である。

二　議案の可決理由

現行の保健婦助産婦看護婦法によつて失効した旧規則に基いて保健婦、助産婦又は看護婦の資格を得ていた者に対して、国家試験を免除して新法による保健婦、助産婦又は看護婦とする措置を講ずるとともに、内地以外の地で保健婦、助産婦又は看護婦の資格を有していた者に対して引揚後における就業の途をひらく等の必要があると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十月三十一日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

〔第十二号参照〕

漁業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案はわが国漁民の大部分が依存している沿岸漁業に最も関係の深い許可漁業について、その資源が枯渇しないように漁船の数を圧縮し、あるいは減船整理して、沿岸漁業の健全なる発達を図ろうとするのであつて、その内容の主なるものは次のとおりである。

1　まき網漁業について、五トン以上六十トン未満の漁船を使用するものを「中型まき網漁業」ということに定義を明確にし、これが許可については、農林大臣の指定する特殊海域については、六十トン以上の大型と同様農林大臣の許可とし、その他の海域で操業するものは、各都道府県別に農林大臣が定める最高限度のわく内で知事の許可とする。

2　小型機船底びき網漁業について、十五トン未満の漁船を使用するものに限定しあるいは農林大臣が各都道府県別に知事が許可することができる最高限度を定め、瀬戸内海その他については漁船の馬力数の最高限度を定める。

3　瀬戸内海機船船びき網漁業について、瀬戸内海においては五トン以上の動力漁船で操業するものについては、農林大臣か知事が許可することができる最高限度を定める。

二　議案の修正決理由

本案は、沿岸漁業資源を保護し、その健全なる発達を期するため適切なるものと認めるが、実際問題として一時にかかる措置をとる場合には漁村経済の破たんを来たすおそれがあるから、その過渡的措置を講ずるよう修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月一日

水産委員長代理理事　松田　鐵藏

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

漁業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六十六條の次に次の一條を加える。

（許可を受けない中型まき網漁業等の禁止）

第六十六條の二　中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。

2　「中型まき網漁業」とは、総トン数五トン以上六十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業（第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。）をいい、「小型機船底びき網漁業」とは、総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業をいい、「瀬戸内海機船船びき網漁業」とは、瀬戸内海（第百九條第二項に規定する海面をいう。）において総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶により船びき網を使用して行う漁業をいう。

3　主務大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県別に第一項の許可をすることができる船舶の隻数、合計総トン数若しくは合計馬力数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることができる船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができる。

4　主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、○関係都道府県知事及び○中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5　都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度をこえる船舶については、第一項の許可をしてはならない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船船びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

2　漁業法第六十五條第一項の規定による都道府県規則に基いて都道府県知事が総トン数五トン以上六十トン未満の船舶についてしたまき網漁業（同法第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大

臣の許可を必要とする漁業を除く。）の許可であつて同法第六十六條の二の規定のうち中型まき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

3　主務大臣が定める海域において、総トン数十五トン以上で主務大臣の定めるトン数に達しないスクリューを備える船舶により、而びき網を使用し、主務大臣の定める漁法によつて行う漁業は、昭和二十九年三月三十一日まで小型機船底びき網漁業とみなす。

3 4　機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第二十六條ノ二の規定に基いて都道府県知事が総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶についてした機船底びき網漁業の許可であつて漁業法第六十六條の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

4 5　漁業法第六十六條の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に機船底曳網漁業取締規則第一條ノ二の規定による農林大臣の許可を受けている総トン数十五トン未満の船舶により営む機船底びき網漁業については、同法第六十六條の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行後一年間は、同條第一項の規定は、適用しない。

5 6　漁業法第六十五條第一項の規定による府県規則に基いて府県知事が瀬戸内海の一部を操業区域とする総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶についてした船びき網漁業の許可であつて同法第六十六條の二の規定のうち瀬戸内海機船船びき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する律法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、本設置法に基いて、すでに設置した二十五箇所に及ぶ在外事務所の外に、政令によつて増設された台北外四箇所の在外事務所を、同法第二條第一項の表に追加しようとするのがその改正の第一点であり、第二点は、将来大使館、公使館、総領事館又は領事館が設置された場合、その管轄区域間にある在外事務所を廃止する必要が生じたときは、随時正式の在外公館と切り換えて行くことができる規定を加え、又その第三点は、在外事務所の権限が拡大され、所在国において外務省の所掌事務を行うことができるよう規定しようというのである。

二　議案の可決理由

本案は、平和條約の調印に伴う必要かつ妥当な措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

在外事務所に要する経費は、一応、昭和二十六年度一般会計予算外務省所管に計上されているが、増設のために更に必要なときは、同大蔵省所管に計上されている海外出張その他海外機関係諸費より移し替えられることになつている。

右報告する。

昭和二十六年十一月二日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約

ドイツ、アルゼンティン共和国、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中国、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、デンマーク、スペイン、合衆国、フィンランド、フランス、アルジェリー、フランス領西部アフリカの殖民地、マダガスカル、グレート・ブリテン及び南アフリカ連邦、カナダ、オーストラリア連邦、ニュージーランド、インド、ギリシャ、ハイティ共和国、イタリア並びにエリトレア、キレナイカ、トリポリ及びソマリの殖民地、日本国、ルクセンブルグ、モロッコ、ノールウェー、パナマ共和国、オランダ及びオランダ領インドの殖民地、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スイス、チェコスロヴァキア共和国、テュニス、ソヴイエト社会主義共和国連邦、ウルグアイ並びにユーゴースラヴィア

前記の国の政府の全権委員たる下名は、次の規定を協定した。

第一條

締約国は、所在地をパリとする国際冷凍協会を維持し且つ存続させることを約束する。

次のものは、この條約で定めた権利を享有し且つ義務を遵守する構成員の資格において、国際冷凍協会に所属する。

一　締約国並びにその海外領土及び殖民地で締約国がこの條約の署名に当つて指定し且つ前掲の表に記載されているもの

二　この條約の当事国でない国並びに前掲の表に記載されていない海外領土及び殖民地。但し、当該国が本国のために又は海外領土若しくは殖民地のために前記の條約に加入し、且つ、国際冷凍協会に対する新構成員の加盟の承認が第五條に規定した執行委員会により当該執行委員会に代表者を出している国、自治領又は殖民地の三分の二の多数をもつて決定された場合に限る。加盟申請は、協会の事務局長にあてて行うものとし、第九條に定める條件において協会の費用を年次分担金として支拂う約束を包含するものとする。加盟の承認が決定されたときは、事務局長は、それをフランス共和国外務大臣に通知し、同外務大臣は、それをすべての加入政府に通告する。

第二條

冷凍の科学及び工業に貢献した法人又は私人並びに国際冷凍協会に対する熱意者は、執行委員会の決定によつて協会の名誉会員の称号を受けることができる。

第三條

協会は、その事業を国際的分野に局限し、次の主要目的をもつ。

一　冷凍の科学及び実地に関する教育と冷凍の部門における科学的又は技術的な研究及び調査の進歩及び普及とを促進すること。

二　腐敗しやすい物の保存、運送及び分配に関する問題の最良の解決方法の研究を促進すること。

三　生産、流通及び消費の三点から見た冷凍物の世界的状況を、公にされた資料の出所を示して、周知させること。

四　冷凍の生成及び利用に関する科学上、技術上及び経済上のすべての資料及び文書を、刊行のために、收集すること。

五　冷凍工業に関係のあるあらゆる種類の法令、規則及び資料を、研究のために、收集すること並びに、必要があるときは、冷凍の応用により利益を受ける生産物の国際的流通に関する規則の改善及び統一に資する措置を、各政府の同意を得るために提案すること。

六　国際冷凍会議を開催すること。

七　協会の事業計画の実現を確保するために科学上及び商業上の関係団体と常に連絡を保つこと。

特定の一国の経済的利益、立法及び行政に関するすべての問題は、国

際冷凍協会の権限から除外する。

第四條

国際冷凍協会は、協会の構成員が指定した代表者からなる総会の権威及び監督の下にあるものとする。正式の代表者を任命することを望まない構成員は、正式代表者に代つて自国を代表すべき適当な団体を国際冷凍協会に承認させることができる。

総会における協会の各構成員の代表者の数は、協会の費用に対する構成員の分担金を規定するこの條約の第九條によつて定めた数とする。総会における代表者で会合に出席することができないものは、総会における代表者の一人に対し代理権を與える権利を有する。

総会は、少くとも四年ごとに一回会合する。総会の議長は、第十條に定める各五年の期間に相応する五年を任期として、多数決で選挙される。

第五條

国際冷凍協会の執行権は、執行委員会に委任する。執行委員会は、総会の指揮監督の下に、総会の決議を執行し、且つ、総会に提出する提案を作成する。

執行委員会は、協会の構成員の権限ある当局が指定した委員で組織する。協会の各構成員は、執行委員会に一人のみの代表者を出すものとする。

この條約の第七條に規定する国際委員会の委員長は、執行委員会に出席して発言する権利を有する。

執行委員会は、少くとも毎年一回会合する。この委員会は、総会の決定を執行する任務を有する。この委員会は、協会の事務処理についてすべての監督を行う。この委員会は、総会及び執行委員会の事務総長の機能を行う事務局長を無記名投票で任命する。この委員会は、人事に関する規則及び協会の運営に必要なすべての規定を定める。

執行委員会の委員で会合に出席することができないものは、この委員会の委員の一人に対し代理権を與える権利を有する。

会期と会期の間においては、執行委員会は、総会の権限を有する。但し、同委員会の決定が総会によつて承認されることを條件とする。

すべての場合において、決定は、出席し又は代理された委員の三分の二の多数によるときにのみ有効とする。

執行委員会は、その委員の中から、委員長一人及び副委員長六人からなる理事会並びに委員十五人からなる経理委員会を選定する。経理委員会は、特に、予算を作成すること及び協会の財政状態に関する年次報告を提出することを任務とする。

経理委員会の監督の下に、事務局長は、支出を命じ、且つ、収入を管理する。事務局長は、すべての領収証及び受領証に署名し、且つ、協会のためにすべての手形、証券又は小切手の支拂、引受、裏書又は振出を行う。

総会の議長は、顧問の資格で、執行委員会及び経理委員会の会合に出席することができる。

第六條

協会の運営は、執行委員会が任命した事務局長を含む有給職員及び協会の運営に必要な者によつて確保される。

各種の使用人の任免は、事務局長によつて行われる。事務局長は、この任免について執行委員会に対して責任を負うものとする。

第七條

この條約の第三條に規定した研究は、総会がその数及び職務を定める国際委員会又は総会が任命する専門家によつて計画され、且つ、遂行される。

これらの研究は、すべての分野における冷凍の生成及び利用に関連する問題、特に次のことに関連する問題について行われる。

低温度を得ること。
冷凍の材料及び設備
冷凍の産業的応用
運送
法制
教育
一般経済及び統計

前記の委員会のおのおのの委員長は、総会によつて選定され、且つ、総会に対して報告者の任に当る。

各委員会の組織は、この條約の当事国の冷凍協会又は他の科学上若しくは工業上の団体が表わした希望を考慮し、各委員会の委員長の提案に基いて執行委員会が定める。

第八條

国際委員会の業績及びこの條約の第三條によつて協会の中央事務局が收集したあらゆる種類の資料は、会報で公表する。正式の会報は、英語及びフランス語で作成する。但し、関係国の要請があるときは、協会の経常費及び特別費の範囲内で、この條約のいずれの当事国の国語による版も、公にすることができる。

会報の無料頒布は、この條約のすべての当時国に対して、その所属する等級に応じて総会が定めた割合で行われる。

第九條

協会の運営に必要な費用は、次の收入でまかなわれる。

一　協会の運営に参加することを受諾した協会の構成員の年次分担金。年次分担金は、自由に流通するいかなる通貨によつても支拂うことができるものとし、次の等級に従つて、重量三十一分の十グラムで純分〇・九〇〇の金フランによつて定められる。

等級	金フランによる年次分担金	総会及び執行委員会における構成員の投票権数
一級	四、八〇〇	六
二級	三、六〇〇	五
三級	二、四〇〇	四
四級	一、六〇〇	三
五級	八〇〇	二
六級	四〇〇	一

二　執行委員会が定めた條件によつて行う会報の予約販売及び協会の刊行物の販売から生ずる收入

三　寄附金、贈與及び遺贈で特にこの條約の第二條の適用により適法に協会に帰属するもの

各締約国の分担割当額は、毎年、年の始めに、フランス共和国外務省の仲介によつて協会の事務局長に拂い込まなければならない。

第十條

この條約は、十年の期間について締結される。この期間が経過した時は、この條約は、その後五年ずつの期間について暗默に更新される。協会の各構成員は、少くとも一年の予告によつて、各期間の経過後に協会から脱退し又は所属している等級を変更する権利を有する。

後に加盟を承認される各構成員は、最初の十年の期間の前半において加盟を承認される場合には、最初の十年の期間が経過するまで拘束される。そうでない場合には、加盟を承認された時の属する期間に続く五年の期間が経過するまで拘束される。

第十一條

この條約は、批准されなければならない。各国は、なるべくすみやかに批准書をフランス政府に寄託し、同政府は、この寄託を他の署名国に通知するものとする。

批准書は、フランス政府の記録に寄託保存される。

この條約は、各署名国が批准書を寄託した日から当該署名国に対して効力を生ずる。

以上の証拠として、良好妥当と認められた全権委任状を有する次の全権委員は、この條約に署名した。

千九百三十七年五月三十一日にパリで作成した。

ドイツ
ヨハンネス・グラフ・フォン・ヴェルツェク(印)

アルゼンティン共和国
テー・アー・ル・ブルトン（印）
ベルギー
ド・ケルショーヴ伯爵（印）
ブラジル
政府の承認を條件として
エル・エム・デ・ソウサ＝ダンタス（印）
ブルガリア
シー・バトロフ（印）
中国
ヴィー・ケー・ウェリントン・クー（印）
コスタ・リカ共和国
キュバ共和国
ホセ・ルネ・モラレス（印）
デンマーク
ティー・ブル（印）
スペイン
合衆国
フィンランド
ハリ・ホルマ（印）
フランス
イヴォン・デルボス（印）
アルジェリー
イヴォン・デルボス（印）
フランス領西部アフリカの殖民地及びマダガスカル
イヴォン・デルボス（印）
グレート・ブリテン及びインド
この條約に署名するに当り、
一　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のため、並びに
二　インドのために
私は、次のとおり宣言する。
一　私の署名は、千九百四十年六月二十一日以後少くとも一年の予告によつて協会から脱退する権利を留保して行われる。
二　グレート・ブリテン、北部アイルランド及びグレート・ブリテン海外領土皇帝インド皇帝陛下とこの條約を批准する他の締約国との関係においては、この條約は、(一)グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及び(二)インドについての批准書の寄託の日から千九百二十年六月二十一日の條約に代る。
ロイド・トーマス（印）
オーストラリア連邦
ロイド・トーマス（印）
南アフリカ連邦
エリック・エイチ・ラウウ（印）
カナダ
ニュー・ジーランド
ディー・ジェー・ジョーダン（印）
ギリシャ
エヌ・ポリティス（印）
ハイティ共和国
イタリア
ヴィー・チェルティ（印）
エリトレア、キレナイカ、トリポリ及びソマリのイタリア殖民地
ヴィー・チェルティ（印）
日本国
三谷隆信（印）
ルクセンブルグ
フンク（印）
モロッコ
ノールウェー
グロンヴォルド（印）
パナマ共和国
オランダ及びオランダ領インド
ジェー・ルドン（印）
ペルー
ポーランド
ジェー・ルカシェヴィッチ（印）
ポルトガル
ルーマニア
シー・セシアノ（印）
スウェーデン
イー・ヘニングス（印）
スイス
デュナン（印）
チェッコスロヴァキア共和国
ステファン・オスースキー（印）
テュニス
トロネ（印）
ソヴィエト社会主義共和国連邦
ウージェーヌ・ヒルシュフェルト（印）
ウルグアイ
パブロ・ペナンド（印）
ユーゴースラヴィア
ボジダール・ボウリッチ（印）

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする國際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
「国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約」は、千九百二十年（大正九年）六月二十一日にパリで署名され、わが国は、千九百二十四年（大正十三年）三月四日に、批准書を寄託して、この條約の締約国となつた。ところが、千九百三十七年（昭和十二年）五月三十一日、国際冷凍協会の運営に必要な財政確保のため締約国の分担金額を増加することを主たる目的として「千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約」を修正する條約」が署名され、わが国も同日この修正條約に署名はしたが、その批准は、当時の悪化しつつあつた国際情勢及びこれに引き続く第二次世界大戦のために妨げられていまだに行われていない。よつて、今般この條約を締結することといたしたいからその承認を求めたいというのである。

二　本件の議決理由
現下のわが国において、冷凍に関する列国の科学上、技術上及び経済上の最新の知識を導入することは極めて有益であつて、この方面における、技術及び科学の不断の向上の必要性と、さらに、輸出産業としての冷凍生産物の発展性を考えるとき、国際冷凍協会を通じて相互知識の国際交流を計ることは極めて望ましいことであると認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

三　本件施行に要する経費
本件議決に要する費用としては、わが国分担金年額四〇〇金フランである。この邦貨換算額は約四万二千円であつて、この費用は昭和二十六年度一般会計予算に計上されている大蔵省所管海外出張その他海外拂関係諸費より移し替えをすることになつている。

右報告する。

昭和二十六年十一月二日
外務委員長　守島　伍郎
衆議院議長林讓治殿

連合国財産補償法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
連合国との平和條約第十五條の規定に基き、連合国又は連合国人が開戦時に日本国内に有していた財産について戦争の結果生じた損害の補償を行うために必要な事項を規定するもので、補償の原則、損害額の算定方法、補償金の支拂方法等を規定している。

二　議案の可決理由
本案は、実質上は條約と一体をなすものであり、元来、この種の規定は條約中に設けられるべきもので、わが国が平和條約上の義務を履行するためには是非とも必要な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月五日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

（第十三号参照）

昭和二十六年度一般会計予算補正（第1号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨
平和條約の締結を控え、わが国が主権を回復し、国際社会に復帰する日も間近かになつた。変転する国際情勢の中にあつて、わが国の

前途には幾多の困難が予想されるほか、講和に関連して多くの負担が加つて来ることを覚悟せねばならないが、他方、米国を始めとする友好諸国との経済協力ないし東南アジア地域開発への協力等を通じて、広く世界経済の安定と発展とに寄与しつつ、わが国経済の発展を図る機会もひらけている。

従つて財政、金融政策の面においても、従来の基本方針、すなわち健全財政方針の維持、資本の蓄積、金融の適正化、国際収支の改善、現行為替レートの堅持等を一層堅実に推進するとともに、新情勢に対する充分な配慮が必要となる。

これらの考え方に基いて明年度以降の財政事情も充分考慮しつつ、新しい事態に対応する経費を計上するとともに、当初予算で主眼とした財政収支の均衡、国民負担の調整ならびに産業の合理化育成等のための政府資金の活用等各般にわたる必要に応じ、本予算を国会に提出したものである。

政府の説明によるとその内容は次のとおりである。

先ず歳入において差引補正増加額

一千三百六十二億八千六百三十六万五千円

歳出において差引補正増加額

一千三百六十二億八千六百三十六万五千円

であつて、この結果昭和二十六年度一般会計予算総額は

歳出入とも

七千九百三十七億七百十一万二千円

となる。

次に、本予算の主なる内容は次の諸点に要約される。

先ず歳出においては、

1　平和回復善後処理費　百億円
2　出資及投資　八百億円
3　地方財政平衡交付金　百億円
4　警察予備隊費　百五十億円

その他であり、

歳入における主なるものは

1　租税及印紙収入　一千百六十三億五百万円
2　官業及官有財産収入　百三十五億九千四百四万七千円
3　その他雑収入　六十三億八千七百三十一万八千円

等となつている。

二　本補正予算の可決理由

本予算の内容は、わが国経済の安定と発展等を図る上から極めて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月七日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長林譲治殿

昭和二十六年度特別会計予算補正（特第1号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本予算は、外国為替資金ほか二十八特別会計の補正を内容とする。各特別会計の補正額を合計すると、歳入補正額千二百七十五億三千八百余万円、歳出補正額千二百五十七億四千六百余万円であり、これを既定の歳入一兆二千七百五十七億五千二百余万円、歳出一兆二千四百五億八百余万円に加えると、二十六年度の特別会計予算総額は、歳入一兆四千三十二億九千百余万円、歳出一兆三千六百六十二億五千四百余万円となる。

各特別会計に大体共通するものとしては、職員給与改善費、行政整理物件費ならびに旅費の節約等があるが、その額は、

職員給与改善費

五十六億九千九百余万円

年末手当増額

十四億三千二百余万円

計

七十一億三千百余万円

行政整理に伴う経費（本年度内減少定員　二万三千百三十五人）

退官退職手当

十六億七千三百余万円

職員基本給の不用

△一億五千七百余万円

（△は一）

差引計

十五億一千六百余万円

歳出予算節約額

旅費

七億九千余万円

物件費

十七億七千三百余万円

計

二十五億六千三百余万円

である。以下主要な特別会計についてその内容を見れば、

(1)　郵政ならびに電気通信の二企業会計においては、職員の給与改訂、資材価格の値上り等による支出増加に対処するため、料金の引上げを図つている。

なお、電通特別会計の建設勘定においては、資金運用部からの借入増加二十五億円、設備負担金増加三十五億円を見込み、新規加入電話三万三千個、増設電話二万個の設備増加を図つている。

(2)　外国為替資金ならびに食糧管理特別会計のインベントリイ・ファイナンスは一般会計からの借入によつているが、その額は外為三百億円、食管百億円である。

(3)　農林漁業資金融通特別会計は、一般会計よりの繰入三十億円、資金運用部よりの借入三十億円計六十億円の資金増となる。

(4)　生糸価格の安定を図るため、新しく糸価安定特別会計を設けて、その資金として一般会計から三十億円を繰入れることとした。

二　本補正予算の可決理由

本予算は、一般会計ならびに政府関係機関の予算補正と一体にして、考察されねばならないが、これら三案を通ずる収支の均衡、国民負担の調整軽減、政府資金の活用の基本方針は現状において妥当なものであり、また原材料資材の価格騰貴に伴う営業料金の引上げもやむを得ない措置である。以上の理由により本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月七日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長林譲治殿

昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第2号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、日本専売公社、日本国有鉄道、住宅金融公庫及び日本開発銀行に関するものである。

その内容は次のごとくである。

1　日本専売公社

歳入差引補正額

百九十九億二百十六万一千円

歳出差引補正額

百五十四億二百十六万一千円

であつて、歳入増加額は四十五億円であるが、その主なる原因は、ピース、光の値下げによる売行の増加、すなわち当初八百二十億本が約八百三十四億本に増加すると見込まれるに至つたためである。なお、朝日は売行不振のため七月一日以降二十本につき十円の値下げを行つた。

益金内訳

たばこ

四十四億三千八百一万三千円

しよう脳

六千百九十八万七千円

計

四十五億円

支出増加の原因は、葉煙草等の騰

入価格の高騰及び数量の増加、製造数量及び単価の増加等である。

2　日本国有鉄道

歳入差引補正額

八百五十八億八千八百九十八万四千円

歳出差引補正額

八百五十八億八千八百九十八万四千円

であつて、この会計は損益勘定において、資材価格の騰貴、給与の改訂及び事業量の増加等のため、諸経費の節約を行つてもなお、四百億円の支出増加が見込まれる。

一方運輸収入においては現在の料金では百八十一億円の増加が見込まれるに過ぎない。そこで平年度における収支均衡を図る目標として、旅客二十五パーセント、貨物三十パーセントの料金値上げを行うこととしている。なお本年度はこれを十一月一日より実施することとして予算の積算を行つている。

又、工業勘定においては、資金運用部からの借入五十億円、その他の追加財源によつて車両の整備（新造約千両の追加を含む。）および東北線電化の早期完成等を図ることとしている。

3　住宅金融公庫

歳入追加額

五千六百八十四万二千円

歳出追加額

二億百十万八千円、

であつて、歳入においては、貸付金の増額に伴う利子収入の増加と、貸付資金の増額に伴う受託金融機関に対する預託金の利子収入増加である。

支出においては、職員給与の改善、業務量の増加、資金運用部借入金の増額に伴う支払利子の増加等である。

融資額の内訳は次のとおりである。

一般会計からの出資

三十億円

資金運用部借入金　三十億円

計　六十億円

4　日本開発銀行

歳入追加額

二十三億五千百四十九万五千円

歳出追加額

十二億四千七十二万三千円

であつて、これは十一月一日から復興金融金庫の業務及び人員の継承、貸付資金が当初百億円（見返資金から出資）に対して、一般会計からの出資七十億円、復興金融金庫回収金等八十億円、合計百五十億円の増加を見たことなどに伴うものである。

二　本補正予算の可決理由

これらの措置は、政府関係機関職員の給与の改訂、及び鉄道輸送力の拡充、重要産業に対する長期資金の確保、住宅建設資金の確保等のため極めて妥当なものと認め、本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月七日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長林譲治殿

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近東南アジアその他の地域からのプラント輸出の引合は、相当額に上るとともにその契約期間が漸次長期化する傾向にあるので、日本輸出銀行の資力を充実する必要があり、今回資本金を二十億円増加して百七十億円にしようとするものである。

二　議案の可決理由

日本輸出銀行の融資が漸次累増する現状において、輸出振興の重要性にかんがみ資本金を、この際二十億円増加することは適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民金融公庫は、一昨年六月設立以来四回にわたつて増資を行つた結果、現在資本金六十億円となつているが、昨今資金需要は極めてさかんで、現状では増大する資金需要に応ずるには極めて不充分な状態であるので、今回その資本金を十億円増加して七十億円としようとするものである。

二　議案の可決理由

国民金融公庫は、一般の金融機関から融資を受けることを困難とする国民大衆に対して必要な事業資金を供給するもので、現在の中小企業の金融難にかんがみ、この際十億円の資本金増額を行うことは極めて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

最近出入港船舶の増加に伴い、その検疫事務を促進するため、室蘭港、釜石港、舞鶴港、下津港及び福山、下松港にそれぞれ検疫所の支所又は出張所を設けるについて地方自治法第百五十六條第四項の規定による国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

検疫伝染病予防の万全を期することは、公衆衛生上適切な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

会社更生法案（内閣提出、第十回国会閣法第一三九号）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、株式会社の経営する事業が、破たんにひんし、債務弁済上、窮境に陥つたとき、一定の手続を経て、裁判所の監督のもとに、会社自身は勿論、債権者、株主、従業員等が、各々の立場で相協力して、事業を継持更生させ、いわゆる「生かして取る」主義を目的としたものである。

現行法において、企業を解体せずに、事業を更生させるためには、強制和議の制度があるが、これは画一的、包括的であつて、あまり効用がない。また、商法の規定による会社整理の制度は、任意的且つ弱力であつて、利用度が少い。そこで、これらの欠陥を補うため、本案が提出されたのである。

二　議案の要旨

本案の内容の要点は左のとおりである。

1　更生手続開始の原因を広く認めていること。すなわち、会社に破産の原因たる事実の生ずる虞がある場合の外、会社がその事業の継続に著しい支障をきたすことなしには弁済期にある債務を弁済することができないとき、申立ができることとしている。

2　高度の強制和議の性質を有すること。すなわち、更生計画の成立を容易にするため、権利者の多数決制度を採用している。

3　担保権者並びに株主を、手続に参加させることによつて、会社の資本構成の変更、新会社の設立等の方法で、債務整理を容易ならしめている。

4　債権者、担保権者及び株主、それぞれの権利の性質に従つて、計画の條件に公正衡平な差等を設けなければならないとして、各権利者の利害調整を図つていること。

5　免責制度を採用して、更生計画の認可決定後は、計画によつて認められた権利及びこの法律で認められた権利を除いては、会社はすべての責務から免責されるものとしていること。

6　特に重要な点は、租税、公課その他の請求権を有するものも、手続に参加させ、一定期間その滞納処分を中止し、また、徴収権者の同意があれば、徴収猶予ができることとしている。

7　裁判所の裁量権を広く認めていること。更生手続は、営業中の会社を対象にしており、また、関係人の利害が錯雑しているので、迅速公平な処置を期する必要がある。すなわち、裁判所は、管財人、調査委員、審査人、整理委員、法律顧問等を補助機関とし、更に、監督行政官庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政庁の関與を求めることになつている。

三　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当と認めるが、本法の施行には準備期間を必要とするので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十七年十一月九日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

会社更生法案の一部を次のように修正する。

附則

この法律は、昭和二十七年一七月一日から施行する。

破産法及び和議法の一部を改正する法律案（内閣提出、第十回国会閣法第一四一号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の最も重要な改正点は、破産における免責制度の採用である。現行法においては、破産者は、破産手続終了後においても、弁済されなかつた残余の債務については、なお、その弁済の責に任ずることになつているので、破産者は、終生債務の重圧に苦しまなければならないのである。これを救済するために、租税、破産者が悪意の不法行為に基く損害賠償、一定の範囲内の雇人の給料等の特殊の債権を除き、破産債権者に対するすべての債務につき、その責を免れるものとしたのである。これによると、破産者は、免責を得るために、誠実に行動する結果、破産財団の確保ができて、かえつて、債権者のためにもなり、殊に、破産者は、免責によつて、当然復権するので、すみやかに更生して、社会のために活動し得ることになるというのである。

二　議案の可決理由

最も問題となつたのは、免責の効力は、絶対的か、相対的かということである、すなわち、免責後債務は完全に消滅するのか、あるいは、免責後も残つた債務は、債権者の不当利得となるのか、また、主たる債務が免責されると従たる債務である保証債務や担保物件は消滅するのか、という点である。これに対し、政府より免責の効力は、相対的であつて、免責後も債務は残るが、責任は消滅する。いわば、自然債務の一種である。且つ、主たる債務は消滅しても、従たる保証債務や担保物権は消滅しない特例を設けている、との答弁があつた。

今回の改正は、おおむね妥当と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月九日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

〔第十五号参照〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政事務の簡素化、能率化により、各省庁の定員減少を行おうとするもので、その主なる点の第一は、各行政機関における職員の総定員八十九万六百五十五人を、八十万二千七百四十人に縮減すると同時に、終戦処理事業費等において三千五十五人を二千七百四十人に、定員外警察官五千人を二千六百人に縮減することとされている。なお、食糧庁の定員については、明年四月一日までに、米穀の統制撤廃が実施されない場合には、七千九百六十一人を限度として、予算の定めるところにより増員することができることとされている。

第二は、人員整理に関する措置として、整理の時期を原則として、昭和二十七年一月一日から六月三十日までと定め、その期間においては、改正定員をこえる職員は、これを定員外とすることとし、なお、農林省本省及び通商産業省の一部については、九月三十日又は、十二月三十一日までは整理を延期することとしている。またこの整理については、国家公務員法の審査請求規定並びに国立学校教官、労働基準監督官の罷免等に必要な事前手続に関する規定は適用しないこととされており、休職者は、この法律の職員から除かれている。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政事務の簡素化等に伴い定員を整理するもので、適切な措置であるが、米の統制撤廃の延期に伴い、所要の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

修正による増員のため必要な経費は、整理人員の減少に伴う退職手当の不用額をもつてまかなうことができる。

右報告する。

昭和二十六年十一月十二日

内閣委員長　木村公平

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（小字及び――は修正）

第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	一、七六九人	
統計委員会	五七人	
総理府		
公正取引委員会	二四一人	
全国選挙管理委員会	四四人	
国家公安委員会		
国家地方警察	四五、二八〇人	
国家消防庁	一一二人	
地方財政委員会	一二七人	
外国為替管理委員会	七四人	
首都建設委員会	二一人	
		うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。

	電波監理委員会		二、九六三人
	公益事業委員会		七九七人
	土地調整委員会		一八人
	宮内庁		九五二人
	特別調達庁		四、八四五人
	賠償庁		四七人
	行政管理庁		五八人
	地方自治庁		五二人
	北海道開発庁		三、〇九九人
法務府	計		六〇、五五六人
	本府		四一、五五六人
	中央更生保護委員会		一、一四六人
	司法試験管理委員会		一人
	計		四二、七〇二人
外務省	本省		一、五四二人
	入国管理庁		七七四人
	計		二、三一六人
大蔵省	本省		一二、三七七人
	証券取引委員会		一一〇人
	公認会計士管理委員会		一〇人
	国税庁		五〇、九二〇人
	造幣庁		一、八三二人
	印刷庁		八、一二一人
	計		七三、三七〇人
文部省	本省		六〇、六八八人
	文化財保護委員会		三八二人
	計		六一、〇七〇人
厚生省	本省		四三、一八八人
	引揚援護庁		一、七七九人
	計		四四、九六七人
農林省	本省		二〇、五四八人
	食糧庁		一五、二〇三人
	林野庁		二一、四六五人

うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。

うち五九、一二八人は、国立学校の職員とする。

	水産庁		一、二五九人
	計		六六、四七五人
			五八、五一四人
通商産業省	本省		七、六二五人
	資源庁		四八八人
	工業技術庁		四、三二八人
	特許庁		六七二人
	中小企業庁		一六六人
	計		一三、二七九人
運輸省	本省		一二、九四三人
	船員労働委員会		一二、七四三人
	海上保安庁		五四人
	海難審判庁		一三、〇六三人
	航空庁		九〇人
	計		四五三人
			二六、六〇三人
			二六、四〇三人
郵政省	本省		二四五、二九六人
電気通信省	本省		一四三、〇三六人
労働省	本省		一九、七九三人
	中央労働委員会		八、八一四人
	公共企業体仲裁委員会		九〇人
	国有鉄道中央調停委員会		一六人
	専売公社中央調停委員会		一三人
	国有鉄道地方調停委員会		一〇人
	専売公社地方調停委員会		四九人
	計		三〇人
			二〇、〇〇一人
			一九、〇二二人
建設省	本省		一〇、〇四七人
経済安定本部	本部		六三二人
	物価庁		一六九人
	経済調査庁		一、三四六人
	外資委員会		一五人
	計		二、一六二人
合計			八一一、八八〇人
			八〇二、七四〇人

同條第三項中「三千五十五人」を「二千七百四十人」に改め、同條第五項中「五千人」を「二千六百人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、農林省の本省の職員の定員は、二万千五十五人とし、通商産業省の本省の職員の定員は、七千九百七十一人とする。

3　昭和二十七年四月一日までに米穀についての統制が廃止されるに至らなかつた場合においては、改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、予算の定める範囲内において、七千九百六十一人を限度として、政令の定めるところにより、食糧庁の職員の定員を増加することができる。

4　各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二條の規定による定員（前二項の規定が適用される場合においては、これらの規定による定員）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

5　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、左の各号の一に該当する一般職の国家公務員については、適用しない。

一　予算の減少又はこの法律の施行に基く定員若しくは定数の改廃により、昭和二十七年一月一日から同年六月三十日（第二項の規定が適用される場合においては、同年九月三十日又は同年十二月三十一日とする。）までの間において降任され、免職されその他不利益な処分を受ける者

二　行政機関職員定員法第二條第六項に規定する国家地方警察の職員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府県の職員（補佐人を含む。）で、行政機関職員定員法に基く政令又は地方自治法に基く政令に定める定員が昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間において改正されることによつて降任され、免職されその他不利益な処分を受ける者。

6　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第五條（第二十二條に基く政令並びに第二十四條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第六條（第二十二條に基く政令並びに第二十四條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九條第四項の規定は、この法律の施行に基く定員又は定数の改廃により降任され、免職されその他不利益な処分を受ける職員については、適用しない。

国際小麦協定

この協定の当事国政府は、

小麦の重圧的な過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に與える深刻な困難を克服しようとし、また、

この目的のために国際小麦協定を締結することが望ましいことを決議して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一條　目的

この協定は、公正な安定した価格で、輸入国に小麦の供給を、輸出国に小麦の市場を確保することを目的とする。

第二條　定義

1　この協定の適用上、

「相当価格諮問委員会」とは、第十五條に基いて設立される委員会をいう。

「ブッシェル」とは、常衡六十ポンドをいう。

「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険に要する費用をいう。

「c.&.f.」とは、運賃込値段をいう。

「理事会」とは、第十三條に基いて設立される国際小麦理事会をいう。

「收穫年度」とは、八月一日から七月三十一日までの期間をいう。但し、第七條においては、オーストラリアとは及びウルグアイ国については十二月一日から十一月三十日までの期間、アメリカ合衆国については七月一日から六月三十日までの期間をいう。

「執行委員会」とは、第十四條に基いて設立される委員会をいう。

「輸出国」とは、文脈により、(一)第三條附表Bに掲げた国でこの協定を受諾し、若しくはこれに加入していて、この協定から脱退していないものの政府、又は(二)その国自体及び第二十三條に基いて政府の権利義務を適用する地域をいう。

「f.a.q.」とは、中等品をいう。

「f.o.b.」とは、本船渡値段をいう。

「保証数量」とは、輸入国については一收穫年度における買入保証数量をいい、輸出国については一收穫年度における売渡保証数量をいう。

「輸入国」とは、文脈により、(一)第三條附表Aに掲げた国でこの協定を受諾し、若しくはこれに加入していて、この協定から脱退していないものの政府、又は(二)その国自体及び第二十三條に基いて政府の権利義務を適用する地域をいう。

「国際貿易機関」とは、千九百四十八年三月二十四日のハヴァナ憲章に規定された機関又は、この機関が設立されるまでは、千九百四十七年十一月二十一日から千九百四十八年三月二十四日までハヴァナで行われた国際連合貿易雇用会議が採択した決議によつて設立された中間委員会をいう。

「販売費」とは、調達、販売、よう船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。

「メートル・トン」とは三六・七四三七一ブッシェルをいう。

「古麦」とは、輸出国のある收穫年度において、その年度の開始の二箇月前までに收穫された小麦をいう。

「地域」とは、輸出国又は輸入国との関係において、第二十三條に基いてその国の政府のこの協定に基く権利義務が適用される地域を含む。

「取引」とは、文脈により、輸出国から輸出された若しくは輸出される小麦を輸入国に輸入するための売渡又はこのようにして売り渡された小麦の数量をいう。この協定において輸出国と輸入国との間の取引に言及する場合には、輸出国政府と輸入国政府との間の取引ばかりでなく、民間貿易業者間の取引及び民間貿易業者と輸出国又は輸入国の政府との間の取引もさすものとする。この定義において、「政府」とは、この協定を受諾し、又はこれに加入する政府の権利義務が第二十三條に基いて適用される地域の政府を含むものとする。

「未履行の保証数量」とは、一收穫年度において、輸出国又は輸入国について第四條に従つて理事会の記録に記入された数量と右の年

度における当該国の保証数量との差をいう。

「小麦」とは、小麦粒及び、第六條の場合を除き、小麦粉を含む。

2　買入保証数量又は売渡保証数量に関するすべての計算において、小麦粉と小麦粒との重量換算率は、七十二対百とする。但し、理事会が別段の決定をした場合には、この限りでない。

第二部　権利義務

第三條　買入保証数量及び売渡保証数量

1　この條の附表Aに掲げた小麦の輸入国別数量は、この協定の第三部の規定に基く増加又は削減に従うことを條件として、この協定の及ぶ四收穫年度の各年度における当該国の買入保証数量を表わす。

2　この條の附表Bに掲げた小麦の輸出国別数量は、この協定の第三部の規定に基く増加又は削減に従うことを條件として、この協定の及ぶ四收穫年度の各年度における当該国の売渡保証数量を表わす。

3　輸入国の買入保証数量は、第四條に従つて理事会の記録に記入された取引量をその買入保証数量から差し引くことを條件として、

(a)　第五條に基き、理事会が当該輸入国に対し第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で当該輸入国への売渡を要請できる小麦の最大数量又は

(b)　第五條に基き、理事会が輸出国に対し第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で当該輸出国からの買入を要請できる小麦の最大数量又は

を表わす。

4　輸出国の売渡保証数量は、第四條に従つて理事会の記録に記入された取引量をその売渡保証数量から差し引くことを條件として、

(a)　第五條に基き、理事会が当該輸出国に対し第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で輸入国への売渡を要請できる小麦の最大数量又は

(b)　第五條に基き、理事会が輸入国に対し第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された最低価格に合致する価格で当該輸出国からの買入を要請できる小麦の最大数量

を表わす。

5　輸入国が第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で自国の未履行の保証数量を買い入れる権利を行使することを困難と認める場合、又は輸出国が第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された最低価格に合致する価格で自国の未履行の保証数量を売り渡す権利を行使することを困難と認める場合には、その国は、第五條の手続によることができる。

6　輸出国は、第五條に基いて要請されない限り、この協定では、小麦を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で、売り渡す義務を負わない。輸入国は、第五條に基いて要請されない限り、この協定では、小麦を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低価格に合致する価格で、買い入れる義務を負わない。

7　各保証数量のうち、輸出国が供給して輸入国が受け取る小麦粉の数量は、第五條の規定に従うことを條件として、各取引における買手と売手との間の協定により決定するものとする。

8　輸出国及び輸入国は、民間貿易又は他の方法によつて各自の保証数量を自由に履行することができる。この協定は、民間貿易業者について、その別に従うべき法律又は規則の適用を免除するものと解釈してはならない。

第三條附表A　買入保証数量

收穫年度（八月一日から七月三十一日まで）	一九四九―五〇	一九五〇―五一	一九五一―五二	一九五二―五三	各收穫年度のブッシェル換算量
	単位　千メートル・トン（注一）				
オーストリア国	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一一〇三、一一三
ベルギー国	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	一六五、五一八
ボリヴィア国	七五	七五	七五	七五	二七五、七六八
ブラジル国	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	一二八、三七六、七三六
セイロン国	八〇	八〇	八〇	八〇	二九二、九四九、七四七
中国	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	七三四、八四二
コロンビア国	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	四〇四、一八四
キューバ国	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	三七一、三一九
デンマーク国	四四	四四	四四	四四	一六一、七三三
ドミニカ共和国	一〇	一〇	一〇	一〇	三六、七四四
エクアドル国	三〇	三〇	三〇	三〇	一一〇、三二一
エジプト国	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	六九八、一三五
サルヴァドル国	一一	一一	一一	一一	四〇四、一八一
ギリシャ国	四一八	四一八	四一八	四一八	一五三、七六、三〇六
グアテマラ国	一〇	一〇	一〇	一〇	三六七、四三七
イラン	一〇四一	一〇四一	一〇四一	一〇四一	三八、二六八、九四六
アイルランド国	二七五	二七五	二七五	二七五	一〇、一〇四、三一〇●
イスラエル	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三六、七四四、五七一
イタリア国	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	四〇、四一八、〇八一
レバノン国	六五	六五	六五	六五	二、三六八、三四一
リベリア国	一	一	一	一	三六、七四四
メキシコ国	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	四七四、八三一
オランダ国（注二）	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一四、五九七、七四四
ニュージーランド	一三五	一三五	一三五	一三五	四九二、九四〇
ニカラグア国	八	八	八	八	二九五、九四〇
ノールヴェー国	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	七七一、七九八
パナマ国	七	七	七	七	二五六、四三三
パラグアイ国	五〇	五〇	五〇	五〇	一八四、六三五
ペルー国	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三六八、二三五
フィリピン国	一九六	一九六	一九六	一九六	七二一、七七七
ポルトガル国	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	七七一、八四二
サウディ・アラビア国	五〇	五〇	五〇	五〇	一、八四六、八四二
スウェーデン国	七五	七五	七五	七五	二七五、七五九
スイス国	一七五	一七五	一七五	一七五	六四五、一四九

南アフリカ連邦	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一二〇、三二、二三	
連合王国	四八九	四八九	四八九	四八九	一七七、〇六九、八三八	
ダュネズエラ国	九〇	九〇	九〇	三四、三〇八、九三四		
合計（三十七国）	三、四二八	三、四二八	三、四二八	四五六、六八三、三九九		

注(一)　理事会が別段の決定をしない限り、小麦粉の数量をこの表に明記した数量に対比するについては、小麦粉七二メートル・トンは、小麦一〇〇メートル・トンに相当するものとみなす。

(二)　オランダ国の数量は、各収穫年度についてインドネシアの七五、〇〇〇メートル・トンすなわち二、七五五、七七八ブッシェルを含む。

第三條附表B　売渡保証数量

数量　年度（八月一日から七月三十一日まで）	一九五一―五二	一九五二―五三	一九五三―五四
	穀粒千メートル・トン（注一）		各収穫年度ブッシェル換算量
オーストラリア	二、一七七	二、一七七	二、一七七	八〇、〇〇〇、〇〇〇
カナダ	四、三二七	四、三二七	四、三二七	一二〇、〇六九、八三八
フランス国	九〇	九〇	九〇	三四、三〇八、九三四
アメリカ合衆国（注二）	四、五七四	四、五七四	四、五七四	一六八、〇六九、八三四
ウルグァイ国	五〇	五〇	五〇	一、八五七、一四三
合計	三、四二八	三、四二八	三、四二八	四五六、六八三、三九九

注(一)　理事会が別段の決定をしない限り、小麦粉の数量をこの表に明記した数量と対比するについては、小麦粉七二メートル・トンは、小麦一〇〇メートル・トンに相当するものとみなす。

(二)　凶作のため第十條の規定を発動する場合には、これらの売渡保証数量は、アメリカ合衆国が供給の責任を有し、又は有することのある占領地域における小麦の最小需要量を含まないこと、及び、右の最小需要量をみたす必要は、この協定に基いて売渡保証数量を引き渡すアメリカ合衆国の能力を決定する上の一要素であることを認める。

第四條　保証数量に対比する取引の記録

1　理事会は、第三條附表A及び附表Bの保証数量の一部となる小麦の取引又は取引の部分を収穫年度別に記録にとどめるものとする。

2　輸出国と輸入国との間の小麦粒の取引又は取引の部分は、一収穫年度の両国の保証数量に対比して、理事会の記録に記入するものとする。

(a)　もつとも、(一)前記の取引又は取引の部分が、当該収穫年度について第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高価格より高くなくまた最低価格より低くないこと並びに、(二)輸出国及び輸入国が、前記の取引又は取引の部分を各自の保証数量に対比して記入してはならない旨の合意をしていないことを條件とする。また、

(b)　その記入は、(一)関係輸出国及び輸入国が当該収穫年度について有する未履行の保証数量を限度とし、また、(二)取引に明記された積込期間中の当該収穫年度内にある期間を限度とする。

3　関係輸出国及び輸入国が合意する場合には、この協定の第二部の効力発生前に結ばれた小麦の買入及び売渡の協定に基いて行われる取引又は取引の部分も、価格にかかわりなく、且つ、この條の第二項(b)の條件に従うことを條件として、両当事国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

4　小麦粉の売渡及び買入に関する商事契約若しくは政府の協定が、その小麦粉の価格は第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された価格に合致する旨の記載を含む場合、又は関係輸出国及び輸入国が、その小麦粉の価格は第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された価格に合致する旨の意見に一致したと理事会に通報する場合には、その小麦粉の小麦粒換算量は、この條の第二項(a)(二)及び(b)の條件に従うことを條件として、両国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。商事契約又は政府の協定が前記の記載を含まず、且つ、関係輸出国及び輸入国がその小麦粉の価格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された価格に合致する旨の意見に一致しない場合には、両国がその小麦粉の小麦粉換算量を保証数量に対比して理事会の記録に記入してはならない旨の合意をしていない限り、両国の一方は、理事会に問題の決定を要請することができる。理事会が、この要請を考慮して、その小麦粉の価格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された価格に合致すると決定したときは、その小麦粉の小麦粒換算量については、この條の第二項(b)に規定した條件に従うことを條件として、関係輸出国及び輸入国の保証数量に対比して記入するものとする。理事会が、この要請を考慮して、その小麦粉の価格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された価格に合致しないと決定したときは、その小麦粉の小麦粒換算量については、右のような記入はしないものとする。

5　理事会は、次の條項に従い、保証数量の一部となる取引の報告及び記録のための手続規則を定める。

(a)　輸出国と輸入国との間の取引又は取引の部分であつて、この條の第二項、第三項及び第四項に基いて両国の保証数量の一部となるべきものは、理事会の手続規則の定めるところにより所定の期間内に及び所定の細目に従つて両国の一方又は双方から、理事会に報告する。

(b)　(a)の規定に従つて報告された取引又は取引の部分は、取引の行われた輸出国及び輸入国の保証数量に対比して理事会の記録に記入したことを通告する。

(c)　取引及び取引の部分が保証数量に対比して理事会の記録に記入される順序は、理事会がその手続規則で定める。

(d)　理事会は、その手続規則に定める期間内に、各輸出国及び輸入国に対し、取引又は取引の部分を当該国の保証数量に対比して理事会の記録に記入したことを通告する。

(e)　関係輸入国又は輸出国が、取引又は取引の部分の自国の保証数量に対比する理事会の記録への記入について、理事会がその手続規則に定める期間内に何らかの異議を申し立てた場合には、理事会は、問題を審査し、この異議に正当な理由があると決定したときは、それに応じて理事会の記録を修正する。

(f)　輸出国又は輸入国が当該収穫

年度の自国の保証数量に対比して理事会の記録に記入済の小麦の全量がその收穫年度内に積み込まれる見込がないと認めた場合には、その国は、記録に記入された数量から適当量を削減するように理事会に要請することができる。理事会は、問題を考慮し、この要請が正当であると決定したときは、それに応じて理事会の記録を修正する。

(g)　輸入国が輸出国から買い入れて他の輸入国に転売した小麦は、関係輸入国の合意により、小麦が最終的に転売された輸入国の未履行の買入保証数量に対比して記入することができる。但し、最初の輸入国の買入保証数量に対比して記入した数量から相当量を削減することを條件とする。

(h)　理事会は、保証数量に対比して理事会の記録に記入した数量に関する明細書を、毎週又は理事会がその手続規則に定めた間隔を置いて、すべての輸出国及び輸入国に送付する。

(i)　理事会は、ある收穫年度におけるいずれかの輸出国又は輸入国の保証数量が履行された時は、直ちに、すべての輸出国及び輸入国に通告する。

6　各輸出国及び輸入国は、理事会がその国の保証数量の多少及び他の関係要素を基礎としてその国について定める程度の幅を自国の保証数量の履行上許される。

1
(a)　第五條　権利の行使

ある收穫年度の自国の未履行の保証数量を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で買い入れることを困難と認める輸入国は、希望量を買い入れるについて理事会の援助を要請することができる。

(b)　(a)に基く要請の受領後三日以内に、理事会事務局長は、理事会の援助を要請した輸入国の未履行の保証数量を、当該收穫年度の未履行の保証数量を有する輸出国に通告し、これらの輸出国が第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で小麦を売り渡すよう申出をするように勧誘するものとする。

(c)　(b)に基く理事会事務局長の通告後十四日以内に、関係輸入国の未履行の保証数量の全部又は理事会が要請の行われた時に妥当と認めたその部分に対する売渡の申出がなかつた場合には、理事会は、輸出国及び輸入国がその考慮を希望して提出する事情、特にいずれかの国の産業計画並びに関係輸入国の輸入した小麦粉と小麦粒との従来の普通の量及び比率に考慮を拂つて、輸出国の各又はそのいずれかが当該輸入国に売り渡してその收穫年度内に積み込むのに適当な小麦粒及び(又は)小麦粉の数量を、並びに要請があればその品質及び等級を、七日以内に決定するものとする。

(d)　(c)に基く理事会の決定によつて輸入国に売り渡す小麦粒及び(又は)小麦粉の数量を申し出るように要請された各輸出国は、右の決定の日から三十日以内に、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高価格に合致する価格で、両国が別段の合意をしない限り、支拂の行われるべき通貨に関し、その時において両国間に一般に行われている條件と同様の條件で、当該收穫年度内に積み込むように当該輸入国に前記数量の売渡を申し出るものとする。関係輸出国及び輸入国間に従来貿易関係が存在せず、両国が支拂の行われるべき通貨に関し合意することができない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e)　(c)に基く理事会の決定に従つて交渉中の特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、この小麦粉の価格と第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された小麦粉の最高価格との関係について、又は小麦粉及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の條件について、輸出国と輸入国との間に意見が一致しない場合には、問題は、理事会の決定に付託されるものとする。

2
(a)　ある收穫年度の自国の未履行の保証数量を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低価格に合致する価格で売り渡すことを困難と認める輸出国は、希望量を売り渡すについて理事会の援助を要請することができる。

(b)　(a)に基く要請の受領後三日以内に、理事会事務局長は、理事会の援助を要請した輸出国の未履行の保証数量を、当該收穫年度の未履行の保証数量を有する輸入国に通告し、これらの輸入国が第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低価格で小麦を買い入れるように勧誘するものとする。

(c)　(b)に基く理事会事務局長の通告後十四日以内に、関係輸出国の未履行の保証数量の全部又は理事会が要請の行われた時に妥当と認めたその部分が買い入れられなかつた場合には、理事会は、輸出国及び輸入国がその考慮を希望して提出する事情、特にいずれかの国の産業計画並びに関係輸入国の輸入した小麦粉と小麦粒との従来の普通の量及び比率に考慮を拂つて、輸入国の各又はそのいずれかが当該輸出国から買い入れてその收穫年度内に積み込むのに適当な小麦粒及び(又は)小麦粉の数量を、並びに要請があればその品質及び等級を、七日以内に決定するものとする。

(d)　(c)に基く理事会の決定によつて輸出国から買い入れた小麦粒及び(又は)小麦粉の数量を申し出るように要請された各輸入国は、右の決定の日から三十日以内に、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低価格に合致する価格で、両国が別段の合意をしない限り、支拂の行われるべき通貨に関し、その時において両国間に一般に行われている條件と同様の條件で、当該收穫年度内に積み込むように当該輸出国からの前記数量の買入を申し出るものとする。関係輸出国及び輸入国間に従来貿易が存在せず、両国が支拂の行われるべき通貨に関し合意することができない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e)　(c)に基く理事会の決定に従つて交渉中の特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、この小麦粉の価格と第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された小麦粒の最低価格との関係について、又は小麦粒及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の條件について、輸出国と輸入国との間に意見が一致しない場合には、問題は、理事会の決定に付託されるものとする。

第六條　価格

1　この協定の存続期間中の最高及び最低基準価格は、マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフオート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の一ブッシェルについて、千九百四十九年三月一日国際通貨基金の運用上定められたカナダ・ドルの平価におけるカナダ通貨で、次のとおりとする。

收穫年度	最低	最高
一九四九―五〇	一・五〇ドル	一・八〇ドル
一九五〇―五一	一・四〇ドル	一・八〇ドル
一九五一―五二	一・三〇ドル	一・八〇ドル

一九五二　一・二〇　一・八〇
一五三　ドル　ドル

最高及び最低基準価格並びに次に掲げるその相当価格は、買手と売手との間で取りきめられる保管費及び販売費を含まないものとする。

2　ばら積み小麦の最高相当価格は、次のとおりとする。

(a)　マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴァンクーヴァー倉庫渡の最高相当価格は、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格とする。

(b)　f.a.q.ばら積み小麦のオーストラリア f.o.b.、フランス見本ばら積み小麦（最低自然重量はヘクトリットルについて七十六キログラム、最低たん白質含有量は十パーセント、最高きよう雑物含有量及び水分はそれぞれ二パーセント及び十五パーセント）のフランス港 f.o.b.並びに f.a.q.一等ばら積み小麦のウルグアイ国 f.o.b.の最高相当価格は、次の各号のうちのいずれか低い方とする。

(一)　この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格をその時の為替換算率でオーストラリア、フランス国又はウルグアイ国の通貨にそれぞれ換算したもの。又は

(二)　その時の輸送費及び為替換算率に基き、且つ、品質差が認められている輸入国では関係輸出国及び輸入国間に取りきめられる品質差による補正を加えて、算定された、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格の仕向国内 c.&f. 価格にそれぞれ相当するオーストラリア、フランス国又はウルグアイ国 f.o.b 価格

(c)　ハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国のメキシコ湾港又は大西洋港 f.o.b.の最高相当価格は、その時の輸送費及び為替換算率に基き、且つ、関係輸出国及び輸入国間に取りきめられる品質差による補正を加えて、算定された、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格の仕向国内 c.&f. 価格に相当する価格とする。

(d)　ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国の太平洋港倉庫渡の最高相当価格は、その時の為替換算率に基き、且つ、関係輸出国及び輸入国間に取りきめられる品質差による補正を加えて、算定された、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格とする。

3　ばら積み小麦の最低相当価格は、この項に定めるとおりとする。

(a)　マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴァンクーヴァー f.o.b.

(b)　f.a.q.ばら積み小麦のオーストラリア f.o.b.

(c)　フランス見本ばら積み小麦（最低自然重量はヘクトリットルについて七十六キログラム、最低たん白質含有量は十パーセント、最高きよう雑物含有量及び水分はそれぞれ二パーセント及び十五パーセント）のフランス港 f.o.b.

(d)　f.a.q.一等ばら積み小麦のウルグアイ国 f.o.b.

(e)　ハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国のメキシコ湾港又は大西洋港 f.o.b.及び

(f)　ソフト・ホワイト一号又はハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国の太平洋港 f.o.b.

の最低相当価格は、それぞれその時の輸送費及び為替換算率に基き、且つ、品質差が認められている輸入国では関係輸出国及び輸入国間に取りきめられる品質差による補正を加えて、算定された、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最低価格のグレート・ブリテン及び北部アイランド連合王国における c.&f. 価格に相当するヴァンクーヴァー、オーストラリア、フランス国、ウルグアイ国、アメリカ合衆国のメキシコ湾港又は大西洋港及びアメリカ合衆国の太平洋港 f.o.b.価格とする。

4　執行委員会、相当価格諮問委員会と協議の上、千九百四十九年八月一日後いつでも第二項及び第三項に明記したもの以外の小麦の種類を指定し、その最高及び最低相当価格を定めることができる。但し、相当価格のまだ定められていない小麦の種類の場合には、最低及び最高相当価格は、当分の間、この條に明記した小麦の種類又は執行委員会が相当価格諮問委員会と協議の上指定した小麦の種類のうち最もその種類に類似するものの最低及び最高価格に適当な割増を加え、又はこれから適当な割引をしたものとする。

5　輸出国又は輸入国が執行委員会に対しこの條の第二項、第三項又は第四項により定められた相当価格がその時の輸送費、為替換算率又は市場の割増若しくは割引価格に照らして公正でなくなつたと申し立てたときは、執行委員会は、問題を考慮し、且つ、相当価格諮問委員会と協議の上、望ましいと認める調整をすることができる。

6　この條の第二項若しくは第三項に明記し、又はこの條の第四項により指定した小麦の種類について、この條の第四項及び第五項の適用上いかなる割増又は割引が適当であるかに関して紛争が生じたときは、執行委員会は、関係輸出国又は輸入国の要請に応じ、相当価格諮問委員会と協議の上、問題を決定するものとする。

7　この條の第四項、第五項及び第六項による執行委員会のすべての決定は、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。但し、これらの国のうちで右の決定が自国に不利であると認めるものは、理事会にその決定の再審査を求めることができる。

8　輸出国及び輸入国は、国内農業政策及び価格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を留保するが、すべての事情に照らして相互に受諾しうる価格で相互間の小麦取引の成立を奨励促進するため、輸出国及び輸入国が行おうとする小麦取引に関する最高価格と最低価格との間の価格の自由な変動を阻害するようにこれらの政策を運用しないことに努力しなければならない。輸出国又は輸入国は、これらの政策の結果として損害を被つていると認めたときは、この問題について理事会の注意を喚起することができる。理事会は、その苦情について調査して報告しなければならない。

第七條　在庫量

1　輸入国に対する小麦の供給を確保するため、各輸出国は、その国の収穫年度末における古麦の在庫量を、次の各収穫年度におけるこの協定に基く売渡保証数量をみたすのに充分な水準に維持するように努力しなければならない。

2　一輸出国が不作であつた場合には、理事会は、その輸出国が第十條の規定に基いてその義務のいずれかを解除される前に、その輸出国がその條の第一項の要求する充分な在庫量を維持するために行つた努力に関し、特別の考慮を與えるものとする。

3　年度初め及び年度末における小麦の不釣合な買入は、この協定に基く価格の安定を害し、すべての輸出国及び輸入国の義務の履行を困難とする虞があるので、これを避けるため、輸入国は、常に充分な在庫量を維持するように努力しなければならない。

4　第十二條の規定に基いて輸入国が要請をした場合には、理事会は、その要請に有利な決定をする前に、その輸入国がこの條の第三項の要求する充分な在庫量を維持するために行つた努力に関し、特別の考慮を與えるものとする。

第八條　理事会に提供すべき情報

輸出国及び輸入国は、この協定の運営に関連して理事会が要請する情報を、理事会の定める期間内に理事会に報告しなければならない。

第三部　保証数量の調整

第九條　不参加又は脱退の場合の調整

1　第三條附表A又は第三條附表Bに掲げた国が、(a)署名をしなかつたか、(b)受諾書を寄託しなかつたか、(c)第二十二條第五項、第六項若しくは第七項によつて脱退したか、(d)第十九條によつて除名されたか、又は(e)第十九條によつてこの協定に基く保証数量の全部若しくは一部をみたしていないと理事会により認定された結果、附表Aの買入保証数量の合計と附表Bの売渡保証数量の合計との間に開きを生じた場合には、理事会は、保証数量残量を附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とが一致するように調整するものとする。但し、この調整は、いかなる国に対しても、第二十二條第六項によつてこの協定から脱退する権利を害するものではない。

2　この條による調整は、理事会が輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二により別段の定をしない限り、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ、場合により附表A又は附表Bの保証数量をあん分により削減することによつて行うものとする。

3　この條による調整を行うに当つては、理事会は、売渡保証総量及び買入保証総量をできる限り高く維持することが一般に望ましいことに留意するものとする。

第十條　不作の場合又は国際收支の均衡若しくは通貨準備の維持が必要である場合の調整

1　輸出国又は輸入国は、輸出国の場合には不作のため、輸入国の場合には国際收支の均衡又は通貨準備を維持する必要のため、この協定に基く特定の收穫年度の義務の履行が妨げられる虞があると認めたときは、これを理事会に報告しなければならない。

2　報告された事項が国際收支又は通貨準備に関連する場合には、それが国際通貨基金の加盟国に関する限り、理事会は、この條の第一項にいう必要の有無及び程度について国際通貨基金の意見を求め、関連があると認めるすべての事実とともに、これを考慮に入れなければならない。

3　理事会は、この條の第一項によつて報告された事項を報告国とともに討議し、申立に正当な理由があるかどうかを決定しなければならない。理事会は、申立に正当な理由があると認めたときは、報告国が当該收穫年度の保証数量を免除されることの可否並びに免除の範囲及び條件を決定しなければならない。理事会は、決定を報告国に通報するものとする。

4　理事会が報告国の当該收穫年度の保証数量の全部又は一部を免除することを決定する場合には、次の手続を適用する。

(a)　理事会は、報告国が輸入国である場合には他の輸入国に、報告国が輸出国である場合には他の輸出国に、当該收穫年度におけるその保証数量を、報告国が免除を受けた保証数量の限度まで、増加するように勧誘するものとする。但し、輸出国の保証数量の増加は、輸出国の投票の三分の二及び、ある輸入国がその国際收支の問題を一層困難ならしめるという理由によつて理事会の定める期間内にその増加に異議を申し立てる場合には、輸入国の投票の三分の二によつて理事会の承認を要するものとする。

(b)　輸入国が免除を受けた保証数量がこの項の(a)に定めた方法で完全に相殺されないときは、理事会は、報告国が輸入国である場合には輸出国に、報告国が輸出国である場合には輸入国に、この項の(a)に基いて行つた調整を考慮した後、報告国が免除を受けた保証数量の限度まで当該收穫年度における保証数量の削減を受諾するように勧誘するものとする。

(c)　理事会が輸出国及び輸入国から受領したこの項の(a)による保証数量の増加又はこの項の(b)による保証数量の削減の申出の合計が報告国が免除を受けた保証数量をこえるときは、これらの国の保証数量は、理事会が別段の定をしない限り、あん分によつて場合により増加し、又は削減するものとする。但し、これらの国の保証数量の増加又は削減は、その申出数量をこえてはならない。

(d)　報告国が免除を受けた保証数量がこの項の(a)及び(b)に定めた方法によつて完全に相殺されないときは、理事会は、報告国が輸出国である場合には第三條附表Aに、報告国が輸入国である場合には第三條附表Bに掲げた当該收穫年度の保証数量を、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ削減するものとする。附表Bの削減の場合には輸出国が、附表Aの削減の場合には輸入国が別段の取極をしない限り、削減は、この項の(b)によつて既に行つた削減をも考慮した上、あん分によつて行うものとする。

第十一條　同意による保証数量の増加

理事会は、輸出国又は輸入国の要請に基いて、いつでも、この協定の残存期間中の一附表の数量の増加を、同期間中の他の附表の数量が同量増加される場合に、これにより数量の変更を受ける輸出国及び輸入国が同意することを條件として、承認することができる。

第十二條　緊急の必要の場合の追加買入

輸入国は、その領域内に発生した又は発生する虞のある緊急の必要をみたすため、その買入保証数量のはかに小麦の供給を受けることについて、理事会に援助を要請することができる。理事会は、右の要請を考慮した上、緊急の必要によつて生じた事態を救済するのに必要と認める小麦の数量を供給するため、他の輸入国の保証数量をあん分によつて削減することができる。但し、理事会が他のいかなる方法によつても事態は処理されないと認めることを條件とする。この項に基く買入保証数量の削減には、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二を必要とする。

第四部　運営

第十三條　理事会

A　構成

1　この協定を運営するため、ここ

に国際小麦理事会を設ける。

2　各輸出国及び各輸入国は、投票権を有する理事会の構成員であり、その会合には、代表一人、補欠代表一人及び顧問によつて代表される。

3　理事会が小麦の不規則な輸出をする国又は不規則な輸入をする国と認めた国は、第八條に規定した義務を受諾し、且つ、理事会の定める会費の支拂に同意することを條件として、投票権を有しない理事会の構成員となることができる。投票権を有しない理事会の構成員である各国は、その会合に代表者一人を出す権利を有する。

4　国際連合食糧農業機関、国際貿易機関、国際商品取極中間調整委員会及び理事会の定める他の政府間機関は、それぞれ理事会の会合に投票権を有しない代表者一人を出す権利を有する。

5　理事会は、收穫年度ごとに議長一人及び副議長一人を選挙する。

B　権限及び任務

6　理事会は、その手続規則を制定する。

7　理事会は、この協定の條項により要求される記録を保管するものとし、且つ、望ましいと認める他の記録を保管することができる。

8　理事会は、年次報告を公表するものとし、且つ、この協定の範囲内の事項に関する他の情報を公表することができる。

9　理事会は、千九百四十二年六月に承認され千九百四十六年六月に改正された協定覚書に基いて設けられた国際小麦理事会と協議の後、その記録、資産及び負債を引き継ぐことができる。

10　理事会は、この協定の條項を実施するために必要と認める他の権限を有し、他の任務を遂行するものとする。

11　理事会は、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて、そのいずれの権限又は任務の実施をも委任することができる。理事会は、いつでも、投票の過半数によつて右の委任を取り消すことができる。この項に従つて理事会が委任した権限又は任務に基いて行われた決定は、理事会の定める期間内に輸出国又は輸入国の要請があつたときは、理事会の審査を受けるものとする。右の決定は、定められた期間内に審査の要請がなかつたときは、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。

C　投票

12　輸入国全体は、千票を有し、これを、当該收穫年度における各国の買入保証数量が同收穫年度における買入保証数量の合計に対して有する比率に応じて、輸入国の間に分配する。輸出国全体は、千票を有し、これを、当該收穫年度における各国の売渡保証数量が同收穫年度における売渡保証数量の合計に対して有する比率に応じて、各輸出国の間に分配する。輸出国又は輸入国は、一未満の票を持つてはならない。一未満の数を伴う票があつてはならない。

13　理事会は、当該收穫年度における買入保証数量又は売渡保証数量に変更がある場合にはいつでも、この條の第十二項の規定に従い票を再分配する。

14　輸出国又は輸入国が第十七條第五項によつて票を失い、又は第十九條第三項によつて票を奪われたときは、理事会は、当該国が当該收穫年度の保証数量を全く有しない場合と同様に票を再分配しなければならない。

15　この協定に別段の定がある場合を除き、理事会の決定は、投票された総票数の過半数によつて行われる。

16　輸出国は、他の輸出国に、輸入国は、他の輸入国に、理事会の会合でその利益を代表し、且つ、その票を行使する権限を委任することができる。この委任について理事会が満足と認める証拠は、理事会に提出されなければならない。

D　会議

17　理事会は、少くとも各收穫年度の半期ごとに一回及び議長が定める他の時期に会合する。

18　議長は、(a)輸出国及び輸入国の五人の代表、(b)総票数の十パーセント以上の合計票数を有する輸出国若しくは輸入国の代表又は(c)執行委員会の要請があつたときは、理事会の会議を招集しなければならない。

E　定足数

19　理事会の会合の定足数をみたすには、輸出国の票数の過半数及び輸入国の票数の過半数を有する代表の出席を必要とする。

F　所在地

20　理事会は、千九百四十九年七月にその仮所在地を選定する。理事会は、適当と認める時期がきた時は直ちに、国際連合の適当な機関及び専門機関と協議の後、その恒久的所在地を選定する。

G　法律行為能力

21　理事会は、各輸出国及び輸入国の領域内で、この協定に基く任務の遂行のために必要な法律行為能力を有する。

H　決定

22　各輸出国及び輸入国は、この協定の規定に基く理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

第十四條　執行委員会

1　理事会は、執行委員会を設ける。執行委員会の構成員は、毎年輸出国が選挙する三輸出国及び毎年輸入国が選挙する七以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、副委員長一人を任命することができる。

2　執行委員会は、理事会に対して責任を有し、その一般的指導の下に活動する。執行委員会は、この協定に基いて明確に與えられた権限及び任務並びに第十三條第十一項に基いて理事会が委任する他の権限及び任務を有する。

3　執行委員会においては、輸出国は、輸入国と同数の合計票数を有する。輸出国の票は、輸出国が定めるところに従つて輸出国間に分割する。但し、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。

4　理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を定める。理事会は、また、執行委員会における手続規則に関して適当と認める他の規定を定めることができる。執行委員会の決定は、理事会が同様の事項について決定する場合にこの協定が定めるところと同一の投票の過半数を必要とする。

5　執行委員会の構成員でない輸出国又は輸入国は、執行委員会がその国の利害に影響すると認めるときはいつでも、執行委員会における問題の討議にも、投票権なしで参加することができる。

第十五條　相当価格諮問委員会

理事会は、三輸出国及び三輸入国の代表者から成る相当価格諮問委員会を設ける。この委員会は、第六條第四項、第五項及び第六項に掲げた事項並びに理事会又は執行委員会がこの委員会に付託した問題について、理事会及び執行委員会に助言する。この委員会の委員長は、理事会が任命する。

第十六條　事務局

1　理事会に、事務局長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員とから成る事務局を置く。

2　理事会は、事務局長を任命し、及びその任務を定める。

3　職員は、事務局長が理事会の定める規則に従つて任命する。

第十七條　会計

1　理事会への代表団、執行委員会における代表者及び相当価格諮問委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。この協定の運営に必要な他の費用は、事務局の費用及び理事会がその議長又は副議長に支拂うことを決定する報酬を含めて、輸出国及び輸入国の年次分担金をもつて支弁する。各収穫年度における各国の分担金は、同収穫年度の予算成立の時にその国の有する票数に比例するものとする。

2　理事会は、第一回会議において、千九百五十年七月三十一日に終る期間の予算を承認し、各輸出国及び輸入国が支拂うべき分担金を定める。

3　理事会は、各収穫年度の下半期における第一回会議において、次収穫年度の予算を承認し、同収穫年度に各輸出国及び輸入国が支拂うべき分担金を定める。

4　第二十一條によつてこの協定に加入する輸出国又は輸入国の第一回分担金は、当該国の有すべき票数及び当該収穫年度の残存期間に基いて理事会が定める。但し、他の輸出国及び輸入国に対し定められた当該収穫年度の分担金の割当は、変更しない。

5　分担金は、割当の後直ちに請求することができる。割当後一年以内に分担金を支拂わなかつた輸出国又は輸入国は、分担金を支拂うまで投票権を失うが、この協定による他の権利を奪われ、又は義務を免除されることはない。輸出国又は輸入国がこの項によつて投票権を失つたときは、その票は、第十三條第十四項に定めるところに従い再分配される。

6　理事会は、各収穫年度において、検査済の前収穫年度の收支計算書を公表する。

7　理事会の仮所在地又は恒久的所在地のある国の政府は、理事会がその職員に支拂う給料についての課税を免除しなければならない。但し、この免除は、自国民には適用することを要しない。

8　理事会は、解散に先立ち、この協定の終了の時におけるその負債の整理並びにその記録及び資産の処分について定める。

第十八條　他の政府間機関との協力

1　理事会は、国際連合の適当な機関及びその専門機関並びに他の政府間機関との協議及び協力に必要なすべての取極をする。

2　この協定の條項が政府間商品協定について国際連合が自ら又はその適当な機関及び専門機関を通じて定める要件と実質的に抵触すると理事会が認めたときは、その抵触は、この協定の運用を妨げる事情とみなされ、第二十二條第三項、第四項及び第五項に定める手続が、適用される。

第十九條　紛争及び苦情

1　交渉によつて解決されないこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び輸出国又は輸入国がこの協定に基く義務を履行しなかつたという苦情は、紛争当事国又は苦情申立国たる輸出国又は輸入国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定する。

2　輸出国又は輸入国は、輸出国の有する票の過半数及び輸入国の有する票の過半数によらなければ、この協定に違反したと判定されることはない。輸出国又は輸入国がこの協定に違反しているという判定は、違反の性質及び、違反が当該国による保証数量の不履行を伴う場合には、不履行の程度を明示しなければならない。

3　理事会は、輸出国又は輸入国がこの協定に違反したと判定したときは、輸出国の有する票の過半数及び輸入国の有する票の過半数により、当該国の投票権をその国が総務を履行するまで奪い、又は当該国をこの協定から排除することができる。

4　輸出国又は輸入国がこの條に基いて票を奪われたときは、その票は、第十三條第十四項に定めるところに従い再分配する。輸出国又は輸入国が保証数量の全部若しくは一部の不履行の判定を受け、又はこの協定から排除されたときは、残余の保証数量は、第九條に定めるところに従い調整する。

第五部　最終規定

第二十條　署名、受諾及び効力の発生

1　この協定は、千九百四十九年四月十五日までワシントンで、第三條附表A及び附表Bに掲げた国の政府による署名のために開放される。

2　この協定は、各自の憲法上の手続に従つて署名国政府の受諾を受けるものとする。この條の第四項の規定に従うことを條件として、受諾書は、千九百四十九年七月一日までにアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

3　買入保証数量の七十パーセント以上について責任を有する第三條附表Aに掲げた国の政府及び売渡保証数量の八十パーセント以上について責任を有する第三條附表Bに掲げた国の政府が千九百四十九年七月一日までにこの協定を受諾したときは、この協定の第一部、第三部、第四部及び第五部は、受諾した政府の間で千九百四十九年七月一日に効力を生ずる。理事会は、この協定の第二部が協定を受諾した政府の間で効力を生ずべき千九百四十九年九月一日以前の期日を定めるものとする。

4　千九百四十九年七月一日までにこの協定を受諾しなかつた署名国政府に対しては、理事会は、受諾書寄託の期間をこの期間後に延長することができる。この協定の第一部、第三部、第四部及び第五部は、右の政府については、その受諾書の寄託の日に効力を生じ、この協定の第二部は、同政府については、その部の効力発生のためにこの條の第三項により定められた日に効力を生ずる。

5　アメリカ合衆国政府は、すべての署名国政府にこの協定の各署名及び受諾を通告する。

第二十一條　加入

理事会は、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて、この協定の当事国でない政府のこの協定への加入を承認し、及びその加入の條件を定めることができる。加入は、加入書をアメリカ合衆国政府に寄託することによつて行う。同政府は、すべての署名国政府及び加入国政府に各加入を通告する。

第二十二條　存続期間、改正、脱退及び終了

1　この協定は、千九百五十三年七月三十一日まで効力を有する。

2　理事会は、この協定の更新に関する勧告を、千九百五十二年七月三十一日以前に、輸出国及び輸入国に通報する。

3　理事会は、この協定の運用を妨げ、又は妨げる虞があると認める事態が生じたときは、輸出国の有する票の過半数及び輸入国の有する票の過半数により、この協定の改正を輸出国及び輸入国に勧告することができる。

4　理事会は、各輸出国及び輸入国が改正を受諾するかどうかをアメリカ合衆国政府に通告するための期間を定めることができる。改正は、輸出国の票の三分の二を有する輸出国の受諾及び輸入国の票の三分の二を有する輸入国の受諾があつたときに、効力を生ずる。

5　改正が効力を生ずる日までに改正の受諾をアメリカ合衆国政府に通告しなかつた輸出国又は輸入国は、理事会が各場合に要求する脱退通告書をアメリカ合衆国政府に送付した後、当該収穫年度の終了とともにこの協定から脱退することができる。但し、同収穫年度末

までに履行しなかつたこの協定によるいかなる義務も、これにより免除されることはない。

6　第三條附表Aの保証数量の五パーセントをこえるものについて責任を有する同表に掲げた国がこの協定に参加しないため、若しくはこの協定から脱退したために利益を著しく害されると認める輸出国又は第三條附表Bの保証数量の五パーセントをこえるものについて責任を有する同表に掲げた国がこの協定に参加しないため、若しくはこの協定から脱退したために利益を著しく害されると認める輸入国は、千九百四十九年九月一日前又は理事会が輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて定めた同日前の期間前に、脱退通告書をアメリカ合衆国政府に送付することによつて、この協定から脱退することができる。

7　敵対行為の発生によつて自国の安全が危くされたと認める輸出国又は輸入国は、三十日の予告による脱退通告書をアメリカ合衆国政府に送付することによつて、この協定から脱退することができる。

8　アメリカ合衆国政府は、この條によつて受領した各通告及び予告を、すべての署名国政府及び加入国政府に通知する。

第二十三條　地域的適用

1　いかなる政府も、この協定の署名、受諾又はこれへの加入の時に、この協定に基く権利義務はその政府が外交関係について責任を有する海外領土の全部又は一部に適用されないものとする旨を宣言することができる。

2　この條の第一項の規定に従つて宣言のなされた領域を除き、この協定に基く政府の権利義務は、その政府が外交関係について責任を有するすべての領域に適用される。

3　いかなる政府も、この協定の受諾又はこれへの加入の後いつでも、アメリカ合衆国政府に対する通告により、この條の第一項に従つてその政府が宣言を行つた領域の全部又は一部にこの協定に基く権利義務が適用されることを宣言することができる。

4　いかなる政府も、アメリカ合衆政府に脱退の通告をすることにより、その政府が外交関係について責任を有する海外領土の全部又は一部について個別的に、この協定から脱退することができる。

5　アメリカ合衆国政府は、この條によつてなされた宣言又は通告を、すべての署名国政府及び加入国政府に通知する。

右の証拠として、各自の政府からこのために正当な委任を受けた下名は、その署名に対応して掲げた日にこの協定に署名した。

千九百四十九年三月二十三日にワシントンで、英語及びフランス語により作成した。両本文は、ひとしく正文とし、原本は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託される。同政府は、その認証謄本を各署名国政府及び加入国政府に送付する。

オーストラリア
千九百四十九年三月二十三日
エドウィン・マッカーシー

オーストリア
千九百四十九年三月二十三日
エル・クラインヴェヒテル

ベルギー
千九百四十九年三月二十三日
シルフェルクライス

ボリヴィア
千九百四十九年四月十三日
エレ・マルティネス・ヴァルガス

ブラジル
千九百四十九年三月二十五日
ワルデル・リマ・サルマーニ

カナダ
千九百四十九年三月二十三日
チャールズ・エフ・ウィルソン

セイロン
千九百四十九年三月二十三日
ジー・シー・エス・コレア

中国
千九百四十九年三月二十三日
顧維鈞

コロンビア
千九百四十九年三月二十三日
エ・ガリェーゴ

キュバ
千九百四十九年三月二十三日
エレ・サラバーサ

デンマーク
千九百四十九年三月二十三日
アー・エフ・クヌッソン

ドミニカ共和国
千九百四十九年三月二十三日
ホアキン・エー・サラサール

エクアドル
千九百四十九年四月十四日
ア・ディリョン

エジプト
千九百四十九年三月二十三日
アド・ハサン

サルヴァドル
千九百四十九年三月二十三日
サルヴァドル・ハウレギ

フランス
千九百四十九年三月二十三日
エム・ボンネ

ギリシャ
千九百四十九年三月二十三日
コスタス・ピー・カラニカス

グァテマラ
千九百四十九年三月二十三日
イ・ゴンザレス・アレヴァロ

インド
千九百四十九年三月二十三日
エヌ・ジー・アビヤンカー

千九百四十九年三月二十三日
アール・アール・サクセナ

アイルランド
千九百四十九年三月二十三日
ティモシー・オッコンネル

イスラエル
千九百四十九年三月二十三日
エル・サムエル

千九百四十九年三月二十三日
アーサー・シー・エーリヴァーハント

イタリア
千九百四十九年三月二十三日
アルベルト・タルキヤーニ

レバノン
千九百四十九年三月二十三日
エミール・マッタール

リベリア
千九百四十九年三月二十三日
ダブリュー・アール・トルバート

メキシコ
千九百四十九年四月十五日
セ・エメ・シンタ

オランダ
千九百四十九年三月二十三日
イェー・ペー・リッツェマ・ファン・イケマ

ニュー・ジーランド
千九百四十九年三月二十五日
アール・ダブリュー・マーシャル

ニカラグァ
千九百四十九年三月二十三日
アルフレード・ホタ・サカーサ

ノールウェー
千九百四十九年四月十三日
ヴィルヘルム・ムンテ・モルゲンシェルネ

パナマ
千九百四十九年四月十二日
オ・ア・ヴァリャリーノ

パラグァイ
ペルー
第三條附表Aに明記されているペルー国の場合の買入保証数量は、二十万メートル・トンを十五万メートル・トンに変更すべきである旨の留保を條件として。
千九百四十九年四月十五日
セ・ドナイレ

フィリピン共和国
千九百四十九年三月二十三日
エミリオ・アベリ

千九百四十九年三月二十三日
ウルバーノ・ア・サフラ

千九百四十九年三月二十三日
フスティニャーノ・デ・キリノ

ポルトガル
千九百四十九年三月二十三日
アントニオ・フェレイラ・ダル
メイダ

サウディ・アラビア
千九百四十九年三月二十三日
アヘメッド・アブドゥル・ジャ

ラバール
スウェーデン
千九百四十九年四月十一日
アー・アミノフ

スイス
千九百四十九年四月十一日
ヴェルネル・フラクス

南アフリカ連邦
千九百四十九年三月二十三日
ダブリュー・エー・ホロックス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
千九百四十九年三月二十三日
エフ・エス・アンダーソン

アメリカ合衆国
千九百四十九年三月二十三日
チャールズ・エフ・ブラナン

千九百四十九年三月二十三日
アルバート・ジェー・ラヴラン
ド

ウルグアイ
千九百四十九年三月二十三日
ホアン・フェリーペイ・リアル
ト

ヴェネズエラ
千九百四十九年四月十二日
サン・エ・ダヴィラ

第五回国際小麦理事会で改正された附表

第三條附表A　買入保証数量（注三）（一九五一年六月十三日改正）

数量年度（八月一日から七月三十一日まで）	一九四九―五〇	一九五〇―五一	一九五一―五二	一九五二―五三（一九五〇―五一、一九五一―五二及び一九五二―五三の各年度のプッシェル換算数量）
	単位　メートル・トン（注一）			
オーストリア	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一、〇三五、二三
ベルギー	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一六、五二九、〇四〇
ボリヴィア	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二、七五五、七八
ブラジル	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	一二、八三七、九六
セイロン	一三〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	五、一四四、二九
コスタ・リカ	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、二八五、七一
キューバ	二〇一、〇〇〇	二〇一、〇〇〇	二〇一、〇〇〇	七、四三三、二九
デンマーク	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	一、六一六、九三
ドミニカ共和国	三、八五八	三、八五八	三、八五八	一四二、八九七
エクアドル	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、二八六、〇三〇
エジプト	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一四、六九七、四四
サルヴァドル	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	四〇四、一八
ドイツ	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	六六、一五八、六七
ギリシャ	四三八、〇〇〇	四三八、〇〇〇	四三八、〇〇〇	一六、一五六、三〇六
グアテマラ	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	四四二、八五七
ハイチ	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一、〇三八、八二四
ホンデュラス共和国	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三六七、四五七
アイスランド	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	四〇四、一八
インド	一、〇四三、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	五一、八六六、九四六
インドネシア	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、六四二、三七一
アイルランド	二四二、〇〇〇	二四二、〇〇〇	二四二、〇〇〇	一〇、〇〇四、三一〇
イスラエル	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	六、八九八、九四四
イタリア	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	四五、四一八、〇八一
レバノン	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	二、六八二、四二一
リベリア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、七四四
メキシコ	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	九、一八五、九一八
オランダ	七五〇、〇〇〇（注二）六七五、〇〇〇		六七五、〇〇〇	二四、八三一、〇〇四（注二）
ニュー・ジーランド	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	一三、六三一、九六四
ニカラグア	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	二九三、九五〇
ノールウェー	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七、七六一、九七
パナマ	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	六二四、六四五
ペルー	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	四、五二一、三五七
フィリピン	一九六、〇〇〇	一九六、〇〇〇	一九六、〇〇〇	七、二〇一、七七七
ポルトガル	一四〇、〇〇〇	一四五、一三五	一四五、一三五	五、一四四、二九
サウディ・アラビア	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、八五七、一八六
スペイン	一二九、〇〇〇	一二九、〇〇〇	一二九、〇〇〇	四、三五一、三〇一
スウェーデン	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二、七五五、七八
スイス	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	六、四三〇、一四九
南アフリカ連邦	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一、〇三五、二三
連合王国	四、八九〇、〇〇〇	四、八九〇、〇〇〇	四、八九〇、〇〇〇	一七六、〇七九、九六八
ヴェネズエラ	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	四、七五六、六三一
合計四十一国	一四、三七一、〇〇〇	一四、三〇九、九六五	一四、三〇九、九六五	五三二、四四四、八四〇

注（一）　理事会が別段の決定をしない限り、小麦粉の数量をこの表に明記した数量に対比するについては、小麦粉七二メートル・トンは、小麦一〇〇メートル・トンに相当するものとみなす。

（二）　インドネシアの七五、〇〇〇メートル・トンすなわち二、七五五、七七八プッシェルを含む。

（三）　現在までの加入及び現在までの執行委員会が承認した保証数量のすべての増加を含む。

第三條附表B　売渡保証数量（注六）（一九五一年六月十三日改正）

数量年度（八月一日から七月三十一日まで）	一九四九―五〇	一九五〇―五一	一九五一―五二
	単位　メートル・トン（注四）		
オーストラリア	二、九九、〇〇〇	二、四二四、〇二九	二、四二四、〇二九

カナダ	四五六、二〇〇	六、三五〇、七五七	六、三五二、七五七	六、三五二、七五七	
フランス	九、〇〇〇	一二、二八三	一二、二八三	一二、二八三	
アメリカ合衆国（注五）	六四一、九〇〇	六、七五三、九〇四	六、七五八、九〇四	六、四一、九〇四	
合計	一、一二一、一〇〇	一、三〇九、九三三	一、三〇九、九三三	一、三〇九、九三三	
（フッシェル換算量）					
オーストラリア	八〇、七九九、四一八	八八、七〇〇、〇一四	八八、七〇〇、〇一四	八八、七〇〇、〇一四	
カナダ	三〇五、一〇五、三八九	三二、五九二、三八六	三九、五六五、七七一	三二、五六六、七七五	
フランス	三、三四五、六七八	四、〇八八、九五〇	四、〇八八、九五〇	四、〇八八、九五〇	
アメリカ合衆国	二三五、八七七、八三五	二四八、一六五、四九〇	二四八、一六九、一〇五	二三八、一六九、二〇一	
合計	三三五、一〇四、三六〇	五六二、五四四、八四〇	五六二、五四四、八四〇	五六二、五四四、八四〇	

注　㈠　理事会が別段の決定をしない限り、小麦粉の数量をこの表に明記した数量と対比するについては、小麦粉七二メートル・トンは、小麦一〇〇メートル・トンに相当するものとみなす。

㈡　凶作のため第十條の規定を発動する場合には、これらの売渡保証数量は、アメリカ合衆国が供給の責任を有し、又は有することのある占領地域における小麦の最小需要量を含まないこと及び、右の最小需要量をみたす必要は、この協定に基いて売渡保証数量を引き渡すアメリカ合衆国の能力を決定する上の一要素であることを認める。

㈢　現在までの加入及び現在までの執行委員会が承認した保証数量のすべての増加を含む。

国際小麦協定への加入について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

公正かつ安定した価格で、小麦輸出国には市場を、小麦輸入国には供給を、確保する目的をもつて、本協定は、千九百四十九年三月二十三日ワシントンで署名され、その存続期間は約四箇年後の千九百五十三年七月三十一日まで と定められている。わが国は、この協定への加入によつて、保証された数量の小麦の輸入を確保すること及び低廉な価格による小麦の輸入によつて外貨の節約を期待できること等の利益を考え、その加入についての努力を続けてきたが、本年六月理事会において承認されたのである。ところが、加入承認の條件として定められた加入書の寄託期間は国会閉会中であつたため、国会の承認はこれを事後に求めることとし、政府は七月二十三日に正式に加入書を寄託したのである。よつて本協定加入について国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

毎年百五十万トン以上の小麦の輸入を必要とするわが国の現状において、一定輸入量の確保、低廉価格によつて生ずる外貨の節約等の利益を考えるとき、わが国の本協定への加入は極めて望ましいことであると認め、本件は、承認すべきものと議決した次第である。

三　本件施行に要する経費

本件承認に要する費用は、わが国の分担金として、千九百五十一―二年收穫年度（八月一日―七月三十一日）分として四百八十ポンド（一ポンドにつき米貨二ドル八十セントの換算率で千三百四十四ドル）すなわち邦貨換算高約四十八万五千二百円であつて、昭和二十六年度一般会計予算大蔵省所管に計上されている海外出張その他海外諸機関諸費より移し替えることになつている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

国際労働機関憲章

前文

世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、

そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働條件が存在し、且つ、これらの労働條件を、たとえば、一日及び一週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善することが急務であるから、

また、いずれかの国が人道的な労働條件を採用しないことは、自国における労働條件の改善を希望する他の国の障害となるから、

締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

第一章　組織

第一條

1　この憲章の前文及びこの憲章の附属書となつている千九百四十四年五月十日にフィラデルフィアで採択された国際労働機関の目的に関する宣言に掲げた目標を達成するために、ここに常設機関を設置する。

2　国際労働機関の加盟国は、千九百四十五年十一月一日にこの機関の加盟国であつた国並びにこの條の第三項及び第四項の規定に従つて加盟国となる他の国とする。

3　国際連合の原加盟国及び国際連合憲章の規定に従い国際連合総会の決定によつて国際連合の加盟国となることを認められた国は、国際労働機関憲章の義務の正式の受諾をことによつて、国際労働機関の加盟国となることができる。

4　また、国際労働機関の総会は、出席し且つ投票する政府代表の三分の二の賛成投票を含む会期に参加している代表の三分の二の賛成投票によつて、この機関への加盟を承認することができる。この加盟は、国際労働事務局長に新加盟国の政府によるこの機関の憲章の義務の正式の受諾の通知があつた時に効力を生ずる。

5　国際労働機関の加盟国は、脱退する意思を国際労働事務局長に通告しなければ、この機関から脱退することができない。この通告は、事務局長が受領した日の後二年で効力を生ずる。但し、この時にその加盟国が加盟国としての地位から生ずるすべての財政的義務を果していることを條件とする。この脱退は、加盟国がいずれかの国際労働條約を批准しているときは、その條約で定めた期間中は、その條約から生じ又はその條約に関係するすべての義務の継続的効力に影響を及ぼさない。

6　いずれかの国がこの機関の加盟国でなくなつた場合には、その再加盟については、それぞれこの條の第三項又は第四項の規定による

ものとする。

第二條

この常設機関は、次のものからなる。

(a) 加盟国の代表者の総会

(b) 第七條に規定するように構成する理事会　及び

(c) 理事会の監督を受ける国際労働事務局

第三條

1 加盟国の代表者の総会の会合は、必要に応じて随時に、且つ、少くとも毎年一回開催する。総会は、各加盟国の四人の代表者で構成する。そのうちの二人は政府代表とし、他の二人は各加盟国の使用者及び労働者をそれぞれ代表する代表とする。

2 各代表は、顧問を伴うことができる。顧問は、会合の議事日程の各議題について二人をこえてはならない。婦人に特に関係がある問題が総会で審議されるときは、顧問のうちの少くとも一人は、婦人でなければならない。

3 非本土地域の国際関係に責任をもつ各加盟国は、自国の各代表に対する顧問として更に次の者を任命することができる。

(a) 前記の地域の自治権の範囲内にある事項について前記のいずれかの地域の代表者として加盟国が指名する者　及び

(b) 非自治地域に関する事項について自国の代表に助言するために加盟国が指名する者

4 二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域の場合には、それらの加盟国の代表に助言する者を指名することができる。

5 加盟国は、各自の国に使用者又は労働者をそれぞれ最もよく代表する産業上の団体がある場合には、それらの団体と合意して選んだ民間の代表及び顧問を指名することを約束する。

6 顧問は、これを伴う代表が要請し且つ総会議長が特別に許可する場合を除いて、発言してはならない。また、顧問は、投票することができない。

7 代表は、議長にあてた通告書によつて、その顧問の一人を代理者に任命することができる。この顧問は、代理者として行動しているときは、発言し且つ投票することを許される。

8 代表及びその顧問の氏名は、各加盟国の政府が国際労働事務局に通知する。

9 代表及びその顧問の委任状は、総会の審査を受けなければならない。総会は、この條に従つて指定されなかつたと認める代表又は顧問の承認を出席代表の投票の三分の二によつて拒絶することができる。

第四條

1 総会の審議に付されるすべての事項について、各代表は、個別的に投票する権利をもつ。

2 ある加盟国が、指名権をもつにもかかわらず、民間代表の一人を指名しないときは、他の民間代表は、総会に出席し且つ発言することを許されるが、投票することを許されない。

3 総会が第三條に従つてある加盟国の代表の承認を拒絶したときは、その代表が指名されなかつたものとして、この條の規定が適用される。

第五條

総会の会合は、前回の会合において総会自体が行うことのある決定に従うことを條件として、理事会が決定する場所で開催する。

第六條

国際労働事務局の所在地の変更は、総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつて決定する。

第七條

1 理事会は、次の三十二人で構成する。

政府を代表する十六人

使用者を代表する八人　及び

労働者を代表する八人

2 政府を代表する十六人のうち、八人は、主要産業国たる加盟国が任命し、八人は、前記の八加盟国の代表を除く総会における政府代表によつてこのために選定された加盟国が任命しなければならない。代表者を出す十六加盟国のうち、六国は、ヨーロッパ以外の国でなければならない。

3 理事会は、必要に応じて、どの国がこの機関の主要産業国たる加盟国であるかを決定し、且つ、理事会の決定前に主要産業国たる加盟国の選定に関するすべての問題を公平な委員会が審議することを確保する規則を定める。どの国が主要産業国たる加盟国であるかに関する理事会の宣言に対して加盟国が行う提訴は、総会が判定する。但し、総会への提訴は、総会がその提訴を判定する時まで宣言の適用を停止するものではない。

4 使用者を代表する者及び労働者を代表する者は、総会における使用者代表及び労働者代表がそれぞれ選挙しなければならない。使用者の代表者二人及び労働者の代表者二人は、ヨーロッパ以外の国に属する者でなければならない。

5 理事会の任期は、三年とする。理事会の選挙が何らかの理由によつてこの期間の満了の時に行われないときは、理事会は、この選挙が行われる時まで在任する。

6 欠員の補充及び代理者の任命の方法並びに他の類似の問題は、総会の承認を條件として、理事会が決定することができる。

7 理事会は、随時に、その構成員の中から議長一人及び副議長二人を選挙する。そのうちの一人は政府を代表する者とし、一人は使用者を代表する者とし、一人は労働者を代表する者としなければならない。

8 理事会は、その議事手続を規定し、且つ、その会合の時期を定める。特別会合は、理事会における代表者の少くとも十二人が書面でその要請をしたときに開催する。

第八條

1 国際労働事務局に事務局長を置く。事務局長は、理事会によつて任命され、且つ、理事会の指示の下で、国際労働事務局の能率的な運営及び他の委託されることのある任務について責任を負う。

2 事務局長又はその代理者は、理事会のすべての会合に出席しなければならない。

第九條

1 国際労働事務局の職員は、事務局長が理事会の承認した規則に基いて任命する。

2 事務局長は、事務局の業務の能率を充分に考慮しつつできる限り、国籍の異なる者を選任しなければならない。

3 前項の者のうちの若干人は、婦人でなければならない。

4 事務局長及び職員の責任は、性質上もつぱら国際的なものである。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、この機関に対してのみ責任を負う国際的職員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動も慎まなければならない。

5 この機関の各加盟国は、事務局長及び職員の責任のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果すに当つてこれらの者を左右しようとしないことを約束する。

第十條

1 国際労働事務局の任務は、労働者の生活状態及び労働條件の国際的調整に関するすべての事項についての資料の収集及び配布、特に国際條約の締結を目的として総会に提出することが提案されている事項の審査並びに総会又は理事会が命ずることのある特別の調査の実施を含む。

2　事務局は、理事会が與える指示に従つて、次のことを行う。

(a)　総会の会合のための議事日程の各種の議題に関する書類を準備すること。

(b)　総会の決定に基いて行う法律及び規則の立案並びに行政上の慣行及び監督制度の改善に関して、政府の要請があつたときに、可能なすべての適当な援助をこれに與えること。

(c)　條約の実効的な遵守に関して、この憲章の規定により事務局に要求される任務を遂行すること。

(d)　国際的な関係をもつ産業及び雇用の問題を取り扱う加盟国の官庁を、理事会が望ましいと認める言語で編集し且つ刊行すること。

3　一般に、事務局は、総会又は理事会が委託する他の権限及び任務をもつ。

第十一條

労働問題を取り扱う加盟国の官庁は、国際労働事務局の理事会における自国政府の代表者を通じて、又は、このような代表者がない場合には、資格のある他の公務員で政府がこのために指名するものを通じて、事務局長と直接に連絡することができる。

第十二條

1　国際労働機関は、この憲章の條項の範囲内で、専門的責任をもつ公的国際機関の活動を調整する任務をもつ一般的国際機関及び関係分野において専門的責任をもつ公的国際機関と協力しなければならない。

2　国際労働機関は、公的国際機関の代表者が投票権なしにこの機関の審議に参加するための適当な取極をすることができる。

3　国際労働機関は、使用者、労働者、農業者及び協同組合員の国際機関を含む承認された民間国際機関との望ましいと認める協議のための適当な取極をすることができる。

第十三條

1　国際労働機関は、適当と思われる財政上及び予算上の取極を国際連合と締結することができる。

2　前記の取極が締結されるまでの間は、又は有効な前記の取極がないときはいつでも、

(a)　各加盟国は、それぞれ総会又は理事会の会合に出席する自国の代表及びその顧問並びに代表者の旅費及び滞在費を支給する。

(b)　国際労働事務局及び総会又は理事会の会合のすべての他の経費は、国際労働事務局長が国際労働機関の一般資金から支出する。

(c)　国際労働機関の予算の承認並びに分担金の割当及び徴収のための取極は、総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつて決定しなければならず、且つ、政府代表者の委員会が予算及びこの機関の加盟国間における経費の割当のための取極を承認することについて規定しなければならない。

3　国際労働機関の経費は、この條の第一項又は第二項(c)による有効な取極に従つて、加盟国が負担する。

4　この機関に対する分担金の支拂が遅滞しているこの機関の加盟国は、その遅滞金の額がその時までの満二年間にその国から支拂われるべきであつた分担金の額に等しいか又はこれをこえるときは、総会、理事会若しくは委員会において又は理事会の構成員の選挙において投票権をもたない。但し、総会は、支拂の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によると認めたときは、出席代表の投票の三分の二の多数によつて、その加盟国に投票を許すことができる。

5　国際労働事務局長は、国際労働機関の資金の適正な支出について理事会に対して責任を負う。

第二章　手続

第十四條

1　総会のすべての会合の議事日程は、理事会が、加盟国の政府、第三條の適用上承認された代表的団体又は公的国際機関によつて行われることのある議事日程に関する示唆を考慮して定める。

2　理事会は、総会による條約又は勧告の採択の前に予備的な会議又は他の方法で完全な技術的準備及び最も関係の深い加盟国の充分な協議を確保するために、規則を作成しなければならない。

第十五條

1　事務局長は、総会の事務総長として行動し、且つ、議事日程を加盟国及び、民間代表が指名されているときはこの加盟国を通じて、その民間代表に、総会の会合の四箇月前に到達するように送付しなければならない。

2　議事日程の各議題に関する報告は、総会の会合に先だつて充分に検討することができるような時期に加盟国に到達するように発送しなければならない。理事会は、この規定の適用のための規則を作成しなければならない。

第十六條

1　いずれの加盟国政府も、議事日程中のある議題の存置に対して正式に異議を申し立てることができる。このような異議の理由は、事務局長にあてた陳述書に記載し、事務局長は、これをこの機関のすべての加盟国に通報しなければならない。

2　もつとも、このような異議があつた議題は、総会において出席代表の投票の三分の二の多数が審議することに賛成であるときは、議事日程から除くことができない。

3　総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつていずれかの事項を総会で審議すべきことを決定したとき（前項の場合を除く。）は、その事項は、次回の会合の議事日程に入れなければならない。

第十七條

1　総会は、議長一人及び副議長三人を選挙する。副議長のうちの一人は政府代表とし、一人は使用者代表とし、一人は労働者代表とする。総会は、その議事手続を定めなければならず、且つ、いずれかの事項について審議し且つ報告する委員会を設けることができる。

2　この憲章に別段に明白に規定された場合あるいは総会に権限を與える條約若しくは他の文書の條項又は第十三條に基いて採択された財政上及び予算上の取極の條項によつて別段に明白に規定された場合を除き、すべての事項は、出席代表の投票の単純過半数によつて決定する。

3　表決は、投票総数が総会に参加している代表の半数に達しないときは無効とする。

第十八條

総会は、その設置する委員会に投票権をもたない技術的専門家を置くことができる。

第十九條

1　総会が議事日程のある議題に関する提案を採択することに決定したときは、総会は、その提案が(a)国際條約の形式をとるべきか、又は(b)取り扱われた問題若しくはその問題のある面がその時に條約としては適当と認められない場合には事情に応ずる勧告の形式をとるべきかを決定する。

2　いずれの場合にも、総会がそれぞれ條約又は勧告を採択するための最終的の投票においては、出席代表の投票の三分の二の多数を必要とする。

3　一般に適用する條約又は勧告を作成する場合には、総会は、気候條件、産業組織の不完全な発達又は他の特殊の事情によつて産業條件が実質的に異なる国について充分な考慮を拂い、且つ、これらの国の事態に応ずるために必要と認め

る修正があるときは、その修正を示唆しなければならない。

4　條約又は勧告は、その二通を総会議長及び事務局長の署名によつて認証しなければならない。そのうちの一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、国際連合事務総長に寄託する。事務局長は、條約又は勧告の認証謄本を各加盟国に送付する。

5　條約の場合には、

(a)　條約は、批准のためにすべての加盟国に送付する。

(b)　各加盟国は、立法又は他の措置のために、総会の会期の終了後おそくとも一年以内に、又は例外的な事情のために一年以内に不可能であるときはその後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にも総会の会期の終了後十八箇月以内に、條約を当該事項について権限のある機関に提出することを約束する。

(c)　加盟国は、條約を前記の権限のある機関に提出するためにこの條に従つて執つた措置、権限があると認められる機関に関する細目及びこの機関が執つた措置を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(d)　加盟国は、当該事項について権限のある機関の同意を得たときは、條約の正式の批准を事務局長に通知し、且つ、條約の規定を実施するために必要な措置を執る。

(e)　加盟国は、当該事項について権限のある機関の同意を得なかつたときは、條約で取り扱われている事項に関する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告する以外には、いかなる義務も負わない。この報告には、立法、行政的措置、労働協約又はその他によつて條約の規定のいずれがどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかが示され、且つ、條約の批准を妨げ、又は遅延させる障害が述べられていなければならない。

6　勧告の場合には、

(a)　勧告は、国内立法又はその他によつて実施されるようにすべての加盟国に審議のために送付する。

(b)　各加盟国は、立法又は他の措置のために、総会の会期の終了後おそくとも一年以内に、又は例外的な事情のために一年以内に不可能であるときはその後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にも総会の会期の終了後十八箇月以内に、勧告を当該事項について権限のある機関に提出することを約束する。

(c)　加盟国は、勧告を前記の権限のある機関に提出するためにこの條に従つて執つた措置、権限があると認められる機関に関する細目及びこの機関が執つた措置を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(d)　加盟国は、勧告を前記の権限のある機関に提出することを除き、勧告で取り扱われている事項について権限のある機関に提出することを約束する。

(e)　加盟国は、当該事項について権限のある機関の同意を得なかつたときは、勧告で取り扱われている事項に関する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告する以外には、いかなる義務も負わない。この報告には、勧告の規定がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているか、及びこれらの規定を採択し、又は適用するに当つて必要と認められた又は認められるこれらの規定の変更が示されていなければならない。

7　連邦の場合には、次の規定を適用する。

(a)　連邦政府が、憲法制度上、連邦による措置を適当であると認める條約及び勧告については、連邦の義務は、連邦でない加盟国の義務と同一とする。

(b)　連邦政府が、憲法制度上、全部又は一部について、連邦による措置よりも連邦を構成する邦、州又は県による措置を適当であると認める條約及び勧告については、連邦政府は、

(イ)　その憲法及び関係のある邦、州又は県の憲法に従つて、立法又は他の措置のために総会の会期の終了後十八箇月以内に條約及び勧告が連邦、邦、州又は県の適当な機関に提出されるための有効な取極をしなければならない。

(ロ)　関係のある邦、州又は県の政府の同意を條件として、條約及び勧告の規定を実施するための調整された行動を連邦国家内で促進することを目的として連邦の機関と邦、州又は県の機関との間で定期的協議を行うように措置しなければならない。

(ハ)　條約及び勧告が連邦、邦、州又は県の適当な機関に提出されるためにこの條に従つて執つた措置、適当と認められる機関に関する細目及びこの機関が執つた措置を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(ニ)　連邦政府が批准しなかつた各條約については、連邦及びこれを構成する邦、州又は県の当該條約に関する法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告しなければならない。この報告には、立法、行政的措置、労働協約又はその他によつて條約の規定のいずれがどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかが示されていなければならない。

(ホ)　各勧告については、連邦及びこれを構成する邦、州又は県の勧告に関する法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔をおいて、国際労働事務局長に報告しなければならない。この報告には、勧告の規定がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているか、及びこれらの規定を採択し、又は適用するに当つて必要と認められた又は認められるこれらの規定の変更が示されていなければならない。

8　いかなる場合にも、総会による條約若しくは勧告の採択又は加盟国による條約の批准は、條約又は勧告に規定された條件よりも関係労働者にとつて有利な條件を確保している法律、裁決、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされてはならない。

第二十條

前條によつて批准された條約は、国際連合憲章第百二條の規定に従つて登録するために、国際労働事務局長が国際連合事務総長に送付するが、その條約は、批准する加盟国のみを拘束する。

第二十一條

1　最終的審議のために総会に提出された條約が出席代表の投票の三分の二の支持を確保しなかつたときも、相互間においてその條約を協定することは、この機関の加盟国の権利に属する。

2　前項によつて協定した條約は、関係政府が国際労働事務局長及び、国際連合憲章第百二條の規定に従つて登録するために、国際連合事務総長に送付しなければならない。

第二十二條

各加盟国は、当事国となつた條約の規定を実施するために執つた措置について、国際労働事務局に年次報告をすることに同意する。この報告は、理事会が要請する様式で作成され、且つ、理事会が要請する細目を記載していなければならない。

第二十三條

1　事務局長は、第十九條及び第

二十二條に從つて加盟國が送付した資料及び報告の概要を總會の次回の會期に提出しなければならない。

2　各加盟國は、第三條の適用上承認された代表的団体に、第十九條及び第二十二條に從つて事務局長に送付した資料及び報告の寫を送付しなければならない。

第二十四條

加盟國のいずれかが當事國である條約の實効的な遵守をその管轄權の範圍内において何らかの点で確保していないことを使用者又は労働者の産業上の団体が國際労働事務局に申し立てた場合には、理事會は、この申立をその対象となつた政府に通知し、且つ、この事項について適當と認める弁明をするようにその政府を勧誘することができる。

第二十五條

理事會は、當該政府から相當な期間内に弁明を受領しなかつた場合又はこれを受領しても弁明を満足と認めなかつた場合には、前記の申立及び、弁明があるときは、この弁明を公表する權利をもつ。

第二十六條

1　いずれも加盟國も、他の加盟國が前記の諸條に從つてともに批准した條約の實効的な遵守を他の加盟國が確保していないと認めた場合には、國際労働事務局に苦情を申し立てる權利をもつ。

2　理事會は、適當と認めるときは、後に規定する審査委員會に前項の苦情を付託する前に、第二十四條に掲げた方法で當該政府と連絡することができる。

3　理事會は、苦情を當該政府に通知することを必要と認めなかつた場合又はこの通知をしても理事會が満足と認める弁明を相當な期間内に受領しなかつた場合には、苦情を審議し且つそれについて報告すべき審査委員會を設けることができる。

4　同一の手続は、理事會がその発意によつても又は總會における代表から苦情を受けたときにも採択することができる。

5　第二十五條又は第二十六條から生ずる事項を理事會が審議している場合に、當該政府は、理事會に代表者を出していないときは、その事項の審議中理事會の議事に參加するための代表者を送る權利をもつ。その事項を審議する期日に関する適當な通告は、當該政府にしなければならない。

第二十七條

加盟國は、第二十六條に基いて苦情が審査委員會に付託される場合には、自國がその苦情に直接に関係があつてもなくても、苦情の対象となつている事項に関係のあるすべての資料でその所有するものを審査委員會の使用に供することに同意する。

第二十八條

審査委員會は、苦情を充分に審議したときは、當事國間の係爭問題の決定に関係のあるすべての事実問題の認定を記載し、且つ、苦情に応ずるために執るべき措置及びこの措置を執るべき期限について適當と認める勧告を含む報告書を作成しなければならない。

第二十九條

1　國際労働事務局長は、審査委員會の報告書を理事會及び苦情に関係のある各政府に送付し、且つ、報告書が公表されるようにしなければならない。

2　これらの各政府は、審査委員會の報告書に含まれている勧告を受諾するかしないか、及び受諾しない場合に苦情を國際司法裁判所に付託する意図があるかどうかを、三箇月以内に國際労働事務局長に通知しなければならない。

第三十條

加盟國が條約又は勧告について第十九條第五項(b)、第六項(b)又は第七項(b)(ハ)に規定された措置を執らなかつた場合には、他の加盟國は、この事項を理事會に付託する權利をもつ。理事會は、このような不履行のあつたことを認めた場合には、この事項を總會に報告しなければならない。

第三十一條

第二十九條に從つて付託された苦情又は事項に関する國際司法裁判所の決定は、最終的とする。

第三十二條

國際司法裁判所は、審査委員會の認定又は勧告を確認し、変更し、又は破棄することができる。

第三十三條

加盟國がそれぞれ審査委員會の報告書又は國際司法裁判所の決定に含まれている勧告を指定された期間内に履行しなかつたときは、理事會は、勧告の履行を確保するための適宜と認める措置を總會に勧告することができる。

第三十四條

勧告を履行しなかつた政府は、それぞれ審査委員會の勧告又は國際司法裁判所の決定中の勧告を履行するために必要な措置を執つたことをいつでも理事會に通知し、且つ、その主張を確めるべき審査委員會の設置を要請することができる。この場合には、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十一條及び第三十二條の規定を適用するものとし、審査委員會の報告又は國際司法裁判所の決定が勧告を履行しなかつた政府に有利であるときは、理事會は、第三十三條に從つて執つた措置の中止を直ちに勧告しなければならない。

第三章　一般規定

第三十五條

1　加盟國は、この憲章の規定に從つて批准した條約を、自國が施政権を有する信託統治地域を含めて自國が係に責任をもつ非本土地域に者た対して適用することを約束国際関する。但し、その條約の主題たる事項が當該地域の自治権内にある場合又は條約が地方的條件によつて適用できない場合を除くものとし、また、條約を地方的條件に適応させるために必要な変更を加えることを條件とする。

2　條約を批准する各加盟國は、批准の後なるべくすみやかに、次の第四項及び第五項に掲げたものを除く地域について、條約の規定のどの程度の適用を約束するかを述べ、且つ、條約で定める細目を示した宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

3　前項によつて宣言を通知した各加盟國は、條約の條項に從つて、前の宣言の條項を変更し且つ當該地域に関する現況を述べた新たな声明を随時に通知することができる。

4　條約の主題たる事項がいずれかの非本土地域の自治権内にあるときは、當該地域の國際関係に責任をもつ加盟國は、當該地域の政府による立法又は他の措置のためになるべくすみやかに條約を當該政府に送付しなければならない。その後、加盟國は、當該地域の政府と合意して、當該地域のために條約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

5　條約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a)　この機関の二以上の加盟國の共同の権力の下にある地域については、この二以上の加盟國、又は

(b)　国際連合憲章若しくはその他によつて國際機関が施政の責任をもつ地域については、その國際機関

6　第四項又は第五項による條約の義務の受諾は、條約の條項で定めた義務及びこの機関の憲章に基く義務で批准した條約に適用されるものを関係地域のために受諾したものとする。受諾の宣言には、條約を地方的條件に適応させるために必要な條約の規定の変更を明記することができる。

7　この條の第四項又は第五項によつて宣言を通知した各加盟國又は

国際機関は、條約の條項に従つて、関係地域のために前の宣言の條項を変更する新たな宣言又は條約の義務の受諾を終止する新たな宣言を随時に通知することができる。

8　條約の義務がこの條の第四項又は第五項に関する地域のために受諾されないときは、関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、條約で取り扱われている事項に関する当該地域の法律及び慣行の現況を国際労働事務局長に報告しなければならない。この報告には、立法、行政的措置、労働協約又はその他によつて條約の規定のいずれがどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかが示され、且つ、條約の受諾を妨げ、又は遅延させる障害が述べられていなければならない。

第三十六條

総会が出席代表の投票の三分の二の多数によつて採択するこの憲章の改正は、この憲章の第七條第三項の規定に従つて主要産業国たる加盟国として理事会に代表者を出している八加盟国のうちの五国を含むこの機関の加盟国の三分の二によつて批准され、又は受諾された時に効力を生ずる。

第三十七條

1　この憲章又は加盟国がこの憲章の規定に従つて今後締結する條約の解釈に関する疑義又は紛争は、決定のために国際司法裁判所に付託する。

2　この條の第一項の規定にかかわらず、理事会は、理事会によつて又は條約の條項に従つて付託される條約の解釈に関する紛争又は疑義をすみやかに解決すべき裁判所の設置に関する規則を作成し、且つ、承認のために総会に提出することができる。国際司法裁判所の判決又は勧告的意見で適用できるものは、この項によつて設置される裁判所を拘束する。この裁判所が行つた裁決は、この機関の加盟国に通報され、裁決に関する加盟国の意見書は、総会に提出しなければならない。

第三十八條

1　国際労働機関は、この機関の目的を達成するために望ましい地域会議の招集及び地域機関の設立を行うことができる。

2　地域会議の権限、任務及び手続は、理事会が作成し且つ確認のために総会に提出される規則によるものとする。

第四章　雑則

第三十九條

国際労働機関は、完全な法人格及び特に次の能力をもつ。

(a)　契約すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴訟を提起すること。

第四十條

1　国際労働機関は、各加盟国の領域において、その目的の達成に必要な特権及び免除を享有する。

2　同様に、総会における代表、理事会の構成員、事務局長及び職員は、この機関に関連するその任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

3　前記の特権及び免除は、この機関が加盟国による受諾のために作成する別個の取極で規定する。

附属書

国際労働機関の目的に関する宣言

国際労働機関の総会は、その第二十六回会期としてフィラデルフィアに会合し、千九百四十四年五月十日、国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するこの宣言をここに採択する。

一

総会は、この機関の基礎となつている根本原則、特に次のことを再確認する。

(a)　労働は、商品ではない。

(b)　表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。

(c)　一部の貧困は、全体の繁栄にとつて危険である。

(d)　欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもつて、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によつて、遂行することを要する。

二

永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立できるという国際労働機関憲章の宣言の真実性が経験上充分に証明されていると信じて、総会は、次のことを確認する。

(a)　すべての人間は、人種、信條又は性にかかわりなく、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の條件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ。

(b)　このことを可能ならしめる状態の実現は、国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない。

(c)　国家の及び国際の政策及び措置はすべて、特に経済的及び財政的性質をもつものは、この見地から判断することとし、且つ、この根本目的の達成を促進するものであり且つ妨げないものであると認められる限りにおいてのみ是認することとしなければならない。

(d)　この根本目的に照らして経済的及び財政的の国際の政策及び措置をすべて検討し且つ審議することは、国際労働機関の責任である。

(e)　国際労働機関は、委託された任務を遂行するに当り、関係のあるすべての経済的及び財政的要素に考慮を拂つて、その決定及び勧告の中に適当と認める規定を含めることができる。

三

総会は、次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳粛な義務を承認する。

(a)　完全雇用及び生活水準の向上

(b)　熟練及び技能を最大限度に拡充する満足を得ることができ、且つ、一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業への労働者の雇用

(c)　この目的を達成する手段として、及びすべての関係者に対する充分な保障の下に、訓練のための便宜並びに雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること。

(d)　賃金及び所得並びに労働時間及び他の労働條件に関する政策で、すべての者に進歩の成果の公正な分配を保障し、且つ、最低生活賃金による保護を必要とするすべての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの

(e)　団体交渉権の実効的な承認、生産能率の不断の改善に関する経営と労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関する労働者と使用者の協力

(f)　基本収入を与えて保護する必要のあるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、且つ、広はんな医療給付を拡張すること。

(g)　すべての職業における労働者への生命及び健康の充分な保護

(h)　児童の福祉及び母性の保護のための措置

(i)　充分な栄養、住居並びにレクリエーション及び文化施設の提供

(j)　教育及び職業における機会均等の保障

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（一）（その二）

四

この宣言に述べた目的の達成に必要な世界生産資源の一層完全且つ広はんな利用は、生産及び消費の増大、激しい経済変動の回避、世界の未開発地域の経済的及び社会的発展の促進、一次的生産物の世界価格の一層大きな安定の確保並びに国際貿易の量の多大な且つ確実な増加のための措置を含む実効的な国際的及び国内的の措置によつて確保できることを確信して、総会は、国際労働機関がこの偉大な事業並びにすべての人民の健康、教育及び福祉の増進に関する責任の一部を委託される国際団体と充分に協力することを誓約する。

五

総会は、この宣言に述べた原則が全世界のすべての人民に充分に適用できること並びに、それをいかに適用するかは各人民の到達した社会的及び経済的発達の段階を充分に考慮して決定すべきであるとしても、まだ従属的な人民及び既に自治に達した人民に対してそれを漸進的に適用することが文明世界全体の関心事項であることを確認する。

国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際連盟の一機関であつた国際労働機関に対して、わが国は、その原締約国として、設立当初よりその活動に参加してきたのであつたが、千九百三十三年、わが国は遂に国際連盟を脱退するに至り、次いで千九百三十八年には、国際労働機関との協力も終止することになつたのである。第二次大戦まで、その活動を継続して来た同機関も、大戦後、国際連盟の解消と前後して、国際労働憲章が改正されて独立の機関となり、国際連合とも協定し、その専門機関として、現在六十四箇国が参加している大規模な国際機関であつて、その目的とするところは、諸種の労働条件を国際的協力によつて改善してゆこうとするものである。政府は、この機関への加盟について努力を続けてきたが、本年六月開催の労働総会によつて、ようやく、わが国の再加盟が承認されたので、この機関の憲章の受諾について国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

この機関の使命よりみても、わが国の加盟によつて、労働者の福祉増進、さらに進んで労使間の関係の円滑化、産業の高度化促進など、わが国の発展に寄与するところは、極めて大なるものがあるものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件施行に要する経費

本件承認に要する費用は、わが国の加盟後の分担金とともに戦前わが国脱退当時、未拂であつた分担金支拂の問題について考慮を拂う要がある。わが国今後の分担金については、本年十一月開催を予定される本機関の理事会によつて決定されることになつている。又戦前の未拂分担金については、本機関事務局よりの要求によれば、千九百三十八年より千九百四十年にいたる三箇年分として、三十六万八千二百十二ドル十セント、現在の邦貨で約一億二千九百八十六万円である。これに対し、政府としては、その減額及び分割拂の方法を要請しているとのことで、本件に関する最終決定は、加盟後の分担金額の決定と同様、近く開かれる理事会において行われることになつているとのことである。決定される本件費用は、昭和二十六年度一般会計予算大蔵省所管に計上されている海外出張その他海外拂関係諸費より移し替えることになつている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

公衆衛生国際事務局に関する議定書

第一條

この議定書の署名政府は、署名政府の間においては、千九百七年十二月九日にローマで署名された協定で定められている公衆衛生国際事務局の任務及び機能を世界保健機関又はその中間委員会が遂行すべきこと並びに、現存の国際義務に従うことを條件として、署名政府がこの目的の達成のために必要な措置を執ることに同意する。

第二條

この議定書の当事国は、更に、当事国の間においては、附属書一に掲げた国際協定によつて事務局に與えられた任務及び機能を、この議定書が効力を生ずる日から、世界保健機関又はその中間委員会が遂行すべきことに同意する。

第三條

千九百七年の協定のすべての当事国がその廃止に同意したときは、協定は、廃止し、事務局は、解散する。千九百七年の協定の当事国政府は、この議定書の当事国となることによつて、千九百七年の協定の廃止に同意したものと了解される。

第四條

この議定書の当事国は、更に、千九百四十九年十一月十五日までに千九百七年の協定のすべての当事国がその廃止に同意しなかつたときは、千九百七年の協定の第八條に従つて同協定を廃棄することに同意する。

第五條

千九百七年の協定の当事国政府でこの議定書の署名国でないものは、国際連合事務総長に受諾書を送付することによつて、いつでもこの議定書を受諾することができる。国際連合事務総長は、すべての署名政府及びこの議定書を受諾した他の政府にこの加入を通報する。

第六條

政府は、次の方法によつてこの議定書の当事国となることができる。

(a)　承認に関する留保を付けない署名

(b)　承認を條件とする署名及びその後の受諾　又は

(c)　受諾

受諾は、国際連合事務総長に正式文書を寄託することによつて行う。

第七條

この議定書は、千九百七年の協定の二十の当事国政府がこの議定書の当事国となつた時に、効力を生ずる。

以上の証拠として、各自の政府から正当に委任を受けた代表者は、この議定書に署名した。この議定書の原本一通は、英語及びフランス語で作成し、両本文は、ひとしく正文とする。原本は、国際連合事務総長に寄託する。認証謄本は、国際連合事

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

務総長が各署名政府及び各受諾政府並びにこの議定書が署名された時に千九百七年の協定の当事国であつた他の政府に送付する。事務総長は、この議定書の各当事国に、議定書が効力を生じた時をなるべくすみやかに通知する。

千九百四十六年七月二十二日にニューヨーク市において作成した。

附属書一

一　千九百二十六年六月二十一日の国際衛生條約

二　千九百三十八年十月三十一日に署名された千九百二十六年六月二十一日の国際衛生條約を修正する條約

三　千九百二十六年六月二十一日の国際衛生條約を修正する千九百四十四年の国際衛生條約

四　千九百四十四年の国際衛生條約を延長する議定書（千九百四十六年四月二十三日に署名のために開放され、千九百四十六年四月三十日に効力を生じた。）

五　千九百三十三年四月十二日の航空国際衛生條約

六　千九百三十三年四月十二日の航空国際衛生條約を修正する千九百四十四年の航空国際衛生條約

七　千九百四十四年の航空国際衛生條約を延長する議定書（千九百四十六年四月二十三日に署名のために開放され、千九百四十六年四月三十日に効力を生じた。）

八　性病治療のために商船の船員に與える便益に関する千九百二十四年十二月一日のブラッセルにおける国際協定

九　あへん及び危險藥品の取引に関する千九百二十五年二月十九日のジュネーヴにおける條約

十　麻藥の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日のジュネーヴにおける條約

十一　抗ジフテリア血清に関する千九百三十年八月一日のパリにおける條約

十二　デング熱に対する相互保護に関する千九百三十四年七月二十五日のアテネにおける国際條約

十三　健全証書免除に関する千九百三十四年十二月二十二日のパリにおける国際協定

十四　健全証書に対する領事査証免除に関する千九百三十四年十二月二十二日のパリにおける国際協定

十五　死体運搬に関する千九百三十七年二月十日のベルリンにおける国際協定

アルゼンティン	
	アルベルト・スワンク
	政府の承認を條件として
オーストラリア	
	エー・エイチ・テインジ
	オーストラリア連邦政府の承認及び受諾を條件として
ベルギー王国	
	ドクトル・エム・ド・ラエ
	批准を留保して
ボリヴィア	
	ルイス・ペー・ソテロ
ブラジル	
	ヘラルド・エイチ・デ・バウラ・ソウザ
	〃
	政府の承認を條件として
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国	
	エヌ・エフスタフィエフ
カナダ	
	ブルック・クラックストン
	ブロック・チザム
	承認を條件として
チリ	
	フリオ・プストス
	政府の承認を條件として
中華民国	
シェン・ジェー・ケー	
	アイ・チン・ユアン
	ツェミン・ツェー
コロンビア	
	カルロス・ウリベ・アギレ
コスタ・リカ	
	ハイメ・ペナビデス
キューバ	
	ドクトル・ペドロ・ノゲイラ
	ビクトル・サンタマリナ
	政府の承認を條件として
チェコスロヴァキア	
	ドクトル・ヨセフ・カンシック
	政府の承認を條件として
デンマーク	
	ジェー・オエルスコフ
	政府の承認を條件として
ドミニカ共和国	
	ドクトル・エレ・エフェ・トメン
	政府の承認を條件として
エクアドル	
	エレ・ネベレス・バスケス
	政府の承認を條件として
エジプト	
	ドクトル・エー・ティー・チューチャ
	タハ・エイサイェド・ナスル・ベイ
	エム・エス・アバザ
	批准を條件として
サルヴァドル	
	エティオピア
	・ジー・テセマ
	批准を條件として
フランス	
	ジー・バリゾ
	政府の承認を條件として
ギリシャ	
	ドクトル・フォキオン・コペナリス
	政府の承認を條件として
グァテマラ	
	ヘー・モラン
ホーダ・アー・ムニョス	
	政府の承認を條件として
ハイティ	
	ルルックス・レオン
	政府の承認を條件として
ホンデュラス	
	ファン・マヌエル・フィアロス
	政府の承認を條件として
インド	
	シー・ケー・ラクシュマナン
	シー・マニ
	批准を條件として。これらの署名は、インドの諸侯国との関係における国王の機能を行使するための陛下の代表者と合意の上で行つた。
イラン	
	ガスム・ガーニ
	エイチ・ハフェツイ
	イラン国議会（マヂリス）の批准を條件として。政府の承認を條件として
イラーク	
	エス・アル＝ザハウィ
	ドクトル・イーサン・ドグラマジ
	政府の承認を條件として
レバノン	
	ジョルジュ・ハキム
	ドクトル・アー・マクルーフ
	政府の承認を條件として
リベリア	
	ジョゼフ・ナグベ・トグバ
	ジョン・ビー・ウェスト
	政府の承認を條件として
ルクセンブルグ大公国	
	ドクトル・エム・ドラエ
	批准を留保して
メキシコ	
	モンドラゴン
	政府の承認を條件として
オランダ王国	
シー・ヴァン・デン・ベルグ	
シー・バニング	
ダブリュー・エー・ティムメルマン	
	政府の承認を條件として
ニュー・ジーランド	
	ティー・アール・リチー
	政府の承認を條件として
ニカラグア	
	アー・セヴィリャ＝サカサ
	政府の承認を條件として
ノールウェー王国	
	ハンス・ティー・エイチ・サンドベルグ
	政府の承認を條件として
パナマ	
	ホーダ・ホーダ・バリャリノ
	政府の承認を條件として
パラグァイ	
	アンヘル・エレ・ヒネス
	政府の承認を條件として
ペルー	
	カルロス・エンリケ・パス・ソルダン

アー・トランソ
　政府の承認を條件として
フィリピン共和國
エイチ・ララ
ワルフリド・デ・レオン
ポーランド
エドワルド・グルツェゴルツエウスキー
サウディ・アラビア
ドクトル・ヤヒア・ナスリ
ドクトル・メドハト・チェイク＝アル＝アルド
シリア
ドクトル・シー・トレフィ
　批准を條件として
トルコ
ゼッド・エヌ・バーカー
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國
エル・アイ・メドヴェド
アイ・アイ・カルチェンコ
ソヴィエト社会主義共和國連邦
エフ・ジー・クロトコフ
南アフリカ連邦
エイチ・エス・ギアー
　政府の承認を條件として
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國
メルヴィル・ディー・マッケンジー
ジー・イー・イェーツ
アメリカ合衆國
トーマス・バラン
マーサ・エム・エリオット
フランク・ジー・ボードロー
　承認を條件として
ウルグァイ
ホセ・アー・モラ
エレ・リベロ
カルロス・エメ・バルベロウセ
　政府の承認を條件として
ヴェネズエラ
アー・アレアサ・グスマン
　政府の承認を條件として
ユーゴースラヴィア
ドクトル・エー・スタンバル
　批准に関する留保を付けて
アフガニスタン
アルバニア
ティー・ヤコヴァ
オーストリア
ドクトル・マリウス・カイゼル
ブルガリア
ドクトル・ディー・ピー・オラホヴァッツ
アイルランド
ジョン・ディー・マコーマック
　受諾を條件として
フィンランド
オスモ・トゥルペイネン
ハンガリー
アラダール・セゲディ＝マサク
　千九百四十七年二月十九日
　批准を條件として
アイスランド
イタリア
ジョヴァンニ・アルベルト・カナペリア
　批准を條件として
ポルトガル
フランシスコ・シー・カンポウルナック
　批准を條件として
ルーマニア
シャム
プンリアン・タムタイ
スウェーデン
ヘルマン・エリクソン
　千九百四十七年一月十三日
　批准を條件として
スイス
ドクトル・ヨット・オイグスター
アー・ザウター
　批准を留保して
トランスジョルダン
ドクトル・ディー・ピー・トゥトゥンジ
イエメン

公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

千九百七年十二月九日に署名された「公衆衛生国際事務局設置に関するローマ協定」によつて、事務局がパリに設置され、わが国は、千九百二十四年三月七日、この協定に加入した。大戰後、国際連合の専門機関として世界保健機関の設立に伴い、公衆衛生国際事務局を解散し、その任務及び機能を世界保健機関に引き継ぐため、ローマ協定署名の大部分の国の間で、千九百四十六年七月二十二日、同事務局に付託されていた任務を世界保健機関へ引き継ぐこと及び議定書当事国がローマ協定を廃棄すべきこと等を規定した本議定書が署名されたのである。わが国は本年五月十六日すでに世界保健機関に正式に加入しているので、この議定書を受諾することが必要である。よつて、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

世界保健機関の加盟国であるわが国として、本議定書の受諾は、妥当かつ必要なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

資金運用部特別会計が旧大蔵省預金部特別会計から引き継いだ積立金については、現在これを一般会計に繰り入れることとなつていないが、右の積立金額は現在八億八千八百四十万円余あり、今回この金額を本年度一般会計歳出補正予算の財源に充てる必要があるので、この積立金を一般会計に繰り入れることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

資金運用部特別会計法の規定により、資金運用部特別会計は、毎年度の決算上、剰余を生じた場合には、当分の間その金額を一般会計に繰り入れることとなつているので、旧大蔵省預金部特別会計から引き継いだ積立金についても、これを一般会計に繰り入れることは適当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

米国対日援助物資等処理特別会計において取扱つている軍拂下物資の対価については、従来は米国対日援助物資及び援助役務の場合のように、この会計から、これを米国対日援助見返資金特別会計へ繰り入れることとする規定を欠いていたのであるが、今回これを見返資金特別会計へ繰り入れることとする必要があるので、これに関する規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

軍拂下物資について、この会計から見返資金特別会計へ繰り入れる金額は、その売拂代金から、この会計で負担した当該物資に関する諸掛等を控除した金額としていることは、適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

財産税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

財産税法は昭和二十一年十一月二十日施行され、本年十一月十九

日後は、財産税については課税を行うことができないことになつている。しかるに、財産税の課税財産のうち賠償指定施設等については、今日まで課税を延期して来たが、今日もなお、その帰属が確定しないので、これらの財産に限り更に今後三年間において、その帰属が明らかになつた際に課税し得ることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

賠償指定施設等について、今後その帰属が明らかになつた際に課税し得る措置をとることは、極めて適切当然の措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行農林漁業組合再建整備法は第十回国会において制定せられ、以後政府は組合の希望により、奨励金交付の準備を進め、また特別指導員を派遣して指導を行う等の措置を行つて来たのであるが、これら組合の再建整備の目標たる自己資本の充実、固定資産の資金化を図るとともに、組合の欠損金を速やかに解消することが組合経営の健全化のために必要であつて、この欠損金の補てんを容易にするため、法人税法の繰越欠損金の控除に関する特例を設け、また増資奨励金交付についても必要な改正を加えて、早急な組合の再建整備を図ろうとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　毎会計年度、組合に交付される奨励金のうち、増資奨励金については、その額の一部を翌会計年度において交付することができることとした。

2　再建整備を行う農林漁業組合が合併によつて解散した場合、合併によつて成立した組合または合併後存続する組合で再建整備を行おうとするものについての諸規定を設けた。

3　法人税法の繰越欠損金の控除等に関する次のような特例規定を設けた。特例の対象となる欠損金の範囲を昭和二十五事業年度及び昭和二十六事業年度に生じたものとし、これらの欠損金は、従来青色申告をしていない組合であつても昭和二十六年度以後青色申告をすれば繰越控除ができる。またこの繰越控除を行うため、昭和二十六事業年度において初めて青色申告をしようとする組合は、特に本年十二月末日までは提出できる。また組合の合併後成立または存続する組合で再建整備を行うものが解散組合から引き継いだ欠損金は、青色申告を続ければ、これを繰越控除することができる。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業組合の欠損金を速やかに解消して組合の再建整備を促進し、早急な組合経営の健全化を期するために、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十三日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

輸出信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔第十六号参照〕

一　議案の要旨及び目的

わが国経済の自立を達成するためには輸出貿易の飛躍的発展を実現せねばならない。

輸出貿易振興方策として、最近において、東南アジア地域、南米諸国等の経済開発の進展に即応し、これらの地域に機械設備等資本財の輸出の促進を図つて来たが、より一層拡充強化し保険制度を確立しようとするのである。すなわち主な改正点は、現行法の保険制度を甲種保険制度とし、新たに乙種保険制度を加えて、保険契約締結、損失、査定等一連の保険業務をすべて政府が直接取扱うこととしている。

二　議案の可決理由

本案は、東南アジア、南米諸国等の開発とともに輸出貿易の伸長に多大の効果を収めるものと認め、妥当な措置なるにかんがみ、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十四日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の外国為替資金特別会計法においては、外国為替管理委員会の業務の委任は、日本銀行に対してなし得る規定があるに止るので、この際、日本銀行がその委任された事務の一部を外国為替銀行に再委任し得る旨を明定して、もつて外国為替資金の円滑な運営に資しようとするものである。

二　議案の可決理由

外貨資金の管理権が日本政府に委譲されて以来、実際の取扱においては日本銀行から外国為替銀行に再委任しているので、これを明定する規定を設けることは、極めて適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十五年度においては農業災害補償法に基く家畜共済の対象となつている牛及び馬について、乳牛の結核病及び牛の流行性感冒並びに馬の伝染性貧血が異常に発生し、これが支拂財源として二億一千三百四十万二千九百円の不足が生じたので、これを一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

二　議案の可決理由

この支拂財源の不足は、異常なる故により生じたもので、保険料率の算定によつて収支の均衡をはかるべき性質ではなく、又、農業災害補償制度の趣旨にかんがみても、一般会計からの繰入金をもつて補てんすることは適当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の経済は漸次安定を回復し、企業経理の内容も充実し来り、更に本法の趣旨は、先般施行された改正商法におおむね採り入れられているので、この法律を廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

この法律は、終戦後わが国の経済が不安定で、企業経理の内容も極めて弱体であつた時期において、利益配当を規制し、会社経理の健全化を図ることを目的としたものであ

るから、今日経済が安定を回復し、且つ、改正商法に本法の趣旨がおおむね採り入れられているので、本法を廃止することは時宜に適した措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十三日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法においては、国家公務員に対し、毎年年末に給與月額の半月分に相当する額を年末手当として支給することになつているのであるが、最近における生計費の状況等にかんがみ、本年度に限つて年末手当の額を六割方増額して支給しようとするものである。

二　議案の可決理由

極めて適切妥当な処置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度経費として（増給に要する分）

一般会計所属職員の分

一、七〇三、六八三千円

特別会計所属職員の分

一、四三二、六六〇千円

計　三、一三六、三四三千円

の支出が補正予算に計上されている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府職員の現行給與は、本年一月から実施されたのであるが、その後における生計費、民間の賃金等の事情にかんがみ、これを適正に改訂し、その生活の安定確保を図る必要があり、本年八月二十日附で人事院が勧告した給與計画を原則的に尊重して、一般職の国家公務員の給與を改訂せんとするもので、その要点は次のとおりである。

第一に、昭和二十六年十月以降における職員総平均の給與額を月額約千五百円程度引き上げておおむね、これを一万円程度としたこと。

第二に、俸給については従前に比し、おおむね一八%程増額するとともに、現行の俸給表の外に、造幣、印刷、国有林野、アルコール専売、郵政、電通の各企業特別会計の現業職員について、その職域の特殊性を考慮して新たに特別俸給表を設けたこと。

第三に、扶養手当については、現行通り六百円、四百円に据置いたこと。

第四に、勤務地手当については、本年五月十七日附、人事院勧告通りその支給地域区分を改訂するとともに、新たに官署指定の途を開いたこと。

第五に、現在無給となつている休職者に対しても新たに一定條件の下に給與を支給できるようにしたこと。

二　議案の可決理由

最近における生計費、民間賃金、その他の事情にかんがみ、一般職の国家公務員の給與を改訂し、その生活の安定確保を図る必要があることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度（昭和二十六年十月分より昭和二十七年三月分まで）経費として（増給に要する分）

一般会計所属職員の分

四、七五一、九一〇千円

特別会計所属職員の分

四、九五四、三〇三千円

計　九、七〇六、二一三千円

の支出が補正予算に計上されている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における生計費、民間の賃金その他の事情の変動にかんがみ、政府は、一般職の国家公務員の給與を改善する必要を認め、今国会に「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案」を提出したのであるが、裁判官についてもその例にならい、給與の改善をする必要がある。

すなわち、「裁判官の報酬等に関する法律」第十條の規定の精神に従つて、同法第二條の別表、及び第十五條に定める報酬月額を、スライド的に改正しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、司法の独立と裁判官の地位の保障の重要性にかんがみ、当然な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度（自十月至三月）増給に要する経費として補正予算に一四八、一二〇、〇〇〇円が見積られている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回の「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」と同様の趣旨により、「検察官の俸給等に関する法律」第二條の別表及び第九條に定める俸給月額を改正しようとするものであつて、改定による増加比率は、おおむね一般の国家公務員のこれに対応する俸給月額の増加比率と同様である。

二　議案の可決理由

本案は、治安維持の重責を負う検察官の職務の重要性にかんがみ、準司法官として取扱うには当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度（自十月至三月）増給に要する経費として補正予算に五八、一三七、〇〇〇円が見積られている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の地方税法は、地方財政自主権の強化拡充及び住民負担の合理化を目標として従前の税制に画期的抜本的改革を加えたものであるが、実施後社会経済事情の変化もあつて、所期の目的を達成するに至らず、地方財政はかえつて窮乏と混迷に陥つて来たのであつて、各方面から再検討の必要が強く叫ばれている。政府も現行制度の全面的改正を研究準備中であるが、今回は運営上、差し当り必要な最低限度の改正を加えんとして本改正案が提出されたのである。

改正の内容は大要次の三点である。

1　市町村民税の法人税割及び法人事業税について、法人税法の改正に準じ、納税者の申請に基

き税額の二分の一以内につき三箇月を限度として徴収を猶予することとして徴収の円滑を期した。

2　附加価値税について、加算法採用の届出、青色申告書による申告の承認申請等の提出期限を昭和二十七年三月三十一日まで延期して、同税実施の結論を得るまでの混乱を防止したこと。

3　明年度の固定資産税について、評価の適正を期するため、固定資産の価格決定の期限を四箇月延期して昭和二十七年六月末日としたこと。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、来るべき地方税制の全般的改正に至るまでの経過的措置乃至技術的立法として一応妥当なものと認められ、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方財政平衡交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合において、簡易に必要な調整的措置をとることができるよう規定の整備を計つたもので、次の二点の改正を含むものである。

1　地方財政平衡交付金の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、それぞれその増加し、又は減少すべき額を、当該地方団体に交付すべき交付金の額の算定に用いらるべき基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができるものとすること。

2　前項の算定を行う場合において当該地方団体の基準財政収入額が基準財政需要額を上廻るときは、錯誤の結果過不足の生じた交付金の額は、規則で定めるところによつて、これを交付し又は返還させることができるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、地方財政平衡交付金制度の運営過程において交付金の算定の基礎に用いた数について錯誤のあつた場合の取扱を現行法によるよりも一層簡易且つ合理的に行いうるようにしようとするものであることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（小金義照君外十八名提出）に関する報告書

〔第十七号参照〕

一　議案の要旨及び目的

わが国経済に重要な地位を占める中小企業の振興のためには金融関係の対策が最も緊要である。よつて中小企業専門の金融機関である商工組合中央金庫を拡大強化しようとするのである。その改正の要点は、従来取引対象が中小企業等協同組合であつたのをその構成員にまで拡大し、貸付又は預金もできること、業務上の余裕金をコールローンに活用すること、一組合の出資口数の制限を従来の一千口から一万口に引上げること、その他国、公共団体又は銀行その他の金融機関の業務の一部を代理すること等である。

二　議案の可決理由

現在の商工組合中央金庫の資金は余りめぐまれた実状でないので、この際資金源の確立を期することによつて中小企業金融の円滑化を図る必要がある。よつて本案は妥当適切なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興を図るため、金融機関の中小企業者に対する貸付について政府が信用保険を行う制度であるが、一般金融情勢からして金融機関としては、長期資金供給が困難である実情により、現在の一件あたり貸付額三百万円から五百万円まで、中小企業等協同組合であるときは一千万円から二千万円まで、また新たに信用保証協会の保証業務を政府において保険することとし、その五〇％程度を保険することとしているのである。

二　議案の可決理由

現在の中小企業金融の実情を考慮し所要の改正を行い、新たに信用保証協会を繰入したことは時宜を得た妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

旅券法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

大多数の連合国とわが国との平和條約が調印されたが、この平和條約の発効に先だち、最近連合国最高司令部は、従来最高司令部が保持していた日本人の国外渡航に関する許可権を日本側に返還する意向のあることが明らかとなつたので、現在施行されている旅券発給に関する二つの政令を廃止し、日本政府が、国の主権に基いて旅券を発給すること、及び、国際的に認められた旅券制度を基調としてこれに日本固有の特殊性を加えて、旅券の種類、効力、発給方式等を新たに制定しようとするものである。

本案の主なる点を上げれば(イ)旅券の自主的発給、(ロ)旅券の種類、(ハ)旅券の発給その他の手続、(ニ)旅券発給の制限、(ホ)旅券の効力、(ヘ)手数料等の規定が設けられており、又その附則において、(イ)施行期日、(ロ)政令の廃止、(ハ)新旧法令の間に生ずる過渡的方針、(ニ)旅券に代る身分証明書等について規定しようというのである。

二　議案の可決理由

平和條約調印後の情勢に伴つて、占領下に適合するよう制定されている旅券に関する現行の政令を廃止し、日本政府が自主的に渡航行政を行い得る新しい旅券法を制定することは、極めて妥当且つ必要な措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

国際連合食糧農業機関憲章

前文

この憲章を受諾する国は、

各自の管轄の下にある人民の栄養水準及び生活水準を向上し、

すべての食糧及び農産物の生産及び分配の能率の改善を確保し、

農村住民の状態を改善し、

このようにして、拡大する世界経済に寄与すること

を目的とする各自の個別及び共同の行動を促進することによつて共通の福祉を増進することを決意し、

ここに国際連合食糧農業機関（以下「この機関」という。）を設立し、この機関を通じて、加盟国は、前記の活動の分野においてとられた措置及び遂げられた進歩について相互に報告することとする。

第一條　機関の任務

1　この機関は、栄養、食糧及び農業に関する情報を収集し、分析し、解明し、及び頒布する。

2　この機関は、次の事項について、国内的及び国際的行動を促進し、且つ、適当なときは、これを勧告する。

(a)　栄養、食糧及び農業に関する科学的、技術的、社会的及び経済的研究

(b)　栄養、食糧及び農業に関する教育及び行政の改善並びに栄養及び農業の科学及び実地に関する公衆の知識の普及

(c)　天然資源の保全及び改良された農業生産の方法の採用

(d)　食糧及び農業生産物の加工、販売及び分配の改善

(e)　適当な国内的及び国際的農業信用の供与のための政策の採用

(f)　農業商品についての取極に関する国際的政策の採用

3　次のことも、また、この機関の任務である。

(a)　諸政府が要請する技術的援助を与えること。

(b)　関係政府が連合国食糧農業会議の勧告を受諾することから生ずる義務の履行について当該政府を援助するために必要とされる使節団を、当該政府と協力して組織すること。

(c)　一般に、前文に掲げるこの機関の目的を達成するために必要且つ適当なあらゆる行動をとること。

第二條　加盟国の地位

1　この機関の原加盟国とは、附属書1に明記する国のうち第二十一條の規定に従つてこの憲章を受諾するものをいう。

2　新たに加盟する国は、総会のすべての構成員の三分の二の多数による賛成投票によつて、且つ、加盟の時に施行されているこの憲章を受諾した時に、この機関に加盟することができる。

第三條　総会

1　この機関に総会をおく。各加盟国は、総会において一人の構成員によつて代表される。

2　各加盟国は、自国の総会構成員に対して代理一人、協力者及び顧問を任命することができる。総会は、代理、協力者及び顧問の総会の議事への参加に関する規則を設けることができる。但し、この参加は、代理又は協力者が構成員に代つて参加する場合を除く外、投票権を伴わない。

3　いかなる総会構成員も、二以上の加盟国を代表することができない。

4　各加盟国は、一個の投票権のみを有する。この機関に対する分担金の支拂が延滞している加盟国は、その延滞金の額がそのときまでの満二年間にその国から支拂われるべきであつた分担金の額に等しいとき、又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。但し、総会は、支拂の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によるものであると認めるときは、当該加盟国の投票を許すことができる。

5　総会は、この機関の任務の関係のある任務を有する公的国際機関に対して、総会が定める條件で総会の会合に参加する一人の代表者を任命するように勧誘することができる。この代表者は、投票権を有しない。

6　総会は、少くとも毎年一回会合する。

7　総会は、その役員を選挙し、その手続を定め、且つ、会議の招集及び議事日程の決定に関する規則を設ける。

8　この憲章に別段の明文規定がある場合又は総会が定める規則による場合を除く外、すべての事項は、総会が投票の単純多数で決定する。

第四條　総会の任務

1　総会は、この機関の政策を決定し、予算を承認し、及びこの憲章によつて与えられるその他の権限を行使する。

2　総会は、投票の三分の二の多数によつて、加盟国が国内的行動によつて実施する目的で考慮するように加盟国に提出される食糧及び農業に関する問題についての勧告をすることができる。

3　総会は、投票の三分の二の多数によつて、食糧及び農業に関する問題についての條約を、加盟国が適当な憲法上の手続によつて受諾する目的で考慮するように、加盟国に提出することができる。

4　総会は、次のことを確保するためにとるべき手続を定める規則を設けなければならない。

(a)　提案された勧告及び條約を総会が審議するに先だつて、諸政府と適当な協議をし、及び適当な技術的準備をすること。

(b)　この機関と国内機関又は個人との間の関係について諸政府と適当な協議をすること。

5　総会は、この機関の目的に関係のある事項について、いかなる公的国際機関に対しても勧告をすることができる。

6　総会は、投票の三分の二の多数によつて、この機関の目的に合致するその他の任務で諸政府によつて委託されるもの又はこの機関と他の公的国際機関との間の取極によつて規定されるものを遂行することができる。

第五條　執行委員会

1　総会は、九人以上十五人以下の総会構成員又は代理、協力者若しくはその顧問で行政上の経験その他特別の資格によつてこの機関の目的の達成に貢献する資格のあるものからなる執行委員会を任命する。いかなる加盟国も、二人以上の委員を出してはならない。執行委員会の委員の任期その他の職務上の條件は、総会が定める規則に従う。

2　本條1の規定に従うことを條件として、総会は、執行委員会の任命について、その委員の構成が食糧及び農業に関連する諸種の経済の経験をなるべく多様に反映することが望ましいことを考慮しなければならない。

3　総会は、この憲章の第二條2、第四條、第七條1、第十三條及び第二十條に掲げる権限を除く外、総会が定める権限を執行委員会に委任することができる。

4　執行委員会の委員は、総会によつて委任される権限を、総会全体のために行使するものとし、各自の政府の代表者として行使してはならない。

5　執行委員会は、その役員を任命し、且つ、総会の決定に従うことを條件として、委員会の手続規則を定める。

第六條　その他の委員会及び会議

1　総会は、専門的及び地域的常任委員会をおくことができ、また、この機関の目的に関連する事項について研究及び報告をする委員会を任命することができる。

2　総会は、一般的、専門的、地域的その他特別な会議を招集することができ、また、栄養、食糧及び

農業に関する国内的及び国際的団体が総会の定める方法で前記の会議に代表されるようにすることができる。

第七條　事務局長

1　この機関に事務局長をおく。事務局長は、総会が定める手続及び條件で総会によつて任命される。

2　総会及びその執行委員会の一般的監督に従うことを條件として、事務局長は、この機関の事業を指揮する完全な権限を有する。

3　事務局長又は事務局長が指定する代理は、総会及びその執行委員会のすべての会合に投票権なしで参加し、且つ、総会及び執行委員会に提出される事項に関する適当な行動についての提案を総会及び執行委員会の審議のために作成しなければならない。

第八條　職員

1　この機関の職員は、総会が定める規則で決定される手続に従つて、事務局長が任命する。

2　この機関の職員は、事務局長に対して責任を負う。事務局長及び職員の責任は、性質上もつぱら国際的なものであつて、事務局長及び職員は、その責任を果すに当つて、この機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。加盟国は、職員の責任の国際的性質を充分に尊重すること及び自国民たる職員がその責任を果すに当つてその職員を左右しようとしないことを約束する。

3　職員の任命に当つては、能率及び技術的能力の最高水準を確保することが最も重要であるが、事務局長は、職員をなるべく広い地理的基礎に基いて募集し、選定することが重要であることにも充分な考慮を拂わなければならない。

4　各加盟国は、各自の憲法上の手続に基いて、できる限り、事務局長及び高級職員に対して外交官の特権及び免除を與えること並びにその他の職員に対して大使館若しくは公使館に所属する外交官以外の者に與えられる便宜及び免除を與え、又はその代りに他の公的国際機関の同等の職員に今後與えられる免除及び便宜を與えることを約束する。

第九條　所在地

この機関の所在地は、総会が定める。

第十條　地域事務局及び連絡事務所

1　地域事務局の設置は、事務局長が総会の承認を得て決定する。

2　事務局長は、関係政府の同意を條件として、特定の国又は地域との連絡のために職員を任命することができる。

第十一條　加盟国による報告

1　各加盟国は、前文に掲げるこの機関の目的の達成に向つてなされた進歩並びに総会が行つた勧告及び提出した條約に基いてとられた行動に関する報告を定期的にこの機関に送付しなければならない。

2　これらの報告は、総会が要請する時期に総会が要請する形式でなされ、且つ、総会が要請する明細を含まなければならない。

3　事務局長は、これらの報告をその摘要とともに総会に提出し、且つ、総会によつて公表を承認された報告及び摘要を、総会によつて採択された当該報告及び摘要に関する報告とともに、公表しなければならない。

4　事務局長は、この機関の目的に関する情報の提供をいずれの加盟国にも要請することができる。

5　各加盟国は、要請に基いて、栄養、食糧及び農業に関するすべての法令、規則、公の報告及び公の統計を、公表されたときにこの機関に送付しなければならない。

第十二條　他の機関との協力

1　この機関とこれに関連する責任を有する他の公的国際機関との間の緊密な協力を図るため、総会は、第十三條の規定に従うことを條件として、当該機関の権限ある当局と責任の配分及び協力の方法を定める協定を結ぶことができる。

2　事務局長は、総会のいかなる決定にも従うことを條件として、他の公的国際機関と、共通事務の維持のため、募集、訓練、勤務條件その他これらに関連する事項に関する共通取極のため及び職員の交流のため、協定を結ぶことができる。

第十三條　一般的世界機構との関係

1　この機関は、2に定める手続に従つて、専門的責任を有する国際機関の活動の調整を委任される一般的国際機構の一部を構成する。

2　この機関と前記の一般的機構との間の関係を定める取極は、総会の承認を條件とする。第二十條の規定にかかわらず、この取極は、総会が投票の三分の二の多数によつて承認するときは、この憲章の規定の変更を含むことができる。但し、この取極は、この憲章に掲げるこの機関の目的及び権限を変更するものであつてはならない。

第十四條　他の機関の監督

総会は、食糧及び農業に関する問題を取り扱う他の公的国際機関を、当該機関の権限ある当局との間に協定される條件で、この機関の一般的権威の下におく取極を承認することができる。

第十五條　法律的地位

1　この機関は、この機関の目的に適する法律行為でこの憲章によつて與えられる権限をこえないものを行うため、法人としての行為能力を有する。

2　各加盟国は、各自の憲法上の手続に基いて、できる限り、この機関に対して、自国が大使館又は公使館に與えるすべての免除及び便宜を、その土地建物及び記録の不可侵権、訴追免除並びに課税免除を含めて、與えることを約束する。

3　総会は、職員の任命の條件に関する紛争を職員審判所によつて決定するための規定を定めなければならない。

第十六條　魚類及び林産物

この憲章において、「農業」という語及びその派生語は、水産業、水産物、林業及び一次的林産物を含むものとする。

第十七條　憲章の解釈

この憲章又はこの憲章に基いて採択される国際條約の解釈に関するいかなる疑義又は紛争も、総会が採択する規則の定める方法で、適当な国際裁判所又は仲裁裁判所に決定のため付託しなければならない。

第十八條　費用

1　第二十五條の規定に従うことを條件として、事務局長は、この機関の予想される費用を支弁するに足りる年次予算を総会に提出しなければならない。予算が承認されたときは、その承認された総額は、総会が随時定める割合で加盟国の間に割り当てられる。各加盟国は、各自の憲法上の手続の要求に従うことを條件として、前記のように決定された費用のうちの自国の割当分をすみやかにこの機関に支拂うことを約束する。

2　各加盟国は、この憲章を受諾したときは、自国の最初の分担金として現会計年度の年次予算のうちの自国の割当分を支拂わなければならない。

3　この機関の会計年度は、総会が別段の定をしない限り、七月一日から翌年の六月三十日までとする。

第十九條　脱退

いずれの加盟国も、その国がこの憲章を受諾した日から四年経過した後はいつでも、この機関からの脱退の通告をすることができる。この通告は、この機関の事務局長に対する通報の日から一年の後に効力を生ずる。但し、その時において、当該加盟国が、前記の通告の日の次の会計年度を含むその国の加盟中の各年度

に対する年次分担金を支拂つていることを條件とする。

第二十條　憲章の改正

1　この憲章の改正で加盟国に対する新たな義務を伴うものは、全総会構成員の三分の二の多数の賛成投票による総会の承認を必要とし、改正を受諾する各加盟国に対しては加盟国の三分の二が受諾したとき、その他の各加盟国に対してはその後その加盟国が受諾したときに効力を生ずる。

2　その他の改正は、総会が全総会構成員の三分の二の多数の賛成投票によつて採択したときに効力を生ずる。

第二十一條　憲章の効力発生

1　この憲章は、附属書Ⅰに明記する国の受諾のために開放しておく。

2　受諾書は、各政府が連合国食糧農業中間委員会に送付しなければならない。中間委員会は、附属書Ⅰに明記する国の政府に対して、受諾書の受領を通告しなければならない。受諾は、外交代表を通じて中間委員会に通告することができる。この場合においては、受諾書は、その後なるべくすみやかに委員会に送付しなければならない。

3　中間委員会は、二十箇国の受諾の通告を受けたときは、受諾を通告した国の正当の委任を受けた外交代表がこの憲章に一通で署名するように取りきめる。この憲章は、こうして附属書Ⅰに明記する国のうちの二十箇国以上のために署名された時直ちに効力を生ずる。

4　受諾のうちこの憲章の効力発生後にその通告が受領されたものは、中間委員会又はこの機関が受領した時に効力を生ずる。

第二十二條　総会の第一回会期

連合国食糧農業中間委員会は、この憲章の効力発生後適当な日に会合する総会の第一回会期を招集する。

第二十三條　用語

用語に関する規則を総会が採択するまでの間、総会の事務は、英語で行う。

第二十四條　仮所在地

この機関の仮所在地は、総会が別段の定をしない限り、ワシントンにおく。

第二十五條　第一会計年度

次の例外的取極は、この憲章が効力を生ずる会計年度に関して適用する。

(a)　予算とは、この憲章の附属書Ⅱに掲げる暫定的予算をいう。

(b)　加盟国が分担する額は、この憲章の附属書Ⅱに掲げる割合による。但し、各加盟国は、中間委員会の費用に充てるため既に支拂つた負担額を前記の分担する額から控除することができる。

第二十六條　中間委員会の解消

総会の第一回会期が開会されたときに、連合国食糧農業中間委員会は、解消したものとみなし、中間委員会の記録その他の財産は、この機関の財産となる。

附属書Ⅰ　原加盟国となる資格を有する国

オーストラリア
ベルギー
ボリヴィア
ブラジル
カナダ
チリ
中国
コロンビア
コスタ・リカ
キュバ
チエッコスロヴァキア
デンマーク
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
サルヴァドル
エティオピア
フランス
ギリシャ
グァテマラ
ハイティ
ホンデュラス
アイスランド
インド
イラン
イラーク
リベリア
ルクセンブルグ
メキシコ
オランダ
ニュー・ジーランド
ニカラグァ
ノールウェー
パナマ
パラグァイ
ペルー
フィリピン連邦
ポーランド
南アフリカ連邦
ソヴィエト社会主義共和国連邦
連合王国
アメリカ合衆国
ウルグァイ
ヴェネズエラ
ユーゴースラヴィア

附属書Ⅱ　第一会計年度予算

第一会計年度の暫定的予算は、総額二百五十万合衆国ドルとし、その使用残額は、運営資金の中核をなす。

この総額は、加盟国が次の割合で分担する。

オーストラリア	三・三三%
ベルギー	一・二八
ボリヴィア	〇・二九
ブラジル	三・四六
カナダ	五・〇六
チリ	一・一五
中国	六・五〇
コロンビア	〇・七一
コスタ・リカ	〇・〇五
キュバ	〇・七一
チェッコスロヴァキア	一・四〇
デンマーク	〇・六二
ドミニカ共和国	〇・〇五
エクアドル	〇・〇五
エジプト	一・七三
サルヴァドル	〇・〇五
エティオピア	〇・二九
フランス	五・六九
ギリシャ	〇・三八
グァテマラ	〇・〇五
ハイティ	〇・〇五
ホンデュラス	〇・〇五
アイスランド	〇・〇五
インド	四・二五
イラン	〇・七一
イラーク	〇・四四
リベリア	〇・〇五
ルクセンブルグ	〇・〇五
メキシコ	一・八七
オランダ	一・三八
ニュー・ジーランド	一・一五
ニカラグァ	〇・〇五
ノールウェー	〇・六二
パナマ	〇・〇五
パラグァイ	〇・〇五
ペルー	〇・七一
フィリピン	〇・二五
ポーランド	一・一九
南アフリカ連邦	二・三一
ソヴィエト社会主義共和国連邦	八・〇〇
連合王国	一五・〇〇
アメリカ合衆国	二五・〇〇
ウルグァイ	〇・五八
ヴェネズエラ	〇・五八
ユーゴースラヴィア	〇・七一
新加盟国分計	二・〇〇
	一〇〇・〇〇

千九百四十五年十月十六日にカナダのケベックで英語により本書一通を作成した。この本書は、国際連合食糧農業機関の記録に寄託される。その認証謄本は、この憲章の附属書Ⅰに掲げる国の政府及び第二條の規定に従つて総会によりこの機関への加盟を認められた加盟国の政府に、事務局長が送付する。

以上の証拠として、われわれは、署名した。

オーストラリア
アルフレッド・スターリング
ベルギー王国
A・ヴァウテルス

ボリヴィア
V・アンドラーデ
憲法による批准を條件として
ブラジル
ルーリヴァル・フォンテス
カナダ
ジェームズ・G・ガーディナー
チリ
中国
P・W・ツォウ
コロンビア
コロンビアの全権委員は、コロンビアの憲法上の手続による批准を條件とする政府の承認を條件として、この憲章に署名する。
ギリェルモ・エリセオ・スアレス
コスタ・リカ
キューバ
エンリケ・ペレス＝シスネロス
上院の承認を條件として
チェコスロヴァキア
フランティセク・パヴラセック
デンマーク
ヘンリク・カウフマン
ドミニカ共和国
マリオ・E・デ・モヤ
エクアドル
L・N・ポンセ
エクアドル憲法による批准を條件として
エジプト
アニス・アゼル
サルヴァドル
エティオピア
フランス
タンギ・ブリジャン

アンドレ・マイエ
ギリシャ
ニコラス・G・レリー
グァテマラ
エンリケ・ロペス＝エラルテ
政府の承認を條件として
ヘイティ
E・ベーカー
ホンデュラス
フリアン・R・カセレス
アイスランド
トール・トールス
インド
G・S・パジパイ
イラン
イラーク
アリ・ジャウダット
リベリア
F・A・プライス
ルクセンブルグ大公国
ユーグ・ル・ガレー
メキシコ
マヌエル・J・セバダ
メキシコ憲法による批准を條件として
オランダ王国
S・L・マンスホルト
ニュー・ジーランド
ダヴィド・ウィルソン
ニカラグァ
アルベルト・セビリア・サカサ
政府の承認を條件として
ノールウエー王国
アンデルス・フィエルスタッド
パナマ
J・E・ウールトマット
パラグァイ
ペルー
J・チャベス

政府の承認を條件として
フィリピン連邦
マクシモ・カロー
ポーランド
S・ミコライツィク
南アフリカ連邦
P・R・ヴィルジョーン
ソヴィエト社会主義共和国連邦
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
この憲章に署名するに当つて、私は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によるこの憲章の受諾が、皇帝陛下のすべての殖民地及び海外領土並びに皇帝陛下の保護の下にあるすべての地域又は皇帝陛下が国際連盟からの委任を受諾して連合王国における皇帝陛下の政府が委任統治を行つているすべての地域を含むものであることを宣言する。
ロジャー・メーキンズ
アメリカ合衆国
クリントン・P・アンダーソン
ウルグァイ
憲法の相当規定による立法府の批准による政府の承認を條件として
ファン・フェリペ・イリアルト
ヴェネズエラ
ヴェネズエラの全権委員は、政府の承認を條件としてこの協定に署名した。よつて、この憲章は、ヴェネズエラの憲法の手続に従つて国の公権力によつて批准されるまで、ヴェネズエラに関して効力を生じないものとする。
M・A・ファルコン＝ブリセニ
ユーゴースラヴィア

国際連合食糧農業機関憲章の改正

一　千九百四十七年に総会の第三回会期で採択した改正

第五條を次のように改める。

第五條　国際連合食糧農業機関理事会

1　総会は、十八加盟国からなる食糧農業機関理事会を選挙する。十八加盟国は、おのおの一人の構成員で代表される。総会は、独立の理事会議長を任命する。理事会構成員の任期その他の職務上の條件は、総会が定める規則に従う。

2　総会は、この憲章の第二條2、第四條1、3、4、5及び6、第七條1、第十三條並びに第二十條に掲げる権限を除く外、総会が定める権限を理事会に委任することができる。

3　理事会は、議長以外のその役員を任命し、且つ、総会の決定に従うことを條件として、理事会の手続規則を採択する。

4　理事会は、総会の決定に従つて行われるこの機関の技術的事業の調整及び活動の継続性について助言を與えるため、調整委員会を設ける。

第七條2及び3を次のように改める。

2　総会及び理事会の一般的監督に従うことを條件として、事務局長は、この機関の事業を指揮する完全な権限を有する。

3　事務局長又は事務局長が指定する代理は、総会及び理事会のすべての会合に投票権なしで参加し、且つ、総会及び理事会に提出される事項に関する適当な行動についての提案を総会及び理事会の審議のために作成しなければならない。

二　千九百四十九年の総会の第五回会期で採択した改正

第三條6を次のように改める。

6　総会は、少くとも二年ごとに一回会合する。総会は、いかなる会期においても、投票の単純多数によつて、次の年に会合するよう決定することができる。

三　千九百五十年に総会の特別会期で採択した改正

第一條から第五條までを次のように改める。

第一條　機関の任務

1　この機関は、栄養、食糧及び農業に関する情報を收集し、分析し、解明し、及び頒布する。この憲章において、「農業」という語及びその派生語は、水産業、水産物、林業及び一次的林産物を含むものとする。

2　この機関は、次の事項について、国内的及び国際的行動を促進し、且つ、適当なときは、これを勧告する。

(a)　栄養、食糧及び農業に関する科学的、技術的、社会的及

び経済的研究
(b) 栄養、食糧及び農業に関する教育及び行政の改善並びに栄養及び農業の科学及び実地に関する公衆の知識の普及
(c) 天然資源の保全及び改正された農業生産の方法の採用
(d) 食糧及び農業生産物の加工、販売及び分配の改善
(e) 適当な国内的及び国際的農業信用の供与のための政策の採用
(f) 農業商品についての取極に関する国際的政策の採用

3 次のことも、また、この機関の任務である。
(a) 諸政府が要請する技術的援助を与えること。
(b) 関係政府が連合国食糧農業会議の勧告及びこの憲章を受諾することから生ずる義務の履行について当該政府を援助するために必要とされる使節団を、当該政府と協力して組織すること。
(c) 一般に、前文に掲げるこの機関の目的を達成するために必要且つ適当なあらゆる行動をとること。

第二條　加盟国の地位

1 この機関の原加盟国とは、附属書Iに明記する国のうち第二十條の規定に従つてこの憲章を受諾するものをいう。

2 総会は、投票の三分の二の多数により、新たな加盟国のこの機関への加盟を決定することができる。但し、この機関の加盟国の過半数が出席していることを條件とする。加盟国の地位は、現に施行されているこの憲章を受諾する文書の寄託の日から生ずる。

第三條　総会

1 この機関に総会をおく。総会においては、各加盟国は、一人の代表によつて代表される。

2 各加盟国は、自国の代表に対して代理一人、協力者及び顧問を任命することができる。総会は、代理、協力者及び顧問の総会の議事への参加の條件を定めることができる。但し、この参加は、代理、協力者又は顧問が代表に代つて参加する場合を除く外、投票権を伴わない。

3 いかなる代表も、二以上の加盟国を代表することができない。

4 各加盟国は、一箇の投票権のみを有する。この機関に対する分担金の支拂が延滞している加盟国は、その延滞金の額がそのときまでの二会計年度の間にその国から支拂われるべきであつた分担金の額に等しいとき、又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。但し、総会は、支拂の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によるものであると認めるときは、当該加盟国の投票を許すことができる。

5 総会は、この機関の任務に関係のある任務を有する国際機関に対して、総会が定める條件で総会の会合に代表されるように勧誘することができる。この国際機関の代表者は、投票権を有しない。

6 総会は、二年ごとに一回通常会期として会合する。総会は、次の場合には、特別会期として会合することができる。
(a) いずれかの通常会期で、総会が投票の過半数により、次の年に会合することを決定する場合
(b) 理事会が事務局長に指示する場合又は少くとも加盟国の三分の一が要請する場合

7 総会は、その役員を選挙する。

8 この憲章に別段の明文規定がある場合又は総会が定める規則による場合を除く外、総会のすべての決定は、投票の過半数で行う。

第四條　総会の任務

1 総会は、この機関の政策を決定し、予算を承認し、及びこの憲章によつて與えられるその他の権限を行使する。

2 総会は、この機関のための手続規則及び会計規則を採択する。

3 総会は、投票の三分の二の多数によつて、加盟国が国内的行動によつて実施する目的で考慮するように、加盟国に食糧及び農業に関する問題についての勧告をすることができる。

4 総会は、この機関の目的に関係のある事項について、いかなる国際機関に対しても勧告をすることができる。

第五條　国際連合食糧農業機関理事会

1 十八加盟国からなる食糧農業機関理事会は、総会が選挙する。理事会の各加盟国は、一人の代表者を有する。理事会構成員の任期その他の職務上の條件は、総会が定める規則に従う。

2 総会は、別に、独立の理事会議長を任命する。

3 理事会は、総会が理事会に委任する権限を有する。但し、総会は、この憲章の第二條2、第四條、第七條1、第十二條、第十三條4、第十四條1及び3並びに第十九條に掲げる権限を委任することができない。

4 理事会は、議長以外のその役員を任命し、且つ、総会の決定に従うことを條件として、理事会の手続規則を採択する。

5 理事会は、総会の決定に従つて行われるこの機関の技術的事業の調整及び活動の継続性について助言を與えるため、調整委員会を設ける。

第十二條から第十四條までを次のように改める。

第十二條　国際連合との関係

1 この機関は、国際連合憲章第五十七條の意味における専門機関として、国際連合との関係を維持する。

2 この機関と国際連合との間の関係を定める取極は、総会の承認を條件とする。

第十三條　機関及び個人との協力

1 この機関とこれに関連する責任を有する他の国際機関との間の緊密な協力を図るため、総会は、当該機関の権限ある当局と責任の配分及び協力の方法を定める協定を結ぶことができる。

2 事務局長は、総会のいかなる決定にも従うことを條件として、他の政府間機関と、共通事務の維持のため、募集、訓練、勤務條件その他これらに関連する事項に関する共通取極のため及び職員の交流のため、協定を結ぶことができる。

3 総会は、食糧及び農業に関する問題を取り扱う他の国際機関を、当該機関の権限ある当局との間に協定される條件で、この機関の一般的権威の下におく取極を承認することができる。

4 総会は、この機関と国内機関又は個人との間の関係について諸政府と適当な協議をすることを確保するためにとるべき手続を定める規則を設けなければならない。

第十四條　條約及び協定

1 総会は、投票の三分の二の多数によつて、各加盟国の憲法上の手続に従いその加盟国が受諾した後においてのみその加盟国に対し効力を生ずる食糧及び農業に関する問題についての條約及び協定を、承認し、且つ、加盟国に提出することができる。

2 理事会は、1に基いて効力を生じた一般的の條約又は協定の実施を目的とする規則又は補足的協定を、総会が定める規則に基いて、承認し、且つ、加盟国に提出することができる。この

規則又は補足的協定は、各加盟国の憲法上の手続に従いその加盟国が受諾した後においてのみその加盟国に対し効力を生ずる。

3　総会は、提案された條約及び協定を総会が審議するに先だつて諸政府と適正な協議をし、適当な技術的準備をすることを確保するためにとるべき手続を定める規則を設けなければならない。

4　事務局長は、本條に基いてとられた行動の結果として効力を生じた條約又は協定を国際連合に登録しなければならない。

第十六條から第二十條まで次のように改める。

第十六條　憲章の解釈及び法律上の疑義の解決

1　この憲章の解釈に関するいかなる疑義又は紛争も、総会により解決されないときは、国際司法裁判所規程に従い同裁判所に、又は総会が決定するその他の機関に付託しなければならない。

2　この機関がその活動の範囲内において生ずる法律上の疑義に関する諸問的見解を国際司法裁判所に求める要請は、この機関と国際連合との間の協定に従わなければならない。

3　本條に基いて行う疑義若しくは紛争の付託又は諸問的見解の要請は、総会が定める手続に従わなければならない。

第十七條　予算及び分担金

1　事務局長は、総会の各通常会期に、この機関の予算を承認のため提出しなければならない。

2　各加盟国は、総会が割り当てる予算のうちの自国の割当分を毎年この機関に支拂うことを約束する。

3　各加盟国は、この憲章を受諾したときは、自国の最初の分担金として現会計年度の予算のうち総会が決定する割当分を支拂わなければならない。

4　この機関の会計年度は、総会が別段の定をしない限り、暦年とする。

第十八條　脱退

いずれの加盟国も、その国がこの憲章を受諾した日から四年経過した後は、いつでも、この機関からの脱退の通告をすることができる。この通告は、事務局長に対する通報の日から一年の後に効力を生ずる。脱退の通告を行つた加盟国のこの機関に対する財政的負担は、この通告が効力を生ずる会計年度全体にわたるものとする。

第十九條　憲章の改正

1　総会は、投票の三分の二の多数によりこの憲章を改正することができる。但し、この多数がこの機関の加盟国の過半数であることを條件とする。

2　加盟国に対する新たな義務を伴わない改正は、その改正が採択された決議が別段の定をしない限り、直ちに効力を生ずる。新たな義務を伴う改正は、その改正を受諾する各加盟国に対してはこの機関の加盟国の三分の二が受諾したとき、その他の各加盟国に対してはその後その加盟国が受諾したときに効力を生ずる。

第二十一條を第二十條とし、第二十二條から第二十六條までを附則とし、第二十二條の前に次の名を附する。

附則　経過規定

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際連合食糧農業機関は、各国民の栄養及び生活水準の向上、食糧及び農産物の生産と分配の能率改善、並びに農村住民状態の改善を目的として、千九百四十五年十月十六日設立せられ、現在六十六箇国が参加している国際連合の専門機関である。政府は、本機関憲章の当事国となることについて、かねて、手続中であつたが、本機関事務局長より、わが国によるこの機関の憲章の受諾書は、近く開会を予定されている総会前に事務局長に寄託することが望ましい旨の通知があつたとのことである。よつて本機関憲章を受諾することについて国会の承認を求めるというのである。

二　本件議決の理由

本機関への加盟によつて、わが国は、栄養、食糧及び農業に関する各種の資料、報告等を受けること並びに世界の栄養、食糧及び農業の現状を把握することができ、わが国の食糧及び農業政策の立案に資すること極めて大なるものがあるものと認め、本件は、承認すべきものと議決した次第である。

三　本件施行に要する経費

本件施行に要する費用として、わが国の負担すべき分担金がある。その分担率の最終決定は加盟後に行われることになつているが、本年度に要するわが国の分担額は、米貨二万五千ドル、すなわち、邦貨換算高九百万円と推定されている。決定を見たる上、本件経費は、昭和二十六年度一般会計予算に計上されている大蔵省所管海外出張その他海外機関保障費より移し替えることになつている。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

関税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における新聞用紙の需給状況にかんがみ、昭和二十七年三月三十一日までに輸入される新聞用紙に対する輸入税を免除するとともに、平和條約の締結に伴い、関税法、関税定率法及び暫税法の適用上外国とみなす地域に関する規定を整備し、その外国とみなされた地域で生産された物品については、その地域の有する特殊性にかんがみ、当分の間、輸入税を免除しようとするものである。

二　議案の可決理由

最近国内における新聞用紙の需要増加に対し生産がこれに伴わず、且つ、輸入される新聞用紙の価格は国内産のものを上廻り、これに対し関税を課することは適当でないので、暫定的に輸入税を免除することは、適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

全権委員、全権委員代理及び首席随員の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者に対し支給する日当、宿泊料、食卓料及び支度料の定額を改訂しようとするものである。

二　議案の可決理由

先般平和條約締結のための会議に際し、臨時に、政令をもつて定額を改訂したのであるが、今回、これを改めて法律をもつてし、政令を廃止しようとするものであつて、適当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

保険料率の適正化を図るため、損害保険料率算出団体が算出した保険料率について、利害関係人の

大蔵大臣に対する審査請求を認めるとともに、会員たる保険会社に当該保険料率を遵守する義務を課し、その他所要の規定について整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

現行法では、料率団体の算出した保険料率は、会員たる損害保険会社を拘束し得ないものとされているが、これは、料率団体を認めた趣旨を達成するに不充分であるから、料率団体の制度を強化するとともに、あわせて独占によつて保険契約者の利益が不当に害されることを防止し、適正な保険料率の算出を確保することは、適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

損害保険の円滑な引受を確保するため、海上保険事業に属する共同行為及びその他の損害保険事業に属する一定の共同行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び事業者団体法の適用を排除しようとするものである。

二　議案の可決理由

損害保険会社が巨額の保険契約を行う場合、一社でその危険を引き受けることは到底不可能であり、危険の平均分散を図るため、損害保険会社相互間の協定は諸外国においても広く認められているところであつて、適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の職員が、休職にされた場合における休職の期間、給与の支給額等を改正しようとするものである。

その内容の主なるものは、次のとおりである。

1　休職の期間は、公務上の負傷又は疾病による場合を除き、三年以内とし、総裁がこれを定めること。

2　休職期間中の給与の支給額は、

(1)　公務上の負傷又は疾病による場合は、給与の全額。

(2)　結核性疾患による場合は、満二年まで俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十。

(3)　結核性疾患以外の場合は、満一年まで俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十。

(4)　刑事事件に関し起訴された場合は、休職期間中俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれの百分の六十以内。

とすること。

二　議案の可決理由

一般国家公務員に対すると同様、日本国有鉄道における長期欠勤者等に対する取扱を改めることは必要且つ適切な措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

外務省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

平和條約の調印により外務省の事務内容が質量ともに急激に変化したので、この新事態に即応するため、全文改正の形式をもつて内部機構を改組しようとするものであるが、同省の任務、権限等の大綱は従来通りである。

改正の主なる点は次のとおりである。

1　大臣官房の外、六局一部であつた内部部局のうち一部を減じた。すなわち大臣官房及び條約局を現状のままとし、政務、調査、管理及び連絡の四局を廃止して、アジア、欧米及び国際協力の三局を新設し、情報部を情報文化局に昇格、国際経済局を経済局と改称した。

2　特別な職として官房長一人、経済局次長一人並びに本省に顧問及び参与を置いた。

3　地方支分部局は、十一箇所の連絡調整事務局のうち五箇所を廃止し、札幌、仙台、横浜、横須賀、大阪及び福岡の六箇所とした。

4　在外公館について、その設置の根拠、種類、所掌事務、権限、名称、位置及び長等に関する基本的な規定を定めるとともに、国会閉会中急を要する場合等の応急的措置として政令をもつて予算の範囲内でこれが増置及び種類の変更をできることとした。

5　附則において、在外公館長にも公邸を貸与し得ることとした。

二　議案の可決理由

本案は、新事態に即応する適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

繭糸価格安定法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

生糸は、従来国際的商品としてわが国輸出農産物の王座を占め、外貨獲得の上に大きな役割を果し、また蚕糸業は、わが国の零細的農業の経営安定にも多大の寄与をして来たのであるが、今後においてもわが国経済の自立、発展を図るためにますます蚕糸業の振興が要請されている。

しかるに生糸価格は、他の商品に比して変動がはなはだしく、またその原料たる繭は農産物であり、現下の養蚕業はもとより製糸業も経済的基礎がぜい弱であるため、価格変動に対処する経済力を欠いているので、このため生糸、絹織物の輸出が著しく阻害され、ひいては蚕糸業経営の安定確立にもはなはだしい悪影響を及ぼしている現状であつて、国際的にも国内的にも、速やかな糸価安定施設の復元実行が要望されている。この要請にこたえ、繭糸価格の安定施策を講じて、生糸の生産並びに輸出を増進し、ひいては農家経済の振興に寄与せんとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　政府は、生糸の最高及び最低価格を定め、申込に応じて最高価格でその保有する生糸を売り渡し、また予算の範囲内において最低価格で生糸を買い入れる。

2　政府は、生糸の売渡しに際し、輸出向けのものに優先して売り渡すことができる。

3　生糸の買入れだけで繭価格の維持を図ることが困難と認めるときは、政府は適当な措置を講じて繭価格の異常低落を防止する。

4　標準生糸の最高、最低価格の決定等に関し、農林大臣の諮問機関として繭糸価格安定審議会を設置する。

二　議案の可決理由

本案は、繭糸価格の安定を図

り、生糸の生産、輸出を増進せしめて、外貨の獲得、農家経済の改善に寄与するために、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度補正予算において、糸価安定に要する経費三十億円を計上している。

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回の補正予算に関連して、一般会計から食糧管理特別会計への繰入金の限度額を、百一億八千七百余万円だけ拡張しようとするものである。

二　議案の可決理由

麦類の共済掛金標準率の改訂に伴い、昭和二十六年産麦についての共済掛金の消費者負担分の増加に相当する金額一億八千七百余万円と、食糧の消費者及び生産者価格の改訂措置等に伴つて生ずる食糧管理特別会計の支拂資金の一時的不足額百億円を一般会計から繰り入れることは、適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

糸価安定特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

繭糸価格安定法に基く生糸の売買等について、政府の経理を明確にするため、糸価安定特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものである。

二　議案の可決理由

生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定を図るために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することが必要であり、そのために繭糸価格安定法を制定しようとするのであるが、これが実施の場合、生糸の売渡又は買入等これに関する経営を一般会計と区分して経理することは、極めて適切であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今次の行政整理の趣旨に顧み、これに伴い退職する国家公務員等に対する退職手当を増額するとともに、本年内の退職者についても支拂が明年一月一日以降になる場合は、これらの退職所得に対する課税軽減措置の適用を受け得るようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

今次の行政整理による退職者に対しては、諸般の事情にかんがみ、特に退職手当を増額することが適当であると認められ、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本専売公社の職員が、休職にされた場合における休職の期間、給與の支給額等についてはこれまで規定が整備されていなかつたので、今回国家公務員の場合と同様に休職に関する規定を整備しようとするものである。

二　議案の可決理由

休職の期間及び休職期間中の給與について、国家公務員の場合と同様に、規定を整備することは、適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

学校及び保育所においてミルク等を給食の用に供するため、昭和二十六年度において、当該ミルク等を政府の負担において買い入れることとし、当該ミルク等の譲與、引渡及びこれに伴う財源措置等について規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

譲與するミルク及び小麦の買入価格は、二十四億九千六百七十六万五千円の範囲内としており、また買入契約をしたミルクが本年度内に輸入されない場合を考慮して、翌年度に繰り越して使用することができることとしているのは、適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一般職の職員の給與改訂にともない、特別職の職員についても給與の改訂を行うとともに、規定の整備を図るのが目的であつて、改正の要点は次のとおりである。

1　内閣総理大臣等の給與については、一般職の職員の給與改訂と均衡を図り、同時にその職務内容に応じて俸給月額を現行の二割ないし三割程度増額することとしたこと。

2　首都建設委員会委員等の給與については、従来、日額千八百五十円の範囲内で手当が支給されていたのであるが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、参與等と同様に日額二千二百円に改めたこと。

3　その他若干の規定の整備を行つたこと。

二　議案の可決理由

一般職の職員の給與改訂に伴い、特別職の職員の給與についても給與の改訂を行うとともに、特別職の職員の給與に関する法律について規定の整備を図る必要を認めるので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十六年度において総額四五三、八六五千円であつて、この金額は補正予算に計上されている。なおその内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分　四五三、三六二千円

特別会計所属職員の分　五〇三千円

右報告する。

昭和二十六年十一月十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

（第十八号参照）

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十六年十月以降における国家公務員等の給與の改訂に伴い、昭和二十六年九月以前に退職した共済組合の年金受給者に対する年金の額を、新給與水準を基準として引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十六年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を国家公務員の新給與の水準に引きなおして計算することとし、又国家公務員共済組合法施行以前の公務に起因する年金についても、同様に増額することとなつているが、これは、極めて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十六年十月以降における国家公務員等の給與の改訂に伴い、陸海軍関係共済組合、外地関係共済組合等の旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額も、国家公務員共済組合における場合と同様に引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額は、昭和二十六年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を、国家公務員の新給與の水準に引きなおして計算することとしているが、これは極めて適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

旧外貨債処理法による借換及び旧外国為替管理法による命令に基く支拂等に際し、不当な取扱がされたと認められる者等の権利を回復するため、その不当な取扱がされた外貨債の証券及び利札の一部を有効とすること等の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国が戦前にかち得た対外債務の誠実な履行者としての信用を保持し、且つは将来における外資誘致への影響を勘案して、これら無効となつた外貨債の効力を復活する等の措置を講ずることは、極めて必要適切であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

未復員者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

未復員者給與法による療養の給付には三年間の制限があるために、昭和二十六年十二月二十八日に至ると療養を受けることのできなくなる患者が多数にのぼり、これらの者の実情にかんがみると、なお、引き続いて療養の給付を行う必要があるので、その療養期間を延長するとともに、障害一時金を増額しようとするものである。

二　議案の修正議決の理由

本案は、おおむね妥当と認めるが、鉄道旅客運賃の値上げにともない、遺骨引取に要する経費を増額する必要を認め、別紙のとおりこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

（別紙）

（傍線は修正）

未復員者給與法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條　未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「二年二月」を「二年三月」に改める。

第八條の二第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要するものと認めた場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に対し、必要な療養を行うことができる。

第八條の十の次に次の三條を加える。

第八條の十一　厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に関して必要があると認めるときは、療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に対し、必要な報告をさせることができる。

第八條の十二　厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に関して必要があると認めるときは、その職員に、療養等の支給に関係のある病院又は診療所に立ち入らせ、診療録その他の帳簿書類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に対し、質問させることができる。

前項の規定により立ち入り、検査し、又は質問する職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八條の十三　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第八條の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　前條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、○遺骨引取に要する経費に関する部分の規定は、昭和二十六年十一月一日以後に支給事由の生じたものについて、○障害一時金に関する部分の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支給事由の生じたものについて適用する。

2　○昭和二十六年十月三十一日以前に支給事由の生じた遺骨引取に要する経費又は○昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた障害一時金で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第十回国会閣法第一六〇号、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁業権の消滅に伴つて交付される補償金及び土地收用等に伴つて交付される補償金について課税上

の特例を設けようとするもので、すなわち本年九月及び十二月の二回にわたり従来の漁業権を消滅せしめ、旧漁業権等に対し補償金を交付することになつているが、現行税制では相当多額の税負担となるので、その負担の軽減を図り、又土地収用等の場合も同様に負担の軽減を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、第十回国会に内閣より提出され、本院において可決の後、参議院に送付、継続審査の行われたもので、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

水産資源保護法案（石原圓吉君外十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本邦の動物たん白性栄養の供給は、高度に水産資源に依存しなければならないので、これが保護培養は水産行政の根幹であらねばならぬ。しかるに由来本邦の水産行政は漁ろう、製造の奨励、漁業制度の改革等に重きをおいてこれを軽るんじていたので、水産資源の枯渇は漸やく顕著となつて来たのであるが、太平洋戦争中から戦後にかけての食糧の窮乏に際し無統制の濫獲は更に拍車をかけ、漁場は荒廃し、漁獲は減少し、真に憂慮すべき事態となつた。本案は講和條約の発効とともに公海漁業進出に伴い、国際的にも本邦漁民をして海洋漁業資源の愛護に努力せしめんとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のため必要があるときは、水産動植物の採捕等に関する制限又は、禁止をすることができる。

2　農林大臣は、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が生発するのに適する水面を保護水面として指示し、都道府県知事をして管理せしめることができる。

3　農林大臣は、さく河魚類のうちさけ、ますの増殖を図るためにその人工ふ化放流その他の保護培養を実施する。

4　農林大臣は、水産動植物の種苗の生産又は配布につき指示することができる。

5　農林大臣は、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について科学的調査を実施しなければならない。

6　国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内においてさけ、ます人工ふ化事業を行うのに要する費用等に対してその一部を補助することができる。

7　農林大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員を命ずること。

8　中央漁業調整審議会に水産資源保護部会を置いたこと。

二　議案の可決理由

本案は、水産業の基本をなす水産資源の保護培養を目的とするとともに、国際情勢にかんがみ極めて適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案において、改正を加えんとする事項は次の三点である。

(1)　さきに本院を通過した国家公務員の給与ベース引上げに関する法案に対応して本年九月三十日以前に退職した公務員の恩給を本年十月一日から増額すること。

(2)　普通恩給の増額に伴い、いわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する基準金額たる恩給年額五万円、恩給外所得年額二十五万円をそれぞれ六万五千円、三十三万円に増額し、現行法の割合で普通恩給の一部停止を行うこと。

(3)　日本専売公社の職員で、本年一月一日から三月三十一日の間に退職した者及び、その遺族の恩給について、同公社を本年四月以後に退職した者の場合と同様に取扱うこととするため、所要の規定を設けること。

二　議案の可決理由

国家公務員の給与ベースの増額に対応する恩給支給基準の統一調整を図るための措置で、これを、適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のため、昭和二十六年度一般会計予算補正において、三億三百三十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、覚書該当者で未だその指定の解除を受けない者について、訴願の途を開き救済の機会を与えようとするものである。しかして指定解除の措置は充分慎重を期すべきであるから、特に諮問機関を設け、内閣総理大臣の任命にかかる七人以内の学識経験者の委員をもつて構成する公職資格訴願審査会を総理府の附属機関としようとするもので、議事方法についても定足数を設ける等運営上特別の考慮が払われている。

二　議案の可決理由

いわゆる公職追放の措置の公平を期するため、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十六年度において、五四四万円を予備費より支出することとしている。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回、政府は、行政費を節約するとともに、行政事務の能率化を図るため、各省庁の事務を簡素化し、その人員を相当数縮減することとしたのであるが、本案は、これに対応して、司法部門たる裁判所につき、裁判官以外の裁判所職員の定員を縮減するため、裁判所職員定員法の一部を改正するとともに、これに関連して、裁判所法の一部を改正することを目的としたものである。

従来、裁判官以外の裁判所職員の定員については、官職種別に定

員が定められておつて、雇員及び傭人については、員数の定めがなく、単に、予算上の制限があつたに過ぎなかつたのを、今回、これを行政機関職員定員法と同様に、雇員及び傭人を含めて、その総員数を、二万四百三十五人と定めることにした。

すなわち、今般の行政整理に対応して、司法研修所教官、裁判所事務官その他雇員傭人について、合計八百九十九人の定員を減少することにしたのである。

二　議案の可決理由

現在、各種裁判事件は、全般的に増加の傾向にあり、且つ、裁判の促進が叫ばれている折柄、裁判所職員の現在員は決して多きに失するものではないと考えられるのに、人員整理は、訴訟促進を妨げることにならぬか、との質問に対し、裁判所側からは、今回の整理は、国家財政に協力するための、やむを得ないものであつて、裁判に直接関係ある職員は含まれていないから、現状維持には、なんら支障はない旨の答弁があつた。よつて、本案は、おおむね、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

行政整理による職員基本給の減額　一〇、五〇八、〇〇〇円

退官退職手当　五七、一五四、〇〇〇円

差引増　四六、六四六、〇〇〇円

この増額分は二十六年度補正予算に計上している。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

博物館法案（若林義孝君外九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の目的は、わが国の博物館の現状に照し、その健全な発達を促進するために、設置及び運営に関して必要な規定を設け、社会教育機関としての博物館制度の確立を図ろうとするにある。

内容のおもな点は次のとおりである。

1　新しい博物館の性格を明らかにして博物館本来の機能を確立し、博物館が教育委員会の所管に属することを明確にしている。

2　博物館の職員制度の確立を図つている。

3　博物館の設置については登録制をとつている。

4　公立博物館に対する国庫補助金交付についての規定を設けている。

5　公、私立博物館に対して課税の免除規定及び博物館資料の輸送料についての割引規定を設けている。

二　議案の可決理由

教育基本法の示すとおり、社会教育の振興のために、博物館の現状改善と普及発達は現下の要務とされている。かかる見地より本案の趣旨は極めて適切なものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度においては施行準備費として文部省既定予算のうちより約五〇万円を支出している。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

漁港法の一部を改正する法律案（冨永格五郎君外十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、事務的に不備な点を整理し、また北海道における漁業の発展を図るため漁港施設をすみやかに整備する必要上、北海道の特殊性にかんがみ、その修築に要する費用の負担を軽減しようとするにある。

改正の主なる点は次のとおりである。

1　漁港施設で他の工作物と効用を兼ねたものに対しては、その事業費の負担について、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者が協議して分担するようにした。

2　漁港修築事業に国の負担金又は補助金の交付を受けた場合、その当該工事の終結と同時に事業費の精算を明確に規定した。

3　漁港管理者を指定又は指定の取消の場合、農林大臣が公聴会を開くようになつているが、指定の場合は、知事その他の意見を事前にきいて定めたのであるからこの場合は削除した。

4　漁港管理会の委員の選任を市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者の中から漁港管理者が任命し、選挙制を改めた。

5　北海道における漁港施設中の外かく施設と水域施設についての事業費を国が全額負担とし、けい留施設には第四種漁港を除いては七割五分に引き上げるようにした。

二　議案の可決理由

本案は、漁港法実施以来不備な点を整備し、また北海道における漁港の特殊性にかんがみ、適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十二日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

〔第十九号参照〕

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

物品税の性質を明確にするとともに、これにともない、物品税を課せられる物品の製造者及び販売者に対し、物品税額の表示等の義務を課そうとするものである。

二　議案の可決理由

物品税の課税物品を米国に輸出する場合には、物品税額を含んだ市場価格が関税の課税標準となり、わが国輸出振興上著しく不利な状態となるので、わが国における市場価格とは物品税額が含まれないものであることを明らかにすることは、時宜に適した適当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

文化財保護法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

京都市に国立博物館を、奈良に文化財研究所を新設するとともに、本法実施後の実情にかんがみ、都道府県教育委員会の文化財保護に関する取扱権限を拡め、その他差し当り必要とする事務的規定の一部を改正しようとするものである。

二　議案の可決理由

歴史的環境と地理的条件に照し、京都に国立博物館を、奈良に文化財研究所を新設することは時宜を得た措置であり、地方におけ

る文化財の保護施策を完遂するため、都道府県教育委員会にその権限の一部を委ね、且つ、その責任を明らかにすること等は、適切であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度準備費として百十四万円を要し、補正予算に計上している。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

〔第二十号参照〕

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

支出負担行為に関する制度の簡素化、会計職員に関する制度の改正、契約手続に関する改正、繰越制度の改正、継続費制度の創設、小切手の認証制度の廃止等、財政会計制度の簡素化は、いずれも時宜に適した妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

〔第二十一号参照〕

裁判所職員臨時措置法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国家公務員法第一次改正附則第十一條及び去る第十回国会を通過成立した裁判所法等の一部を改正する法律第三條によれば、裁判官及び裁判官の秘書官を除いた、その他の裁判所職員は、現在一般職とされているが、昭和二十七年一月一日以降は、これを特別職に属する職員として取り扱う旨を定めており、過般の裁判所法の一部改正において特別職とすることはこれを確定した。引続き政府は、最高裁判所事務当局の協力の下に、裁判所職員に適用すべき人事行政上の基本法制定について、研究及び準備を進めて来たのであるが、たまたま、国家公務員法その他の人事関係の法令について改正の議もあるので、これらとにらみ合せて、なお慎重に検討中であるが、特別職としての施行期日も迫っておる関係上、さし当り、一般職たる国家公務員に関する規定中必要なものを裁判所職員について準用すべきものとして、本案が提出されたのである。

二　議案の可決理由

裁判所職員を特別職に属する職員として取り扱うための、暫定的措置として、本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の目的

本案は、最近における人件費及び物件費の高騰に伴い、郵便振替貯金に関する料金を引き上げてその増収額を経費の不足に充当するとともに、拂出金額の制限額を引き上げて加入者の利便を増進しようとするものである。

二　議案の要旨

第一　拂込、振替及び拂出の料金を次のように改めて、料金体系の合理化と簡素化を図ることとしたこと。

1　拂込

イ　通常拂込

現行		改正	
拂込金額	五百円以下の場合	十円	拂込金額　千円以下の場合　十五円
同	五百円をこえる場合	二十円	同　一万円以下の場合　二十五円
同		同	一万円をこえる場合　三十五円

ロ　電信拂込

現行		改正	
拂込金額五百円以下の場合		七十円	通常拂込の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額
同	千円以下の場合	九十円	
同	五千円以下の場合	百二十円	
同	一万円以下の場合	百五十円	
同	一万円をこえる場合	一万円をこえる一万円又はその端数ごとに七十円を百五十円に加えた額	

2　振替

イ　通常振替

現行	改正	
	四円	十円

ロ　電信振替

現行		改正	
同一口座所管庁に属する口座間の振替の場合		七十円	通常振替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額
異なる口座所管庁に属する口座間の振替の場合		百円	

3　拂出

イ　通常現金拂

現行		改正	
拂出金額	百円以下の場合	十円	拂出金額　千円以下の場合　二十円
同	五百円以下の場合	十五円	同　一万円以下の場合　三十五円
同	千円以下の場合	二十円	同　十万円以下の場合　五十円

同	五千円以下の場合	二十五円	
同	一万円以下の場合	三十円	
同	一万円をこえる場合		
	一万円をこえる五千円又はその端数ごとに十円を三十円に加えた額		

ロ　小切手拂

	現行		改正
拂出金額五百円以下の場合	十円	拂出金額一万円以下の場合	十五円
同　一万円以下の場合	二十円	同　一万円をこえる場合	三十円

同	一万円をこえる場合		
	一万円をこえる五千円又はその端数ごとに十円を二十円に加えた額		

ハ　電信現金拂

	現行		改正
拂出金額五百円以下の場合	七十円	通常現金拂の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額	
同　千円以下の場合	九十円		
同　五千円以下の場合	百二十円		
同　一万円以下の場合	百五十円		

第二　拂出証書の再交付の料金は、現在、証書一枚につき十円であるのを二十円に改めるとともに、同様の取扱である郵便貯金通帳、貯金証書及び貯金拂もどし証書の料金は、現在通帳一冊又は証書一枚につき十円であるのを、いずれも二十円に改めたこと。

第三　料金の免除及び低減に関する規定を次のとおり改めたこと。

1　現在、加入者が自己の口座に拂込む場合には、通常拂込の料金は免除し、電信拂込の料金は一般の料金よりも低減して七十円であるのを、加入者があらかじめ指定した一の郵便局において自己の口座に拂い込む場合に限り、通常拂込の料金は免除し、電信拂込の料金は電信に関する料金を基準として省令で定める金額としたこと。

2　加入者が指定外の郵便的において自己の口座に拂い込む場合における拂込の料金は、当該口座から徴収することとしたこと。

3　加入者が拂出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは制限額をこえて発行された拂出証書については、十万円又はその端数ごとに各別に拂出証書を発行したものとみなして料金を徴収することとしたこと。

第四　拂出金額の制限額を次のとおり改めたこと。

1　現在、拂出書の金額は、原則として一枚につき一万円までであるのを制限しないこととしたこと。

2　現在、拂出証書の金額は、拂出書と同様原則として一枚につき一万円までであるのを、十万円に引き上げたこと。

第四　施行期日は、昭和二十六年十二月一日としたこと。

等である。

三　議案の可決理由

本案は、郵便振替貯金事業の收支の均衡並びに加入者の利便の増進を図るため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

〔第二十二号参照〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における経済の情勢等にかんがみ、企業の有する棚卸資産及び有価証券の価格の変動に対して、所得税及び法人税の負担を適正にするため、価格変動準備金に関する制度を創設し、また、土地区画整理等があつた場合における譲渡所得に対する所得税負担の合理化を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

価格変動準備金制度の創設、土地区画整理等の場合における租税負担の軽減は、極めて適切な措置であるが、更に信託会社がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について支拂を受ける利益の配当等については、源泉徴收の規定を適用しないこととする修正案が出され、これまた二重課税を免れるための適切妥当な措置であることを認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五條第一項中「收用された」を「收用され補償金を取得する」に改め、同條第三項中「第二項」を「第四項」に、「前項第一号」を「第二項第一号及び前項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前條第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「收用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは「当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替えるものとする。

第一項及び前項の場合において、收用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分についてのみ收用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

同條の次に次の一條を加える。

第十六條　個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき土地收用法等により土地等の收用があつた場合又は特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業が施行されたことに因り当該土地若しくは土地の上に存する権利について換地処分若しくは交換があつた場合において

いて、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の上に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九条第一項又は資産再評価法第九条第一項の規定の適用を受けるものを除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、譲渡がなかつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた土地又は土地の上に存する権利に係る收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利につき当該收用、換地処分又は交換の時後譲渡、相続、遺贈又は贈與があつた場合において当該譲渡、相続、遺贈又は贈與に因り所得税法第九条第一項の規定により所得を計算するとき、又は資産再評価法第九条第一項の規定により再評価を行うときは、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期とみなす。

第十七條　所得税法第五條の二第一項並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條第一項の規定は、国又は地方公共団体に対する贈與若しくは遺贈については、これを適用しない。

第十八條　所得税法の臨時特例に関する法律第十九條第一項及び第二項の規定は、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。）がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について支拂を受ける利益の配当又は剰余金の分配に因る所得については、これを適用しない。

前項の規定は、信託会社が、当該株式又は出資がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する旨を示して、その利益の配当又は剰余金の分配の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその名称及び主たる事務所の所在地その他命令で定める事項の登載を受けた場合において、その登載を受けている期間内に当該株式又は出資について支拂を受けるべき利益の配当又は剰余金の分配に因る所得についてのみ、これを適用する。

行政監察特別委員会調査報告書

密輸及び密出入国問題を中心とした治安行政機関の組織、協同並びに運営の総合的監察

報告書（行監調十ノ四）

首題の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十六年八月十五日

行政監察特別委員長　篠田弘作

衆議院議長林讓治殿

（別紙）

目次

一　調査の経過
第一　監察の要求
第二　事務局の基礎調査
第三　証人の尋問
第四　委員の現地派遣調査
二　監察の要点
第一　不正出入国及び密貿の概観
一　不正入国
二　不正出国
三　南西諸島よりの密出入国
四　密輸出入
第二　不正出入国及び密貿事犯に関する治安機関
一　監視の第一線機関
二　上陸地逮捕機関
三　国内逮捕機関と外国人登録証明書提示要求及び発行責任機関
四　立件送致より退去強制までの各機関
第三　関係機関の連絡、分担、組織等
一　出入国管理庁と他の機関
イ　出入国管理庁の設置
ロ　管掌事務と機構
ハ　他機関との関係
ニ　出入国管理庁の発足と不正出入国問題
二　海上保安庁と他の機関
イ　海上保安庁の機構
ロ　海上保安庁と他機関
三　国家地方警察と自治体警察との関係
第四　外国人登録証明書
一　外国人登録証明書不正発行又は盗取事件
イ　葛飾区役所事件
ロ　杉並区役所事件
ハ　中野区役所事件
ニ　板橋区役所事件
ホ　世田谷区役所事件
ヘ　川崎市役所事件
ト　その他
二　登録証明書の再発行
三　登録証明書に関する規則の改正
イ　指紋の採取
ロ　証明書の有効期間の短縮
ハ　時効完成期の延長
ニ　府県知事の権限拡張
第五　担当機関の行政運営について
一　末端監視機関
二　入国警備官
三　市町村役場
第六　特殊密出入国又は密輸事件
一　密出国事件
イ　紀栄丸事件
ロ　その他の密出国事件
二　徐裕相事件
三　密輸出入事件
イ　第三朝日丸事件
ロ　高田進事件
ハ　その他の密輸出入事件
四　江川証言による密輸問題
五　らい患者密入国問題
六　避難民及び海難者の問題
七　三十度以南諸島よりの密航問題
八　武力を伴う集団不正入国問題
三　結論
一　概説
二　結論
(一)　取締機関の複雑多岐
(二)　中央情報機関の設置
(三)　出入国管理庁の所管事項の一部所管変え
(四)　海上保安庁と国警又は自治警
(五)　国警と自治警
(六)　外国人登録令の改正
(七)　外国人登録事務に関する問題
(八)　外国人登録証明書検問機関の拡大
(九)　入国らい患者の検診
(一〇)　三十度以南諸島よりの渡航制度
(一一)　保釈制度の運用
(一二)　非常事態の対策
(一三)　取締機関と民衆
三　現地派遣調査の報告要旨
(一)　北海道班
(1)　海上の取締
(2)　陸上の取締
(3)　警察当局と海上保安部関係機関その他との連絡協同
(4)　国家公務員の待遇問題
(二)　九州班
(1)　本問題に対する九州の占める地位
(2)　海上保安庁
(3)　警察機関
(4)　税関
(5)　出入国管理庁
(6)　各機関の連絡協同
(7)　密入国等取締に関する二三の問題
密輸及び密出入国問題を中心とした治案行政機関の組織、協同並びに運営の総合的監察
一　調査の経過
第一　監察の要求

昭和二十六年六月二日附をもつて、委員内藤隆君から、左の監察要求がなされた。

密輸及び密出入国問題を中心とした治安行政機関の組織、協同並びに運営の総合的監察の要求書

密輸出、密輸入がそれ自体わが国経済並びに財政上好ましからざる影響を有するのみならず、経済又は治安かく乱の意図をもつて行われる恐れも十分ある情況と、密出入国が国内治安又は国際関係に重大なるつながりを有するが、これを取締る官庁

その他が極めて多種多様に分れている現況において、しばしば関係官庁たる検察庁、警察、税関、出入国管理庁、海上保安庁、各府県及び市町村役場等、各系統の機関相互間に、協同、連絡、分担の不統一を来たし、あるいは重複又は割拠等事務処理上好ましからざる欠陥があり、あるいは各機関担当者の不正行為、ボスとの癒着等なしとせざるをもつて、これら治安行政の組織、運営につき総合的監察を行う必要ありと思料する。

昭和二十六年三月二日

内藤　隆㊞

行政監察特別委員会

委員長篠田弘作殿

三月五日の理事会において協議の結果、事務局の基礎調査を行うことに決した。

第二　事務局の基礎調査

昭和二十六年三月二十六日事務局より、基礎調査の報告書を提出した。

この報告書は、大略左の要項から成つている。

概説

一　密輸及び密出入国取締行政機関

(一)　密出入国又は密輸出入を監視する第一線機関

(二)　密入国者を上陸地で逮捕する職務権限あるもの

(三)　外国人登録証明書発行機関とその提示を請求し得る官公吏

(四)　密入国者の検挙

(五)　密入国者の起訴不起訴

(六)　密入国者の強制退去

(七)　検挙より退去に至るまでの担当機関相互関係

二　密入国者の概観

(一)　密入国者の国籍別及び朝鮮人の占める地位

(二)　密入国朝鮮人の上陸地及び出航地

(三)　国内潜入密入国者

(四)　密入国者発見の手段たる外国人登録

(五)　外国人登録証明書の売買、盗取、偽造、変更又は不正発行

(六)　登録証明書の再交付

(七)　密入国者と危険な伝染病

以上の記述を通じ、特に行政監察の対象となるべき事項として、左の如きものを挙げている。

一　治安行政機関の連絡、分担、組織について

(一)　不正出入国、密輸取締について、自治体警察は充分その国家的犯罪の重大性を認識して、人員経費を配し不断の努力を盡しているか。

(二)　不正入国者の起訴、不起訴を決定するに当り、検察庁の見解が取締当局の意図を充分に汲みとらず、不正入国者をして、その目的を遂げしめるに至らせてはいないか。

(三)　海上保安部と水上警察との併存は有利の点が多いか。不利の面が多いか。

(四)　海上保安部、国家地方警察と自治体警察との三本建の制度は、本問題のごとき取締りにつき不利の点が多くはないか。

(五)　出入国管理庁の発足により、不正入国者の検挙より強制退去までの手続きが簡素化され、又は適正有効になつたか。あるいはその反対か。

(六)　出入国管理庁を設置するに当つて、総理府管下の行政管理庁は机上の立案以外に実績を精査したか。

二　担当機関の行政運営の能率化について

(一)　末端の監視機関(監視哨、燈台、民間監視員及び巡視船等)は、配置数、要員、機械化その他につき、はなはだしく不備と認められるが、どうか。

(二)　自治体警察が、本問題のごときに対し、特別に経費をねん出するに困難な実情があるか。もしありとするなら、国家がこれに対して何らかの援助又は措置をする必要がないか。

(三)　海上保安部には容疑者取調べのための留置場その他の設備がないが、常に附近警察の設備を借用するに支障はないか。

(四)　出入国管理庁は発足後日が浅いが、入国者収容所、出張所等の施設が不完全で、例えば仙台出張所が東北六県の外、北海道まで管轄しているが、これで果してその機能を充分に果しているか。

(五)　入国警備官と自警又は国警の警察職員との間の連絡協同は充分であるか。

(六)　外国人登録証明書発行担当役場の吏員が、証明書の有する使命、効果を充分に認識して発行又は再交附事務に従つているか。

(七)　政府又は出入国管理庁若しくは警察当局が右役場に対し、証明書発行につき充分の注意を拂うよう、指示、連絡、又は依頼しているか。

(八)　登録証明書の偽造、変造又は売買等を防止する手段として、指紋を徴する等、特殊の方法を講ずる必要がないか。

(九)　密入国者の検挙につき、検挙当局は特別の取扱いをしている事実があるか。保健所、病院その他が、異議なく検疫の施行に応じるか。

三　特殊密出入国又は密輸事件

(一)　徐結相事件は、自治警と国警との悪しき意味における競争心の現われではないか。

(二)　第三朝日丸事件は海上及び陸上警備の不完全を示したものであり、密出入国の野放しのあらわれではないか。

(三)　朝鮮動乱の避難民も正規の入国許可証ひょうのないものは、密入国者であるが、戦局の推移により集団避難民が蹈を接するがごとき事態の現出があるいはあるものとして、その対策が講じられているか。

(四)　武力を擁する集団的強制不正入国の挙のある場合は、警察法の定める非常事態が宣言されることになるであろうが、この法律だけで充分であろうか。又これに対処する方般の準備が講ぜられつつあるか。

以上の報告が、昭和二十六年三月二十七日の理事会に提出されたので、同日の委員会において、証人を喚問して調査を行うことに決定した。

第三　証人の尋問

委員会は問題に対する監察のため、左のごとき証人を、それぞれの日時に喚問して尋問を行つた。

三月二十七日

出入国管理庁第一部長　田中　三男君

三月二十八日

海上保安庁警備救難部長　松野　清秀君

国家地方警察本部警備部長　柏村　信雄君

五月十五日

元紀栄丸船長　富樫　光雄君

元紀栄丸機関士　田島　信男君

五月十六日

根室町警察署長　細川栄太郎君

油谷炭鉱工員　江川　文弥君

五月十八日

福岡地方検察庁小倉支部検事　中富　精一君

国家地方警察釧路方面隊長　三橋　珍雄君

国立療養所長島愛生園長　光田　健輔君

五月二十五日

元大安丸事務長　有馬　敬君

東京警視庁刑事部長　古屋　亨君

五月二十六日
国家地方警察本部長官　斎藤　昇君
法務府特別審査局長　吉河　光貞君
出入国管理庁長官　鈴木　一君
海上保安庁長官　柳沢　米吉君
政党役員　椎野　悦朗君
法務総裁　大橋　武夫君
六月二十一日
永山　正昭君
油谷炭鉱工員　江川　文弥君

第四　委員の現地派遣調査
委員会は、六月二十一日、本問題に関係ある地方の現状調査を行う必要ありと認め、左記のごとく委員を二班に分ち北海道班と九州班との二班を編成し、別記の日程により派遣することに決定した。
一　北海道班
派遣委員
（委員長）
綾田　弘作　・　井手　光治
鍛冶　良作　志田　義信
田淵　光一　中川　俊思
中村　清　野村專太郎
八木　一郎　椎熊　三郎
猪俣　浩三　加藤　充
高倉　定助
日程
六月二十四日　東京出発、車中泊
同　二十五日　函館着　函館泊
国警函館方面本部、函館海上保安部につき実情聴取、函館港視察
同　二十六日　函館発　小樽着、泊
同　二十七日　小樽発　札幌着、泊
第一管区海上保安本部につき実情聴取、小樽港内外視察
同　二十八日　札幌滞在
国警北海道管区本部、同札幌方面本部、札幌電波管理局、同監視局につき実情聴取
同　二十九日　札幌発　車中泊
同　三十日　釧路着、泊
国警釧路方面本部、釧路海上保安部につき実情聴取
七月　一日　釧路発　根室着、泊
同　二日　根室発　車中泊
根室町警察、根室警備救難署、納沙布岬台につき実情聴取
同　三日　室蘭着、泊
室蘭市警察、室蘭海上保安部につき実情調査
同　四日　室蘭発　函館着、泊
同　五日　函館発　車中泊
同　六日　東京着
一　九州班
派遣委員
大泉　寛三　岡延右エ門
岡西　明貞　佐々木秀世
坂原　俊郎　内藤　隆
細田　喜東　大森　玉木
小松　勇次　藤田　義光
久保田鶴松　坂本　泰良
山口　武秀
日程
六月二十四日　東京発　車中泊
同　二十五日　門司着、泊
第七管区海上保安本部、門司税関につき実情聴取
同　二十六日　門司発　博多着、泊
国警福岡管区本部、同福岡県本部等につき実情聴取
同　二十七日　博多発、厳原着、泊
同　二十八日　厳原滞在
国警下県地区署、厳原町警察署、厳原海上保安部等につき実情聴取
同　二十九日　厳原滞在
対馬沿岸視察、国警上県地区署につき実情聴取
同　三十日　厳原発　佐世保着、泊
七月　一日　佐世保発　長崎着、泊
佐世保海上保安部、大村入国者収容所、国警長崎県本部、長崎海上保安部等につき実情調査
同　二日　長崎発　鹿仙着、泊
同　三日　雲仙発　熊本着、泊
国警熊本県本部につき実情調査
同　四日　熊本発　車中泊
同　五日　東京着
右両班の派遣報告は、結論の附載として収録しておいた。
二　監察の要点
第一　不正出入国及び密貿の概観
一　不正入国
国家地方警察の調査によると、現行犯としての不正入国者の検挙数は

二一年度	一七、七三三人	
二二年度	五、二三九人	
二三年度	六、一六〇人	
二四年度	六、三三四人	
二五年度	一、五七二人	
二六年度（二月末）	三五四人	

であつて、一旦不正入国に成功した後、強窃盗等の犯罪により検挙した者で不正入国者と判明した者は

二一年度	七七一人	
二二年度	四六〇人	
二三年度	一、二四九人	
二四年度	五三三人	
二五年度	一	
二六年度		

であるから両者合計

二一年度	一七、七三三人	
二二年度	六、〇一〇人	
二三年度	六、六二〇人	
二四年度	七、五七三人	
二五年度	二、一〇五人	
二六年度	三五四人	

である。
以上の外警察が上陸地において、逃亡したものと認定した者は

二一年度	三、六八三人
二二年度	一、四六七人
二三年度	二、〇四六人
二四年度	二、七一〇人
二五年度	一、一七〇人
二六年度（二月末）	一四九人

であるが、この外に取締機関の網をくぐつて不正入国に成功したものは、相当数に上ると推定される。（柏村証言、会議録四号九―一〇頁）
しからば取締機関の目をくぐつて国内潜入に成功した不正入国者はどの位あると推定されているか。柏村国警警備部長は「相当数に上る」とは証言したが、推定数はわかりかねるといい（柏村証言、四号一〇頁）、田中出入国管理庁第一部長は「風評によれば、たとえば韓国から日本に密入国する場合に、日本の警察の手につかまるのは三回に一度である。あるいは四回に一度である。」といつておき、「二対一ぐらいな割合」であろうといつている（田中証言、三号一頁）。故に田中証人によれば、昭和二二年に一万七千人の現行犯検挙者があるから、この外に約三万五千人に上る未検挙密入国者があつたわけとなる。又斎藤国警長官は「未検挙者は検挙者の倍あるか三倍あるか、はつきりしたことは申せない。」（斎藤証言、一二号一頁）といつているが、もし三倍あるとすれば昭和二十二年一年間だけで五万人に上る未検挙者があるわけである。
鈴木出入国管理庁長官は、密入国者で未検挙の者の数は「いかんともは握できない数字でありまして、単なる想像にすぎないのですが、国警方面では大体五万前後ということを申されております。これは実際に兵庫県は十万、大阪は五万ありますが、これら集団しておる方面に相当接触を持つた人たちの第六感によつて、この中には一割くらいはどうしても密入国者があるという大体の推定で、それが六十万について一割ということで五万前後というふうなことを聞いております。ただ十万というようなことをいう人もありますが、これは何を中心に何を根拠にはじき出すかということはわからないことで、単に想像にすぎない。」と証言している（鈴木証言、一二号一四頁）。又大橋法務総裁は、「密入国者で検挙されるものは全体の三分の二強ほどで三分の一弱は検挙不能に終つている。」（大橋証言、一三号二一頁）といつている。
しかるに古屋東京警視庁刑事部長は、東京警視庁で検挙した密入国者

は百十四名だが、これらの者の取調べによれば千四百名程度が密航して来ていることが解つたから、密航船に便乗して来た者の一割しか検挙できていない（古屋証言、一一号一一頁）といつているから、この数字から推すと、前記国警調査の上陸地逃亡認定数が更に上廻るものと見なければならない。

要するに不正入国者未検挙数は、不明という外はないが、証言はいずれも直接間接に不正入国者を検挙すべき権限と職責とを有する者のみであるから、おのずから内端目に証言しているものとも考えられよう。それでも五万といい、昭和二二年一箇月間だけで三万五千に上るものがあるというのであるから、十万前後の未検挙者があると推定しても誤りないであろう。

不正入国者は大体朝鮮半島から入るのが大部分で（鈴木証言、一二号一四頁）、その約三分の一が対馬を主とした長崎県を経由し、他の三分の一が福岡県及び山口県で、残りの三分の一がこの三県を除いた全国に上陸したものである（田中証言、三号五頁、柏村証言、四号一四頁、鈴木証言、一二号一四頁）。

二　不正出国

これに対しては未遂事犯以外は特殊の例を除いては、検挙当局においてその数を把握し得られないのは当然であるが、「密出国の捜査、逮捕ということは実際上非常に困難」であり、（松野証言、四号三頁）、小型の漁船で脱出するのを取締ることは、事前に察知し得た場合の外は、海上保安庁としても国家地方警察としてもこれを阻止することが不可能である（篠田委員長の質問に対する柏村証言、四号一一頁）

三　南西諸島よりの密出入国

なお純然たる密出入国とはいえないが、「北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令」により、これら諸島すなわち琉球方面に本籍を有する者が、連合国最高司令官の許可なしに日本内地に渡航すれば、密航者として強制退去を命ぜられることになつている（田中証言、三号二頁）。かかる不正渡航者は昭和二十四年度に約三〇〇名、二十五年度に約四〇〇名あつた（鈴木証言、一五号一三頁）。

四　密輸出入

国警の調査によれば

年次	区分	密輸入	密輸出	計	押収物件見積額
昭二三年		七五件	一〇四件	一七九件	三、五〇〇万円
二四年		四七九件	一三八件	六一七件	八、三〇〇〇〃
二五年		四八〇件	九〇件	五七〇件	三、二〇〇〇〃
二六年	（二月末）	一五件	七件	二二件	—

であつて、犯人は日本人が一番多く、次が朝鮮人、中国人、台湾人の順になつており、その対象の物資は、密輸入品は薬品、砂糖、外国タバコ、海人草、スクラップ、皮革、生ゴム等であり、最近阿片、麻薬類が相当増加している。又密輸出品は、食糧品、繊維品、文房具、雑貨、機械類等である（柏村証言、四号一〇頁）。

第二　不正出入国及び密貿事犯に関する治安機関

一　不正出入国又は密輸出入を監視する第一線の機関は

イ　運輸省所管の海上保安庁の巡視船

ロ　同海上保安本部の燈台

ハ　国家地方警察又は自治体警察の監視哨並びにその嘱託を受けた民間監視員、漁船等であり、海港に入泊した密航船又は密貿船に対しては、

ニ　大蔵省所管の税関

＊　自治体警察の水上警察がある。

二　不正入国者を上陸地で逮捕する職務権限のあるものは

イ　海上保安庁の海上保安官

ロ　国警又は自警の警察官又は警察吏員

ハ　外務省所管の出入国管理庁の入国警備官

であるが、入国警備官は、昭和二十五年十二月一日の出入国管理庁長官と海上保安庁長官との間に締結された業務協定により、海上における逮捕は行わないこととしており、さらに「現在きわめて人数が少くて手がまわらないので、不法入国者の逮捕と立件送致は、主として自治体警察並びに国家警察に」依存している（田中証言、三号二頁）。

又不正入国が密貿船の便乗によつて行われ、税関の手で発見されたときは、海上保安部又は警察に引渡すこととなつている。

三　上陸地での逮捕を免れ、国内に潜入した不正入国者は、原則として外国人登録証明書を所持しない管であるから、警察官又は警察吏員の他の犯罪による取調べの際、又は職務尋問等によつて、登録証明書を携帯しないことを発見すれば、善意の紛失者以外は一応不正入国者との推定をなし得るわけである。

登録証明書の提示を請求し得る官公吏は、「外国人登録令施行規則」第八條によれば

イ　警察官又は警察吏員

ロ　外国人の登録又は食糧管理法第二條の主要食糧の配給に関する業務に従事する官公吏

ハ　海上保安官

ニ　入国警備官

である。

しかし登録証明書を所持する者が、不正出国をした後、再び不正国をして、しかも上陸地検挙を免れたもの（これは相当数に上るものと推定される。）は、その不正入国を証拠立てるのは、ほとんど不可能である。

外国人登録証明書は昭和二十二年五月にはじめて発行し、昭和二十五年一月に切替が行われているが、この発行の責任者は市町村長である（「外国人登録令」第六條、田中証言、三号五頁）。

四　上陸地又は国内で不正入国者を検挙した警察官、警察吏員又は海上保安官等は、原則として検察庁に立件送致する（不正入国者が同時に密輸入による関税法違反を犯した場合は、関税法違反については税関の告発があることを要する）。送致を受けた検察庁は起訴、猶予又は不起訴のいずれかを決定し、起訴されたものは、裁判所において判決する。判決により体刑、罰金刑又は執行猶予のいずれかが決定するが、体刑を課せられたものは、刑務所で服役し、刑期満了すれば、強制退去を命ぜられる。検察庁で起訴猶予又は不起訴となり、又は裁判所で執行猶予となつた者、さらに検挙当局が検察庁に立件送致しなかつたものでも、いやしくも不正入国であることが明らかな者は、外国人登録令第三條違反として退去強制の行政処分ができる（「外国人登録令」第一六條）。

強制退去令書を発付する権限をもつている者は、出入国管理庁の入国審査官であるが、出入国管理庁長官の承認があるまでは、これを執行することができない（「不法入国者等退去強制手続令」）。

退去強制令書の執行官は、陸上においては入国警備官、海上においては海上保安官であるが、これらが、手不足のときは、警察官又は警察吏員が執行する。

これらの執行官は退去強制される者を、入国収容所まで送り届けて収容し、その後本国に送還する。

入国収容所は現在長崎県大村市にあり、出入国管理庁長官の指揮監督を受ける所長と、その命をうけて収容所の維持管理事務に従事する所員とより成つている（以上

「不法入国者等退去強制手続令」）。

第三　関係機関の連絡、分担、組織等

一　出入国管理庁と他の機関

イ　出入国管理庁の設置

出入国管理庁は、総司令部の昭和二十五年二月（この前にも同趣旨のものが出されている。）の覚書によつて発足を見たものである。すなわちこの覚書は、正規、不正規を問わず外国人の出入国についての管理と取締りとを、日本政府において行うべしというのであり、これに基き同年八月二十九日外務省の外局として出入国管理庁を設置することが閣議決定となつたのである。しかるに九月十五日に重ねて覚書が出され、「日本の沿岸から不法に入つて来る外国人を防止するために、新しい機関、従来の警察あるいは検察庁と別個の、独立したしかも一元的な機関を早急につくるように」とあつたので、従来法務府の所管であつた、外国人登録令に関する事務、退去令書の発付事務、警察の所管していた不法入国者の護送並びに収容所の経理事務、引揚援護庁所管の収容所の維持管理事務等を総合した出入国管理庁が昭和二十五年十月一日より発足したのである（田中証言、三号二頁）。

ロ　管掌事務と機構

出入国管理庁の業務の一つは、正規の出入国の管理であつて、全国三十七箇所の開港場（空港二つを含む。）に約百二十名の出入国管理官を配属している。業務の第二は外国人登録令事務であり、第三は不正規の出入国の防止と、不法入国者の送還事務であり、この外に北緯三十度以南の南西諸島すなわち琉球方面よりの無許可渡航者に対する退去強制事務を管掌し（田中証言、三号二頁）、これがため本庁の外十一の出張所と一つの入国者収容所（大村市）とを設置し、三百四十名の入国警備官を配置している。（出入国管理庁機構概要。田中証言、三号二頁）

ハ　他機関との関係

出入国管理庁の業務の一たる正規の出入国管理は、

（a）税関の職員を出入国管理官に任命し、税関長を通じてその事務を監督しているのであり、業務の第二たる外国人登録事務は、

（b）都道府県並びに市町村にその業を委譲しており、

業務の第三たる不正規出入国の防止と検挙は、陸上にあつては

（c）国警並びに自治警に不法出入国者の逮捕と立件送致を、海上における不法出入国の防止は

（d）海上保安庁に任かせている。

更に引揚者にまじつて入つて来る不法入国者は

（e）引揚援護庁と業務協定を行つて、相協力して入国防止に努めている。

かくて出入国管理庁が、単独で若しくは主体となつて行つている業務は退去強制事務及び不法入国者の送還事務である（但し海上における送還はもつぱら海上保安庁に依存している。）ということになる（田中証言、三号二頁）。

なお田中証人は、国警、自治警との連絡につき、出入国管理庁が発足間もないため、「われわれの方からの連絡の点につき遺憾の点がある。」と思うと証言している（田中証言、三号八頁）。

ニ　出入国管理庁の発足と不正出入国問題

これに対し国警警備部長柏村証人は、篠田委員長の質問に対して、「昨年十月一日に出入国管理庁が発足直後、国警との間に不法入国者等の取扱いに関する業務協定が締結され、検挙は主として警察が行う、退去強制事務は入国警備官が主体となり警察が必要な協力的援助をすることにしている。」（柏村証言、四号一〇頁）、島田委員の「不法出入国者及び密貿易を取締るのに、出入国管理庁を主管庁とし、国警、自治警、海上保安庁、税関等が、これに協力するという機構よりも、国家地方警察が主導権を握る方が実効が上がるのではないか。」という意味の質問に対し、「現在においては、海上保安庁は船舶その他の関係から海上取締に充分の活動ができない。出入国管理庁も独力でその管掌事項を完全に遂行することができないのは、事実であるが、出入国管理庁は発足後日が浅く、警察は警察独自の問題に専念するという要請にかんがみ、率直にいえば国警が一貫して不法出入国等の問題を処理するのが能率的であるとはいつても、今にわかにかかる結論を出すことはできない。」と証言している（柏村証言、四号一五頁）。

二　海上保安庁と他の機関

イ　海上保安庁の機構

中央機構は、総務、船舶技術、警備救難、海事検査、水路及び燈台の六部より成り、全国を九つの管区に分け、管区ごとに管区海上保安本部を置き、その下部機関として大阪に海上保安監部と小樽外三十八箇所に海上保安部と三十四箇所の警備救難所等があり、定員は一万九百四十五名、現在職員九千六百五十三名、中警備救難業務関係約三千七百名である（松野証言、四号一頁）。

又現在において巡視船九十六隻、港内艇百七十八隻（中未竣工のものを含む。）を有し、巡視船は七百五十トン乃至二百七十トン、港内艇二十三メートル乃至十二メートルである（柳沢証言、一三号六頁）。しかしこれだけ、すなわち監視船の現在数だけでは不充分であり、従つて海上の監視ははなはだ充分でないことが痛感されている（大橋証言、一三号二一頁）。例えば昨年（昭和二十五年）の暮には根室に一隻も船がなく、釧路にある巡視船一隻で根室方面をも警戒している有様であつて、多期には根室へ碇航することが困難であつた。従つて後述の紀栄丸事件の起つた当日等は、海上保安部の船は同方面の巡視に当つていなかつたのである。（柳沢証言、一三号一一二頁）。

ロ　海上保安庁と他機関

（a）出入国管理庁との関係は前にも述べたが、昭和二十五年十二月一日、出入国管理庁長官と海上保安庁長官との間に「不法入国者等の取扱に関する業務協定」が取りきめられており、出入国管理庁の入国警備官は海上逮捕をみずから行わず、海上保安官がもつぱらこれに当り且つ立件送致するものと定めている。

（b）自治体警察の水上警察との関係は、両者の協定（例えば昭和二十四年八月、函館海上保安部長と函館市警察署との間の協定書）により、港内における犯罪の取締りは主として水上警察が行い、海上保安庁は海上法令の励行に重点をおいて取締りに任じている。但し現行犯については海上保安官も検挙し得ることにしている（松野証言、四号二頁）。

（c）国家地方警察との連絡も両者首脳部間において職員分担の範囲を協定して又互いに情報の交換を行う協定をしている（大橋証言、一三号一二頁。昭和二十三年三月国警本部と海上保安庁との間に締結された「業務調整について」）。

なお大橋法務総裁は、国警と海上保安庁の関係につき「末端にお きましてこれが必ずしも協定の通り充分に行われておらぬ点もあるのではないか。」と考えているという注目すべき証言を行つている（大橋証言、一三号二二頁）。

三　国家地方警察と自治体警察との関係

警察と他の機関すなわち出入国管理庁、海上保安庁との連絡、分担等の関係については、すでに述べたので、以下主として警察の二系統間の関係を見るに、不法入国者、密貿等の取締りは警察法の規定に基き両者各々その管轄区域内において、独自これに任じているが、国警の警備部長柏村証人は「自治体警察はその警察署の管内の密航、密貿事犯の取締りの責任があるが、ともすれば密航、密貿というものが、管轄内の自治体に

必ずしも深い利害関係がないということから、ややもすればこれに対して関心が薄くなるということも考えられ、取締機関の間に一貫性がないという点において取締りの不円滑な面、不都合な面がある。又費用負担等についても、自治体警察は、自治体に直接した利害関係が薄いということから、多大の費用をかけてまで、これに従事するということが、少くとも小さい自治体においては非常に困難になる。」と証言し（柏村証言、四号一一頁）、大橋法務総裁が「自治体警察は密入国の取締りというような方面の職務に対する熱意が必ずしも充分でないように見受けられる。」と証言している（大橋証言、一三号二一頁）。

第四　外国人登録証明書

外国人登録証明書は昭和二十二年五月二日に公布され即日施行になつた「外国人登録令」に基き、市（区）町村長が、外国人（特定の例外を除き、台湾人及び朝鮮人はこの勅令の適用については外国人とみなされる。）の申請により登録を行つた後交付するものであり、外国人は必ず居住地の市町村長に登録申請をしなければならない（「外国人登録令」七）。

故に現在日本に居住する外国人はことごとく外国人登録証明書の交付をうけているはずであり、これを所持しない者は不正入国者と推定されるのである。換言すれば密入国者か否かを証明する唯一の手段は証明書を所持していないかどうかによつて判定する。従つて密入国者が何らかの手段で証明書を入手すれば、正規入国者を仮装しうるのである。

ここにおいて証明書の偽造、変造又は売買盗取が行われ二重三重の申請による重複入手、又は証明書作成吏員の買収等による不正発行又は虚偽の申告による不正再発行等が行われるのである。

一　外国人登録証明書不正発行又は窃取事件

東京警視庁の刑事部長古屋証人の証言によれば、東京警視庁管内において、

イ　葛飾区役所事件　井上という吏員が朝鮮人の請託を受け外国人登録証明書四百枚を偽造交付し、一枚につき千円乃至五千円を受取つていた。

ロ　杉並区役所事件　渉外係長ほか二名の吏員が密入朝鮮人季商洪その他の請託を受け、外国人登録証明書及び主食配給簿を偽造し、九件三万四千余円に相当する収賄を行つた。

ハ　中野区役所事件　昭和二十五年の二月及び五月の二回にわたり登録証明書計六枚及び浮出プレス一個が盗難にあつた。

ニ　板橋区役所事件　葛飾区役所と大体同じやり方で不正発行が行われ、一名は検挙したが、他の被疑者は逃亡したため捜査中。

ホ　世田谷区役所事件　同区役所玉川支所吏員が六名の朝鮮人の請託を受け、証明書七十四名分を偽造交付した。

ヘ　川崎市役所事件　吏員鈴木知義等が朝鮮人権晩秀なる者より買入れた日本人名の幽霊転出証明書百四十四名分を持参した朝鮮人朴商用の請託を受けて、右転出証明書を種に登録証明書を偽造交付した（古屋証言、一一号一〇頁）。

ト　以上の外立川市役所、桑名市役所その他にも同様の事件が数多くあることは、主官庁の報告に基く事務局の報告に詳しいが、柏村証人（同証言、四号一三頁）、鈴木証人（同証言、一二号一三頁）等によつても、明らかにされているところである。

二　登録証明書の再発行

証明書を紛失、焼失又は盗取等によつて失つた場合には、本人の申請によつて再発行しているが、柏村証人は「紛失、盗難等を理由とする再交付申請が相当あり、昨年四月以降本年一月までの毎月平均三百件程度になつており、このうちには相当数虚偽の申請もあると思われるが、従来やもすると、市町村役場等において比較的簡単に再交付しておつたためこれを悪用する者も少くなかつた。」（柏村証言、四号一三頁）といい、古屋証人は東京警視庁管内の情況につき「昨年の初めに切りかえになつて以来、本年四月までに新証明書を交付したもの一千百件ばかりあるが、これは都の方で取扱つておるのであつて、発行手続が簡単に過ぎるといつてもこれを再発行するほかのいいやり方が、現在のところなかなか考えられない。」といつている（古屋証言、一一号一一頁）。

虚偽の申請による再発行の防止策として古屋証人は前記のごとく、なかなかよい方法が考えられないと証言したが、なお警察としては、亡失の届出があれば、すぐ管下に手配して捜索させているといい、しかし発見数は非常に少く一千件中わずか七十件であるといつており、内藤（隆）委員長代理が「証明書の失効番号の整理などが困難であるから、実際はその照合をいわないで再発行している実情か。」との質問に対し、登録事務は市区町村長の専管に属し、登録証を発行する場合、虚偽登録、二重登録又は密入国者ではないかと疑われる場合、所轄警察に告発してもらい、その結果により発行してもらうこととし、遺失の場合には関係署に調査させて区役所等の発行に遺憾なきを期していると証言し（古屋証言、一一号一一頁）、柏村証人は「出入国管理庁と協議の上、三月七日付で出入国管理庁よりは市町村に対し、国家地方警察よりは全国の警察に対し、再発行は慎重に行う。たとえば市町村役場に申請があつた場合には、単に紛失盗難届出（警察側）の証明書と依存するばかりでなく、市町村独自の立場で充分これを再調査するようにしてほしい。又警察の御において紛失盗難の届出を受理した場合には、その真実性をあくまで調査し、居住の事実を確かめた上で証明をするようにと連絡している」（柏村証言、四号一三頁）と証言している。しかし古屋証人は右証言と異り、「不正登録を防止する上において、実際その人がどこに居住しておるか警察側ではわからず、区役所でも本人の申立だけではわからない場合があるから、居住証明というようなものを行政的措置としてあわせとり、居住証明のない者には、登録証明書を出さないということにすれば、不正登録の防止になる。」と証言し（古屋証言、一一号一一頁）ている。従つて柏村証人が本人の居住の事実を確かめるといつていることは、簡単には実行できないものと思われる。

三　登録証明書に関する規則の改正

以上述べた所によつても明らかなごとく、現行登録証明書制度には、幾多の改正すべき点があるものと考えられる。その主な点は

イ　指紋の採取　名前を偽られても朝鮮の本籍に照会する便宜がなく、はり附の写真では同一人か否かを判別し得ない場合があるから、指紋の採取が認められればこれをはり附したい（古屋証言、一一号一〇頁）、アメリカの実例でも登録証明書に指紋をとつてから偽造その他が非常に激減したという（田中証言、三号四頁、鈴木証言、一二号一三頁）。

ロ　証明書の有効期間の短縮　現行三年の有効期間を短縮すべきで（古屋証言、一一号一二頁）、少くとも一年位として毎年登録の切替えをする（田中証言、三号四頁、鈴木証言、四号一三頁）ことが必要である。期間が三年というような長期にわたるとその間証明書の様式が一定しているので偽造も行われやすく、三年間常時携帯していれば相当破損して識別も困難になるから、警察の取締の面からすればなるべく期間の短い方が適当

である（柏村証言、四号一三頁）。

（ハ）時効完成期の延長　密入国の場合を除き、未登録、虚偽申請等の違反事件は、刑訴法第二百五十條により三箇年で時効が完成する（そのため昭和二十二年五月三十一日までに登録申請をしなかつた者も、昭和二十五年六月一日で時効が完成し、従つて免訴の判決を受ける。――昭和二十五年十月三日新宿簡易裁判所判決。裁判所時報第六十九号所載）。このため三箇年以前に密入国したことを自白した者も刑罰を免れ得るから、「特例を設けて三箇年という時効完成をもう少し延長されたい」（古屋証言、一一号一二―一三頁）。

（ニ）府県知事の権限拡張　岡（延）委員は田中証人に対し、「外国人登録事務について都道府県知事が取扱う根拠は、外国人登録令及び同施行規則中に何ら明文がなく、強いて求めれば令第四條二項及び第九條に過ぎないから、今後都道府県知事に本事務を執行させるためには予算措置等の関係から、法令を根本的に改正する必要がありはしないか。」との質問に対し、適確な答弁がなかつたが、鈴木証人は「地方長官においてもう少し積極的に登録証明について権限をもつていただいて監督してもらうよう改正したい。」と証言している（鈴木証言、一二号一三頁）。

第五　担当機関の行政運営について

一　未端監視機関

密入国者未逮捕の原因は、沿岸の哨戒（海上も陸上も）が不充分であるという点にある（田中証言、三号二頁）。海上保安庁の有する巡視船の数が足りず海難その他人命救助を要する事件と、密航密輸等の事件が同時に起り、船が一隻しかないような際には、まず人命救助を行うことを指示しているから、後者に対し手のまわらなかつたという事実があつた（松野証言、四号二頁）。

国家地方警察では、海岸を管轄する三十四府県方面隊に二百八十七箇所の監視哨を設置し、千三百十四名をこれに配置する外、沿岸の漁業組合に対して、密航防止協力組合を監視哨単位に設置してその協力を求め、なお密航船取締のため不時の際における漁船の借上げを契約している。これらの諸設備により検挙、捜査に当つているが、現在の施設、人員のみでは充分でない（柏村証言、四号一〇頁）。

要するに海上保安庁の受持つ海上監視は、監視船の不足から、一隻当りの受持ち監視区域が広大に失するのと、その装備の不充分から、発見しても逃走される場合があるのであり、警察の受持つ陸上監視も国警は受持区域が広大に過ぎる上、通信施設も充分でなく、自警はこの種事件に熱意を欠くという点から、密入国者の多数の未逮捕が現実のすがたとして浮び上つて来るわけである（大橋証言、一三号二一頁）。

二　入国警備官

入国警備官は昭和二十五年十二月二十日前後から、国家地方警察の手より大村の入国者収容所の警備事務の引継ぎを受け、昭和二十六年一月一日から実施したが、収容所内において密入国者を逃亡させたもの七件あり、又護送途中逃亡されたもの二件あるが、これはいずれもスキャンダルのためでなく経験未熟に原因している（田中証言、三号三頁）。

入国警備員と警察職員との間の協同、連絡がうまく行つていないのではないかという塚原委員長代理の質問に対し、中央においては、国警、自警との連絡、協同は全体においてうまく行つているが、末端においては、昨年暮れから仕事を始めたばかりのためまずい点も多少あると、田中証人は述べている（田中証言、三号三頁）。

三　市町村役場

市町村は登録事務の委任を受けているが、国より年間二千五百万円の交付金を出しているに過ぎず、なお最小限度五千（万）円程の増額が必要である。従つて出入国管理庁は市町村より増額の要求を受けているが、実現しないため、市町村がこの事務を完全にはしていない嫌いがある（田中証言、三号四頁）。要するに登録事務は煩雑で経費がかさむ仕事であるため、市町村の協力が不充分と思われる点もあるのである（田中証言、三号五頁）。

第六　特殊密出入国又は密輸事件

一　密出国事件

イ　紀栄丸事件

本件は、北海道根室町の紀ノ国常吉の所有船紀栄丸が、昭和二十五年十二月十三日午前二時半頃日梨郡羅臼港を出帆するに際し、船長富樫光雄が、自称今井英男の請いを容れ乗船を約諾した所、今川が他の男一名を同伴して二人を便乗させてくれと頼み、船長がこれを許して出港し、約四時間（柏村証人は四十分と証言したが誤り）航行し、標津郡茶志骨沖にさしかかつた時、今川の連れの男が拳銃を機関士田島信夫に擬して船を国後島に向け進航させ、途中ソ連の監視船の誘導をうけて同日午前九時頃国後島センベコタンに入港した。同港で船員はソ連官憲より羅臼、根室の戸数、人口、警察官数、進駐軍部隊の状況、羅臼、根室の近海の状況、船舶の状況等について取調べを受け、船長及び機関士は監視付で船内に留置されていたが釈放されて十二月二十日根室に帰港した（柏村証言、四号一一頁。富樫証言、五号一頁以下。田島証言、五号一一頁以下。細川証言、六号一頁）。本件において注目すべき点は

(1)　小松委員が富樫証人に対し、「あなた方が航海中に海上保安庁などの船が監視していなかつたか。航海中にそういう船に会わなかつたか。」と質問したのに対し「ないです。」と答え、「そのときだけでなく、ふだんも出ておりませんか。」との質問に対し「出ていないです。」と答えており（富樫証言、五号四頁）、前にも引用したごとく海上保安庁長官柳沢証人もこのことを肯定している（柳沢証言、一三号二頁）。

(2)　国家地方警察釧路方面隊長三橋証人は、本件密出国の行われた羅臼港には警察官は現在一名にすぎず、その沿岸受持区域は二十四キロである。かくのごとくこの附近の沿岸は十五キロ、二十キロというがごとき長距離の海岸を監視しなければならない状況、すなわち警察官の配置が海岸線の長さに比して少い上に、知床半島から根室花咲港にかけては、どこの海岸にも自由に船を着けられる地理的條件にあるため、隊長として、密出入国を食いとめ得る自信を持つことはできないと証言している（三橋証言、七号一〇頁）。このことは国警本部長官斎藤証人も認めており、北海道の海岸は非常に長いにもかかわらず、警察署又は派出所の配置が非常に疎であるから、百ないし二百ぐらい駐在所を増設する必要があると考えているといつている（斎藤証言、一二号二頁）。

又、自治体警察たる根室町警察署長細川証人は、日本国中一番外国と近く境を接している根室町は、人口が少く海なため、人口割による警察定員制の下においては、少数の警察吏員しか配置が認められず、従つて管内に三十キロの海岸線があるが、南の方はわずかに巡査部長一名、北の方には派出所が一箇所という状態で、密出入国取締の盲点となつていると証言している（細川証言、六号七頁）。

ロ　その他の密出国事件

特審局長吉河証人は、局において情報又は調査の対象として取扱つた密出国事件として、(1)台湾渡航事件

(2)竹入丸良丸事件　(3)本年二月ベルリン開催の世界平和擁護会第一回総会に川村一雄なる者が出席した事件　(4)本年四月、北京で開催の国際学生連盟執行委員会にトヤマ・スミなる者が出席した事件等を挙げ（吉河証言、一二号七頁）、山口（武）委員は柳沢証人に対し台湾募兵問題に関連した大黒丸事件について質問している（柳沢証言、一三号四頁）。しかしこれらはいずれもその詳細についての質問応答がなかつたのでここでは省略するが、台湾方面への密出国も相当あることを特記しておく。

二　徐裕相事件

本件は紀栄丸事件捜査過程中浮び上つた事件であるが、徐は昭和二十二年に密入国している男であることが判明した（細川証言、六号四頁）ものである。

徐は昭和二十五年の暮、根室町朝鮮人中元助三方に宿泊し徐洪一と称していたが、中元方から防寒外套ほか数点時価約二十万円を窃取して、十二月十三日（紀栄丸の羅臼港出帆の日）逃走したが、青森で警察の手で逮捕された。中元の盗難届提出の際徐が拳銃を所持しているという供述もあり、当時紀栄丸事件の関係者かとの容疑もあつたので、根室町警で青森より身柄をもらつて三十一日より取調べを行つた。この取調中徐は昨年五月ごろから共産党の地下組織の結成並びにソ連地区との連絡責任者として北海道函館、根室、雄内方面で活躍し、その間日本の共産党員と秘密会議を持ち、武器を入手し、将来北海道を革命勢力の基盤とするよう工作していたというような自供をした。徐は一月十八日の第一回公判、二十八日の第二回公判を経て二十九日に窃盗罪として懲役六箇月に処する旨の判決があり、控訴中二月八日に保釈された。その保釈金は一万円で、これを根室町警の岡川巡査部長が私財で立替えた。保釈となつた徐に根室町警の岡川巡査部長及び沿岸巡査の二人が同行し二月五日根室を出発して茨城県の土浦市まで行つたが、ここで徐に逃亡されたのである。

本件において注目すべき点は

(1)　何故窃盗犯人の保釈に巡査部長が私財を出して、本人に同行して茨城県まで出かけたか。そしてこの事は検察局もある方面も事情を知つているということは、普通の保釈とは受取れない。徐を利用するための処置ではなかつたかと山口（武）委員が質問したのに対し、細川証人はそういうふうにお考えになつてもやむを得ませんと証言している（細川証言、六号一二頁）。

(2)　根室の二人の警察吏員が徐に同行して茨城県に行くということは、極めて隠密に行われ、根室警察署の捜査課長も知らなかつたため、釧路市警及び釧路方面隊の方に連絡し、その結果徐と二人の警察吏員が釧路に到着していないということになつて、方面隊では市警と沿道警察に手配するに至つた（細川証言、六号三頁。三橋証言、七号九頁）。

以上の経緯を見るに根室町警と国警との間に連絡上の不備がうかがわれるとともに、根室町警が徐の供述の裏附けをするため、独力でその功をおさめるのにあせりすぎたという事実は否めない。

但し根室町というむしろ小規模な自治体を背景とした警察が、国家的犯罪にも異状な努力ときぜいを拂つたという事実は特記しなければならぬ。

(3)　徐の供述により函館方面の尖鋭的思想をもつたものが、武器その他の隠匿をしているとの情報をえて国警の手により函館方面を捜索したが何も出なかつた。（三橋証言、七号一一頁）。それであれだけの手入れをしても何も得なかつたのは、徐の情報なるものは架空のものであるというように新聞に出た（細川証言、六号三頁）。

この事は根室警察署のものを硬化させるとともに函館で何ら収獲がなかつたのは、捜査が事前に洩れたためであるとして、国警に対する不信の念を抱くに至つたようである。すなわち本件に関して、自治警と国警との不連絡が生じたのは、かかる所に原因があつたものと考えられる。

三　密輸出入事件

（イ）　第三朝日丸事件

本件は椎武甲という者が、北鮮との連絡のためかねて買入れてあつた第三朝日丸により昭和二十五年四月十三日北海道の松前港を出帆し、五月五日北鮮の元山に到着し、同港でドラムかん十二本、うにの入つた詰百七十箇を積載し、朝鮮人三、四名を便乗させた上、同月二十六日に元山を出港し、山形県の酒田に立寄り、秋田県の土崎港に到着して、密輸品を陸揚げした。椎本人はここで上陸し荷物を東京に発送、みずから上京してその荷物を受取ろうとしたとき検挙されたものである。一方第三朝日丸は五月三十日に土崎港を出帆し、翌三十一日函館港に入港したところを検挙された（柏村証言、四号一三頁）。

本件首謀者椎武甲は、船主の長谷四郎、船長の才門勤志路（勤四路とあるが函館地方裁判所の判決文により訂正）とともに日共の党員であり、且つ椎は朝連の岡山県本部副委員長であつた。本件において元山碇泊中北鮮の政治局員と称するものがしばしば来船したと伝えられ、ウラジオストックへも回航したと供述している船員もある（ウラジオへの回航については、椎や長谷は否認している）。又この船が日本を出航の時、朝連中央総本部中央委員朴龍鎬及びその家族を便乗させて、元山で上陸せしめたともいわれている。

本件は函館地方裁判所において、椎武甲懲役三年、長谷四郎同一年、才門勤志路同一年、同航者高田繁一、金沢三男は懲役十月の判決を受け、長谷を除く四名は服役中であり、長谷は上告中である。

以上の事件につき特に注目すべき点は密輸船第三朝日丸が何らの不審を受けずに酒田港に寄り、更に土崎港で密輸品を托送している点である。酒田には海上保安部も税関支署もあるのであり、土崎港ではうにのたる詰五十八箇（到着後価格四十六万余円）及び肝油ドラムかん十二本（到着後価格十二万余円）を陸揚げしている。しかるに上記諸機関も警察当局もこのことを察知しえなかつたことに、密輸監視の第一線機関の欠陥を露呈するものといわなければならない。

次に本件が日本共産党員の身分を有するものの犯行という点である。これは後に述べる江川証言にも関係がある問題であるが、日本共産党は機関紙「アカハタ」を通じていちはやく本件が党と何らの関係がないことを発表しているが、これが事実としても、密輸のごときを極力排斥し摘発すべき共産党として、党をはなれての行動としても党員たる以上は、当然党則により何らかの戒しよくに出ずべき事犯と考える。

（ロ）　高田進事件

本件は海上保安庁総務部秘書課次席の現職にあり、情報関係の事務を担当していた高田進が、主犯の一人として韓国への密輸出を企てた事犯である。高田はかねて知り合いの中岡信吉こと金健の紹介で相識るに至つた金源龍の密輸出計画に参かくし、薬品、自転車部分品、タイヤ、衣料品等貨車四台分を博多駅と入幡市黒崎駅とに分送して倉庫に格納の上、宇和島市で手に入れた第十二正吉丸に積荷して朝鮮向け出航せしめようとしている中に、発覚逮捕されたものである（小倉地検支部中富検事起訴状。中富証言、七号一頁以下。松野証言、四号四頁）。

本件において注意すべき点は密輸取締機関の一たる海上保安庁の中央

要職にある官吏が主犯の一人であるということである。高田がこの犯行に関與した期間中は、公務の施行命令又は休暇等の正規手続により出張したものではない（中富証言、七号三頁）のであるのに、上司も同僚も部下もこの無断欠席を何ら怪しとしなかつたということは海上保安庁の綱紀が弛んでいた証左ではなかろうか（柳沢証人に対する篠田委員長の質問要旨。――柳沢証言、一三号二頁）。柳沢長官はこれに対して「高田進は情報官として情報の收集を役目としていたので秘密を要する時に早急に出張せねばならぬような場合には、上司に口頭の了解を得て即時出発したというふうなことではないかと考えられる。」とあいまいな答弁をしているにすぎない（柳沢証言、一三号二頁）。

次に高田進は妻と長女とを妻の実家にあずけ、自分は内縁の妻と東京で生活しているのであつて、二級事務官としてはなし得ざる暮しぶりであつた（中富証言、七号四頁。――山口（武）委員との質問応答）。しかしかかる派手な私生活について、海上保安庁の幹部も知つていなかつたし（柳沢証言、一三号三頁）、検事も突つ込んで取調べなかつた（中富証言、七号五頁）ので、真相は不明ではあるが、上司が部下の素行や私生活にも注意することは綱紀維持の上より必要なことであつて、決してデモクラシーに反する行為でないことを、政府においても注意しておく必要がある。

（ハ）その他の密輸出入事件

特審局長吉河証人は、局において情報又は調査の対象として取扱つた密輸入事件として、（イ）海烈号事件（ロ）第三朝日丸事件（ハ）北日本丸事件等を挙げ（吉河証言、一二号七頁）、山口（武）委員は、（ニ）第二福生丸事件（ホ）翠平丸事件を挙げて吉河証人に質し（吉河証言、一二号八、九頁）、梨木委員も（ヘ）新亜通商会社に関して同証人に質し（吉河証言、一二号一一頁）、又山口（武）委員は（ト）第三伸洋丸事件につき鈴木証人に（鈴木証言、一二号一五頁）質問しているが、これら諸事件はいずれも詳細にわたつて質問応答がなかつたので、ここには省略するが、密出国と同様台湾及び中共方面との密輸出入も相当あることを特記しておく。

四　江川証言による密輸問題

江川（文彌）証人は日本郵船及び西日本石炭輸送会社の船員であり、昭和二十二年六月に日本共産党に入党し、同二十三年二月同党若松地区委員会の常任となり、その後若松地区、同港区又は北九州五市地区委員会、北九州五市海上区の責任者となり、同年八月中央より北海道に派遣されて海上区オルグとして党活動に従事し、同二十五年六月同党を脱党したものであるが、二十六年三月九日の北海道新聞その他に「日共の実体を世に訴う。」という談話を発表した（江川証言、六号一二頁）。

この談話中に日本共産党の密輸計画とその実行に言及したものがあつたので、証人として尋問したところ、江川は昭和二十二年の夏（はじめ昭和二十一年の春と証言し後に訂正）若松地区委員会の事務所で、日本共産党本部の組織活動指導部員（九州地方海上区会議の議長をしばしば務めた。）永山正昭氏（職務については、永山証言、一四号二頁）の仲介により党本部の九州地区責任者である椎野悦郎氏と会つたが、そこには永山氏の外に折尾駅の購買部の責任者某（後に「亀山」と証言したが、永山証人は亀山というものは九州地方委員会にはいないと証言している。――永山証言、一号三〇頁）の二人が同席していた。椎野は江川に対し、党財政が苦しいから、なるべく非党員を使い、且つ発覚逮捕された時には党に影響を及ぼさないように注意した上で、密輸に力をつくしてくれといい、朝鮮に持つて行く物資は、前記亀山某が集めておき、連絡あれば何時でも船員に渡す。又朝鮮から持つてきた品物は連絡があれば若松で取引するという話をした（江川証言、六号一六頁）と証言した。

そして特審局長吉河証人は、江川が特審局の調査員に対して行つた陳述は相当確度ありと認定した（吉河証言、一二号八頁）といつている。

しかるに椎野悦郎君は、右証言を全面的に否定し、江川には「どこかで会つたような感じがするが、記憶ははつきりない。」といい、従つて永山を介して共産党資金獲得の目的で密貿易をすることを、江川に依頼した事実はないと証言し（椎野証言、一三号八頁）、又永山証人は椎野氏は江川君と知り合つたりすることは当然あり得るし江川君を覚えていてもいいだろうと思うといつてはいるが、昭和二十二年夏ごろ椎野氏が若松に来て、江川、永山及び他一人の四人で密貿の話をしたことは全然ない。椎野氏に江川君を紹介したことも、椎野、江川の会見の席に立会つたこともないと証言した（椎野証言、一四号四頁）。

従つて江川証人の北海道新聞等に出た談話及び当委員会での証言は、椎野、永山両証人によりその事実を否定されたわけであるが、江川証人は第二回目の証言において、現在刈田町の町会議員藤本真一氏が、昭和二十二年に某所で、紺野、椎野、永山、高田等が会合して、アカハタ收入だけでは党費を賄いきれないから密貿密航をやろう。その担当者はだれにするかという相談をしている席にい合わせたと、江川証人に話した事実があるから、これによつても共産党幹部の間に密貿計画があつたことは確かであると主張した（江川証言、一四号二〇頁及び三一頁）。

椎野証人が江川君をはつきり記憶していないといつたことに対し、江川証人は昭和二十三年国鉄闘争に関する指示を仰ぐため久留米に行つて椎野氏に会つたが、椎野氏は江川を徳田書記長に紹介してくれた位であるから、面識がないというのは事実でないといい、（江川証言、一四号一七頁）永山証人も江川が久留米に行つて徳田書記長に会つたということを江川から聞いた記憶があると証言しているから（永山証言、一四号三〇頁）、椎野氏の証言は記憶の誤りであると考えられる。又、江川証人は椎野氏より密貿を指示された時に亀山というものが同席していたと証言した（江川証言、一四号一七頁）が、永山証人は亀山というものは九州地方委員会にはいないと断言している（永山証言、一四号三〇頁）から、この点はいずれとも判明しない。

要するに江川証言による日本共産党の関係したという密輸計画は、仮りに藤本真一氏による傍証が事実とすれば、当時同党において相談があつたこととなる。しかし江川証言によつてもその計画が実行されたか否かは明確でないのであり、江川証人は直接密輸に関係したこともなく、密輸品を目撃したこともないのであつて、その証言からは現実に行われたか否かは判明しないのである（江川証言、六号一六頁。二四―二六頁）。

従つて当委員会における江川、椎野、永山諸証人による証言は対立のままいずれが真か否かを決定することが困難であり、椎野氏の指示による党資金獲得のための密輸計画及びこれが実行の有無についての判定を下すことはできない。ただこれらの証言中注目すべきことは、（一）永山証人は密貿易は日本共産党のためにならない。何となれば密貿易は非合法手段であり、世間一般の非難を招くことである。不正や腐敗に対して闘うことを建前としている日本共産党が密貿易という不正手段によつて金をもうけるということは、党として考えられないといい（永山証言、一四号一二頁）、又椎野証人は日本共産党員が密貿易をやつたということについては、全然知らない（椎野

証言、一三号一五頁）と断言しているが、（二）現に九州地方委員会議長山本斉氏が、麻薬密輸の嫌疑で起訴されており、このことは永山証人も肯定している事実である（永山証言、一四号一三頁三〇頁）。又（三）上述の第三朝日丸事件はその首謀者はじめ関係者の大部分が日共党員である。従つて、稚野氏の証言にもかかわらず、党員と密貿易を行つたものが、現に実存するのである。従つて（四）永山証人も「共産党員にもいろいろあり、船員の中の共産党員もしくは党支持者が密貿易をやつたり商売をしたりした者が一人もないとはいえない。あるかと思う。」と証言して（永山証言、一四号三〇頁）その事実を認めたごとく、共産党員又は党に関係のある者の間に行われた密貿易は、たとえ前記永山証人のいうごとく党の建前として容認しないものとしても、往々にして犯行されているという事実を否定し得ない点である。

五　らい患者密入国問題

国立療養所長島愛生園長光田健輔証人によれば、朝鮮人のらい患者は、愛生園について見るに、大正四年には全収容者の三%であつたが、漸次三・二%、四・二三%と上昇しているが、終戦以来急増して昭和二十六年四月現在では九%すなわち一割近くなつた。全国国立らい療養所について見ると、現在約五百人の朝鮮人が入所しており、年々増加のすう勢にある。元来朝鮮には約二万人（最近ウイルソン氏の学会への報告では二万五千人）のらい患者があるものといわれ、すなわち一般に人口千人に対し一名のらい患者があると推定されている。日本はかつて十万と称せられていたらい患者が、明治政府の統計では三万と推定され、らい予防法、公立療養所等のらい対策又は施設により、明治四十二年より十年間の努力によつて漸減の一途をたどり、今日においては九千名を療養所に収容し、所外に潜伏しているものは千名に過ぎないという成果を得ていたのであるが、もしも推定二万五千名に上る朝鮮らい患者が正規不正規の入国によつて内地に移動してくるとあらばゆゆしい大事といわなければならない。昭和二十四年度において日本内地にいる朝鮮人は六十万といわれているが、今日では約百万ぐらいと推定され従つて約一千名のらい患者が含まれていることになるが、光田証人は療養所に五百人、所外に潜伏しているもの七百人合計一千二百人ばかりの朝鮮らい患者ありと証言し、なお七百人の潜伏患者は内地において種々の生業に従事し、その非衛生的生活によつて生れた子供に感染せしめておるのである（光田証言、七号一二一一四頁）といつている。又田中証人は風評によると、日本に良いらい治療薬ができたというわさが半島に伝わり、日本に行けば治療してもらえるということが韓国に拡がつていると聞いている（田中証言、三号四頁）と証言している。

正規入国者は別として不正入国のらい患者に対し、昭和二十五年七月十一日及び八月十六日に「不法入国者臨時衛生措置要領」を決定して、警察又は海上保安庁が不法入国者を検挙した場合、すみやかにもよりの保健所に連絡検診させ、らい患者を発見した場合はらい予防法によつて措置する。なお不法入国者全部につき予防接種（天然痘等の）を行い、乗船、着衣、所持品等は必ず消毒を実施することにした（柏村証言、四号一二頁）というも、果して完全に実施されているかは大いに疑問であつて、隔地の海岸に密入国した場合にも保健所をして検診させる処置を講じているとは考えられない。現に光田証人はらい病の早期発見は専門的知識を要するから開港検疫の場合でも、専門家を置いて検診させることが必要であるが、それでも早期発見の方法はまだ行き届いていないといい、密航者の検疫及び密航らい発見後の措置については、現在の状態ではとうてい満足さるべきはずがないと証言している（光田証言、七号一四頁）。

六　避難民及び海難者の問題

海難のため日本の海岸に漂着した遭難船及び遭難者は従来最高司令官の許可なくして本邦に入国したものすなわち不法入国者として退去令書の発付を受け、強制送還を行つていたが、海難者については国際条約及び国際慣行があるから、これを不法入国者として強制送還を行うのは国際的に見て面白くないので、出入国管理庁は、海難者たることが判明した場合は、退去命令は出さず、従つて収容所にも収容せず、強制退去も行わない方針を定めて、関係方面にその方針を通達した。しかし実際問題としては海難者を装つて密入国を企てるものも多いので、真否の判定は往々にして困難である実情にある。故に海難者か否かが判然しないものについては、時に強制送還を行つた例もある（田中証言、三号一〇頁）

朝鮮動乱後の現象である戦争避難民の取扱いについても、同様の関係があり、これを一律に不正入国者として強制送還すべきものか否かは、具体的の場合に多少問題となつた。

七　三十度以南諸島よりの密航問題

「北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令」により、南西諸島すなわち沖縄諸島方面に本籍があるものが本州その他の内地に来ようとする場合は司令部の許可がいるのであつて、許可なくして入国したものは、同令第一條違反として海上においては海上保安庁、陸上においては国警又は自治警等の手によつて逮捕され、出入国管理庁の入国審査官により強制送還されることになつている。

この方面よりの密入国者は、昭和二十四年に約三百名、同二十五年に約四百名（昭和二十六年は未集計）があつた（鈴木証言、一二号一三頁）。

本問題について特に注目すべき点は、従来日本の一部であつた琉球諸島殊に鹿児島県に属していた諸島が、三十度以南にある故をもつて渡航制限を受ける地域となつたこと、これら諸島に本籍を有する者が事情まことにやむを得ない理由で、内地に渡航しようとする場合、沖縄の司令部より東京の総司令部に渡航申請者の身元を引受ける者の調査を依頼し、その調査の結果確実な引受人があればはじめて許可するという手続が必要であるため、普通一箇月、遅ければ三月以上もかかるということである（鈴木証言、一二号一三頁）。

従来日本の一部であつたため親子が双方に分れていたり妻の実家が内地にあるとかいう場合も多く、危篤の知らせや速急の用談に、普通の場合でも一箇月、遅ければ遂に許可を得られないということもあり得るので、心ならずも密航して来たという実例もあるようである。

八　武力を伴う集団不正入国問題

武器携帯の集団不正入国の計画があることがわかつた場合又は現にその計画が実施された場合に、警察法による非常事態の布告がされたときは、同法によりその必要に応じて自治体警察と国家地方警察とに一元的に統制できる仕組にはなつているが、警察予備隊との関係においては、法律上全く相独立しているのである。ただ警察予備隊の指揮権は総理大臣にあるから、事実上相互に密接な連絡をとり、場合によつては本部を一つにしてやることもできると考えると、斎藤国警長官は証言しているが、「この際に警察予備隊と一般警察といずれが指揮権をとるかということは考えておりません。どちらの指揮権にも入らないで、それぞれの分担において緊密な指揮のもとに両者を運用して行けるように考えております。」ともいつている。証言の趣意必ずしも明瞭ではないが、非常

事態の宣言があつても、警察予備隊は法律上当然に非常事態下の態勢におかれるものではなく、内閣総理大臣の指揮下において、警察とは別箇の指揮系統において、必要あらば行動するという意味であり、又予備隊は警察を指揮しないが、又警察も予備隊を指揮しないというにあろう。

海上保安庁との関係は、応援を要請したものの指揮下にあつて働くという法律になつている（斎藤証人は「法律になつている。」といつているが、実は両長官の間の業務協定である。）から、これで行けると思う。あとの点は事実上の連絡で充分にやれると斎藤証人は証言している（斎藤証言、一二号二頁）。しかしながら非常事態が発生した時、かかる業務上の協定と事実上の連絡だけで充分であるとは考えられない。斎藤証人も非常事態に対処するに当り、海上保安庁はじめ、検察庁、電波監理総局、運輸、通信諸機関との指揮命令連絡協同に関する法制上の規定は何もないから、臨時にこれを総括して指示するような部局ができることが望ましいといつている（斎藤証言、一二号二頁）。

三　結論

一　概説

委員会はなお本問題に関係をもつ、警察予備隊、検察庁、厚生省麻薬課、税関、郵政監察官、電気通信省監察課、鉄道公安局、専売公社監視課、電波管理総局等についても総合的監察の要ありと認めたが、しばらく叙上の証言及び現地派遣報告をもつて一応本問題をうち切り、その余は他日を期することにした。

二　上記諸証言によつて得た結論の主なものは、大よそ左の諸点である。（派遣報告と重複するものは、後に譲り、ここでは省いたものもある。）

（一）　取締機関の複雑多岐

●不正出入国の直接取締機関は、海上保安庁、国家地方警察、自治体警察及び出入国管理庁であり、特殊の人の密出入国につき特別審査局が関係する。密輸出入は以上に加えるに税関があり、特殊の密輸品たる麻薬について麻薬取締員、煙草について専売公社の監視員が関係する。

かくのごとき複雑多岐な構成は、単に取締の面より観れば、勿論治安省のごとき単一な機関に統合することが有利適切であることは、言をまたない。上記諸機関を分散並設させたことには、それぞれの理由もなしとしないのであるが、統合機関を作ることが、より必要と認める。

（二）　中央情報機関の設置

不正出入国等取締諸機関の統合と同時に考慮すべき点は、異系統の各機関相互の連絡協同を一層緊密化すべしということである。これがためには、

（イ）　特に末端機関相互のセクト主義の解消に、特別の方途を講ずる必要がある。これがため上司が常にこの方針を下僚機関に徹底せしむるに努めると同時に、適宜緊密なる連絡協同により実績を上げたる場合を顕彰するというがごとき制度をも樹てるべきである。

（ロ）　犯罪の捜査上欠くべからざる情報につき、中央に、上記取締諸機関とは別箇に、強力な情報機関を設け、情報によるセクト主義を克服するとともに、情報しう集とその価値判断とに科学性と迅速性とを附与して、常に確実性あるものを提供する機構を確立する要あるものと認める。それとともに各捜査機関も中央機関より流された情報を的確には握するため、常時情報についての知識かん養に努める必要があり、これがため地方的情報はなお各機関が収集していなければならず、その得た情報は即時これを中央機関に通知する職務上の義務あることを、制度上明確にしなければならない。

（三）　出入国管理庁の所管事項の一部所管変え

出入国管理庁の所管事項中、不正規出入国の取締り及び不正規入国者退去強制等に関する事務は、同庁新設前は国警及び自治警、海上保安庁、又は府県知事、引揚援護庁等が分担していたのであるが、その主要事務たる不正出入国の取締りの主力をなすものは、国警及び自警並びに海上保安庁であつて、制度上はともかくとして実際事務においては、今日といえども変更がないのである。言葉を換えれば、密入国者の捜査逮捕にあつては、出入国管理庁は警察及び保安庁に全く依存している現状である。故に今後出入国管理庁をして密入国者の捜査、逮捕をも行わしめようとすれば、ばく大なる経費と人員及び施設とを必要とし、財政上よりもほとんど不可能に近いのみならず、よし予算上可能なりとしてもいたずらに既存の諸機関と摩擦を生ぜしめる結果となるのみならず、不熟練の職員をして果して予期の効果を上げ得るやは大なる疑問がある。むしろ捜査逮捕の事務は、従前のごとく国警、自治警及び海上保安庁に分担せしめ、強制退去事務は法務府、収容及び送還事務は、国警及び海上保安庁に分担せしむべきである。

又後述のごとく、外国人登録証明書に指紋を徴する制度が採用されるならば指紋に関する設備と技術との完備している警察が、これを管掌するに最も適しているからこの所管も警察に移すべきである。

（四）　海上保安庁と国警又は自治警

海上保安庁法第一條は、「港、湾、海峡その他日本国の沿岸水域において」法律違反を予防又は捜査するものと定められているが、第二條の「海上における犯人の捜査及び逮捕」を行うためには、当然陸上においても警察権を行使し得るものとしなければ、実際上その職務を完全に遂行することを得ないのは言をまたない。

しかるに同法制定の際、衆議院治安及び地方制度委員会は、希望事項として、法案第三十一條の「海上における犯罪につきて」及び「海上における犯罪につきとあるは、「海上における犯罪の捜査については」の意味と了解すると決したが、その真意を誤解し、これを「海上における、犯罪の捜査」と読んで海上保安官は犯罪の捜査を海上においてのみ行使し得るのだとの解釈を行うものあり、又第二條に「海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕」とあるのは「犯罪の海上における予防及び鎮圧、犯人の海上における捜査及び逮捕」と解すべきものであるとするものもあるが、これらは前記委員会の意思に反し、希望事項の真意と異るものといわなければならない。

海上保安庁は海上における犯罪の捜査を遂行するため、必要なる限度において、その権限を陸上においても行使し得るものとしなければならない。

海上保安庁の犯罪の捜査が陸上に及ぶと同時に、国警又は自治警も、陸上における犯罪の捜査につき、その権限を海上においても行い得るものとすべきである。もとよりその権限を行使するのは、事実上は例外的であつて、でき得る限り、まず相互に援助に求め又は積極的に助力することの必要なるは言をまたない。換言すれば客観的に緊密必要やむを得ないか、事実上他の方法のない場合に限らるべきである。

ただ常に各自の権限行使をいたずらに制限さるべきでなく、これがため必要を認められるならば、海上保安庁が自動車を保有し、国警が交通用の船舶を保有することも認められるべきである（自治警の船舶保有は認められている）。

（註）「鉄道公安職員の職務に関する法律」第二條によれば、鉄道公安職員の行う犯罪捜査は「鉄道施設以外の場所において

は、行うことができない。」とある。この第二條のごとき制限規定が、海上保安庁法にはないのであるから、この点よりも本文のごとく解すべきである。

もしもかくのごとき海陸への相互権限行使が認められないならば、捜査担任職員の志気をくじき、適宜敏速の処置を誤り、秘密漏えいの問題をも生ずるおそれがある。但しかかる方法は、一面セクト主義の温床にもなる場合があるから、その運用については、前述のごとく、相互援助の方法をまず講ずべきであつて、真に必要やむを得ない場合に限るものとし、若し必要あらばこれを明文化すべきである。

（五）　国警と自治警

本問題に対する国警と自治警二本建の適否について、法務総裁が証言したごとく、自治警が意欲と関心とに薄いものとすれば、一体化の機構こそのぞましいが、これまた警察民主化又は警察国家出現の防止という他の重大な使命のため、相当の人口を有する市（町）に自治警を存置しておくことが大前提たるにおいては、自治警は最近の警察法の改正の線において存続せしむべきものとするも、不正出入国又は密輸取締りに有効適切なる活動を所期する上において、国家より経費その他の補助を充分に支給するとともに、地方治安に直接関連がないように見える本問題が、国家治安はもとより国民経済上ひいては地方治安又は自治体住民の経済生活に重大なるつながりのある点を強調して、その警察職員の意欲向上に努め、又公安委員会にこの方面への協力方を要請する政府の責任があると考える。いたずらに自治警察の意欲薄弱を責めるのみであることは、決して採るべき策とは信じられぬ。

（六）　外国人登録令の改正

約六十万人に上る正規入国の朝鮮人あり、これに台湾人、中国人を加えるときは、百万人にも及ぶ東洋人たる外国人が存在する事実及びこれらの外国人の本国が種々の意味において、本邦在住自国人の保護と監督とに当る充分なる組織、機構を有しない現在において、外国人登録証明書が、唯一の正規入国者たる証ひようであるのにかんがみ、正しい証明書が正当本人に所持される要あることは言をまたない。しかるに現在なお正規入国外国人未登録者も若干あると推定され、偽造変造不正発行売買物取等の不正手段によつて、証明書を入手し、密入国者その他が正規入国者になりすましていることが、意外に多数に上るものと推定されているのであるから、これら不正手段防止のため、証明書の有効期間（現在三年）を短縮し、指紋を徴することは、各証人の等しく認めるところであり、又必要欠くべからざる要件と考えるから、この点につき外国人登録令を改正すべきである。

又外国人登録不申請の罪が、三年をもつて公訴時効を完成するという判決が認められている事実にかんがみ、時効に関する特例を設ける可否につき、考究を要すると考える。

（七）　外国人登録事務に関する問題

外国人登録は、善良なる外国人保護の上に欠くべからざるものであり、他面国の治安上にも極めて重大な関連あるものであるから、この事務を国より委任されている市町村長は、その正確、迅速、親切、公正に行わるるよう格段の注意を払うべきであり、政府も市町村長に対し特別の指示を與うるとともに、これに要する経費の全額は原則として国家が負担しなければならない。

証言によつて明らかにされたごとく、密入国者等が証明書の入手に腐心し、ために一枚が五千円乃至一、二万円をもつて売買されている事実、証明書発行を担当する吏員が間々誘惑に乗つて不正発行をあえてするものある事実等にかんがみ、その発行は厳重なる監督の下に行われるようにしなければならない。

又再発行を要求して、不正に二枚三枚の証明書を入手する例にも乏しくないと推定されるのであるから、再発行には紛失、盗難等の届出の外に常に警察の居住証明のごときを添附せしめる制度を設ける必要があると認める。

（八）　外国人登録証明書の検問機関の拡大

登録証明書の提示を求め、これを検察し得るものは、「外国人登録令施行規則」第八條で

イ　警察官又は警察吏員

ロ　外国人の登録又は食糧管理法第二條の主要食糧の配給に関する業務に従事する官公吏

ハ　海上保安官

ニ　入国稽査官

と限定しているが、鉄道公安職員、麻薬取締員、その他司法警察官吏の職務を行うものと指定された者の中、必要と認められるものに対しても、右の権限を與えて、密入国者の発見に協力せしむべきである。

（九）　入国らい患者の検診

らい患者の入国については、正規、不正規を問わず、厳密なる検診の制度を樹立すべきであり、又らい患者の入国拒否の制度についても考究を要するものと認める。

（十）　三十度以南諸島よりの渡航制限

これについては、でき得る限り緩和し且つその渡航認可手続を迅速簡易ならしめるよう、総司令部当局と協議することが望ましい。

（十一）　保釈制度の運用

前述徐結相事件において明らかにされたごとく、新刑事訴訟法の適用に当り、無差別に保釈を行う傾向あり、これがため保釈中逃亡するもの極めて多く、特に逃亡後身柄を隠すに便宜多きためか、いわゆる第三国人にこのこと多き事実がある。密入国者又は登録令違反者については、権利保釈の制限がなく、又逃亡のおそれありとして裁判所も検事の意見をいれて職権保釈を行わない（大橋証言、一三号二四頁）というも、密輸については一般犯罪として権利保釈の道が開かれているから（同証言、同号同頁）、保釈を受けて逃亡する事例すこぶる多いのである。政府はこれら一般犯罪についても、日本の治安その他にきわめて不利益と認めた者に対しては、強制送還の道を開きたいと言明している（同証言）が、それはそれとして、権利保釈にしろ職権保釈にしろ、いやしくも保釈を行う際は、逃亡せざる充分の保障を見極めた後でなければ、これを行つてはならぬという特別の措置を講ずべきである。

（十二）　非常事態の対策

警察法による非常事態布告の制度を拡大し、治安機関を中心とし、その他の関係諸機関を総合的に動員し得る独立の「非常事態措置法」（仮称）を制定すべきであろう。

この非常事態措置法には、警察、消防、海上保安庁、警察予備隊、検察庁その他運輸、通信、食糧、救護関係諸機関が、単一の指揮下に置かるることと、必要あらば地方行政事務及び司法事務をも、非常事態措置のための中央機関の指揮下に置くを得ることの二つの重大事項が規定されなければならない。

（十三）　取締機関と民衆

当委員会の証人尋問及び現地調査において、特に痛感されたことは密出入国並びに密輸取締に関する一般民衆の協力がほとんどないという事実である。はなはだしきはこの取締りに対し民衆はむしろ白眼をもつて対し、密輸の厳重なる取締りが街の繁栄を阻害すると考えるものすらあるがごときである。自治体警察又はその公安委員会がこの取締りに消極的態度をもつて臨んでいる事実も、かかる民衆の態度が反映していないとは保障し難い。

本問題の調査要求書にもあるごとく、密輸出入がそれ自体わが国経済並びに財政上好ましからざる影響を有するのみならず、経済又は治安攪乱の意図をもつて行われる恐れも充分ある情況と、密出入国が国内治安又は国際関係に重大なつながりを有

することは言をまたないのであるから、政府はこの点を強調して、常に民衆のもうをひらき、民衆をして進んで取締機関に協力せしめるよう格別の努力をなす必要がある。

警察の民主化とは、警察がいたずらに民衆にこびることではなく、民衆が自己の警察として、民衆自身が常に積極的にこれに協力することを意味するとすれば、政府はじめ当局は、今日まで民衆をして、密出入国又は密輸出入が国家ひいては民衆自身に重大な悪影響を與えることを、充分に知らしめる何らかの方策を講じなかつたことを反省すべきである。

三　現地派遣調査の報告要旨

現地派遣調査の報告は八月十五日の委員会においてなされたが、その要旨は大略左のごときものである。

（一）　北海道班

北海道における

(1)　海上の取締りは、全道をその管轄区域とする小樽にある第一管区海上保安本部によつて行われているが、現在配置人員は陸上四五七名、海上三七八名で、巡視船八、内火艇七（外に港内艇五）を配属するに過ぎない上に、濃霧の来襲ひん発する海域であるにもかかわらず、レーダーの設備のないもの四艇に及んでいるから、その行動にはなはだしい劣勢を認める。

噴火湾方面その他で、漁期に海難がしばしば起るが、かかる場合人命救助を優先的に行う立前上、自然密航密輸取締りに手が廻らない場合も生ずるという。

渡南の離島奥尻島は、密貿、密航の中継地であるという情報が少からず入るが、函館海上保安部では、主として巡視船の保有数の少いのと、その航続能力との点より、未だ同島方面に監視のため出動したことはないという。

又国警も人員並びに経費の点より同島に特に密航密輸の取締りを行つたことがなく、従つて同島はその取締りの盲点をなしているという。

又根室方面納沙布岬と貝殻島との間は、約三・四粁であり、その中央はマツカーサー・ラインが引かれているから、航行可能は、わずか幅員一・七粁の海域しかなく、同地方は夏季には濃霧連日のごとく来襲する上、潮流が激しいので、知らざるうちに、マ・ラインを越えることがある。

マ・ラインは根室より稚内へかけては、沿岸三浬をもつて引かれており、稚内北部では緯度四五度三〇分をその線と定められているため、これを実際に引けば、宗谷村大岬のごとき人口一、三五二名を擁する地域は完全にライン外となるため、特に沿岸三浬までを航行可能地域としている有様である。

又礼文島の一部は陸地すれすれにラインが引かれており、且つ特例を認められないので、事実上この地域は航行が不能であるという。

要するにマ・ラインは北海道の東海岸及び北海岸の一部においては、これあるがため知らず知らずラインを越えて、ために密出国と認められる場合が極めて多いということである。

マ・ラインが沿岸三浬というがごとき狭い幅員の下に引かれていることが、漁業の活動範囲を極度に制限し経済上大なる不利を来たしているが、これは今回の調査の範囲外であるから、省略するが、密出入国問題より見ても決して等閑に附しえない問題であると認めた。

(2)　陸上の取締りは、国家地方警察に属する北海道管区本部を札幌市におき、その下部組織たる五方面本部並びに自治体警察をもつてこれに任じているが、全道における派出所、駐在所は、国警に属するもの四九二、自治警に属するもの四四九がある。しかし北海道はその面積他府県に比し極めて大きく、例えば札幌方面本部の管轄区域は新潟県にほぼ匹敵し、旭川方面本部のそれは、岩手県よりも広いのである。

従つて札幌管区本部の管轄区域内人口は全国平均よりも下廻つているにかかわらず、その面積は全国平均の四倍、東京管区に比すれば、実に五・七倍に上る。

又例えば根室の別海村は、一村が香川県に匹敵するのである。

従つて人口を基礎として警察定員を割当てる制度の下においては、北海道にあつては警察職員一人当りの担当区域はすこぶる広大となり、言葉を換えれば北海道の警備は面積の点より見れば、極めて手薄といわなければならない。

しかし通信施設、交通設備が充実しておれば、人員の不足はこれをもつて補うこともできるが、北海道の駐在所、派出所中電話設備のないもの一七〇に及び、自転車は辛うじて一台を保有するという情況である上、陸路交通極めてわるく、自転車はもとより自転車も通わざる箇所さえ少くなく、例えば釧路市から羅臼へ行くのに、冬季は往復六日もかかり、稚内管内の宗谷村派出所より本署に行くには二日がかりであるという有様である。

函館管内の太櫓村には一村唯一の派出所に定員二名が配属されているが、一名が学校に入り、他の一名に事故が起きたとき、附近より補充することが不可能で、無警察状態をつづけざるを得なかつた実例もある。

国警は船舶の所有を認められていないが、船舶以外をもつてしては往来ができなく、しかも海上保安部の応援を得られない地方も稀でないので、かかる地方の取締りには、極めて困難を感じている。

以上の諸点につき、委員はいずれもその事実を肯定したのであつて、北海道の警察定員の配当には、人口以外に管轄面積及び沿岸線の長さ等をも考慮に入れなければならぬことを認めた。

従つて今回の国家地方警察の定員増加に当り、特に北海道に比較的多数を割当てた政府の措置は妥当であるが、なお北海道の警備に対しては、独り人員の増配のみをもつて能事終れりとすることなく、特に通信及び通路、船舶、自動車等の交通機関の充実のため、特別の予算割当を行う必要があると認めた。

(3)　警察当局と海上保安部関係機関その他との連絡協同は、室蘭市警察と室蘭海上保安部との間のごとき例外を除き、相当緊密に行われていると認めたが、情報交換については必ずしも充分とはいい難い。

特に情報網をもたず、警察側に依存せざるを得ない海上保安庁関係機関に対し、警察側より積極的に情報を提供しているか否か、又国警と自治警との相互間に迅速且つ正確詳細に交換が行われているか否かについては、関係機関の説明によつても、未だ万全であるとはいい難いものがあるのを考えさせられた。

(4)　国家公務員の待遇問題

北海道が他府県に比し、種々の点で特殊性を有し、殊に開発途上にある点、本州よりも物価が高い点、文化施設が充分でない点等よりして、この地に優秀な人材を配置するためには、給與、昇進その他につき特別の考慮を拂う必要があると認められるのに、却つて東京、名古屋等の地方より転任して来れば、手当が約二割減少する上に、転任の時期によつては、冬季に赴任しても石炭代の支給を受け得ないというがごとき不合理な制度が現行されつつある。

又「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」のため、却つて住宅が得がたく、従つて予算も定員もあるにかかわらず、実際には赴任させることができないという矛盾もあることがわかつた。

これらの諸点は、不正出入国問題に直接の関連がないように思われるが、上述の隘路のため、地方公務員が国家公務員になることを欲しない——自治体の方が給與がはるかによいため——という点や、悪條件の土地に忠実に勤務しても、これがため、何らの恩惠にも浴さないどころか、経済的に不遇な地位におかれているという事実は、不正出入国の取締りにも決して良い結果をもたらさないことは言をまたない。

故に派遣委員は、この点につき、北海道の国家公務員に、特別の優遇法を講ずる必要があるということにつき意見の一致を見た。

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（一）（その三）

（二）九州班

(1) 本問題に対する九州の占める地位

九州は北に朝鮮を、南に南西諸島、台湾を、西に支那大陸を控えている地理的條件から、全国密入国事犯の大半（二十五年度国警検挙数二、四一六名中、九州七県一、七七〇名、比率七三％）は、この地で行われている。

このうち朝鮮人密入国の占める数は、圧倒的多数で、本年度上半期国警福岡警察管区内の検挙数で見れば、総数の八八％を占め、更にこれを県別に見れば、長崎県がその九三％強、しかもその大半は対馬で検挙されている。

密輸についても、国警が取扱った九州地方の件数は、二十五年度三四三件、総額一億一千九万七千円で、全国検挙数の約六〇％を占めている。

(2) 海上保安庁

海上における取締りの中心をなす海上保安庁は、門司に第七管区海上保安本部をおいて、全九州及び山口県の一部の海域を管轄しているが、今回は右保安本部とその下部機関たる福岡、厳原、佐世保、長崎、三角の各海上保安部及び三池警備救難署を監察した。

その結果

イ　人員の整備

各地において増員の要望がし烈であり、管区本部長は五割増を希望していたが、現状は確かに第一線機関の一層の充実を必要と認めたが、右については質の向上並びに欠員の充足、特に末端警備救難署の欠員の速やかなる充足が必要であると認めた。

ロ　船艇

潮大新造船の配備により、現有船舶の性能は向上しつつあるが、現在なお多数配備されている戦時中駆潜目的に使用した標準型木造船（いわゆる駆特型）は、その性能著しく不良で、各地でもてあましている現状であり、この速かなる更新が差当り重要であろう。

又末端警備救難署に全然船舶の配置のないものもあるが、すくなくとも救命艇の配置は必要と認める。

なお現在海上保安庁法により、その保有船舶は十五ノット以上の速力を有することができないが、これは速やかに改正するよう努力する必要があると思料する。

又現在の船舶は無装備であるが少くとも停船命令を維持し得る程度の装備は必要と認める。

(3) 警察機関

陸上における取締りの中心をなすのは国家地方警察並びに自治体警察であるが、九州が密出入国及び密輸事件の上において占める重要性から見て、国警福岡管区本部、同福岡県本部、又対馬を管轄する同長崎県本部等の努力の並々ならぬものがあり、自治体警察も又他地方に見るごとく全然この種事犯に無関心であるようなことなく、相当の関心をもつて努力している。

警察の手による密入国の検挙率に関し、対馬の上県地区署長は「警察は三割だけしか検挙していないと言われていたので着任以来努力して五割位はやっている積り」といい、国警福岡管区本部では六七％の検挙率だと報告しているが、全く観察線上に上らない上陸者も相当あると推定されるから、この検挙率は下廻るものと見なければならない。又国警と自治警との検挙数の比率は国警九〇％自警一〇％という。

イ　国警の船舶所有問題

国警には現在一隻の船舶も所有を認められていないが、対馬のごとき地方においては少くとも通航程度の船舶の所有を認むる必要がある。これに対し海上保安庁は同庁の船舶が充実すれば、国警の使用に対しても遺憾なからしめることができると主張しているが、海上における犯罪取締りのためでなく、交通機関としての通航用の船舶の保持は認められるべきと思料する。

ロ　監視哨の整備

現在福岡警察管区本部の管内には百九十六箇所（内国警一四一、自治警五五）の監視哨を設けて、海岸の警備に当らせているが、これは地元町村、青年団、漁業組合等の負担によるところ多く、国家よりの予算を増額する必要を認める。

(4) 税関

門司税関と、その下部機関たる厳原税関支所とについて、事情聴取を行ったが、門司税関は九州一円及び山口県を管轄する関係上、昭和二十五年中に九五六件に上る密輸事件を処理し、全国税関の四九％を占めている。

密貿易の根絶を図るためには、特に正常貿易の進展を図ることが要諦であるが、これには貿易管理の実施による諸手続きの簡易化と同時に、検疫施設の並行が問題となる。

対馬の主要輸出品たる薪については手続き簡易化の措置が講ぜられたが、検疫施設がないため、実際には活用されていないとは同地税関支署の意見であった。

従来検疫は税関の一部であったが、現在は厚生省に移管されたため、この間の関係が円滑を欠いているとすれば考究を要する問題であろう。

(5) 出入国管理庁

出入国管理庁は最近新設された官庁であるため、未だ充分に整備されているとはいい難く、同庁と国警本部との間に結ばれた協定では、不正規入国者又は登録令違反者の逮捕は、原則として警察が行い、立件送致はなるべく入国警備官が行うことに定められているのであるが、現在なお逮捕より立件送致まで警察側がすべて行っている有様である。

従つて出入国管理庁の設置は、密入国者の取扱いに関しては、いたずらに事務をふくそうせしめ、関係を複雑化し、むしろ手足まといの感がないでもないといえる。

イ　大村入国者収容所問題

出入国管理庁に所属するこの機関は、その位置適当でなく、強制送還の船は、佐世保港より出航するが大村湾はその入口狭あいのため、大型船が入れず、団平船をえい航して佐世保まで送致の上乗船させなければならない。

この収容所には所長以下二百数十名の職員を要しながら、収容者の調査等についても積極的に行われていない等運営上改善の余地ありと認めた。

ロ　対馬入国収容所設置問題

対馬には集団的密航が多いにかかわらず、現在国警、町警を通じて二五〇名しか収容する設備がないので、現地関係機関はいずれも出入国管理庁がこの地に一〇〇名程度の収容所を設置するよう要望していた。現在は対馬で検挙した密入国者はこれを大村収容所に移送し、更に佐世保から送還しているのであるから、直接対馬から送還することにすれば、能率的でもあり経費の節約に

昭和二十六年十一月三十日　衆議院会議録第二十三号附録（一）（その三）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

もなるので、考究を要する問題である。

(6) 各機関の連絡協同

警察、海上保安庁、税関、出入国管理庁、特審局支局等関係各機関の連絡協同が果して円滑に行われているか、更に国警と自治警とは如何という点も、今回の監察の一眼目であつたが、表面はとも角として実際においては必ずしも完全とは認め難かつた。

イ　殊に出入国管理庁の設置によつて、不正出入国の取締りは、屋上屋を架し、しかも形式上は同庁が責任者となる建前であつて、警察及び海上保安庁等がこれに協力することになつている点に問題がある。けだし人員、経費、施設、経験等において実力のない機関が、取締りの責任をもち、実力あり現実にその事に従つている機関が、これに協力するという機構は、ともすれば協力者の意欲を薄弱ならしめ、志気を阻喪させる結果となり、協同、連絡に欠陥を生ぜしめるに至る。

ロ　国警と自治警との関係につき、厳原町警察署長が「当地のごとき事件が多く、人員の不足な地方では国警、自警の対立など考えて居られぬ。」と微妙な答弁を行い、厳原町長は「むしろ国境警備隊のごとき特殊の警備隊の設置を希望する。」と発言したが、注目すべき言辞と考える。

(7) 密入国等取締に関する二三の問題

イ　検挙上の困難性　密入国には必ずブローカーが介在するのであるが、挙証の関係上、この検挙が難しい。又令状がなければ家宅捜索ができないため、検挙能率が上らぬ憾がある。

ロ　登録証明書　密入国者が日本に居住するため、まず必要とするのは登録証明書であり、従つて偽造登録証明書は釜山において一万円前後、内地において五千円前後の価格で売買されているという。証明書はその有効期間三年を短縮し、且つ指紋をつけることが必要条件である。

ハ　海難者の問題　海上保安部で朝鮮人漁夫の遭難を救助した場合、本邦駐留の韓国代表側に引取能力がない。その上海難船員の食費、送還経費はいずれの官庁が支出するかにつき、何らの規程がないため、やむを得ず、民間業者に依頼処理した件が、第七管区海上保安本部管内で四件発生している。右は中央において急速に解決すべき問題である。

行政監察特別委員会調査報告書

（行監調十二ノ一）

標記の件行政監察特別委員会設置の決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十六年十月三十日

行政監察特別委員長　篠田弘作

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

十月中における本委員会の調査の概要

本委員会は、土木工事等の公共事業が工事監督の粗漏ずさん、災害便乗の渦大復旧費要求、請負業者との情実による汚職、業者間の談合及び業者と官公吏との慣れあいによる入札等の不正事件をひん発している現状にかんがみ、これを是正するため公共事業費をめぐる不正事件について総合的調査を進める必要ありと認め、左記の証人を喚問して証言を求めた。

十月二十二日

石川県土木部長　田中精一君
金沢地方検察庁検事　永田敏男君
石川県知事　柴野和喜夫君

十月二十三日

元鳥栖土木出張所長　石勤丸十郎君
元佐賀地方検察庁検事　樺島明君
佐賀県副知事　館林三喜男君

十月二十五日

東北地方建設局最上川下流工事事務所長　伊藤美代治君
東北地方建設局最上川上流工事事務所長　佐藤清見君
東北地方建設局工務部長　深井浩三君

十月二十六日

東北地方建設局長　伊藤信君
建設省河川局防災課長　賀屋茂一君

十月三十日

建設省監察官　石破二朗君
会計検査院検査第四局長　小峰保栄君
建設事務次官　中田政美君

公共事業費をめぐる不正事件調査報告書（行監調十二ノ二）

首題の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙のとおり報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

行政監察特別委員長　篠田弘作

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

目次

一　調査の要求

二　事件の概要

(一) 天狗橋事件

(二) 佐賀県土木不正事件

(三) 東北地方建設局不正事件

三　委員会において尋問した証人の氏名

四　本件に関する調査

(一) 天狗橋事件

(1) 落橋の原因

(2) 災害復旧国庫補助金申請の問題

(3) 県単独負担架橋

(4) 落橋による死傷者

(二) 佐賀県土木不正事件

(1) 不正事実の概要

(2) 不正の原因

(3) 土建業者との情実関係

(4) 行政処分

(5) 不正行為の防止

(6) 綱紀粛正

(三) 東北地方建設局不正事件

(1) 不正事実の概要

(2) 認証制度

(3) 予算配付の遅延

(4) 超過勤務手当及び接待費の支出

(5) 東北地方建設局の各工事事務所に対する割当金

(6) 切投工事

(7) 行政処分

(8) 行政監督

五　結論

(一) 災害便乗問題

(二) 接待費に対する問題

(三) 土木行政運営上の問題

(四) 結語

一　調査の要求

昭和二十六年五月二十八日附をもつて本委員会に委員島田末信君から左記のとおり本件調査要求書が提出された。

最近大阪府、長野県、石川県、佐賀県、福島県等の各地に発生せる土木不正事件は左記のことがその原因といわれている。その事情を調査するよう要求する。

記

一　土木工事等公共事業は大半請負制によつて施行せられているが、工事現場の監督はほとんど請負業者に一任せられているため工事が極めて粗漏ずさんに施行されている。

二　都道府県等の災害復旧事業に対して国が多額の補助金を出している関係から災害に便乗して過分の復旧費を要求せんとして種々弊害をかもしている。

三　地方の災害復旧の要望に対し国庫補助金の予算が遅れるため地方庁限りに予算外契約によつて事業を繰上げ施行している地方が多い。かかる予算外契約は国の補助金予算が確定していないため自然ずさんになり、事業の施行に当る請負業者との間に情実を生じ、汚職の原因をなしているといわれる。

四　建設工事の入札は建設業者の信用技術施行能力等を特に重視し公正自由な競争を図らなければならないとされているが、現行の入札については極めて不合理な面が多く、業者間の談合、業者と官公吏との慣れ合いが行われている。

よつて五月二十八日の理事会において協議の結果、基礎調査を行うことに決した。

二　事件の概要

（一）　天狗橋事件

本橋は昭和十五年の架橋にかかるもその後十年の歳月を経過し、所々腐朽したため国庫よりの補助金により二十五年八月二十五日指名競争入札を行い、これが工事を工費百五十万円、竣功期日八月二十五日より六十日間として同県山上村の宮竹組に請負わしめた。しかるに宮竹組は工事資材の準備に時日を要し実際の工事に着手しないうち十月二日附県土木部長名で工事の中止命令があつた。この県からの中止命令はこれよりさき九月三日北陸を襲つたジェーン台風によつてこの橋も相当の災害を被つたこととして大規模な改修工事を施行せんとする企図からであつたようである。そこで県は災害復旧第三次要求として何らの実地調査も行わず図上設計により復旧費一千万円を計上し、国庫補助の対象としてそのもくろみ書を建設省に申請した。これに対して建設省はこれが実地査定のため十月二十日附をもつて斎藤技官外三名を派遣する旨を県に通知した。県においては当時の損傷程度ではもくろみ書の申請額一千万円の補助金査定を受くることが至難であると認め、検査官の現場到着の前日である十一月十日より宮竹組と共謀して損壊作業に着手し、吊線入十一本中二十一本を取りはずし、橋の縦桁七本を切断し、補助規程にそうよう四分の三程度の損傷に至らしめるべく作業継続中十一月十一日誤つて落橋に至つたものである。これがため死者二名負傷者十六名を出し、目下往来妨害致死傷害罪として県の道路課長、金沢土木出張所長、同出張所土木技師及び請負業二名が起訴せられ、金沢地裁において審理中である。

なお国庫補助金には検査官が補助金支出保留の報告をなしたままであり、その後も同橋が災害を受けた確たる実証が提出されないとの理由で支出されていない。そこで県においては復旧について県の単独負担で復旧費約四百七十万円を支出して復旧を完了している。

（二）　佐賀県土木不正事件

本件は佐賀県土木部河港課、道路課及び土木出張所の課長、出張所長、課員等が接待費に充てるため土木請負業者に情を明かし、共謀の上施行せざる工事を施行したかのごとく装い、又は虚偽の砂利購入、延人夫、宿出張等にて総額三百六十余万円の虚偽公文書を作成して県会計課より工事費名義で金を受取り、これを接待宴会費に費消し、一部は関係した公務員及び偽工事請求書を提出した請負業者に分配した事件である。

不正関係容疑者公務員十五名土木業者十一名中公務員七名業者三名は起訴せられ、目下佐賀地裁において審理中である。

なお本事件に関連して三十七万六千円の贈収賄が行われた。

（三）　東北地方建設局不正事件

本件は北上川下流工事事務所、最上川上流工事事務所及び最上川下流工事事務所長、その部下の出張所長等が共謀して実際は使用せざる人夫を使用したるがごとく公文書を作成して、昭和二十二年度より同二十五年度までに総額一億七千九百余万円を請求し、これを特別資金としてやみ給与八百七十余万円、接待費二百三十万円を支出し、その他は切投工事及び資材購入等に使用したもので、公務員四一名、民間二名が公文書偽造行使詐欺横領の容疑で検察庁で取調べられたが、個人的私腹を肥したと認むべきものがないとの理由で北上川下流工事事務所関係は不起訴、最上川上流工事事務所関係は起訴猶予となり、最上川下流工事事務所関係も近く何らかの決定が見られるものと想像せられる。

三　委員会において尋問した証人の氏名

十月二十二日

石川県土木部長　田中　精一君
金沢地方検察庁検事　永田　敏男君
石川県知事　柴野和喜夫君

十月二十三日

元佐賀県鳥栖土木出張所長　石動丸十郎君
佐賀地方検察庁検事　樽島　明君
佐賀県副知事　館林三喜男君

十月二十五日

東北地方建設局最上川下流工事事務所長　伊藤美代治君
東北地方建設局最上川上流工事事務所長　佐藤　清見君
東北地方建設局工務部長　深井　浩三君

十月二十六日

東北地方建設局長　伊藤　信君
建設省河川局防災課長　賀屋　茂一君

十月三十日

建設省監察官　石破　二朗君
会計検査院検査第四局長　小峰　保栄君
建設事務次官　中田　政美君

四　本件に関する調査

十月十七日の理事会において基礎調査の報告があり、十月二十二日の委員会において本件を調査することに決定した。

（一）　天狗橋事件

(1)　落橋の原因

天狗橋の落橋原因が同年九月三日のジェーン台風の結果によるものでなく人為的原因に基いていることは、いずれの証人の証言も一致しているところである。この人為的行為が道路課長、金沢土木出張所長及びその部下の謀議によつて宮竹組に指令して実行せしめ、あるいは宮竹組が単独でこれを行つたかの二点に帰するが、前者であることを主張しているものは金沢地検検事永田証人であり、これを否認しているものは石川県土木部長田中証人及び石川県知事柴野証人の証言である。

金沢地検検事永田証人の証言は「昭和二十六年二月七日竹島清一（道路課長）を起訴したのはいわゆる予算獲得を目的としてやつたがその目的を遂げなかつたという容疑である。これは大体石川県においては、天狗橋が相当腐朽しておつたので昭和二十五年四月ごろ国庫補助を受けようというので百七十四万円の予算を請求して百六十三万円が認められ、その年の八月二十二日に石川県知事、石川県金沢土木出張所長がこの橋の請負指名入札をやつた結果宮竹組が百五十万円で落札したので同月二十五日に石川県知事と宮竹組との間に天狗橋の補修工事をやるという契約が成立したのである。そこで宮竹組は九月一日から補修材料の収集に着手しておるところにたまたま同月三日ジェーン台風が襲来し本邦各方面に相当の被害を受けたのである。天狗橋がこのジェーン台風でどの程度の被害を受けたかということが事件の問題である。検事の捜査した範囲においてはこの台風によつて被害があつたということはどうも認められないのである。ところが石川県においてはこのジェーン台風によつて被害をこうむつたということで復旧工事費一千万円の国庫補助の申請をしたわけである。この国庫補助の申請をしたことがはたして適当であるかというわけになるのである。この点について捜査をしたところこの予算請求の一番起案者になつている当時の道路課長竹島清一はこの天狗橋に一度も行つて見ておらない。従つてジェーン台風によつて天狗橋がどんな被害を受けたかということは本人は知らないのである。

それから金沢土木出張所長鳴倉武男その部下の技師沢田正春、今西三郎、そういった天狗橋を所管している土木技師などもジェーン台風当時及びその後にこの現場に行っていないのである。従つて全然その被害がどの程度であつたかということはわからないのである。ところが九月中旬頃に竹島道路課長が金沢土木出張所の沢田技師を呼び、ジェーン台風によつて天狗橋が相当の被害を受けてその復旧工事を必要とするような設計内訳書をつくつて出してくれといつたわけである。そこで沢田技師は同出張所に勤務しておつた山森郁夫にその作成を命じてそうしてでき上つたのが五百六十二万円の設計内訳書である。これを竹島道路課長のところへもつていつたところが、これでは工事費が少いから一千万円ぐらいにしてくれと、こういつたものであるから沢田技師は更に山森郁夫に命じ一千万円の工事内訳書をつくらせ、それを竹島道路課長のところに出したのである。この山森郁夫がつくつて沢田技師の手から竹島課長のところへ行つた一千万円の復旧工事の内訳書が基本になつて石川県ジェーン台風昭和二十五年災害復旧工事もくろみ書というものができ上つたのである。そうして十月四日に石川県知事より建設大臣あてに国庫負担災害復旧検査申請書というものが出てその申請書にこの目録が添付されて建設省にまわされたわけである。ところがこの書類を出した結果建設省では実地に現場に行つて調べてみなければならない関係で査察技官ほか技官二名事務官一名を出張させることになつた。この一行が十一月十二日に天狗橋を見に来るということを県の方で知つたのが大体、十月二十日から二十二日ごろである。そこでその当時天狗橋の附近に百五十万円の補修工事をするための材木が積んであつたのでこれをそのまま置くと、それが建設省の役人に見つかることのおそれがあるので下流の方に運んでしまい、十一月上旬には天狗橋の附近には補修工事の材料は見えなくなつた。そうしておいてこの十一月七日ごろに竹島道路課長が鳴倉金沢土木出張所長に対して天狗橋の査定が四分の三以上の被害でなければ検査が通らないからそのつもりでやつてくれと指示した。また十一月八日かその翌日ごろ金沢野町駅から市内電車の中で竹島道路課長が宮竹組の専務取締役の金山岩松に会つたときに、天狗橋はあのままでは査定が通らないからジェーン台風によつて自然にこわれたように四分の三ぐらい橋を傾けてくれ、こういうように言つたということである。

もつともこの点はいうことが違うのである。鳴倉土木出張所長と金山岩松はそういうふうにいわれたと言つておるが、竹島道路課長はそういうふうなことは言つたことはないといつておる。これは証拠の問題になるわけであるが、とにかくそういうふうに、言うことがかわつていることだけをはつきりと申し上げておく。その結果出張所側の方では山森郁夫と松野二郎、宮川務、こういう人たちが宮竹組の方に行き、天狗橋に一緒に出かけてこの橋をこわすことなどをこうやつたらいい、ああやつたらいいというような具体的な相談をしておるようである。一方宮竹組の方では専務取締役の金山が工事の現場主任をしておる小村悴、それからそれまでに天狗の工事に何回か携わつたことのある向山初三郎、こういう者に命じてこの橋を傾けなければならぬ、どんなふうに傾けるかということは具体的にはこの事件では明確にわからないが、とにかく四分の三傾けろというのだから四分の三傾ければいい、こういうのである。その四分の三は橋がこうなつているのをこういうふうに四分の三傾けるのか、この橋の全長の四分の三傾けるのか、これははつきりしないのであるがとにかくそういう指示を受けたというので傾ける計画をした。そうしてそれを傾けるにはどうしたらいいか。結局つり橋であるから、つつてある線をはずせばいいじやないか、そうしてつり線をはずしたところへ「かぐら」でもつてワイヤーロープを巻いてかわりにつつておく。そうしてつり線をはずした上でつり線がこうあるとそのまわりに橋のたもとの方から「かぐら」でワイヤーをおろして、ぐつと巻き上げてまたもとのところにつつておいて、そうしてもとのつり線をはずしておいて、補助のつり線をつけてつつておいて、結局全部はずしたあとで下げて行けばいいじやないか、こういう計画であつたようである。ところがどうもそれがうまく行かなくて橋が落ちてしまつた。捜査の結果そういうふうに認められるのである。結局建設省から係官が来たのが十二日で、橋の落ちたのが十一日、その来る前の日までにこれをやらなければならないといつてやつたのが、こういう結果になつたのである。」と証言している。これに対して石川県土木部長田中証人は「これは私は事件後において人為的作為的に落した、つまり人力を加えて落したということは新聞紙上等にもすでに報ぜられておるし、私もそれを見聞して承知しておる」と証言し、ジェーン台風で落ちたのではなく人為的落橋であることは認めているが、委員長から道路課長及び金沢土木出張所長が通謀の上、天狗橋を四分の三以上損傷するそういう計画を実行したことを知つておるかという質問に対し、「これは全然そういうことは聞いておらない。事件後においてそういうわさは聞いたが、全然そういうことは承知しておらない。」と証言し、なお委員の同様な質問に対して「私はそういうような大それた橋を落すことについての通謀あるいは謀議をしたというようなことは私はゆめにも考えておらないことをはつきりと申上げる。」と証言している。委員長より石川県知事、柴野証人に対して天狗橋事件の切り落したという事実をあなたは認めておるのだが、その責任は一体だれだと考えるかの質問に対し、柴野証人は「検察庁の考え方によると役所が何か指示を與えて土木請負業が落下さしたのではないかという疑いをもつて起訴されたわけであるが、その当時の直接の責任者で今検察庁に呼び出されておる元の道路課長は当初より現在に至るまでその指示をしたことを否認しておる。従つて現在の状態ではこれが一番の論点になつて目下公判が開かれておるわけである。」と証言し、更に委員長よりその橋を切り落したものは今のところでは請負業がやつたというように解釈しておるかとの質問に対し、柴野証人は「公判の経過から見ておるとそういつたような陳述をするものと、それを否認するものと両方が出ている。前者については現場におつた大工などは事業者から指示され役所側から指示されたようなことはなかつたという証言をしており、後者については当該の事業をした宮竹組の専務が元の道路課長から電車で立話でお前ひとつやつてくれと言われたと陳述をしておる。」と証言し、なお委員長から土木請負業者が指示も受けないで橋を切り落すということは一体どういう考え方に基くものかとの質問に対し、柴野証人は「私がかりにそういう前提で予想を立てるとすると土木業界の一つの慣習があつて、ある工事を引受けておる。その工事に増し工事があつた場合においては大体土木業界の常識としてその工事をやつておる者に次の工事を随意契約その他でやらせるような慣行が行われておるので、あるいはそういうことを目途としたのではないかという以外には考えられない。」と証言している。

(2)　災害復旧国庫補助金申請の問題

この事件は刑事問題としては予算獲得のためにやつたいわゆる詐欺未遂の方と橋の落下から起つたところの往来妨害致死傷害の方との二つからなつているが、この橋がジェーン

台風のため被害があつたかどうか、又その程度がどうであつたかによつて前者についてはいわゆる行政的に災害便乗の問題が生ずるわけである。金沢地検検事永田証人は「天狗橋がジェーン台風によつて被害があつたということはどうも認められないのであるが、その状況は今公判が進行中であり、今後相手側の証拠の提出、反証の提出があるわけであるのでここでは申し上げかねる。」と証言し、更に竹島道路課長は「天狗橋に一度も行つておらないので天狗橋がジェーン台風でどんな被害を受けたかということは本人も知らない。それから天狗橋所管の金沢土木出張所長それからその部下の技師沢田、今西などもジェーン台風当時及びその後にこの現場に行つておらないので従つてその被害がどの程度であるかということは全然わからないのである。」と証言している。委員長より石川県土木部長田中証人に対して、九月三日のジェーン台風によつて天狗橋はどういう損害を受けたか、これを具体的に述べよとの質問に対し、田中証人は「これも承知しておらない。ジェーン台風直後あの風の方向その他からいつて大体において能登半島地区が一番甚大な被害を受けたということを聞いて県議会の土木委員の一行と能登半島方面の内海海岸の視察に行つた。それ以外は現地を見て歩く適切な時間も得ないので見て歩かなかつた。一つ一つの工事の被害についても報告を受けていないため承知しておらない。」と証言し、更に「数百箇所にわたる災害箇所について土木部長が一々被害状況等を確認することはなかなかむずかしいことである。それで土木出張所の第一線の技師がその持ち合せる能力によつて大体どのくらいかかるという報告をし、県はその報告に基いて事務的にこれを主務省に連絡し、そうしてあとは主務省の災害査定実査というものがある。

このときに各主務省の技官が現地の被害状況を見て適切か否かを査定してくれる。こういう建前になつておるので、土木部長が各箇所について被害状況を確認して厳格にこれに検討を加えてその適否を出すということはやり得なかつたのである。またやらないのがしきたりになつていると承知しておる。」と証言し、次いで委員長より石川県知事柴野証人に対し、証人は天狗橋がジェーン台風で被害を受けていることを聞いたかという質問に対し、柴野証人は「被害の一々については報告が全然ない。ただ建設省に対して被害地域に対する査定官の派遣を申請する。別紙に天狗橋の損害の点がついておつただけで具体的に天狗橋を取り上げての報告は一回もない。」と証言し、更に「この橋は戦時中つくつた橋で年がら年中交通どめがあるほど弱い橋であつた。それで約五十米以上の風が吹いておつたから表の橋げたそのものは落ちなくても、ゆるんで非常にあぶない状態にあつて重量制限はもちろんのこと、一般車馬もとめなければならないというふうになつておつたのであるから落ちてしまつたということではないが、ともかくも使用に非常に困難な状態であるという程度の被害はあつたというふうに私は聞いておる大第である。」と証言している。委員から田中証人に対し天狗橋の復旧に関し一千万円で検査申請をして実際に県単独負担では四百万円で竣功をしている、そうするとあまりに差額が大きいこれは原形復旧であるのか、それとも改良費を加えて一千万円の検査申請をしたのかの質問に対し、田中証人は「墜落後に復旧したのは墜落橋りようの使える材料は全部これを使いそうして墜落以前と同程度の復旧をしたのである。それは金額として五百十五万円の予算で起工したのであるが、この橋はもともと原形が非常に強度の弱い橋で、安全荷重が大体三トン未満でそれ以上のものは危険であるというような橋であつたそうである。それでこの一千万円という金はもともと杉材でやつておつたものを何か檜材を用いてこれを復旧する設計をつくつたという説明を聞いておる。県が五百万円で起工したこの復旧も、結局その弱い規格のとおりに復旧されておるので、復旧後まだ日が浅いのであるが、このままでは危険状態にあるので目下車馬の交通どめをしているように聞いておる。」と証言し、原形復旧では駄目で事実水増しになつても結局一千万円程度の要求はやむを得なかつたことを田中証人は強調している。

(3)　県単独負担架橋

十月四日附石川県知事より建設大臣宛提出された国庫負担災害復旧検査申請書がその別紙に天狗橋復旧を初め数百ケ所の災害復旧が詳細に記録されている昭和二十五年災害復旧工事もくろみ書が添付されてあつたが建設省はこれに対して斎藤技官外三名を十一月十二日から十五日まで石川県に派遣し検査を実施せしめたのである、しかして委員長より建設省防災課長賀屋証人に対して天狗橋災害復旧補助申請について建設省がとつた処置等についての質問に対し賀屋証人は「天狗橋関係ははかの申請と全部一緒になつて申請されておる。査定官の復命によると天狗橋は大体一千万円程度の申請であつたが、これは九月三日のジェーン台風で受けた災害復旧ということになつて申請されておる。査定官は県において天狗橋の概略を聞いて現地へ行つたのは十一月十二日かと聞いておるところが現地に行つて見るとこの天狗橋が落橋していて申請された状況とかわつてすでに落ちておつたところに行つたので査定官としては落ちたものを復旧するという災害復旧計画は一応県としては立つて来たのであるが採択について疑問があるので採択を未決定にして保留として帰庁したわけである」と証言し天狗橋の災害復旧申請が国庫補助の対象にならなかつたことを説明している、そこで県は予算五百十五万円の単独負担で墜落以前と同程度の復旧を完成したようである。（田中証人の証言）

(4)　落橋による死傷者

十一月十一日天狗橋落橋の際通行人一名が即死し、宮竹組の工事従業員十七名が重軽傷を受けたが、うち一名は同日の午後死亡したので結局死者二名重軽傷者十六名を出したということになる。（田中証人の証言）

(二)　佐賀県土木不正事件

(1)　不正事実の概要

(イ)・河港課関係

河港課長及び同課長補佐は河港課の接待費に充てんがため共謀して昭和二十五年十一月ころ鳥栖、神崎、佐賀県各土木出張所長に情を明らかにしてその書類作成及び費用調達方を依頼し、各出張所長において建設業者に虚偽の設計書、請負工事金請求書を提出させ各出張所長の認証をなして県会計課より工事費名義で八十一万七千円を受領したが、その内一割乃至二割を各業者に税金分として交付し、各出張所長にも同様一割乃至二割を接待費等の名義で交付し、残りを同課の接待、宴会費に費消し又は課長以下に分配した。

河港課長及び同補佐は右の外本省関係接待費に充てるため、昭和二十五年二月ころより同年十月ころまで約八回にわたり架空調査の人夫賃又は課員の東京出張名義で合計九十万二千五百十円を虚偽の公文書により会計課より受領しこれを接待費に費消した。

(ロ)　道路課関係

道路課長補佐及び同課職員等は接待費その他食糧費に充てんがため共謀して昭和二十四年十月ころより同二十五年十二月ころまで約七回にわたり鳥栖、古湯各土木出張所長に依頼し、請負業者八名に道路修理用砂利を納入した旨の見積書、請求書を作成させた上、出張所長において虚偽の各工事竣功調書を作成提出させ、右工事金名義で合計百三十九万三千二百五円を会計課より受領し、河港課と同様業者及び出張所長に約一割位を交付し、残りは接待宴会費

又は課長補佐以下の職員に分配した。

（ハ）

土木部では昨年末災害土木費の（繰手当）予算約三百八十万円中より約二百五十万円を総務部長以下総務部各課員及び土木部長以下土木部員に分配した。

(2)　不正の原因

本事件の根本原因をなすものはひつきよう接待費の捻出にあつて、委員長より接待費の使途についての質問に対し、本事件の容疑者である元佐賀県島栖土木出張所長石動丸証人は「土木部に対する食糧費の割当が少いのにかかわらず中央から来る者に対する接待費が相当かかるわけである。殊に災害復旧費予算の要求には接待が必要で一災害あることに三百万円程度の接待費がかかると聞いておる接待費に使う食糧費予算が十分でないためにこんな空工事とか何とかをやらなければならないし、情を明かして頼まれた。」と証言し、委員長より佐賀県副知事館林証人に対し「あなたの考えによる今までの不正をして使つた交際費というものはあくまで合理的な交際費であつた。必要であつたのだ。ただ財源がないから不正をしたというように聞えるがそうであるか、あなたは不正をやつて使つた交際費というものに対して実質上の検討あるいは道徳上の検討を加えているかどうかそれを述べよ。」との質問に対し、館林証人は「県として感じたことは実際去年の実情等から申して当然交際費並びに食糧費を増額して使うべきものだと思つておる。従つてこれを増額しないで、かような措置をとらせてかような事件を起したことについては私たちむしろ当事者に対して深く同情する次第である。」と証言し、更に委員長から館林証人に対し「そうすると綱紀が紊乱しておつたからそういうことが起つたのではなくて当然必要なものであるが、予算的措置がなかつたために部下の職性においてやつたというように聞えるがそういうようにあなたは解釈するか。」との質問に対し、館林証人は「私は直接の関連でそういわれるということはどうかと思うがとにかくかような事件が起きたについては根本の原因としては綱紀の問題がいろいろからんで来るけれども当面さようなものを出すについては、とにかくさような非合法な立場で出させるということはいけないと私はかように考えておる。」と証言し、なお委員からの質問に対して同証人は「従来はたとえば土木なら土木雑費という形で一億なら一億の何パーセントはこれを組んでよいということになつており、この雑費に他の費目から流用が許されていたので文書偽造事件は起らなかつたが、今の食糧費は流用がまつたくできなくなつた。そうして食糧費も非常に少い。これが実は他の一面から事件の一つの原因だと思う、現在県として千六百万余円の食糧費があるが、十二月には若干増額しなければならぬ。」と証言し、必要の最少限度の接待費は予算的措置で支出し文書偽造行使詐欺の起らないようしなければならぬことを強調している。

(3)　土建業者との情実関係

河港課関係においては実際に施行したることなき堤防復旧工事、河川浚せつ工事を実施したるがごとく装い、土建業者四名に虚偽設計書、工事金請求書を提出せしめた。又、道路課においても購入したることなき砂利を購入したるごとく装い、土建業者八名に虚偽の見積請求書を出さしめておる。このように業者を不正手段に利用し、業者との間に情実が生じ、三十七万余円の贈収賄が行われている。そこで委員長から贈収賄及び架空工事と架空砂利購入に土建業を利用した、元島栖土木出張所長石動丸証人に対し「前後五回にわたつて請負業者に情を明かして、空の堤防工事とか、買いもしない砂利を買つたことにして受取りを出させる。そうすると君と請負者との関係は非常に親しくなる。悪い意味に通謀をしているわけであるから工事の監督者としての責任が果せるか、君の上の人も十分監督が果せない。そうすると工事に粗漏があつても、君の方では金を拂つてやる。そうするとその粗漏工事のため大の台風が来るとまたいたむ、その復旧工事のためにまた金をもらう、そういう悪循環があるのではないか。」との質問に対し、石動丸証人は「検査は検査で厳重にやる。」と要領を得ない証言をしている。ついで委員長より「請負業者に対し、つくつてない堤防に受取りをよこせということになれば請負業者の税金はどうなるか。」との質問に対し、石動丸証人は「一割か一割五分やつておる。」と証言し、委員から「請負業者にやつた金はいくらか。」との質問に対し、同証人は「私の関係では四、五万円ぐらいと思う。」と証言し、更に委員から、証人の業者から名義を借りた金は、八十万円になつているから一割で八万円、一割五分なれば十二万円になる、その残りはどうなつているかとの質問に対し、石動丸証人は「その中からもらつたのもある。」と証言し、土建業者と情実の点を告白している。次いで委員から事件に関係した前記十一名の土建業者にその後も県の仕事をやらしているかどうか、との質問に対し、副知事館林証人は「多分かようなな土建業者の一部の者に対しては、現在も指名入札を続けさしていると思う。」と証言したので委員から「監督すべき役所の者と、監督下の業者とが通謀して公文書の偽造行使詐欺をやつていたわけであるが、しかるに事件関係の監督者の一部もその職に止まり業者もいぜん入札に参加するということでは、たとえ改俊の情がありとするも一般世人及び実情を知つている県民からは、正当な仕事をしておるものとは認められないのではないか。」と、てきびしい発言があつた。

(4)　行政処分

本事件のため土木部長は、監督上の不行届の理由で謹責の上退職、道路課長は譴責免職、起訴された河港課長以下六名は休職になつている。吉田土木出張所長外六名に対しては、それぞれ懲戒処分はあつたが起訴猶予になつたとの理由でそのまま現職に止まつている。この点について委員からの質問に対し、館林副知事は、「この容疑の事実については、当然責任を問わるべきものであると思うと同時に全く特殊の環境下において、かような被疑の事実であつたのとまた本人の改俊の情と申すか、あるいは今後心機一転して県政のために土木行政をやりたいという気があるので、県としてもこの人達を善用して土木行政につくして貰いたい。かような気持で使つておる訳である。」と証言し、更に委員から「これらの人達が従来の地位に残つておる上に事件関係の土建業者もいぜん県工事入札に関係しておるということであれば従来の悪縁から見て県民は県が正当な仕事をしておるとは認められないではないか。」との質問に対し、館林証人は「黒田佐賀土木出張所長あるいは許田古湯土木出張所長のように本人の改俊の情とかあるいはいろいろ当時の社会的制裁によつてどれだけ本人が反省したかというような個々の問題を検討した結果留任して貰うことになつた。」と証言している。

(5)　不正行為の防止

委員長から「不正行為防止の方法についてどういう施策をとつたか。」との質問に対し、副知事館林証人は「事件関係者に対してはそれぞれ行政処分をするとともに土木人事についても根本的交流を重ねまた行政全般に対して行政監査委員会を新しく設置して常時かような事件の再発を防止するという措置をとり又根本的な吏道の涵養という意味から職員の研修費等の増額をして継続的に職員の教養訓練ということをやつておる。また一方地方自治法にある監査委員制度の活用について特に重点をおいて従来よりも継続的になお詳細

に現地について検討して行くという制度をとつている。」と証言した。

(6) 綱紀肅正

本事件は土木関係の職員十五名がその監督下にある土建業者を利用して公金の不正支出をしたという綱紀弛緩の典型的標本と認められ、この点について論議された。これに対して副知事館林証人は「東道精神の高揚、公僕道の徹底が根本であり、公務員のはつきりした教養以外にないと考え継続的に職員の教養訓練をやつている。」と証言している。

(三) 東北地方建設局不正事件

(1) 不正事実の概要

(イ) 北上川下流工事にからむ不正事件

北上川下流工事事務所長、柳津、上沼出張所長等は昭和二十六年六月実施された認証制度が東北地方の河川工事の実情に即せず工事の進ちよくに障害をもたらすものとして、この制度の不利益なる取扱をまぬかれるため、また当時のアイオン、カザリン両台風による災害の復旧のため職員全員が超過勤務をしているにもかかわらずこれに対する正規の手当がきん少であるので、増手当の支出をするために実際は使用せざる人夫を使用したるがごとく公文書を作成して、昭和二十二年より二十五年三月までの間に九万余名の幽霊人夫賃総額一千五百七十万余円を請求し、内五百三十九万円を工事に還元し、百八十八万余円を超過勤務手当接待等に費消したものである。仙台検察庁が事件をとりあげた際使用未済であつた八百四十三万円はその後不当資金として国庫に返済せしめる処置が講ぜられた。

(ロ) 最上川上流工事にからむ不正事件

最上川上流工事事務所長及び長崎、長井、谷地の各出張所長は、北上川下流工事の場合と同様の理由で、昭和二十二年以来実際は使用せざる人夫を使用したるがごとく公文書を作成し約三千四百万円の金を浮かし、うち約二千百余万円は工事費に還元支出し、約六百余万円は職員の超過勤務手当接待費等に支出したものである。山形地方検察庁が事件をとりあげた際未使用であつた残りの六百八十万円については検察庁の特命で同所において保管中である。なお前記六百八十万円中には支拂義務額の二百万円があるのでこれを支拂い残額は国庫に返納することになつている。

(ハ) 最上川下流工事にからむ不正事件

最上川下流工事事務所長及び鮑海、酒田、余目、赤川、立谷沢、大和新堀の各出張所長等は前記北上川下流工事事務所及び最上川上流工事事務所のとつた理由と同様な理由のほか切投工事が請負者を利用する関係上、資材労力の獲得上にも便利な手段であるのみならず予算の令達前借入金等で工事を施行するに利用することができるとの理由で、昭和二十二年より二十五年までに約百万人の幽霊人夫賃により総額一億七千八百万円をねん出し、うち一億六千六百万円を工事費に還元したほか約八百万円を超過勤務手当接待費及び交際費に支出した。山形地方検察庁が事件を取り上げた際なお百五十余万円の未使用分があつたので検察庁の命令で同事務所が保管中であるが、右のうち二十数万円の義務支拂額を支出し残額百三十余万円はいずれは国庫に返納の予定である。

(2) 認証制度

昭和二十二年六月頃実施された認証制度によると予算は四半期ごとに区切られ、その上配付された予算は大体等分になつておつたため工事施行上に非常に不便があつた。最上川下流工事事務所長伊藤証人は「山形のような春先から夏にかけて工事期間わずか百日程度のところでは予算が等分に配付されたのでは、仕事のできないときの予算はどうしようもない。夥しい予算消化のため切投工事で仕事をするよりほかなかつた。」と証言し、又東北地方建設局長伊藤証人は「現在箇所ごとに認証があるわけであるが、川一本で認証して貰えれば金が残つた場合には継続事業(実態)であるからほかの工事に使えるし、金が足りない場合は工事を縮少するということができるわけで認証を箇所ごとにやつているということがわれ〳〵にとつては一番苦痛である。」と証言した。又東北地方建設局工務部長深井証人は「事業認証は年一回ということになつたが、資金認証並びに支拂計画というのが年四回に現在もわかれておるので年間一本にするとかあるいはできれば建設大臣一本の実施計画の承認というもので代行し得るようにして貰えば仕事は非常に能率的に行くのではないかと思う。」と証言して、認証制度に対する改善の希望を述べている。

(3) 予算配付の遅延

委員長から最上川下流工事事務所長伊藤証人に対して「予算ができないにもかかわらず切投工事で下請させておるが、その金はどこからつくつたか。」との質問に対し、伊藤証人は「最初は金融機関から金を借りておいて、あと整理に架空人夫で拂つた。」と証言し、更に「予算の配付が二箇月ぐらい遅れて来るからその期間に手を打たないと好機を逸して災害が起る可能性が多い。」と証言し、予算令達遅延が切投工事をやつた原因であることを物語つている。又委員長より東北地建工務部長深井証人に対して「各工事事務所長とも予算の配付が現場の実情に即しないと訴えているが、それはどういう点か。」との質問に対し、深井証人は「予算の令達が今までは非常に遅れており、特に二十四年度は六十日ほど遅れておる。その他の年度においても三十日程度遅れて地建の方に来ておる。従つて事務所の方に行くのは更にそれからまた遅れる。それは年間予算であるが、二十三、四年頃は四回にわかれて配付されておつたので現場では非常に困つておつた。」と証言している。

(4) 超過勤務手当及び接待費の支出

北上川下流工事事務所、最上川上流工事事務所及び最上川下流工事事務所において空点検によつて浮かした資金から超勤手当接待費に支出していたことは、東北地方建設局工務部長深井証人及び最上川下流工事事務所長伊藤証人の証言がこれを立証している。又東北地方建設局長伊藤証人は「現在の超過勤務手当は一箇月にわずか六時間で、われ〳〵としてはこの少い超勤手当では現在の現場は何としても担当して行けない。」と証言し、空点検によつて浮かした金で支出するよりほかなかつたことをほのめかしておる。次に接待費についてその接待の主なるものはどういう方かとの委員長の質問に対し、伊藤証人は「おもに監査官あるいは関係官庁の方々が来た場合の夕食、ちよつとしたぐらいの程度の金である。」と証言し、更に「延人員は八百人ぐらいで一人当り千円程度である。」と証言した。また委員長から一人を接待する場合多人数が接待する悪い風習であるので一層接待費が積み、ついつい無理することになるのではないかとの質問に対し、伊藤証人は「そのようなことのないよう常に皆の者を戒めておる。東北地建においてはこの事件を契機として自肅自戒を励行しておるのである。」と証言した。又委員長より「自肅自戒の励行の結果接待しないために工事にさしつかえしたようなことはないか。」との質問に対し、伊藤証人は「そういうことはなかつた。」と証言し、接待が虚礼の場合の多いことを明らかにした。

(5) 東北地方建設局の各工事事務所に対する割当金

最上川上流工事事務所から三十八万九千円最上川下流工事事務所から約八十万円を東北地方建設局に送金しているが、それがいずれも空点検によつて浮かした資金から支出されている。(最上川上流工事事務所長佐

藤証人、最上川下流工事事務所長伊藤証人の証言）、委員長より東北地方建設局長伊藤証人に対して「地建は各工事事務所長に接待費とかやみ給與の費用の割当を行つておるか。」との質問に対し、伊藤証人は「接待費の割当は行つていないが、本局における補助員これは人夫であるから工事費から出さなければならないが、本局には工事費がないのでその給料手当を各工事事務所に依頼して分担して貰つたわけである。」と証言したので、委員長より「それならば、むしろ最上川下流工事にこれこれの人間が必要であるということにして工事費から給與を出しそれを本局に派遣するというような方法をとつたらいいのじやないか。」と質問したのに対し、伊藤証人は「最近では、そのようにやつておる。」と証言した。そこで委員から「監督官庁が下級官庁に空点検をしなければできないような送金を依頼して果して厳正なる監督ができるか。」との詰問があつた。

(6)　切投工事

最上川下流工事事務所では空点検で浮かした資金一億七千八百万円の大半は切投工事に使用したわけであるが、これは、むしろ切投工事のために、空点検をしたというのが適切な説明である。切投工事で工事を施行した理由は最上川下流事務所長伊藤証人の証言によれば「予算の配付が一箇月はなはだしきときは、二箇月も遅れるから借入金で工事を施行するため、又予算の令達が年四回に分ち等分に配付されるが、東北のような寒冷地では、工事施行の期間は百日ぐらいであるから一年のうちの開散期の余つた予算を消化するため等であつた。」と証言している。なお伊藤証人は「切投工事は、労働基準法、職業安定法に違反する行為であるので二十五年以降はやらないことにしておる。」と証言している。

(7)　行政処分

東北地方建設局長伊藤証人は、委員長より責任者に対する処分の問題についての質問に対し「最上川上流工事事務所所長は依願免の手続をとり、関係した各出張所長に対しては、一箇月の減俸、それから情状酌量の余地あるものについては戒告の手続をとつた。」と証言している。

(8)　行政監督

委員長より監督の不徹底がこの事件を起したものと思われるが、いかなる監督方法をとつているかとの質問に対し、伊藤証人は「二十三の工事事務に対し自分は大体一年に一度ぐらいは、まわつておる。工務部長、企画部長は、随時監督にまわつており、一工事事務所に年二回位まわることになる。」と証言し、更に「直轄工事の監督にいくらかの欠陥があることは認めておる。それで最近ではこの事件にかんがみ監察制度の強化という点で地方建設局においても従来の企画部の企画課を検査課に改め、今後十分工事現場の実態は握とそれから監察こういうものに当らせたいと思つておる。」と証言している。

五　結　論

(一)　災害便乗問題

(1)　災害の査定

二十五年度の災害復旧予算は四百七十億円であるが、過年度災害復旧費の未済分また千七百億円の多額に上つており、災害復旧費の国家財政に及ぼす影響は、じん大なものがあるにかかわらず、災害ごとにこれに便乗した国庫より多額の補助金を要求せんとする傾向が年とともに増長しつつあることはまことに看過し得ないところである。会計検査院検査第四局長の証言によれば、会計検査院においては二十五年度に四十六都道府県全部にわたり災害関係の現地検査を施行したが、この検査は全国災害箇所四万数千箇所のうち三千三百八十箇所（国庫負担金額で二百九十一億のうち二十七億に相当するものの検査）だけにすぎなかつたが、このうち六億というものは災害便乗で国庫の負担すべからざるものであつたという。この検査は全体の九%にも足らないのと、それが原形のなかつたものに対する分だけであるから、いわゆる水増要求などの分を加えれば、便乗の総額は恐らく数十億に上つていることは想像にかたくない。災害復旧費補助の原則は原形復旧であるが、天狗橋監察の結果から見れば公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法があるにかかわらず、原形復旧という点が解釈のしかたによつて伸縮せられ、これが往々水増の原因をなしておることと被害箇所が広汎にわたる場合は中央官庁の検査官が克明に検査することが困難のため二十五年度の検査院の検査の示すがごとく原形のない災害便乗又は水増要求が行われ、緊急施行を要する災害がかえつて開却延期せられる結果も絶無でないと信ぜられる。政府は災害に対する査定において今一段と科学的査定方法を採用するとともにその厳正なる査定をなすべき要がある。

(2)　虚偽申請に対する責任

災害に便乗して虚構の事実により国庫補助金の交付を申請した場合、その不正行為の責任は、天狗橋事件では竹島道路課長が刑事訴追を受けたに止まり、土木部長、知事等上司は、官判を押したに過ぎないと供述して、その故に刑事責任を問われていない。又会計検査院では、前述のごとく、昭和二十五年度だけで六億円に上る虚偽申請を発見しており、当委員会では、この虚偽申請の責任者の処分については調査しなかつたので、事実は不明だが、万一これらの責任者が刑事訴追又は行政上の問責の処分を免れているとすれば、天狗橋事件の証人が、たまたま人命を殺傷したから問題になつたので、虚偽申請は往々行われているという意味の証言すらあえてしていることもとがめられなくなる。

免がれて恥なき徒を出すことは、一面政府の責任でもあるから、虚偽申請をした府県市町村等はこれを黒表に載せ、その後これらの団体よりの申請には特に厳重な査定を加えるというがごとき方策もたつべきであり、又最高検察庁も特に同種の事件に対しては、不公正を感ぜしむるがごとき訴追を行わないよう万全の注意を払うべきである。

(二)　接待費に対する問題

今回の調査により、地方公共団体又は地方官庁の中には中央官庁の公務員を接待するために、不正支出まで行つてやつていることが明らかにされた。現行の予算制度においては、接待費は交際費又は食糧費の費目として計上されており、これから支出し得るわけで、他費目からの流用は厳に禁じられている。しかるに戦時中戦後を通じて公私の交渉に空席を利用する悪弊が生じ、程度を越した宴会接待が行われ、ひいてはこれが捻出に不正手段を用いる結果をもたらしたものである。国並びに地方財政は極度にひつ迫し、国民が税負担の過重にあえぐ現状において政府はこれら費用の支出について極力節減をはかるとともに官紀の振粛に一段の努力を払うべきであるとともに、必要なる接待費は適当に考慮すべきであろう。

(三)　土木行政運営上の問題

(1)　予算の早期令達を計ること

今回の調査によつて予算が事業施行の現場機関に配付せられるのは、年度後早くて一箇月、遅いときは、二箇月にも及ぶ状況でこれが原因の主たるものは、事業認証の制度であることが明らかとなつた。この制度の不便不利はいずれの証人もこれを口にし、会計検査院もこの点を認めているのであるから慎重なる検討の上、この制度の改廃につき善処する必要があると認める。

(2)　公共事業の予算に継続費の制度を新設すること

河川港湾道路等の公共事業においては、その工事が多年にわたつて継続施行されているものが多いにかかわらず、現行予算制度は年度ごとに区分編成せられ且つ執行しなければならないことを原則としており継続

費制度がないため工事遂行上のあい路となつているようである。

数年にわたつて経費を支出せねば完成しない工事については経続費の制度を制定する必要あると認められる。

(3) 公共事業の予算に繰越の途を開くこと

公共事業に関しては事故繰越が認められているが、事故繰越は現に契約等をなし国の債務負担が存在するものに限られているから国の直営工事については繰越ができないこととなつているため事業の施行上支障をきたしているから直営工事についても繰越ができる途を開くべきものと認める。

(4) 超過勤務制度の改善

現在の超過勤務手当は勤務した時間に対し時間単位で支給することとなつているが、予算に制限をうけ、場合によつては勤務した時間に該当する手当を支給することが不可能の状態ともなる。建設省所管においては現在一箇月六時間程度の予算の配付をしているが、事業施行の現場においては天候季節に左右され工事の最盛期において一人月数十時間の超過勤務を行う場合もあるが、これに対する手当が実際は支給することができないため、かえつて事業施行に障害を及ぼし不正手段による資金調達の原因ともなつた実情であるからこれが改善についてすみやかに対策を講ずべきである。

(5) 監督監査機関簡素化問題

現在公共事業施行官庁に対して監査を施行している官庁は会計検査院の外大蔵省財務局、経済安定本部、行政管理庁、労働基準局、職業安定所等十指になんなんとしている、これらの監督官庁がそれぞれ現場に出張又は各種の書類を相互に連絡なくして提出方等を要求して、事業施行官庁に接待又は手数をかけていることは著しいものがあり、被監督官庁の責任者はこれが応接にいとまがないという有様で、事業の進ちよくに対しはなはだしい障害を與えておる実情であるからこれが監督監査について重複を避け簡素化する措置を講ずべきである。

(四) 結語

終戦後満六箇年を経過し、社会秩序もようやく昔日に復したにかかわらず公務員の汚職事件が跡を絶たぬことはまことに寒心にたえない現象である。

今回の調査において天狗橋事件は地方公務員がその責任を痛感しないところにはい胎し、佐賀県土木不正事件は、公務員が土木請負業者と共謀して不正支出をなすがごとき官紀びん乱の典型的なものである。又東北地方建設局不正事件は公務員が会計法、財政法などの諸法規を無視して二億二千余万円の不当支出したものであり、ひつきようこれらの事件は綱紀が極度にちびしておる証拠であつて、この官紀の粛正こそ日本現在の急務であり、国民の望んでやまないところである。

一方今回調査した事件の裏には予算執行上並びに業務運営上の諸法規等が現場の実状に即しないためやむを得ず法を犯すに至つた点のあることも否定し得ないものがあり、特に東北、北海道のごとく年間を通じ工事のか動日数百日に満たない地域においては、予算の配賦を実情に即応するよう会計年度の変更を期するか又は特例を設ける等諸法規の改善充実に万全の措置を講ずる必要のあることを認めるものである。なお、今回問題として取り上げた事件はいわば氷山の一角で、ほとんど全国にわたり同種の不正事件が行われていることに思いを致し、政府は本報告によつて、更道刷新に万全の処置を採る必要ありと認めるものである。

日本専売公社関係事件調査報告書（行監調十二ノ三）

標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙のごとく報告する。

昭和二十六年十二月八日

行政監察特別委員長　篠田弘作

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

報告書目次

第一章　調査の経過

一　調査の要求

二　調査要求の趣旨

三　証人喚問

第二章　調査の内容

一　塩の運賃の不当支拂について

二　資材の購入について

三　消耗器材費の使途について

四　火災保険について

五　職員宿舎について

六　職員の不正行為について

七　生命保険について

八　会計検査院の報告について

第三章　結論

第一章　調査の経過

一　調査の要求

昭和二十六年五月二十五日附をもつて内藤委員から提出された「日本専売公社関係事件調査要求の件」に基いて同日の理事会において協議の結果これを基礎調査することに決定した。

二　調査要求の趣旨

調査要求の趣旨は次のとおりである。

(一) 日本塩回送会社の不当利益について

日本専売公社から塩の運送を一手に元請している日本塩回送株式会社は、終戦後における塩の運送でばく大な利益を挙げ、これを隠匿していたが、昭和二十四年七月頃日本専売公社から右利益金の内十四億八千万円を不当利益金なりとして徴収され、この問題に関連して同社の重役三名が辞職している。

かかるばく大な利益がいかなる理由で発生したか、又いかなる意図をもつてこれを隠匿していたか、更に日本専売公社がいかなる根拠に基いてこの利益を徴収したか、その真相を究明したい。なお本事案に関して当時その内情を検査した筈の会計検査院の担当課長が事実の存在を否定しているのは不可解である。

日本塩回送会社の幹部職員に公社関係者が多いこと等の事情に徴して、裏面に不正が潜んでいるのではないかと思われる。

(二) やみたばこに関する事項について

昭和二十五年度やみたばこの推定額は、約百億円と思われるが、日本専売公社からの指定発注を受けて、たばこ外小函の印刷加工をしている凸版印刷株式会社、外四社から、たばこ用外小函が多量に外部に横流れして、やみたばこはん濫の一つの原因をなしていると目されるので、この点を調査されたい。

(三) 資材の購入について

専売公社において購入する資材の額は、一箇年に約六十億円にもなるが、これは入札によらず随意契約によつて購入されている。従つて供給業者との関係において、兎角の批判があるからこの点を調査されたい。

三　証人喚問

十月二十日理事会において基礎調査の報告があり協議の結果、十月三十日の委員会において証人を喚問して調査することに決し、十一月六日以降左記十八人の証人を喚問調査した。

証人氏名

十一月六日

日本専売公社塩脳局需給課長　友藤哲夫君

大阪国税局調査査察部、調査第三課主査　山崎利夫君

日本塩回送株式会社大阪支店長　矢頭正蔵君

十一月八日

日本塩回送株式会社取締役　森田作太郎君

十一月九日

日本專売公社製造局長　坂元　晃佑君
日本製器株式会社社長　成田　豊勝君
株式会社専友社常務取締役　川崎栄三郎君
專売需品株式会社社長　芝原隆太郎君

十一月十二日

新光鋼材株式会社專務取締役　野口　光雄君
日本專売公社経理局長　内藤　敏男君
元三協実業株式会社代表取締役　谷口　三郎君

十一月十三日

協同殖産株式会社取締役　安藤　定文君
日本專売公社総務局長　曾田　壯君
会計検査院検査第三局大蔵事業検査課長　新木　正義君

十一月十五日

日本塩回送株式会社取締役　森田作太郎君

（再喚問）

前日本塩回送株式会社社長　沼野英不二君
日本專売公社経理局営繕課営繕資材係長　會川　俊雄君

十一月十九日

会計検査院長　佐藤　基君
日本專売公社総裁　秋山孝之輔君

第二章　調査の内容

一　塩の運賃の不当支拂について

（一）序

專売公社（以下公社という。）で取扱う塩は国内産塩及び輸入塩の二種類があるが、その運送及び附需業務に係るものは二十四年度の実績において百七十六万トン、二十五年度は百二十六万トン、また二十六年度の予想は百三十七万トンであつて、これに支拂う運賃は昭和二十四年度が二十五億円、二十五年度が十七億円、また二十六年度の予想は二十一億円である。このうち、二地方局以上にまたがつて運送されるものは、日本塩回送株式会社（以下塩回送会社という。）という一回送会社に一手に委託して、年間約十億円の運賃を支拂つている。一地方局管内の運送は、各地方局において適宜運送業者を選定して、これと運送契約を結んでいる。

塩回送会社の性格＝塩專売法が施行せられ、塩の回送が官費回送になつた際、従来の瀬戸内海地区の六つの回漕問屋に塩の回送業務を請負わせたが、これらが大正八年に合併して設立したのが塩回送会社である。（塩回送会社の資本金は二十四年四月に三百万円、二十五年三月に一千万円）

しかるに同社の現状は一般の運送会社のごとくに自家保有の運送機関をもつて運送業務を行うのではなく、受託貨物の大部分を他の運送業者に下請させて、公社から元請手数料という料金を收受している外、元請運賃と下拂運賃とのさやをかせいでいる。いわゆる運送ブローカー的性格のものになつている。

公社は塩の運送計画を樹て、これを塩回送会社に指示し、塩回送会社はそれに基いて他の運送業者と運送契約を結ぶのである。もつとも海上運送の面において約三十％内外の貨物については、社有の運送機関に依存している。

運賃＝公社の塩回送会社に支拂う運賃には二十四年度までは㈭賃率を一応の基礎として作成したプール賃率が適用された。すなわち運送距離の長短にかかわらずトン当り一律の賃率が適用されたのである。また賃率の更改は一年ごとになされることになつていた。かかる賃率によるときは、実際の運送の態様が計画と異る場合、あるいは下拂運賃の市場価格の動のある場合には公社の支拂運賃と塩回送会社の下拂運賃との間には大きな開きが生ずることになる。プール賃率については公社においてもその弊害を認め、二十五年度以降は区間運賃に改正しているが、それまでは多額の運賃についてルーズな賃率を適用したわけである。もつとも公社と塩回送会社との運送契約には塩回送会社が不当の利益又は損害を受けたときは、これを調整するという文言があり、また、公社は必要に応じて塩回送会社の帳簿を監査し得ることになつているから、運賃のルーズな点はこれにより救済し得るともいえるが、事実は二十四年度まではほとんど監査が行われていない。

人的連絡＝公社と塩回送会社との関係は以上のごとく極めて密接であるので、塩回送会社の社長並びに重役中の若干名は公社の退職者をもつて充てる慣例になつている。（專売局当時は重役の選任は專売局長官の承認事項として会社の定款に規定してあつた。）

（二）事件の概要

先に述べたとおり公社は本社計画による塩の運送を一手に塩回送会社に委託し、同社は又他の多くの運送業者と下請契約を結んでいるのであるが、たまたま二十三年下半期以降二十四年上半期に至る期間において機帆船運賃及び小運送運賃の市場価格は著しく低落し、機帆船運賃のごときは、㈭の半額程度にまで下り、小運送運賃も三割以上の低落をみた。塩回送会社はこの市場運賃の変動に順応して下拂をしていた反面、公社（当時はまだ專売局であつたが）からは契約賃率で運賃收入を得ていたので、この間のさやは著しくぼう大なものとなり、あまつさえ、短距離運送が多かつたためプール賃率による運賃の誤差益がこれに加算されたので、同社の利益は不正の多額なものになつた。

当時公社においても、うすうすしや般の事情を察知し、二十四年度の運賃変改のこともあつたので、同年八月及び十月の二回にわたり係員を派して、塩回送会社の経理状況を調査せしめたのであるが、同社の経理帳簿が乱脈であつたのと、銀行預金の内容を明らかにしなかつた等のため、ついに不当利益の全額をは握し得ず、十月に一億六千万円程度の利益のあることにつき確信を得たに過ぎなかつた。

しかるに十一月に入り、大阪国税局において同社の昭和二十一年八月以降二十四年七月に至る期間における法人所得の申告が推定利益金に比し少いので、その経理内容を調査中、経理課長のメモから同社に相当の預金があることを知り、千代田銀行神戸西支店その他の銀行を調査したところ、約十一億円の銀行預金が発見されたので、これを公社に通報するに及んで公社及び大阪国税局による本格的調査となり、経理の全ぼうが明るみに出されるに至つた。

不当利益の額及びその処置＝塩回送会社は二十一年八月に特経会社に指定されたため、同社の決算は二十四年十二月これが解除になるまでの間は單に納税手続のため毎期に仮空の数字による決算書を作成した程度であつて、正式の決算は以上の調査に基いて二十四年十二月九日現在で始めて行われた。この時の決算書によれば、同社は二十一年以降において十五億二千万円の利益をあげている。しかして、そのうちの大部分は二十三年下半期以降に発生したものである。この利益を徴税の対象にすべきか又は公社と塩回送会社間の契約中にある調査規定に基いて不当利益として公社に返還

すべきかについて、公社、大阪国税局間において相談の結果、結局公社に返還することに決定したので、公社は四千六百万円を塩回送会社の正当利益と認めてこれを同社に留保し、残りの十四億八千万円を回収することにした。当時この金額は定期預金その他の資産に変つていたものもあつて、一時に回収し得る状態になかつたので、二十六年一月三十一日までの間に回収を終つた。

この事件が動機となつて塩回送会社の重役三名が退職している。（一名は再任している。）

(三)　問題となる点

1　運送契約のずさんと監査の怠慢

公社がその事業運営のため年に数十億円の運賃を支拂つている事実にかんがみ、運送契約の締結に当つては極めて慎重な態度を要するにかかわらず、従来塩の運賃については年間一律のプール賃率を適用し、この運賃のルーズな点をカバーするため後日相手方である塩回送会社の経理状態を調べ過当な利益又は損失についてはこれを調整するという安易な契約方式をとつていたことは適当でない。（プール賃率は二十四年度限り廃止したが、調整條項は今日もなお残つている。）また、契約により塩回送会社の帳簿を監査し得ることになつていたにかかわらず、二十四年八月までこれをなさず同月以降の調査においても友藤需給課長以下の者が二回にわたつて調査したにもかかわらず、不当利益を一億六千万円しか発見し得なかつたことは、結局調査が怠慢であつたものという外ない。帳簿が乱脈でこの面からの調査ができない場合には、銀行預金の調査をする必要があることは勿論である。秋山証人はこの点について、「友藤の調査というものは必ずしも完璧を期した調査とは思つておらない。銀行預金について尋ねるのがほんとうである。この点については私今も遺憾に思つているのである。」と証言し、調査の疎漏を認めている。

更に第一回の調査において帳簿が不整理であつたので、公社はその整理を指示しておいたにもかかわらず、二箇月後においても依然として整理をしてなかつたことは、公社に対する会社側の態度の一般を裏書するものであつて、反面会社をしてかかる態度に出でしめた責任の一半は会社側にあると言わざるを得ない。

2　隠匿の意志と事件処理の不徹底

大阪国税局の調査の結果は、塩回送会社が千代田銀行神戸西支店、富士銀行神戸支店及びその他数銀行に二十四年七月三十一日現在において約十一億円の預金を持つていたことが発見された。しかもそのうち三千万円程度の当座預金を除いて、他は総て無記名預金と二百八十八名の偽名によるかもそのうち三千万円程度の当座預金を除いて、他は総て無記名預金と二百八十八名の偽名による普通預金及び通知預金であつた。この点について、当時この調査に当つた大阪国税局調査査察部調査第三課主査山崎証人は「専売公社に対する返納金を隠匿したのではないかと思われる。」と証言している。

一方塩回送会社経理課長矢頭証人は「色々の銀行から取引してくれといつてきてすわりこんで動かぬので、なるべくわからないようにしてくれと取引銀行に頼んだ。」と弁明している。また、金額については「それ程のものがあるとは知らなかつた。」といつているが、事実は同社の支店で公社から入手した金は総て本社に送金され、取引銀行はその都度預金の方法について矢頭証人の指示をうけていたこと、また矢頭証人がこれをメモしておいて国税局に発見されたことが明らかになつたので、同証人が正確な数字を記憶していなかつたにしても大体の預金の額を知つていたことは否定できない。また「預金があつてもそれが会社の利益になるものか、下拂に対する精算をしてみないと解らない。」ともいつているが、少くとも半年以上引出すことのできない定期預金に五億数千万円を預金していたことは利益を推算した上でのことであることは明らかである。かかる経理の処理方法をとり、しかも公社が二回にわたり経理の内容を調査したにもかかわらず、帳簿を不整理のままに放置し、銀行預金の提示もしなかつたことは、利益隠匿の意思があつたものと断ぜざるを得ない。

右の処理に対し矢頭証人は独断で行つたといい、当時の同社営業部長森田証人も「かかる預金があることは知らなかつた。」また「大部分のものが偽名預金されていたことは国税局の人からもきいていない。」と証言しているが、次の事情に照して、かかることは到底納得できない。

(1)　森田証人は、社員出身の営業担当重役として会社の営業全般について最も明るい立場にあつた。すなわち、公社との契約事務及び下請業者との契約事務並びに塩の輸送の実務は同人の主管事項であつたから、塩の取扱数量の増加、公社からの受入料金と下拂料金との幅の増大乃至は予想以上に近距離輸送の多かつたこと等については同人はこれを知りつつしていた筈である。従つて会社が多額の利益をあげていたことも知らないわけがないこと。

(2)　公社から二回にわたり契約更改という森田証人自身の担当業務に関連して経理の調査に来たのである。から、若し経理の帳簿の不整理のためこの面から会社の営業成績をは握できないとすれば、銀行の預金高を調べておくことは自分の業務として当然になされたものと想像されること。

(3)　また森田証人と矢頭証人との会社内における机の配置状態は、互に五間も離れていない位の所にあり、矢頭証人の所には常に銀行が預金のことについて相談に来ていたこと。

(4)　矢頭証人の人柄から判断して同人がかかる処置を独断で行つたことは考えられない。また会社は当時約一億円の金額を二十の会社に融資又は投資しているが、これらについては支出の都度常勤重役間において相談していることが明らかになつているので、十億円をこえる隠匿の措置が講ぜられている預金の件について、これが重役間の話題にならなかつたわけがないこと。

以上のごとく塩回送会社は多額の利益を隠匿していたのであるが、奇怪にも当時この調査の任に当つた友藤証人は、偽名預金のことについてきかれた際、二百八十八名もの偽名があつたにもかかわらず「個人名義のものもあつたかと思う。」と証言し、また、委員長から「過当利益を隠そうとする態度はなかつたですか。」と問われたのに対し、「……これは後から考えてみて、そういう意思がなかつたとは言えないと思います。」と答え、つづいて「但し、故意にそ

ういうふうにやつたとは考えない。」と付加え、会社の立場を弁護している。この点について秋山証人は、委員長から「塩回送会社に過当利益金を隠匿する意思があつたものとお考えになつたか。」と問われたのに対して、「当時係の者から悪意をもつて隠匿したということはないようであると報告を受けたが、私はその点において今日に至るまで釈然とはいたしておらないわけであります。」と証言している。この事件の処置として公社は不当利益金を回収した外は、塩回送会社の重役三名に退職を促しているに過ぎない。しかもその重役の一人である森田氏は常務取締役を辞任したのみで今日なお平の取締役として残つているのみならず、同社の不当利益の一部を融資している第一商事株式会社の代表取締役を兼ね、他の公社から派遣された二名の重役も同様の関係会社の重役に就任している。更に諒解し難いことは、森田証人は常務の職を退いた理由について「責任をとつたのではなく、同僚が退めたので懲戒的に退めたのだ」といい、また「他の二人の重役も恐らく責任をとつて退めたとは考えていないだろう。」と証言している。

公社が塩回送会社の経理調査を行つた際、十一億の銀行預金を隠蔽するという不信行為をなされながら本事件の処置をこの程度にして今日に至つているこ

とははなはだ遺憾である。秋山証人は、この点を認め「善処を考えておる。」と証言している。

3　塩の運送を塩回送会社に一手に委託することの当否

公社が塩の運送について塩回送会社のごとく小運送及び附帯業務については全然自家能力を有せず、単に海上運送の面において受託貨物に対し三〇％内外の自家運送能力を持つているに過ぎない会社に対し、一手に本社計画による塩の運送を委託していることについては、多くの疑問がある。これは運送の常識に照し全く例外に属する。この点について友藤証人は「現在の公社の会計規定、定員関係あるいは事業に対する感覚といつたような点から判断して元請機関をつくつた方がより経済的であるという確信を持つておる。」と証言し、また「……その場合に元請機関として日本塩回送株式会社が果して現在においても適当であるかという点については今のところ何とも申上げ兼ねる。それはこういう問題がおこつた現在の状態においてである。」と証言している。

およそ運送業者は運送能力を有するが故にその資格があるのであつて、受託貨物の大部分を下請させるごときは理由のいかんを問わず適当な運送業者とは言い得ない。殊に塩回送会社のごとき独占的中間機関を介在させる結果は、ただに運賃を割高にするのみならず、今日のごとき事件発生の場合においても公社として迅速厳格に制裁その他の必要措置を講じ得ないことになる。

また運送の実施に当つて運賃及び運送需給の動勢等の調査あるいは運送業者と機宜に運送契約を締結するがごときは、事業体である公社の立場において当然に自ら行うべきであつて、かかる分野まで他に依存することは事業体としての意義を疑われるものである。

以上の理由によつて公社が塩の運送に当つて塩回送会社に対し、一手にこれを委託している現状については、深く研究の要あるものと思料する。秋山総裁がこの点について「この問題は非常に複雑で、私の考えているところはまだ結論に至つていないが、あるいは地域的に、あるいは塩の種別か何かで、とも角も複数にするということだけは考えている。」と証言しているのは、当局にこの問題の解決に対する決意があることを認め得る。

二

資材の購入について

公社は、たばこ製造用の資材を二十五年度の実績において約四十五億円購入しているが、その主要なものは左のとおりである。

巻紙	八〇七、〇〇〇万円
蠟紙	九五、〇〇〇万円
その他の紙	一、四六九、〇〇〇万円
アルミ箔	一五二、〇〇〇万円
ベルラルチン	六〇、〇〇〇万円
グリセリン	七〇、〇〇〇万円
樽	一六七、〇〇〇万円
木箱（普通）	一八四、〇〇〇万円
木箱（吉原式）	七四、〇〇〇万円
木箱（釘無式）	四五、〇〇〇万円

日本専売公社会計規程第五十一條には「公社の結ぶ契約はすべて公告に付し一般競争によることを原則とする。但し事業の経営上一般競争に付することが不利又は困難であると認める場合、その他必要がある場合においては指名競争に付し又は随意契約によることができる。」とあるから、これらの資材の購入に当つては原則として競争入札によるべきである。製造局長の坂元証人も「物を買う場合には原則として競争入札によることにしている。これは競争入札による方法が供給者に対して最も機会を均等に與えることになるし、また公社としてもこの方が大体の場合において安い価格が期待されるわけであつて当然のことと思う。しかしながら物によつては、この方法ではやりにくい、あるいは無意味であるという場合には随意契約の方法をとることにしている。」と証言し、規定の妥当性を認めているのであるが、委員長及び委員より個々の資材について現在の購入方法を問われたところ、その各々が今日競争入札によることが困難である旨をるる弁明し、結局四十五億円の資材のうち競争入札によつているものは、石炭を含めて一億四、五千万円即ち約三％に過ぎない、他はすべて随意契約によつていると証言している。

公社のごとき公共企業体が随意契約によつて多額の資材を購入し、取引の機会を一般に解放しない結果は、相手方の選定が情実に流れ、価格の面においても割高になる虞があるのみならず、その間に不正の発生を免れ難い。

以下本調査によつて明らかとなつた具体的事例について説明する。

（一）　情実取引の例

終戦後特に公社と専売局関係の退職者を大部分の構成員として設立された会社もしくはこれらの者を幹部として設立された会社との取引が増加しつつある傾向が見受けられる。この種会社には日本製器株式会社、株式会社専友社、専売需品株式会社、株式会社相馬商会、有機合成工業株式会社、日進印刷株式会社、株式会社共栄社、中国荷造工業株式会社、日本製箔株式会社等があるが（製造局長はこの種会社は十社あると証言しているが）、これらの会社は皆相当有利な條件で公社と取引している。そのうち代表的なもの三社について述ぶれば

1　日本製器株式会社の場合

日本製器株式会社は、資本

金二十万円で昭和二十三年七月に設立され（二十四年八月百万円、二十六年四月二百万円）、現在重役を含め七名の従業員をもつて構成されている（このほかに十一名の工場労務者がいる。）小会社であつて、社長以下の従業員はすべて旧専売局の退職者である。この会社は製造たばこの運送用に使う吉原式木箱という折畳み式の通箱を有利な條件をもつて公社に納入し、且つその数量も年々増加して今年は十万箇の割当を受けている。ところが同社は木箱に使用する金具以外には自家製造をなさず（当初は金具も製造していなかつた。）、木箱の製造はもつぱら全国二十八の木箱製造業者に下請けさせ、元請けと下請けのさやをかせいでいるのである。日本装器会社の社長成田氏は元専売局中央研究所長であつて、その縄岡地方局製造課長当時に現在吉原式木箱の金具について実用新案特許権を持つている吉原柱月氏が、初めてこの木箱を紹介した際、これを公社に納入することに盡力した縁故によつて終戦後外地から引揚げて吉原包装株式会社に相談役として入り、その後独立して日本装器会社を設立したのである。同社が公社と取引を初めた当初の事情について、坂元証人は「その当時の吉原包装会社の実情は、多くの木箱を自分で造ることができない状態にあつた。ところがその木箱が実用新案特許になつていて他の者に造らせるわけにいかないので吉原氏に対して実用新案権の譲渡を申込んだ。それに対して吉原氏は当時その会社の嘱託をしていた成田氏に実用新案権を貸すから、同氏に造らせるようにさせてもらいたい。成田氏もそれでよろしいということになつて二社から供給を受けることになつた。それから別の考え方として専用品を一社のみから供給を受けることは競争がなくて困る。」と証言している。しかるに成田氏自身も製造能力は全然ないのであつて、ただ権利を利用して作業をすべて下請けさせている現状である。また吉原氏と成田氏が競争的立場に立つのは全く期待できないことである。

日本装器会社はかかる特権的立場において公社と取引をしているので納入単価は自ら割高となり、数量の増加と相まつて多額の利潤をあげている。最近の決算面の利益は半期で約二百万円であるが、このほかに箱一箇について十円乃至二十円の利潤が隠されているともいわれている。（成田証人はこの事実を否定しているが）、仮りにこれを合計すれば同社の半期間の利益は三百万円をこえることになる。否、同社の全収入とその社業の実体等から判断して正確な利益の額はより多額になるものと推測される。

右決算面のごまかしにつき、当委員会において成田証人を尋問したところ、同証人は「かかることは絶体にないと思う。」と陳述しているが、この陳述は額面通りには受取れない。また巷間日本装器会社がその利益の一部をもつて公社の職員にきよう応しているとの噂があるので、この点につき同証人を追及したところ、最初は「絶体にかかることはない」と否認していたが、最後に前言を取消し「歓送迎会のようなものを外の会社と合同でやる場合はある。」とその一部を認めている。

2　株式会社専友社の場合

製塩業者に対する資材割当切符の現物化とその他必要物資のあつ旋を目的として昭和二十三年四月に製塩興業株式会社（資本金十九万円）が設立されたが、やがてその使命が終つたので、二十四年十一月に会社の名称を株式会社専友社と改め、資本金を百万円に増資した。同社の重役には平野亮平氏（社長）以下四名の元専売局長官が名を連れ、その他の重役三名も元専売局当時の幹部であつた者である。反面従業員はわずか六名に過ぎない。株主数は十七名で、総株数二万株のうち七千株を元専売局長官杉山昌作氏が所有し、また株式の譲渡に就取締役会の承諾を要することになつている。同社はアルミ裏紙その他の物資を公社に納めているほか、後に述べる保険の代理店業務（火災保険及び生命保険）を行い、公社との間に特殊な関係を結んでいる。資材納入の額は二十五年度の実情では約四千二百万円で必ずしも多くはないが、同社の性格からみて今後その額は増加することは容易であると推察される。アルミ裏紙は富士川製紙株式会社の代理店として取扱つているのであるが、その業務の内容をみるに、公社から割当を受けて品名、数量をメーカーに連絡し、メーカーの倉庫から現品が直接公社の倉庫に送られる仕組になつている。またこの会社からメーカーに対して行う支拂は、公社から支拂を受けて支拂うことになつている。この間資駅から公社の倉庫までの小運送の負担その他検收の際の立会等若干の業務があるにしても、その内容は極めて簡単で、これに対しメーカーから一割の代理店料を受けているから、公社よりの割当数量如何により同社は容易に多額の利潤をあげ得る状態にある。一般に代理店なるものはメーカーに対し金融的援助、ストツクの操作、販路の開拓等において協力するが故にその存在の意義があるのであつて、専友社のごとく、かかる役割を果していないものが代理店の名において公社と取引しているところに諒解し難いものがある。

以上のように同社は全く労せずして有利な業務を行つているので、その営業成績は良好で創業早々にもかかわらず過去一年間に二百二十万円の利益をあげている。この点について同社常務取締役川崎証人は「納品の撤回とか不良品の引かえとかの業務がありまた代金を現金でメーカーに支拂つているので、公社の方からの代金がおくれても直ちに私の方は金融をつけて現金で支拂つているから、そういう点も多少私どもの利益が多く出た理由になつている。」また続いて、「金融を心配して現金で直ちに支拂つている点も私どもに非常に有利な條件の一つになつていると思う。」と証言しているが、その後委員から

「……これは完全なトンネル会社だと思わざるを得ない。ことにあなたのさいぜんの御説明の中に、たとえばアルミ裏紙の問題等メーカーに代金を支拂う場合に公社から支拂がないうちに立替えて拂つている。といわれたが、そうですか。」

ときかれたのに対し、

「そういう場合もあります。」

と答え、また委員が、「場合もあるのですね。けれども多くは公社の支拂を待つてメーカーの方に拂つているわけでしよう。」

と追及され、

「多くはそうなつております。」

と前と全く反対の証言をしているのである。

また重役陣に元大官の名を連ねている点については「ただいま申すとおり会社経営の中心は重役にあるから、重役に一流の人物を集めることが会社経営の一番いい方法と信じて株主総会においてそういう人を選定した。」と、また少い従業員で利益をあげている点については「私は少人數で利益をあげていることは会社経営の最もうま味のあるところだと思う。」と証言している。

3　専売需品株式会社の場合

専売需品株式会社は、金属製品が統制されていた当時木箱製造者が使用する釘、針金等の現物化の業務をしていたが、統制の廃止とともに昭和二十四年一月に公社に対する資材納入会社として新発足した資本金百十万円、従業員八名の会社であつて、社長芝原陸太郎氏は專売局中央研究所長の職にあつた人である。また株式の譲渡には取締役会の承認を要することになつている。公社に大昭和製紙株式会社の第二次代理店として板紙を（その他の若干の資材も）納めているが、二十五年度の実績では総額八千九百万円に達している。業務遂行の方法はほぼ專友社と同様であつて、最近一箇年間の利益二百七十万円をあげている。なおこの会社は公社の分室に事務所を置き、家賃は勿論電話その他の什器類等を無料で使用していたが、当委員会の問題となるに及んで最近他に引越した模様である。

(二)　取引価格の割高な例

公社との取引が業者に対して非常に有利であることは一般の常識になつている。この点について坂元証人は例をあげて極力これを否定しているが、およそ価格の比較には取引数量、代金支拂の條件等を併せて考慮すべきであつて、單価の比較において市場価格と相違ないことをもつて満足すべきでないことは勿論、公社との取引が対銀行関係において業者の立場を有利にする点等も無視することはできない。例えば紙の事例について見るにメーカーが專友社等の代理店にほとんど仕事らしい仕事をしていないにかかわらず一割の手数料を認めているのは、価格の割高な証左である。また吉原式木箱の事例についても、日本装器会社という中間搾取機関が多額の利潤を搾取しているにもかかわらず、下請業者がさらに下請けに出している事例もあつて相当の利益をあげている。

以上随意契約に基く弊害について具体的事例をもつて略述したが、産業界の復活により物資の需給面に比較的ゆとりができた今日においては、公社従来の取引方法は反省されなければならない。委員長が秩山証人に対して物資の購入がほとんど随意契約によつてなされ、わずか三%についてのみ競争入札の原則が守られている点について証人の意向をただしたところ、同証人は「專売公社の仕事が特殊なたばこ製造であることは私もよく存じているが、ただ今のお尋ねの点は競争入札が建前であろうと信じている。戰争中から今日に至るまで物資の購入その他について不如意の点も数々あつたように聞き及んでいるが、しかし私は門戸は広く開放すべきものという考えから、でき得るだけ一般の人に專売公社と取引が開始し得るような方式に進めて行きたい。こういう考を現在も持つている。」と証言し、また委員長が日本装器会社の例をもつて專売関係の退職者との情実取引についての証人の意向をただしたのに対して、同証人は「專売局のかつての従業者がそういうような関係を專売公社と結ぶということについて世間の批判を受けることは誠にもつともなことと思う。……吉原式というのは数回回收ができて、一つ当りの單価が非常に下るので担当者のいずれは別としてもああいうような特殊なものは使つて行きたいと思うが、大方世間の批判をうけるようなことについては今後できるだけ改めて行きたいと思う。」と証言し率直に現状を反省している。

三　消耗器材費の使途について

(一)　鋼材及びセメントの購入

公社の二十五年度の予算には消耗器材費として七億二千万円が計上されているが、このうち約一億円が年度末に残つたのでこれをもつて備蓄用という名目で鋼材及びセメントを次のとおり購入している。

(1)　鋼材の分

供給人	數量	金額
新光鋼材株式会社	一〇九〇トン	五五、四六一、〇〇〇円
株式会社森川商店	五〇〃	二、五〇〇、〇〇〇円
森岡興業株式会社	一八〇〃	八、四六三、〇〇〇円
日管鋼業株式会社	三四〇〃	一三、九七〇、二五〇円
合計	一、六二〇〃	八〇、三九四、二五〇円

(2)　セメントの分

供給人	數量	金額
磐城セメント株式会社	一、〇〇〇トン	七、〇五〇、〇〇〇円
樫野石炭工業株式会社	五〇〇〃	三、五二五、〇〇〇円
株式会社扇友商会	五〇〇〃	三、五二五、〇〇〇円
秩父セメント株式会社	一、〇〇〇〃	七、一〇〇、〇〇〇円
合計	三、〇〇〇〃	二一、二〇〇、〇〇〇円

この資材購入については次の諸点に問題がある。

1　予算流用の疑い

消耗器材費で購入し得る物については日本專売公社会計規程施行細則別紙様式中に明示してあつて、その内容は一般商事会社においていう消耗品よりはやや広汎なものであるが、しかし消耗品という概念から著しくかけ離れたものは含まれていない。鋼材及びセメントについても修繕用に限定されており且つ單位の呼称も俵ではなく瓩になつている。さればこそ消耗器材費で購入した物品は資産勘定に組入れられず経費として資産から落されることになつているのである。公社関係の証人はいずれもこれは朝鮮事変の推移にかんがみ、備蓄用として購入したのであつて備蓄用の鋼材セメントは消耗器材費から支出できるといつているが、いかに備蓄用といつても消耗器材として鋼材及びセメントを購入するには自ら限度がある筈であつて、この証言は根拠の少ないものである。なお以下の点を考慮するときはこの資材は当初から修繕用

に使用するため購入されたものであることがうかがえる。

(1) 鋼材の品種は修繕用の消耗品のごときものではなく大建築用の鉄骨その他である。

(2) 新光鋼材会社専務の野口証人は公社の本社建築用の資材として註文を受けたと証言している。

(3) 内藤証人は「……その後朝鮮動乱の停戦交渉などが進んで参りまして事態が相当緩和されて参りましたので、ただいまお話しのような本社の建築がたまたま行われていますのに使用すれば使用し得る状態になつております。」と証言してこの資材が本社建築に使用されることを認めている。

(4) 鋼材及びセメントの一部は専売公社東京病院の増築用に使用するため供給者から直接ここに搬入されている。

以上によつて判断するにこの資材は本年度予算をもつて建築中の本社及び病院等の建築資材に当てるため購入されたことは明らかである。すなわち、施設費をもつて購入すべきこれらの資材に対し消耗器材費から支出されていることになり、政府関係機関予算総則（日本専門公社）第五條にある他の費目の経費を施設費に流用する場合は日本専売公社法第四十三條の二に基き大蔵大臣の承認を必要とするという條項に抵触する疑いが濃厚である。朝鮮事変の推移にかんがみて購入の必要を感じたとすれば、かかる異例の措置については大蔵大臣に対して所要の手続きをとるべきであつて、その余裕がない程事態が緊迫していたとは考えられない。殊に購入契約に当つて資材の引取りを数箇月後に予定し、しかも四月中に契約したにかかわらずその期日を三月中にさかのぼつているがごときは本件の真相を物語るものと思う。

2　随意契約による購入

公社が資材を購入するときは公告に付し一般競争によるのが原則であり、例外的に指名競争又は随意契約によることが認められていることは前記のとおりであつて、特に鋼材のごときは一般競争もしくは指名競争に付するに最も適当な物品であるにかかわらず、この鋼材及びセメントは総て随意契約によつて購入されている。しかも鋼材の過半数である約五千五百万円分を供給した相手方の新光鋼材株式会社は資本金百万円をもつて昭和二十五年九月に設立され、従業員七名という弱少業者であり、専務取締役の野口証人は「やみでもうけた金でこの会社に出資した。」また公社より註文を受けた鋼材については「手持がないのでメーカー専属の問屋から仕入れるため代金の前拂を公社にお願いした。」と証言しているほどである。公社が資材購入の原則を犯し、かかる業者と随意契約を結んだことは不当といわざるを得ない。この点について内藤経理局長及び曾川営繕係長の両証人は「初め入札にしようと思いそれぞれのメーカー等に当つたがいずれも売惜しみをして応じなかつた。」と弁解しているが、新光鋼材会社のごとき弱少業者が供給し得るものを一流メーカーが供給し得ないということは納得し難い。もつとも公社の購入の希望価格は当時の一般市場価格を下廻るものであつたようであるが、相手方の選定に当つては単に価格のみを基準とすべきでなくその信用度すなわち、確実に契約履行の能力、誠意があるかを第一に考慮すべきであつて、価格の点はむしろ次位に考慮すべきである。果せるかな野口証人は無暴にも前拂を受けた代金の一部をもつて北海道に豆の仕入れに行き七十万円の損失をこうむりこれが原因では社内に物議をかもし他の出資者が同社から離散したことを証言している。もし当委員会において本件が取り上げられなかつたならば、恐らくは鋼材の完全納入は期待し得なかつたであろう。殊に同社が今日は業務不振のため清算の過程にある事実にかんがみその感を深くするものである。

3　文書偽造による代金前拂

公社が新光鋼材会社から鋼材を購入した際の公社内の文書面の事務処置状況をみると、新光鋼材会社その他から鋼材を購入する契約についての決裁文書の決裁月日は三月十九日、この決裁に基いて専売公社経理局長内藤敏男及び新光鋼材株式会社専務取締役野口光雄を契約当事者として契約書が作成されたのが同月二十日になつている。また現品の検査調書が作成されたのが三月三十一日で、同日以降保管証をとつて新光鋼材会社に保管を委託したことになつている。代金は四月下旬に支拂われている。

しかるに現実の取引の模様を野口及び公社でこの取引の衝に当つた会川営繕係長の両証人について調べた結果は以下の事実が明らかとなつた。

すなわち、野口証人は四月上旬に会川証人を同伴して八幡製鉄株式会社の販売店である入丸産業株式会社の倉庫に行き、代金の前拂を受ければかかる品物を納入するということを話し、会川証人はこれを諒承してその二、三日後に野口証人から、その物品が野口証人の所有物でないという事情を知つていたにもかかわらず仮空の保管証を受取り、検査調書を作成して代金支拂の手続きをし、これによつて四月下旬に代金の支拂がなされたこと、及び現品の納入は五月以降になされ十月に至つてようやく完納したことが明らかとなつた。

右は明らかに文書偽造によつて鋼材の代金を前拂したものである。かかる処理をしたことについて会川証人は自分の独断で行つたと証言し、又内藤証人も事実の真相を知らなかつたという意味の証言をしている。すなわち委員長が「それで納期はいつになつておりました。」と問うたのに対し、内藤証人は「納期は三月一ぱいということになつております。但し、こちらに引取ります場合に、公社の方の倉庫に葉たばこ等が入つておりまして、それを出してからにするという意味でそのまま業者側に預つてもらい保管証をとつてございます。」と答え、又委員長が「新光鋼材の専務の野口君の証言によると、新光鋼材は別にこれは自分の手持ではなくてあなたの方の会川さんという人に見せたときには大きいメーカーの品物をその倉庫に行つて見にて、こういう物品を納めるのだが、これでよいかということで承諾を得た。こういうふうにいつておりますが、そのとおりですか。」と問うたのに対し、内藤証人は「私の方の係の者が新光鋼材の倉庫を見たと

申しておりますが、それは私の方としてはその物品を買つたというつもりでその倉庫を見たのでございます。」と答え、また委員長が「三月三十一日に品物が納つてしまつておるという証書をつくつたのはどういうわけか。」と問うのに対し、内藤証人は「その場で納めてもらいまして、こちらの倉庫の明くまで保管してもらうということで証書をつくつたのであります。」と答えている。しかるに契約書の作成されたのが四月中のことであり、これと同時に鋼材購入に関する公社の決裁がなされていること並びにかかる方法で処理されたのは新光鋼材の場合のみでなくその他のものについても同様であり、セメントのごときは今日なお現物の特定もなされていないにかかわらず保管書が提出されている実状にかんがみて、内藤証人が当時三月中に検収がなされていない事実を知らなかつた筈はないのである。

4　現品取扱いの不正確

現品は東京地方局の三田四国町倉庫、品川倉庫、業平工場及び東京病院の構内に搬入されているが、その授受の模様並びに保管状況は極めて不完全である。保管物品について倉庫台帳の備えがないのみならず倉庫番自身すらその内容を知らないに至つては怠慢もはなはだしいといわざるを得ない。このため委員会の現品確認について多大の支障をきたした。

5　結果

鋼材の市場価格は当時を絶頂として下向の傾向にあり今日においては相当割安になつているので公社は規定を犯してかえつて高価なものを購入した結果になつている。

（二）懇談会費の支出

公社は昭和二十二年度以降消耗器材費のうちから懇談会費ないしは接待費を支出している。二十六年度は三十万円の支出計画をたて総務局長及び経理局長の連絡で現地各機関に対してそのわくを通達しているが、以前は支出のわくもなくそれぞれその必要に応じて随意に支出していたようである。その額は二十四年度が三千五百万円、二十五年度が四千二百万円となつている。この支出方法について委員長から予算の流用にならないかと問われたのに対して秋山総裁はじめ数人の証人が「これは消耗器材費予算の積算の中に含まれているのであつて予算の流用にはならない。」と証言し、また大蔵省においてもこの支出を認めている模様であるが、内藤経理局長が証言しているとおり、これは規定に基いた措置ではなく単に大蔵省との話し合いのもとに行われていることである。おもうに懇談会費のごとく交際費的性格を多分に含んでいるものについては予算の費目及びそのわくを明確にし、乱費の防止に努むべきであつて、かかるあいまいな処置は認めるべきでない。

（註）消耗器材の中に懇談会費を含んでいることについては国会の大蔵及び予算の各委員会の記録に残つていない。

四　火災保険について

（一）事実の概要

専売局当時においてはその所属財産には火災保険をかけなかつたが、昭和二十四年六月一日に公共企業体として専売公社の発足をみるに及んで二十四年度の予算に保険料として八千八百万円が計上された。

よつて東京海上火災及び安田火災を正副幹事会社とする八保険会社を相手として、同年八月一日から翌年三月三十一日まで八箇月の期間で全国三十八箇所のたばこ工場が附保され、その保険料は六千二百万余円であつた。ついで二十五年一月一日から同年三月三十一日までの三箇月の期間で全国十二箇所の葉たばこ再乾燥場が附保され、その保険料は八百六十六万余円であつた。合計して二十四年度中に公社は七千六十八万円の保険料を支拂つたのである。

これに対して同期間中火災による損害は全然なかつた。

この保険は公社としては二十五年度においても継続する予定であつたが、閣議決定に基く大蔵省の指示で二十四年度限り廃止された。

（二）問題となる点

専売局当時に附保されていなかつた国有財産を、公共企業体となると同時に保険契約の対象としたことについて、経理局長の内藤証人は「専売局が専売公社になるについて大蔵省の省議決定で会計制度調査会ができ、実業界、学界及び官界の方々に委員を委託して公社の会計制度の検討をお願いした際、公社が独立採算制をとる公共企業体になる場合には、民間企業と同様にその財産に火災保険をつけたらどうか、もし保険につけることができないときは、せめて自家保険をかけたらどうかとの答申があつたので、公社内において研究の結果、専売局当時は保険をかけていなかつたので、保険に関する知識がなかつたのと、もう一つは自家保険をやる制度ができていなかつたので差当り保険契約を結ぶことにした。」と証言し、また「保険料率については保険会社の料率表にたばこ工場の料率があるが、これはいかにも高率であつたので、その引下げに努力し約二箇月かかつてようやく二分の一余り引下げた。従つてこの料率は非常に安くなつている。」と証言している。

およそ保険契約を結ぶについては、損害発生の危険性と保険料の額とを勘案してその是非を判断すべきであつて、公社の場合のごとくその施設財産が全国に散在し、従つて火災による損害発生の危険が分散されている場合には、これらの財産に一律に附保することはいたずらに保険会社及びその代理店を肥らせるのみで、公社に対して保険の有する利益を期待することは困難である。過去の実績に徴しても、大正十一年度より昭和二十二年度までの二十六年間において専売局所属財産が災した額は一千七百三十六万円（動産を除く）で、このうち大正十二年の関東大震災による損害二百二十二万余円並びに昭和十九年及び二十年における戦災による損害一千三百二十二万余円を控除すれば、通常の損害はわずか百九十万余円に過ぎない。保険

料率を若干引下げたとしても到底引合う取引ではないのである。

もし保険的措置を講ずるとすれば、自家保険によるべきであつて、保険会社とかかる保険契約を結んだことは明らかに不当である。

秋山証人もこの点について「現在のごとく予算制度でやつているうちは、私は必ずしも火災保険をつけなくともよいのではないかと考えている。」また「経理局長には、これは自家保険でもよいではないかと話した記憶がある。しかし自家保険にはなかなかむずかしい法律上の問題もあり、予算もすでにとつてあることであるから本年はこのとおり進めましようという進言に基いて、私は決定した。」と証言している。また会計検査院大蔵事業検査課長の新木証人も「私は担当課長として当時検査をいたしました。いやしくも多額の国費を保険のごときものにかくべき筋合いじやないという結論に達しました。本件ははなはだ不必要な保険じやないか……私自身の考えとしては今でもはなはだ不都合な不当なものだと考えております。」と証言し、この保険の不当なことを指摘している。

かかる明白のことがあえて行われたところに多くの疑惑があるのであるが、それについては、専売局その他大蔵省関係の退職者が保険会社の代理店となるべく保険会社と協力して公社並びに大蔵省に対し附保の勧誘につき激しい運動をしたことも公社の方針決定に大きく影響したことは否み難い。後に保険会社の代理店となり、その幹事会社として代理店業務をもつぱら担当し、且つ大蔵省関係の大官であつた人を重役陣に擁している協同殖産会社の取締役安藤証人は、その当時の模様について次のとおり証言している。「マッカーサー覚書によつて専売局が公社に変ることになつた当時専売局に行つて、公社になれば火災保険をかけることになるであろうが、その時はよろしく願いたいと話したところ、専売局では自家保険をかけたいとの意見が強かつたので、自家保険と保険契約を結ぶことの利害得失を大いに説明した。以来約一年間公社に対して運動をし、このため約二百五十万円の経費を使つた。その中には約四十万円の接待費も含まれている。」と、また同人は「公社に対しては保険会社よりも先にお願いした。」ともいつている。

保険会社の代理店となるため三十余りの代理店が激烈な競争をしたようであるが、結局代理店としての地位を獲得した六社（協同殖産株式会社、三協実業株式会社、松尾商事株式会社、専売需品株式会社、日本代行商事株式会社及び株式会社専友社）のうち一社を除いて、他のすべてが専売局及びその他大蔵省関係の退職者の関係した会社であることは彼らとこの保険契約との因縁を裏書するものである。また三協実業会社が専売局及び大蔵省の関係外でありながら、その顧問であり事実上の社長であつた縁家俊一氏が強引に五〇％の割当を要求し、結局三五％を獲得していること並びに同社が協同殖産会社から前記共同経費とも目される二百五十万円のうちその割当分四十三万七千五百円の負担を要求され、これを拒んでいることは、この保険にからむ裏面の複雑性を物語つている。

なお、これら代理店のうち実務を担当したのは協同殖産会社のみで、他は全く労せずして代理店手数料を收受していることは、その寄生的性格を暴露しているものである。

とに角この保険により公社は七千六十八万余円を無駄にし、その一割の七百万円が代理店の收入となつた。

五　職員宿舎について

公社は職員宿舎を建設するため二十四年度予算における施設費の中において倉庫建築に充てるべき経費をこれに支出しているが、これらの宿舎の家賃は、坪当り二円ないし五円という極めて低額のものであり、一般官庁の場合において坪当り六十円程度であるのに対比して均衡を失している。この点について総務局長曾田証人は「先般来当委員会の事務局の調査の際にも使用料が低廉であるという御意見を課長の方からも承つているので左様なことについて早速考えてはどうかということで、とりあえず従来の使用料に対して三倍程度の引上げをいたして現在一坪当りが十円乃至十五円になつている。」と証言しているがまだ他に比して均衡を得ていない憾がある。

六　職員の不正行為について

公社職員の不正行為は曾田証人の証言によれば二十五年度において十九件、金額にして約二千万円に及んでいる。

その主要なものとして大阪地方局神戸支局長長瀬幹夫がたばこ値下りの際の小売業者に対する補給金四百四十万円を水増詐取した事件及び広島地方局宇部出張所伊佐販売所主任事務取扱、梅田勝正がたばこ売上金六百五十万円を横領した事件がある。

かかる不正事件の防止についてはその金が血税に連つている事実にかんがみ、格段の努力を要する。私山証人は、この点について「まだなかなか撲滅の名案がないが、このままにはしておけないので組織を変えるというような点について研究している。」と証言しているが、公社の内部監査の組織が確立していないことが犯罪発生の一原因になつていることは間違いないところである。

七　生命保険について

中央生命保険相互会社は全国のたばこ耕作者小売人及び製塩業者等の生命保険獲得に努力しているが、これについて専売公社の力を利用することが有利であることを考え、公社に対して協力を依頼したところ、公社は先に述べた専売局関係の大官達が重役に名を連ねている専友社を代理店に推薦した。しかるに専友社は職員わずか六、七名に過ぎない会社で、代理店の業務である被保険者の勧誘及び集金等の事務を自ら行うことができないので自分は総代理店ということにして、代理店業務をたばこ耕作者及び小売人製塩業者等の各組合並びに専売公社職員をもつて構成されている専売協会の支部等に代行させている。また専売協会の本部には総代理店業務の一部を代行させている。かかる組織のもとに公社に対して弱い立場にあるたばこ耕作者、小売人及び製塩業者等を対象として生命保険の拡張を計つているのである。もつと

も代理店業務のうち勧誘の面については中央生命自身が行つていると称しているが、それには公社を背景とした圧力が加ることは避け難い。右の方法によつているため保険加入者の成績は良好で、総代理店である専友社はほとんど労せずして二十四年度二百五十万円、二十五年度三百六十万円の収入をあげている、そのうち専売協会本部が総代理店業務の一部を代行しているという名目でこれに二十四年度八十九万一千円、二十五年度百七十五万円を支拂つている。総代理店業務というのは単なる紹介程度のことであり、従つて専売協会側においても寄附金としてこの金を受けている。

註…たばこ耕作者、小売人組合、製塩業者組合及び専売協会支部に対しては別途中央生命保険会社から代理店手数料が支拂われている。

公社が中央生命保険会社に専友社を推薦したときの模様を曾田証人は次のように述べている。「中央生命ではかねがね東北地方において保険の勧誘募集をしていた。またま葉たばこ耕作者といつたような層に非常にいい成績をもたらしたということで、これを全国におし広めて行きたいから諒解してもらいたいというような話が公社にあつた。その際代理店の話があつたが、公社としては左様な代理店というようなことはできかねるから……代理店の問題というようなことであれば専友社に行つて話をされてはどうかということで中央生命を専友社に紹介した。」と。また専売協会が専友社から寄附をもらつている点について秋山証人は「専売協会というのは職員をもつて組織しておる会であつて吉凶相慶弔するというような会である。この中に結婚資金がないから組合を通じて公社にこういう金を出してくれないかという話があつた。これはなかなかできない。たまたまこういう資金を寄附されるということであれば生命保険の一部の仕事を協会の人にやらせて、寄附という形でもらつたらよいではないか。これは誠に甘い考えであつたが私も結婚もできないというのはなはだ気の毒に思つてこれを私が承認したということに一つの誤がある。」と証言している。以上のような組織をもつて保険業務の運営をなして、専友社が総代理店の名目で多額の手数料を不労所得し、また専売協会が専友社よりその一部の寄附を受けていることはたとえそれが法に触れないにしても国民批判の対象となることを免れない。

八　会計検査院の報告について

前記の塩の回送に伴う十五億円の不当利益金を公社に回収した事項、並びに二十四年度に公社のたばこ工場及び再乾燥場に附保した事項に関し、会計検査院の国会に対する決算検査報告書の中には、塩の回送の件については単に「留意が望ましい事項」の中に「塩回送については回送賃率の調整の処置が遅延した点もあつて、相当改善の要があると認められる。」と記載されているのみで、また火災保険の件については全然報告書に記載されていない。しかるにこれについて会計検査院内における事務処理の経過を調査したところ次のことが明らかになつた。

すなわち右の両事項はその主管課である第三局大蔵事業検査課において不当事項として取上げられ、局内の審議機関である第一報告委員会及び総局全体の審議機関である第二報告委員会を通過し、最高審議機関である三人の検査官をもつて構成されている検査官会議に提出されたが、なぜか同会議において一つは全く意味の解らない表現によつて報告書に極めて簡単に掲載されることになり、他の一つは全然まつ殺されてしまつたのである。この点について会計検査院長佐藤証人を尋問したところ

（一）　十五億円の不当利益金を公社に回収した件については、会計検査院で発見したのでなく、また同院で公社を繰査した二十五年九月当時はすでに是正が済んでいたのであの程度の報告にしたという趣旨の弁明をしているが、事実は当時なお一億七千万円が未回収の状態にあつたし、また他の機関によつて発見された事項といえども検査院で不当と認めたならば当然に国会に報告すべきであつて、現に不正事件として検察庁で起訴された事件についても報告書に掲載する例になつているのであるから右の弁明は納得できない。また報告書には調整の時期が遅れたと記載されているが、これは単にその時期が遅れたというのではなく、公社の担当課長以下の者が二回にわたり現地調査をしたにかかわらず発見できずたまたま大阪国税局が法人税の問題から銀行について塩回送会社の預金を調査した結果ようやく発見せられ、この事件に関連して同社の重役三名が公社から辞職を勧告されているのである。この事実は会計検査院として当時判つていた筈である。更に諒解に苦しむことは塩の回送について他の五つの事項が不当事項として取上げられ検査官会議にかけられているにかかわらず十五億円の不当支出の事項と同様留意事項として「操作が不手際であつたり運賃率の適用を誤つたりした事例もあつて相当改善の要があると認められる。」と記載されているに過ぎない。

以上のごとき事実を指摘して委員が佐藤証人に尋問したところ、同証人は「……あやまちが絶対にないとはいえない。従つてこの問題についてもお話しのとおりあるいは多少手落があつたと思う。もしこういうことであればここに陳謝する。」と証言している。

（二）　保険の件について、佐藤証人は「国会においてもその予算を可決している。その予算の執行として保険をかけたのである。」また「自家保険によるか、民間に保険をかけるかそのいずれが正しいか、検査官会議においては結論に到達しなかつた。」と証言している。しかるに会計検査院大蔵事業検査課長の新木証人は「私は担当課長として当時検査をしてはなはだ不都合だと考えた。いやしくも多額の国費を保険のごときものにかくべき筋合でないとの結論に達した。当時担当課長として本件も国会に報告すべき事項だと考えたので一応検査報告案として検査官会議に提出したが、報告書には掲載されていない。私自身の考えとしては、今でもはなはだ不都合な不当なものだつたと考えている。」と証言している。

おもうに、この保険の件は国会で予算が可決されているという理由のみで直ちに保険契約を

結んだことが正当化されるのではなく、予算があつても、保険契約を結ぶか自家保険によるかを検討すべきであつて、若し保険契約を結ぶことが適当でなければ当然に自家保険にすべきものであつたのである。会計検査院の担当課長が確信を持つてこの保険契約を不当事項として取上げているにかかわらず、検査官会議においてこれをまつ殺しているのは不可解である。

要するに以上の二つの事項に関する検査官会議の措置については妥当を欠くものがあると認められる。

第三章　結論

以上の調査により注目されることは専売公社の業務運営に当つて経費の節減ということよりも、むしろ方法の安易ということが第一次的に考慮されていることである。

例えば塩の運送において、輸送数量に対比して極めてきん少な能力しか有しない日本塩回送会社という一回送業者に一手にこれを委託し、当然公社自身において行うべき運送実務機関との契約事務を自ら行わずして公社と運送実務機関との間に中間機関を介在せしめ、更に日本塩回送会社との契約も極めて大まかな方法により、これによつて生ずる同社の不当の利益あるいは損失を後日調整するという安易な方法を採つている。

また資材の購入に当つて原則として競争入札によるべきであるにかかわらず当然競争入札により得るものについてもほとんど随意契約によつて購入している。また二十四年度において不要の保険契約を結び七千万円の不要を支出をしていることもその例に属する。

かかる方法によるときは取引が情実に流れひいては経費を割高にし、国費を乱費する結果になるのみならずその間不正の発生をまぬがれ難い。殊に最近の傾向として公社に関係を持つ縁故者がこの間げきに乗じ跳りようしていることは看過し難いものがある。公社業務を二十六年度の予算で見れば年間一千七百億円の歳入をあげそのうち五百五十億円を歳出するばう大な機構であるから今日の業務運営方法による国費乱費の総額は相当多額に上るものと推定される。

当委員会は公社がかかる点に留意せず今日に至つたことをはなはだ遺憾とするものである。これは多くは旧専売局当時の物の考え方の惰性が公共企業体となつた今日なお拂拭されていないことに原因するものと思われるが、反面、公社の機構制度、殊に経理並びに職員の給與制度の面においてほとんど一般官庁の場合と同様であつて、企業意欲を昂揚する措置が講ぜられていないことにもよるものと思料される。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円（送料実費）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局
電話九段（33）一九九一番
振替東京一九〇〇番

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その一）

請願に関する報告書

（第二十一号参照）

内閣委員会

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　福島県伊達郡保原町字三丁目九番地成田亀太郎外百六十五名）（松本善壽君紹介）（第一号）、同（請願者　福島県須賀川町矢部保太郎）（鈴木義男君紹介）（第八二五号）、同外八件（請願者　福島県田村郡三春町字清水百七十番地郡司喰市郎外七百九十七名）（園谷光衛君紹介）（第九八二号）及び同（請願者　福島県北会津郡門田村立門田小学校長上野義衛外一名）（江花靜君紹介）（第一二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給の改定は過去三回にわたり実施されたが、昭和二十三年七月前に給與事由の生じた者に対する恩給は、その後に給與事由の生じた者に対する恩給にくらべて、いちじるしく少額であり、退職年次の古い恩給受給者ほど生活に困窮している。ついては、この不均衡を是正するため、古い恩給年次の者に対する恩給増額について立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

給與制度の改訂並びに給與ベースの引上げによつて生じた恩給支給水準の不合理を統一是正することは、適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

公務員の新恩給制度確立に関する請願（請願者　姫路市柿山伏八十二番地横尾繁六外百八名）（立花敏男君紹介）（第二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給制度に関するマイヤース氏の勧告書は、その趣旨原則において真に民主的であり、五十万受給者の生活を擁護するとともに、現職公務員をして、その職務に安住專念せしめるにたるものと思うから、次の事項を改善されたいというのである。（一）扶助料の支給額中遺族一人の場合は、従前通り普通恩給の二分の一とすること。（二）政府恩給案における昭和二十三年七月以前に退職もしくは死亡した者に関する勧告改訂表中(3)の(1)に対する比率を合理化し中央が六十倍となるより修正すること。（三）地方財政の実情にかんがみ、地方自治団体の恩給負担額を五十パーセントに修正し、国庫負担額を五十パーセントに増額すること。

二、請願の議決理由

恩給制度の根本的改正に当り、請願の趣旨は、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

元陸軍教授に恩給復活の請願（請願者　東京都世田谷区喜多町五番地武田寧信外六名）（志田養信君紹介）（第八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元陸軍大学教授であつたとの理由のもとに、昭和二十一年勅令第六十八号第一條の適用をうけ、恩給の支給を停止されているが、これら教授はただ教室内で專門の外国語を教授しただけで、余暇に官公私立の諸学校の教育をも援助していた。すなわち、名目上は陸軍教授、陸軍の公務員に準ずるものであつたが、実際は文部省直轄学校の教授講師と同じであることは一切の教官会議から除外されていたことをみても明らかである。在職中、恩給のために国庫納金として武官の二倍額を積みたてできたが、退職後の支給額は文官は武官より少ない規定であつたが、恩給権はく奪に関してのみ武官と同様に扱われることも不公平である。ついては、これら軍人の文化的教養のためにつくした老教授等の恩給を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願者の職務の性質にかんがみ、その恩給の復活について、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（請願者　山口県防府市三田尻山田與作外千九百八十八名）（青柳一郎君紹介）（第一一七号）、同（請願者　札幌市北十二條西四丁目五番地佐瀬介治外三十九名）（宇野秀大郎君紹介）（第七七六号）及び同（請願者　大分県宇佐郡四日市園田鎭平外二名）（青柳一郎君紹介）（第一二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年二月、軍人に対する恩給権が停止されて以来、老衰して生活能力なく、恩給を唯一の生活資金とする老兵等は飢餓線上にさまよつている。恩給停止の目的は、日本の再軍備を防止し、軍人を懲罰して、軍事熱の破滅をはかるためと思われるが、国民皆兵制度にのつとり、徴兵されて、いやおうなしに軍人となつたものが懲罰されているのに、一方では徴兵の責任者であり、日本の兵制に大きな役割を果した文官や教職員が恩給を支給されていることは不公平である。ついては、憲法の精神により、老兵の深刻な窮状を救済するため、すみやかに恩給停止を解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

元軍人老齢者の生活の実情にかんがみ、請願の趣旨は、考慮するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する恩給増額の請願（請願者　国立石川療養所元山八郎外十八名）（福田昌子君紹介）（第一一八号）、同（請願者　仙台市燕沢住宅六十二番地伊藤益次郎外千二百七十七名）（鈴木仙八君外一名紹介）（第二二一号）、同（請願者　小田原市風祭四百十二番地宮本辰蔵外六十八名）（青柳一郎君紹介）（第七七七号）及び同（請願者　石川県身体障害者福祉協会連合会鳥畠徳次郎外千八百三十三名）（坂田英一君紹介）（第一三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次大戦中、外地で結核性疾患にかかり、療養中の者は、外地発病の公傷病のために傷病恩給を受けているが、その金額は一般公務員の傷病恩給の約二十分の一に相当し、その範囲においてもいちじるしい差別がある。同病者の多くは死亡したが、残存者の大部分も長期にわたる闘病のため、病苦と経済苦のために悩んでいる。ついては、勅令第六十八号による傷病恩給を改正し、一般公務員の傷病恩給とひとしくされたいというのである。

二、請願の議決理由

戦傷病者の生活の困難な実情にかんがみ、請願の趣旨は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する恩給増額等の請願（請願者　福島県若松市栄町三百四十八番地田場川留作外四十九名）（菅家喜六君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人軍属の恩給扶助料等が一切廃止された中で、傷い軍人軍属に対する恩給のみは昭和二十一年勅令第六十八号によつて残されたが、その支給金額はきわめて少なく、第三項症で年額四千八百円となつていて、同じ第三項症の最下級文官の普通公務による傷いの場合の一万五千三百三十円（増加恩給のみ）に比較すれば、はなはだしい差があり、現下の経済状態ではいよいよ困窮の極に達している。ついては、傷い軍人に対する恩給制度を実状に適するよう改善し、重傷者の生活を保証し、わずかの一時金を支給されてすでに四、五年を経過している者に対しては一時金の再下附または規定額との差額を給付する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給の増額並びに戦傷病者の生活の困難な実情にかんがみ、請願の趣旨は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

皇居再建に関する請願（請願者　宮城県柴田郡大河原町百四十四番地ノ四宮城県教育委員庄司ヒサヨ）（庄司一郎君紹介）（第五六七号）及び同（請願者　東京都目黒区宮ケ丘千八百九十三番地渡辺精喜外六名）（庄司一郎君紹介）（第八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中の空襲により宮城は焼失し、天皇一家の御住居は誠に粗末な仮ぐうであるとのことであるが、講和條約の結ばれた現在、外国の各界代表者等も多数来訪するであろうし、対外外交の儀礼上からも宮城の建築はきわめて大切であり、その費用については国民の自由意志による自発的献金によつて充足しうるものである。ついては、政府または宮内庁当局は率直に国民の熱意を天皇に伝えるとともに、講和條約記念国民奉仕運動の一環として計画せられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦災を受けた宮城の再建についての国民の熱望は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　北海道網走郡津別町三区清水雅一郎外十二名）（松田鐵藏君紹介）（第六七三号）及び同（請願者　釧路市春採東本町五丁目十番地中村辰雄）（林好次君紹介）（第一一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

樺太における特定郵便局は、明治四十二年に実施され、廃止まで三十七、八年になる。局長は官吏であるが機構の実質は一種の請負的制度で、損害保全をかねた最善の方法として採用され、一般行政官署とはその機構も異つて、特別の義務を負わされた反面、犯罪または重大な怠慢がない限り、終身官であり、一定の條件が具備すれば世襲も許されていた。敗戦の結果、樺太特定郵便局長は勅令第五十四号により廃官となつたが、内地で希望しても局長の空席なく、年令の点でも任官不可能であるから附則第八項による恩給の恩典にも浴することができない。ついては、恩給法の一部を改正し、附則第八項の「引続いて同法にいう文官の特定郵便局長になつた場合」を削除し、第八項の一に「樺太における準文官たる特定郵便局長の勤続年数に五割を増加したるものの二分の一に相当する年月を恩給受給月日に通算する」と附加されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の根本的改正に当り、請願の趣旨は、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

警察予備隊による開拓地接收等反対に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町一丁目五番地全日本開拓者連盟委員長村山藤四郎）（田中啓一君紹介）（第八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、警察予備隊の演習地、宿舎または軍用地として開拓地を使用または接收する計画がその数を増し、食糧増産に危機を與えている。国家の安全保障に必要なこれら軍事基地の設定については反対するものではないが、基地の選定に当り、開拓地を低生産性または旧軍用地の名のもとになんらの相談もなく耕地をかい滅するような措置に対しては食糧自給の見地から絶対に反対する。ついては、中央に権威ある機関を設定して、合

理的審議を経た上決定し、もし接收をうけるときは開拓地の創設その他移転に対する補償等を決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

接收にあたつては慎重に取扱うべく、かかる措置を講ずることは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

公務員の新恩給制度確立に関する請願（請願者　長野県諏訪市大字上諏訪町三千二百三十番地　弓削春外二百七十九名）（小川平二君紹介）（第一四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員法第九十六條に示されている「公務員服務の根本基準の趣旨」の徹底を期するため、同法第百八條の精神に基き、その規定にふさわしい内容を盛つた俸全で公正かつ民主的な恩給制度を新たに制定し、即時実施されるとともに、現在恩給受給者のうち退職年次（ほう給令の改正、きりかえ等により）の相異によつて、いちじるしく低額のものがあるから、これが公正を期するため、根本的に是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の根本的改正に当り、請願の趣旨は、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

奄美大島在住元公務員の恩給支給等に関する請願（請願者　浦和市岸町六丁目九十五番地　西田當元外一名）（西村直己君外三名紹介）（第一四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北緯二十九度線により日本と分離された奄美大島等の在住公務員の恩給受給者は、戰災によつてすべてを失い、その上老齢であるため、他に收入の道がなく、最近の物価高騰により、その生活は困窮をきわめている。ついては、次の事項をすみやかに実施されたいというのである。（一）既得権者について、（イ）日本本土と同様にすみやかに恩給を支給する、（ロ）琉球在住の恩給既得権者に対しては特別支給の方法を講ずる、（二）恩給受給資格者について、（イ）退職年月日を確定する、（ロ）退職時の給與ベースを日本本土公務員同様に引き上げる、（ハ）退職手当諸給與恩給等を支給する、（三）行政分離後現に勤務する公務員に対しては、日本本土の勤務者と同様の取扱いをする。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

法務委員会

揖斐町に簡易裁判所設置の請願（請願者　岐阜県揖斐郡町村会長今村善雄外四十一名）（武藤嘉一君紹介）（第一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県揖斐郡は面積広く、人口は六万八千二十二人を数え、従つて、裁判事件も多いのであるが、その関係者は全部大垣市へ出頭しなければならず、とくに山間地方は最少限度二泊三日を要するので、その労費は大きく、住民は大なる不便を感じている。ついては、現簡易裁判所管轄大垣より分離し同郡一円を区域とする簡易裁判所を揖斐町に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承したが、国家財政上の制約もあり思うに任せない状態にある。本請願についてはすでに調査の結果、土地状況も判明しているが、他地方との均衡の問題もあるので、最高裁と協議して善処したい旨政府より答弁があり、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

大聖寺町に簡易裁判所設置の請願（請願者　石川県江沼郡町村会長山谷彌一外四十七名）（坂田英一君外一名紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県江沼郡は、温泉があるため外来人口多く、これに正比例して諸般の裁判問題も激増しているが、郡内に裁判所がないため、金沢地方裁判所もしくは小松簡易裁判所に出頭しなければならない実状であり、その時間と労力と費用の損失は多大であり、また国家警察および自治体警察との密接な活動を行う裁判所が遠距離にあることは、諸種の手続に迅速を欠くことはいうまでもない。ついては、江沼郡の交通産業文化の中心地である大聖寺町に江沼郡を管轄区域とする簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承したが、財政上の関係、また他地方との均衡の問題もあり、実現は思うに任せない状態にあるが、本請願はすでに調査の結果、土地状況も判明しているから、最高裁と協議して善処したい旨政府の答弁があり、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

田尻登記所存置の請願（請願者　宮城県遠田郡田尻町長惠比蘇兵蔵外十四名）（庄司一郎君紹介）（第五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回実施される行政機構の改革によつて、宮城県遠田郡田尻登記所が廃止されるというが、同登記所は田尻町、中埣村、沼部村、大貫村の外古川市のうち富永地区の一町四箇村を統轄しており、その中央の田尻町にあるため、現在は便利であるが、もし合併されることになれば、予測される涌谷登記所は、冬期積雪のため交通と絶する不便なところにあり、古川支局もまた五里余の遠隔の地にあつて、地元民の時間的労力的負担はいちじるしく、事務の進ちよくを阻害することはあきらかである。ついては、田尻登記所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、田尻登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに

に、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

仙台法務局小野出張所存置の請願（請願者　宮城県桃生郡小野村長小野源仁右衛門外二名）（庄司一郎君紹介）（第五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡小野村にある仙台法務局小野出張所は、今般行われる行政整理により廃止されるとのことであるが、当出張所は小野、宮戸、矢本、野蒜の四箇町村を統轄し、徐々に登記件数も増加している傾向にあり、今廃止されては、これら関係民の不便は多大なるものがある。ついては、同局小野出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、小野出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所を廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

仙台法務局広瀬出張所廃止反対の請願（請願者　宮城県宮城郡広瀬村長庄子平治外五名）（庄司一郎君紹介）（第五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構の改革に伴い、仙台法務局広瀬出張所を廃止するとのことであるが、当出張所は広瀬村二箇村を管轄し、面積約三十二方里を有し、現在の位置は交通費その他最少限の経費でまかないえられるをもつて関係村民に多大の利便を感じていたのであつて、これが廃止は村民にとつて重大な問題である。ついては、当出張所の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

政府から、広瀬出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

仙台法務局大川出張所存置の請願（請願者　宮城県桃生郡大川村長畠中哲夫外七名）（庄司一郎君紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回法務当局においては、仙台法務局大川出張所を廃止するとのことであるが、本出張所管内は全く交通に悪まれず、もし廃止されれば、従来日帰り要務であつたものも当然宿泊を要することとなり、多大の失費はもちろん、時間と労力の無益な消耗はいたずらに農村経済を疲弊に陥らしめるのみで、政治、経済上重大なる影響を招来し、関係住民のとうてい忍び難い一大脅威となる。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、大川出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

七ヶ宿登記所存置の請願（請願者　宮城県刈田郡七ヶ宿村長富沢直通外三名）（庄司一郎君紹介）（第六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによれば今回の行政機構の改革によつて七ヶ宿登記所が廃止されるとのことであるが、もしこのようなことになれば仙台法務局管内で、もつとも広く、交通の不便な七ヶ宿、小原両村民のこうむる苦痛はきわめて大なるものがある。ついては、七ヶ宿登記所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、七ヶ宿登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

仙台法務局金田出張所存置の請願（請願者　宮城県栗原郡長崎村農業委員会長大内東吾）（庄司一郎君紹介）（第六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に伴い、仙台法務局金田出張所を廃止するとのことであるが、本出張所管内三箇村は宮城県の最北端にあり、交通いちじるしく不便であり、ことに多季間は積雪多量のため車馬の交通もと絶する状態で、登記事務遂行には現在ですら相当の時間と労力を空費しており、しかも登記事務は今後増大することは明らかであり、本出張所の重大性はさらに増大するは明らかである。ついては、仙台法務局金田出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、金田出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

金田登記所存置の請願（請願者　宮城県栗原郡花山村長千葉盛）（庄司一郎君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革により宮城県栗原郡金田登記所が廃止されるとのことであるが、金田村は栗原郡の最西端に位し、本郡の中心地である築館町より二十キロの遠距離にある県内まれな交通不便の地であり、本村を所轄する金田登記所が築館町等に移された場合は、多大の労力と時間を空費せねばならずその不利不便は大である。ついては、金田登記所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、金田登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

石川町に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願（請願者　福島県石川郡石川町石川地方町村会長吉田嘉重外三名）（園谷光衛君紹介）（第六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡の政治、経済、産業、教育、文化等の中心たる石川町は、各種官衙等はおおむね備つてきたが、いまだ簡易裁判所及び検察庁がないため、遠く四里を隔てた棚倉町へ行かねばならず、日帰の用弁が済ませない現況であつて、その不利不便は大である。ついては、石川町に簡易裁判所及び区検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、充分了承するが財政事情等から実現は思うに任せない状態にあるが、目下諸般の状況調査中であり、最高裁と協議して善処したい旨政府の意見があり、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

北区簡易裁判所及び検察庁移転の請願（請願者　東京都北区滝野川六十八番地鈴木豊七外五千五百二十八名）（鈴木仙八君外一名紹介）（第一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都の名勝、飛鳥山の西方○・五キロに当る北区滝野川町四百九十二番地に北区簡易裁判所が建設され、さらに一キロをへだてた滝野川町千二百三十三番地の王子工業学校に隣接して北区検察庁が建築中であるが、この地域は文教地区であり、風致地区であり、また商店街でもあるから、両庁舎が業務開始すれば、必然的に犯罪容疑者が往復することになつて、近隣居住者や通行人はもとより、幼い子女が目撃することになり、不安と恐怖を與え、精神的被害は多大となる。容疑者にとつても人権尊重の上から、このような道路をひきまわされることは由々しき問題であるから、これらの施設を適当な場所に移されたいというのである。

二、請願の議決理由

北区検察庁は、北簡易裁判所と事務上密接な関係があるので、同裁判所と同一又は近隣に敷地を獲得すべく努力したが諸種の事情でだめになり、やむをえず、かねて法務府研修所として一時使用の認可を受けていた元陸軍造兵廠滝野川分工場の一棟を右検察庁に充当したのであるが、これは、従来の借上げ庁舎の老朽狭あいによる窮状を救うためと、右裁判所が新庁舎に移転後の距離的不便を緩和する暫定措置であるから、将来請願の趣旨による適地を得るとともに、右検察庁庁舎新営の予算的措置を講ぜられた時に善処する旨政府の答弁があつた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

高須町に簡易裁判所設置並びに岐阜法務局高須出張所廃止反対の請願（請願者　岐阜県海津郡高須町栗田鉛司外三名）（武藤嘉一君紹介）（第一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県海津郡高須町を中心とする一帯は、揖斐、木曾、長良の三大河川に包囲され、幾多の河川、池沼が交さし、交通の便きわめて悪いのに加え、訴訟、訴願等のときは、二十有余キロ離れた大垣まで多大の時間的、経済的犠牲を拂つて出向くの現状であつて、その不便は大である。ついては、郡の中心に位し、政治、経済、学術等の中心地である高須町に簡易裁判所を設置されたい。また今回の行政機構改革に伴い、岐阜地方法務局高須出張所及び今尾出張所を廃止するとのことであるが、これら出張所の登記及び台帳事務は、先般の土地開放より倍加し、しかも交通の便に恵まれない当地方においては、これが廃止は地方住民の重大問題である。ついては、前記二出張所の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願については関係庁に照会して諸般の状況調査中であるので、その調査の完了をまち最高裁とも協議して善処したいとの政府の答弁があり、なお高須出張所及び今尾出張所を廃止するや否は、同地方民にとり重大な影響があるので、その存置方につき十分考慮したいとの意見があり、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

鷹巣町に簡易裁判所設置の請願（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長成田喜八外一名）（石田博英君紹介）（第一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡鷹巣町は、北秋田郡の中央に位し、国家鷹巣地区警察署等の各官公署を有し、交通上からもまた各種集会場所としても全郡を連けいする重要な位置を占めている。しかして新憲施行以来、民事上における調停裁判の度数多くなり、また土地区画整理施行のため、借地借家に対する諸問題は増加しつつあるが、本町に裁判所の設置なく、遠く大館市へ出頭する不便は大である。ついて

は、本町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承したが、財政事情等の関係もあり、実現は思うに任せない状態にあるが、本請願については、すでに調査の結果、土地状況も判明しているので最高裁と協議して善処したい旨政府の答弁があり、請願の趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

鷹巣町に検察庁設置の請願（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長成田喜八外一名）（石田博英君紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡鷹巣町は、地方事務所その他の官公署等があり、国鉄阿仁合線の起点として交通上の要地である。近時民事及び刑事上の事件が増加する状況であるが、検察庁の所在地は大館市であるため、積雪期には交通と絶し、平時でも関係人の出頭する不便と経費は並々ならぬものがある。ついては、鷹巣町に検察庁の設置が切望されているが、同町は昨年六月大火災によって建築物がないから、新庁舎建設のため都市計画による最も枢要の箇所を約五百四坪確保したから、検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承したが、財政事情等の関係もあり、実現は思うに任せない状態にあるが、本請願については、すでに調査の結果、土地状況も判明しているので、最高裁と協議して善処したい旨、政府の答弁があり、請願の趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

福岡法務局大渕出張所存置の請願（請願者　福岡県八女郡矢部村長藤政次郎外五十五名）（龍野喜一郎君紹介）（第一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構の改革に伴い、福岡県八女郡大渕村所在の福岡法務局大渕出張所を廃止する由であるが、当出張所の管轄する八女郡大渕及び矢部両村はいずれも面積広大であり、交通不便な山村であり、もし廃止された場合には、住民は登記のため何日も費さねばならず、時間的に経済的に非常な不便をこうむることとなる。また県下一の森林村であるから山林の異動も多く、登記事務並びに土地台張法による事務も頻次増加している。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、大渕出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によって窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

津地方法務局五ヶ所出張所存置の請願（請願者　三重県度会郡五ヶ所町長中西利助外四名）（石原圓吉君紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に伴い、三重県度会郡五ヵ所町に所在する津地方法務局五ヶ所出張所を廃止する由であるが、当出張所の各種登記事務は相当の取扱件数を示しており、もし廃止されれば、地形悪く、交通に恵まれない当地方においては、多大の不利不便を忍ばねばならない。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、五ヶ所出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によって窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

金沢地方法務局南大海出張所存置の請願（請願者　石川県羽咋郡河合谷村長盛一達也外十一名）（南好雄君紹介）（第一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革に伴い、各法務局登記所の整理を行う由であるが、従来法務局は極度に切り詰められた職員をもつてぼう大な事務を処理しているのであるから、これが廃止は最少限度にとどめられたい。また金沢地方法務局南大海出張所は地理的に見て当然存置されるべきもので、もし廃止されれば関係住民は多大の不利不便をこうむるから、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、南大海出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

神戸地方法務局家島出張所存置の請願（請願者　兵庫県飾磨郡家島町長竹内與助外二名）（木下榮君紹介）（第二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡家島町は、飾磨港から海上南西二十余キロを離れ、播磨灘の中央に占在する島で、戸数二千、人口一万を有する不便なへき地である。神戸地方法務局家島出張所は大正十年設置されたが、今回の行政整理と機構改革で同出張所の事務が停止されるという不安が町民間に懸念されている。しかしながら、同町産業の大半をしめる海運業のごときは、船舶法の規定により、登記手続が多く、しかも迅速を要するため、もし同出張所が閉鎖された場合、時間的、経済的損失ははかり知れないものがある。ついては、神戸地方法務局家島出張所を従来通り存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、家島出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

鶴島地方法務局本宮出張所存置の請願（請願者　鶴島県安達郡本宮町議会議長佐原栄一外百七十八名）（大内一郎君紹介）（第二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、行政機構の改革に伴い鶴島地方法務局本宮出張所を廃止するとのことであるが、当出張所は、開設以来五十有余年の古い歴史を有し、二町八箇村の広はんな地域を管轄し、昨年度の登記取扱件数は四千百件、筆数六万七千四百九十筆、登録税及び手数料金、百十四万二千百九十七円であり、もし出張所が他管に併合されるようなことになれば、関係民の不利不便は多大であるから、ぜひとも存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、本宮出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

浦和地方法務局菖蒲出張所存置の請願（請願者　埼玉県南埼玉郡菖蒲町長新井利一外八名）（佐瀬昌三君紹介）（第二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構の改革により、浦和地方法務局菖蒲出張所が廃止されるとのことであるが、管轄町村である菖蒲町、三箇村、小林村等は東北本線と高崎線との中間に位するきわめて交通不便の地であり、当出張所が廃止されれば数里の道を自転車で利用する以外に方法がなく、関係住民の不便は大であり、しかも出張、旅費等によつて町村事務費はかえつて増加することになる。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、菖蒲出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

津地方法務局尾呂志出張所存置の請願（請願者　三重県南牟婁郡尾呂志村長田中保一外一名）（中村清君紹介）（第二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政機構の改革により、津地方法務局尾呂志出張所を廃止するとのことであるが、年間取扱い件数を基準として、交通の不便を考慮しない整理方針は不合理である。すなわち、当出張所を廃止するにおいては、バス一本の交通で、いずれの出張所へも一泊二日を要し、当地方民の負担は加重せられる等多大の不利不便を免れない。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、尾呂志出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

津地方法務局萩原出張所存置の請願（請願者　三重県多気郡三瀬谷村長前納備三外三名）（中村清君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回津地方法務局萩原出張所を廃止するとのことであるが、当出張所の管轄区域は東西十五里、南北二里余りに及び、山岳隣所にそびえる山間のへき地で、もし当出張所を他に転属すれば関係住民のこうむる有形無形の損失はきわめて大きく、しかも漸次事務は増加しつつあり、宮川ダムが完成すれば急激に増加することは必至である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、萩原出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

津地方法務局城田出張所存置の請願（請願者　三重県度会郡内城田村長中世古繁一外四百名）（中村清君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革に伴い、三重県度会郡内城田村地内法務局城田出張所が廃止されるとのことであるが、当地方は、非常に交通不便な奥山村で、十四キロ離れた宇治山田市まで、朝夕各一回のバスしかない状態であり、従つて、当局の意図しているごとく、事務取扱件数の多寡によつて廃止されることは、きわめて非民主的である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、城田出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

津地方法務局城田出張所存置の請願（請願者　三重県度会郡内城田村長中世古繁一外四百名）（中村清君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革に伴い、三重県度会郡内城田村地内法務局城田出張所が廃止されるとのことであるが、当地方は、非常に交通不便な奥山村で、十四キロ離れた宇治山田市まで、朝夕各一回のバスしかない状態であり、従つて、当局の意図しているごとく、事務取扱件数の多寡によつて廃止されることは、きわめて非民主的である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、城田出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林讓治殿

いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

千葉地方法務局二川出張所存置の請願（請願者　千葉県東葛飾郡二川村長須賀清八外五名）（竹尾式君紹介）（第四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革に伴い、千葉法務局二川出張所を廃止される由であるが、当出張所は、千葉県の最北端に位し、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川をはさんで埼玉県に接し、交通きわめて不便で、自転車か、徒歩によるほかない現状であり、これが廃止は住民に多大の不利不便をもたらすのみならず、登記事務も今後増加する見込である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、二川出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

千葉地方法務局中川出張所存置の請願（請願者　千葉県君津郡中川村長長谷川若名外三十一名）（小高熹郎君紹介）（第四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府の企図している行政改革にあたり、千葉地方法務局中川出張所が整理の対象になるとのことであるが、当中川出張所は、中川村を中心に平岡、馬来田、富岡の四箇村を管轄し、もつとも遠距離の地は約四里もあり、なんらの交通機関もなく、従つて日帰りで、ようやく用弁がすまされる現状である。しかるに当出張所を廃止し、木更津または久留里出張所の管轄となると泊りがけでなければ登記並びに土地家屋の届出等は困難となり、関係住民のこうむる不利不便は大である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、中川出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

千葉地方法務局佐貫出張所存置の請願（請願者　千葉県佐貫町長阿部正基外百名）（小高熹郎君紹介）（第四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革にあたり、千葉地方法務局佐貫出張所が廃止されるとのことであるが、もし廃止されることになれば、南総最大の発展途上にある大貫町及びその中心たる佐貫町及び周南村の経済取引上に及ぼす影響はもちろん、権義保全のため右地区在住者の便益を阻害する等多大の不利不便を及ぼす結果となる。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、佐貫出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

宇都宮地方法務局岩舟出張所存置の請願（請願者　栃木県下都賀郡静和村長船田正治郎外十六名）（小平久雄君紹介）（第四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩舟登記所の事務が、今回の行政機構改革と行政整理に関連して停止されることが問題になつたが、同登記所は栃木県下都賀郡の西南部岩舟村の中央に位し、岩舟、小野寺、静和の三箇村を管轄し、不動産登記、商業登記、各種組合登記ならびに台帳事務を取扱い、村民の利便は言葉につくせないものがある。かりに岩舟登記所の事務が停止されて、栃木に総合されるとするならば、この時間的労力的損失は多大でなり、三十年の昔にかえつて、登記事務が一日で片付かないという状態に復帰するのである。ついては、岩舟登記所をぜひとも存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、岩舟出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

鹿児島地方法務局佐多出張所存置の請願（請願者　鹿児島県肝属郡佐多町長田中栄熊）（前田郁君紹介）（第四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革によつて、鹿児島地方法務局佐多出張所の廃止が予想されるが、当出張所がもし廃止され大根占町に移転されるとするならば土地、家屋台帳事務等直接町民とつながりのある法務関係事務は、遠く四、五里の山坂を越え、さらにバスを利用しなければならず、いたずらに時日と費用を空費し、関係住民は多大の不利不便を忍ばなければならない。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、佐多出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

仙台法務局村田出張所存置の請願（請願者　宮城県柴田郡村田町長叶健蔵外五名）（庄司一郎君紹介）（第四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台法務局村田出張所が今回の行政機構改革のため廃止されるというが、同登記所は明治二十六年設置されて以来六十余年、関係町民に果した役割は言葉につくせないものがあり、昭和二十四年四月、都市計画適用の指定を受けて以来、隣接町村との関係深く、登記事務の増大する傾向があるとき、とくに円田村及び富岡村の場合は村田町以外の管轄に属した場合、村民の負担は加重されることは明らかである。所管内の各村は山間地帯で、多期の寒冷激しく、唯一の交通機関であるバスの運行が停止するときもあり、万一村田登記所が廃止される場合、村民の不便は多大であるから、ぜひとも永久に存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、村田出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

千葉地方法務局八街出張所存置の請願（請願者　千葉県印旛郡八街町長新津午三郎外三名）（竹尾弋君紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政機構の改革に伴い、千葉地方法務局八街出張所が廃止される由であるが、当出張所は、広範囲の管轄区域を有し、もし事務停止または廃止等の場合は、バス、自転車、あるいは徒歩で八街町に至り、汽車で佐倉まで出向かなければならず、その不便は大であり、かつ当出張所の登記件数も発展途上にある八街を中心とするため、非常に多い状態である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、八街出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

福島地方法務局松川出張所存置の請願（請願者　福島県信夫郡金谷川村長菅野貞次外九名）（大内一郎君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革によつて、福島地方法務局松川出張所が廃止されるとのことであるが、当出張所の関係町村は山村へき地のため交通の便きわめて悪く、十二月下旬より三月上旬までは積雪多量で、常に交通が杜絶し、さらに降雨期における悪路もまた言語に絶するものがあり、管轄が遠隔地に移されることは、地元民の負担と労力とを要すること著しく、しかも現在農地改革の残務が相当ある。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、松川出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

高知地方法務局三瀬出張所存置の請願（請願者　高知県吾川郡三瀬村長浜田悦穂外七名）（長野長廣君紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

講和條約成立を機会に行政機構改革と人員整理により各官庁の廃止統合準備が進められているが、高知県高知地方法務局三瀬出張所は古い歴史を有し、管内住民は大なる利益をうけており、とくに相続税法、地方税法等の改正後における登記事務はますます増加している実情で、これが廃止になれば住民のこうむる不利不便は大なるものがある。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、三瀬出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

佐川町に簡易裁判所等設置の請願（請願者　高知県高岡郡佐川町長森田茂亀外四名）（長野長廣君紹介）（第五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡北部十一箇町村並びに吾川郡北部四箇町村は、地理的環境において一連相関の独立区域で、佐川越知附近は高知県有数の文化発達地区であるにもかかわらず、従来司法部管下の裁判部門の事務は遠く高知市須崎町で行われてきたので、住民のこうむる時間的、経済的損失は大であり、かつ司法事務の運用等に多大の支障をきたしている。ついては、当地方の中心地であり、交通の要点を占める佐川町に簡易裁判所、区検察庁、家庭裁判所出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、すでに調査の結果、土地状況も判明したから、最高裁と協議して善処したい旨政府の答弁があり、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

名古屋法務局葉栗出張所存置の請願（請願者　愛知県一宮市野口町伊藤一外五名）（江崎真澄君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋法務局葉栗出張所の廃止問題があるが、本出張所は設立以来六十年の歴史を有している事実は、その必要性を物語るものであり、わずか二名の職員をもつて事務の処理遂行にあたつており、取扱件数も名古屋法務局管内五十一出張所中二十七位を占め、なお未処理分も相当数あつて、もし廃止されれば管轄町村のこうむる事務上の負担は大である。ついては、葉栗出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、葉栗出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

津地方法務局鵜方出張所存置の請願（請願者　三重県志摩郡鵜方町長西尾昇）（中村清君紹介）（第六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政整理実施案により、法務府末端の出先機関である各地登記所廃止が取り上げられ、津地方法務局鵜方出張所も廃止の線内にあると聞くが、同出張所は明治十九年治安裁判所鵜方出張所として誕生してから、名称変遷を経て今日に至つたもので、この間地方大衆の受けた便宜は多大であり、これが登記所を廃止することは、大衆の不便はもちろん観光地としての発展を阻害するものとなる。ついては、ぜひとも鵜方登記所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、鵜方出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

仙台法務局津谷出張所存置の請願（請願者　宮城県本吉郡津谷町長薄田司外十五名）（大石武一君紹介）（第七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政機構の改革に伴い仙台法務局津谷出張所が廃止されるとのことであるが、当出張所の所在する本吉郡は交通不便の地であり、多期間は積雪多量で、縦貫された一本の道路は悪路と化し、常に交通がと絶する状態である。従つて廃止となり遠隔の地に移されたならば、地元民の負担と労力を要するはもちろん、あらゆる生産にも響き、経済を困難に陥れるばかりでなく、一方農地改革の残務がぼう大にあり、今後においては計画事業等があるので存置の要望は関係町村民の切なる叫びである。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、津谷出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

大阪拘置所移築反対の請願（請願者　大阪府会議員前田治一郎外二万一千六百八名）（押谷富三君外一名紹介）（第七七三号）、同（請願者　大阪市会議員行岡忠雄外十二名）（石井繁丸君外三名紹介）（第七七四号）及び同（請願者　大阪市北区天神橋筋五丁目三番地川島静子外十二名）（大西正男君外四名紹介）（第七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法務当局は大阪市北区若松町に所在の大阪拘置所を、同区内の北錦町に移築する計画をしているが、この移築予定地は大阪市の都心に当る北区の、しかもいんしん繁華な商店街、ちよう密する住宅地域の中央部に位置し、また乗降客が日に十万を越える天満駅前という要衝にあるため、雑踏けんそうをきわめるその環境は拘置所には絶対不適当であり、もしこれが移築した場合は、外部の音響や空気が収容される被疑者を刺激し、また社会風教上はもちろん近接学校の教育にも由々しい影響を及ぼすことになる。ついては、同拘置所移築に反対するというのである。

二、請願の議決理由

大阪拘置所の戦前における収容定員は、四百五十五名であつたが、戦後の異常な犯罪増加により、その収容人員は定員の四倍以上の過剰拘禁を現出したので緊急対策として大阪府下北河内郡四條村に拘禁所を設け一部被告を収容している。しかしこのような二面拘禁は種々重大な影響があるので、同拘置所の本格的移築の必要を生じ、北錦町に敷地を選定して建設の諸準備を進めていた。その後地元住民の反対があり、衆参両院法務委員会も同様の見解を示し、さらに今回の請願もあるので、政府はその趣旨を尊重し移転計画をとりあえず中止するよう現地に指令し、さらに研究して善処したいとの答弁があつた。その意見を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

浦和地方法務局野上出張所存置の請願（請願者　埼玉県秩父郡野上町長村田義六外二十八名）（川島金次君紹介）（第八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政整理に伴い、浦和地方法務局野上出張所が廃止される

とのことであるが、当出張所は明治二十六年に開設されて以来今日まで五十七箇年の古い歴史と伝統をもち、関係町村民の福利増進に多大の貢献をなしてきたのであり、かつ管轄区域中野上町は行政面からしても秩父の関門に位し、郡下最大の町であり、また皆野町は商工業のさかんな町である。この重要地区にある出張所を他に移転することは交通通信の不便はもとより、地方住民に及ぼす影響は多大である。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、野上出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

宮崎地方法務局神門出張所存置の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡南郷村長若杉正外一名）（第八七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎地方法務局神門出張所存廃が問題になつているが、同出張所は明治二十六年十月設置されて以来、村民の福利に多大の貢献をなしている。神門村は県道筋裏小路の状態で、東郷村まで約二十八キロの道程を除き、村内六大字地域のうち、県道に沿つているものはわずか三大字の一部にすぎず、出張所までの距離は平均十五キロ余で、その交通路は悪く、現在でも簡易な事件で一日を要するのであつて、もし同出張所が閉鎖された場合、簡易な事件で数日を要し、村民経済の見地から至難な事件を放置する者続出することを心痛している。ついては、神門出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、神門出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

名古屋法務局藤岡出張所存置の請願（請願者　愛知県西加茂郡藤岡村長青木弥曽一外四名）（第九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋法務局藤岡出張所の管轄区域は、岐阜県に隣接するきわめて交通不便な山間起伏の農村であつて、遠距離の農家からは六里ないし七里もあり、また当出張所は本年より土地、家屋台帳の事務が税務署から移管された結果これらの事務を取り扱うことになつたため、事務量も多く、多忙をきわめている。従つて、今回の行政機構改革によつて、当出張所が廃止されることになれば、関係住民は多大の不利不便を忍ばなければならない。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、藤岡出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

芦別町に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願（請願者　北海道芦別町長中西太次郎外一名）（第九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡芦別町は、近時石炭業の振興にともない三年にして人口が倍増するという類例のない発展を呈し、従つて法務検察関係用務も日々増加の一途をたどつているが、同町は現在、滝川簡易裁判所の管轄下にあるため、これが用務を達するには、一日ないし二日を要する状態であり、多大な不便をこうむつている。ついては、地域住民の利便に備えるため、滝別簡易裁判所及び区検察庁を同町に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了解したが、現下の国家財政事情等の関係もあり、実現は思うに任せない状態にあるが、本請願については、すでに調査の結果、土地状況も判明しているが、他地方との均衡の問題もあるので、最高裁と協議して善処したい旨、政府の答弁があり、請願の趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

新潟地方法務局松代出張所存置の請願（請願者　新潟県東頸城郡松代村長槻宗一郎外二名）（第一〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革に伴い新潟地方法務局松代出張所が廃止になるとのことであるが、同出張所は六十余年の歴史を有し、冬季は全く雪にうずもれ、交通は半ばと絶され、遠隔の地に移転されることになれば、地方民は全く利用することができず、登記事務に大なる支障をきたすことになる。また、取扱事務は毎年五千件以上に達し、とくに土地台帳、家屋台帳保管整理が移譲されて以来、一層事務がふくそうしている実情にある。ついては、同出張所をぜひとも存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、松代出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林譲治殿

長崎地方法務局豆酘出張所存置の請願（請願者　長崎県下縣郡豆酘村長本石惣作外二名）（岡西明貞君紹介）（第一〇三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、行政整理の一環として全国的に出先機関である出張所の縮少廃止を計画し、長崎地方法務局豆酘出張所も廃止するとのことであるが、もし同出張所が廃止されれば、従来貧困な村財政で無理をして維持してきた努力が無駄となり、また住民の被る経済的、時間的不利不便は大なるものがある。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、豆酘出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林譲治殿

長崎地方法務局島原支部口之津出張所存置の請願（請願者　長崎県南高来郡加津佐町長栗島大島太郎外二名）（岡西明貞君紹介）（第一〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の行政整理による機構改革に伴い、長崎地方法務局島原支部口之津出張所が廃止されるとのことであるが、同出張所は現在三箇町を管轄として年間三千三百余件の登録を扱つており、これが廃止された場合、登記人の不便はもちろん、関係各町とも事務処理上多大の支障をきたす結果となる。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、口之津出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林譲治殿

鵜知登記所存置の請願（請願者　長崎県下縣郡鵜知町長柚谷勇蔵外一名）（岡西明貞君紹介）（第一一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政整理に伴い長崎県上縣郡鵜知登記所が廃止されるとのことであるが、当登記所管轄区域はバスの運行している嚴原鵜知間を除いては、すべて船によるか険しい山路を徒歩するのほかない交便不便の地であり、従つて登記事務を処理するにも往復に時間を費し、順調にいつても一日を要する状態であり、もし当登記所が廃止されて嚴原管内に編入されれば、その不便はさらに倍加し、関係住民は大なる不利不便を忍ばなければならない結果となる。ついては、当登記所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、鵜知登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林譲治殿

長崎地方法務局田結出張所存置の請願（請願者　長崎県北高来郡田結村長田平伊平治外二名）（岡西明貞君紹介）（第一一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明治二十五年設置以来、長崎県北高来郡の田結、江浦、戸石三箇村に偉大な功績を残してきた長崎地方法務局田結出張所が、今回政府の行政整理により廃止されるとのことであるが、本出張所が、都市出張所に統合されれば、交通不便である関係上、三箇村は、今日まで半日で済ませたものが、一日ないし二日の宿泊となり、利用者の不利不便はもとより、村財政に及ぼす影響は大きなものがある。ついては、本出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、田結出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林譲治殿

長崎地方法務局仁位出張所存置の請願（請願者　長崎県下縣郡仁位村長梅野岩雄外四名）（岡西明貞君紹介）（第一一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政整理により、すべての登記所が一応その対象として論議されているが、長崎地方法務局仁位出張所は古い伝統を有し、かつ地理的に非常に不便な地域を管轄しており、廃止ということになれば関係住民は、佐須奈、嚴原のいずれに移つたとしても遠く、十里の山道を歩くか、あるいは往路七時間の非常な不便を忍ばなければならず、その影響するところは大きい。ついては、わずか一、二名の整理のため、かかる社会不安を生ずることなきよう当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、仁位出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長　押谷　富三

代理理事

衆議院議長林譲治殿

安芸郡下の登記所存置の請願（請願者　高知県安芸郡町村会長島内時馬）（大西正男君紹介）（第一一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県安芸郡下の各登記所は、今回の行政整理の対象となり、統合廃止されるよしであるが、同郡下の各登記所は、明治以来の歴史を有し、かつ廃止または統合による住民の不便を考えた場合、当をえたものとは思われない。しかも整理する人員はわずかに一名か二名であつて、その結果うける町村経済その他生産面の犠牲は多大である。ついては、安芸郡下の各登記所を存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
政府から、安芸郡下の登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の議会に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十五日
法務委員長代理理事　押谷　富三
衆議院議長林譲治殿

弘見、宿毛両登記所存置の請願（請願者　高知県幡多郡小筑紫町長調井真澄）（大西正男君紹介）（第一一八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡小筑紫町は、四国西南端に位し、交通等きわめて不便な地であるため、現在の宿毛、弘見の両登記所へも登記要務の往復に数時間も要する実情であり、一般町民の用務の際に被る不利不便は多大なものがあるから、弘見、宿毛両登記所は今回の行政整理の対象外にされたいというのである。
二、請願の議決理由
政府から、弘見、宿毛両登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十五日
法務委員長代理理事　押谷　富三
衆議院議長林譲治殿

幡多郡下の登記所存置の請願（請願者　高知県幡多郡沖ノ島村長中平益躬外一名）（大西正男君紹介）（第一一八三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今般の行政整理によつて登記所の統合、廃止が計画されているとのことであるが、高知県幡多郡のごとく交通不便の地域にあつては、現在でも相当の不便を感じ、各町村一箇所の設置さえ要望されているとき、統合廃止を行うことは全く民意に逆行するものである。ついては、登記所は個人が利用しなければならない機関であることを考慮され、幡多郡下の登記所を存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
政府から、幡多郡下の登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十五日
法務委員長代理理事　押谷　富三
衆議院議長林譲治殿

久礼登記所存置の請願（請願者　高知県高岡郡久礼町長久武四男外五名）（大西正男君紹介）（第一一八四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡久礼登記所管轄地域は、交通機関として乗合自動車の運行があるのみであり、登記所から管轄町村の上ノ加江町は十キロ、大野見村は十五キロの距離があるため、現在においても登記要件には一日を犠牲にしなければならない実情であり、町民はむしろ増設を要望しているのであるから、久礼登記所を今次行政整理の対象外にされたいというのである。
二、請願の議決理由
政府から、久礼登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十五日
法務委員長代理理事　押谷　富三
衆議院議長林譲治殿

高知地方法務局大栃出張所の存置の請願（請願者　高知県香美郡槇山村長中西健為外五名）（大西正男君紹介）（第一一八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知地方法務局大栃出張所の管轄区域は、面積三百十三平方キロに及ぶ広地域であり、しかも交通はきわめて不便であつて、普通の登記事務を済ますにも二日を費す部落が多数ある実情であり、もし今回の行政整理によつて当出張所が事務停止されたならば、関係住民の不利益は計り知れないものがある。ついては、大栃出張所を存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
政府から、大栃出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十五日
法務委員長代理理事　押谷　富三
衆議院議長林譲治殿

高知地方法務局久礼田出張所存置の請願（請願者　高知県長岡郡久礼田村長沢村栄作外四名）（大西正男君紹介）（第一一八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今回の行政整理によつて一部登記所が廃止されるとのことであるが、高知県長岡郡久礼田出張所は、明治二十九年以来今日まで五十五年間の古い伝統を有し、関係村民は自己の権利を放棄して改築したものであつて、その必要性を痛感している重要な出張所である。ついては、久礼田出張所を存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
政府から、久礼田出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員

会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

高知地方法務局池川出張所存置の請願（請願者　高知県吾川郡池川町長大原成晴外一名）（大西正男君紹介）（第一一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、行政整理の対象として、法務局管内出張所の廃止統合を考慮しているとのことであるが、高知地方法務局池川出張所管内の池川町は、面積百三十六平方キロを有し、土地家屋台帳の申告件数も隣接登記所に比し、いずれも二倍以上であり、かつ当出張所を他の町村に移した場合は、十里以上の距離となる部落が多数ある。ついては、池川出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、池川出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十五日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

法務局出張所渡切費増額に関する請願（請願者　松江地方法務局矢上出張所長日比三市）（山本利壽君紹介）（第一二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、法務局出張所の庁用経費である掃除、外使、役務、ガス、電燈料等の経費は、居住者である出張所長に毎月渡切費として支給されているのであるが、現在の支給額は実際需要額の三分の一にも満たない低額であるため、所長の個人負担となり、薄給生活に拍車をかけている。ついては、毎月の渡切費を適正な額まで増額支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

渡切費の現況は一出張所当り年間平均四千円づつ計上され、支給にあつては最高支給額を九千円と定め、寒冷地手当に準じ、五段階に支給基準を分けているのであるが、これは昭和二十三年度における物価の情況を基礎としてされているので、その後の物価の変動に対応し数次にわたり、この経費の増額方につき努力してきたが窮迫せる財政事情の下では、認容されずやむなく前述の状態となつている。しかるに朝鮮事変等の影響で諸物価が急激に上昇し、今日では経費の是正が焦びの問題となつているから、早速この解決を講じ、請願の趣旨にそいたい旨政府の答弁があり、本請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

長崎地方法務局湯江出張所存置の請願（請願者　長崎県北高来郡湯江町長中路章外三名）（岡西明貞君紹介）（第一三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎地方法務局湯江出張所は、本県北高来郡の中心地に所在し、登記事務開始以来五十余年、関係四箇町村の住民は、自作農創設措置法に伴う登記事務等享受した利便はきわめて顕著なるものがあるとともに、本出張所所在地である湯江町が農地交換分合指定地となつた関係上、ますます本出張所の必要性が増大している今日、これが廃止は関係町村民の不利不便はもちろん関係町村の福利、経済に重大なる影響を及ぼすものである。ついては、本出張所を今回の行政整理の対象外とされ、従来通り存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、湯江出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

岡山地方法務局新加茂出張所存置の請願（請願者　岡山県苫田郡新加茂町大字中賀町長前田茂外百八名）（逢澤寛君紹介）（第一三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山地方法務局新加茂出張所は、過去七十余年の歴史を有し、管轄区域は六箇町村並びに一大字の広範囲に及んでおり、取扱事務も登記事務のほかに土地、家屋台帳事務も移せられて、ますます関係住民と密接な関係をもつに至つた。しかるに今回の行政整理によつて、当出張所が廃止されるとのことであるが、もしかようなことになれば関係住民の時間的、経済的の損失と不便は多大である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、新加茂出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

長崎地方法務局鯰漁出張所存置の請願（請願者　長崎県西彼杵郡高浜村長泉本三郎外八名）（岡西明貞君紹介）（第一三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政整理による機構改革で一部登記所出張所が統合廃止されるということであるが、長崎地方法務局鯰漁出張所は野母半島の中央に位し、自動車の便も円滑で村民に利便を與えているが、廃止統合されるならば長崎まで三十二キロないし三十四キロの距離を有し、その不便は大なるものがあり、また、土地家屋台帳の移管に伴う役場の事務にも困難を来すことが予想される。ついては、関

係町村民に不利不便をもたらすことのないよう、蚊焼出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、蚊焼出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

長崎地方法務局時津出張所存置の請願（請願者　長崎県西彼杵郡時津村長横山貞雄外三名）（岡西明貞君紹介）（第一三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、行政整理に伴う機構改革によつて長崎地方法務局時津出張所が廃止されるとのことであるが、もし廃止になれば、管轄四箇村の住民は長崎市まで行かなければならず、その時間的、経済的負担はばく大なものであり、ひいては住民の福祉上多大の影響を與える。ついては、時津出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、時津出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

長崎地方法務局三重出張所存置の請願（請願者　長崎県西彼杵郡三重村長田崎正治）（岡西明貞君紹介）（第一三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡長崎地方法務局三重出張所は、明治二十六年十一月事務開始以来五十八年の間、関係村民に多大な恩惠をもたらしているが、本出張所の所在地である三重村は、陸、海路ともに交通不便なるところであり、もしこれが他市町村に移転されれば関係町村、黒崎村、三重村、式見村三箇村民のこうむる経済的時間的の損失は多大なものがある。ついては、本登記所を今回の行政整理の対象外とされ従来通り存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、三重出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

名古屋法務局福江出張所存置の請願（請願者　愛知県渥美郡福江町長渡辺長作外三名）（福井勇君紹介）（第一三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、名古屋法務局福江出張所が行政整理の対象として廃止される由であるが、当出張所は創立以来六十年間、渥美半島先端の交通不便の地域を管轄して、多大の利便を図つてきたのであり、もしこれが廃止となれば住民に及ぼす時間的、経済的負担は多大で、とくに開拓農地である福江町の事務件数は従来の数倍となる見込みで、その負担は該事務の進行に大なる影響を與える。ついては、当地方の地理的状況を考慮の上、該出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、福江出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

亀岳登記所存置の請願（請願者　長崎県西彼杵郡大串村長麻生昭義外二名）（岡西明貞君紹介）（第一三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県亀岳登記所は、長浦、亀岳、大串の三箇村の管轄しているが、交通不便のため現在でも若干の不便を感じている実状である。元来農民は登記に対して比較的関心少く、財産の所有権、または土地の地目が現状と登記簿面とがしばしば相違していることがあり、もし登記所が廃止統合されるならば、交通不便のこととて登記の届出は怠りがちになり、不便不都合が増大するものと思われる。ついては、亀岳登記所のみは、ぜひとも存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、亀岳登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

千葉地方法務局片貝出張所存置の請願（請願者　千葉県山武郡片貝町長鈴木五平次外五名）（片岡伊三郎君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉地方法務局片貝出張所は、明治の中頃登記所として発足以来五十有余年、関係住民に偉大な功績を残し、現在は千葉県山武郡片貝町外三箇町村を管轄し、農地改革及び土地、家屋台帳法の改正に伴う諸事務等本出張所と関係住民とは不可分なものとなりつつあるとき、これが廃止は、関係町村民に與える不便困惑はもちろん、町村事務に影響するところ、きわめて多大なものがある。ついては、本出張所を今回の行政整理の対象外にされたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、片貝出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷富三

衆議院議長林讓治殿

に、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

和歌山地方法務局栗栖川出張所存置の請願（請願者　和歌山県西牟婁郡富田村長坂本新次郎外三名）（世耕弘一君紹介）（第一四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡栗栖村に所在する和歌山地方法務局栗栖川出張所は、西牟婁郡町村行政部制の第三部と称せられる栗栖川、二川、富里、近野の各四箇村を管轄区域とし、不便な地域に住む住民に多大の利便を與えてきたが、今回の行政整理により、同出張所が整理統合されるならば、一件の登記にも田辺市まで徒歩で行かなければならず、また多額の宿泊料と諸経費、時間を要することとなり、地方産業に支障をきたすことは明らかである。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、栗栖川出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

和歌山地方法務局本宮出張所存置の請願（請願者　東京都豊島区池袋一丁目一番地世耕弘一）（世耕弘一君紹介）（第一四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡本宮村に所在する和歌山地方法務局本宮出張所は、東牟婁郡町村行政の第三部と称せられる本宮村、三里村、四村、請川村、敷屋村の各五箇村を管轄区域とし、不便な地域に住む住民に多大の便益を與えてきたが、今回の行政整理に伴い、同出張所が廃止統合されるならば、新宮市まで四十四キロの距離を有し、一件の登記にも、その労力、時間および諸経費の損失は多大となり、地方産業に及ぼす影響は多大である。ついては、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、本宮出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

盛岡地方法務局土沢出張所存置の請願（請願者　岩手県和賀郡土沢町長平野哲弥外七名）高田弥市君紹介）（第一四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによると、今般登記所の廃合等根本的整理が加えられるとのことであるが、盛岡地方法務局土沢出張所は、土沢町をはじめ、小山田、中内、谷内三箇村の底民機関として六十有余年間多大の役割を果してきたものであり、また管轄区域は土沢町を中心とする山村の特別地帯であるから、廃止されることになれば地理的事情により関係住民の不利不便は多大である。ついては、当出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、土沢出張所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮状を打開するとともに、別途増員その他の予算措置を講じているとの意見があり、委員会としては登記事務増大の際、登記所は廃止すべきものではないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

法務委員長代理理事　押谷　富三

衆議院議長林讓治殿

外務委員会

奄美大島の航行自由に関する請願（請願者　浦和市岸町六丁目九十五番地西田當元）（上林山榮吉君外七名紹介）（第一六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県奄美大島諸島中、北緯二十九度以南の諸島は、総司令部により日本の行政権外に置かれているため、日本本土と自由に交通できず、渡航希望者は渡航願を提出し、許可を受けて渡航していたのであるが、許可のおりるのに六箇月から一年を要するため、渡航許可が下附された時には渡航目的が消失するという悲惨な有様である。ついては、講和條約の批准も終つた今日、すみやかに日本本土と奄美大島間の交通を日本内地同様自由にされたいというのである。

二、請願の議決理由

平和條約発効後、北緯二十九度線により分離されることによつて生ずる諸種の不便ができるかぎり除去されることは、きわめて望ましいことである。ことに両者間の交通の自由の実現については各方面より切実に要望されているところであつて、本請願について政府はさらに一段の努力を拂う要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

奄美大島、日本間の為替送金に関する請願（請願者　浦和市岸町六丁目九十五番地西田當元）（石原登君外七名紹介）（第一六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美大島は、北緯二十九度線により日本と分離され、すべて外国なみに扱われているため、とくに本邦在住の留学生は、送金を受けることができず、アルバイト等によりかろうじて勉学を続けているが、中には生活困難に陥り退学する者も続出している実情であり、一方親子の扶養の義務、近親者間の相互扶助等の美風も中絶されている状態で、四十万奄美大島同胞はもちろん、一般日本国民も多大の不利不便を被つている。ついては、奄美大島と日本間のかわせ送金を自由にされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願により訴えられている種種の実情は、まことに気の毒に堪

えないところであつて、奄美大島住民はもちろん一般日本国民も多大の不便を被つている問題である。相互間の送金の実現はきわめて望ましいものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

大蔵委員会

一、請願の要旨及び目的

重要文化財保存のための寄附金に対する免税の請願（請願者　京都市東山区山科勧修寺町京都文化財保存協会常任理事竹浪正義外二十一名）（紹介）（第二一号）に関する報告書

重要文化財の保護、修理等については多大の国庫補助を仰ぎ実に感謝に堪えないが、しかし工事費の平均二割は所有者が負担しており、それも法人等の大口寄附金にまつところ大である。しかるに現今の法律によるとこれら寄附金に対しては命令の定めるところにより計算した金額をこえる部分の金額は所得の計算上損金に算入しないことになつているが、かかる制約は今後寄金の上に影響するところ大なるものがある。ついては、文化財に対する寄附金についても、学術研究、学校設立等に対する寄附金と同様に損金に算入するよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

重要文化財保存のため適当な要望と思われるので早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

戦災復興土地区画整理に伴う清算金及び用地補償金に対する免税の請願（請願者　姫路市長石見元秀）（上林山栄吉君紹介）（第二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特別都市計画法に基き、目下戦災復興土地区画整理を施行しているが、整理施行地区内の土地所有者及び借地権者に対して同法の規定により交付される清算金及び用地補償金に対して所得税を賦課するとのことであるが、従来の土地区画整理においては、賦課された事例なく、またこれら交付金もきわめて低れんであるから、多額の自己資金を投じなければ移転不可能であり、しかも相当日時を経てから清算されるのが通常である。もし清算金及び用地補償金に対し所得税が賦課されるならば、当然従前の土地と換地と同等かあるいはそれ以上価値のあるものを望む結果、復興事業に大なる支障をきたすことになる。ついては、これが清算金及び用地補償金に対しては、租税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦災都市の特殊性を勘案し、至当な要望であり、早速に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

粗製しょう脳及びしょう脳原油の収納価格引上げに関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡高城村城上四千九十四番地山門稲夫外四百十四名）（井上知治君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

粗製しょう脳及びしょう脳原油の収納価格は、一キログラム当り百九十円および百四十円に改訂されたが、昭和二十四年五月の価格に比して約一割五分の引き上げにすぎず、山元生産では、原料木、労賃、資材等諸物価は当時に比し十割以上の値上りをきたし、採算上事業の継続を不可能にしている。ついては、外貨獲得のためにも重要なしょう脳産業の維持発展のため、粗製しょう脳及びしょう脳原油の収納価格、現行価格より最低四割引き上げ平均二百二十八円にされたいというのである。

二、請願の議決理由

専売益金確保の見地より、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

たばこ小売人の利益率引上げに関する請願（請願者　静岡県田方郡伊豆長岡相原半作）（遠藤三郎君紹介）（第二四号）、同（請願者　多治見市大平町一の四十五番地多治見たばこ販売協同組合理事長木金文男）（平野三郎君紹介）（第二五号）、同（請願者　名古屋市東区橦木町三ノ六小川銈一）（田鍋好文君紹介）（第二六号）、同（請願者　静岡県吉原市荒田島百四十八の二吉原たばこ販売協同組合理事長内藤英吾）（宮幡靖君紹介）（第二七号）、同（請願者　高山市上一之町二番地水間元治）（岡村利右衛門君紹介）（第二八号）、同外二件（請願者　清水市清水五百八十三番地北村五兵衛外二名）（西村直己君紹介）（第二九号）、同外四件（請願者　岡崎市材木町九十四番地岩瀬広吉外五名）（江崎真澄君紹介）（第三〇号）、同外二件（請願者　愛知県一宮市御朱印町四番地一宮たばこ販売協同組合理事長小椋万金外二名）（江崎真澄君紹介）（第三一号）、同外十七件（請願者　愛知県南設楽郡新城町字並二四四ノ二蒔田幸吉外十七名）（辻寛一君紹介）（第三二号）、同（請願者　大阪府池田市本町一番地池田たばこ商業協同組合理事長和田芳蔵外二名）（浅香忠雄君紹介）（第九八号）、同外一件（請願者　兵庫県加東郡社町社内橋重太郎外四十七名）（岡田五郎君紹介）（第一六五号）、同外一件（請願者　茨城県行方郡潮来町潮来たばこ販売協同組合理事長出沼喜之助外一名）（橋本登美三郎君紹介）（第二九二号）、同外三件（請願者　三重県志摩郡鳥羽町杉田外兵衛外六十一名）（辻寛一君紹介）（第二九三号）、同（請願者　三重県員弁郡たばこ販売協同組合理事長毛利嘉明）（水谷昇君紹介）（第二九四号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区中山町三ノ七の二富田彦六）（江崎真澄君紹介）（第二九五号）、同（請願者　兵庫県洲本市外通町乙四十八番地ノ一服部重之外六十七名）（塩田賀四郎君紹介）（第二九六号）、同（請願者　熱海市熱海四百二十六番地熱海たばこ販売協同組合理事長芹沢弘）（早稲田栄右ェ門君紹介）（第二九七号）、同外三十二件（請願者　愛知県東春日井郡志段味村五百六十九番地川本喜代外三十二名）（早稲田栄右ェ門君紹介）（第二九八号）、同（請願者　愛知県刈

谷市大字苅谷字殿池町二十三番地市川鉄治）（吉木孝義君紹介）（第二九九号）、同（請願者　西宮市津門大箇町九十番地西宮たばこ商業協同組合理事長松原丑松外二十八名）（吉田吉太郎君紹介）（第四三〇号）、同（請願者　和歌山県田辺市上屋敷町一番地田辺たばこ商業協同組合山本孫一郎外二十名）（山口喜久一郎君紹介）（第五四一号）、同（請願者　大津市馬場向畑九十番地大津たばこ商業協同組合理事長山口周助外百二十一名）（河原伊三郎君紹介）（第五四二号）、同（請願者　岸和田市本町百六十三番地川口松太郎外十二名）（小西寅松君紹介）（第五四三号）、同（請願者　布施市足代二丁目十三番地八尾たばこ商業協同組合理事長大西政三外十三名）（松永佛骨君紹介）（第五四四号）、同（請願者　大阪府枚方市大字伊加賀九百九十二番地枚方たばこ商業協同組合理事長竹川益一郎外五十五名）（浅香忠雄君紹介）（第五四五号）、同外二件（請願者　京都市伏見区京町北七丁目十三番地星野繁一外九十九名）（中野武雄君紹介）（第五四六号）、同外四件（請願者　奈良県吉野郡下市町下市三千四十七番地上田寅蔵外六十八名）（東井三代次君紹介）（第五四七号）、同（請願者　大阪府南河内郡国分町大字国分百六十番地大橋吉郎外八十三名）（田中万逸君紹介）（第五四八号）、同（請願者　兵庫県神崎郡田原村西田原千二百三十三番地北條

たばこ販売協同組合理事長松岡栄四外百十七名）（堀川恭平君紹介）（第五四九号）、同外一件（請願者　京都府與謝郡宮津町万町五二四番地竹縄雄吉外十五名）（前尾繁三郎君紹介）（第五五〇号）、同（請願者　大阪市浪速区惠美須町一丁目一番地福田安蔵外十七名）（有田二郎君紹介）（第五五一号）、同（請願者　兵庫県加古川市加古川町寺家町加印たばこ商業協同組合理事長横山長治外三十六名）（川西清君紹介）（第五五二号）、同（請願者　大阪市西淀川区姫島町四七三番地柏原平大郎外二十名）（前田種男君紹介）（第五五三号）、同（請願者　和歌山市杉ノ馬場四ノ一中村義雄外四十六名）（田中織之進君紹介）（第五五四号）、同（請願者　神戸市生田区三宮町一ノ五七神戸たばこ商業協同組合理事長田村輝一外十八名）（松澤豪人君紹介）（第五五五号）、同（請願者　福知山市東長五十三番地吉田光雄外十三名）（芦田均君紹介）（第五五六号）、同（請願者　和歌山県田辺市南新町百四十四番地横矢竹四郎外二十名）（早川崇君紹介）（第五五七号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町今宿谷口波太郎外九名）（木下榮君紹介）（第五五八号）、同（請願者　和歌山県田辺市湊九百九十七番地玉置常吉外二十名）（世耕弘一君紹介）（第五五九号）、同（請願者　鳥取市字竹屋九十四番地三上長司外十三名）（大石ヨシエ君紹介）（第六二七号）及び同（請願者　相生市赤穂たばこ商業協同組合代表松浦増治外九名）（大上司君紹介）（第七八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

専売益金予算額達成のため、たばこ小売人は店舗設備の改善等を行つて売行の増進に努めているが、現在の利益率は昭和二十四年六月の改正以来すえおきであり、本年四月一日にピース、桃山は引き上げられたが値下げのため、実収入は変らない状態である。しかるに主食品、電気、ガス等は値上げ、鉄道、電車運賃等は大幅引き上げ等が行われようとしている。ついては、たばこ小売人の窮状打開のため、利益率を戦前の一割に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

たばこ小売人の窮状を打開し、あわせて専売益金の確保を計るため、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

葉たばこ收納価格引上げに関する請願（請願者　鹿兒島県議会議長米山恒治）（岩川與助君紹介）（第六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、葉たばこの検査等級は八等級に細分され、しかも厳選されているため、生産品の大部分は下位等級となり、その收納代金は減少し、農民の耕作意欲にも支障をきたす実情にある。ついては、これが救済方法として等級標本による検査を緩和するとともに、適当価格を黄色種と同種に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

専売益金確保の見地より、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

石川町に松川葉たばこ試験場設置の請願（請願者　福島県石川郡石川町石川地方町村会長吉田嘉重外二名）（園谷光衛君紹介）（第六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡石川町地方は、全国にその名をうたわれた天恵的たばこ産地であり、また戦後時代の脚光を浴びエヂプト輸出に好評を得ている松川葉の発祥地として、指折の生産地であるが、全国のたばこ産地が松川葉へ転換しようとしている現在、同地方に松川葉の品種改良、耕作法改善等その目的を達する試験場がないことは、はなはだ遺憾である。ついては、同町に専売公社直営の松川葉たばこ試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

専売益金の確保、葉たばこの品種改良の促進等の見地より至当な要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

動労所得に対する所得税軽減に関する請願（請願者　八幡市議会議長上段逸作）（池見茂隆君紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

左記の諸点につき動労者のための実質的な減税をされたいというのである。（一）動労控除率を十分の三以上大幅に引き上げ最高を十万円とする、（二）退職金に対して課税しないこと、（三）生命保険料の控除を現行の二千円から二万円に引き上げること、（四）基礎控除を五万円に引き上げること、（五）扶養控除を二万五千円に引き上げること、（六）低額所得層の税率を引き下げること等。

二、請願の議決理由

最近における動労大衆の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林譲治殿

水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願（請願者　北海道夕張郡栗山町字栗山六百二十二番地谷田可思三）（小平忠君紹介）（第九七号）、同（請願者　大村市杭出津郷七百九十六番地谷川広次）（本多市郎君紹介）（第一五四号）、同（請願者　福岡県筑紫郡那珂町九州水飴協会池見太郎）（池見茂隆君紹介）（第二九〇号）、同（請願者　北海道小樽市梅ヶ枝四十四番地高橋一郎）（椎熊三郎君紹介）（第二九一号）、同（請願者　鹿児島県日置郡下伊集院村麦生田福永英二外百二名）（中馬辰猪君外一名紹介）（第六二五号）、同（請願者　東京都千代田区内幸町二ノ三穀粉協会長久米武外十三名）（川端佳夫君紹介）（第六二六号）、同（請願者　東京都港区芝三田四国町二番地全国菓子協会森永大平外十三名）（福田昌子君紹介）（第七八五号）、同（請願者　愛知県東春日井郡小牧町大字三渕小牧農産加工協同組合長舟橋嚴）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一一八九号）、同（請願者　東京都千代田区内幸町二ノ三幸ビル三階穀粉糖協会内水あめ、ぶどう糖物品税全廃期成同盟委員長久米武）（山口武秀君紹介）（第一二五一号）及び同（請願者　東京都千代田区内幸町二ノ三穀粉糖協会内斎藤文三）（山手満男君紹介）（第一四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
水あめに対する物品税を次の理由により撤廃されたいというのである。（一）水あめの物品税は製造工場より移出される水あめの数量により徴収されるのであるが、その価格は消費者により決定され、原料甘しよを生産する耕作農民の負担となり、農家の労働報酬を減ずる結果となる、（二）水あめ百斤当五百円の物品税は農村工業の発展を阻害するものとなる、（三）農家生産甘しよの五十パーセントはでん粉原料として販売され、製造でん粉の九十五パーセントは水あめに加工される現状からして水あめ工業衰退はでん粉事業の不振となり、原料甘しよ価格は値下り、農家損失は多大となる。

二、請願の議決理由
水あめ、ぶどう糖製造業者の窮状等にかんがみ、適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林譲治殿

革製手袋に対する物品税の免税点設定に関する請願（請願者　東京都台東区永住町五十番地小野繁吾）（天野公義君紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
革製手袋に対する物品税を製造価格千百五十円に満たないものはこれを免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
一般大衆並びに業者の窮状にかんがみすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林譲治殿

金庫等に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区西八丁堀二丁目五番地全国金庫業連合会議長佐川筒飯次外一名）（三宅則義君紹介）（第一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
金庫及び手提金庫は前回物品税を撤廃された鋼鉄製書類箱と同種の事務用器で、その需要の七十パーセント以上が諸官公庁用に供されており、当然同一に取扱われるべきものである。ついては、金庫及び手提金庫に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
金庫類は事務用の必需品であり、これに対する物品税は早急に撤廃すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林譲治殿

人形及び玩具等に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都台東区浅草駒形一丁目二番地全国人形及玩具振興会理事長金林真太郎）（西村直己君紹介）（第一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
人形は幼少子女の必需品であり、情操教育上貴重な玩具であるが、物品税のために製造業者は破滅にひんしている。すなわち、人形類生産は、家庭手工業で、大部分は業主単独かその家族で製造し、原始的な方法で、かろうじて生産を行つており、また販売は問屋を通じて委託されるため、代金の回収が悪く、同業者間の競争は高率の物品税もあつて、原価を無視して売り急ぐという有様である。ついては、之が物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
人形類が幼少子女に與える情操教育上の価値並びに零細な当該製造業者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林譲治殿

照明器具に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都荒川区日暮里町二丁目三十二番地島岡捨吉）（天野公義君紹介）（第一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
照明器具は、家庭用及び産業用の照明として、とくに能率増大に欠くことのできない生活必需品であり、また将来電燈照明として全般的に採用される傾向にある螢光燈スタンドは、価格の点ですべて課税の対象となつているため、拡大な利用価値があるにもかかわらず、その利用範囲がせばめられ、その発達に大きな支障をきたしている。

二、請願の議決理由
照明器具は生活必需品であり、これに対する物品税は、その利用範囲をせばめ、その発達を阻害することになるので、早急に撤廃すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

公務員の新退職給與制度確立に関する請願（請願者　日本退職公務員連盟理事中沢留外五百五十六名）（石田一松君紹介）（第一五七号）、同（請願者　愛知県中島郡萩原町大字萩原三十二ノ一角田政一外百九十九名）（河野金昇君紹介）（第一五八号）、同（請願者　東京都退職公務員連盟代表並木與一外三百五十八名）（並木芳雄君紹介）（第一五九号）、同（請願者　広島県退職公務員連盟代表後藤真造外四千百十八名）（鮎越弘君外九名紹介）（第一六〇号）、同（請願者　三重県員弁郡員弁町大泉伊藤幸太郎外（三千八百五十六名）（永谷昇君紹介）（第二八六号）、同（請願者　高知市江の口町高知県退職公務員連盟理事長坂本重蔣外千九百五十名）（長野長廣君紹介）（第五九五号）、同（請願者　静岡市静岡県庁内静岡県退職公務員連盟会長実藤豊吉外四十二名）（小松勇次君紹介）（第六二四号）、同（請願者　久留米市荘島町三百六十五番地田口経次外二千二百五十七名）（高橋龍六君紹介）（第八八三号）、同（請願者　佐賀市厘外町祠島清太郎外二千百四名）（三池信君外二名紹介）（第九九四号）及び同（請願者　熊本市北新坪井町十五番地本庭源三外五千十二名）（松野頼三君外二名紹介）（第一〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、昭和二十六年三月三十一日で失効となつたのであるが、あらたな恒久退職給與制度の具体案の整備が整わず、多数現職並びに退職公務員に與えている精神的影響は少くない。ついては、国家公務員法第百八條及び国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に相応する新退職給與制度の制定を促進されたい。制定にあたつては、とくに、この制度を統合され統一された単一制度とし、公社職員をも含めて国家公務員、地方公務員のすべてが制度の保護に浴しうるものとし、国家公務員法第百八條の精神にそう内容たらしめ、地方財源の安定確保の道を講じ、既得権を尊重し、給與の公平を期すよう考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家公務員の窮状にかんがみ、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

退職金に対する所得税免除の請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来一般勤労者の退職金については、一定の規準により源泉課税をされているが、退職金は普通の給與とその性質を異にし、勤労者の永年勤続のかん苦に報ゆる慰労金であるとともに、おおむね一時的であり、最終的な給付であつて、退職者の以後の生活をまかなう唯一の所得である実情にかんがみ、退職金に対する所得税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

退職金の特殊性にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願外三件（請願者　横浜市国立横浜病院内岡部力外五十五名）（苅田アサノ君紹介）（第一六二号）、同（請願者　静岡県加茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院白友会代表高橋清外三十二名）（宮幡靖君紹介）（第二八八号）、同（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地杉並療養所患者代表金沢顯雄）（花村四郎君紹介）（第四二二号）、同（請願者　福岡県粕屋郡古賀町国立福岡療養所代表高山照夫外二千七十九名）（池見茂隆君紹介）（第四二三号）、同外二件（請願者　横須賀市野比二千七百六十九番地国立療養所久里浜病院内富永光正外四名）（苅田アサノ君紹介）（第四二三号）、同外十三件（請願者　静岡県賀茂郡下田町白菊会代表森芳子外五千五名）（畠山鶴吉君紹介）（第四二五号）、同（請願者　愛知県知多郡大府町大字森岡字源吾国立愛知療養所内水野勉外六百十一名）（川本末治君紹介）（第五六〇号）、同（請願者　栃木県足利市大沼田町六百二十二番地国立足利療養所内島倉良吉外二百五十五名）（佐藤親弘君紹介）（第五六一号）、同（請願者　山口県玖珂郡川越村大字瀬越中津井三郎外二百九十名）（青柳一郎君紹介）（第五六二号）、同（請願者　静岡県熱海市田原町三十九番地国立熱海病院代表金谷勝太郎外百五十八名）（遠藤三郎君紹介）（第五八八号）、同（請願者　柏崎市大久保新潟療養所官舎内奥沢秀雄外六百三十五名）（丸山直友君紹介）（第五九三号）、同（請願者　奈良県奈良国立病院内坂口言正）（苅田アサノ君外一名紹介）（第五九四号）、同（請願者　国立栃木病院患者代表益子廉外千四十四名）（佐藤親弘君紹介）（第六二九号）、同（請願者　広島県加茂郡寺西村国立療養所内親見芳男外四百三十二名）（高橋等君紹介）（第七〇二号）、同（請願者　群馬県利根郡沼田町国立沼田病院坂井鉄夫外十名）（苅田アサノ君紹介）（第一一一五号）及び同（請願者　国立長野療養所日本患者同盟長野県支部未復員者代表中島一郎外千百七十名）（林百郎君外五名紹介）（第一一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未復員者給與法の適用を受けている戦争傷い者は、全国で約六千名の多きを数えているが、同法打ち切りとなれば、そのほとんどが療養費念出不可能のため、退院を余儀なくされる実情にあり、期間満了を前にして物心両面の負担に悩んでいる現状である。ついては、未復員者給與法を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における未復員者給與法適用患者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願（請願者　石川県国立石川療養所内福沢安正外三十五名）（紹介）（第一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
未復員者給與法は本年末で期間を終り、これが適用をうけている患者に対する保障は打切られるが、結核病は長年月の療養を要し、治ゆしても常人の半分の体力しかもてず、変動激しい世の荒波に対抗できず廃たい者となるおそれがあり、療養に不安な日々を送つているから、本法の適用期間を延長するとともに、これが適用者に対して公務員の傷病恩給同様のものを支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近における未復員者給與法適用患者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

特別未帰還者給與法等廃止反対に関する請願（請願者　長野県松本市国立松本療養所内上條眞治外百十九名）（紹介）（第一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
特別未帰還者給與法並びに未復員者給與法により入院療養している多数の患者は、期限満了をもつて、その八割の多数の人々が打ち切られようとしているが、生活保護法があるとはいえ、現在の保護法の最低規準額をもつてしては、退院後とうてい完全治療は不可能であり、その満了を前にして物心両面の負担に悩んでいる実情である。ついては、特別未帰還者給與法等の廃止を中止し、その適用期限を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近における未復員者給與法等の適用患者の実情にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

児童用乗物に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都荒川区南千住五丁目百三十七番地全国児童乗物工業連合会　阪上虎太郎）（島村一郎君紹介）（第二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
乳母車類は、母体保護の上に、また幼児体位向上に欠くことのできない生活必需品であり、三輪車類は、児童の福祉上及び体位向上に大なる効果をあげているにもかかわらず、これら児童用乗物類に対する物品税が、いまだに撤廃されないことは、はなはだ遺憾である。ついては、すみやかに児童用乗物に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
児童の体位向上、母体保護等の見地より、これに対する物品税はすみやかに撤廃すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

陶磁器製品に対する物品税撤廃の請願（請願者　瀬戸市陶原町一ノ入瀬戸商工会議所会頭長谷川正博外三名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
陶磁器製品は、国民生活に不可欠の用品であり、決していやしい的なものではなく、これら製品に対する課税は、国民生活の負担を加重させ、その影響は大であり、また原料、燃料等の値上りにより、生産原価の騰貴を免れないため、製品の販売価格は現行の課税最低額では余りにも低くすぎている。ついては、同製品に対する物品税を全廃されるとともに、もし不可能なときは、室内装飾品中、茶道、香道及び華道用具、茶器、果物盛器の課税最低限を六百円にされたいというのである。

二、請願の議決理由
陶磁器製品は生活必需品であり、これに対する物品税は早急に撤廃すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

未復員者給與法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県出水郡阿久根町国立阿久根療養所久保盛蔵外百八十六名）（石原登君紹介）（第二八七号）、同（請願者　徳島市福島町一丁目国立徳島療養所代表片岡繁敏外五百七十二名）（眞鍋勝君紹介）（第四二六号）、同（請願者　宮崎県国立日向療養所代表大隈正治外一千三百三十九名）（田中不破三君紹介）（第五〇二号）及び同（請願者　東京都中野区江古田三丁目千百六十一番地　永盛峰雄外六百二十九名）（苅田アサノ君外一名紹介）（第八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
不幸な戦争犠牲者で、終戦後満六年結核のため療養生活を続けている者が全国で六千七百名に達するが、未復員者給與法が本年末に打ちきられるとすれば、たちまち経済的破たんをきたし、生命の危機にさらされることはあきらかである。ついては、未復員者給與法を改正して傷病の完全治ゆを保障し、入院中の生活費を支給し、傷病者に傷病恩給一時金と遺家族の扶助料を災害保障法なみに増額支給するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
最近における未復員者給與法適用患者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧陸軍共済組合員に年金交付に関する請願（請願者　大阪市生野区猪飼野西四丁目九十七番地　大山好夫外九十九名）（松永佛骨君紹介）（第三〇五号）、同（請願者　名古屋市中区向田町一ノ七　兼子謙三外二十二名）（辻寛一君紹介）（第四四一号）、同（請願者　名古屋市千種区振甫町三ノ十三大飼末吉外八十名）（竹尾弌君紹介）（第七九二号）、同外二件（請願者　大阪市生野区猪飼野西四丁目九十七番地　大山好夫

外三百六十五名）（有田二郎君紹介）（第一〇三九号）、同（請願者　名古屋市昭和区東畑町一ノ十山田要太郎外八十九名）（千葉三郎君紹介）（第一〇四〇号）及び同（請願者　千葉県印旛郡千代田町四街道小島由太郎外六名）（竹尾弌君紹介）（第一二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般制定された旧陸軍共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によれば、終戦当時満四十五歳にみたない者は受給資格がないことになつている。請願者等は、大正八年四月一日、共済組合成立当時から組合に加入し、昭和二十年八月十五日に至る二十六年間甲組合員として過してきたが、停年満限に至らないで離職の悲運にあい、生活の安定を失つたものである。今回の措置法によれば同じ甲組合員でも数年後に組合に加入したものが四十五歳以上であるため、受給資格を有し、若年者は組合創立以前から見習工員として在職していたにもかかわらず除外されていることは不公平である。ついては、甲組合員の若年者にも加入後満二十年以上を経過したものには受給資格を下附されたいというのである。

二、請願の議決理由

年金の受給資格者を適切にするため、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

冷蔵器に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都文京区駒込西片町十番地関東信越冷蔵器事業協同組合内山田広三郎外二百十五名）（三宅則義君紹介）（第三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

冷蔵器に対する物品税は、電気冷蔵器に対して三割、氷を冷源とする冷蔵器に対しては二割まで引き下げられたが、冷蔵器は国民衛生上必要欠くことのできない必備品であるから、冷蔵器に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民衛生上の見地より早急に撤廃すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に関する請願（請願者　東京都千代田区麹町六ノ三東京大連会長山田浩通外二名）（塚田十一郎君紹介）（第四一九号）及び同（請願者　東京都目黒区上目黒一ノ二二八高岡謙吉）（菊池義郎君紹介）（第八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府は在外公館等借入金の返済実施に関する法律案を国会に提出され、関東州における現地通貨の換算率を昭和二十一年一月以降の借入については、本邦貨一円対現地通貨十円という驚くべき低率で定められているとのことである。換算率は現地の主食の特定時における価格を基準として定められたとのことであるが、終戦時における各地の食糧事情は特異な様相を呈したのであつて、これを共通の基準とすることは不合理である。また関東州と満州とは一体であり、貨幣も共通であつたのに、関東州の換算率を満州の六分の一にするということは、了解に苦しむところである。ついては、政府原案を修正して、関東州と満州とは必らず同一の換算率を適用し、朝鮮、満州及び関東州は本邦貨に対し等価の取扱をすること、借入金の返済限度五万円は、返済時の物価水準に照応することとされたいというのである。

二、請願の議決理由

公館等借入金の経緯、性質並びに引揚者の窮状等にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に関する請願外二件（請願者　福岡市春吉四番丁武藤虎雄外九名）（若林義孝君紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公館等借入金支弁については、大蔵省は米価による算定とまた近々これを打切ることを報じているが、これが決定すれば引揚者にとつては一大事である。生活の根拠を海外に移し、日本内地に何一つ資産のない引揚者にとつては、公館貸金による帰国後の更生を唯一の頼りに、今日まで生活と闘つてきたのであるから、せめて一部は年賦償還の形でもよいから、更生資金として支弁われたい。換算率は、出先行政資金および引揚処理費は内外ともにはばかるところなき立替金であるから、固定レートで支弁われたいというのである。調査料付送金小切手は未確認としてたな上げられているが、すみやかに調査の上、これを確認し、換算率も同様に取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

公館等借入金の経緯、性質並びに引揚者の窮状等にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

未復員者給与法の一部改正に関する請願（請願者　横須賀市野比二千七百六十九番地国立療養所久里浜病院内富永光正外四千六十三名）（金子與重郎君紹介）（第四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年十二月二十八日をもつて未復員給与法が打切られるが、終戦後六年間、医療補償以外になんらの補償も與えられず、治ゆ途上で打切られることは人道上許されるべきことではない。ついては、左の事項に従つて、未復員者給与法を改正されたいというのである。（一）療養補償の給與期間を国家公務員なみに治るまで延長すること、（二）余病に対しても補償し、附添看護料を支給すること、（三）公務員なみに平均給與額の六割を支給すること、（四）傷い傷病恩給を受けた者でも再発した場合は本法を適用して療養できるようにすること、（五）葬祭補償を一般災害補償なみに一万円以上増額すること等。

二、請願の議決理由

最近における未復員者給與法適用患者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願（請願者　名古屋市東区布池町三十二日本陶業連盟会長佐治博）（堤田賀四郎君紹介）（第四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶磁器製タイルは、建築、衛生上の用品として、また需用度において、かわら、れんが等の建築製品となんらそん色なく、本品に対して物品税が課せられているため、企業の存立をいちじるしく圧迫している。ついては、陶磁器製タイルに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の衛生上の見地より早急に撤廃すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

鏡に対する物品税撤廃の請願外一件（請願者　東京都台東区御徒町一ノ七十二全日本鏡工業協会長川口辰之助外一名）（高橋英吉君紹介）（第四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鏡類は、国民生活上絶対不可欠な生活必需品であり、しかもその税額は、現在一箇年全国で五十万円程度と思考される零細な金額であり、かかるわずかな税収のために業者及び国民大衆を威嚇せしめ、生産の興隆と所得の増収を阻害せしめることは実に遺憾である。ついては鏡に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

鏡類は生活必需品であるばかりでなく、その生産形態は家内工業に属し、現下のごとき経済状態においては企業の維持、技術の保存にすら非常な困難を感じている実情である。従つてこれが物品税についてはすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

未復員者給與法の一部改正に関する請願（請願者　宮城県伊具郡栃村字佐倉館岡字枝外三十四名）（庄司一郎君紹介）（第五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の物価高により、未復員者留守家族の生活は窮乏をきわめているから、この際、公務員の給與引き上げと併行して、留守宅渡金の現行給與額をすみやかに増額するよう未復員者給與法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における未復員者給與法適用患者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

未復員者給與法の一部改正等に関する請願（請願者　仙台市弓ノ町五番地留守家族婦人会代表花栄子）（庄司一郎君紹介）（第五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行われる公務員の給與改訂に伴つて、未復員者給與法による留守宅渡金の現行給與額をすみやかに増額するよう同法の一部を改正するとともに、遺骨引取り等の場合の旅費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における未復員者留守家族の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に関する請願（請願者　長崎市大浦町一丁目二十二番地長崎在外公館貸付金返還促進期成会代表者小谷為雄外二名）（若林義孝君紹介）（第五〇四号）及び同外一件（請願者　東京都港区芝浜松町一ノ三宮沢綱之外五名）（若林義孝君紹介）（第七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に提出されるといわれる在外公館等借入金返還に関する法案によれば、現地通貨と日本円との比率を日本円一円に対し儲備券二千四百元、法幣は十二元とし、支拂に限度を設け、それ以上を打切りとし、また物価の変動を無視している。儲備券は終戦時まで日本政府がその価値維持のために努力を傾注して旧政権の通貨で、儲備券百元対日本円十八円は政府自らが定めた公定レートであつて、これを無視することは不当である。また公館等借入金は政府対個人の貸借であつて、債務者である政府が債権者に対して、一方的に返還限度を定めることは無法きわまるものである。また終戦後六箇年を経て、物価の変動を考慮におかず、三割の利息でこと足るとすることも不当であることはいうまでもない。ついては、次の事項を容認されたいというのである。（一）返還に限度を附せず、一定額以上の金額に対しては公債の交付等別に考慮すること、（二）物価騰貴に基き、法幣一元対日本円一円の等価で返還されたいこと。

二、請願の議決理由

公館等借入金の経緯、性質等並びに引揚者の窮状等にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

漆器に対する物品税撤廃の請願（請願者　秋田県雄勝郡川連町大館秋田県漆器協同組合代表理事阿部健吉外十三名）（飯塚定輔君紹介）（第五六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漆器はわが国独特の手工業製品であり、家庭必需品として、また輸出向商品として戦前、戦後を通じて重要視されてきたのであるが、生産の形態は作業の特殊性と永年の伝統から家内工業に属し、零小企業であるために現下のごとき経済状勢においては企業の維

持、技術の保存にすら非常な困難を感じており、政府においてもかかる事情を考慮の上、過般物品税法の一部改正によつて漆器業界に活路を與えられたが、なお依然として漆器が物品税の対象となつているために業界不振の原因となつている。ついては、漆器に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

漆器は生活必需品であるばかりでなく、該製造業者の大半は零細な家内工業であつて重税にあえいでいる実情であり早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧軍港市転換法による転換地域の再接收反対に関する請願（請願者　横須賀市長石渡直次外四名）（宮原幸三郎君外四名紹介）（第五六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横須賀市は旧軍港市転換法により平和産業港湾都市建設に努めてきたのであるが、今回、本市域内追浜転換工場地域に対して、在日兵たん部よりの調達下命により再接收するとのことである。これは転換更生の再建途上にある本市にとり、転換事業の計画と完成に大きな支障をきたすとともに、この地域が本市の最重要な工業地帯であるだけに政治的、経済的にその影響するところは大なるものがある。ついては、かかる実情を考慮の上、これが再接收を取止められたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍港市より平和産業港湾都市へと転換更生しつつある横須賀市を再接收することは転換事業の計画並びに産業上に重大な支障をきたすことになるので、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

原稿料等の源泉徴收率引下げの請願（請願者　社団法人日本文芸家協会理事長舟橋聖一）（有田二郎君紹介）（第五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年度四月の所得税法の改正により、同法第四十二條の規定に基いて、原稿料等の所得は普通所得の上積みとなるものである等の理由により原稿等の收入に対する源泉徴收率が十五パーセントから二十パーセントに上昇させられたが、かかる二十パーセントの源泉は非常に不当であり、流行作家や所得税法第四十二條の他の收入、作曲及び音盤吹込の報酬、著作権の使用料等を勘案しても、源泉税は、十パーセント以下でなければならない。ついては、原稿料等の源泉徴收率を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理をすみやかに善処すべきのと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

家具に対する物品税撤廃の請願（請願者　茨城県真壁郡下館町大町甲四十七番地老田敬三外二名）（北澤直吉君紹介）（第七三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家具調度品は、決してぜいたく品ではなく、最低生活に欠くべからざる生活必需品であるにもかかわらず、いまだに二十パーセントの物品税が賦課されているため、一般大衆の負担を重加し、かつ製造業者を苦境に陷しいれている。ついては、家具に対する物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

家具調度品は生活必需品であり、又これに対する物品税が一般大衆及び業者の負担を重加している現状にかんがみ、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

呉市平和産業港湾都市建設総合計画に関する請願（請願者　呉市長鈴木衛外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市は、昭和二十三年貿易港に指定され、重要港湾として国家的に認められ、昭和二十五年六月、旧軍港市転換法の成立で平和産業港湾都市として法の援助で将来の基本的計画を樹立しているが、現状では幾多の制約があつて、この計画の具体化が困難である。ついては、呉市の平和産業港湾都市建設に旧軍港海面の利用とその他の施設の開放等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

平和産業港湾都市の健全な発展を助長するため早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

水あめに対する物品税撤廃の請願（請願者　千葉市本千葉町五十九番地日暮與一外十五名）（寺島隆太郎君紹介）（第八八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水あめに対する物品税を次の理由により撤廃されたいというのである。（一）水あめの物品税は製造工場より移出される水あめの数量により徴收されるのであるが、その価格は消費者により決定され、原料甘しよを生産する耕作農民の負担となり、農家の労働報酬を減ずる結果となる、（二）水あめ百斤当五百円の物品税は農村工業の発展を阻害するものとなる、（三）農家生産甘しよの五十パーセントはでん粉原料として販売され、製造でん粉の九十五パーセントは水あめに加工される現状からして水あめ工業衰退はでん粉事業の不振となり、原料甘しよ価格は値下り、農家損失は多大となる。

二、請願の議決理由

最近における水あめ製造業者等の窮状にかんがみ早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国税減免に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ルース台風による鹿児島県下の罹災者は、農漁村民をはじめとして県民の約六割が農作物、生産資材、家屋等に大小の被害をうけ、県民の担税力は最悪の状態にある。ついては、租税の減免実施にあたつては十分なる調査の上、実情に即した減免をなすとともに、過年度分等についても温情的寛大な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

ルース台風による罹災者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

林業税制改正に関する請願（請願者　静岡県磐田郡下阿多古村百神千五百五番地の一松野勝太郎外六十四名）（足立篤郎君紹介）（第一〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の税制改革の結果、森林所有者に対する各税法は、林業の特性を充分に認めているとはいえないから、次の諸税につき税法を改正されたいというのである。（一）所得税、現行法では再評価額を経費として控除することになつているが、この方法は複雑で不便であるから、売上代金の七割を必要経費として控除するように改める、（二）富裕税、森林所有者の造林意慾を阻害するから廃止する、（三）相続税、現行法では高率であるから、継続経営を第一要件とする林業に対しては、破滅に陥らないよう相当緩和すること。

二、請願の議決理由

林業の特性にかんがみ課税上の不合理を早急に改善する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

ガス器具に対する物品税撤廃の請願（請願者　全国ガス器具工業連合会長向井武雄）（天野公義君紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ガス器具は、都市生活上欠くことのできない必需品であり、現行の高率な物品税の課税対象となるぜい沢品ではなく、今後文化生活の維持向上を図るには、もつとも便利で経済的なガス器具の普及こそ重要である。ついては、ガス器具に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

ガス器具は都市生活上欠くことのできない必需品であり、これに対する物品税は早急に撤廃する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

一般用工業塩拂下げ価格引下げに関する請願（請願者　日本化学工業協会長原安三郎）（宮幡靖君紹介）（第一〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一般用工業塩は、多種の工業に重要原料として用いられているが、そのうち、化学工業、とくに化成品、医薬品、窒業火薬、無機薬品においては、多量に消費され需用の大半をしめている。とくに染料、スルフアミン剤、塩素硫ソーダ等は海外輸出が要望されているが、製品価格の割高な点で海外品に押され、しかも原塩価格が製品価格に大きな影響を與えている。ついては、従前通り一般工業塩をいわゆる輸入標値段に若干の実際チャージを加えた自然の価格で拂下げられ、国際市場に互して行けるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

一般工業塩の重要性にかんがみ、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

果実エッセンスに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都澁谷区代々木西原町九百十一番地　田中吉光）（大石ヨシエ君紹介）（第一〇六五号）及び同（請願者　大阪市東区高麗橋四丁目三十五番地稻畑勝之助外三十二名）（上林與市郎君紹介）（第一一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、果実エッセンスには十パーセントの物品税が課せられているが、果実エッセンスは最終商品としての性格はなく、大部分は清涼飲料、製菓、タバコ等に使用される原料品で、物品税法に規定された原料品に対しては課税しないという原則に反するものであり、また飲料税、アルコール税と三重課税になる不合理を生じているなど、きわめて妥当を欠く課税である。ついては、果実エッセンスに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を是正するため、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

寒冷地手当及び石炭手当に対する所得税免除の請願（請願者　札幌市長高田富與）（稻村順三君外一名紹介）（第一〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在寒冷地手当および石炭手当の支給額については、所得税法第三十八條第一項第七号によつて、源泉で税を控除される結果、その手取額はいちじるしく少額となり、法の本旨にそなわない結果となつている。ついては、国家公務員に対する寒冷地給及び石炭手当の支給に関する法律に所得税法第六條に基く非課税所得の特例として、左の趣旨を法制化されたいというのである。（一）この法律により支給する寒冷地手当支給額及び石炭毛当支給額は所得税の課税標準としない、（二）この法律に準じて支給する地方公務員の寒冷地手当及び石炭手当についても同様とする。

二、請願の議決理由

寒冷地手当及び石炭手当の特性にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

揮発油税軽減に関する請願（請願者　全国通運協会長早川慎一外一名）（小淵光平君紹介）（第一一二二号）、同（請願者　高知県運送株式会社取締役社長宮崎開作）（長野長廣君紹介）（第一一三号）、同（請願者　富山貨物自動車株式会社長吉田清太郎）（内藤隆君紹介）（第一一四号）、同（請願者　社団法人東京トラック協会長阿由葉幸司）（土倉宗明君紹介）（第一一四九号）、同（請願者　中津市二豊運送株式会社取締役社長深尾新吉）（細田喜東君紹介）（第一一五〇号）、同（請願者　秋田県貨物自動車協会長中崎三郎）（飯塚定輔君紹介）（第一一五一号）、同（請願者　富山県販売購買農業協同組合連合会長理事吉田実）（内藤友明君紹介）（第一一五二号）、同（請願者　高知県合同運送株式会社取締役社長里見正矣）（大西正男君紹介）（第一二〇一号）、同（請願者　上田貨物自動車株式会社長田中久蔵外二名）（小林運美君紹介）（第一二〇二号）、同（請願者　富山市神通町二百九十番地日本通運株式会社富山支店長篠塚一郎）（佐伯宗義君紹介）（第一二〇三号）、同（請願者　秋田県貨物自動車協会長中崎三郎）（富山重勇君紹介）（第一二〇四号）、同（請願者　熊本県トラック協会長渡辺幸義）（松野頴三君紹介）（第一二〇五号）、同（請願者　埼東貨物自動車株式会社長黒田錬郎）（佐瀬昌之君紹介）（第一二五二号）、同（請願者　愛知県幡豆郡幡豆陸運株式会社長渡辺豊治郎）（中垣國男君紹介）（第一二五三号）、同（請願者　高岡地方自動車運送株式会社取締役社長渡香大次郎）（土倉宗明君紹介）（第一二五四号）、同（請願者　日本通運株式会社蘆川支店長青木嘉一郎外一名）（小淵光平君紹介）（第一二八三号）、同（請願者　高知県倉庫運送株式会社代表取締役山崎充好）（田嶋好文君紹介）（第一二八四号）、同（請願者　新潟運輸株式会社長佐藤斉）（松木弘君紹介）（第一三六一号）、同（請願者　佐賀貨物自動車株式会社長中元寺政雄）（北川定務君紹介）（第一三六二号）、同（請願者　盛岡統合貨物自動車株式会社長戸田文三）（野原正勝君紹介）（第一三六三号）、同（請願者　富山県下新川郡新川自動車株式会社取締役滝ヶ浦作蔵）（鍛冶良作君紹介）（第一四三三号）及び同（請願者　山形県トラック協会理事長酒井久三郎）（鹿野彦吉君紹介）（第一四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近諸産業並びに貿易の活発な進展に伴い貨物運送及び乗客サービスの輸送需要は逐日増大の一途をたどり、従来しやし的燃料と誤解され勝ちであつたガソリンは、全自動車輸送を通じ、電気ガスと同様に国民生活上不可欠な動力源としてますます低れんな供給を必要としているが、自動車用資材は一般物価指数に比して、いちじるしく高騰し、自動車輸送の経営が日増しに苦境に追い込まれているとき、揮発油は本年に入りすでに二回値上げされ、その上、高額なガソリン税を賦課することは、業者の負担にたえられないところである。ついては、揮発油税を一割程度の低率課税にされたいというのである。

二、請願の議決理由

最近におけるガソリンの必要度にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

濁酒密造防止対策確立に関する請願（請願者　福島県教育委員会委員新城猪之吉）（菅家喜六君紹介）（第一二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近濁酒の密造が盛んに行われているが、この原因は清酒類の絶対量不足によるものである。ついては、これが防止対策として清酒類の価格を引き下げるか、あるいは米と酒を還元配給の制度にするとともに、法を厳にし、重罰金または体罰とする方法を兼用することを採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒税確保の見地より、早急に対策を確立すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　閉鎖機関整理委員会職員組合執行委員長池沢稔）（成田知巳君紹介）（第一二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

閉鎖機関整理委員会の職員で、機構の改廃、または予算実行上の要請によつて退職させられる者に対しては、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則をもつて退職手当の支給基準が定まつているが、閉鎖機関は短命な機関であつて、不安定な地位におかれた職員は、一般公務員の有する恩恵にも浴さず、一度失業すれば平均年齢の高いため転職は困難であり、失業保険すら適用されないなど悪條件の下にあるから、同法附則第七項の退職手当の支給額を大の基準のごとく改正されたいというのである。（一）勤続一年未満の者一・五月、（二）勤続期間一年以上二年未満の者二月、（三）二年以上三年未満の者三月、（四）三年以上四年未満の者四月、（五）四年以上五年未満の者五月、（六）五年以上の者六月。

二、請願の議決理由

国家公務員等の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

舞鶴税関支署庁舎新築の請願（請願者　舞鶴市長艦峨根達雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、舞鶴税関支署は、旧海軍港務部庁舎の一部を暫定的に使用しているが、これが庁舎は現在の商港地区より約九キロを距てているため、多大の不利不便をきたしている。ついては、西港第二ふ頭地区にその庁舎敷地も決定され、整地

も完了しているから、ここに舞鶴税関庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

徴税機構を整備し、税収の確保を計るため、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

運動用品に対する物品税の免税点設定に関する請願（請願者　東京都荒川区日暮里二丁目二百九十九番地永田忠一外七名）（高間松吉君紹介）（第一二八七号）

一、請願の要旨及び目的

健全なスポーツの振興は、国民資質の向上に多大な貢献をなすものであるが、運動用品に対して十パーセントの物品税があるため、スポーツ愛好者の経済的負担を重くし、スポーツ振興を阻害している。また運動具の製造業者は、ほとんどが零細家庭工業者であるところから、副業的業者が存在して脱税を行い、正規業者の経営を困難ならしめている現状であり、その根本的原因は物品税が、高級、一般少年向にかかわらず課せられていることによるのである。ついては、一般青少年向運動用具、生活必需運動用具だけでも免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の体位向上、健全娯楽育成等の見地より、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

電気冷蔵器に対する物品税の課税範囲改訂に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西八丁目九番地の九長井卓夫外三名）（前田榮之助君紹介）（第一三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気冷蔵器は、生活必需品であり、国家が国民保健衛生上必要と認め、設備を強制しているにもかかわらず、これが課税取扱範囲は食品衛生法に基き業務用として必需品である1/4馬力以上の冷蔵器にまで及んでいることは不合理である。ついては、課税取扱範囲を主として家庭用に使用される1/4馬力未満の電気冷蔵器に限定するよう改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上の見地より、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

国民金融公庫法の一部改正に関する請願（請願者　全国中小企業振興会長松沢隼人）（千葉三郎君外三名紹介）（第一三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民金融公庫の役職員の職務の特殊性にかんがみ、国家公務員たる身分をはずし、同種の日本輸出銀行等の職員と同じ身分取扱をするため、国民金融公庫法の一部を次のごとく改正されたいというのである。第十七條「公庫の職員は総裁が任命する」、同條の二を「公庫の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」。

二、請願の議決理由

国民金融公庫の役職員の特殊性にかんがみ、適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

社会保険診療収入課税軽減に関する請願（請願者　日本医師会長谷口弥三郎）（大石武一君紹介）（第一三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険診療収入に対する所得課税につき国税当局のとれる現行取扱は、不当課税に陥りやすく、ひいては社会保険制度の円満なる施行を妨げることともなるから、今後医業所得につき適正なる收支実額調査の行われない者に対しては、保険診療收入と自由診療收入とを別々に調査し、これらに対し、おのおの適正なる所得標準率（日本医師会の希望としては、保険診療報酬については少なくとも十五パーセント以下）を作成適用して、その課税所得金額を算出されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保険制度の円満な施行発達のため、適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

関税定率法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目十番地三信ビル内エクマン商会青木登世三）（小金義照君紹介）（第一四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関税定率法第十四類中「千四百六号特殊鋼を、次の理由により、「千四百五号と同様に「当分のうち免税」に改正されたいというのである。

（一）中空鋼が撓、硫黄の含有量百分の〇・〇三以下の優秀品に限り課税され、右含有量以上の劣等品が免税されているのは不合理である。（二）ステーンレス引抜鋼管は国内ではほとんど生産されないから、これらも当分の間免税する必要がある。（三）日本工業界発展のためには優秀な工具鋼の輸入が必要であるから、これらも免税する。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を是正するため、早急に改正すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長等に関する請願（請願者　宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所患者自治体宮友会代表者和田士）（佐々木更三君紹介）（第一四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未復員者給與法によつて療養を続けている患者は、本年十二月の同法の打ち切りを目前にして、大

多数は生活保護法への切り替えは困難であり、結局病気がかい復しないままで病院から街頭に放り出されるしか道がなく、ことに結核患者には長期療養と栄養を必要とするから、同法の適用患者に対する療養期間を延長するとともに、患者の哀れむべき現状に対して生活費を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における未復員者給與法適用患者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

揮発油税軽減に関する請願（請願者　佐賀県西松浦郡伊万里運送株式会社取締役社長井田松次）（保利茂君紹介）（第一四六二号）、同（請願者　愛媛県トラック協会長檜弘文治）（村瀬宣親君紹介）（第一四六三号）、同（請願者　佐賀県西松浦通運株式会社取締役松本鶴次）（中村又一君紹介）（第一四六四号）、同（請願者　佐世保貨物自動車運送株式会社代表專務取締役川添福一）（北村徳太郎君紹介）（第一四六五号）、同（請願者　川越市武蔵貨物自動車株式会社取締役社長桑田愛三）（清水逸平君紹介）（第一四八四号）、同（請願者　群馬県上州富岡運送株式会社取締役社長佐藤又五郎外四名）（小峯柳多君紹介）（第一四八五号）、同（請願者　日本通運株式会社佐世保支店長村崎肇）（西村久之君外一名紹介）（第一四八六号）、同（請願者　日本通運株式会社浜松支店長林圭介外一名）（中村幸八君紹介）（第一四八七号）、同（請願者　岩手貨物自動車株式会社取締役社長五嶋太四郎）（高田弥市君紹介）（第一四八八号）、同（請願者　福岡貨物自動車運送株式会社取締役社長山崎金十）（守島伍郎君紹介）（第一四八九号）、同外二件（請願者　延岡運輸株式会社取締役社長二木荘二郎外二名）（川野芳満君紹介）（第一四九〇号）、同（請願者　静岡県伊豆運送株式会社取締役社長山口盛枝）（島山鶴吉君紹介）（第一五二一号）、同（請願者　高知市高知通運株式会社取締役社長野村好久）（長野長廣君紹介）（第一五二二号）、同（請願者　伊東市東海自動車株式会社取締役社長吉田鎌蔵）（島山鶴吉君紹介）（第一五二三号）、同外一件（請願者　岐阜県武儀郡中濃運輸株式会社取締役社長岩大路二郎外八名）（大野伴睦君紹介）（第一五二四号）、同（請願者　碧南市三光陸運株式会社取締役社長新美惣右エ門）（中野四郎君紹介）（第一五六一号）、同外一件（請願者　大津市滋賀貨物運輸株式会社取締役社長梅村信夫外一名）（河原伊三郎君紹介）（第一五六二号）、同（請願者　静岡市日本通運株式会社静岡支店長津田秀治）（神田博君紹介）（第一五六三号）、同（請願者　飯田市下伊那自動車株式会社取締役社長中島嶽外二名）（吉川久衛君紹介）（第一五六四号）、同（請願者　群馬県利根貨物自動車株式会社取締役社長宮田彌右衛門外一名）（藤枝泉介君紹介）（第一五六号）、同（請願者　岐阜県吉城郡船津運輸株式会社取締役社長大坪政長外四名）（岡村利右衛門君紹介）（第一五六七号）、同（請願者　滋賀県神崎郡湖東陸運株式会社取締役社長岡栄吉）（河原伊三郎君紹介）（第一五六八号）、同（請願者　前橋市前橋運送株式会社取締役社長吉沢富三郎外五名）（藤枝泉介君紹介）（第一五六九号）、同（請願者　静岡貨物自動車株式会社取締役社長井上司郎）（西村直己君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　宮城県本吉郡大和運輸株式会社取締役社長菅原勝雄）（角田幸吉君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　岡山県小田郡井笠鉄道株式会社取締役社長岡藤謙治）（橋本龍伍君紹介）（第一五七二号）、同（請願者　日本通運株式会社宮崎支店長中村有次郎）（田中不破三君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　日本通運株式会社岡山支店長水田勇）（遠澤寛君紹介）（第一六一二号）、同（請願者　前橋市群馬県貨物自動車業組合理事長小瀬光平）（小瀬光平君紹介）（第一六一三号）及び同（請願者　横浜市東海運送株式会社取締役社長中島為好）（岩本信行君紹介）（第一六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近諸産業並びに貿易の活発な進展に伴い貨物運送及び乗客サービスの輸送需要は逐日増大の一途をたどり、従来しやすい的燃料と誤解され勝ちであつたガソリンは、全自動車輸送を通じ、電気、ガスと同様に国民生活上不可欠な動力源としてますます低れんな供給を必要としているが、自動車用資材は一般物価指数に比して、いちじるしく高騰し、自動車輸送の経営が日増しに苦境に追い込まれているとき、揮発油は本年に入りすでに二回値上げされ、その上、高額なガソリン税を賦課することは、業者の負担にたえられないところである。ついては、揮発油税を一割程度の低率課税にされたいというのである。

二、請願の議決理由

最近におけるガソリンの重要性にかんがみ、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧陸軍共済組合員に年金交付に関する請願（請願者　元陸軍共済組合年金受給資格下附請願連盟副委員長山上喜久治外六名）（千葉三郎君紹介）（第一四六七号）及び同（請願者　名古屋市千種区振甫町三ノ十三犬飼末吉）（江崎真澄君紹介）（第一五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般制定された旧陸軍共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によれば、終戦当時満四十五才にみたない者は受給資格がないことになつている。請願者等は、大正八年四月一日、共済組合成立当時から組合に加入し、昭和二十年八月十五日に至る二十六年間甲組合員として過してきたが、停年満限に至らないで離職の悲運にあい、生活の安定を失つたものである。今日の措置によれば同じ甲組合員でも数年後に組合に加入したものが四十五才以上であるため、受給資格を有し、若年者は組合創立以前から見習工員として在職していたにもかかわらず除外されていることは不公平である。ついては、甲組合員の若年者に対しても、加入後満二十年以上を経過したものに対しても受給資格を下附されるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

年金の受給資格者を適切にするため、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

奄美大島特産品の関税免除に関する請願（請願者　浦和市岸町六丁目九十五番地西田当元外一名）（石原登君外二名紹介）（第一四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美大島の特産品たる黒砂糖、大島つむぎ、鰹節、蘭表等に対する輸入税を、従前同様に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美大島の特殊性にかんがみ、適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都千代田区内幸町二ノ三久米武）（足鹿覺君紹介）（第一五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水あめ、ぶどう糖に対する物品税は、業態事情からくる完全徴収の困難性、脱税業者の不完全設備に基因する国民保健に及ぼす影響、外貨の節約、国内資源でまかなえる甘味給源の需要減退並びに食料品に課税する不合理性及び農業政策的見地等のいずれより見ても悪税である。ついては、水あめ、ぶどう糖に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

水あめ、ぶどう糖製造業者の窮状等にかんがみ、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

関税定率法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一ノ十三信ビル内エクマン商会大木寅一）（小金義照君紹介）（第一五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関税定率法第十四類中千四百六号特殊鋼を、次の理由により、千四百五号と同様に「当分のうち免税」に改正されたいというのである。（一）中空鋼が燐、硫黄の含有量百分の〇・〇三以下の優秀品に限り課税され、右含有量以上の劣等品が免税されているのは不合理である。（二）ステーンレス引抜鋼管は国内ではほとんど生産されないから、これらも当分の間免税する必要がある。（三）日本工業界発展のためには優秀な工具鋼の輸入が必要であるから、これらも免税する。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を是正するため、早急に改正すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

塩収納価格引上げに関する請願（請願者　愛知県塩業協同組合理事長加藤入郎）（三宅則孝君紹介）（第一五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、本年八月一日附をもつて、塩の収納価格を一トン当り一万二千円に改訂されたが、その当時でさえ、業者の生産費調査によれば一万四千円以上が必要とされているのであり、その後石炭の値上りを始め、労銀の値上り等のため、塩業経営はますます困難となり、業者の企業意欲を喪失せしめる憂さえ生ずるに至つた。ついては、これが塩業経営の実態を考慮し、すみやかに現行の収納価格を適正妥当の価格に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

塩業経営者の窮状にかんがみ、早急に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

光学機械類に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都千代田区神田神保町一丁目十三光学精機工業会長金森次郎外三名）（鍋上房太郎君紹介）（第一五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

写真機、映写機、双眼鏡、幻燈機などの光学機械製品は、いずれも高度の光学精密工業への理論的並びに技術的発展に達するもつとも重要な基本的工業であり、現在輸出産業としてわが国経済再建の最大関心事であるにかかわらず、過重なる物品税のため、産業の振興に一大障害を與え、企業自体も崩壊の危機に直面している。ついては、光学機械工業の現状を考慮し、現行の高率物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

光学機械類の健全な発達を促進するため、適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

文部委員会

富山県立水産高等学校に遠洋漁業科及び製造研究科設置等に関する請願（請願者　富山県水産教育振興会長八尾菊次郎外三名）（内藤隆君紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県は漁場が狭少であり、また漁民過剰の関係で漁場計画についても紛争が絶えず、しかも漁区と季節に災いされて沖合漁業の不振から結局沿岸の定期漁網の乱立となり、この結果、漁獲の減少と魚族の繁殖に影響を及ぼし、ひいては将来漁民の経済の没落を招来する結果となりつつある。この打開策として遠洋漁業の指導と水産技術者の育成が必要である。ついては、富山県立水産高等学校に遠洋漁業科及び製造研究科を設置する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業の振興とその基盤である水産教育の充実のために地方事情をも考慮の上、適切な措置を講ずる要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

新編入地区所在中小学校教官の勤務地手当に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年一月以降市に編入された地区に所在する中・小学校教官に対しては、いまだに都道府県から勤務地手当を支給されていないため、やむなく市費をもつて支弁している実情であり、これは窮迫にあえぐ市財政の現状にてらし、まことに過重の負担となつている、ついては、他の中、小学校教官の給與と同様これを都道府県負担として取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十四年一月以降において市に編入された地区所在中・小学校教官の勤務地手当を、都道府県負担として取扱うことに関して適当な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

寒冷地帯の学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北信地方の大部分は積雪が比較的少ないが、寒気のきびしさは北海道及び東北地方に劣らず、冬季は中、小学校生徒の屋外運動は全く不可能であるにかかわらず、屋内運動場の建設費について、なんらの財政的措置が講ぜられていないため、六・三制学校整備費用の負担にあえぐ市財政のひつぱくに拍車を加えている現状である。ついては、小学校屋内運動場建設費につき積雪地帯と同様、起債並びに国庫補助の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪地帯における六・三教育が多季間の校舎内利用困難な事情にかんがみ、屋内運動場建築費に対する国庫補助、及び起債に関し、適当な措置を図る必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

学校給食継続実施に関する請願（請願者　仙台市勾当台通二十七番地半沢健次郎）（鹿野彦吉君紹介）（第一六六号）、同（請願者　愛知県岡崎市康生町八田辰雄外二百四十七名）（千賀康治君外二名紹介）（第四三三号）、同（請願者　名古屋市中川区尾頭橋通二丁目二十四番地阿部唯蔵外百七十九名）（田嶋好文君外一名紹介）（第四三四号）、同（請願者　兵庫県西宮市神明町全国学校給食推進協議会西宮支部長岸本一雄）（塩田賀四郎君紹介）（第四三五号）、同（請願者　宇都宮市栃木県教育委員会人見貞開）（小平久雄君外六名紹介）（第五〇七号）、同（請願者　東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会長代理榊原文太郎）（坪川信三君紹介）（第五九八号）、同（請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三百三十四番地森田善次郎）（中村清君紹介）（第六八二号）、同（請願者　愛媛県岩田小学校P・T・A会長草野秋生外三百四名）（綱井勇君外二名紹介）（第七三九号）、同（請願者　鳥取県学校給食推進協議会小学校P・T・A代表浜崎芳雄外一名）（足鹿覺君紹介）（第一〇七〇号）、同（請願者　半田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第一一五八号）、同（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第一二〇七号）及び（請願者　東京都学校給食推進協議会目黒支部長堀野炤輔外三千四百二十七名）（唐川弘禪君紹介）（第一四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食は、児童に平等観、安定感のかん養等の育成上不可欠のものであり、給食設備については、漸次完備せられ、四年有余にわたる学校給食実施は多大の効果をあげ、一般世論も深くこれを認め、その継続を熱望しているにもかかわらず、ガリオラ資金の打ち切りをもつて、国庫負担の措置をもなさず、過重なる経費の負担を地方費及び児童負担に転化せんとすることは、建設的教育施策に、多大の困難と暗影を残すものである。ついては、講和締結後も国庫負担によつて継続されるようすみやかに予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食が教育上及び国民の食糧事情緩和並びに将来のわが国食糧政策上有効な事情にかんがみ、昭和二十七年度以降においても継続実施しうるよう、予算措置を講ずる必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

校舎建築国庫補助金の建坪単価増額等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（岩川與助君紹介）（第一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学制改革による中学校建物の整備及び災害による校舎の復旧は着着と具現しつつあるが、建築費の高騰、資料の入手難と相まつて窮乏せる地方財政をもつてしては事業遂行上、多大の困難を伴つている現状である。ついては、昭和二十六年度分については坪当り建築単価を増額するとともに、校舎の整備に伴う起債を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の財政状況の困難な事情にかんがみ、昭和二十六年度分の、中学校校舎建築費に関し、物価値上りに伴う不足額を償うため、予算措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

重要文化財建造物修理費国庫補助の請願（請願者　栃木県芳賀郡益子町長家本初太郎外五十九名）（佐藤親弘君外一名紹介）（第二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡益子町には、西明寺、地蔵院、愛宕神社、綱神社の重要文化財建造物を有しているが、これらは、いずれも解体修理の年数に達しており、とくに西明寺においては腐朽はなはだしく、楼門などは原形までくずれている状態で、きわめて遺憾である。ついては、これら重要文化財建造物修理費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県芳賀郡益子町所在の、西明寺、地蔵院、愛宕神社、綱神社等の重要文化財保護に関し、これが修理について考慮する必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願（請願者　岐阜県高等学校教職員組合執行委員長山田修次外一名）（松澤榮人君紹介）（第三〇〇号）、同（請願者　福岡県三井郡善通寺町秋山豊治）（寺崎覺君紹介）（第四三八号）、同（請願者　富山市本町富山市立芝園中学校職員水上德二外三名）（内藤隆君紹介）（第四三九号）、同（請願者　鳥取市県立高等学校事務職員北村嘉外十四名）（稻田直道君紹介）（第五九六号）及び同（請願者　福島県伊達郡伏黒中学校事務職員菅野耕三）（園谷光衞君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校勤務事務職員の待遇は、各県当局の解釈によって相異があり、酷にすぎるという意味で、第十国会で教育公務員特例法の一部改正案が上程されたが、文部省は度々の陳情にも耳をかさず、これを適用されなかった。今回の特例法一部改正によれば、社会教育主事及び文部大臣所轄の機関ならびに国立博物館などに勤務する職員が、この適用または準用を受けることとなり、免許状に関係ないから適用を受けられないという理由は消滅した。また「事務に従事する」という学校教育法第二十八條の規定も学校構成の一員であり、学校行政管理及び教員の教務に対する補助協力をしている以上形式内容ともに完全に教育教務事務である。ついては、公立学校事務職員に教育特例法を適用し、安んじて勤務に従事できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校勤務事務職員に対しても、教育公務員特例法を適用する問題、とくに事務の性格と教育の関連について考究し、適切な措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教職員の行政整理に関する請願（請願者　京都府亀田町西堅京都府中学校長代表岩崎荘次）（第三〇一号）及び同（請願者　宇都宮市栃木県教育委員会人見貞開）（小平久雄君外六名紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、教職員の行政整理によつて一律に定数減になるとのことであるが、京都府においては小、中校ともに約半数が十学級以下の学級数の少ない学校であり、教員数においても文部省基準にまで達しない現状で、理論学級を基礎とした教員数ではいかんともしがたいから、合理的基準を定めて必要数を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

小、中学校教育職員の定数は教育の特性にかんがみて、実情に基く定数の確保を図りうるように、合理的基準を定める必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

富山大学経済学科を学部に昇格の請願外一件（請願者　富山大学経済学科全学生代表大野喜正外三名）（内藤隆君外二名紹介）（第三〇二号）及び同外三件（請願者　新潟市議会議長今枝與七外三名）（佐伯宗義君紹介）（第四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新学制の下に発足した富山大学文理学部経済科は、裏日本沿岸の多数大学中における唯一の経済学科として重要な存在意義と使命をもつているが、教授陣その他の事情により昇格されず、今日に至つているが、以来二箇半を経た今日、内容も次第に整備され、内外ともに学部昇格の気運と熱が高まつている現状である。ついては、地方文化の礎石たる最高学府として経済学部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方文化と産業の発展に資するため、富山大学経済学科の特殊性にかんがみ、学部昇格についてとくに考慮を加える要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

東中学校舎増築費国庫補助に関する請願（請願者　大分県臼杵市長堀元一）（金光義邦君外三名紹介）（第三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県臼杵市立東中学校舎の建設は、昨年度多大なる経費をもつて着工し、本年十二月完成の予定となつているが、この落成のみでは今なお教室不足のため、新校舎に全校生徒を収容することができず、相当距離をもつ新旧両校舎に分散教育をまぬがれない実状であつて、多年不自由な環境の下に教育を継続してきた同校としては、分散教育の弊を除去したいから、この際百坪の追加認証と、相当額の国庫補助を行われたいとうのである。

二、請願の議決理由

大分県臼杵市立東中学校建築費百坪の追加認証に関し、適当な措置を考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教育財政確立に関する請願（請願者　延岡市議会議長岩切哲）（佐藤重遠君外四名紹介）（第三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近六・三制建築費国庫補助あるいは学校給食の打ち切り等地方財政に影響を及ぼす事柄が伝えられているが、これが実施されれば教育の発展充実に大きな支障をきたすから、教育の重要性と地方財政の実情を認識し、義務教育に対しては、その費用の大幅な国庫補助制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制義務教育充実のため、その建築費及び学校給食の継続等に要する経費については、国庫補助制度を確立する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

通信教育学生の救済対策確立に関する請願（請願者　東京都中央区銀座四丁目二十一番地大学通信教育学生連盟委員長松田榮一）（佐瀬昌三君紹介）（第三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年通信教育による大学教育履修の道が開かれたことは、まことに喜びに堪えないが、しかし通信教育制度は年間四十二日の面接授業に出席することを卒業の必須要件としているため、通信教育学生はこの期間職場を離れ、上京滞在せねばならず、非常な困難を伴うため、折角の通信教育制度も有名無実と化し、教育の機会均等にも反する結果となるおそれがある。ついては、通信教育学生の面接授業出席のための職場欠勤を優先的に許可し、その期間はほう給を支給する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

通信教育の特殊性に照し、通信教育学生が面接授業を受ける便宜を容易にするため、その際の欠勤を優先的に許可し、且つその期間の給與を受けうるよう適切な措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

奄美大島在住教職員の身分保証に関する請願（請願者　奄美群島知事中江実孝外二名）（床次徳二君紹介）（第四三一号）及び同（請願者　浦和市岸町六丁目九十五番地西田當元外三名）（本多市郎君外七名紹介）（第一五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北緯二十九度線によつて、日本と分離された奄美大島在住の教職員は、ひたすら祖国日本への復帰を念じつつ教育の現場を維持し続けてきたが、待望の講和会議もついにその念願をいれられず、教育公務員としての今後の身分保証について非常な不安におののいている。ついては、日本本土へ引揚げる教員に対し、日本本土の教員免許状をもつているものは身分及び待遇その他一切を本土と同一條件の下に処理する等の措置を講ずるとともに、恩給、扶助料及び退職手当は日本本土と同一條件の下に恩給法に基いて支給する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美大島在住教職員で教育職員免許状を有する者のうち、日本本土に引揚げる者の身分及び待遇その他一切につき、本土と同一條件の下に取扱うことの妥当なことを認める。よつてこれに応ずる適切な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

志知中学校舎建築費国庫補助の請願（請願者　兵庫県三原郡志知村長仲野栄助）（塩田賀四郎君紹介）（第四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡志知村では、村民奉仕により、岩山を切り開いて学校敷地を整え、昭和二十四年度に全建築を完成したが、最初の予定は建築費の半額を国庫補助で、残半額は起債で、設計金額と請負金額の差額は村民の寄附金でまかなうつもりであつた。しかるに建築半ばで補助金ならびに起債の対象が児童一人当り一〇・七坪に変更したため、予算が不足し、とりあえず農業協同組合から一時金三百万円を借入して、五箇年賦償還にすることになつたため、村財政は窮迫し、組合の運営も困難をきたすことになつた。ついては、同村再建のため、新制中学校建築費の国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県三原郡志知村中学校建築費国庫補助増額に関し、村財政の困難な実情を勘案し、これが対策につき考慮を加える必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

世界無名戦士の墓建設に関する請願（請願者　埼玉県入間郡越生町長谷部秀那）（山口六郎次君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世界平和への努力は、現下わが国に課せられた課題であり、かつ国際復帰への責任である。ついては、かかる運動の一環として戦争の犠牲となつた世界各国の無名戦ぼつ者英霊の墓と報恩堂、報恩坊を外秩父自然公園内大観山に建設し、これをわれら民族永遠の亀鑑として、平和の礎としつつ世界平和達成の願を完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由

世界平和促進運動の一環として、戦争犠牲者を弔うための、墓、報恩堂、及び報恩坊を外秩父自然公園内大観山に建設する適当な具体的方法に関し考慮を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その二）

富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造の請願（請願者　富山県中新川郡滑川町富山県水産教育振興会長八尾菊次郎外三名）（内藤隆君紹介）（第四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県の漁業海区は、能登半島と新潟県に包囲された狭少な地区で、北上の魚群は素通りで、南下の一部が来遊するにすぎず、湾内の多角的漁業経営は困難である。漁民は過剰で、沿岸の定置漁業が乱立し、漁獲の減少と、漁場の荒廃を招きつつある現状で、これが打開策は漁業海区の制限を受けない遠洋漁業以外にない。富山県立水産高等学校が遠洋漁業の発達に貢献した歴史は古く、遠洋漁業の指導と水産技術者の育成が今日こそもっとも要請されている。ついては、日本海の沖合漁業の開拓と現在太平洋方面に発達しつつあるかつを、まぐろ、さんま漁業を富山県に誘導し、漁民の厚生をはかるため、総トン数百五十トンの遠洋漁業練習船を建造されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国水産業の振興とその基盤である水産教育の充実に資するとともに、地方の特殊事情をも考慮し、可能な援助措置を講ずる要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

嚴島神社修理費国庫補助の請願（請願者　広島県佐伯郡宮島町嚴島神社宮司野坂元定外十二名）（山本久雄君外三名紹介）（第四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

永年風雨にさらされ、かつまた昨年襲来した台風により大なる被害をうけた広島県佐伯郡の宮島にある国宝建造物嚴島神社の大鳥居は、多大の国庫補助により、近く完成されることになつているが、他の社殿がそのまま放任されているため、破損の度がますます加わつている。ついては、文化財保護法第三十五條の規定により来年度もこれが修理費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県佐伯郡宮島町嚴島神社社殿の貴重な文化財である実情にかんがみ、これが修理のため、国庫補助措置をとるべき必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

学校給食法制定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡茶屋町茶屋小学校校長天野鳳男外十一名）（若林義孝君紹介）（第五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県の学校給食は、昭和二十二年一月実施以来、児童の心身の発育に顕著な効果を收めているが、いまだに法的根拠が與えられていないため、給食未実施校が九十校も残存している状態であるから、すみやかに自主的給食が行われるよう法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食実施以来、その効果が教育的見地からだけではなく、家庭生活、及び国民の食料対策の見地においても好ましい諸効果のある実情にかんがみ、学校給食の継続実施につき適切な立法措置を講じてこれを恒久化する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教職員の行政整理等に関する請願（請願者　福島県相馬郡中村町福島県教育委員氏家養之）（松井政吉君紹介）（第五六八号）、同（請願者　東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会長代理榊原文太郎）（坪井信三君紹介）（第六〇一号）、同（請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三百三十四番地森田善次郎）（中村清君紹介）（第六八五号）及び同（請願者　山口市長山下太郎外一名）（周東英雄君外三名紹介）（第一二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

（一）教職員の行政整理については、教育の特殊性を認識して、一般公務員と同様に一率に整理することなく、合理的算定基準を定め、最少限員数を確保すること、（二）現在の平衡交付金制度においては地方財政は困難であり、従つて六・三制義務教育費の確保はきわめて困難であるから、義務教育費については、国が最終的責任を明らかにし、教育上合理的算定基準に基く国庫補償制度を確立すること、（三）寒冷積雪地における屋内体操場は、学校経営上、一般普通教室となんら異ならない絶対必要な施設であるから、積雪寒冷地における小学校、高等学校屋内体操場建築費の起債を認可される等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制義務教育充実のため、教職員の合理的算定基準を設定し、教育費の国庫補助制度を合理化するとともに、寒冷積雪地における屋内体操場の建築等に関し適切な措置を講ずる必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

校舎の災害復旧費国庫補助に関する請願（請願者　東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会長代理榊原文太郎）（坪川信三君紹介）（第五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年十月十三日、九州、中国、四国方面に襲来したルース台風は、昨年のキジアにはるかにまさり、その被害はまことに多大にして、学校校舎の倒壊破損

昭和二十六年十一月三十日　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その二）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

すこぶる多く、学童は校舎をなくし、教具を奪われ、その惨状は寒心にたえないものがあるが、現在の地方自治体の自力をもつてしては、とうていこれが復旧は困難である。ついては、これら災害復旧に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の困難な実情にてらし、昭和二十六年十月十三日のルース台風の被害をうけた学校校舎の復旧のため、国庫補助による予算措置を講ずべき必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制教育施設整備に関する請願（請願者　東京都教育庁内全国都道府県教育委員会委員協議会長代理榊原文太郎）（坪川信三君紹介）（第五九九号）、同（請願者　文部省内六・三制完全施設全国協議会長岡田昇三（野村專太郎君紹介）（第六三〇号）、同（請願者　仙台市北八番丁雨宮四十番地宮城教育振興会長高橋富士男外九百八十七名）（千葉三郎君紹介）（第七八九号）、同外百九十九件（請願者　京都府相楽郡棚倉小学校森岡文一郎外八千五百名）（田中伊三次君紹介）（第七九〇号）、同（請願者　京都市伏見区桃山町本多上野縄永守二）（中野武雄君紹介）（第七九一号）、同（請願者　長野市長野県教育委員会委員長小林直衛外九名）（植原悦二郎君外七名紹介）（第一〇四三号）、同（請願者　長野県更級郡中津村長小出一男外七十三名）（倉石忠雄君紹介）（第一〇六八号）、同（請願者　長野県下伊那郡山吹村町村長会長原貞治郎外百三十五名）（今村忠助君紹介）（第一一二六号）及び同（請願者　文部省内六・三制完全施設全国協議会長岡田昇三（野村專太郎君紹介）（第一一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制教育施設整備事業は、逐年充実されつつあるが、いまだ完成をみる段階にはいたつていない。ついては、明年度以降も、この事業の完遂のため、不足坪数、老朽校舎に対する補助、並びに起債等について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制義務教育充実のため、校舎建築の完遂を図り、且つ老朽校舎の改築を促進するため、国庫補助、起債等に関し、考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願（請願者　札幌市長高田富與外三十六名）（鈴木仙八君外一名紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度まで六・三制とは別わくで考慮されていた戦災義務教育施設の復旧が、同二十四年度補正予算からプール計算とされたため、特別の措置がとられず、六・三制建物整備費の中に包含されたまま本年に至つているので、昭和二十五年度末までに八十パーセントの予定であつたのが、わずか三七・二パーセント復旧したにすぎない。一方都市への人口集中と、自然増に対してなんらの建築予算措置も講ぜられないため、二部授業、三部授業が残存し、教育上ゆゆしき問題をかもしている。ついては、戦災都市等義務教育整備臨時措置法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦災都市における六・三制教育が、校舎建築不充分のため、諸種困難な事情にあることにかんがみ、戦災都市等義務教育施設整備臨時措置法等の制定に関し、考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

へき地の教育振興に関する請願（請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三百三十四番地森田善次郎）（中村清君紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

へき地においては優良教員の確保はもちろん教員の定数すら満たすことができず、さらに定着性がすこぶる乏しく、無資格者が多いため、教育に大なる支障を與えている。ついては、これが地区の教育振興を期するため、教員の優遇と安定策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

へきすう地における教育事情の特殊性にてらし、その地に勤務する教職員を優遇して、教育効果の均等を期するため、これが対策について考究する必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制確保に関する請願（請願者　三重県度会郡田丸町大字田丸三百三十四番地森田善次郎）（中村清君紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中学校の義務就学年限を一年短縮し、六・二制に変更しようとする声があるが、次の理由により、六・三制を堅持されたいというのである。（一）文化国家として義務教育九年は最低限として必要である、（二）六・三制は青少年の心身発育の段階に適合している、すなわち、二個年独立の学校教育の意義は乏しく、就学年令を引き下げることに伴う弊害が多く、失業問題の激化もあること、（三）六・三制による教育内容は整備改善せられ、実力も向上しつつあること、（四）六・二制をとることが国家財政上必ずしも節約をもたらすものでないこと等。

二、請願の議決理由

国家再建上の基礎的施策として、義務教育六・三制は、これを堅持する必要がある。よつてこれが対策について充分な措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制校舎建築費国庫補助の請願（請願者　宮城県亘理郡吉田村長土生利助）（庄司一郎君紹介）（第七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県亘理郡吉田村は、六・三制の施行により、校舎の狭あいを解決するため、昨二十四年度において四教室の増築を完成し、本年度において予算三百六十五万円をもつて中学校校舎増築の運びとなり、十月末完了の予定であつたが、十月十五日のルース台風のため一瞬にして増築校舎は倒壊し、使用不可能の程度に被害をうけ、損害見積額は二百五十万円となつた。ついては、村としては到底再起不能であるから、国庫補助を仰ぎたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県亘理郡吉田村中学校増築部分の、ルース台風被害復旧費に関し、村財政の実情にかんがみ、国庫補助による予算措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林讓治殿

月限小学校移転工事費国庫補助に関する請願（請願者　福岡市議会議長高丘稔外一名）（池見茂隆君紹介）（第七八七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡市立月限小学校は、連合軍の最重要基地である板付飛行基地の南端附近に位しているため、航空機の発着等による騒音、爆風は、授業の進行を不可能とするばかりでなく、最近における航空機事故の惨事は、現実の恐怖となり、教職員並びに学童の生命等は脅威にさらされている現況であり、加うるに本年六月より着工されている飛行場拡張計画による滑走路と校舎との距離は四百メートルであり、危険はますます増大し、本校舎の移転は緊急を要するものとなつたが、窮乏せる県財政では、とうていこれが実現は不可能である。ついては、福岡市立月限小学校の特殊事情を考慮の上、本校舎移転工事費に対して、すみやかに国庫補助金を交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
連合軍飛行基地に直接している福岡市立月限小学校の、困難な特殊事情にかんがみ、その本校舎移転工事費については、適切な措置を講ずる必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林讓治殿

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡渡村大字森岡木下周治外四十二名）（門脇勝太郎君紹介）（第七八八号）、同外三件（請願者　鳥取県西伯郡渡村金畑やえ外七十五名）（足鹿覚君紹介）（第一〇六九号）、同外二件（請願者　鳥取県西伯郡尚徳村斎藤貫一外八十二名）（稲田直道君紹介）（第一一一八号）及び同（請願者　鳥取市古市町鳥取市中学校P・T・A連合会長倉光四郎）（稲田直道君紹介）（第一一二五九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
気候、環境に恵まれない寒冷地帯における中学校にとつて、屋内運動場を建設することは生徒の体位の向上等に必要不可欠なことであるが、その施設がないため、各学校においては、暫定的な処置として教室体操を実施したり、あるいは廊下の集合等により悪条件を緩和している。ついては、学校生徒の健康保持のため、寒冷地帯の学校に屋内運動場を建設されたいというのである。
二、請願の議決理由
寒冷地帯の学校に屋内体操場を建設することは、六・三制義務教育の完遂を期するために必要な施設である。よつてこれが促進のため、国庫補助による予算措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林讓治殿

産休補助教員の完全配置に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡城東町熊沢幸子外二十万百八十三名）（受田新吉君紹介）（第八三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
日本教職員組合は、教育復興の立場から女教師の労働条件の改善に全力をつくし、とくに産前産後の休養については、労働基準法に先がけて十六週を確保し、これを実施するため補助教員の完全配置を要望してきたが、これに対する予算の裏づけがないため、学級を解体しての合併授業、あるいは補助授業等による当該学校の職員及び児童の大きな犠牲によつて、かろうじて現状を打破している実情であり、教育の推進上及び民主化に多大の支障をきたしている状態である。ついては、産休女教師に対する補助教員の完全配置のため、国家予算編成に際し、定員外一・三パーセントの予算を計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
六・三制義務教育充実のため、産休女教師に対する補助教員の完全配置に関し、考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林讓治殿

中学及び高等学校通信教育費国庫補助の請願（請願者　東京都台東区上野公園内全国通信教育研究協議会連合会室岡幸治）（若林義孝君紹介）（第八三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
通信教育は、不遇にある勤労青少年の向学心に応えて中学校および高等学校教育を施し、勉学の機会を果す重要な任務を持つている。しかしながら通信教育には、管理費、指導費等事業費に多額の出費を必要とし、良心的指導を與えるには本年度において全国で二千九百四十四万円の不足であり、生徒数の増加、物価の上昇を見こすと来年度は四千百二十一万六千円の不足額を予想することができる。ついては、この教育制度の健全な発展のため、国庫補助金を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
中学及び高等学校における通信教育の特殊性に照し、その普及発達を図るため、これが国庫補助の増額に関し、予算措置を講ずる必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

産業教育振興法実施に伴うタイプ教育普及に関する請願（請願者　東京都渋谷区千駄谷二丁目全日本学生タイプライティング普及会塚本国三郎外一名）（長野長廣君紹介）（第八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業教育実施に伴うタイプ教育の普及については、各学校の予算関係、英、和文機械現物不足による購入の困難、講師の不足等種々のあい路があり、目的達成に支障があるから、これを克服し、簡易かつ経済的に教育を可能とするため、機械設備の不足を補足しうる英文、和文の練習板を重要教習具として全国学校に採用し、タイプ放送教育を実施するとともに、タイプライティング・スタデアムを開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業教育振興の一環として、タイプ教育の普及とその発達を図るため、具体的な措置を講ずることについて考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

国民プール建設用地決定に関する請願（請願者　東京都渋谷区幡ヶ谷原町八百四十番地橋本実尾外四千三十九名）（浅利三朗君外一名紹介）（第八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

平和日本と文化国家の将来を背負うわが国の青少年に健全な国民となるための修練として水泳を普及することが大切であり、その場所としては国民プール建設会が計画中の新宿御苑西北端の一部空地がもつとも適当である。ついては、該地に国策的水泳プールの建設を決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

健全な青少年を育成するための一環として、国民プール建設会が、新宿御苑西北端一部空地を理想的位置に見立てて計画中の水泳プール建設に関し、これが実現について適切な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教職員の給與改訂等に関する請願（請願者　水戸市天王町九百六番地横山俊珠外五百六十名）（山口武秀君紹介）（第八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員の行政整理に関する請願（請願者　金沢市仙人町一丁目十四番地池田外作外一万七千二百名）（坂田英一君外三名紹介）（第八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、一般公務員の整理と同時に学校教職員についても、その一割程度を減員するらしいが、教職員の能率的合理的な定数を確保し、その質をたかめ、また待遇の改善を図ることこそ現下もつとも必要であるにもかかわらず、この教育の特殊性を無視して、行政官庁と一律に一割の整理を行うことは、日本の教育を崩壊させることになるから、これが整理を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民教育の発達を期するため、教職員の定数、及び待遇について合理的な基準を確立する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教育財政確立に関する請願（請願者　奈良県高市郡金橋村曲川竹山賢吉外四十五名）（竹村奈良一君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争を放棄して平和国家、文化国家を建設することが敗戦日本の生きる道であり、そのためには八千万の国民が教育の機会均等等を確立し、教育の諸制度を制定して、あらゆる努力をつくしてきた。しかるに最近講和條約や安全保障協定の調印をめぐつて教育の諸制度や教育財政の面でいちじるしい改変の傾向があらわれている。ついては、次の諸点につき、万全の策を講ぜられたいというのである。（一）平衡交付金を増額すること、（二）地方財政と教育財政を確立すること、（三）六・三制建築補助費を大幅に増額すること、（四）給與ベースを人事院勧告通り措置すること、（五）奈良県教職員の給與を大阪府に近付け、少なくとも和歌山県と同等以上にすること等。

二、請願の議決理由

国民教育の充実を図るため、教育財政確立に関する制度を樹立し、及び六・三制建築を促進し、或は教職員の給與改善等について、充分な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

上田城跡国宝編入に関する請願（請願者　上田市長水野鼎蔵）（小林運美君紹介）（第一〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上田城跡は真田昌幸の築城によるもので、文部省は昭和九年十二月史跡に指定されたが、同城は、(一)やぐら三棟が現存している、(二)本丸及び二の丸が今なお古来の形式をとどめている、(三)やぐらの建築様式が、松前や鳥取のごとく北方形で飾りがなく、隅木を用いている点は歴史の資料として貴重なものであること等、独特にして貴重な重要文化財としての価値をもつているから、上田城を国宝に編入されたいというのである。

二、請願の決議理由

重要文化財保護の見地より、上田城跡の国宝編入についてとくに考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

龍河洞開発に関する請願（請願者　高知県香美郡佐古村長吉永貞吉外二名）（第一〇五八号）（長野長廣君紹介）

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡佐古村逆川所在龍河洞はどうくつ史せき生物と、日本に外に例を見ない天然記念物史せきとして文部省から三重の指定を受けているが、現在管理に当つている龍河洞保存会は資力薄弱で諸施設を完備する能力がない。すなわち、洞外下龍河一帯のぼん地を公園化し、ドライブウエーを完成し、遊園地を整備し、現在しゆう集している参考品等を陳列するために博物館を新設し、龍河洞内に電機照明装置を施して現在のカーバイトの煙害を防ぐ等総工費五百万円を要する実状である。ついては、これら諸施設のうち、龍河洞保存ならびに管理上、電気照明施設は緊急に必要であるから、国費で早急に工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県龍河洞の現状にかんがみ、文化財保護の見地より、その施設に対し可能な範囲における財政的援助を行うことの必要なことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

六・三制確保等に関する請願（請願者　秋田県校長会長高瀬忠広）（坂本泰良君紹介）（第一一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、一般公務員の人員整理と同時に教職員についても、その一割程度の減員を行うとのことであるが、これは、民主教育の徹底、国民教育の向上発展に大きな支障をきたすものであるから、(一)六・三教育制度を堅持し、これが施設の整備を昭和二十七年以降引続き実施すること、(二)教職員の給与ベースの改訂を人事院の勧告通りすみやかに実施すること、(三)教職員の一割整理をしないこと、(四)義務教育費全額国庫負担の制度を実現すること等の措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民教育の普及向上を図るため、六・三制義務教育制度を堅持するとともに、教職員の定数及び待遇改善等についても充分な考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

小学校舎改築費国庫補助の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第一二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下小学校校舎中で、長年月を経過し腐朽破損のはなはだしいものは六十校以上の多きに及んでおり、児童学習上、また保健衛生上に多大な影響を与え、危険さえも感ずる有様であるが、現下市町村における財政はきわめて貧弱で、それらの校舎修理費すら支出できない実情である。ついては、義務教育の見地から国庫によつて老朽校舎の改築を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育完遂の見地より、国の財政を考慮の上、老朽校舎の改築をすみやかに実施する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

教職員の結核対策強化に関する請願（請願者　長野県上高井郡小布施小学校内羽根田善一外七十四名）（倉石忠雄君紹介）（第一二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年一月、教育公務員特例法が公布されて、結核教員の療養期間は、休職二年間に短縮されたのであるが、結核療養にはどうしても三箇年は必要であり、きたる一月十二日で休職期間を満了し、自然退職を余儀なくされている結核教員が多数いる。ついては、これら教員のため、療養期間三年を復活させるよう至急法を改正するなどの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核教員の療養期間については、教職員の身分及び生活保障の見地よりその療養期間を三年とすることについて考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

公立学校々舎の災害復旧費国庫補助等に関する請願外一件（請願者　山口市長山下太郎外二名）（坂本實君外三名紹介）（第一二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る十月襲来したルース台風により山口県全域は悲惨な大被害をうけ、その被害総額は、先般のデラ、キジヤ両台風の数倍にも達する額となり、とくに公立学校の災害においては十億余円に達し、教育運営上の障害は深刻なものがあるが、これが復旧は、現在の窮迫せる市町村財源ではとうてい実現困難である。ついては、次の事項をすみやかに実施されたいというのである。(一)り災学校教育施設及び社会教育施設の本格的復旧費の全額国庫補助、(二)地方起債の大幅許可、(三)補助並びに起債の初年度高率配分、(四)災害地帯における建築費補助単価の引上げ等。

二、請願の議決理由

教育を支障なく行わせるため、ルース台風の災害による校舎の復旧対策に関しすみやかに国庫補助による予算措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制校舎整備費国庫補助等に関する請願外一件（請願者　山口市長山下太郎外二名）（佐藤榮作君外三名紹介）（第一二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制校舎建築事業は、終戦後の国内情勢下において、とうていその負担にたえ得ない状態であつたにもかかわらず、全市町村が異常な熱意と努力をそそぎ、国策としても強力な財政援助の道が講ぜられた結果、五箇年を経た今日、市町村単位によるプール計算○七坪の充足は大半を完成し、余すところ三十余万坪となつて、明二十七年度において完了の見込となつている。ついては、明二十七年度予算において、五十余億円の補助金ならびにこれと同額の起債を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制義務教育の完遂を図るため、校舎建築の国庫補助等について、明二十七年度もとくに考慮を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教職員の行政整理に関する請願（請願者　山梨県北巨摩郡並崎町二千二百七十二番地浅川耕三外五名）（小林信一君紹介）（第一三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

講和條約成立に及んで政府は行政整理の名の下に、定員法を改正して、教育公務員に対しても一割の人員整理を強行しようとしているが、これは教育の特殊性と重要性を無視したもので、六・三制の将来に一大暗影を投ずるものである。ことに山梨県の現況を見るに、山間へき地に散在する生徒数百八十八人未満のものは百十五校を数え、教員数において最少限度百八十七名の増員が要望されているのであつて、もし一割の減員を行えば実に六百五十三名の不足を招来する。ついては、以上の実情を考慮の上、教職員定数を減員されないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

国民教育の充実を期するために、教職員の定数について、それぞれの地方の具体的な実情に応ずる対策について考慮を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

静岡大学に電子工学科設置等の請願（請願者　浜松市追分町浜松工業会鈴木佐市）（嶋井勇君外一名紹介）（第一三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡大学工学部、すなわち旧浜松高工は、テレビジョン研究の創始校としての歴史を持つているのであるが、近年志望者数が激増しつつあるにもかかわらず、募集人員がきわめて少ないため、同学部が軽視されんとする傾向にある。ついては同校に電子工学科を創設されるとともに機械、電気両科の設置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国工業教育の振興に資するため、静岡大学工学部の特殊事情にかんがみ、新学科設置につき考慮を加える要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

学校校舎の白蟻駆除予防対策に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長荒木武顕外五名）（床次徳二君紹介）（第一三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡は種子島、屋久島、口永良部島の三島よりなり、交通不便で文化に恵まれず、町村の経済事情も悪く、学校校舎の完備もできない現状であり、加うるに、気温と雨量の関係で白蟻の被害はなはだしく、その対策に窮している。ついては、次の事項を実現されたいというのである。（一）校舎建築予算中に白蟻予防費を加えること、（二）校舎復旧予算中に白蟻駆除費を加えること、（三）中島式白蟻駆除法による経費坪当り三百円に対して国庫補助を行うこと。

二、請願の議決理由

学校教育を支障なく行わせるため、校舎に被害を及ぼす白蟻の駆除予防対策につき、とくに財政的考慮を加える必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制確保等に関する請願（請願者　熊本市京町大久保夢輔）（坂本泰良君紹介）（第一四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府審議において半額に削減せられた六・三制建築補正予算並びに政府及び国会の一部において流布されている六・二制とする義務教育短縮論等は、現在の六・三制施設の整備強化に大なる影響を及ぼすとともに、国民の基礎教育を根底からくつがえすものである。ついては、六・三制義務教育の完全実施のため万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民教育の普及向上を図るため、六・三制義務教育制度はこれを堅持する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制確保等に関する請願（請願者　香川県大川郡津田町P・T・A会長河田辰雄）（玉置實君紹介）（第一四九一号）及び同（請願者　香川県三豊郡観音寺

町甲千百七十五番地蔵川一夫外千六百二十五名）（玉置實君紹介）（第一五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県大川郡P・T・A連絡協議会は、次の事項を決議したから、これをすみやかに実現されたいというのである。（一）六・三制教育制度を堅持すること、（二）教育平衡交付金を独立させ増額すること、（三）老朽校舎改築費を全額国庫負担にすること、（四）教育委員会の選任方法が問題になつているが、あくまで地方住民の公選制度を存続すること、（五）産業教育法に基く予算を大幅に計上すること。

二、請願の議決理由

国民教育の普及向上のため、六・三制義務教育制度を堅持するとともに、教育財政等の具体的な措置について、考慮を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教職員の給與改訂等に関する請願（請願者　名古屋市中区南外堀町名古屋市教育委員会真野龍雄）（辻寛一君紹介）（第一五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体の所管に属する教育公務員の給與改訂は、国家公務員に比し三百七十五円減の千百二十五円となつているが、教育公務員の職務の内容と責任および学歴資格の特殊性にかんがみ、教育意慾を減殺しないよう、給與改訂に特別の配慮をされたい。なお五大市では人口の都市集中等により児童生徒の自然増および結核による休職者の激増によつて、学校経営に支障をきたしている実状であるから、五大市では教員の行政整理を行わないで、むしろ増員を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方教育の重要性にかんがみ、地方教育公務員の給與に関し、国家公務員に比して遺憾のないように措置するとともに、五大市の特殊事情をも考慮する要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

学校給食法制定等に関する請願（請願者　大阪府学校給食推進協議会代表後藤賢延）（有田二郎君紹介）（第一五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食は現在全国学童の七十五パーセントに実施され、衛生思想のかん養、栄養知識の取得、家庭生活の改善等に多大の効果をあげているのであるが、現状に満足することなく、全国学童に実施すべきであり、これに要する経費は国家において負担し、その健全なる発展を期すべきである。ついては、次の点を実施されたいというのである。（一）学校給食法の制定、（二）学校給食の継続、（三）学校給食に対する国家予算の計上。

二、請願の議決理由

学校給食実施以来、その効果が教育的見地からだけではなく、家庭生活及び国民の食料事情の改善等のためにも、好ましい効果のある実情にかんがみ、学校給食はこれを継続する必要がある。よつて立法措置をもつて恒久的な施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

小学校舎建築費国庫補助等に関する請願（請願者　岡山県御津郡上建部村長葛原洗外二百七十六名）（逢澤寛君紹介）（第一六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小学校舎六百を有する岡山県の市町村のうち、その大半は腐朽のため新改築を必要とする現状であるが、市町村の現状では全額負担することはきわめて困難である。ついては、相当額の国庫補助とこれに伴う起債の拡大を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の充実のため、地方の財政困難な実情にかんがみ、老朽校舎の整備について、とくに国庫補助による財政的援助措置に関して考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

私立学校災害復旧費国庫補助等に関する請願（請願者　東京都千代田区神田三崎町日本私学団体連合会長冨文炳外一名）（金光義邦君外六名紹介）（第一六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る十月来襲したルース台風により、被害地の私立学校は一億余万円の損害をこうむつたが、これらの私立学校の大部分は罹災校であつて、この災害の復旧は困難であり、越多、学年末等を控えて、学徒の収容、学業の継続に重大な支障をきたしている。ついては、災害地私立学校の復旧に対して、国庫補助の方途を講ずるとともに、復旧物資の交付等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

私立学校に対してもその学校教育を支障なく行わせるため、ルース台風による災害校の復旧に対し、財政上の予算的援助措置について考慮することの必要なことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

厚生委員会

医師たる公務員の待遇改善に関する請願（請願者　京都市上京区丸太町通智恵光院東入西院町七百四十七番地京都府医師会会長土屋栄吉）（丸山直友君紹介）（第三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師たる公務員は他の公務員より高い科学的教養、道徳的意識を必要とし、実際業務においても病毒の危険を犯し重労働に服しているのであるが、現在の給與体制の下では冷遇されている結果、医師の質的低下は免かれ難く、したがつて、医療普及上大なる支障をきたしている。ついては、医師の待遇を改善せられるよう関係法規を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

医師たる公務員の待遇改善は医療普及上、緊切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付し

て採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

栗生楽泉園の道路改修並びに防火施設費国庫補助の請願（請願者　群馬県吾妻郡草津町国立らい療養所栗生楽泉園代表　大和武雄）（武藤運十郎君紹介）（第八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立らい療養所草津栗生楽泉園は標高三千尺の高地にあり、馬の背状の山の峰に設立されているので、道路は七十メートルの斜があり、冬期は零下十七・八度まで下り、寒さのために凍結し、雪どけのぬかるみ道には、手足の不自由な患者が治療所に通う際、事故のため悲惨事を起すことが多い。また療養所の防火対策は軽症患者が当っているが、現在の消火器は実際の火災の場合役に立たない貧弱なものである。ついては、道路の補修工事費を国庫補助とし、火災に備えて防火設備の完璧をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

栗生楽泉園の地理的環境上、また防火設備の完璧を期することは、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

社会福祉関係行政費全額国庫負担に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会福祉事業法の施行に伴い各市における社会福祉事務所新設の経費も相当多額に上るものと思われるが、各市の財政は市民の担税力の貧困と相まつて困窮をきわめ、これが経費支弁ははなはだ困難である。ついては、生活保護費を平衡交付金以外において全額国庫負担とし、社会福祉事務所設置に伴う経費も同様に全額国庫負担とするとともに、児童福祉関係行政費も従前通り国庫補助制にされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮迫の現状にかんがみ社会福祉事業及び児童福祉事業の育成発展を図るためには、その経費を全額国庫負担とするを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核予防法による健康診断及び予防接種費全額国庫負担の請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年四月一日より施行された結核予防法実施に対する費用の負担は、本年度の政府方針によれば市町村において費用総額の三分の一または、総額の十パーセントの三分の一を負担しなければならないことになつているが、窮乏せる市町村財政としては負担にたえられない場合もあり、また本人負担にしても家庭経済に及ぼす影響、検診の忌避等により予防の完璧を期しえないおそれがある。ついては、これらの費用に対しては全額国庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防の完璧を期するため、健康診断並びに予防接種を全額国庫の負担とすることは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

上下水道施設費国庫補助等に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市民の保健衛生はもちろん、文化生活の向上との産業の発達、災害防止の根幹をなすものは上下水道施設の充実いかんによること大であり、ことに企業誘致の観点からは工業用水供給等、水道施設の整備拡充が必要條件である。しかるに最近諸材料の高騰により事業費の増大をきたし起債、国庫補助のわく内では、まかないえない現状であるから、上下水道施設に関しては十分なる起債、国庫補助の道を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

上下水道施設を完備することは公衆衛生上も又該地の発展上もとくに必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦ぼつ者遺族援護法制定等に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一六九号）及び同（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（逢澤寛君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来六年をすぎている今日、戦争による最大のぎせい者たる遺族の措置につき、いまだに根本的な法的措置を講ぜられていないのは、まことに遺憾である。ついては、この際戦ぼつ者遺族援護法（仮称）を制定されるとともに、海外在留同胞の帰還を促進し、かつ家族の援護対策につき万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

終戦後における遺族の窮状にかんがみ、これが救済の方途を講ずることはきわめて必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

インターン生の身分確立等に関する請願（請願者　東京都新宿区信濃町三十五番地慶応病院内安川繁成外一名）（細田昌子君紹介）（第一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国のインターン制度は予算の裏付けもなく、アメリカの制度を模倣して実施されたために、きわめて多くの矛盾を含んでいるから、以

下の点をすみやかに施行されたいというのである。（一）インターン生の身分を確立すること、（二）病院では人手不足のため無償で働かされ、アルバイトに迫われて実修を妨げられるから、国庫負担による実質給料または育英資金制度を実施すること、（三）インターン制度に関する国庫予算を増額すること。

二、請願の議決理由

インターン制度については、なお考慮を要するので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

アフター・ケア施設確立に関する請願（請願者　福岡県粕屋郡古賀町国立福岡療養所患野公二外千二百五十六名）（福田昌子君紹介）（第一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国のアフター・ケア施設は、国営がわずかに二、三を数えるのみで、結核患者推定数百五十万ないし二百万に対してわずかに九万余の病床にすぎず、入院を待ちこがれる患者のために、罹患者を退所させようとしているが、そのほとんどが帰るべき家もなく、生活できる職業もない有様で、この悩みを解決させるためには、アフター・ケア施設があるのみである。ついては、アフター・ケア施設を全国屈指の結核県である福岡県に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上後保護施設は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

人体解剖諸経費全額国庫負担等に関する請願（請願者　舞鶴市日之出町千三百番地　稲本友治郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医学上、人体解剖はきわめて重要な意義をもつものであるが、現在大学、病院、研究所等で行われている人体解剖の状態を見ると解剖費用、研究費用の不足から死体提供者である遺族に対し、その輸送料等の経費の一部を負担させるがごとき状態である。ついては、医師がその必要を認め、遺族がこれを承認した人体解剖については、（一）人体解剖にかかる経費は国庫負担とする（二）解剖後の死体の処理等は国費で行う（三）死体を提供した者に対しては香料として十万円程度国費で支給することを内容とする法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨については、なお考慮を要すると認めるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国民健康保険直営診療施設費国庫補助の請願（請願者　北海道虻田郡真狩村長田端元）（小川原政信君紹介）（第二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡真狩村国民保険直営診療所は、村内唯一の医療機関であり、今般万難を排して、この施設の整備を図りたいから、これが施設費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民保健上、直営診療所の設置はきわめて有効なるにかんがみ、その整備について、国庫補助を行うことは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

二見港に検疫所設置の請願（請願者　新潟県佐渡郡二見村大字二見小山儀作外十四名）（渡邊良夫君紹介）（第二三九号）及び同（請願者　新潟県議会議長西川弥平治）（渡邊良夫君紹介）（第一三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟港をはじめ、日本海沿岸の諸港に入港する外国貿易船は年次その数を増しているが、日本海沿岸において利用できる検疫港は、門司、舞鶴、函館の三港のみであり、地理的にみて新潟県に設置することは、きわめて緊要なことである。ついては、今般港湾法による避難港に指定された二見港に検疫機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地理的にも日本海沿岸の二見港に、検疫機関を設置することは妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

児童保護費を地方財政平衡交付金から国庫補助制度に切替えの請願（請願者　大阪市東淀川区元今里北通二丁目六十五番地博愛社専務理事鍛本竹次外百四十六名）（松永佛骨君紹介）（第二七七号）、同（請願者　岩手県児童福祉審議会委員長根本四郎）（小澤佐重喜君紹介）（第二七八号）、同（請願者　京都市上京区下立売通新町西入番地牧野虎次）（大石ヨシエ君紹介）（第三四三号）、同（請願者　富士宮市大宮千六百五十四番地ノ一富士宮保育園長伊藤善教）（宮幡靖君紹介）（第七三一号）、同（請願者　佐賀県庁内佐賀県社会福祉協議会長鶴初太郎外三百五十四名）（三池信君外二名紹介）（第九九〇号）及び同（請願者　岐阜市鹿島町八丁目二十番地井上秀雄外七千六百五十五名）（木村公平君紹介）（第一三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年五月、地方財政平衡交付金法の公布施行とともに、従来の補助金として取り扱われていた児童福祉法による児童保護費はこの中に含まれ、過去一箇年余実施の結果にかんがみ、児童福祉事業の進展にいちじるしい支障をきたしている。児童保護費は生活保護法と同様、要保護者の最低生活を保障するものであり、その基準は全国画一的なものでなければならず、地方公共団体の裁量にまかせられ、その財政によって左右されるものであってはならない。ついては、すみやかに児童保護費を

平衡交付金制度から切り離し、国庫補助金制度に還元されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮乏の現状にかんがみ、児童福祉行政の育成発展を図り児童保護の万全を期するためには、児童保護費は補助金制度に還元することを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

遺族援護強化に関する請願（請願者　愛知県海部郡富田町大字伏屋鬼頭壽之ノ江崎眞澄君紹介）（第二〇三号）、同（請願者　徳島県美馬郡郡里町遺族会西岡マサエ外二百四名）（眞鍋勝君紹介）（第四四二号）、同（請願者　鳥取市中町五十八番地鳥取県遺族連合会長草野惠外七名）（稻田直道君紹介）（第八八九号）及び同（請願者　東京都千代田区三年町一番地日本遺族厚生連盟副会長梅津松夫外十七名）（鶴田昌子君紹介）（第九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年五月第五国会で遺族援護に関する決議を見たのであるが、その施策の成果は所期に反し、戦没者の遺族、未帰還者、留守家族の悲況、戦傷病者の惨状は黙視し得ない状態にある。ついては、次の事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）遺族に対しすみやかに遺族年金、弔慰金を支給すること、（二）遺族困窮者に対する援護の手をさしのべること、（三）遺族子女の育英に関し特別の考慮を拂うこと。

二、請願の議決理由

終戦後における遺族の惨たんたる境遇にかんがみ、すみやかに前掲のごとき諸方策を講じ、これが援護強化の増進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

厚生省薬務局存置の請願（請願者　京都市中央区壬生下溝町三十八番地の二京都製薬協会長森下弘）（大石ヨシエ君紹介）（第三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生省薬務局は、医薬品衛生材料及びその企業に重要な役割を果してきたが、その特殊な薬務行政は、専門的な一局の下においてこそ目的を達せられるものであり、これが分離統合されれば、薬務行政は根底に揺ぎを生じ、国民の保健上に大なる悪影響を及ぼすことになる。ついては、国民の保健衛生を管掌する薬務局を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

児童福祉法による助産施設費増額の請願（請願者　東京都杉並区阿佐谷六ノ一七九番地杉並福祉助産施設連盟代表床次桂子外七十七名）（床次徳二君紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉法による助産施設制定以来、助産措置費は従来のままえおきであるが、同法による各種の事業費、医療費は数回にわたつて昇額している。ついては、助産費を六百貫、もく浴料を三百八円に増額するとともに、ガーゼ、脱脂綿等の必需品を持参しない妊産婦に対して現品を支給されるなどの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済状勢下妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦争犠牲者に対する国家補償制度確立の請願（請願者　茨城県議会議長宇田川源次郎）（橋本登美三郎君外一名紹介）（第三五四号）、同（請願者　埼玉県比企郡松山町大字東平八百七十二番地同胞相愛連盟栃沢宇一郎）（山口六郎次君紹介）（第一三七七号）及び同（請願者　熊本市京町大久保勢輔）（坂本泰良君紹介）（第一四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犠牲者に対する国家補償を次の項目に従つて、すみやかに実現されたいというのである。（一）戦争犠牲を均等に負担し、国民相互扶助の態勢の確立をはかるとともに、犠牲者援護思想を徹底させること、（二）戦争犠牲者国家補償制度を実現すること、（三）戦争犠牲者国庫補償制定のために内閣総理大臣管理に属する戦争犠牲者対策審議会を設置すること、（四）とりあえず未復員者給與法附則第二條に規定する療養制限を撤廃すること、（五）遺児の教育費の国および地方公共団体の負担、（六）傷い者及び遺族ことに未亡人に対する更生資金の貸付制度を新設し、授産施設、職業補導等に関する施策を拡充すること。

二、請願の議決理由

現下の情勢にかんがみ、戦争犠牲者に対し、前掲のごとき国家補償の措置を講ずることはきわめて緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

栗生楽泉園に上水道施設に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡草津町国立癩療養所栗生楽泉園在園者大和武夫）（小淵光平君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所栗生楽泉園は、海抜三千尺余の高地の馬背のような尾根上にあつて、道路は坂路で、多期は零下十度に及び、晩秋の霜どけ、春の雪どけの季節には泥土が全園をおおつて、想像以上の悪條件にある。しかも水道が屋外の共同水道であるため、病のために眼や手足を犯された患者が一日に何回となく凍りついた道を水バケツをさげて運ばねばならないから、その苦痛は温暖地方の療園には想像できないものがある。ついては、栗生楽泉園に上水道施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所栗生楽泉園においては患者の療養上、上水道施設の整備は緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

助産婦に特殊物資配給の請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地横山フク）（菊池義郎君紹介）（第五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

助産婦は、保健婦、助産婦、看護婦法第三十九條において、応招の義務が課せられている関係上、場合によつては無報酬を予知しても招きにより進んで助産及び妊産等の保健指導にあたつているが、最近助産婦の生活は極度に窮迫しているから、助産婦に対して作業衣等の特殊物資並びに放出物資を配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

母性の保健指導にあたる助産婦に対し、本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

助産婦に対する保健指導費確保の請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地横山フク）（菊池義郎君紹介）（第五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉法第十九條第一、二項において、都道府県知事は妊産婦および乳兒の保健指導を助産婦より受けることを勧奨し、妊産婦、乳兒の保護者は助産婦より妊娠、出産、育兒の保健指導を受ける規定になつており、第四項では、その費用を負担しえない妊産婦、乳兒に対しては都道府県知事が代つて負担しなければならないことになつているが、第十九條第四項中の措置費の区分においては助産婦が含まれていない。ついては、出産数の八、九割まで助産婦が取り扱つている実状を考慮の上、助産婦に対する指導費を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

助産婦の保健指導を完全ならしめるため本請願の主旨は妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

優生保護法による補導員制度確立に関する請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地横山フク）（菊池義郎君紹介）（第五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、人工妊娠中絶が盛んに行われていることは人道上誠に悪であり、またその不手際から母体に悪影響を與えている現状であり、さらに優生保護法の適用される場合において、費用、手続、その他の点で実際に法の適用をうくべき無産、無智、遺伝性疾患あるものに、これが行われず、有産、有識階級が法を悪用してこれが盛んに行われている結果逆とうたの現象を呈している。ついては、優生保護法の真の目的を達し、妊娠中絶から母体を保護し、人工妊娠中絶を受胎調節に導くために補導員制度を置き医師および助産婦をこれにあてるよう図られたいというのである。

二、請願の議決理由

人工妊娠中絶から母体を保護し、受胎調節を指導するために補導員制度を設けることは、時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

出産届等に医師等の証明書添附の請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地横山フク）（菊池義郎君紹介）（第五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

出産届には医師または助産婦が分べん介助をした証明をする欄と医師、助産婦が立合いえなかつた場合を加味して、その他の分べん介助者の証明欄がある。しかしその他の分べん介助者が扱つてそのままに終ることは母子衛生の面から見て悪影響を及ぼすから、出産届のその他証明欄記入の際には医師または助産婦の調証明を添附するよう法律を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

児童福祉司の増員に関する請願（請願者　京都府庁内佐々四郎）大石ヨシエ君紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉司は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について相談に応じ、専門的な技術に基いて必要な指導を行つて、これらの者の福祉増進に努めているが、全国に四百五十五名の定員にすぎないため、その目的遂行に大なる支障をきたしている。ついては、児童福祉司を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

児童福祉行政の円滑な運営を期するためには児童福祉司の定員関係につき、なお、考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

公衆浴場法存続に関する請願（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目四十八番地兵庫県浴場組合長中川勝市外三十一名）（塩田賀四郎君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政事務の簡素化と人員整理の影響をうけて、公衆浴場法が廃止されるとのことであるが、公衆浴場はその利用の大衆性において、公衆衛生上きわめて重大な位置をしめ、昭和二十三年七月、公衆衛生法が制定されて以来、浴場の各種施設、環境衛生が大改善され、業者の自覚と反省の念をたかめたものであり、もし公衆浴場法が廃止されるならば、政府の今日までの努力、業界の向上した衛生思想も全く水泡に帰し、各種伝染病が浴場を媒介として流行することもさけられないことになる。つ

いては、公衆浴場法を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、全衆浴場法は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

アフター・ケア施設確立に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡坂上村国立療養所長壽園患者代表小渕友吉外六十五名）（中曾根康弘君紹介）（第六八六号）及び同（請願者　奈良県生駒郡伏見町西大寺吉田病院患者自治会委員長佐藤嵩）（苅田アサノ君外一名紹介）（第一一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アフター・ケアは結核対策中もっとも重要なものであるが、わが国のアフター・ケア施設は国営がわずかに二、三を数えるのみであり、結核患者に対して病床はきわめて少なく、入院をまちこがれる患者のために軽患者を退所させようとしている実情である。ついては、アフター・ケアに対する予算を大幅に引き上げ同施設を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上、後保護施設は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

生活保護法の適用範囲拡大に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡坂上村国立療養所長壽園患者代表小渕友吉外五十六名）（福田昌子君紹介）（第七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、経済的に窮迫している家庭生活において、家族が病気をした場合、社会保険に加入している人は別として、大部分の家庭では生活保護法による医療扶助にたよる以外に道はないのであるが、その保護法の適用範囲はきわめて狭く、したがって大部分の病人は診察さえされずに放置されているため、結核などを伝染させる原因ともなつている。ついては、国民の健康を守るために生活保護法の適用範囲を拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

経済的に窮迫している家庭の健康を守るために、生活保護法の適用範囲を拡大することは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

理容師及び美容師の免許制度廃止反対に関する請願（請願者　長崎県美容師連合会代表者上田広子外七名）（田口長治郎君紹介）（第七四〇号）及び同外四件（請願者　長野県美容師協同組合理事長上島千枝外四名）（田中重彌君紹介）（第一二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによれば、今回の行政機構の改革に伴つて、理容師及び美容師の免許制度を廃止するとのことであるが、この業務は公衆衛生とは絶体不可分な関係にあり、従つてその質的、技術的向上を図り、施設を完備して、国民の文化的生活に寄与すべきものであるにかかわらず、これを廃止することは時代に逆行する措置である。ついては、これが免許制度廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、公衆衛生上、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

社会福祉主事設置費全額国庫負担の請願（請願者　牟田市議会議長小栗衛平）（久野忠治君紹介）（第七九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会福祉主事の設置に関する法律第一條に「都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助させるため社会福祉主事を置かなければならない」とその設置につき義務づけられている。しかるに同法中これの裏付となる費用の点が全然設けられていないが、この事務に要する費用は当然国庫で全額支弁を要するものと認められる。なおこの事務に要する費用を、その市町村に全額負担を求める現在において、市町村の生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に基く各種保護の完全実施が危ぶまれると思われるから、社会福祉主事に関する費用を全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は十分考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する生活補償制度確立に関する請願外三件（請願者　金沢市国立金沢病院患者自治会代表山本久男外九十九名）（岡良一君紹介）（第八三七号）、同（請願者　京都身体障害者連合会長田畑繁門外二名）（中野武雄君紹介）（第一〇七三号）及び同（請願者　仙台市宮城県身体障害者福祉団体連合会代表今野政志外一名）（庄司一郎君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次大戦中外地及び内地において結核性疾患にかかり、勅令第六十八号による有期傷病恩給等受給者及び未復員者給與法適用者として療養中の者は、国家社会のための公務に起因してうけた疾患でありながら、その傷病恩給は公務員の二十分の一にしか相当しないきん少なものであつて最低生活をはるかに下廻り、生活保護法による生活扶助さえも各市町村財政に左右されて、なかなか受けられない現状であり、窮乏と悲嘆のどん底にあえいでいる。しかも一度結核にかかれば能力半減して就職が困難である。ついては、傷病恩給を一般公務員なみに改訂し、かつ自家営業者に対する更生資金を貸付するとともに、結核かい復者の強制雇よう制度の法制化等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
　現下の社会経済情勢における戦傷病者の窮状にかんがみ、これが救済の方途を講ずることは最も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
　厚生委員長　松永　佛骨
衆議院議長林讓治殿

生活保護法による生活扶助料引上げに関する請願（請願者　北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所内患者代表竹内鰲外四百九十三名）（第八九〇号）、同（請願者　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘患者自治会代表渡辺誠）（竹山祐太郎君外一名紹介）（第一一六四号）、同（請願者　宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所患者自治体代表和田士）（佐々木更三君紹介）（第一四四六号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園患者自治会代表入代嘉円外百六十九名）（受田新吉君紹介）（第一四九三号）、同（請願者　足利市大沼田町国立足利療養所患者自治会代表小林秀夫外百八十七名）（小平久雄君外一名紹介）（第一五八三号）及び同（請願者　栃木県河内郡城山村国立宇都宮療養所患者自治会代表生沼雄三外二百十名）（尾関義一君紹介）（第一五八四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　療養所に入所療養中の患者は、憲法第二十五條の理念に基き立法された生活保護法により各種の扶助を受けているが、実際には最低限度の生活も保障されていない実情であり、栄養の摂取、日用身廻り品の購入等に困難をきわめ、病と貧苦に患者の生活は悲惨な現状である。ついては、生活扶助料をすみやかに引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　現下の経済情勢にかんがみ、療養所に入所中の患者に対する、生活保護法による生活扶助基準額の引上げは考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
　厚生委員長　松永　佛骨
衆議院議長林讓治殿

結核対策費削減反対に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目二千四百八十三番地沖野トキ外六十八名）（苅田アサノ君外一名紹介）（第八九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　結核予防法の施行による八十四億の結核対策費が国会を通過し、きたる十月より同法が施行されることになり、結核患者団体はこの対策費が貧弱な予防、治療、後保護、各組織施設に役に立つものと期待していたのであるが、国会において首相および大蔵大臣は国力とのバランス上から結核対策費を削減したい意向を発表した。このことは、国力の源泉は国民生活の向上、健康化にあることを忘れた暴言である。ついては、患者の窮状を考慮の上、結核対策費を国会決定通り八十四億を確保されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
　厚生委員長　松永　佛骨
衆議院議長林讓治殿

花泉村外三箇町村の水道敷設費国庫補助の請願（請願者　岩手県知事国分謙吉）（浅利三朗君外五名紹介）（第九一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　従来水道の建設事業については、水道條例に基いて国庫補助が出されており、現在までおおむね給水人口一万人以上の市町村を対象として補助があるが、岩手県のように人口一万人以下の町村の多い地域では、都会地に比してその恩恵に浴することはきわめて少なく、このために本県は東北六県中では水を媒介とする赤痢のり病率が高く、とくに県南地区に多く発生している現状である。ついては、県南の花泉村外三箇町村の水道敷設費を国庫をもつて補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の要旨は適切で、公衆衛生上もとくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
　厚生委員長　松永　佛骨
衆議院議長林讓治殿

天草島を雲仙国立公園の一部に編入の請願（請願者　熊本県天草郡本渡町天草国立公園期成会代表吉田重延外十一名）（原田雪松君紹介）（第九三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　天草島は古来西海の景勝地として、また切支丹の遺せきとして、内外に宣伝されており、人情、産物も南国的な観光條件を具備しているから、雲仙国立公園の地域の一部に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
　該地帯の国立公園指定については、充分促進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
　厚生委員長　松永　佛骨
衆議院議長林讓治殿

り災者收容住宅増築に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　ルース台風による鹿児島県下の家屋喪失のり災者は、そのほとんどが海岸線の住家及びバラック式の家屋であつたため、生業資材と家屋とをともに失つた人、あるいは生活程度の中位以下の人が多数を占めている現状であり、災害救助法により仮設收容家屋はり災家屋の一割程度が急造されているが、いまだこの需要に応じ切れない実情であり、多数の人々が路頭に迷つている状態である。ついては、貧民り災者のため、仮設收容住宅を五割程度すみやかに増築されたいというのである。
二、請願の議決理由
　ルース台風による家屋喪失のり災者に対しては、すみやかに仮設收容住宅の増築を必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

災害救助法による生業資金の貸付金増額に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今次のルース台風により災害救助法が適用され、各種の救済の道が実施されつつあるが、零細な農漁商工業者のり災者は、すべての生業財を失つている関係上、一世帯五千円の貸付けでは、今日の物価に比して少ないので、最高五万円程度の金額とし、貸付期間も延長されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害救助の実効を挙げるために、本請願の主旨は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

身体障害者福祉法の一部改正に関する請願（請願者　京都身体障害者連合会事務局長平岡達三外二名）（中野武雄君紹介）（第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の身体障害者福祉法は、幾多の欠陥があるから、同法の徹底強化を図るため、同法を次のごとく改正されたいというのである。
（一）第五條第一項中肢体不自由者更生施設の次に「肢体不自由児更生施設（教育及び職業補導を兼ねる）」をそう入する、（二）第十條に次の一号をそう入する「都道府県知事は身体障害者手帳を所持する身体障害者を半数以上採用すること、（三）第一号中「医療又は保健指導を必要とするものに対して」以下を削除し、「全面的に無料治療又は保健指導する」をそう入する等。
二、請願の議決理由
身体障害者に対する福祉の強化拡充を図ることは必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する生活補償制度確立に関する請願（請願者　岡山県身体障害者福祉協会長花岡鎮之助）（鈴木仙八君紹介）（第一一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦傷病者に対する生活補償制度確立のため、次の事項をすみやかに実現されたいというのである。
（一）元傷い軍人の傷病恩給を増額し、第七項症以下第四欵症までの傷病年金制を復活給付すること、（二）元傷い軍人の国有鉄道無賃乗車制度を復活するとともに、公務傷病再発のときは国立療養所、病院に無償で入れること、（三）身体障害者福祉法別表による障害程度の範囲を拡大し、顔面醜状及び鼻頭切損の項を設定すること、（四）身体障害者手帖を有するものの国有鉄道運賃法を改正すること等。
二、請願の議決理由
終戦後における戦傷病者の窮状にかんがみ、これが救済のため前掲のごとき措置を講ずることは最も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

野根町上水道敷設工事費国庫補助増額の請願（請願者　高知県安芸郡野根町長村山操）（長野長廣君紹介）（第一〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県安芸郡野根町の地盤沈下対策事業としての上水道敷設工事は、町民の経済、衛生上に及ぼす利益は多大であるが、工事費査定後の資材の値上りに伴う当初査定額の過大圧縮により、実際の建設費と査定額の間にいちじるしい差を生じ、まさに自治体が破壊にひんせんとするきわめて困難な事態に直面するに至つた。ついては、四百万円の該工事査定額を七百万円に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の要旨は適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

らい療養所における患者による附添手当増額に関する請願（請願者　国立らい療養所松立保養園外六園代表渡辺清二郎）（苅田アサノ君紹介）（第一一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
らい療養所では過去四十年来、重症患者等の看護は、すべて軽症患者にゆだねられ、このために軽症患者は一病とう二十数名の重症患者を四名ないし五名で看護し、しかもその手当は最高級一人一日十二円三十二銭という少額であり、軽患者は過労のために次々と倒れてゆく現状であるから、これが対策として次の事項を配慮されたいというのである。（一）重症患者不自由患者の看護手当を一人一日六十円に増額すること、（二）五人ないし六人の病人を一人でみる状態を三人に対し一人の割に負担を軽くすること、（三）附添の夜勤手当を一人二十円とし、一病とうに当直二人配置すること。
二、請願の議決理由
附添手当増額等、前掲の措置を講ずることは、最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核対策費増額に関する請願（請願者　奈良県生駒郡伏見町西大寺吉田病院患者自治会委員長佐藤義）（苅田アサノ君外一名紹介）（第一一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在全国における平均一箇月の診療面における健康保険の単価は、五十点のわくに縮められているため、結核患者の診療は全く成り立たない実情である。例えば人工気胸は初回より一箇月の間に行われる回数は通常六ないし七回であるが、初回点数二十点、次回より十五点の現行の制度の中にあつては三回以上の回数を行うことができない。また私立病院における健康保険の診療は国庫補助の恩恵に浴していないが、結核り病率の増加により保険財政の枯渇している今

日、これが打開と発展はわが国医療復興の礎石である。ついては、結核対策費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策上、本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

医療資金融通法制定等に関する請願（請願者　北海道厚生農業協同組合連合会本多正雄）（柄澤セミ子君外一名紹介）（第一一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道厚生農業協同組合連合会は、農村医療を目的とし、地方民の保健衛生の向上に資しつつあるが、さる八月、公的医療機関として指定され、その公共性を公認された。しかるに現在の経済状勢では、国民医療の根幹をなす健康保健の診療報酬単価が昭和二十三年の決定のままの低額にとどまり、病院経営の収支に不健全をはらみ、このまま放置しておくならば医療の実施も破壊されるおそれを招くという状態である。ついては、この単価を適正に値上げするとともに、現在厚生省で立案中の医療資金融通特別会計法案を今国会で実現し、長期低利資金融資の方途をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の医療機関を普及するため、本請願は適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

民生委員法の一部改正に関する請願（請願者　牟田市議会議長小栗衛平）（久野忠治君紹介）（第一一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民生委員法第十條に民生委員は、名誉職として、その任期は三年とするとあるが、民生委員補欠による委員の残任期間がないため、種々の弊害をきたしているから、同法第十條に但し書をして補欠委員には前任者の残任期間とする一項を追加されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

健康保険療養給付期間延長に関する請願（請願者　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘患者自治会代表渡辺誠外千八十八名）（竹山祐太郎君外一名紹介）（第一一六二号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園患者自治会代表八代慈円外九十三名）（受田新吉君紹介）（第一四九六号）、同（請願者　足利市大沼田町国立足利療養所患者自治会代表小林秀夫外百八十七名）（小平久雄君外一名紹介）（第一五八〇号）、同（請願者　東京都杉並療養所患者互助会委員長斎藤智勇）（青柳一郎君紹介）（第一五八一号）及び同（請願者　栃木県河内郡城山村国立宇都宮療養所患者自治会代表生沼雄三外二百十名）（尾関義一君紹介）（第一五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養者中の大半は、健康保険で療養しているが、いうまでもなく、結核は長期療養を必要とするものであり、現在健康保険の結核性疾患に対する医療給付期間は二箇年であるため、折角治りかけた病気を悪化させた実例は多く、かくては結核対策も中途半端に終り、個人的不幸であるばかりでなく、国家的損失であり、病源菌をまき散して一層結核患者を増加させる結果となる。ついては、健康保険医療給付期間を三箇年に延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

長期療養を要する結核者に対する保険給付の目的を達する上において、その医療給付期間の問題は十分考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国立療養所における給食費増額の請願（請願者　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘患者自治会代表渡辺誠外七百二十二名）（竹山祐太郎君外一名紹介）（第一一六三号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園患者自治会代表八代慈円外百七十九名）（福田昌子君紹介）（第一五二九号）及び同（請願者　栃木県河内郡城出村国立宇都宮療養所患者自治会代表生沼雄三外二百十名）（尾関義一君紹介）（第一五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日結核患者に対する外科的療法や化学薬品が出現したとはいえ、療養者にとつて大気、安静、栄養は欠くべからざる三原則であり、ことに消耗のはげしい結核には栄養の補給は欠くべからざる條件である。厚生省でも完全給食の名目の下に、患者の給食には質量ともに充実しているようにいわれているが、現実において賄費の不足および物価高騰のため、主食および副食費の質は低下し、食慾不振、消化不良等のため病状回復を極度に遅延させ、療養に障害をきたしている現状である。ついては、現在八十円の賄費を百円に引き上げ、多少なりとも合理的栄養摂取のできるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所における患者に対し、適当な栄養を支給するため患者食費の引上げを行うことは現下の状勢にかんがみ緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

アイヌ救済対策確立に関する請願（請願者　北海道河西郡川西村別府南十八線二十九番地斎藤米太郎）（伊藤郷一君紹介）（第一一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アイヌ人種は、大部分は貧しく、土地を失い、定住ができず、男子は壮年で独身者が多く、女子は売笑婦となつて流ろうしている現状で、ウタリーのような優秀な

ものがあつても全体として衛生状況が悪く、人口が減少の一途をたどつている。ことに農地法の施行とともに、土地を失つて定住が不可能になつたアイヌ人種は多くなり、北海道に縁故のない樺太引揚アイヌ人の生活は悲惨なものである。ついては、アイヌ救済策としてアイヌの老人、孤児を收容する保養所を設立し、樺太引揚独身者で縁故のない者をも收容し、同族の親ばくをはかり、文化施設を整備する等これら総合目的達成のために厚生文化会館を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願（請願者　福島市杉妻町十六番地鈴木貫）（大内一郎君紹介）（第一二一一号）及び同（請願者　鳥取県東伯郡倉吉町字越中町二千百番地池内新蔵）（門脇勝太郎君紹介）（第一四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、戦没者遺族の処理及び戦傷者の待遇改善について準備中とのことであるが、その内容において、とくに未帰還者とその留守家族が補償の対象から除外されていることはきわめて遺憾であり、もちろん未帰還者とその留守家族には未帰還者給與法が適用されているが、両法は不備欠陥が多く、適用範囲が狭く、その給與額は現代の社会通念に程遠いきん少なものである。ついては、未帰還者及び留守家族を除外することなく、完全なる戦争犠牲者国家補償法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

終戦後における社会経済情勢の下に未帰還者の留守家族の窮状は戦ぼつ者遺族及び戦傷者のそれに異ならぬものがある実状にかんがみ、すみやかに救済の方途を講ずる必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する補償金増額等の請願（請願者　高知市西町二十八番地安井勝正外三千六百五十二名）（長野長廣君紹介）（第一二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後、戦傷病者の生活は言語に絶する悲惨なものであつて、現在戦傷による補償額は、両足の切断のものでさえ、年額五千円程度であり、一般公務員のそれに比し、いちじるしく少額になつている。ついては、これら戦争病者に対する補償金を傷症の程度に応じ、それぞれ区別して増額するとともに、恩給受給年限に達しているものに対しては、すみやかに普通恩給を復活されたい。

二、請願の議決理由

終戦後における戦傷病者の窮状にかんがみ、補償金の増額普通恩給の復活等すみやかに救済の方途を講ずることはきわめて必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

災害救助法による生業資金の貸付金増額等に関する請願（請願者　串木野市長橋口行彦）（上林山榮吉君外九名紹介）（第一二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る十月襲来したルース台風により鹿児島県は多大なる被害をうけたのであるが、戦災並びにたびかさなる台風により県財政は極度に窮迫しているため、これが復旧に多大の支障をきたしている現状である。ついては、次の事項をすみやかに実施されたいというのである。（一）災害救助法による生業資金の貸付金額増額並びに貸付期間の延長、（二）公共施設の災害復旧費全額国庫負担、（三）り災者收容仮設住宅の大幅増築。

二、請願の議決理由

災害救助の実効をあげるため、前掲のごとき措置を講ずることはきわめて緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（山本利壽君紹介）（第一二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、戦没者遺家族、戦傷病者並びに未帰還者留守家族の生活は、窮乏のどん底にあるから、これが改善のため、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）戦没者に対する年金補償を生活保護法と分離して立法すること、（二）遺児に対しては年金のほか教育扶助金を支給すること、（三）戦傷病者に対する特別措置を立法化する、（四）未帰還者家族に対しては遺家族と同様の国家補償措置を講ずること。

二、請願の議決理由

終戦後における戦ぼつ者遺家族、戦傷者並びに未帰還者留守家族の窮状にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

児童福祉司制度廃止反対の請願（請願者　神戸市葺合区宮本通二丁目市住宅十八番地北森実）（首藤新八君紹介）（第一二九五号）、同（請願者　大阪府北河内郡庭窪町大字佐太中村清外一名）（前尾繁三郎君紹介）（第一二九六号）、同（請願者　京都市伏見区桃山町遠山五十番地山田栄）（大矢省三君外一名紹介）（第一二九七号）、同（請願者　大阪府三島郡三宅村大字宇野辺田中毅一郎外一名）（浅香忠雄君外八名紹介）（第一二九八号）及び同（請願者　滋賀県甲賀郡雲井村大字牧五百七十二番地蓮見隆誠）（河原伊三郎君紹介）（第一二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回児童福祉司制度を廃止するという声を聞くが、児童福祉司は児童行政上欠くことのできない専門家であつて、児童を健全に育成する特殊な技術を有するものであり、今日まで児童福祉増進の上に多大の貢献をなしている。現下の社会情勢において、青少年の不良

化と犯罪とが毎年増加と悪質化の一途をたどりつつあるとき、これが廃止は時代に逆行するものである。ついては、兒童福祉司制度廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

兒童福祉行政の育成発展を図りその万全を期するためには兒童福祉司制度は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

松尾町に保健所設置の請願（請願者　千葉県山武郡松尾町長加藤彦治外二十七名）（森崎君紹介）（第一三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡では郡を一生活圏とし、東金町を中心に諸施設が計画されてきたが、生活様式が日を追つて複雑となり、健康に関連ある保健所のようなものは、郡一単元ではあまりに広範囲にわたつて十分に効果を発揮することができない。松尾町は山武郡北部の中心地で交通の利便もよく歴史的にも生活圏を同じくしてきたが、町内旧小学校の敷地は環境よく、交通にも恵まれ、保健所に適地である。ついては、関係町村民の切実な希望により、松尾町に保健所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は国民の保健衛生上、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国立療養所における給食費増額等に関する請願（請願者　国立松本療養所患者自治会代表大村茂雄外百三十名）（降旗徳弥君紹介）（第一三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

（一）結核患者療養の三大根本原則は栄養、安静、大気であり、とくに栄養は絶対に必要であるが、現在八十円の給食費では必要カロリーを摂取することは困難であるから、これを百円に増額すること。（二）その他、健康保険療養給付期間の延長、国立療養所の地方移管反対、医療従業員の増員、生活保護法の最低基準額引上げ、アフターケア施設の設置、結核予防法による補助費の増額、未復員者給與法の期間延長等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所における患者に対し、前掲のごとき措置を講ずることは最も緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

音別村中音別地区の給水施設整備に関する請願（請願者　北海道白糠郡音別村開拓者連盟委員長黒崎清吉）（伊藤郷一君紹介）（第一三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡音別村開拓者連盟の会員は、昭和二十一年から同二十四年に至る期間に旧軍馬補充部音別派出部用地跡に入植したが、この地帯は悪水地帯で、水道の施設がなく、やむをえず悪水を使用し、飲料水は遠方から搬入しているため、本年に入つて、すでに六名の病死者を出しており、このまま放置すれば憂慮すべき事態を招来することになる。ついては、すみやかに給水施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

給水施設を完備することは、公衆衛生上必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

母子福祉法制定に関する請願（請願者　全国未亡人団体協議会長浦井まつ外八名）（金塚孝君紹介）（第一三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、戦争犠牲者に対する援護策が樹立され、国家補償及び戦争未亡人の救済が実現されようとしているが、いまだに育成途上の子女をかかえ、困苦の生活と戦つている母子世帯が多数あることは、はなはだ遺憾であり、国家社会の重大な問題である。ついては、母子福祉法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦争未亡人以外においても、窮乏に悩む母子世帯の多数ある現状にかんがみ本請願の要旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

三陸フイヨルドを国立公園に指定等の請願（請願者　郡山市議会議長福内和介）（大内一郎君紹介）（第一四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸フイヨルドは、昨年全国日本観光地百選において優位をもつて当選したが、いまだに国立公園の指定を見ないことは、はなはだ遺憾である。ついては、すみやかに国立公園に指定されるとともに、重要資源地帯として重要な位置にある同地区一帯に産業道路をかねた観光道路を国道として建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯の国立公園指定については充分促進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

柏崎、福浦八景、阿賀川ライン及び妙高高原を国立公園に指定の請願（請願者　郡山市議会議長福内和介）（大内一郎君紹介）（第一四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

柏崎、福浦八景、阿賀川ライン及び妙高高原は、昨年全国日本観光地百選に入選した景勝地であるにかかわらず、いまだに国立公園の指定を見ないことは、はなはだ遺憾である。ついては、すみやかに国立公園に指定されるとともに、観光施設の充実を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯の国立公園指定については、充分促進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

社会福祉及び児童福祉事業費の国庫補助制度に切替えの請願（請願者　熊本市京町大久保勢輔）（坂本泰良君紹介）（第一四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会福祉事業法により、都道府県および市は条例で福祉地区を設け、市はその所管ごとに福祉事務所を設置することとされ、職員はその種類および基準員数が規定され、これらに要する財源措置は平衡交付金で措置されることになつているが、事業は法により義務付けられており、都道府県財政の窮迫している現状ではその実現は困難である。児童福祉法もこれと同様に経費が平衡交付金に切り換えられたため児童福祉の万全を期し得ない。ついては、社会福祉事業ならびに児童福祉法に要する経費は平衡交付金から切り離し、全額国庫補助として交付される制度に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

都道府県財政窮迫の現状においては、社会福祉及び児童福祉行政の育成発展を図り、これが万全を期するためには、社会福祉事業並びに児童福祉法に要する経費は国庫補助金制度にすることを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

結核予防法による補助費増額の請願（請願者　滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園患者自治会代表入代慈円外百七十九名）（受田新吉君紹介）（第一四九七号）及び同（請願者　足利市大沼田町国立足利療養所患者自治会代表小林秀夫外二百六十八名）（小平久雄君外一名紹介）（第一五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核予防法が本年四月に改正され、患者はもちろん、一般社会人も国民保健の立場から非常な期待をかけていたのであるが、予算の裏付けがないため、折角の立派な法も空文にしかすぎない有様である。ついては、結核予防のため、結核予防法による補助費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上、補助費を増額することは妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

クリーニング業法廃止反対の請願（請願者　神奈川県クリーニング商工業協同組合理事長平尾城市外十五名）（小金義照君紹介）（第一五〇二号）及び同（請願者　名古屋市東区長塀町六丁目五番地山田利一外二十四名）（江崎真澄君紹介）（第一五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は法の改廃によつて行政予算を削減しようと企図し、クリーニング業法もこの構想の一環として取り上げられているが、これはクリーニング業の公共社会性と今日までの実効に対する不勉強と認識の欠如を暴露したものである。ついては、同法の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

クリーニング業法は公衆衛生上、存続する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

厚生省存置に関する請願（請願者　福岡県医師会館内福岡県厚生団体協議会長渡辺信吉外十五名）（福田昌子君紹介）（第一五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の行政機構改革に当り、厚生省を廃止し、あるいは他省に統合させようとの企図があるというが、このような改革は民心を無視したものであり、国際社会の信用を失わしめるものである。ついては、医関係者の身分に関する衛生行政の一部を民間団体に移管し、厚生省は社会福祉の増進に専念せしめるため、存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願（請願者　鳥取市中町五十八番地鳥取県遺族連合会長草野惠）（足鹿覺君紹介）（第一五三一号）、同（請願者　東京都千代田区三年町一番地日本遺族厚生連盟副会長中川源一郎外六名）（高橋等君紹介）（第一六一七号）及び同（請願者　東京都千代田区三年町一番地日本遺族厚生連盟副会長佐藤信外二十五名）（滝澤寛君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犠牲者遺族に対し左記事項をとり入れた法律を制定し、遺族に対する国家補償の道を講ぜられたいというのである。（一）遺族に弔慰金を支給すること、（二）遺族に対する補償は生活保護法とは別に立法すること、（三）貧富の別なく月額四千円の基本年金を支給し、老幼者および職業能力を欠く者には一人につき月額一千円の増加年金を支給すること、（四）遺児の教育は、義務教育は全額国庫負担、高等学校以上は特別の育英制度を考えること、（五）年金支給の方法としては受給者の順位を定め適当な特例を設けること、（六）この年金は課税の対象としないこと等。

二、請願の議決理由

終戦後における戦争犠牲者、遺族の窮状にかんがみ、これが救済のため前掲のごとき措置を講ずることはきわめて緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

桜島、指宿及び尾久島地区を国立公園に指定の請願（請願者鹿児島県庁内鹿児島国立公園期成会長重成格）（床次徳二君紹介）（第一五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島湾桜島以南指宿、佐多および硫黄島、尾久島、口永良部一帯の地域は、霧島火山脈に属し、桜島を北限とする亜熱帯植物、尾久島の尾久杉原始林、山岳としては桜島、開聞、硫黄の諸岳、尾久島の宮の浦岳等があり、池田湖、別府に劣らざる指宿温泉等、既設国立公園にまさる景観をもち、国立公園としての各種の條件を具備している。ついては、すみやかに同地帯を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯の国立公園指定については充分促進を図る必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

作業療法完全実施に関する請願（請願者　足利市大沼田町国立足利療養所患者自治会代表小林秀夫外二百六十三名）（小平久雄君外一名紹介）（第一五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

作業療法は、病状の安定した患者に歩行、農耕等の仕事を病状に応じて行わせることにより、相当程度の負担に堪えられる体力並びに能力を修得することを目的とする治療過程であり、退所して社会に復帰した場合の病気再発を防止する上に多大の効果があるが、予算が少ないため、設備は、はなはだ貧弱であり、十分な治療が施せない実情である。ついては、作業療法の制度確立と予算配分をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

作業療法の制度確立は、療養者にとつて社会復帰の前提であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

社会保障制度実施促進等に関する請願（請願者　東京都港区赤坂青山南町一丁目五十五番地健康保険組合連合会長清水良策）（青柳一郎君紹介）（第一五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年に決定された健康保険による現行診療単価は、わが国の経済事情を無視した不当に高額なものであるため、現在の医療費は、当時に比して数倍に激増し、今後さらに自然増加が予想せられるに反し、勤労者の生活は依然として低賃金の下に困窮にあえぎ、保険料の負担はすでに限界に達している。しかるに日本医師会を中核とする診療担当者は現行診療単価をもつては医業の継続不可能であると称し、単価の大幅引き上げを要求しているが、これはまさに不当あくなき利益追求であり、断じて容認し難いところである。ついては、診療費の引上げに絶体反対し、社会保障制度のすみやかな実現を要望するとともに、社会保険の危機打開に適切な施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として本請願の主旨は考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

食品衛生法廃止反対に関する請願（請願者　滋賀県甲賀郡石部町滋賀県食品衛生協会長竹内善之助外三百五十一名）（河原伊三郎君紹介）（第一五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによると行政機構の縮少に伴い食品衛生法が廃止されるとのことであるが、もし廃止されたならば、再び終戦当時のような不潔な食品店の続出を招き、国際社会に新発足するわが国の将来のため、まことに遺憾に堪えない。ついては、同法の廃止に反対すというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健上、食品衛生法は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

遺族援護の特別立法制定促進に関する請願（請願者　金沢市池田町二番町三十六番地石川県遺族会婦人部代表小西初枝外六千百七十七名）（逢澤寛君紹介）（第一六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遺族援護の立法措置は、西ドイツ、イタリヤにおいてすでに完了しているにもかかわらず、わが国においては、いまだに具体化しておらず、遺族達は、物心両面にわたり、その生活は言語に絶するものがある。ついては、すみやかに大に事項を含めた遺族援護の特別法を制定され、その予算的措置を講ぜられたいというのである。

（一）政府は遺族に対し単独立法をもつて補償する、（二）国家が遺族に対してその栄誉を保障する、（三）遺族の生活に対する確立と住宅生業課税等に対し優先的に考慮する、（四）遺児の育英を国家的責任において負担する。

二、請願の議決理由

現下の情勢にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることはきわめて緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

内瀬戸内海国立公園集団施設事業促進等に関する請願（請願者　岡山県知事三木行治外十五名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府では国立公園を中心とする観光事業を積極的に推進されつつあるが、瀬戸内海は海の公園としても内外人の称讃しているところであり、ことにその中心である児島市から琴浦町、玉野市を経て山田村に至る海岸線一帯は絶好の展望地であり、観光施設の拡充整備を緊要としている。ついては、岡山県内瀬戸内海国立公園の集団施設および単独施設に対して国庫補助費一千三百十五万円を確保されるとともに、岡山市、玉野市、児島市、倉敷市を結ぶ臨業観光道

路を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸内海国立公園の観光施設については、なお、拡充強化、並びに改善の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

水産委員会

片貝町に漁港築設の請願（請願者　千葉県山武郡片貝町六千七百九十一番地鈴木五平次外九十七名）（田中豊君外一名紹介）（第七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡片貝町は、九十九里浜沿岸にある銚子、大原両漁港間のほぼ中央に位しているが、その間三十里の間に漁港がないため、漁業従事者の不利不便は大なるものがある。ついては、同町に漁港を築設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

片貝町漁港は該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

九十九里沿岸漁民の救済に関する請願（請願者　千葉県知事柴田等）（田中豊君紹介）（第一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九十九里浜海区における連合国軍による射撃演習の実施のために漁業者の被る損害については、昭和二十四年度以前のものに対しては、政府から補償金が交付されたが、昭和二十五年度において、時局を反映して演習もさらにひん繁に行われ、漁業者のうける被害は前年度に倍増する状況である。ついては、九十九里沿岸の苦境にある六百五十名の経営者と二万五千名の従事者に対し、演習による生産減二億八千万円の国家補償を與え、生産転換までの期間、その生活保護と漁業更生の一端に資するよう考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県九十九里浜海区における漁家の実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁船保険制度改革に関する請願（請願者　盛岡市内丸一番地岩手県漁船保険組合長上野次郎外一名）（野原正勝君紹介）（第一八四号）、同（請願者　横浜市中区日本大通り一番地神奈川県漁船保険組合長矢板開一外三名）（岩本信行君紹介）（第一八五号）、同外一件（請願者　鹿児島市洲崎町二十三番地鹿児島漁船保険組合長理事矢上純雄外一名）（二階堂進君紹介）（第三〇八号）、同（請願者　福岡市天神町一番地福岡県漁船保険組合長理事吉岡由吉外三名）（池見茂隆君紹介）（第三〇九号）及び同（請願者　富山県新湊市東町一番地富山県漁船保険組合長角谷亀次郎）（内藤友明君紹介）（第四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行漁船保険制度は、大衆漁民を顧客とし小型船を対照とするために運営費、損害補てん額がかさみ独立採算制による運営は漁民の保険料負担過重となつている現状である。ついては、漁船保険の普及、徹底のため、（一）保険料の一部を国家において補給すること、（二）附加再保険料を廃止し、政府の漁船保険事務費を全額国庫負担とすること、（三）漁船保険組合経費に対する国家補助金を大幅に増額すること、（四）異常災害保険金を全額国庫負担にすること、（五）特殊保険を国営化すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

現漁船保険制度の実情にかんがみ、現下の漁業の実体に即応するようこれが改革を必要とする本請願の主旨はきわめて妥当適切なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

魚礁敷設費国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（岩川與助君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近鹿児島県の沿岸漁業資源は、乱獲、操業違反等によつて激減しているが、この対策として魚礁敷設による魚族の繁殖保護は急務中の急務であり、貧弱なる県財政をもつてしては、その費用にたえられない現状である。ついては、当県における魚礁敷設を国土総合開発計画にともなう公共事業の一環として国庫補助をもつて実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県における漁業資源の確保を図るためには是非とも、本請願の趣旨の実現を期する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

天売漁港修築拡張工事施行の請願（請願者　北海道苫前郡天売村長泉谷衆吉外一名）（佐々木秀世君紹介）（第二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天売漁港は北海道入大漁港の一に選定され、天然の湾形を利用した漁港であり、武蔵堆附近における沖合漁業に対する最適地として未開発漁田開発基地に指定されているが、現在の港湾施設は狭あいであるため、重要な漁田開発基地としてその機構を発揮することが不可能の状態にある。同漁港の水産額は六千万円であるが、これが修築の暁には年産実に五億数千万円を予想されている。ついては、漁田開発の基地及び天塩沿岸唯一の避難港として海上の遭難を防止するとともに、生産額の増額を図るため、天売港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

天売漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

焼尻漁港築設促進の請願（請願者　北海道苫前郡焼尻村長清水要）（佐々木秀世君紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻村は、最近人口の増加と水産業の発達により、現在の船入澗では狭あいとなり、ことに、にしん漁期における入航船舶及び漁船の收容能力は需用の十分一にも達しない状態で、しかも暴風の際は、ま内にけい留してある漁船は波浪のため、破損、沈没するなど多大の危険と不便を忍んでいる。ついては、本村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

焼尻漁港は、該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

香形漁港修築工事施行の請願（請願者　北海道利尻郡香形町長近藤次郎外一名）（佐々木秀世君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道利尻郡香形漁港は、沖合漁業の根拠地として、また避難港以北稚内港間の唯一の避難港として利用され、機帆船のけい留三百隻以上に及ぶ盛況を呈している。従つて、背面設備においては冷蔵庫、貯氷庫、造船場等を有し、さらに港の利用価値を高めているが、なお躍進的漁獲の増進を図り、四百戸以上の樺太住民引揚者を完全に就業せしめるには、陸上における鮮魚の消化設備施設の拡充と接岸荷役設備まで内浚所の擴さくを行う必要がある。ついては、当港の修築工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

香形漁港は該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁港修築費増額等に関する請願（請願者　神奈川県庁内神奈川県漁港協会長松崎定治）（白井佐吉君紹介）（第五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県漁港協会は、本年九月二十六日横浜市で開催された臨時総会で次の事項を決議したから、すみやかに実現されたいというのである。（一）昭和二十七年度以降において漁港修築予算を大幅に増加すること、（二）漁港整備計画の一環として、漁港施設災害復旧費の予算がきん少であるから、昭和二十七年度において予算を飛躍的に増加させ、復旧事業の早期完成を期すこと、（三）水産省を設置して、水産行政の運営に万全を期すこと。

二、請願の議決理由

漁港修築費増額等本請願の趣旨は、本邦漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の趣旨は、本邦漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

遠別町に漁港築設の請願（請願者　北海道天塩郡遠別町長小森嘉藤外一名）（小川原政信君外一名紹介）（第五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡遠別町は、臨海線延長二十三キロおよび天塩沿岸に位し、豊富なる魚族を有する沿岸屈指の漁場として、また同沿岸沖合の未開発魚田の開発根拠地として、もつとも有利な地理的環境にあり、漁獲物の輸送並びに必要物資の集散地として重大な役割を果しているが、本町以北の海浜は単調であり、天與の湾形を欠き、漁船の保護けい留に恵まれていないため、漁船は日本海特有の風波により、幾多の惨事をくり返している現状である。ついては、遠別町に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

遠別漁港は、該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

赤岡町に船だまり築設の請願（請願者　高知県香美郡赤岡町志磨村治）（長野長廣君紹介）（第六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡赤岡町は漁業を主とした町であるが、本町には船だまりがないため、多くの漁民は電車バスを利用して手結港に行き、そこを根拠として出漁している状態で、漁民のこうむる時間的経済的損失は大であり、またけい留されている無動力船及び動力船の一部も引揚に多大の労力を費すのみならず、火急の出漁に間に合わない現状である。ついては、赤岡町に船だまりを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

赤岡船だまりは、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

安田町に漁港築設の請願（請願者　東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡安田町の漁民は近年遠洋漁業に発展し、土佐湾東方の漁村中でもつとも活気を呈しているが、漁港のないため、充分な成果をあげえない現状である。ついては、天恵の漁港適地である同町遠の浜に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

安田漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必

要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

長渡漁港修築工事促進の請願（請願者　宮城県牡鹿郡鮎川町大字長渡浜字大金三十五番地阿部作太郎外二名）（内海安吉君紹介）（第六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡鮎川町長渡漁港は、牡鹿半島突端の離島網地島の最東端に位し、鮎川港に面し、世界三大漁場の一である金華山漁場への最短距離にある漁港であり、恵まれた自然の位置にありながら、漁港としての設備全然なきため、軽微の風波によつても港内でのけい船不可能であり、天候が回復するまで他港へ避難する現状で、漁業生産並びに漁民の生活に及ぼす影響は多大のものがある。ついては、同漁港が第一種漁港に指定された今日、長渡漁港修築工事を他港に優先してすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

長渡漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

蒋都漁港拡張工事施行の請願（請願者　北海道蒋都郡蒋都町長稲谷徳太郎外二名）（小川原政信君紹介）（第六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蒋都港は北海道の西海岸にある漁港で、水産物の集散地として古くからその名を知られ、また船入ま、避難港として沃隣町村の漁船および内地船団の出入が多いが、船入ま小規模のため、十分にその機能を発揮しえない現状であり、これを避難港並びに魚田開発のために規模を拡張することは地方開発、海難防止上絶対必要なものである。ついては、同漁港の拡張工事を国庫補助をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒋都漁港は該地方における、漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

奥戸漁港に船だまり工事施行の請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外一名）（山崎岩男君紹介）（第七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡大間町奥戸港は、戸数三百九十一戸、人口二千六百三十三人で、人割は漁業収入で生活を維持しているが、毎年漁獲物生産は減退するに反し、人口は増加する一方であつて、これが対策として従来の根付漁業を主とする沿岸の無動力漁船を小型発動機船による浮遊魚類の魚獲に転ずる必要がある。最近一箇年の小型発動機船の新造隻数は八十パーセント増となつているが、これとても二、三トン級のもので、さめ漁業のためには十トン級の動力船が必要であるが、現在の漁港設備では利用することが不可能である。ついては、奥戸港に船だまり施設を施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥戸漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

鬼舞部落に船入ま築設の請願（請願者　北海道三石郡三石町長広田時治）（篠田弘作君紹介）（第七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道三石郡鬼舞部落は、三石町東方四キロの地点にある漁村で、その戸数百六十戸を有し、管内漁獲高の三分の一を揚げているが、いまだに船入ま施設がないため、漁業の一切はすべて三石港に依存しており、漁民の不利不便は大なるものがあり、生産はいちじるしく阻害され、鬼舞部落は年を追つて衰微しつつある。ついては、同部落に船入まを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

鬼舞部落船入まは、該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

白糠漁港修築工事施行の請願（請願者　青森県下北郡田名部町長中村喜洋志外九名）（山崎岩男君紹介）（第七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡田名部町白糠漁港は、太平洋に面し、八戸港と北海道襟裳岬とのほぼ中間に位置し、漁獲高は東北六県総漁獲高の約十パーセントを占め、また避難港としても大なる役割を果してきたが、昭和六年修築を見たまま以後なんら手を加えられず放置されていたため、荒廃はいちじるしく同港の機能を十分に発揮できない実情にある。ついては、昭和二十七年度において漁港の修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

白糠漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

盗難漁船第二伏見丸返還に関する請願（請願者　京都府熊野郡久美浜町二千九百七番地袖長光治外四十八名）（高木吉之助君紹介）（第七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府熊野郡久美浜町袖長光治氏所有の大型漁船伏見丸は、昭和二十四年九月兵庫において盗難にかかり、現在外地にあるが、朝鮮

事業の変転により二箇年後の今日に至つても、いまだ同氏の手許へ帰らない。ついては、同船の返還につき格別の配慮を賜りたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、諸般の事情により国においてそのあつ旋を必要とすることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

厚岸漁港整備を北海道総合開発第一次計画に編入の請願（請願者　北海道厚岸郡厚岸町長土岐紀文）（松田鐵藏君紹介）（第八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道厚岸郡厚岸港は、本道における天然的良港であり、漁商港として、また避難港として世に知られているが、距岸がわずかで、岩礁の突出多く、船揚場、海岸干場加工適地に乏しく、水産の振興を阻害することはなはだしく、さらに、もつとも必要とする船入まの施設なく、一たび西南あるいは東南の風浪に際して、怒とう強烈をきわめ、漁船のていけいを失かし、陸上との連絡を杜絶する等幾多の危険と困難をきたす現状である。ついては、厚岸漁港整備を北海道総合開発の第一次計画に編入し、船入まの築造等各工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

厚岸漁港は、該地方における漁業の発展を期する上に極めて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁場最上堆開発促進の請願（請願者　山形県鶴岡市一日市町甲十五番地山形県漁業協同組合連合会内赤塚專治郎）（國司安正君外三名紹介）（第八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本海の宝庫として最上堆漁場の開発は、荒廃している漁場に困窮している山形県下漁民にとつて、期待するところ大なるものがある。県においては産業五箇年計画の一項として、これが開発に努力しているが、これに要する経費は多大であつて県の予算のみでは漁場の経済価値を最後的に決定づけることは不可能である。ついては、最上堆開発を促進し、その予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最上堆漁場の開発は、該地方における漁業の発展を促進させる要因であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

富田村に漁港築設の請願（請願者　宮崎県児湯郡富田村長浜本清外一名）（渕通義君紹介）（第九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県の中部に位する一ツ瀬川の河口を基地とする水産業は、河水に多くの有機物を含有しているため、河口附近には魚族が密集し、水産高は年間約十五万貫余となつているが、漁業の根拠地が遠いため漁獲物を陸揚できず、漁獲にも多大の困難をきたし、また同河川下流港口が浅瀬のため漁船の出入にも困難をきたしている。ついては、児湯郡富田村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

富田漁港は該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

内水面漁業対策確立に関する請願（請願者　三重県一志郡大井村大字井関松本一郎）（松本一郎君紹介）（第九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業制度改革に伴う諸制度の急速なる実施に迫られている内水面漁業団体の基礎を確立し、河川管理の完璧を期し、もつて生産力の増強を図るため、次の事項を実現されたいというのである。（一）補償証券を資金化し内水面漁業開発三箇年計画を達成すること、（二）内水面漁業増殖政府補助金を増額すること、（三）漁業法並びに関係法令の一部を改正すること、（四）水産資源保護法、水質汚濁防止法をすみやかに成立させること等。

二、請願の議決理由

本邦における内水面漁業の発展を図るためには、是非とも本請願の趣旨及び目的の施策の必要が妥当適切なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁船損害補償制度実施促進に関する請願（請願者　下関市大字大和町六番地山口県遠洋漁船保険組合長細川良平）（田口長治郎君紹介）（第九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行漁船保険法による漁船保険制度の欠陥を排除して、根本的な改革を断行するため、現行漁船保険制度を廃止し、今回農林省当局において立案中の漁船損害補償制度をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

現漁船保険制度の実情にかんがみ、現下の漁業の実体に即応するようこれが改革を必要とする本請願の主旨はきわめて妥当適切なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

児童のいか釣禁止問題に関する請願（請願者　北海道松前郡大島村字原口佐々木松蔵外三十五名）（冨永格五郎君紹介）（第九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡西部海区の各漁村民は、その生計費の七割をいか釣業によつてえており、夏秋多の漁業期には各家庭のあらゆる労働力を傾注して生活の安定を図ることを通例としているため、児童と漁業労働者の保護という見地より、その子弟が児童福祉法及び労働基準法の適用を受けることになることは、各家庭にとつて重大問題で

あり、またその漁労の実体は両法に触れるものとは思われない。ついては、兎査のいか釣に対しては、両法を適用することなく、別に育成保護保障の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方におけるいか釣漁業の特殊事情にかんがみ、これが漁業の円滑な経営を図るためには、本請願の趣旨及び目的はきわめて妥当適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小型機船底びき網漁業取締に関する請願（請願者　三重県知事青木理外一名）（石原圓吉君紹介）（第九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊勢湾は戦前底魚及び浮魚の豊富な好漁業であつたが、戦後海外引揚者、復員者、都市住民の帰郷者等により漁業に従事するもの急激に増加し、漁船数もまた約五十パーセントに増加した結果、各種魚族の枯渇はいちじるしいものがある。ついては、これらの特殊性にかんがみ、恒久的に資源を維持できるよう、同湾における小型船底びき網漁業使用船の最高馬力を十馬力以下にされたいというのである。

二、請願の議決理由

伊勢湾における漁業の発展を期するためには、魚族の保護培養を図らなければならない実情にかんがみ、本請願の主旨は、きわめて妥当適切なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁業資金融資に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原圓吉君紹介）（第九五八号）及び同（請願者　鹿児島県串木野市長橋口行彦）（上林山榮吉君外九名紹介）（第一二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回のルース台風により鹿児島県の海岸一帯は未曾有の高潮のため、ほとんどの漁港、漁材等は壊滅的大打撃を被り、県内の漁船、漁具の約五割が破壊あるいは流失したのであるが、被害物のほとんどが零細漁民の所有のため、その生産財の喪失は漁民をぼう然自失の状態に陥れている実情である。ついては、漁船、漁具の再整備並びに漁業再興のため長期の低利資金の融資をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

ルース台風の被害がじん大である該地方における実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

高家漁港修築工事施行の請願（請願者　岩手県九戸郡中野村長南嗣松）（鈴木善幸君紹介）（第一〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡高家漁港は、当地方沿岸中もつとも恵まれた自然の良港であるが、今次のルース台風による激浪のため、積年辛苦を重ねて維持してきた防波堤は決壊し、このまま放置するときは当港は、滅亡の一途をたどらなければならない。ついては、漁民の生活確保のため、当港の修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

高家漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁港調査規則制定に関する請願（請願者　千葉県漁港協会長小谷三之助）（小高熹郎君紹介）（第一〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

港湾法については、統計法に基いて港湾調査規則が制定されているが、漁港についてはなんらその規則がない。ついては、漁港の実態を明らかにし、開発、利用及び管理に資するため、すみやかに漁港調査規則を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁港の整備は漁業の発展に資する重要な条件であるから、漁港の実態を把握するためには本請願の趣旨を是非とも実現する必要が認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

間瀬漁港拡張工事施行の請願（請願者　新潟県西蒲原郡間瀬村長石塚惣吉外三名）（渡辺良夫君紹介）（第一〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡間瀬港は、古来より漁業の先進地として発展し、郡内漁船の根拠地であるとともに、避難港として地理的に重要な位置を占め、本漁港を利用する漁船は約百隻を数えているが、日本海特有の季節風による激浪と本漁港の設備不完全なため、船舶の出入、出漁等にいちじるしい支障をきたし、当漁村の疲弊はもちろん郡下漁民の生活に多大の影響を及ぼしている。ついては、本漁港拡張工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

間瀬漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

瀬戸内海漁業者の転業資金国庫補助に関する請願（請願者　吉和漁業協同組合長玄場時太郎外八名）（高橋等君外一名紹介）（第一一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海漁業は、漁業者が戦前に比較して急激に増加したことと漁獲によつて、現在同漁業は行詰りの状態にある。漁業者が急激に増加した原因は、戦前この近辺で五トン程度の小型機船に漁具物、

食糧品等を積込み、瀬戸内海の島島を行商していた行商人が廃業して漁業に転業したためである。従つて、これが危機打開の一環として漁業に転業した三百隻を戦前の行商に復帰するべく勧告したが、現在の財力では船体の改装その他行商物資の資金面で不可能となつている。ついては、船体改装費並びに行商資金総計四千万円を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

塩谷港を漁港に指定等の請願（請願者　北海道忍路郡塩谷村長金沢幹次）（宇野秀次郎君外一名紹介）（第一一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道忍路郡塩谷港は、戦時中完成された関係上、船入まは狭あいで、水深浅きため、沖合漁業を営む発動機船七隻は、秋から冬においては入港が不可能となり、根拠地を外に求めなければならない実情で、沖合漁業の進出による以外に生計を立てる道がない漁民にとつて、きわめて重大な問題である。ついては、塩谷港を漁港に指定し、修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩谷漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

忍路港を漁港に指定等の請願（請願者　北海道忍路郡塩谷村長金沢幹次）（宇野秀次郎君外一名紹介）（第一一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道忍路郡塩谷村忍路港は、日本海に面した天然の良港であり、沿岸漁業、沖合漁業の根拠地として利用しているが、同港は港内狭少で、荷揚の狭いため、漁船の収容力が限度に達しており、多期は北西の風が強く、高い波が直接湾内に入るため、けい船困難な状態にあり、年間発動機船の破損するものが多数に及んでいる。ついては、同港を漁港に指定の上、すみやかに国庫補助によつて修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

忍路漁港は、該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

合風ルースによる漁港災害復旧費全額国庫補助の請願（請願者　鹿児島県漁業協会長原捨思）（床次徳二君紹介）（第一一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ルース合風によつて鹿児島県下の海岸地帯、とくに枕崎、串木野、野間池および鹿児島湾沿岸は、今までにない災害を被り、漁港施設の破壊されたもの五十一箇所、金額にして五千余万円に及び、生産手段たる漁具、漁船さらに防波堤、護岸等を流出破壊された漁民は、日常生活すら満足に行いえず、基本漁港施設たる防波堤、護岸等の復旧は国庫による大幅の補助なくしては到底完成できない。ついては、被害漁民の苦痛を考慮の上、基本漁港施設の復旧費の全額を国庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

ルース合風の被害がじん大である該地方における実情にかんがみ、本請願はきわめて妥当適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

苫前船入ま拡張に関する請願（請願者　北海道苫前郡苫前町長斎藤孝治郎）（佐々木秀世君紹介）（第一三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前船入まは昭和九年に完成し、留萌、稚内両港間における唯一の船入まで、地先漁業ならびに沖合漁業の根拠地として、また沿岸航行船舶の避難に多大な貢献をしてきたが、現在のような船入まの規模では、にしんわく船や大型漁船のけい留は困難であり、苫前、天売、焼尻の魚田開発は望めないばかりでなく、天売、焼尻住民の連絡船の出入にも支障をきたしている。ついては、すみやかに苫前船入まの拡張を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

苫前船入まは該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁業資金融資等に関する請願（請願者　都山市議会議長藺内和介）（大内一郎君紹介）（第一四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の東北地方における水産業は、資金難と不漁とにより、きわめて憂慮すべき不振の状況にある。ついては、これが打開策として、現在農林中央金融公庫が行つている融資のわくを拡大するほか、新たに水産金融の機関を設置して水産業に対する融資の道を開くなど、すみやかに対策をたてられるとともに、中小商工業等の企業についても同様の措置を講じ、東北地方の農林、水産、中小商工業の振興を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における水産業の実情にかんがみ、本請願は、きわめて妥当適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

白糠漁港修築工事施行の請願（請願者　北海道白糠郡漁業協同組合長理事新保又四郎外一名）（伊藤梅一君紹介）（第一五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠町船入または、太平洋岸における魚田開発の目的で、昭和八年国庫補助により着工され同十年に完成したが、同年九月の台風で港内は土砂をもつて埋没され、利用不能のまま今日まで放置されていた。同地方は、漁船の根拠地となる港湾少なく、沖合は東北海道の最優秀魚田をひかえ、漁港避難港として地理的に好条件を備えている。ついては、白糠町船入まの改修工事を国庫補助をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道白糠漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

大船渡漁港修築費国庫補助の請願（請願者　岩手県気仙郡大船渡町長佐藤平之進外三名）（鈴木善幸君紹介）（第一五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大船渡港は、本年九月漁港法に基く第三種漁港として指定され、魚市場の開設強化と相まつて、三陸漁場水揚地として着々実績を挙げているが、魚市場の開設箇所は、将来商工港地域であるため、木材集積所に隣接し、機帆船出入し混乱をきわめ、水揚に支障をきたす状況である。ついては、大船渡港の漁港計画の実施を促進するために、第三種漁港指定による昭和二十七年度の予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

大船渡漁港は該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

鮪立漁港修築工事施行の請願（請願者　宮城県本吉郡唐桑村漁夫労働組合長畠山憲蔵外千四百六十四名）（角田幸吉君紹介）（第一五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県本吉郡唐桑村鮪立漁港は、わが国有数の金華山漁場を間近に控え、早くから遠洋漁業の基地として、また避難港として、県最北の重要な漁業根拠地であるが、港内は天然の地形のみを利用し、従来漁港修築等は全然かえり見られないため、大時化の場合は在港船舶の大部分はけい船作業にあたり、言語に絶する困難をきたしている。ついては、鮪立漁港の修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

鮪立漁港は、該地方における漁業の発展を期する上に、きわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小泊漁港修築拡張工事施行の請願（請願者　青森県北津軽郡小泊村長谷川武一外一名）（山崎岩男君紹介）（第一六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小泊漁港は青森県津軽半島の北端に位し、北海道渡島と相対する第四種漁港である。該港は地理的関係からして近海漁業の中心漁港であり、また津軽海峡及び日本海航行漁船の寄港、避難港として最適であり、かつ重要な地位を占めているのであるが、防波堤の不備、港内の狭あいから全漁船を收容しきれず、暴風のたびごとに多大な被害を受けている。ついては、小泊港の重要性にかんがみ、東西防波堤の延長並びに埋没箇所のしゆんせつ工事を施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

小泊漁港は、該地方における漁業の発展を期する上にきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

通商産業委員会

大淀川発電所復元に関する請願（請願者　大牟田市議会議長境慧）（平井義一君紹介）（第七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大牟田市新開町の電気化学工業株式会社大牟田工場は、創設以来大淀川第一及び第二発電所を自家開発していたが、昭和十四年の電力国家管理法によつて強制出資を余儀なくされたため、終戦後においては、電力需給調整規則実施により工場への送電は極度の制限を受け、その上、電力料金改訂による値上げ等により会社は重大な危機に直面している。ついては、すみやかに前記第一、第二発電所を電気化学工業株式会社に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力国家管理法によつて強制出資を余儀なくされた、電気設備を以前の経営者に返還して、合理的に経営せしめることは、その趣旨において妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

電源開発促進等に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の豊富な水力電源を開発し、電力不足に悩む鉱工業の生産を増強し、復興計画を実現するとともに、国有鉄道の電化はサービスの改善、保健衛生の向上に利するばかりでなく、石炭の節約、輸送力の増強等わが国経済再建にとつて、きわめて重大な影響をもたらすものであるから、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

現在日本に残された唯一の資源ともいうべき電源の開発は、わが国経済再建にとり最も必要なことであり、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

工業技術庁陶磁器試験所廃止反対の請願（請願者　京都商工会議所会頭中野種一郎）（大石ヨシエ君紹介）（第一八八号）及び同（請願者　京都市伏見区深草正覚町木下正勝）（大石ヨシエ君紹介）（第六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

工業技術庁陶磁器試験所に関し、今回行政整理の一環として、これが廃止もしくは、縮少されるとのことであるが、これが実現されるとすれば、わが国陶磁器産業界に大なる影響を及ぼすことになる。ついては、工業技術庁陶磁器試験所の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

陶磁器は、わが国輸出産業の重要な部分を占めており、その経営内容も中小企業に属するものが大多数となつている。よつてこれら経営者は試験所による啓蒙宣伝にあずかる所多大なものがある、従つて試験所が廃止となると陶磁器産業界は相当の困難な経営に追い込まれる可能性が充分あるので本請願の要旨は妥当なものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業に対する金融対策確立に関する請願（請願者　京都府商工組合中央会長重達夫）（大石ヨシエ君紹介）（第一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は現在、経済界の最大関心事たる金融問題について中小企業層に対し特段の考慮を拂われていることは感激にたえないが、資金流入の方策が適正でないときは、かえつて中小企業に対する金融体系を混乱に導くのみならず、中小企業対策の根本である協同組合制度並びに組合金融に重大なる支障を生じ、ひいては協同組合をして崩壊せしめる可能性が強いと思われる。ついては、中小企業振興のため、金融対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在中小企業金融関係諸機関はようやくその緒についたばかりで、未だその運用には充分とはいえない、今後その活用には充分の研究を要するものがあるとともに制度そのものにも一貫した体制確立を期すべきであり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業者に対する金融対策強化拡充の請願（請願者　神戸市長田区五番町三丁目七番地兵庫県商工組合中央会副会長小川善市外十三名）（塩田賀四郎君紹介）（第四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、零細金融機関である国民金融公庫を改組拡充して、この公庫に四十億円の資金源を與え、零細融資のほかに中小企業金融を担当させ、一口五百万円まで個人を対象に融資させる大蔵省案が進められているというが、これに対して中小企業者は絶対反対を主張している。政府資金の導入による融資機関にはそれぞれの分野があり、二、三十万円程度以下には国民金融公庫をして専門に担当させ、中小企業に対しては商工組合中央金庫が一手に直接扱うべきで、貸出の対象は協同組合及び組合員ならびにこれに準ずる一般個人である。ついては、後来通り、中小企業金融に対して商工組合中央金庫を通じ、政府資金を導入し、保護育成をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融は多種多様にわたり複雑多岐であるため資金の需要も相当多額であることは、当然である。故に資金の活用方法も又現在の関係金融機関では不充分の点も介在しておるので本請願の要旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

工業技術庁陶磁器試験所東海支所廃止反対の請願（請願者　愛知県瀬戸市長加藤章外二名）（多武良哲三君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近聞くところによると、今回行われる行政機構改革に伴つて陶磁器試験所が廃止されるとのことであるが、愛知県瀬戸市に設置されている工業技術庁陶磁器試験所東海支所は、従来京都試験所の分所として同産業の進展に多大の貢献をなしてきたものであり、これが廃止されるとすれば、海外貿易の弱体化はもちろん、中小企業者を半身不随の状態に陥らしめるなど同産業の発展に大なる支障をきたすことになる。ついては、前記試験所東海支所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

工業技術庁陶磁器試験所東海支所は、従来より、わが国陶磁器産業に多大の貢献をなしてきたものであり、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

丸山ダム建設に伴う治水利水権に関する請願（請願者　愛知県中島郡稲沢町宮田用水普通水利組合会議長伊藤半逸外一名）（江崎真澄君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

丸山ダム建設は治水調整及び水利等の面で地元と密接な関係があるにかかわらず、公益事業委員会の決定指令には丸山ダム建設に伴う治水利水の條件は全然規定していない由であるが、もし事実とすれば農民の死活を制する重大問題である。ついては、決定未済であれば火急的に決定指令の変更をなし、木曽川水系にかかる治水、利水にはなんらの不安なきよう万全を期するとともに、前述指令の解決するまではダム築設工事に着手しないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

電源の早急開発の必要性に伴い、それに附随せる水利使用の適正化は重大問題であり、この見地より、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電気事業による公納金増額並びに保証年限延長の請願（請願者　神奈川県中郡秦野町長中村新治外四名）（紹介）（第五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十七年十一月二十六日、配電統制令により電気事業は強制的に統合されたが、当時神奈川県秦野町などでは、戦争が終れば電気事業はまた還元されるものとして、十箇年間保証の公納金を受けていて、従来の事業利益にかえておこうと単純に考えていた。しかるに電力再編成が行われ、電気事業の還元は早急に不可能と思われるから、公納金の保証年限を延期されるとともに、電気料金が物価の値上りにつれて上昇したのに、公納金は以前として変らないから、将来および過去の公納金を物価にスライドして増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

公納金の地方財政に及ぼす影響のじん大なるにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。しかし公納金の性格よりして公納金見合いの法人税軽減の方途を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

輸出球根を貿易調整品目等に指定の請願（請願者　横浜市中区本牧大黒町百二十番地輸出業者代表大槻清太郎外一名）（遠藤三郎君紹介）（第五七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国産花ゆりの球根は、明治初年以来海外に輸出されて好評を博してきたが、これら球根の輸出は、昭和二十四年十月、フローアプライス制度をはずされた直後から業者は各自区々の見込価格をもつて海外にオファーを出すようになり、輸出価格は極度に下り、業界は不安のまま今日に至つている。それ故日本産に魅力をもつアメリカのバイヤーも、どこが真の価格をつかむことができず、折衝にひまどり、取引の適期が遅れ、品質は低下し、バイヤーに乗ぜられて安く買上げられ、業者は不利な立場に追い込まれる結果となつている。この際輸出適格品を適期に適正価格で輸出することができるならば業界が安定して戦前の盛況を復活させることができるから、球根類を貿易調整品目に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

国産花ゆりの球根は、多年輸出品として海外に好評を博していたものであり、戦前の盛況を復活せしめるために、球根類を貿易調整品目に指定されたいという本請願の趣旨は、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

水火力調整金制度撤廃等の請願（請願者　松本市長松岡文七郎外四名）（植原悦二郎君紹介）（第六〇六号）及び同（請願者　長野県議会議長片桐知従）（倉石忠雄君紹介）（第一〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行電力料金を見るに水力発電の電源県である長野県は、東京及び東北各電力会社各地域の各都県に比べ、高価であり、しかも電力の消費量は県内発生電力量のわずか十五パーセントにすぎないが、これは明らかに電力行政の消費地偏重を暴露したものと断定せざるをえない。由来本県は住民の富の程度低きにもかかわらず、電力確保のためには毎年災害復旧、河川改修等ばく大な県民負担をなしているのである。ついては、水火力調整金制度を撤廃して本県に低れんなる特別料金を設定するとともに、消費電力の割当を増加せられたいというのである。

二、請願の議決理由

電源生産県の立場より、水火力調整金制度を撤廃されたいという本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

積算電力計購入資金として見返資金融資等に関する請願（請願者　東京都芝浦電気株式会社取締役社長石坂泰三外六名）（多武良哲三君紹介）（第六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積算電力計取付促進は消費規定と盗電防止の上から絶体必要であるが、最近各電力計購入は生産数に比しきん少で、かつ不均衡であり、また今後これが購入見透しは見返資金の遅延と電力料金が予想に反し低率のため、いちじるしく減ずるのではないかと思われる。ついては、左記の事項等を実施されたいというのである。（一）積算電力計購入資金として見返資金を融資すること、（二）各電力会社は本年度並びに長期取付計画を確立して、その発注を計画的に行うこと、（三）需要家が積算電力計取付を希望するときには、その希望にそうよう措置を講ずること等。

二、請願の議決理由

電力不足の現状にかんがみ、盗用電力防止の措置を取ることは必要であり、積算電力計の取付促進のため、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電力増強対策確立に関する請願外一件（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国地方は八月下旬から十月初にかけて水力発電力は六分の一以下に激減し、深刻な電力危機のために全産業界は憂慮すべき状態に至つている。ついては、すみやかに次の事項につき強力な措置を講ぜられたいというのである。（一）即刻融通命令を発し、地区間の制限率を均等にすること、（二）石炭、重油の確保に強力な措置を講じ、火力発電力の増強をはかること、（三）自家用火力発電所の総動員体制を確立し、供給力の増強をはかること、（四）石炭確保資金について融資の措置を講ずること。

二、請願の議決理由

中国地区の電力事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

国内ボーキサイト開発に関する請願（請願者　福岡県八女郡中広川村福徳鉱山八広鉱業所鉱業権者井上雄一）（高橋龍六君紹介）（第九〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに発表された政府の経済基本政策によれば、世界的に不足しているアルミの国内資源の開発、精錬設備の増強に努力するとあるが、福岡県八女郡中広川村所在福徳鉱山のボーキサイト質粘土は、品質優秀で、アルミのちり出が簡単であり、埋蔵量は豊富にして地理的に搬出が至便であるなど他の追従を許さぬ利点を具有しているから、国内ボーキサイトの開発に際しては、福徳山鉱山を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

世界的に不足しているアルミニウムの原料たる、ボーキサイトの開発は、極めて重要でありしかも国内のボーキサイトの開発は、大に奨励すべきことである。この見地よりして、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

東北地区の電力使用制限緩和等に関する請願（請願者　仙台商工会議所内東北地方電力需要者連盟会長佐野隆一）（庄司一郎君紹介）（第九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業用大口需要者に対する電力使用制限は、東北地方においては他地方より半箇月も先だつて開始され、すでに七十日の長きにわたつて連続しているが、その制限も法規限度をはるかに上廻る大幅のものであつて、しかも十日間は少量の保安用を除き生産電力の全面的送電停止すら強行するなど全国的に比類のない強度の制限が続けられており、このまま多の渇水期に突入すれば東北地方の全産業は破局に陥るほかはない。ついては、これが打開策として、東北地区に対する電力制限を緩和し、今後当分の間は制限率を他地区より低率とする等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の電力事情の特殊性と、電力制限の各産業に及ぼす影響のじん大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

グリニッチ島の燐鉱石採掘に関する請願（請願者　南洋殖産株式会社常務取締役中原善之助）（庄司一郎君紹介）（第九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南洋殖産株式会社は、もと委任統治領南洋ポナペ支庁管内グリニッチ島において、きわめて良質で豊富な燐鉱石の所在地を発見し、昭和十二年三月、南洋庁長官に採掘願を提出し、同年十二月、及び同十三年三月の二回にわたつて調査団を派遣し、太平洋戦争のぼつ発とともに、採掘計画もやむなきに至つた。ついては、講和条約も締結された今日、国内の肥料事情にかんがみ、占領軍現地当局に力説し、採掘権の許可を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在のわが国の国際的地位を十分勘案して措置することを要するが、旧委任統治領南洋ポナペ支庁管内グリニッチ島において燐鉱石を採掘することは、その趣旨においては妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

須原発電所電力増強工事施行の請願（請願者　新潟県北魚沼郡須原村長内山源治外十三名）（田中角栄君紹介）（第一〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今夏来の異常渇水は、電源のすべてを水力に依存する新潟県魚沼郡においては深刻なものがあり、このまま推移すれば豪雪地帯においては多期間は屋外の光明から隔絶され、日常の生活に光を失うこととなる。しかるに本郡須原村には須原発電所があり、経営形態が古いため、わずかに千六百キロワットの発電量しかないが、容易な施工で六千キロワットの発電が可能である。ついては、須原発電所の電力増強工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の電力不足の折柄、一キロワットでも電力増強の必要に迫られている際、本請願の要旨は極めて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

電源開発助成法制定等に関する請願（請願者　大阪府会議長高野保）（有田二郎君紹介）（第一〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、電力の需給状態は極度に悪化し、ことに日本復興の中核をなす関西地区の産業は麻ひし、民生の安定、治安の維持に多大な影響を及ぼしている現状である。ついては、これが根本的な打開の方途として次の事項をすみやかに施行されたいというのである。（一）電源開発助成法の制定、（二）電源開発金庫の設置、（三）未完成電源開発工事の促進、（四）関西電力に帰属すべき未開発電源とくに丸山、琵琶湖、熊野川等について計画の早期実現のため資金その他万全の配慮をする。

二、請願の議決理由

最近の電力需給状況の悪化を打開する見地より、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

電力増強対策確立に関する請願（請願者　大阪府会議長高野保）（有田二郎君紹介）（第一〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近電気事情は極度に悪化し、ことに関西地区は極度の電気使用制限をしなければならない状態になつたため、日本再建の中核として重大使命を有する関西産業界の機能は麻ひし、民生の安定、治安の維持に由々しい事態を招来している。ついては、これが打開のため、（一）電力用石炭の優先出荷命令、（二）電力融通の調整、（三）外国炭の輸入促進等緊急措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の電力事情の悪化を至急打開する見地よりして、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電気料金値上等に関する請願（請願者　福岡県議会細谷治嘉外十名）（中島茂喜君外一名紹介）（第一〇七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気事業再編成により生じたあらたな状勢に対応するため、九州各県電気委員長が宮崎市に参集し、左の事項を決議したから、すみやかに実現されたいというのである。（一）電気料金値上げに対する異議（イ）議会から出した異議申立書の却下に対しては理由が不明確であるから、公益事業委員会に対して権利留保の申入をするとともに、証拠書類を附し、地方自治法第九十九條に基き法務総裁に裁定を求むる、（ロ）料金値上げに絶対反対、（二）電源開発（イ）電源開発公社を設立し、国庫及び外資による急速な大電源開発を行うこと、（ロ）九州地区の開発は九電はもとより、国土総合開発法に基いて各河川の開発を具体化すること等。

二、請願の議決理由

電気料金の各産業及び一般消費者に及ぼす影響と電力不足打開、電源開発の早急実施の見地よりして、本請願の要旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

鉱毒対策費国庫補助に関する請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第一二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松尾鉱山の鉱毒対策に関して、鉱山側においては、昭和二十四年の初頭より、鉱毒水の地下水化の方法により、従来の消極的鉱毒水処理の方法を脱し、種々調査研究した結果その安全処理は技術的に可能であることを確め得た。しかるにこれが実施には巨額の経費を必要とし、一企業体独自の財政ではとうていその負担にたえられない。ついては、松尾鉱山鉱毒の及ぼす影響の重大なることを考慮し、国庫補助をもつて、これが対策費を支弁されたいというのである。

二、請願の議決理由

松尾鉱山より発する鉱毒処理に関し、その影響を考慮して、これが対策の完全化を講じたいという本請願の主旨は、きわめて、妥当なものと認めるが、国庫補助については、予算等を勘案の上措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

鉱山資源開発道路開設費国庫補助に関する請願（請願者　日本鉱業協会長新海英一外一名）（中村幸八君紹介）（第一二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の鉱物資源である硫化鉱、金、銀、銅、鉛等の各鉱山は山間へき地にあり、戦時中酷使され、その機能はほとんど停止状態となり、終戦後も鉱産物の価格が圧迫されていたため、長年鉱山道路は荒廃したまま放置されているが、鉱山会社は資金がないため、自力では鉱山道路の整備を行うことができない実状である。ついては、昭和二十七年度予算編成に当り、公共事業費目に「産業補助施設道路」を特掲し、鉱礦石関係道路として改良工事費、補修工事費をあわせ十九億八千七百十六万四千円の事業費を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

硫化鉱、金、銀等、鉱物資源の開発は、わが国経済再建上、最も、重要なことであり、資源開発のため鉱山道路開設並びに整備は急務である。この見地より本請願の主旨は適切妥当なものと認められるので、国庫補助についても、予算等を勘案して、すみやかに処置するを適当と認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電力危機突破並びに電源開発に関する請願（請願者　長野県下伊那郡宮草村五百四十九番地佐伯計二外七千四百九十六名）（上林與市郎君紹介）（第一二一八号）、同（請願者　松本市山川町菅沼麒一郎外九千九百十六名）（勝間田清一君紹介）（第一二一九号）、同（請願者　上野市平野二千六百七十五番地杉本四四三外五千五百三十八名）（田中織之進君紹介）（第一二二〇号）、同（請願者　愛知県丹羽郡岩倉町東市場向村正一外三千九百七十九名）（八百板正君紹介）（第一二二一号）、同（請願者　上田市新参町西川伊次郎外一万一千六百七十名）（成田知巳君紹介）（第一二二二号）、同（請願者　岐阜県土岐郡駄知町井上丈太郎外三千九十九名）（佐々木更三君紹介）（第一二二三号）、同（請願者　長野県東筑摩郡広丘村三村與夫外九千八百九十六名）（青野武一君紹介）（第一二二四号）、同（請願者　岡崎市福寿町六十七番地荻原敏男外一万八百九十六名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一二二五号）及び同外一件（請願者　半田市字三平崎四十六番地田島承敬外二万二千四百十四名）（赤松勇君紹介）（第一二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中部地方では繊維産業をはじめとする産業界が、今回の電力危機によつて被むつた損害はきわめて多大であり、一般国民生活に與えた物質的、精神的打撃ははかり知れないほど大きい。ついては、産業発展と民生の安定のため、次の事項につき善処されたいというの

である。（一）電源開発を国家資金で即時実施すること、（二）電力不足に対する政府の責任を明らかにすること、（三）公益事業委員会を即時改組して電気事業に対する民主的な監督指導機関とすること、（四）電気事業分割による各会社の不均衡是正のため電力融通の一元的運営を強化すること、（五）電力会社は公益事業として真のサービスを行うこと。

二、請願の議決理由

日本経済再建に最も重大な関係を有する電源開発は、現下の電力危機の折柄焦びの急である。この見地よりみて、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

産金奨励に関する請願（請願者　全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長原口幸隆）（今澄勇君紹介）（第一三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金は最大の外貨転換性をもち、今後の日本経済自立にきわめて重要である。従つて国民経済的見地から産金の積極的奨励増産は、現下の急務であるにもかかわらず、現在の産金政策は自主性の欠如と低価格政策のため、生産意欲は低下し、さらに金鉱業さえ崩壊衰滅の運命に陥つている。ついては、次の事項を実施されたいというのである。（一）産金量の半分を加工用金として自由処分することを認めること、（二）銀の価格統制を撤廃すること、（三）必要最小限度である一億五千万円を探鉱奨励金として統制期間中毎年支給すること等。

二、請願の議決理由

金は国際的商品であり、今後の日本経済自立のためには極めて重要なものである。産金の重要性は、刻下の急務であり、本請願の趣旨も、きわめて妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

只見川電源開発促進に関する請願（請願者　新潟県議会議長西川弥平治）（渡邊良夫君紹介）（第一三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

短期に、かつ大出力を得られる只見川電源開発は、わが国の自立経済の確立並びに現在の電力危機に伴う、各種産業及び国民生活の混乱の解決に緊要事なことであるから、本電源の開発は、国家的見地に立脚し、最高の技術により国土総合開発の一環として促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の電力事情を至急改善するため、電源開発を早急に実施すべき現状にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業等協同組合法の一部改正に関する請願（請願者　全国中小企業振興会長松沢隼人）（千葉三郎君外三名紹介）（第一三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る第十国会において成立を見た信用金庫の施行に伴い中小企業等協同組合法の七十六條中二ノ四項が改正され、員外預金の取扱ができなくなり、その範囲が組合員と生計を一にする配偶者その他の親族に制限されたため、金融機関としての活動に多大の支障を及ぼしている。ついては、すみやかに同法を再改正し、員外預金取扱を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業等協同組合法による、信用組合は信用金庫の制定にともない、信用組合の半数が信用金庫に移行して信用組合の設立されている地区と判然区画されている実状である。従つて、信用金庫の活動分野は信用組合運用の方途において何ら阻害される弊害もないため、この際組合員外の予金取扱いの途を講ずるという趣旨は妥当適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業資金融通法制定に関する請願（請願者　全国中小企業振興会長松沢隼人）（千葉三郎君外三名紹介）（第一三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業の危機を打開し、振興を図るため、農林漁業資金融通法にならい、中小企業資金融通法を制定し、少なくとも百二十億円の政府資金を中小企業に貸付けられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融機関は今日相当に整備されたのであるが、その融資対象はそれぞれ異つたものがある。従つて、各専門機関に資金の融通を計ることは中小企業金融の円滑化を増すものとなるにかんがみ、本請願の要旨は妥当適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電力制限許可制に関する請願（請願者　全日本美容連盟会長田中雅子）（松永佛骨君紹介）（第一四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、美容業者は、平均月間百五十キロワットの電力を使用しているが、最近の電力制限により、営業不可能な状態に陥つている。ついては、電力許可制実施の際を美容業者に與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

電力制限の美容業者並びに一般需要者に及ぼす影響のじん大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

東北の開港場に輸出物資検査出張所設置の請願（請願者　郡山市議会議長藤内和介）（大内一郎君紹介）（第一四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は豊富な資源を有して、輸出品の多量生産が可能であるにもかかわらず、開港場の施設が不完備であるため、その振興は遅々として進まない現状であり、もし該地方に輸出物資検査出張所が設置されれば現在の輸出品に対する諸種の不利不便はことごとく一掃されるのみならず、輸出振興上に多大の好影響を與える。ついては、東北の開港場に輸出物資検査出張所等の機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の豊富な資源を活用して、これを輸出品として生産するため、東北の開港場に輸出物資検査出張所等の機関を設置されたいという。本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

浮遊選炭機設置費国庫補助等に関する請願（請願者　福岡県築上郡八屋町大字八屋千五百九十七番地戸須勇雄外一名）（平井義一君紹介）（第一四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時石炭に対する需要が供給を上廻つている結果、経済上、工業上に多大の影響を與えつつある。これが対策としては従来河川に流失していた微粉炭を浮遊選炭機によつて回収することが最も望ましい方法であるが、設置費用が相当額に上るため、すでに実行している炭鉱は十指に満たない状態である。ついては、石炭需要の重要性にかんがみ、国庫をもつて設置費の半額程度の補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における石炭の需要は、極めて旺盛であり、貴重な石炭を一屯といえども、無駄にすることは許されない実状である。かかる際浮遊選炭機によつて、従来河川に流失していた微粉炭を回収することは、その主旨においては極めて妥当と認めるが、半額国庫補助の点は予算等を勘案して措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業者に対する融資対策確立の請願（請願者　熊本市京町大久保勢輔）（坂本泰良君紹介）（第一四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、中小企業金融のため既存の金融機関の融資活動を活潑化する一連の施策として商工中金等の拡充を計画しているが、これらの対象となるものは、経営規模の比較的大なるもの等、限定された範囲にすぎず、従つて地方公共団体は範囲外の企業者に対し信用組合預託融資制度等の救済策を講じているが、貧困なる財政では、その需要を十分に満たすことができない実情である。ついては、信用組合に対する預金部資金の導入等の方法にかんがみ、すみやかに有効適切な対策を立てられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融救済策として信用組合に対する預金部資金の導入等の方法によつて、有効適切な対策を要望する本請願の趣旨は、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電源開発促進等に関する請願（請願者　熊本市京町大久保勢輔）（坂本泰良君紹介）（第一四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気事業の再編成に続く今般の電気供給規程の変更処分によつて、電力事情は極度に均衡を失い、かつ各電力会社の再評価率は七十パーセントないし九十パーセントとしたので、その資産内容の差が大きくなり、電源開発資金導入にも制約せられる條件が多くなつた。しかるに電源開発は全国的に焦びの急務であり、とくに現在開発中の地点あるいは具体化されている地点に対する資金導入については、各県の一致した要望である。ついては、電源開発法の制定、電源開発金庫等の設置等により資金を確保し開発コストの調整を図る等の措置を講じ、もつて電源開発を促進されるとともに、自家発電事業に対する融資等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本経済再建に最大の関係を有する電力を至急開発増強することは、現下の急務であるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

外国映画輸入に関する請願（請願者　杉並区上荻窪二丁目八十二番地土方敬太）（風早八十二君外一名紹介）（第一六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在外国映画の輸入は、アメリカ映画に偏重し、英、仏、伊、独、ソ、中等よりの輸入数を合計してもアメリカ映画の三分の一に満たない実情である。ついては日本の自主独立の立場から、日本文化向上並びに各国との友好促進のため、外国映画の輸入割当を公平平等に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本文化向上、並びに各国との友好促進のため外国映画の輸入割当を公平平等に実施されたいという本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会 衆議院会議録第二十三号附録（二）（その二）

運輸委員会

荒海、滝原間鉄道敷設の請願（請願者　相島県南会津郡荒海村長星犬四郎）（菅家喜六君紹介）（第七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

会津地方は、国土総合開発地域として指定を受け、面積五万七千四百余町歩の森林資源をはじめ、銅、鉛、亜鉛、硫化鉱等の重要地下資源を蔵し、国家の再建に寄与するところは多大であるが、これら開発には、なによりも交通機関の整備を先決問題とすることはいうまでもない。ついては、会津線鉄道建設工事はすでに荒海駅まで延長をみているので、荒海、滝原間までの延長工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに運輸系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

運輸委員会

新松島、一ノ関間鉄道敷設促進の請願（請願者　宮城県登米郡上沼村長菅原正之外二十八名）（内海安吉君紹介）（第一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の仙台駅より一ノ関駅に至る東北本線は、辺びな地のみを走り、各停車場は不便であつて利用価値に乏しく、しかも全鉄道の高低屈曲はなはだしいため、運輸上の能率を損すること大であるなど同線は本線を貫く唯一の縦貫鉄道としては不適当である。しかるに新松島駅より遠田、桃生両郡の米穀地帯を通り、宮城県最大の穀倉地帯登米郡を縦貫し、現在いちじるしい発展途上にある南郷、前谷地村等を通過し、花泉を経て一ノ関市に達する鉄道を敷設すれば、豊富な米穀、木材、薪炭の輸送はもちろん、燃料経済からも時間短縮の上からも運輸上多大の能率をおさめるのみならず、地方文化向上等に資するところ大である。ついては、すみやかにこれが実現を図られたいというのである。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

国鉄計画線全通促進に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業の発展と交通の発達とが密接な関連を有することは論ずるまでもないが、既定計画線がいまだに全通をみないため、既設線が中断されるなど未開発資源の利用と地方産業の発展とをいちじるしく阻害している例が少なくない。ついては、輸送の画期的改善によつて埋蔵せる宝庫の開拓と産業振興を図るため、各地に散在せる国鉄既定計画線を全通されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国産業経済の発展と交通の発達とが密接なる関連を有するにかんがみ、請願の趣旨につき調査研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

芦別、深川間鉄道敷設の請願（請願者　北海道雨龍郡深川町長香川兼吉外三十七名）（玉置信一君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

芦別深川間の鉄道は昭和六年すでに実施測量を終えたまま、戦争によつて着工を延期されていたが、当地方の飛躍的開発伸展は、北海道総合開発計画の推進と相まつて、本鉄道敷設の緊急重要度を加え、かつ関係地方住民の要望はきわめて切実なものがある。ついては、北海道空知郡芦別町より同上川郡神居村並びに空知郡音江村を経由して雨龍郡深川町に至る区間と芦別町より神居村を経由して雨龍郡納内村に至り、函館本線に合流して深川に通ずる区間の一方を選び、すみやかに敷設し留萌線に接続されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

越美線全通促進の請願（請願者　福井県大野郡石徹白村須甲末太郎外三名）（岡村利右衛門君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

越美線は、福井県越前と岐阜県美濃に通ずる表裏日本をつなぐ最短ルートであるが、北濃駅より、長良川の上流、高鷲村まで延長し、同県大野郡石徹白村を経由すれば、将来城ヶ端線に連絡するのに、もつとも好都合であり、また白川、荘川、高鷲、石徹白各村に死蔵せる豊富な地上地下資源の開発にも大なる影響を及ぼすことになる。ついては、地方開発のため、これが工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当

・昭和二十六年十一月三十日　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その三）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

宇津野、落合及び小本間鉄道敷設促進の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山田線茂市駅より分岐する小本線は、宇津野駅まで開通しているが、同駅以遠大川村大渡、落合岩泉町を経て小本港に至る区間は、鉄道敷設工事が中止されているため、この地一帯より産出される耐火粘土、シャモットの地上、地下資源がいたずらに死蔵され、かつその輸送にも大なる影響を及ぼしている。ついては、小本線を小本港まで、すみやかに延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大樹、浦河間鉄道敷設の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝国広尾線大樹駅と日高国日高線浦河駅とを結ぶ日勝線敷設については戦前より重要視され、すでに昭和九年鉄道省より測量をうけたのであるが、種々の事情によつて中止されている。しかし本沿線地区には膨大な森林資源、金、ニッケル、クローム等の鉱物多く、これらの開発はわが国経済に資するところ大なるものがある。ついては、大樹、浦河間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

三陸沿岸鉄道敷設促進の請願（請願者　岩手県知事国分謙吉外七名）（小澤佐重喜君紹介）（第三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸縦貫鉄道は、宮城県、岩手県、青森県を結ぶ路線であつて、鉄道敷設法により建設予定線に編入されていながら、いまだに交通の完備をみないため、豊富に埋存する林、鉱、水、農産等の資源も開発しえない状態である。ついては、宮城県、岩手県、青森県を結ぶ三陸沿岸縦貫鉄道をすみやかに完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに文化の向上を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

篠上線全通促進の請願（請願者　兵庫県多紀郡町村会長山口房次郎外十三名）（有田喜一君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄篠山線は、敗戦による混乱と資材、資金等諸般の事情により篠山口、福住駅間の開通を見たまま中止になり、今日に及んでいるが、同線は、東海、山陽の大幹線に対する京都、姫路間の一大回避線であつて、最近貨客のふくそう停滞に苦しむ京阪神地方の混雑を整理するに最も重要な最短路線であり、しかも当地方唯一の交通機関として地方産業の開発復興は、もちろん貨客輸送の強化と生活文化の向上を促進するのみならず、東海、山陰両幹線の補助路線としてその寄与するところ多大なるものがある。ついては、篠山線全通工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

長倉、大子間鉄道敷設促進の請願外一件（請願者　栃木県那須郡大山田村長藤田欣一外四十九名）（尾関義一君紹介）（第四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡長倉村より栃木県茂木町及び烏山町を経て茨城県久慈郡大子町に至る間に鉄道を敷設すれば、東京方面の物資ないし茨城県の海産物と、栃木、福島両県の米麦、タバコ、鉱石、木材等の山林資源に至るまで大量の輸送交換が迅速、経済的に行われ、また沿道の山林鉱山の開発はもちろん、東北、関東の通過旅客貨物輸送に及ぼす利益は大なるものがある。ついては、同区間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

御影、富内間鉄道敷設の請願（請願者　北海道河西郡御影村長竹田謙二外二名）（伊藤郷一君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河西郡御影村を貫通する根室線御影駅を起点とし、勇拂郡占冠村から沙流郡日高村を経て富内に接続する辺富内線は、昭和十二年から工事に着手され、支那事変中も重要路線として進ちょくされて西口から始まり、日振トンネル工事の難工事も残るところわず

かとなり、近く全線開通というところで、昭和二十三年三月工事中止となつて今日に至つている。同路線沿線には数十万町歩に及ぶ国有林野を有し、木材、石炭、鉱物等の無尽蔵の資源を有し、函館、根室を通じる重要幹線である。ついては、辺富内線の東口すなわち御影駅からの工事に着手し、すみやかに同路線を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

一、請願の要旨及び目的

日豊線隼人駅から古江線古江駅に接続する鉄道及び古江線高須駅から佐多町大泊に通ずる鉄道敷設は、鹿児島県大隅地方の未開発宝庫として知られている林産、農産等の各種重要資源の開発に寄与するところ大である。ついては、南九州特定地域総合開発計画の先駆として、同区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源並び産業の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

三陸沿岸鉄道敷設促進の請願（請願者　岩手県気仙郡大船渡町長佐藤平之進外四十三名）（小澤佐重喜君紹介）（第四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸地方は、鉄道の恩恵に浴さないため、豊富なる未開発資源が、いたずらに死蔵されているばかりでなく、その沿線は、国立公園候補地として登場している「三陸フイヨルド」をはじめ、風光明びな観光の重要地帯であるにもかかわらず、これを広く世人に紹介することができない状況であり、この地帯に鉄道を敷設されれば三陸沿岸の産業の振興はもちろん東北の文化向上も期待され、また東北本線一本によつて中央に輸送される物資のふくそうと輸送の煩雑は緩和され、従つて交通も便利になる。ついては、仙台市より八戸市に至る沿岸の未架設地すなわち石巻より気仙沼に至る線、盛より釜石に至る線、宮古より久慈に至る線をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに文化の向上を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

赤穂線敷設促進の請願外二件（請願者　岡山県邑久郡邑久村長奥田真須二外七千九百八十八名）（逢澤寛君紹介）（第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線相生駅より岡山県西大寺駅附近に接続する赤穂線は、現在、香登以西が未定となつて放置されているが、この未選定区間の路線選定に当つては、（一）邑久、上道両郡は広大肥よくな岡山平野の東半部を占めること、（二）人口しいゆう密全国屈指の穀物の宝庫を形成すること、（三）経済力豊富で文化水準も高いこと、（四）主要生産工場が多く分布し、西大寺町を中心とする物資の交流がおびただしいこと等の理由により岡山県邑久郡を経て、上道郡西大寺町を経由する路線を選定された方が有利である。ついては、本線敷設工事をすみやかに実施するとともに、未定区間の選定については前記路線に定められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、着工に当り現地の諸情勢を慎重に調査研究の上、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

頓別、上猿拂炭田間に鉄道敷設等の請願（請願者　北海道枝幸郡頓別村長佐々木熊吉外一名）（佐々木秀世君紹介）（第五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道枝幸郡頓別村は、海陸交通の要地であるが、道北地方の開発はいまだ遅々として進まず、奥地上猿拂および仁達内の石炭や上猿拂原野の開発はほとんど休眠の状態である。ついては、頓別港から上猿拂炭田にいたる二十二キロの地点に産業開発鉄道を敷設するとともに、産業開発道路として既設道路十三・五キロの改良工事と、接続八・五キロの新設工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

名羽線全通促進の請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡辺賢次郎外二名）（佐々木秀世君外一名紹介）（第五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡名寄町より苫前郡羽幌町にいたる名羽線の敷設は、名寄町、朱鞠内間の敷設を完了したが、朱鞠内、羽幌間はいまだ完成されていない。同沿線には、豊富な石炭の埋蔵及び五万町歩にわたる処女林の伐採等が行われているが、いずれも輸送力の関係が資源開発をはばんでいる。ついては、北海道北部の資源開発上、すみやかに朱鞠内、羽幌間の鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

青森、蟹田間鉄道敷設等の請願（請願者　青森市長横山実）（山崎岩男君紹介）（第六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一九五一年、国会において青森、蟹田間の敷設予算が確定し、一九五一年八月には青森を起点十二キロの地点まで敷設されているが、本鉄道の背後には、青森ひばの大森林を有し、沿岸の水産資源、陸地の農産及び地下資源に恵まれ、鉄道再開のあかつきには、地元民の利便はもちろん、平和国家に貢献するところ多大である。ついては、津軽還状線を早急に開通し、青森、蟹田間の運転営業を一日も早く実施し、明年度において三厩まで路線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

上川、三股間鉄道敷設促進の請願（請願者　北海道河東郡上士幌村長鈴木泰助外一名）（高倉定助君紹介）（第六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石狩国上川から十勝国三股に至る鉄道敷設に関する請願は、大正十二年、昭和二年、同九年に採択され、すでに上士幌三股間は開通され、三股、上川間の起工が決定されずに今日に至っている。本線沿線には、国有林十数万町歩と称せられ、音更川上流一帯の森林に至つては、出材量無尽蔵であり、さらに各所に散在する農耕適地、水線その他の鉱物資源にも恵まれているのみならず、この地帯は大雪山国立公園区域に属し、観光誘致の上からも鉄道敷設の使命は重大である。ついては、上川、三股間鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並び運輸系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

富川、清水間鉄道敷設の請願（請願者　北海道上川郡清水町長西川與三外一名）（高倉定助君紹介）（第六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

辺富内線を延長して根室本線十勝清水駅に連絡することは、本道釧路、十勝を函館に連結し、本州方面に通ずる最短路線として、また冬期雪害のおそれのない幹線として、北海道開発に多大の貢献をなすものであるが、これが敷設工事は日高の国境において蛇紋岩地帯のため、進ちょくをはばまれ、完成に至らないまま現在の経済事情により工事中止を余儀なくされた。しかるにこの路線の一部を変更して日高本線富川駅より平取村に入り、既定路線に連絡し、根室本線十勝清水駅に通ずることとすれば前述の難工事地域をさけ、所期の目的を達成できるから、すみやかに本工事に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに産業経済の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大畑鉄道敷設促進の請願（請願者　青森県下北郡風間浦村長永井武三郎外十一名）（山崎岩男君紹介）（第六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大畑鉄道の工事は、大畑、大間間三十一キロのうち乗畑まで十六キロの至難の基礎工事が完成し、十五キロの比較的平易な工事を残して中止となり現在に至っているが、わが国産業経済の振興、旅客の増加は北海道との最短距離による連絡に最も大きい期待がかけられ、かつ下北郡ことに北通町村のばく大な海産物、林産物、鉱石の輸送、文化の興隆は、かかつてこの鉄道開通のいかんにある。ついては、該鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

遠軽線全通促進の請願（請願者　北海道留萌市長原田太八外二名）（佐々木秀世君紹介）（第七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道西北部開発上の重要線である遠軽線は、昭和十六年十二月石北線より分岐して以来、遠軽、白滝、丸瀬布、上武利、下武利、上白滝、下白滝、奥白滝、上越、下越、上生田原、下生田原、生田原、留辺志部、留辺志部奥、上留辺志部、下留辺志部、上常呂、下常呂、常呂、北見富士見、北見相生、北見相生奥、北見相生下、北見相生上、北見相生上奥、北見相生下奥、北見相生上下、北見相生上上、北見相生上上奥、北見相生上下奥、北見相生上上下、北見相生上上上、北見相生上上上奥、北見相生上上下奥、北見相生上上上下、北見相生上上上上、北見相生上上上上奥、北見相生上上上下奥、北見相生上上上上下、北見相生上上上上上、北見相生上

左沢、荒砥間鉄道敷設促進の請願（請願者　山形県西村山郡宮宿町長熊谷高吉外十二名）（牧野寛索君紹介）（第七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄左沢線と長井線の各終点を連絡する、わずか十数マイルの左荒線敷設工事は、支那事変により中止されていたが、同沿線には木材、米穀、蚕繭、果樹等の産出多く、たばこ、羊毛、機械、酪農等の副業が盛んであり、また朝日岳公園完備の促進ともなり、表裏北日本の交通運輸の円滑や、産業文化の向上等に大きい効果があるから、すみやかに同線の敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

宮古、久慈間鉄道敷設促進の請願（請願者　宮古市長中屋重治外十一名）（野原正勝君紹介）（第七四八号）及び同（請願者　岩手県九戸郡種市町長舘石基治外十名）（山本猛夫君紹介）（第一三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県宮古、久慈間沿岸鉄道の沿線は、風光明びな大景観地であるのみならず、多大な水産、森林、鉱物資源と世界三大漁場の一つと称せられる無尽の宝庫を有し、これら海洋、地上、地下三大資源の開発は新日本建設に寄与するところ大なるものがある。ついては、これらの資源開発のため、すみやかに宮古、久慈間の鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

田名部、尻屋間鉄道敷設の請願（請願者　青森県下北郡田名部町長中村喜洋志外八名）（山崎岩男君紹介）（第七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北半島は、石灰、砂鉄、硫化鉄の鉱産資源、森林資源、いか、こんぶ、あわび等の水産資源を有する一大宝庫であるが、終戦時まで海軍の要さい地帯であつたため、未開発のまま遺存されていた。郡町村会および県当局は国土総合開発の特定地区に申請中であるが、今回下北開発工業株式会社が石灰石からセメントを、新報国製鉄株式会社が砂鉄から鉄ならびにチタン、バナヂュムを田名部町にある旧特殊鋼管の工場を使用して製造計画中である。ついては、右鉱区は東通村尻屋附近にあるので、田名部、尻屋間に鉄道を敷設し、農、水、林、畜等各種生産物の輸送ならびに住民の交通に便益をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方住民の福利増進を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大間鉄道敷設促進並びに大間港国営修築等の請願（請願者　青森県下北郡大間町長中嶋徹夫外十三名）（山崎岩男君紹介）（第七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、本州、北海道の連絡は青森函館を結ぶ青函連絡航路一線のみで、現下の両港運送能力より推定するに貨客の運送上万全を期し難い実状である。ここにおいて本州、北海道の最短距離に位する大間、函館間に新航路を新設すれば、まさに数時間を短縮することができ、また燃料等の節約も多大である。ついては、大間、函館間に新航路を開設するとともに、大間港を国営で修築し、かつまた大間鉄道をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本州、北海道間の連絡を利便ならしめあわせて北海道の開発に資する等のため、本請願の趣旨につき検討し善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大湊、大間間鉄道敷設の請願（請願者　青森県下北郡田名部町長中村喜洋志外八名）（山崎岩男君紹介）（第七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北半島は、石炭、砂鉄等の鉱産資源、ヒバ等の森林資源、イカ、コンブ等の水産資源を有する一大宝庫で、国土総合開発の特定地区として申請しているが、これら資源開発のためには大湊、大間間の鉄道敷設が急務であり、北海道との交流、本州中央市場との直結のためにも本鉄道の敷設は重要な役割を有する。ついては、大湊、大間間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

日田線全通促進の請願（請願者　大分県日田市長広瀬正雄外二名）（村上勇君紹介）（第八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日田線は、大分県日田と福岡県添田を結ぶ線で、全長約四十キロのうち、すでに開通している区間は日田、大行司間、添田、彦山間二十八キロで、釈迦嶽トンネルを間にはさむ十二キロが未開通になつているだけである。福岡県朝倉、大分県日田、熊本県阿蘇一帯は森林地帯で、この地帯に産する杭木百二十万石は、現在輸送路の不完全なため、利用されていない状況である。ついては、産業復興

に帝與するため、日田線の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

三江線全通促進の請願（請願者　島根県邑智郡三原村尾崎卓郎外二名）（山本利壽君紹介）（第八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰線石見江津駅より芸備線備後十日市駅に至る三江線は、陰陽連絡の最短距離にあり、こう配の良好、各物資及び産物の輸送、積雪による危険の皆無、沿線の佳景等の立地條件を具備し、とくに近く着工を決定された江川水系の電源開発事業に要する人員資材の輸送にも重要な意義を有する鉄道路線である。ついては、すみやかに三江線の全通を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

四国循環鉄道全通促進の請願（請願者　愛媛県宇和島市長中平常太郎）（川端佳夫君紹介）（第八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国循環鉄道全通は、余すところ吉野生、影野間の九十キロとなつたが、四国西南地域は、国土総合開発法による特定地域に内定し、豊富な水産、農産、林産、鉱産があり、中でも石灰石は良質なものが無尽蔵にうずもれており、鉄路全通のあかつきには、これらの重要資源がわが国自立経済に大きな貢献をもたらすことは確実である。ついては、吉野生、影野間の鉄路建設を予算化し、工事を実施されるとともに、百三号線、すなわち西南海岸宇和島、御荘宿毛、中村線の調査をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに産業経済の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

日の影、高森間鉄道敷設促進の請願（請願者　宮崎県町村会長佐々木一雄）（渕通義君紹介）（第九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道予定線である日の影高森間に鉄道を敷設することは、沿線一帯より産出する豊富な山林資源、鉱物資源の開発と宮崎県奥地の開発に資するところ大なるものがある。ついては、すみやかに同区間の鉄道敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

下呂、飯田間鉄道敷設の請願（請願者　岐阜県恵那郡坂下町長吉村新六外九名）（岡村利右衛門君紹介）（第九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄高山線下呂駅より中央線坂下駅を経由して長野県国鉄飯田線飯田駅に通ずる道路は、飛信街道といわれ、裏日本北陸方面と表日本関東地方を結ぶ最短路線であり、本州における最も幅員の広い重要路線であるが、該地方は交通網に恵まれないため、沿線一帯の農、林産資源の開発、諸物資の交流並びに沿線の各名勝地への一般旅行者に多大の不利不便を與えている。ついては、これら沿線各町村の文化、産業、経済進展のため、下呂、飯田間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方産業経済の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

金田一、久慈間鉄道敷設の請願（請願者　岩手県九戸郡軽米町長小笠原栄一外十三名）（山本猛夫君紹介）（第九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡金田一村と同県九戸郡久慈町を結ぶ区間に鉄道を敷設することは、沿線一帯の豊富な濫業、林産、農産資源を開発し、平和日本建設に果す役割は大きい。ついては、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに産業の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

魚沼線全通促進の請願（請願者　新潟県北魚沼郡魚沼線復旧期成同盟会関與四郎外六名）（田中角榮君紹介）（第一〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越本線来迎寺駅より北魚沼郡小千谷町に通ずる国鉄魚沼線は、昭和二十一年工事に着手したのであるが、昭和二十三年四月突然工事中止の報に接した。しかし、多期間交通機関に恵まれない沿線住民の利便、産業経済の発展、その他魚沼線の全通は、まことに当地方の消長を左右するものであるから、魚沼線の復旧工事をすみやかに続行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

只見線全通促進の請願（請願者　新潟県北魚沼郡小出町長桜井又衛門外五名）（田中角榮君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
只見線を全通させることは、沿線に埋蔵せる豊富な森林資源、無尽蔵な銀、銅、鉛等の重要地下資源の開発と奥只見電源の開発促進等に及ぼす影響は多大なものがあるから、すみやかに同線中六十里越トンネル工事を施行し、全通されたいというのである。
二、請願の議決理由
電源開発その他の地方産業の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

只見線全通促進の請願（請願者　新潟県北魚沼郡小出町長桜井又衛門外五名）（田中角榮君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
只見線を全通させることは、沿線に埋蔵せる豊富な森林資源、無尽蔵な銀、銅、鉛等の重要地下資源の開発と奥只見電源の開発促進等に及ぼす影響は多大なものがあるから、すみやかに同線中六十里越トンネル工事を施行し、全通されたいというのである。
二、請願の議決理由
電源開発その他の地方産業の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

美深、枝幸間鉄道敷設の請願（請願者　北海道中川郡美深町長西尾六七外二名）（佐々木秀世君紹介）（第一〇一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国有鉄道宗谷本線美深駅より分岐し枝幸町歌登村の中枢部を経て興浜北線の終端北見枝幸駅に至る約八十二キロ百五十メートルの周辺地区は、人口密で、豊富なる海陸資源に恵まれ、広大なる農耕地を有しており、本地区の開発は国家的要務であるとともに、住民の多年の要望である。ついては、該区間に鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

白棚線復活促進の請願（請願者　白河市長田中仲三外二十名）（岡谷光衛君紹介）（第一〇二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
白棚鉄道を復活することは、沿線の木炭及び米麦の生産を倍加することはもちろん、その他豊富な山林資源並びに地下資源、ことに金山地方における鉄道用採石、金鉱等の開発に資するところ大である。ついては、すみやかに本鉄道を復活されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

松前より江差を経て瀬棚に至る間に鉄道敷設の請願（請願者　北海道檜山郡江差町長谷口太一外二十三名）（山崎岩男君紹介）（第一〇八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道松前郡松前町より、檜山郡江差町を経て瀬棚郡瀬棚町に至る区間、すなわち既設国有鉄道福山線終点から、江差線終点を経て瀬棚線の終点に至る延長百七十六キロメートルの間に鉄道を敷設することは、関係地方産業の振興、文化の向上並びに住民の福祉の増進はもちろん、北海道の総合開発上、道南西海岸運輸交通上大なる役割を果すことになる。ついては、すみやかに同鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

江差瀬棚線鉄道敷設促進の請願（請願者　北海道瀬棚郡瀬棚町長滝沢秀吉外一名）（川村善八郎君紹介）（第一一四〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
江差瀬棚線は、北海道の南部いわゆる道南の日本海に面する海岸線貫鉄道として福山線を延長して江差線江差駅に連り、さらに瀬棚線瀬棚駅に結んで岩内線に至る重要線で、昭和二年実測を完了したものである。最近、本路線の終点を東瀬棚駅に内定するごとく聞くが、もし事実とすると、日本海縦貫鉄道としての使命が断たれ、また海上輸送港として枢要な位置にある瀬棚港との連絡ができず、道南の水産資源輸送の完全を期しえない。ついては、北海道総合開発上この鉄道の終点と既定計画通り瀬棚駅として法案に編入の上、すみやかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

掛川、御前崎間鉄道敷設の請願（請願者　静岡県小笠郡掛川町長鳶ヶ谷龍太郎外十名）（神田博君外一名紹介）（第一一七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県小笠郡掛川町を起点として御前崎港に通ずる一帯は、主要食糧をはじめ、茶、果実等の農産物及び遠州灘の水産物等幾多の重要な産物を包蔵し、また掛川町は

小笠郡の行政の中心地であり、沿道住民の往来はひん繁であるが、現在の交通状況は、私鉄乗合自動車により掛川、御前崎間において、途中中継し、しかもわずかに三往復に過ぎず、その不利不便は大である。ついては、これが産物輸送と沿道住民の交通利便及び表裏日本の縦貫路完成の見地より、すみやかに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勧案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

生橋線敷設促進の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第一二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡駅を起点とする橋場線を復旧して、これをさらに延長し、生保内線に連結することは、今次の国土総合開発法の規定による資源開発上至大なる影響を與えるのみならず、小岩井牧場や国立公園候補地八幡平等の景勝地帯一連の風光を擁して、観光日本建設の上にも重要な役割を果すものであり、さらに山田線の復旧と相まつて岩手、秋田両県を直結する重要線となるものである。ついては、本線の重要性を考慮の上、生橋線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに文化の振興を図る等のため、予算、資材等を勧案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十二月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

虻田、定山渓間鉄道敷設の請願（請願者　北海道虻田郡虻田町長黒木竹一外六名）（篠田弘作君紹介）（第一三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡虻田町より洞爺、留寿都、喜茂別の各村を経由し、石狩国定山渓に至る区域は、景勝地として有名な支笏、洞爺国立公園であつて、鉄鉱石その他の地下資源を有し、未開地及び林産、農産物に恵まれているが、現在交通機関としてはバスがあるのみで、一日わずか一往復のため、その利用者も少なく、冬期間は積雪のため運行休止となる状態である。ついては、観光事業の進展と関係各村の商工業の振興及び地方民の利便に寄與するため、虻田、定山渓間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに文化の振興を図る等のため、予算、資材等を勧案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

宮崎、小林間鉄道敷設の請願（請願者　宮林鉄道建設期成同盟会長荒川岩吉）（渕通義君紹介）（第一三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、宮崎、小林間には国営自動車が運転されているが、この区間は、宮崎県東部と西部を結ぶ重要路線で、しかも沿線は豊富な農林産物を産出し、その輸送の円滑化を期するためにも該区間に鉄道を敷設することは重要な意義を有するものである。ついては、本県の政治、経済、文化、産業の伸展のためにも、すみやかに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勧案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

氷見、羽咋間鉄道敷設促進の請願（請願者　石川県羽咋郡羽咋町長坂本長右ェ門外十五名）（南好雄君外二名紹介）（第一三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋町から富山県氷見町に至る鉄道敷設は、かつて建設予定線として、着工予定のところ、支那事変のぼつ発のため中止となり現在に至つているが、同鉄道は、裏日本における産業、文化、交通の主柱となる重要鉄道である実情にかんがみ、すみやかに、同鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勧案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

音別、陸別間鉄道敷設の請願（請願者　北海道白糠郡音別村長紅林鉄雄外一名）（伊藤郷一君外一名紹介）（第一三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根室本線音別駅を起点として音別川左岸を北上、同川上流から白糠町字上茶路に出て、釧勝国境を越え足寄村奥地螺湾及び上足寄を経て陸別駅に至る区間に鉄道を敷設すれば、その沿線にある天然資源の開発はもとより、背後にある農山村の豊富な資源を高度に活用しえて、北海道開発に大なる役割を果すことができる。ついては、同区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勧案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

釧勝鉄道敷設の請願（請願者　北海道白糠郡白糠町長青木金吾外二名）（伊藤郷一君紹介）（第一五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡白糠町白糠駅を起点として、大字白糠村字茶路原野及び字右設を通過し、足寄郡足寄村字上螺湾、字螺湾及び中足寄を経て、足寄駅を結ぶ釧勝線鉄道を敷設すれば、沿線地帯のぼう大な鉱林産資源の開発はもとより、沿線千五百町歩の開拓も可能で、さらにまた鉄道自体としても北十勝及び北見方面と釧路港を直結し、現在の池田廻り線路百五十キロを約四十パーセントに短縮し、東北海道輸送経済上大なる役割を果すことになる。ついては、すみやかに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに交通系路の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

釧美鉄道敷設の請願（請願者　北海道阿寒郡阿寒村長小村義馬外一名）（伊藤郷一君紹介）（第一五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道釧路国釧美線は釧路港を起点とし阿寒村を縦断し、阿寒湖畔を経て北見国相生に達する路線で、その沿線地域には鉱、農、林、畜、水産物等各種の資源に恵まれ、ことに有名な阿寒国立公園を控えている関係上、本線の敷設が実現すれば、多大な資源を直接貿易港である根室港に集荷しうるはもちろん、観光客も多大の利便をうけることになる。ついては、北海道産業開発上の見地より、すみやかに本線の敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

遠美鉄道敷設促進の請願（請願者　岐阜県恵那郡町村会長松下辰造外十五名）（岡村利右衛門君紹介）（第一五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄二俣線遠江二俣駅を起点とし、国鉄明知線明知駅を終点とする国鉄遠美線が敷設されるならば、延長わずかに八十キロで、静岡、愛知、岐阜三県下にわたる資源地帯を縦貫し、人的交通と開発に資するところ多大である。ついては、遠美線敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

紅葉山、帯広間鉄道敷設の請願（請願者　北海道町村議会議長石丸滝雄）（伊藤郷一君紹介）（第一六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

夕張線紅葉山より根室本線金山を経て帯広市に至る石勝線鉄道を敷設することは、東部北海道と道南及び本州方面との輸送距離を短縮する最適の路線であるとともに、東北海道の産業資源の開発促進並びに金山及び紅葉山間に埋蔵されている豊富な鉱、林産等の資源の開発に大なる役割を果すものである。ついては、本路線の敷設をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに輸送系路の見地より、請願の趣旨について検討し、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

伊集院駅改築及びホーム移設に関する請願（請願者　鹿児島県日置郡町村協議会長入鹿山嵩外十七名）（上林山榮吉君紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島本線伊集院駅は、鹿児島本線と南薩鉄道株式会社の分岐接続駅で、鹿児島市、日置郡と枕崎市、川辺郡の二市二郡の輸送の関門であり、薩南半島交通の最要点である。伊集院町の鹿児島市に対する郊外的性格と相まつて、近年同駅の輸送業務は増加の一途をたどつているが、駅舎は腐朽はなはだしく、構内設備も不完全で、朝夕の混雑時はもとより、雨天、寒天の場合乗客の苦痛は言語に絶している。ついては、伊集院駅の駅舎を拡張改築し、南薩鉄道ホームを本屋の前に移設されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便をはかりあわせて輸送業務の円滑を期するため、現地の実状に則し、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

伊集院駅拡張に関する請願（請願者　枕崎市長山之内梓）（上林山榮吉君紹介）（第一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊集院駅は、九州の大幹線たる鹿児島本線と薩摩半島唯一の南薩鉄道を結ぶきわめて重要な駅であるが、旅貨客ともに多く、現在の規模では乗客の不便は大きく、また南薩鉄道国鉄乗入の実施された今日、機関車や貨客車の切替え等に不便と危険が伴つている現状である。ついては、駅務の能率化と旅客の利便を図り、災害を未然に防止するため、同駅の拡張等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

矢作町に停車場設置の請願（請願者　愛知県碧海郡矢作町長稲垣利作）（三宅則義君紹介）（第二〇六号）及び同（請願者　愛知県碧海郡矢作町矢作酒井譲治）（千賀康治君紹介）（第一〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県碧海郡矢作町は矢作川に沿う沖積層で、余剰人口多く都市に職を求める通勤者が増加し、また名古屋、豊橋方面への好適の通勤地であるにもかかわらず適当な停車場なく、国鉄を利用するためには安城、岡崎の両駅まで遠路を徒歩するのやむなき実情である。ついては、近く東海道線の電化が実施されるに当り、矢作町大字西牧地内に停車場を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

小野寺村にガソリンカー停留場設置の請願（請願者　栃木県下都賀郡小野寺村大字小野寺寺内正外二名）（山口好一君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回、両毛線全区間にわたつて旅客輸送用ガソリンカーの運転を実施されたことは、まことに喜びにたえないが、同線佐野市と岩舟村間は七・三キロもあるため、この間に住む人々は、全く乗降の機会に恵まれず、その不利不便は大なるものがある。ついては、佐野市、岩舟村、三鴨村、小野寺村の境界点に位置する栃木県下都賀郡小野寺村大字新里字丸山附近にガソリンカーの停留場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

磐田駅、天龍川間に停車場設置の請願（請願者　静岡県磐田郡井通村長伊藤左一外十六名）（中村幸八君外三名紹介）（第七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東海道線磐田天龍川駅間、ことに天龍川東岸は土地肥よくで、一般に平坦かつ産業発展し、戸数五千余、人口約三万、農業をもつて第一とし、商工業がこれにつぎ、その産額県下第一で、附近には神社仏閣、公署および会社等あつて、往来はひん繁である。もし同区間に停車場が設置されるならば、北は井通、富岡、池田、岩田の各村、南は掛塚町、十束、袖浦、長野の各村を開発させ、ことに天龍川東岸廃川敷地には製材工場その他諸工場集中し、商、工、農合体の都市建設は可能であり、貨客の集散は多大となる。ついては、停車場用地および駅舎に要する工事費は負担するから、すみやかに停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

階上、種市両駅間に角浜簡易停留所設置等の請願（請願者　岩手県九戸郡種市町長舘石基治外一名）（野原正勝君紹介）（第七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
八戸線階上駅、種市駅間の距離は約八キロで、その間に点在する部落民約三千人は前記両駅いずれの駅にも四キロ以上の距離があるため、多大の不便を感じており、とくに駅への近道として鉄道線路を通行するものがあるため、幾多の犠牲者を出している状況である。ついては、事故防止と附近住民の利便のため、両駅間に角浜簡易停車場を設置するとともに、種市、八木両駅間も同様な状況にあるから、戸類家地区内に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

川南駅移転に関する請願（請願者　宮崎県児湯郡川南村長岩切秋雄外三名）（渕通義君外一名紹介）（第九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日豊線川南駅は大正十年に建設されたが、二十九年を経た今日の川南村の現状と対照して余りにもかけ離れた存在となつているから、これを現状に即し、さらに将来の発

展に備えて移転改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

三河島、南千住間に三の輪橋駅設置の請願（請願者　東京都台東区議会議長松尾進）（野村專太郎君紹介）（第九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線乗客のうち、商用者の多くは日本橋、浅草橋、蔵前の問屋街に取引関係をもつているが、ここへ来往するには南千住、三河島、日暮里等より都内へ直結する交通の施設がないため、やむなく上野駅まで迂回している現状で、その被る不便は大きい。ついては、三河島、南千住間に三の輪橋駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市交通の一層の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

御徒町駅南口乗降場開設の請願（請願者　東京都台東区議会議長松尾進外一名）（野村專太郎君紹介）（第九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

省線御徒町駅乗降場は、上野広小路に接近し、交通はもつともひん繁であり、人車馬の交通は道路の幅員に比し雑踏おびただしく、ことに同駅は一方口であり、乗降客は直接この雑踏道路を利用するため、狭あいな人道から車道にあふれて、まさに交通地獄の観を呈している。ついては、同駅に南口乗降場を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願駅の現状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

金田一駅改築等に関する請願（請願者　岩手県二戸郡金田一村長菅原武弥外三十四名）（山本猛夫君紹介）（第九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡金田一村内金田一駅は、明治四十二年に建設されて以来今日まで四十五年間の長年月を経ており、とくに金田一、大野間の国営自動車運行開始により、同駅の利用率は逐年増大し、現在の狭あいな庁舎と貨物積下場では不便はなはだしく、また一方、線橋がないため多数の乗客は常に危険にさらされている。ついては、金田一駅を改築するとともに、線橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便をはかるため、現場の実状に即し、予算資材等を勘案の上請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

通山駅設置の請願（請願者　鹿児島県囎唹郡西志布志村長前田秋外四名）（二階堂進君外一名紹介）（第一〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県囎唹郡西志布志村大字野井倉字通山は、古江線の沿線にあり、志布志駅と菱田駅の中間に位置しているが、その間約三キロで、いずれの駅にも遠く、村民の被る不便は大なるものがある。今般、国立結核療養所が通山に設置され、これに伴い当区域の住民は二千七百人位に増加すると思われ、また、その背後には農林省野井倉開拓事業所が開拓工事中の七百町歩を控え、通山が地形的に同村の中心にあたるので、村内背後地域の物資の集散や村民の利用にも最適である。ついては、通山駅をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、現地の実情に即応し、予算、資材等を勘案の上、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

愛国、帯広間に乗降場設置の請願（請願者　北海道河西郡大正村長楠木熊太郎）（高倉定助君紹介）（第一〇二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河西郡大正村愛国駅、帯広駅間は十一キロあり、この間大正村、幕別町の二箇町村にわたつて、中間住民は不便をしのんで今日に至つている。この方面は大正村でも、もつとも早く開拓され、人家も多く、雑穀の産地で二箇町村の豊庫であり、産業振興上にも重大な困難をきたしている。また大正村中学生は愛国駅まで一里半もあつて通学困難のため、今春から応急の措置をとつているが、高等学校は通学不可能で、裕福なもののみ帯広市に下宿させている実状で、交通不便が同村の教育の発展に影響するところ多大である。ついては、愛国、帯広間に中間乗降場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、現地の実状を検討の上、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

旧糸田駅復活等の請願（請願者　福岡県田川郡糸田町長岡崎林平外三名）（平井義一君紹介）（第一一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県田川郡糸田町は、人口一万七千余を有し、周辺には明治鉱業株式会社をはじめ、多くの鉱業所を有し、月額出炭五万トン以上を採掘し、これが輸送及び人事の交通は糸田駅に依存しているが、同駅は戦時中改廃となり、省線宮床駅は糸田駅と改名されたため、町民は東南端にある省線糸田駅まで始終不便と不合理を忍んで今日に至つた。また最近貨物はもちろん乗降者は非常に混雑をきわめ、婦女子は危険を感ずる状態である。ついては、旧糸田駅を復活するとともに運転回数を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、現地の実状を勘案し請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

中央線中野駅拡張に関する請願（請願者　東京都中野区打越町一番地大石耕一郎外八百五十名）（黒澤富次郎君紹介）（第一二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中野駅は、一日平均の乗降客は約十五万人以上を数え、今後ますますその利用者は増加する情勢にあるが、同駅は、従来の汽車ホームそのままで、朝夕の乗降客は狭いホーム及び階段に充満し、殺人的混雑を呈している。また都内における山手、中央線の相当の駅は乗降口が、四箇所もあるのに都内六番目の売上げのある同駅が依然二箇所にとどまつているため不便は多大である。ついては、現在の貨物取扱い駅を西方に移転し、ホームを新設するとともに、乗降口を二箇所増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便をはかるため、現状に即し予算並びに資材を勘案の上、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

與野駅に東口開設の請願（請願者　埼玉県浦和市本太一千九百九十五番地横利夫外二千四百十八名）（川島金次君紹介）（第一五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県與野駅の利用者は、浦和市、與野地区および附近の通勤者を合せて朝夕約四万人近くに達しているが、同駅は東西に出入口がなく、乗客の大半を占める東側地区居住者は大宮寄り線路を横断して、わざわざ西口から乗降しており、一分を争う早朝の通勤時間に列車、電車、貨物列車に交通をしや断され、貴重な時間を空費している。ついては、これら通勤者の苦難を除去するために、国鉄東北本線與野駅に東口を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便をはかるため、予算、要員等を勘案の上、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

明石、姫路間電化促進の請願（請願者　姫路市長石見元秀外十四名）（川西清君紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄明石、姫路間沿線の住民は、千九百四十年以来鉄道電化を要望し、数次にわたつて請願を繰り返してきたが、今日に至るもまだ実現されていない。その距離わずかに三十二キロ四であり、土地平たんでトンネルなく、比較的わずかの経費で電化が可能であるから、多年の宿望を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

大宮、白河間電化促進の請願（請願者　宇都宮市栃木県庁内東北本線電化促進期成同盟会長小平重吉）（尾関義一君外十五名紹介）（第一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線は、わが国を縦貫する一大幹線として北関東及び東北の開発に偉大な貢献をなしてきたのであるが、最近本線のもつ実質的価値が閑却され、こう配と曲線路が少ないという一時的財政理由で他線の電化が優先実施されるときくが、これが実施されれば重要資源の合理的開発はそれだけ遅延し、また本県が計画中の県総合開発計画も総合性を失い、同じ開発効果を挙げるのに不必要な国どを費す結果となる。ついては大宮白河間の電化をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

我孫子、成田及び千葉、成田間電化促進の請願外一件（請願者　千葉県印旛郡安食町長後藤栄一外四十二名）（竹尾弌君紹介）（第一九〇号）、同外三件（請願者　千葉県東葛飾郡布佐町長秋田豪諦外二十二名）（竹尾弌君紹介）（第一一七八号）及び同外八件（請願者　千葉県印旛郡大森町長柴崎儀吉外四千四百四十二名）（竹尾弌君紹介）（第一二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡の安食駅は、終戦後乗降客がいちじるしく増加しているが、成田線は上下線とも一時間ないしは二時間おきの発車である関係上、不便この上なく、時としては一両に数百人乗車し、老婦人等の乗車は危険であり、とくに成田駅における千葉方面行きの連

絡が悪いため、長時間乗車を待つか、または京成電車に乗換を余儀なくされている実状である。ついては、この際住民の福利増進のため、我孫子成田間及び千葉成田間を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

日豊線電化促進の請願（請願者　延岡市長仲田又次郎）（佐藤重遠君外一名紹介）（第三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、国鉄当局においては、日豊本線を鹿児島本線、筑豊本線と並んで電化するとのことであるが、これが実現は、わが国政治、経済、文化その他あらゆる面に大なる影響を及ぼすから、すみやかに実現されるとともに、もし全線電化の実現が不可能な事態に立ち至つたとしても日豊本線中最も難所である延岡、佐伯間の電化だけは実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

明石、姫路間電化促進の請願（請願者　加古川市長浅見久夫外二名）（岡田五郎君外一名紹介）（第三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山陽線の明石、姫路間は産業、経済、文化、その他あらゆる面で播州地方の中心部であり、海岸地域には大工業地帯を形成し、背後には農林、産業の宝庫を有し、近時所在各工場の飛躍的発達、国家警察予備隊姫路部隊の設置等によつて姫路と阪神地区を結ぶ交通機関の整備、とくに明石、姫路間の電車化が強く要請されている。ついては、同区間を電車化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

常磐線電化促進の請願（請願者　茨城県知事友末洋治）（原彪君外二名紹介）（第五八二号）及び同（請願者　土浦市長天谷虎之助外一名）（原彪君紹介）（第一三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線はその沿線一帯が農林、水産、鉱物等の一大生産地帯を形成し、京浜地区に対する重要な物資供給資源地帯としての重責を持ち、電化による輸送力の増強は産業の振興に寄与するところ多大である。今や時局の推移は内外ともに緊迫多端の様相を示し、常磐線が北海、東北、関東を貫く幹線の一環として重要な性格を持つに至つた今日、国鉄電化計画の順位を変更し、上野、平間の電化を優先着工され、遅くとも昭和二十七年度予算に計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

福岡県下の国鉄電化促進の請願（請願者　福岡県門司市大字大里五千五百一番地末松喜一外三十九名）（平井義一君紹介）（第一二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県は人口密度高く、全国都道府県中第三位にあり、門司、小倉、戸畑、若松、八幡、福岡、久留米地区を合すると人口三百万に達し、その交通需要はきわめてひん繁であるが、旅客輸送は人口密度に比較して運転回数においても速度においても京浜、阪神に比し、いちじるしく劣り、全国的まれに見る乗車混雑を示している。ついては、これが打開のため、福岡県下国鉄の左の区間の電化を早急に実現されたいというのである。

（一）鹿児島本線（門司港、大牟田間）（二）日豊本線（門司港、行橋間）（三）筑豊本線（若松、原田間）（四）田川線（行橋、彦山間）（五）伊田線（直方、伊田間）

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の各電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

大宮、仙台間電化促進の請願（請願者　東北本線電化促進期成同盟連合会長小平重吉）（尾関義一君外三名紹介）（第一三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線大宮、仙台間延長三百二十二キロの区間を電化することは、従来の消費しきつた石炭消費を大量に削減し、北関東、東北にわたる広大な宝庫を開発して、国内経済交流の円滑化を図り、もつて経済自立体制の確立に大なる貢献をなすものである。ついては、該区間の電化をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

鹿児島、東京間に夜間急行列車復活の請願（請願者　鹿児島市長勝目清外一名）（上林山榮吉君紹介）（第三八号）及び同（請願者　鹿児島市議会議長新川近義）（上林山榮吉君紹介）（第一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰後、鹿児島東京間に急行、および臨時夜間準急が設置されたが、これだけでは、県民の経済活動を十分ならしめていないから、現在運行中の鹿児島門司港間夜行準急の切りかえ等により、戰前運行された鹿児島東京間夜間急行の復活を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、交通量及び車両その他を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

日の影線にガソリンカー運転の請願（請願者　延岡市長仲田又次郎外七名）（川野芳滿君紹介）（第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日の影線は、発着回数少なく、利用側の完全利用度の適否の点に大きな誤差を発見するものであり、切角の施設による恩恵に浴しえない現状である。ついては、宮城県北奥地開発における唯一の交通機関である日の影線にガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

京都、東舞鶴間にディーゼルカー運転の請願（請願者　綾部市議会議長村上義信外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綾知山、綾部、舞鶴の三市は、ともに接続して人口二十万を数える地方政治と経済の中心地であるが、最近工場、会社、官公署通勤者の激増により交通機関は混雑を極め、さらに京阪神方面よりの往来も日ごとに増加する傾向にあるにもかかわらず、鉄道交通だけが独り取り残された状態である。ついては、京都東舞鶴間をつなぐ区間にディーゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

水郡線の車両改善等に関する請願（請願者　福島県石川郡石川町県会議員松浦年三郎外二十八名）（菅家喜六君紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水郡線は開通以来十七年、いまだその車両はナハ級車両で、窓ガラスは破れ、不完全な板床、粗悪な腰掛で、スチームの通つている列車はほとんどなく、乗客自らストーブに石炭や工薪をたいている現状で、貨車の配分も悪いため駅構内に滯貨が山積するなど、車両状況の不完備が地方経済に及ぼす影響は多大である。ついては、現在の車等級を一級昇級してオハ級にされたい。また通学通勤者のために、朝の時間数往復のガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに貨物輸送の円滑化を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大阪、篠山口間にディーゼルカー運転の請願（請願者　兵庫県多紀郡町村会長畑貞一外一名）（有田喜一君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綾知山線篠山口駅より綾住に達する国鉄篠山線及び篠山園部間の省営バス開通後、郡の東西を一貫する運輸機関の完備により篠山口駅は綾知山線と山陰線を直結する重要な駅となつたのであるが、客車貨物のふくそうに比較して列車の運転回数少ないため、地方人はもとより産業開発上、多大の困難と不便を感じている。ついては、これが打開策として、大阪、篠山口駅間にディーゼルカーを運転増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

長崎、佐世保間に急行列車運転の請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎外四名）（本多市郎君紹介）（第七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎市は人口二十六万、佐世保市は二十万人であつて、両市とも毎年激増する傾向にあるが、現在両市を結ぶ直通列車は二列車のみで、しかもわずか八十八キロの距離しかないのに片道に三時間も要し、関係地方の住民は時間的に、また取引上において大なる不便を感じている。したがつて、両市間に急行列車が運転された場合その利用者の激増は明らかである。ついては、長崎、佐世保両市間に急行列車の運転を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、交通量並びに車両其の他を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

博多、長崎間に急行列車増発の請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎外四名）（本多市郎君紹介）（第七一九号）及び同（請願者　長崎市長田川務）（岡西明貞君紹介）（第七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における長崎、佐賀及び福岡（博多駅）間は、長崎駅からの乗客だけでも一日五百名を越える場合が多く、これらの旅客はいずれも用務の都合上夜汽車を利用し、翌日遅く帰着する現状であり、この際長崎、博多間に急行列車を増発すれば、これら旅客を利するところ多く、かつ福岡、佐賀、長崎各県相互間の利便は多大なるものがある。ついては、博多、長崎間に急行列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、交通量及び車両その他を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

八戸、八木間にガソリンカー運転の請願（請願者　岩手県九戸郡種市町長舘石基治外一名）（野原正勝君紹介）（第七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡種市町は経済的、文化的に八戸市との関連が深く、両地間の交通はますます盛んになつてきているが、現在交通機関としては一日五往復の列車があるのみで、しかも各列車の時間は一定していないために乗降に混乱をきたすなど多大の不便を感じている。ついては、八戸駅八木駅間にガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

磐越東線及び水郡線に二等客車連結の請願（請願者　福島県議会議長遠沼龍輔）（大内一郎君紹介）（第一二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄磐越東線および水郡線は、いずれも東北本線郡山駅から、それぞれ東線は同水戸駅に接続するもので、福島県の文化、経済、産業、交通上きわめて重要な路線であるが、現在三等客車のみの運転であり、戦後産業の発展に伴い旅客は増加し、とくに両沿線各地は観光地に恵まれ、乗客の往来に対して旧態依然たる三等客車のみの運転ではサービスの欠陥というにとどまらず、外客誘致の障害となるものである。ついては、すみやかに両線に対し二等車を連結されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

秋田、上野間に急行列車運転の請願（請願者　郡山市議会議長鶴内和介）（大内一郎君紹介）（第一四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

羽越本線は、秋田、山形、新潟の各県を縦走し、沿線に各主要都市を控え、産業、文化、経済の上から見ても裏日本地方の最重要路線であるが、本線より東京に直通する列車は現地普通列車が一本あるだけであり、該地方における経済活動、社会活動に與える不利不便は、はなはだしく大きい。ついては、秋田を点起とする羽越本線廻り上野行急行列車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、交通量並びに時間間隔等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

国有鉄道航送貨物に対する料数計算方法の是正並びに運賃引下げの請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

函館、青森間の航送貨物は、実際キロ数の百十三キロに対し営業キロ数四百五十キロと約四倍の計算となつており、これに伴つて運賃も高率なため、産業開発、貿易の振興に重大な支障を與えている。ついては、日本国有鉄道航送貨物に関する函館、青森間及び宇野、高松間の営業キロ数を実際キロ数に変更し、これに伴う運賃の引き下げをすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国産業の開発、貿易の振興に資するため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

けい石に対する貨物運賃の等級引下げに関する請願（請願者　兵庫県氷上郡吉見村市島土井けい石鉱山土井経吉外十二名）（有田喜一君紹介）（第二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

けい（硅）石は高度の耐火度を有し、鉄鋼製造上不可欠な平炉及び電気炉は、このけい石れんがで構築されている。本年一月二十七日から新鉱業法が実施され、けい石も鉱石の中に含まれることになつた。鉱石の鉄道運賃は七級であるが、けい石は、砂利、割石等と同級の六級の適用をうけている実情である。新鉱業法の実施によつてけい石鉱山も経営上では諸種鉱山と同様の義務を負担しているし、重要度においてもけい石より優位とは考えられない石灰石ですら、七級

に取扱われている次第であるから、この際、けい石の貨物運賃等級を他の諸鉱石と同様、七級に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

三州かわらに対する貨物運賃割引の請願（請願者　愛知県赤瓦工業協同組合理事長榊谷徳二外九名）（木村公平君外一名紹介）（第六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西三河碧南市及び高浜町を中心とする、生産量全国の三割を占める三州かわらは、その生産量の八割を鉄道輸送に依存している関係上、今回の鉄道運賃三割値上げは、これが生産者に致命的な打撃を與え、ひいては国民住宅問題を困難ならしめる等その影響するところ大である。ついては、三州がわらに対する貨物運賃を特別に割引きされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

土管に対する貨物運賃割引継続等の請願（請願者　愛知陶管協同組合理事長筒井泰春外二名）（木村公平君外一名紹介）（第六〇九号）及び同（請願者　愛知県知多郡常滑陶磁器工業協同組合理事長富浦長雄外二名）（中野四郎君紹介）（第一六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土管に対する運賃割引きは、今回運賃改正に伴い中止になるとのことであるが、土管は、衛生設備、下水道工事、耕地改良事業の暗きょ排水工事用として、今後大量の需要を見込まれている。土管は、価格の割に重量品であるため、運賃の負担率が他の物資よりもはなはだしく加重となり、とくに遠距離を対照としての販路は採算困難となる。ついては、土管に対する割引運賃を継続するとともに、かめも土管と同様に適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対処し当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

農業関係貨物運賃割引等に関する請願（請願者　全国販売農業協同組合連合会長理事猪飼清六）（田中啓一君紹介）（第六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来農業関係貨物は生活必需物資あるいは準生活必需物資としての等級引下げ、農林畜水産政策により割引等により下級等級を採用されてきたが、近時ほとんど統制解除となり、その他の物資に比して運賃負担の均衡が破壊されようとしている。ついては、これが貨物の政策割引制を強化するとともに木炭、その他の貨物は昭和二十五年四月貨物等級改正により、むしろ運賃は引き上げられた現状にあるので、従来の原等級に引き下げる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対処し当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

木材に対する貨物運賃軽減の請願（請願者　社団法人日本林業協会長大村清一）（岡村利右衛門君紹介）（第六五一号）、同（請願者　富山市安住町七十四番地富山県木材協会長山崎與吉）（内藤隆君紹介）（第一二三六号）及び同（請願者　富山県木材協会長山崎與吉）（内藤友明君紹介）（第一二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年春、国鉄の貨物運賃値上げによって木材業者は多大の打撃を受けたにもかかわらず、今回ふたたび貨物運賃の改正を行うことは、運賃負担能力の低い木材をはじめ、林産関係にきわめて深刻な影響をもたらすばかりでなく、これがまた将来の林業経営の安定、森林資源の保続にいちじるしい障害をきたすことはあきらかである。ついては、運賃改正につき、林材界の最少限度の要望を次のごとく実施されたいというのである。（一）貨物等級の不合理の是正、（イ）六級とするものは木曾ひのき、かし、けやきに限定、（ロ）電柱用素材は七級、（ハ）まくら木は防腐処理したものを除き七級、（ニ）坑木、パルプ材を八級にすること。（二）遠距離輸送量の多い林産物につき、割引率を適用すること等。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

菓子に対する貨物運賃等級引下げの請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二番地日本菓子工業会長石井孝三外二名）（江崎真澄君紹介）（第一〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

菓子製造業務用砂糖の配給制度実施等による原料事情のいちじるしい向上に伴い、菓子生産は飛躍的に上昇し、品質、価格ともに大衆化され、必需的食品としての要望にそいつつある現状にかんがみ、貨物運送等級別中、第三級部門の菓子を第六級取り扱いにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請

願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

唐津港石炭積出引込線高架桟橋・架設の請願（請願者　佐賀県知事鍋島直紹外二十三名）（保利茂君外四名紹介）（第四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県産出石炭は、九十パーセントが県外移出であり、その六十パーセントを唐津港が積出しているが、唐津港における積出鉄道引込線が明治三十一年の敷設以来五十五個年間使用されている古い底桟橋であるため、現在の施設による桟橋の陸切能力では多量にのぼる同港着炭量を消化することができず、その上、鉄道桟橋と船腹とが荷役上直結していないことによる高価な積出費等のため、今後の産業経済復興にともなう石炭需要に応じきれない実情であり、かかる不便をもつ唐津港は肥前炭田の開発並びに経済復興に大きな障害となつている。ついては、唐津港石炭積出引込線の高架桟橋をすみやかに架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭積出の能率化をはかるため、予算、資材等を勘案し請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

大蔵町地内に省線踏切設置の請願（請願者　兵庫県明石市大蔵町六丁目二千四百六十一番地中谷吉次郎外三名）（川西清君紹介）（第六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明石市は、山陽線神戸以西で省線、汽車、電車等の通過のもつとも多い市であるが、同市大蔵町、大蔵谷中央部地区は踏切りがなく、かつ私鉄山陽電鉄が併行しているため、その横断はきわめて危険であり、一年間を通じて平均二十名からのけが死者を出しており、死体は駅構内より離れている結果、附近の住民がその始末を行つている実情である。ついては、該地区に踏切りを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区内の交通輻輳の防止をはかるため、現地の実状に即し、予算、資材等を勘案の上請願の趣旨にそい善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

角浜、玉川両地区踏切に、こ線橋架設の請願（請願者　岩手県九戸郡種市町長舘石基治外一名）（野原正勝君紹介）（第七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八戸線陸上駅、種市駅間の角浜地区と種市駅、八木駅間の玉川地区において、県道と鉄道が平面交さしているため、全然視野がきかず、さらに看視人がいない地点があつて、事故がひん発して安全なる交通を害かし、加うるに十一月より国鉄バスが運行することになつた結果その危険を倍加している実情にある。ついては、該地区踏切にこ線橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における交通事故の防止をはかるため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

上郡、三石両駅間船坂村地内栗原踏切改良工事施行の請願（請願者　兵庫県赤穂郡船坂村長古谷実外二十三名）（大上司君紹介）（第八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有鉄道山陽線上郡、三石駅間、兵庫県赤穂郡船坂地内栗原踏切は、村内唯一の枢要なる道路上に位置し、人車の往来繁く、かつ鉄道線路は山陽線中最急こう配の箇所で、上り列車の見通しがきわめて悪いため、鉄道敷設以来多くの事故を生じている。ついては、この踏切をずい道または鉄橋に改良されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における交通事故の防止をはかるため、現地の実状に即応し、請願の趣旨について、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

上信鉄道を鉄道敷設法別表に加入の請願（請願者　長野県上田市長水野鼎蔵外十五名）（小瀬光平君紹介）（第五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県渋川町と長野県上田市を結ぶ上信鉄道を敷設することは、国土再建上緊急事であり、その実現はきわめてせつなるものがある。この上信県境附近一帯は、農産物、林産物、鉱工業並びに豊富な電源を有し、産業、経済、文化に多大の貢献をなしているのみでなく、観光面においては随所に温泉、景勝地を有し、新日本の振興に寄与するところ大である。ついては、本区間を日本国有鉄道の敷設すべき線路網の一部として鉄道敷設法別表に加入の上、すみやかに実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便をはかる等のため、予算、資材等を勘案し、請願区間の鉄道の敷設につき研究し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

三江線敷設計画の一部変更等に関する請願（請願者　島根県邑智郡沢谷村長難波昌暢外十名）（山本利壽君紹介）（第五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三江線の現在の終点浜原駅より江川に沿い浜原村大字信貴、都賀行村、都賀村、阿須那村、口羽村

を経て備後十日市駅に連絡する線が予定されているが、これを浜原駅より東に向つて同村大字上川戸に出で沢谷村に入り同村大字熊見、石原、千原を通過して大字片山から右折して都賀行村大字潮に出て予定線に合するごとく変更されたら資材、労力、経費も少なくすみ、又地元民のうける利益が大きいから予定線を変更され、また沢谷村地内に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、建設工事の再開をまつて現地の実情に即し検討の上、その趣旨にそうよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

新小岩、金町間の貨物専用線に乗客輸送併用に関する請願（諸願者　東京都葛飾区議会議長坂田直吉外一名紹介）（第一〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都葛飾区は北端を常磐線、南端を総武線がそれぞれ東西に通ずるのみで、その間わずかに中央を貫通する京成電車を唯一のたのみとしている現状で、区民は南北に縦貫する鉄道皆無のため、これを往来するには遠く秋葉原または千葉県市川方面を迂回するの外なく、時間的、経済的不便ははかり知れないものがある。従つて、区内を南北に通ずる新小岩駅と金町駅間を結ぶ既設貨物専用線に乗客輸送を併用実施するときは、多大の利便をもたらすことができる。ついては、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便をはかるため、予算、資材等を勘案し、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

京阪地上線延長工事を地下線に変更の請願（請願者　京都市旅館組合連合会長西村善三郎外三名）（高木吉之助君紹介）（第一二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近運輸省では、京阪線が三條から出町までの間、延長する電鉄路線が許可され、工事施行の認可について土木課で調査中であるというが、すでに京阪線が京都の観光資源の中でもかけがえのない加茂川の風致地帯を三條まで乗り入れ、騒音はもとより風致上、交通上一つの欠陥となつていて地下線に改めるよう、加茂川改修とともに実現されることになつていたのであるから、ここにまた三條以北出町まで地上線に延長されることは、過誤を重ねるだけであつて、市民として絶対に反対する。ついては、京阪地上線延長工事は地下線に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の路線については、観光都市京都の特異性にかんがみ、慎重に調査研究の上、遺憾なきよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

矢部線延長計画変更に関する請願（請願者　福岡県八女郡笠原村長大橋留三郎）（中島茂喜君紹介）（第一三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

矢部線を黒木駅より福岡県八女郡矢部村まで延長する計画については、村民をはじめ、郡民をあげて待望しているのであるが、同郡木屋村の住民は、この計画による耕地の喪失を希望していないから、同線の延長計画を変更し、笠原村をう回して同村字中崎の地点より木屋村字馬渡間を鉄道として架設されるとともに、柿原、中崎の二箇所に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、現地の実状に即し検討の上、その趣旨にそうよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

山田線災害復旧工事促進に関する請願（請願者　岩手県盛岡市長小泉多三郎外二名）（山本猛夫君紹介）（第四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年のアイオン台風によつて国鉄山田線は寸断され、この復旧は、いまだ実現されず、これが放置は沿線住民に多大の影響を及ぼしているから、民生安定、経済復興を期するため、山田線災害復旧工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における民生の安定をはかりあわせて産業経済の復興を促進するため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

仙台鉄道局厚生寮を旧所有者に拂下げの請願（請願者　宮城県加美郡宮崎村宮崎字屋敷四番二十八番地菊地武夫外一名）（三浦寅之助君紹介）（第一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は、明治年代から五十年にわたつて温泉旅館大正館を経営していたが、昭和十九年三月、運輸省仙台鉄道局の要望で、戦時中職員健民修練所設立のため買収交渉を申渡された。当時の状勢としてやむをえず犠牲に供することとなり、家業を放棄して隠退したが、終戦の今日厚生寮の使命も終つたことと思うから、もとの持主である請願人に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

公舎の建築事情等の推移をまつて、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

国鉄松任工場に機関車職場新設に関する請願（請願者　石川県石川郡松任町字入ヶ矢井口梅太郎外九名）（坂田英一君紹介）（第一三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄松任工場は、工事種類の増加に伴つて工事量は毎年激増しているが、作業工場及び設備の増設改良がこれに伴わないため、能率発揮に多大の支障をきたしている。ついては、同工場に機関車職場を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、同工場の実状に即し、検討の上、その趣旨にそうよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

新得、瓜幕間鉄道を国鉄として買上げに関する請願（請願者　北海道河東郡鹿追村長石塚長蔵外一名）（伊藤郷一君紹介）（第一六二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡新得町から河東郡鹿追村東瓜幕に通ずる鉄道は、北海道拓殖鉄道株式会社が経営している私設鉄道であるが、会社は北海道庁の補助金打切りを理由に運賃を国鉄の約三倍に引き上げたので、その沿線の農林産物、その他の産物は運賃加算により十勝支庁管内随一の高価となり、沿線の産業資源開発に影響するところ多大である。ついては、この線を国で買上げるか、または特別補助金を交付して運賃を引き下げるか適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願鉄道の地方交通に及ぼす影響の少なからざるにかんがみ、請願の趣旨につき善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

八王子に鉄道管理局設置の請願（請願者　八王子商工会議所会頭土屋留次郎）（栗山長次郎君紹介）（第一二六五号）、同（請願者　八王子市長小林吉之助外一名）（並木芳雄君紹介）（第一二六六号）及び同（請願者　八王子市議会議長藺田恒三外一名）（藺田篤泰君紹介）（第一三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年日本国有鉄道の機構改革にともない八王子管理部は廃止されたが、当市を中心とした東京都下三多摩地区は交通の要衝で、立川、相模原、甲府の産業、経済、交通、文化の中心地であり、かつ当市及び八王子市は連合国軍の一大基地である。また一方奥多摩、相模湖、長瀞等の観光地に恵まれ、その観光客は毎年増加している現状である。ついては、これら最近の諸情勢にかんがみ、八王子に鉄道管理局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有鉄道地方機構のわが国産業経済に及ぼすべき影響の少なからざるにかんがみ、改革後の実情に即し、慎重に検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

道路運送法改正に関する請願（請願者　岐阜県東濃自家用自動車組合常務理事荘加正一外百三十名）（木下榮君紹介）（第一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県多治見地方は、輸出陶磁器の生産を主体とする産業地帯であり、これに関する自動車運送は、おびただしい運送能力を必要とするが、この運送需要に対する営業車の応需範囲は三割程度にすぎず、約七割は自家用車で行つている実情である。このように自家用車が営業車の機能を果しているのであるが、最近いたずらにこの取締りを厳にし、自家用車の機能を圧迫しているため、当地方の経済的活動に大なる支障をきたしている。ついては、自家用車を自由営業車として認容されるか、または現行道路運送法を全面的に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車運送事業の公共性にかんがみ、現地の実状に即し善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

自動車運送事業免許制度廃止反対に関する請願（請願者　群馬県北群馬郡渋川町北毛自動車株式会社取締役加藤正一）（小瀬光平君紹介）（第七八号）、同（請願者　福井市御園町十二番地福井県バスタクシー協会長加藤一雄）（坪川信三君紹介）（第一〇八号）、同外三件（請願者　群馬県勢多郡大胡町字河原浜七百二十六の一渡辺暢山外三名）（藤枝泉介君紹介）（第一〇九号）、同外一件（請願者　静岡県小笠郡掛川町南西郷千百八ノ五庄司尊吉外一名）（水野彰治郎君紹介）（第一九四号）、同外一件（請願者　群馬県前橋市岩神町六十一番地吉沢富三郎外一名）（金子與重郎君紹介）（第一九五号）、同外二件（請願者　伊勢崎市東町四十一番地東部トラック株式会社長森新三郎外六名）（増田連也君紹介）（第一九六号）、同外二件（請願者　群馬県碓氷郡安中町大字安中四百六十八番地西群運送株式会社長窪津幸吉外二名）（小峯柳多君紹介）（第一九七号）、同外二件（請願者　前橋市出輪町九十七番地小瀬光平外二名）（小瀬光平君紹介）（第一九八号）、同外九件（請願者　高崎市八島町百九十二番地岸栄太郎外九名）（中曾根康弘君紹介）（第一九九号）、同外一件（請願者　静岡県駿東郡鮫場町新橋千九百三十八番地橋本九郎外二名）（勝間田清一君紹介）（第二〇〇号）、同（請願者　新潟市一番堀通町二番地の一新潟県バスハイヤー協会長中野四郎太）（松木弘君紹介）（第二一八号）、同（請願者　静岡県三島市七百九十六番地伊豆運送株式会社長山口盛枝）（畠山鶴吉君紹介）（第二一九号）、同（請願者　仙台市東三番丁二十一番地宮城県トラック協会理事長渡辺東治郎外二名）（庄司一郎君紹介）（第二二〇号）、同（請願者　横浜市中区日ノ出町二丁目百三十番地神奈川県貨物自動車協会長中村全宏）（三浦寅之助君外三名紹介）（第二二一号）、同（請願者　福井市御園町八番地福井県トラック協会理事

長巨椋初蔵）（坪川信三君外二名紹介）（第三二二号）、同外一件（請願者　静岡市栄町二番地ノ四日本通運株式会社静岡支店長津田秀治外一名）（神田博君紹介）（第三二三号）、同外一件（請願者　沼津市三枚橋字惣作百四十三番地沼津貨物自動車運輸株式会社長鈴木喜三郎外一名）（遠藤三郎君紹介）（第三二四号）、同外四件（請願者　静岡県榛原郡吉田町神戸三千二十四番地丸方運輸株式会社長中村円一郎外四名）（五島秀次君紹介）（第三二五号）、同外一件（請願者　浜松市相生町千百一番地遠州自動車運送株式会社長小松健一郎外一名）（中村幸八君紹介）（第三二六号）、同外二件（請願者　静岡県富士宮市大宮九百十六番地富士宮貨物自動車株式会社長佐野好正外二名）（宮幡靖君紹介）（第三二七号）、同（請願者　静岡県三島市七百九十六番地伊豆運送株式会社取締役社長山口鹿枝）（小松勇次君紹介）（第四五一号）、同（請願者　群馬県邑楽郡館林町大字館林二千六百六十六番地奈良原慶三郎外一名）（増田連也君紹介）（第四五二号）、同（請願者　大分県別府市大字別府東豊運送株式会社長八坂善一郎）（金光庸夫君紹介）（第四五三号）、同（請願者　札幌市大通り東四丁目北海道自動車協会長徳中祐満）（吉米地英俊君紹介）（第四五四号）、同（請願者　静岡県静岡市御幸町十番地の五静岡県旅客自動車協会長石川佐重外七名）（遠藤三郎君紹介）（第五七六号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ四百五十八番地下総自動車株式会社取締役社長鶴岡常吉）（山村新治郎君紹介）（第五七七号）、同（請願者　大津市蔵橋町十九番地滋賀県貨物自動車協会理事長藤井正義外一名）（河原伊三郎君紹介）（第五七八号）、同（請願者　千葉県夷隅郡大原町八千七百四十八番地上総通運株式会社代表取締役寒藤省三）（森暁君紹介）（第五七九号）、同（請願者　札幌市大通り東四丁目北海道自動車協会長岸由太郎）（白井佐吉君紹介）（第六五二号）、同（請願者　神奈川県乗合旅客自動車協会田中善一）（三浦寅之助君紹介）（第六五三号）、同（請願者　愛知県乗用自動車協会代表藍川清英）（辻寛一君紹介）（第六五四号）、同（請願者　静岡県旅客自動車協会長石川佐重外五名）（中村幸八君紹介）（第六五五号）、同（請願者　愛知県豊橋市新川町字市南八十八番地本多浩）（八木一郎君紹介）（第六九五号）、同（請願者　浜松市旭町七十番地遠州鉄道株式会社長青葉延太郎）（中村幸八君紹介）（第七二一号）、同（請願者　宇都宮市栃木県貨物自動車協会長大澤嘉平治）（佐藤親弘君外四名紹介）（第七二二号）、同（請願者　千葉県市原郡市原自動車株式会社長深山茂）（佐久間徹君紹介）（第八〇七号）、同（請願者　市川市菅野百番地京成貨物自動車株式会社長林磯吉）（蕨谷雄太郎君外一名紹介）（第八〇八号）、同（請願者　千葉県佐原市下総自動車株式会社取締役社長鶴岡常吉）（竹尾弋君紹介）（第八〇九号）、同（請願者　千葉県長生郡茂原町長夷自動車運送株式会社長鶴野定助）（田中豊君紹介）（第八一〇号）、同外二件（請願者　新潟県中魚沼郡中魚沼トラック株式会社取締役社長馬場文作外二名）（田中彰治君紹介）（第八一一号）、同（請願者　宮崎市南広島通り宮崎県トラック協会理事長小笠原光政）（川野芳満君紹介）（第八一一号）、同外二件（請願者　新潟県西頸城郡糸魚川町西頸城自動車株式会社長猪又富吉外二名）（塚田十一郎君紹介）（第九一二号）、同（請願者　長岡市大手通一丁目中越トラック株式会社取締役社長高桑彌太郎）（豆四郎君紹介）（第九六六号）、同（請願者　新潟県佐渡郡両津町夷佐渡トラック株式会社長本間市太郎）（風間啓吉君紹介）（第九六七号）、同（請願者　静岡市栄町十五番地羽衣タクシー株式会社取締役石原忠義）（西村直己君紹介）（第九六八号）、同（請願者　金沢市上胡桃町五十二番地北陸鉄道株式会社長井村徳二）（大森玉木君紹介）（第一〇一三号）、同（請願者　福島県相馬郡平和貨物自動車株式会社長渡辺武雄）（關内正一君紹介）（第一〇八四号）、同（請願者　鎮西運送株式会社取締役社長日高磯次郎）（平井義一君紹介）（第一一三七号）、同（請願者　岡崎陸運株式会社取締役社長本多鎮治）（千賀康治君紹介）（第一二三九号）及び同外二件（請願者　三條市田島二百二十八番地中越運送株式会社取締役社長中山四郎治外一名）（稲葉修三君紹介）（第一四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政機構改革ならびに人員整理に関連して自動車運送事業のうち、区域運送業の免許制の廃止が問題になつているが、自動車運送事業は国民経済の基盤として公共性を有するため、強大な資力と社会的信用はもちろん、特殊な経営技術をもたなければ、利用者大衆の貴重な財産を迅速かつ安全に輸送することができず、もし免許制が廃止されれば、各運送事業の不当競争による疲弊、または共倒れ、および交通事故がひん発し、国有並びに地方鉄道および路線トラック事業の分野に進出して、健全な経営を阻害する危険が予想される。ついては、同事業の公共性と社会的実務の重要性にかんがみ、免許制度を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車運送事業の公共性にかんがみ、その健全な発達をはかるため、請願の趣旨にそうよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

枕崎、鹿児島間に国鉄による自動車運送事業開始の請願外一件（請願者　鹿児島県川辺郡知覧町長柿木弘親外二名）（上林山榮吉君紹介）（第一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

枕崎市は薩南地帯における随一の純商工都市として文化、産業、経済の中心的存在であり、知覧町は税務署、裁判所、法務局等を有する行政、経済の中心的存在である。この対比した立地條件からして相互の日常生活は直結され、交通度はひん繁であるが、その連絡には三時間もかかり、多大の不利不便をきたしている。また知覧、鹿児島間は現在南鉄バスが運行しているが、客が多く、ことに国有鉄道と直結でなく、定期バス券制度がないため、その交通はきわめて不便である。ついては、枕崎市より知覧町を経由して鹿児島市に至る間に国鉄による運送事業を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、車両並びに要員等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

熊田、古江間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北浦村長兒島百太郎外三十五名）（佐藤寛遠君外一名紹介）（第三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡北川村大字川内名熊田から国道線葛葉を経てさらに県道に移り、北浦村大字古江に通ずる約三十キロの路線には、現在トラックの運行があるのみで、北川、北浦、大分県名護屋各村の住民が、南下するには日豊線の駅までトラックの貨物の上に乗つて行く実状である。一方この路線には、木材、木炭、しいたけ、茶等の生産が盛んで、これらの取引に出入する企業家も交通不便のため、資源開発の支障となつていることも事実である。ついては、熊田、古江間に国営自動車の運行を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

滝川、沢渡温泉間に国営自動車運輸開始等の請願（請願者　群馬県吾妻郡沢田村長宮崎弘外二十二名）（小瀬光平君紹介）（第六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県吾妻郡沢田村は、上信越高原国立公園の中心地帯であり、豊富な農、林産資源を包蔵し、ことに最近いちじるしい発展をみせた四万、沢渡の両温泉があり、天下の名湯として広く世に知られ、四季を通じて観光に避暑、療養に旅客の往来繁しく、加うるに、奥地開発による農、林産物資の搬出は増大の一途をたどつているが、現在の輸送力をもつてしては、とうていこれに応ずることが不可能な状態である。ついては、地方開発のため、上越線渋川駅より四万、沢渡両温泉までの直通国営自動車を運転されるとともに、長野原線中之條駅より四万、沢渡両温泉までの直通国営自動車運転を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線住民の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

八戸、軽米間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　八戸市長村井倉松外七名）（山崎岩男君紹介）（第六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県八戸市と岩手県北九戸郡とは旧藩時代より同一経済圏に属し、その物資の交易、文化の交流は今日に至り、ますます盛んとなり、従つて人車の往来もひん繁となりつつあるが、八戸、軽米間の動脈路線である県道軽米線にはいまだ旅客の輸送機関ないため、東北線をう回する不便を忍んでいる。ついては、八戸、軽米間に国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、民間事業との関係をも検討の上、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

夏井駅、夏井間国営自動車運輸開始の請願（請願者　岩手県九戸郡夏井村長小田米吉外三名）（野原正勝君紹介）（第七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡夏井駅から夏井までは四、四キロで、奥地から木材、木炭、石炭等運搬のため、自動車の運行盛んで、道路は完全に整備されている。夏井は村の中心地で、村の人口の三分の二をしめ、附近には開拓民の入植が決定されているから、バス延長による同地方民のこうむる経済的文化的恩恵は多大である。ついては、すみやかに夏井駅、夏井間国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

佐川、高岡間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　高知県高岡郡北原村長中平寛）（長野長廣君紹介）（第一〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道佐川高岡線は、高知県高岡郡東部八箇町村と北部十箇町村を結ぶ最短距離のもつとも重要な路線であり、しかも沿線の各町村は密接な関係があり、その往来は激しいが、いまだに交通機関がないため、徒歩か自転車によるほかなく、関係住民は多大の不便を感じている。ついては、佐川、高岡間に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

長野原、花敷間国営自動車運輸開始の請願（請願者　群馬県吾妻郡六合村長山本弟蔵）（小瀬光平君紹介）（第一三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県吾妻郡六合村は、本県の西北部に位し、人口四千人を数

え、無盡蔵の地下資源と林産物資源を有し、また湯の平、応徳、花敷、尻明等の温泉とともに、上信越国立公園の設定を見ているが、交通不便のため、これら産業開発並びに文化の向上に多大の支障をきたしている現状である。ついては、国鉄長野原駅から花敷間に国営自動車の運転を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

入街、山室間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　千葉県山武郡源村長富田日覚外百二十二名）（片岡伊三郎君紹介）（第一三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡八街町より山武郡豊岡村字山室に至る間に国営自動車を運行することは、沿道村民の熱望するところのみならず、同地方の開発にも多大の貢献をなすものである。ついては、同区間に国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

輸入自動車割当に関する請願（請願者　京都府綾部市長長岡誠）（大石ヨシエ君紹介）（第五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綾部市は、昨年八月附近六箇村を合併して田園文化都市として誕生したが、東西十八・六キロ、南北十四・四キロであり、市内の交通は綾部駅を中心とする山陰線および舞鶴線によるY型国鉄ならびに民間会社の同Y型バスのみであつて、交通の不便が行政運営に大きな支障をきたしている。今回教育事務機構の改革にともない、近隣の三市、三郡を管轄する中丹教育事務局が設置され、非常に広範な地域を抱擁することになり、国鉄とバスのみではとうてい円滑な事務の遂行を不可能にしている。また同市は市会において平和都市宣言を行つている等、市政の重要性にかんがみ、優秀な輸入乗用車を第三・四半期に割当られたいというのである。

二、請願の議決理由

他の自治体並びに各行政機関との均衡を考慮し、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

第七次船後期建造促進に関する請願（請願者　東京都葛谷区原宿三丁目二百九十八番地全日本造船労働組合南條玉一）（西村榮一君紹介）（第六一二号）、同（請願者　横浜市西区高島通り一丁目十二番地柳沢錬造）（岩本信行君紹介）（第六四九号）及び同（請願者　東京都港区麻布新龍土町六番地西日本重工労働組合伊藤勇助）（今澄勇君紹介）（第七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年度（第七次船）後期船舶当初予定計画二十万総トンの建造量を削減し、十万トンないし十五万トンに制限されようとする動向が伝えられていることは、わが国海運並びに造船産業の実情を無視するばかりか先国会の決議の権威からしてもまことに遺憾である。すなわち輸入物資輸送、海外市場の開拓等に直接影響するところとなり、また国内造船産業に及ぼす打撃ははなはだしく、加うるに造船及び関連企業に従事する二十万労働者に大なる脅威を与えるものである。ついては、第七次船後期分としての二十万総トン建造計画を早期に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国造船業の実状に即応し請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

伏木港の整備拡張促進に関する請願（請願者　高岡市長南慎一郎外一名）（土倉宗明君紹介）（第三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伏木港は、日本海の枢要港で、東海、阪神、北海道、信越、北陸への中継港として活況を呈し、近く貿易港として外国船の出入に多大の期待をかけている実状であるから、二十七年度においても小矢部川より流下たい積する土砂のしゆんせつを施行し、さらに損傷いちじるしい県営桟橋二百五十メートル中二十六年度補修残百五十メートルを補修し、左岸上流部護岸五百メートルを整備するなど港湾機能を回復されたいというのである。

二、請願の議決理由

伏木港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿い整備拡張を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

船泊港拡張工事施行の請願（請願者　北海道礼文郡船泊村長山田繁義）（佐々木秀世君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文郡船泊港は、昭和六年小型漁船のけい留を目的として築設されたが、近時漁業は漸次無動力船より小型動力船となり、終戦後大型漁船による沖合漁業に転じ、その船数常時六十余隻を算し、季節的には百三十隻に及び、年々増加する漁船の收容は不可能となり、幾多の紛争と惨事をひきおこしている有様である。ついては、当港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

船泊港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

浜名港修築工事促進の請願（請願者　静岡県浜名郡舞阪町長堀江清一外三十一名）（中村幸八君外八名紹介）（第三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県の西端に位する浜名港は、明治時代に一時いんしんを極めたが、その後気象、潮流、地質等の自然的條件によつて大いに影響され、自然港としての生命を喪失しつつある。しかし本港は、国土総合開発天龍川地区特定地域中に包含され、北辺の豊大な天然資源と各河川の水力利用による産業経済復興と相まつて、その重要性は実に大なるものがある。ついては、すみやかに本港の修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

浜名港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

門司港田野浦地区修築工事促進の請願（請願者　門司市長中野真吾外十二名）（平井義一君紹介）（第三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

門司港は、西日本唯一の国際中継貿易港として重要な港湾であるが、朝鮮動乱発生以来、国際連合国の輸送基地として活用されているために、泊地、けい船、荷役ともに非常に窮迫し、一般民需船の入港は港外待船を余儀なくされているばかりでなく、泊地がないため、経済上不利益な他港に転港する船舶も相当多数に及んでいる現状である。ついては、昭和十六年着工したが、竣工をいまだみない田野浦地区の修築工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

門司港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

竹島港築設の請願（請願者　宮崎県日向市長三尾良治郎外二十二名）（川野芳満君紹介）（第三七四号）及び同（請願者　宮崎県日向市富高町寺木市蔵外二十二名）（川野芳満君紹介）（第一三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日向市細島港域竹島港は、元三菱石油会社によつて着工されたのであるが、終戦とともに中止された。しかるに本港背域には水力電気と地上地下の無尽蔵の資源があり、本工事完成の上は一万トン以上の船舶が数隻出入可能となり、七十万坪の工場敷地が生まれ、県民の福祉に寄与するところ大である。ついては、竹島港をすみやかに築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

竹島港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

淡路島江井港を重要港湾に編入の請願（請願者　兵庫県津名郡江井町長伊瀬直照）（塩田賀四郎君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県淡路島江井港は、同島西浦海岸中央部に位し、古く幕政時代より西淡路唯一の良港として認められ、その港域一万余坪、水深千潮面十余尺で、千トン級の船舶が自由に出入することができ、港岸に船渠、倉庫及び百有余の工場があり、船舶の出入はげしく、貿易港、商品供給地として、また漁港、船舶寄港地及び災害時の避難港として大なる役割を果している。ついては、江井港を重要港湾に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

江井港の実状に対応し、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

館山港修築に関する請願（請願者　千葉県館山市古宮軍一郎外二名）（小高熹郎君紹介）（第四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京湾口房総半島の南端に位置している館山港は、千葉県内はもとより、太平洋沿岸屈指の要衝港として全国船舶の利用ますます激増しつつあるが、いまだに港湾としての施設に欠けるところ多く、ために寄港船舶のていけい等に大なる支障をきたしている。ついては、すみやかに同港の修築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

館山港の太平洋沿岸屈指の要衝港としての重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

郡家港改修工事施行の請願（請願者　兵庫県津名郡郡家町長正司利三郎）（塩田賀四郎君紹介）（第四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡郡家港は、その規模はなはだ小さく、最近文化の進むにつれ物資の集散、荷客の往来ますますひん繁をきわめ、現状のままでは陸の文化施設とそわない点が多く、とくに冬期は季節風強く、海上交通と絶の現状である。ついては、同港の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

郡家港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

名古屋港緊急整備等に関する請願（請願者　愛知県知事桑原幹根外一名）（辻寛一君紹介）（第五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋港は中部日本における交通運輸の要衝に当り、本邦屈指の重要港湾であり、その発展消長は背後各地の産業の盛衰を左右する

とともに、国運の興隆に重大なる影響を及ぼすものであるが、同港の現在の施設ではとうてい今後の国際貿易の伸展に即応できない実状である。ついては、名古屋港の一大開発のため、緊急整備事業施行に要する次の事項を実現されたいというのである。（一）同事業に対する国庫負担、（二）地方債のわく拡大並びに融資あつ旋、（三）国鉄笠寺駅より東名古屋港に直通する鉄道敷設。

二、請願の議決理由

名古屋港の重要性にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

名洗港を避難港に指定の請願（請願者　千葉県知事柴田等外二名）（仲内憲治君紹介）（第五八三号）及び同（請願者　銚子市長島田隆）（仲内憲治君紹介）（第六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

再建日本の重要施策の一つたる貿易の振興と関連して、もつとも大切なことは交通の整備であるが、目下北太平洋岸には一つの避難港もなく、潮流と突風のために遭難する船は後をたたず、また銚子市近辺の漁業者中、最近遠洋漁業に転向せんとする者続出しているが基地のないため、きわめて困窮している現状である。ついては、同市南岸の名洗港は位置、地形等からみて最適地と思われるので避難港として指定、築造されたいというのである。

二、請願の議決理由

名洗港の避難港としての重要性にかんがみ、これが修築につき善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

小湊港活用開始の請願（請願者　青森県東津軽郡小湊町長辻村秀雄外五名）（山崎岩男君紹介）（第六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡小湊港は、昭和十八年、北海道と本土間の航送連絡港として建設され、昭和二十三年陸上諸施設とともに第一、第二航送岸壁完成し、本格的輸送開始可能にまで完成しながら、諸種の事情から使用されずに現在に至つている。しかしながら、国内産業経済の復興と朝鮮動乱による影響をうけ、北海道、本土間の輸送事情はとみにふくそうし、これによる産業の低下は国策上見のがすことができない現状に立ち至つている。ついては、当港を活用し、直結輸送の増強を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道、本土間における輸送力の増強を図り、あわせて産業の発展を促進するため請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

深浦避難港修築に関する請願（請願者　青森県西津軽郡深浦町長工藤和一郎外一名）（山崎岩男君紹介）（第六五七号）及び同（請願者　青森県西津軽郡島川四郎外一名）（原彪君外一名紹介）（第一三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県深浦港附近は、海難きわめて多く、昭和二十一年から昭和二十四年までの四箇年間に財貨一億二千万円、人体三十四名の損害があり、昭和二十五年はさらに上昇して一箇年の損害財貨一億五千六百余円、人命一箇月平均三・三名づつ死亡している。深浦港は避難港として指定され、今回さらに運輸省直轄によつて調査が完了したが、深浦避難港の完備は、ばく大な財貨の損害と尊い人命の災害を防止し、海運と漁業の躍進をはかることができる。ついては、深浦港を避難港として修築のため、すみやかに施工を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

海難の防止を図りあわせて海運並びに漁業の発展を期するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

小樽港しゆんせつ工事促進の請願（請願者　小樽市長安達與五郎外一名）（苫米地英俊君紹介）（第七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国際社会への復帰とともに北海道の国際的重要性は倍加され、また一面本道総合開発の進展に伴う各種事業のぼつ興は必然石油消費量の急激なる増大となり、主要揚油地である小樽港の諸施設を拡充することは、必要欠くべからざるものとなつた。ついては、小樽港の拡築を図るとともに、応急措置として大型油槽船の岸壁近築をできるだけ可能ならしめるため、底町ふ頭三菱油槽所前面の水域をしゆんせつされたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道における、石油消費量の激増に対応して、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

久慈港修築工事促進の請願（請願者　岩手県九戸郡町村会長山内堯文外一名）（野原正勝君紹介）（第七六〇号）及び同（請願者　岩手県九戸郡夏井村長小田米吉外二名）（山本猛夫君紹介）（第一〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久慈港は、宮古港に三十八カイリ、その間避難港皆無のため、ほとんど久慈港近海で遭難し、その数は増加の一途をたどり、最小三十五トン級から、最大九千トン級に至る貨物船、漁船が沈没、坐礁している。ついては、これが防止のため久慈港を五千トン級の船舶が停船できるよう明年度において修築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

久慈港の避難港としての重要性にかんがみ、これが修築につき、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

岩船港修築に関する請願（請願者　新潟県岩船郡岩船町坂野誠一郎外十五名）（渡邊良夫君外一名紹介）（第一〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県岩船郡岩船港は、大正二年以来巨額の国費を投じ、新潟、酒田港間七十五マイルの唯一の避難港として工事を継続してきたが、昭和十二年戦争のため一時中止されたところ同二十二年運輸省国庫補助災害復旧工事として維持補修工事を施行中である。しかし、いまだに完成の域に達せず、港湾としての機能を充分に発揮することができない。ついては、同港の修築工事を昭和二十七、八両年度にわたり実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩船港における港湾機能の完全な発揮を期するため、請願の趣旨そうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

舞鶴港修築施備等に関する請願（請願者　舞鶴市長嶋根連雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴港は、北海道、九州地方への移出入港として、また韓国その他米国及び南方諸外国を対象とする輸出港として、相当の実績をあげ、とくに米、麦、でん粉類、塩等の輸出入物資はますます増加し、港勢とみに高まりつつある。ついては、次の事項を実施されたいというのである。（一）桟橋の築造及び修理、（二）物揚場の築造、（三）エプロン舗装及び防弦材の修理など。

二、請願の議決理由

舞鶴港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

羽咋港築設の請願（請願者　石川県羽咋郡羽咋町長坂本長右ェ門外三十七名）（南好雄君紹介）（第一三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

能登外浦沿岸とくに羽咋川河口から金石に至る海岸五十キロの区間には適当な漁港または避難港としてみるべきものはなく、一たび暴風が発生すれば漁舟、船舶の被害は多大である。羽咋港は昭和の初期頃から羽咋川河口が日本海に直線コースを取るようになり、波がよせ運ぶ土砂のたい積により河口は浅瀬を形成し、小舟の入河さえも至難な状態となつた。ついては、羽咋川河口に突堤を築造し、波による土砂のたい積を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

羽咋港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

尻屋港修築工事施行の請願（請願者　青森県下北郡東通村長竹川松蔵外一名）（山崎岩男君紹介）（第一六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡東通村にある尻屋港は、下北半島の北端尻屋岬燈台に近接し、沖合一帯は魚族豊富で、北海道航路としても重要な地点にあるが、太平洋と津軽海峡との交さ区域であるため、航行船舶、出漁船の遭難は多大なものがある。ついては、附近航行船舶の安全を期するとともに、避難を容易にするため、同港を避難港として修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の利便を図りあわせて魚介類の繁殖を促進するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

潜ヶ浦水路開さくに関する請願（請願者　宮城県桃生郡野蒜村長鈴木長松外十八名）（内海安吉君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡宮戸村潜ヶ浦水路は自然埋塞し、潮流の出入少なきため、船舶の航行不能はもちろん、松島湾内の魚介類の繁殖を妨げている。ついては、当水路のしゅんせつ並びに開さく工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の利便を図りあわせて魚介類の繁殖を促進するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

本渡、瀬戸間運河開さくの請願（請願者　熊本県天草郡本渡町

熊本県天草総合開発協会長吉田重延外十二名（原田雪松君紹介）（第九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本渡瀬戸は天草島の主島である上島、下島を狭む海峡であり、この海峡は、かつては鹿児島、不知火海岸方面、天草島東西海岸沿線ならびに有明海沿岸、島原半島との相互貨客の輸送のための舟船交通に重要な役割をしていたが、今日潮上平均プラス一・四メートルに及ぶ土砂のたい積のため、船の本海峡通過に多大の障害となつて、ほとんどの船は天草上下島を う廻している現状である。本渡瀬戸運河開さく期成会は、しゆんせつ埋立工事を昭和二十七、八年の両年度において完成すべく発足したから、これが実現のため、強力な施策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海峡における船舶航行の安全を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

白島崎に燈台設置の請願（請願者　島根県周吉郡中村長原善太郎外二十五名）（木村小左衛門君紹介）（第二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県周吉郡中村白島崎は、本県の最北端に位し、一般大型船舶航行の通路であり、水産面においても寒暖流の相交さする接触地点にあつて、各種漁族が豊富で一大漁場を形成しているが、附近には暗礁多く、漁港設備の不完全と夜間標識のないため、あたら優秀な漁場も本格的な開発の域に達しない有様である。ついては、水産資源の開発と一般船舶の安全なる航行を期するため、白島崎に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産資源の開発並びに船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

諸寄漁港に燈台設置の請願（請願者　兵庫県美方郡西浜村諸寄三千二百二十八番地諸寄漁業協同組合長谷口岩松）（有田喜一君紹介）（第二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡西浜村諸寄漁港は、昭和十六年県費及び国庫補助金により港湾改良工事を完了し、兵庫県北但、鳥取県における唯一の小漁港として、又附近一帯の安全港として現在一日平均二百隻近くの船舶が出入し、ますます増加する現状であるが、築港当時資金難により、港口燈台の設置を見なかつたため、夜間の運航に際し、衝突、かく座等の海難事件が続出し、築港以来十箇年間における海難事件は十数件を数え、一方荒天時における港内夜間作業に危険を伴い、漁業経営に多大の不安と損失をもたらしている。ついては、諸寄漁港に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため、請願の地に燈台設置につき、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

砂崎岬に燈台設置の請願（請願者　北海道茅部郡砂原村長三浦嘉七外二名）（冨永格五郎君外一名紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡砂原村は、従来より北海道屈指の漁業生産地であつたが、道外船による密漁、乱獲などにより魚群は急激に減少したため、大型漁船切換による以東底びき網漁業または遠洋漁業たるさけ、ます流網漁業に転化している。しかし、その魚田は、本村より数十マイルも隔れた恵山沖合より室蘭、浦河、根室方面沖合にあつて、その附近一帯は、暗礁多く、かつ季節風、濃霧などのため、遭難船が続出し、漁船その他船舶の航行に大なる支障をきたしている。ついては、砂崎岬に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図るため、請願の地に燈台設置につき、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

戸崎に燈台設置の請願（請願者　兵庫県三原郡緑良町長泊平吉）（塩田賀四郎君紹介）（第四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かねて神戸第五管区海上保安本部長あてに申請してあるが、淡路島鳴門海峡戸崎に燈台をすみやかに建設し、同航路の航海安全を保持できるよう、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

立目崎に燈台設置の請願（請願者　鹿児島県肝属郡佐多町長田中栄熊外一名）（前田郁君紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

立目崎は鹿児島県大隅半島の南端、鹿児島湾の入口にあつて、出入する大型商船、漁船並びに近海における小馬力商船、漁船の航行ひん繁であり、かつ航路の方向、変移の目標地点になつているが、霧多く、またとくに夜間に標識がないため、運航に大なる危険を感じ、遭難船を多く出している実情である。ついては、すみやかに立目崎に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大碇及び尾崎鼻に燈台設置の請願（請願者　兵庫県飾磨郡家島町長竹内與助）（大上司君外一名紹介）（第八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡家島町は、四十有余の島からなつている良港湾であり、古くから避難港として、あるいは漁港として、また石材積出港として世に知られ、近時は機帆船による輸送業が盛んとなり、その隻数二百余を数え、県下屈指の港となるに至つた。しかるに、いまだ航路標識の設備がないため、時時坐礁や衝突の海難事故があり、尊い人命と多額の財宝を喪失している。ついては、当町太島南沿岸大碇及び尾崎鼻に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図るため、請願の地に燈台設置につき、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

津屋崎に燈台設置の請願（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町長麦野時雄外五名）（守島伍郎君紹介）（第一一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津屋崎港は、関門諸港と博多港以西諸港との中間に位置し、近海航行船舶の避難港として重要な役割を果しているが、港口には曾根の鼻といわれる暗礁が突出しているため、暗夜、時化の場合避難入港する船舶の坐礁難破するものが毎年多数にのぼつているから、津屋崎曾根の鼻に燈台をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため、請願の地に燈台設置につき善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

金田岬に航路標識設置の請願（請願者　北海道礼文郡船泊村長山田繁義）（佐々木秀世君紹介）（第三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文郡船泊港は、金田の岬より北東沖合およそ二カイリの地点で、自然的湾形をなし、船舶のていけいに好適な港湾であるが、暗礁の継続する箇所多く、船舶の出入は、きわめて危険にさらされ、既往幾多の遭難船を出し、夜間及び濃霧の際は航海ができず遭難による損失は多大である。ついては、航海の安全、交通の利便を促進し、もつて生産の増強を図るため、すみやかに金田の岬に航路標識を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図るため、請願の地に航路標識設置につき善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

砂崎岬に無線航路標識設置の請願（請願者　北海道茅部郡砂原村長三浦嘉七外二名）（冨永格五郎君外一名紹介）（第三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡砂原村は、従来より北海道屈指の漁業生産地であつたが、道外船による密漁、乱獲などにより魚群は急激に減少したため、大型漁船切換による以東底びき網漁業または遠洋漁業たるさけ、ます流網漁業に転化している。しかし、その魚田は、本村より数十マイルも隔れた恵山沖より室蘭、浦河、根室方面沖合にあつて、その附近一帯は暗礁多く、かつ季節風、濃霧などのため、遭難船が続出し、漁船その他船舶の航行に大なる支障をきたしている。ついては、砂崎岬に無線航路標識を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

小磯に航路標識設置の請願（請願者　香川県小豆郡福田村長三木長政外四名）（玉置實君紹介）（第一六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡福田村は、漁業及び海上交通の根拠地として、また避難港として重要な役割を有し、船舶漁船の入出港及び航行がきわめてひん繁であるが、本村の沖合一・五マイルないし二マイルの位置に岩礁があり、夜間の航行及び本村への出入港はきわめて不便であり、多数の船舶が沈没等の損害をこうむつている。ついては、本村の東北沖合約二マイルの海中にある小磯岩礁に航路標識を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため、請願の地に航路標識設置につき善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の趣旨に添い、すみやかに、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

日本海の浮流機雷対策確立に関する請願（請願者　新潟県商工会議所連合会長和田閑吉外一名）（渡邊良夫君紹介）（第一一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在朝鮮近海に多数敷設されている機雷が、冬になると日本海に漂流してきて海面航行の安全をおびやかし、新潟港をはじめ日本海各港湾関係産業は昨冬のように完全に麻ひ状態になる危険がある。ついては、次の事項につき早期対策を講ぜられたいというのである。（一）多期間太平洋岸にある掃海船を日本海沿岸に重点的に配船し、巡視船を動員して機雷の早期発見を行うこと、（二）日本海航行船舶に対し、所定の航路を明示し、安全を確保すること、（三）レーダー装備の巡視船等で、入港時まで航行船舶を誘導しよう試させること等。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

舞鶴港に特別救難司令所設置の請願（請願者　京都府知事蜷川虎三）（大石ヨシエ君紹介）（第一二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府においては、太平洋及び日本海沿岸ならびに九州、北海道の四箇所に特別救難司令所を新設する計画があるとのことであるが、舞鶴港は日本海沿岸の中央部に位する関係上、同水域における海難救助等の実施に際し、迅速適正かつ円滑にその業務を遂行するに、もつとも便利であり、かつ検疫所等港湾関係諸官公衙も完備されており、かつ港湾施設においても修築整備されている等幾多の有利な立地條件を具備している。ついては、舞鶴港に特別救難司令所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

海難救助の万全を図る等のため現地の状況を勘案して善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

船舶職員法の一部改正に関する請願（請願者　東京都港区芝浦海岸三丁目一番地全日本海員組合長陰山壽）（高倉定助君紹介）（第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

船舶職員法改正法律案を次のように修正されたいというのである。（一）船舶通信士の定員について、改正案の別表第五、第六、第七の表の中で現行法の定員よりも減員されている部分を現行法通りにされたいこと。（二）船員に対する行政処分が行政官庁のみの判断で行われることは、特異な環境に身をおく船員の脅威となるから、海上保安庁に海技審議会をおくよう、第二十九條より第三十二條までを改正し、改正案の第二十九條を第三十二條として以下繰り下げる。（三）制限免状の免許については第五條の二項を「海上保安庁長官は、免許に際し必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、航行区域、機関の種類、又は一定の船舶に免許の効力を制限して、これを與えることができる」と改めること。（四）船舶通信士の長については、職名を通信長とせられたいこと。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、改正船舶職員法の施行状況を勘案の上、研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

長崎国際空港設置に関する請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎外九名）（本多市郎君紹介）（第七一七号）及び同（請願者　大村市長柳原敏一）（岡西明貞君紹介）（第七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内航空事業法制定に基き、今回民間航空事業が開始され、その航空路の九州における発着地として福岡が決定されたが、長崎県大村市は、長崎市及び佐世保市へ自動車で一時間をもつて到達しうる地理的條件を備え、かつ旧海軍航空隊の施設を転用しうる條件を具備しているから、同市の適格性並びに施設の現状を考慮の上、東京、福岡間の空路を長崎県まで延長され、航空機の離着地を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

大村市の地理的條件並びに現有施設にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願外一件（請願者　鹿児島市長勝目清外一名）（上林山榮吉君紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

気象災害による毎年の膨大な損失に対し、気象機関の防災機能を高めることは、きわめて重要で、ことに鹿児島県は、地理的條件よりしても気象機関の分布上よりしても日本全土の防災と安寧に重要な関連を有しており、史上最多の災害地である。また南方の諸地域を喪失し、南からの気象報告を得られなくなつた現状においては、本県の気象官署気象報告が一層重要度を加え、これが機能いかんは、県下の災害程度に重要な影響を及ぼすものである。ついては、現在の鹿児島測候所を地方気象台に昇格せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害の軽減を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

長崎海洋気象台に観測船配置に関する請願（請願者　長崎商工会議所会頭脇山勘助外三名）（田口長治郎君紹介）（第一〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎海洋気象台は、昭和二十二年創設以来、九州全域の沿海より遠く東支那海に及ぶ広範囲な海域の海況並びに気象の観測を担当し、幾多の重要な使命を果しているが、同気象台所属観測船海風丸七十トン及び朝風丸二十五トンをもつてしては、その行動範囲きわめて狭少であるために、その使命を完遂することは不可能である。ついては、同気象台に五百トン級の観測船を新造もしくは配置されたいというのである。

二、請願の議決理由

海況並びに気象観測の万全を期するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これ

若松市に測候所設置の請願（請願者　若松市長横山武外一名）（青家喜六君紹介）（第一三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奥羽、越後両山脈により隔離され、地理的に孤立している福島県において、会津地方はとくに山岳地帯であるため、特殊な気象の影響をうけているが、現在猪苗代町に設置されている測候所は地理的に気象的に孤児である猪苗代周辺の観測のみにとどまり、県下全般の気象業務はもちろん、隣接各県の情報のじゅう集統合はきわめて不充分である。しかも会津地方は穀倉地帯であり、農作物に対する季節予報の利用度は大である。ついては、若松市に測候所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害の軽減を図るため、現地の実状に即応し、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

郵政委員会

多賀町に郵便局設置の請願（請願者　茨城県多賀郡多賀町水木字大民二千二百三十一番地赤津藤外二百七十六名）（山崎猛君紹介）（第二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県多賀郡多賀町は、文教地区であるとともに、大規炭酸カリシウム肥料工場等があるため、人口は増加し、また貨物の集散も激増の傾向にあるが、現在の局所在地までは相当の距離があり、町民の被る不便は大である。ついては、地方文化発展のため、常盤線大甕駅前に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、利用戸数等の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

綾部郵便局移転促進に関する請願（請願者　京都府綾部市長長岡誠）（大石ヨシエ君紹介）（第二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綾部郵便局は、昭和二十三年三月普通局に昇格したが、局舎は昇格以前のものをそのまま借用中のもので、電通綾部電報電話局運用課及び施設部門と共同しており、老朽し、かつ狭あいで、保健衛生上に及ぼす影響も悪く、業務運用上に多大の支障をきたしている。ついては、綾部市省線駅前に現存している鉄筋二階建造物、旧勧業銀行綾部支店が閉鎖後そのままになつているから、これを買収して綾部郵便局を移転するように実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるが、買収することについては予算の関係もあつて差向き実現困難と思われるから一先借入れの上早急移転の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

郵政省の官製紙二次製品発行停止に関する請願（請願者　東京都台東区浅草三筋町二丁目四番地日本紙製品工業会長入部勝二）（田鶴好文君紹介）（第三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵政省では終戦以来、通信便せん、切手付封筒、暑中絵葉書、郵便セット、お年玉付年賀葉書、小包葉書等を製造発行してきたが、これは民間業をいちじるしく圧迫しているから、通信便せん、封筒、その他官製紙二次製品の企画製造をただちに停止されたいというのである。

二、請願の議決理由

通信便せんの発行は民間業に及ぼす影響が大きいから本請願の趣旨実現については政府において早急考究の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

津山村に郵便局設置の請願（請願者　山形県東村山郡津山村長小林俊男外十一名）（關司安正君紹介）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡津山村は、人口三千八百人、戸数六百二十戸で、米、繭の産地であり、温泉地として旅館が十六軒あり、バスの運行往復二十七回に及び、一日一千人の入浴者はある。現在郵便局は遠隔の天童町郵便局で往復四キロないし十キロもあるため、時間と労力の空費は多大であり、ことに降雪時の苦痛は、はなはだしいものがある。ついては、同村大字山元千四百五十九番地の十三の小野吉松氏を経営者に推して同村に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配局を設置することについては、附近局との距離の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

宿利原に郵便局設置の請願（請願者　鹿児島県肝属郡大根占町長宮里軍吉外三十七名）（前田郁君紹介）（第四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡大根占町宿利原は、山隔地帯にあり、産業としては、農林産物を主とし、畑耕地の面積は二百五十町歩有余で、林産物としては建築、資材はもちろん、木炭の生産量多く、年産四万俵を産出しているが、郵便局がないため住民は六キロないし十キロも離れた隣接神川、大根占両郵便局まで徒歩にて行かなければならず、約半日を費す実情で、その不利不便は、まことに大きく、この時間の無駄が生計に及ぼした影響も大きい。ついては、これが不便を除去するため、大根占町宿利原に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
無集配郵便局を設置することについては、利用戸数の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十六日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長林讓治殿

北佐久郡下に郵便自動車路線新設の請願（請願者　長野県北佐久郡岩村田町長阿部良太郎外三十三名）（陳旗德弥君紹介）（第四八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡の中心をなす岩村田町は、政治、経済、文化、産業の要地で、諸官署、学校、会社等があり、郡内各町村相互に発着する郵便物は激増の一途をたどつているが、千曲川を境として川西地方、とくに本牧外七箇村に発着する郵便物は、小諸、滋野、田中、大屋等の信越線をう回する関係上、二、三里の近距離にあるにもかかわらず、二日ないし四日を費すという始末である。ついては、この解決策として小諸を始発とする岩村田、塩名田、望月、芦田を結ぶ専用自動車路線を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
請願の地域は政治、経済、文化及び産業の要地であつて郵便物も増加の傾向にあるから、将来適当の機会に専用自動車路線を開設するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十六日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長林讓治殿

高石村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　東京都港区芝桜田本左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第六六一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡高石村は、高岡町と宇佐町に至る県道の分岐点を中心に展開する純農村で、近時普通作物のほかに園芸作物の生産が盛んであるが、取引通信上、重要な郵便局がないために、住民の被る不利不便は大なるものがある。ついては、当地区に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか、又は将来適当な機会に無集配郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十六日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長林讓治殿

板橋郵便局舎新築の請願（請願者　東京都板橋区長薗谷常三郎外七名）（加藤隆太郎君紹介）（第一三二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都板橋区所在板橋郵便局は、明治五年開局以来七十九年の歴史を有し、集配区域二十二平方キロ、戸数三万五千を擁する大局であるが、現在の局舎は昭和三年の建築であつて、戦災のため大部分を焼失し、内容外観とも粗末で、職員二百十七名を擁する大局としては、狭あい、かつ事務処理上の不便はもとより、火災の危険も考えられる。ついては、板橋郵便局の局舎を新築されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるから将来予算及び他との振合を見て新築すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十六日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長林讓治殿

川口、昭和間に郵便自動車路線新設の請願（請願者　福島県大沼郡川口村本名村組合長雪下正兵外三名）（菅家喜六君紹介）（第一三二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県大沼郡川口村と同郡昭和村間の郵便物は、現在、宮下村美女峠を人夫逓で通送し、宮下局をう回して川口に達するため、川口局所在で三日間、市外地では五日間を要し、急を用する場合では、ほとんど郵便物の用をなさない状態である。しかるに両村間を喰丸線により自動車通送すれば、昭和村の郵便物は局所在地で当日、市外地で翌日となり、地方民は多大の利便を享受できる。ついては、川口、昭和間に郵便自動車路線を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるが、専用自動車路線を開設することについては利用物数等の関係もあつて差向き実現困難と思われるら一先ず同地方に開通している乗合自動車に対し早急託送便を開設すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十六日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長林讓治殿

高峰譲吉の肖像入郵便切手発行に関する請願（請願者　石川県金沢市殿町六十五番地高峰博士顕彰会代表井村重雄）（大森玉木君紹介）（第一三二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
日米平和條約締結の記念として日米親善のため、多大の貢献をした工学博士、薬学博士高峰譲吉の肖像入郵便切手を発行されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるから政府において将来適当の機会に実現方について十分考究の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月十六日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長林讓治殿

陸中中野郵便局に集配事務開始の請願（請願者　岩手県九戸郡中野村長南福松外一名）（山本猛夫君紹介）（第一三九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手県九戸郡中野村陸中中野郵便局に集配事務開始の請願は、数回にわたり採択を見たのであるが、いまだに実現されないため、地方民のうける不便は多大なものがあり、また当地方の発展にも大なる支障をきたしている。ついては、すみやかに同郵便局に集配事

務を開始されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから他との振合を見て将来適当の機会に集配事務を開始するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

豊浜町中須港に郵便局設置の請願（請願者　愛知県知多郡豊浜町中須漁業組合長山下豊吉外一名）（第一四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡豊浜町中須港は、近時港湾の改築を見、急速なる発展を遂げ、船舶の出入、漁類の搬出等ますます激増しつつあるが、本港には郵便局がないため、地元住民はもとより、顧客の被る不利不便は多大なものがある。ついては、中須港に郵便局をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、利用戸数の関係もあつて善向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月十六日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

下原簡易郵便局を無集配特定局に昇格の請願（請願者　長崎県下県郡佐須村長井田秀夫）（本多市郎君紹介）（第一五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県下県郡佐須村では、東邦亜鉛株式会社対州鉱業所の発展に伴い、本年五月下原簡易郵便局の開設をみたが、近時人口いちじるしく増加し、簡易郵便局の窓口事務のみでは不便は少なくない。ついては、下原簡易郵便局を無集配特定局に昇格させ、すべての郵政、電通業務を取り扱うことができるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから将来予算及び他との振合を見て無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

経済安定委員会

石油の統制撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区木挽町六丁目四番地全国石油協会長森平一束）（江崎真澄君紹介）（第三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石油に対する統制は、現在も戦時中の統制と少しも変ることのない厳重かつ複雑な官僚統制である。このような統制が今日まで継続されていたおもな理由は、国内配給量のほとんど全部をガリオア援助物資として補給されていたためであるが、昨年始以来、輸入は従来の製品輸入から原油輸入となり、しかも十月以降はすべて民間輸入に切りかえられ、また供給量もいちじるしく増加したから、統制を行わねばならぬ特殊事情は解消したのである。本年四月以降は石油の供給量はさらに増加することが予定されているので、石油統制を解除しうる条件が備つたのである。ついては、全面的な統制撤廃が不可能とすれば、最少限度の統制方式に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

石油の流通を円滑にし、産業の振興をはかるため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

印度洋及び東南アジア地域に関する政治経済研究所設置の請願（請願者　東京都目黒区上目黒八丁目三百九十四番地印度洋問題研究協会理事坂本徳松）（浜通養君紹介）（第三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

講和條約締結後における日本の経済自立と平和的発展のためには、ますます印度洋及び東南アジア諸国家との友好提携の関係を深めなければならないが、このためには、これら諸地域の政治的、経済的実態と社会的、文化的性格に関する基礎的な調査研究が必要である。しかし、これらの調査機関は戦後ことごとく解散し、現在民間において商業取引上、その他特別目的のため、きわめて限定された手段を用いて調査研究が行われている状態である。ついては、国家百年の計を樹立するため、確固たる基礎をもつ調査研究所を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本経済の自立と発展を推進するため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

知床半島地域の開発計画樹立に関する請願（請願者　北海道根室国標津村北海道根北総合開発期成会長植松適外六名）（伊藤郷一君紹介）（第六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、北海道の総合開発が国策として取り上げられ着々その実現を見つつあるが、未開発地区たる知床半島とその山系における資源開発は、わが国の人口、食糧問題の解決に寄与するところ大なるものがある。ついては、北海道総合開発の一環として、(一)知床半島両側における漁田の開発と漁港並びに道路の築設、(二)根北鉄道線の促進、(三)地下資源の調査開発、(四)奥地森林の開発と林道開さく、(五)未開発耕地二十万町歩の開発など開発計画を樹立し、開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

未開発資源開発のため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

釧路原野未墾地利用調査に関する請願（請願者　釧路地方総合開発促進期成会長二瓶栄吾外四名）（伊藤輝一君紹介）（第七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来、悪質な泥炭湿地で手の施しようがないといわれていた釧路原野約三万町歩の開発については、北海道開発局農業水産課の調査によつて、その原因が解明され、釧路原野の開発をはばむ直接的原因は新釧路川の河底および釧路川岩保木水門に関係のあることが判明した。ついては、国土の経済的利用、人口問題の解決の意味において釧路原野開発を実現するため、釧路川水系を中心とした本年度実施される土地分類調査、地形調査等の結果にもとづく土地改良の基本調査をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土の高度利用促進のため必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十七日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林譲治殿

〔第二十三号参照〕

人事委員会

谷山町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町議会議長上村進外十五名）（井上知治君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡谷山町は、鹿児島市に接し、その生活程度は鹿児島市と同一條件下にあるが、むしろ、経済的には、生活必需品において鹿児島市より高いものもあり、官公庁職員の生活は、いちじるしく困窮している。ついては、同町実情を考慮の上、すみやかに善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

谷山町の立地條件からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

安平村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道勇拂郡安平村長磯部義光外十七名）（田中重彌君紹介）（第五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道勇拂郡安平村は、火炭低位生産地であるため主食少なく、農業に見るべきものなく、大部分の生活必需物資は他地方から仰がねばならないため、輸送費その他の関係で物価は札幌市と大差ないほど高値となつている。従つて、総人口の六割をしめる給料生活者の困窮ははなはだしく、ほとんど借金でやりくりしている現状である。ついては、安平村の地域給を苫小牧市、夕張市、千歳町と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

安平村の立地條件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

訓子府村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道常呂郡訓子府村長谷本泰三郎外一名）（田中重彌君紹介）（第六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡訓子府村は、北見市と隣接し、総面積の七割二分は山岳地帯で、耕地は二割五分に過ぎず、気候の制約をうけて農産物の收量は激変をまぬがれ得ないし、農産物価は北見市と同等もしくは以上の高値である。水産物も、北見市の業者および沂隣の業者で販売されるので、北見市と同等、もしくは運賃が加算される。同村の体育、文化団体は北見市の諸団体と緊密な関係にあり、金融機関はほとんど北見市の経済圏にある。以上によつて、あきらかなように、訓子府村は、北見市の郊外的な地域にあり、生活状態は同市となんら変りはないから、訓子府村の地域給を北見市と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡訓子府村の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

手稲村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道札幌郡手稲村長養輪早三郎外十九名）（田中重彌君紹介）（第七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

札幌郡手稲村は札幌小樽両市の郊外住宅、商工業、消費地帯として人口は急激に増加し、同村から札幌市、琴似町、小樽市に通勤する者は多く、村民の経済、文化生活は両市に依存し、村内の生活必需物資は札幌市よりも高く、村内官公庁職員の生活は極度に困窮している。ついては、手稲村の地域給を札幌市と同率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

手稲村の立地條件等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その四）

千歳町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外一名）（田中重彌君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡千歳町は、本年四月洲兵師団が駐屯したため、特殊女性が多く居住し、住宅難を深酷にし、諸施設事業関係労務者の増加にともない諸物価が高騰して在住民の生活の困窮は増大している。また国立公園支笏湖の利用者の増大は必然的に生活程度を上昇させ官公庁職員の生活をおびやかしている。ついては、千歳町における特殊事情を考慮され、人事院勧告地域の一級地である朝日、恵庭、滝水、千代田等各町に、青葉丘、末広町を加えて三級地に修正し、隣越町、根志越町、美々町及び北信濃を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千歳町の特殊事情に基き、生活必需物資の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

常呂町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道常呂郡常呂町地域給対策委員長坂井三郎）（田中重彌君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡常呂町は、北海道北端の寒冷地帯に位するとともに、網走市、北見市の周辺にあるため、一般日用品費は常に両市より上廻る現状である。公務員の地域給が両市のみに限定されるものとすれば公務員の交流についても常呂町に赴任希望なく、公務員の地位の確立に大なる脅威を與えている。ついては、同町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡常呂町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

遠軽町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡遠軽町長安達悦二郎）（田中重彌君紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡遠軽町がいまだ地域給支給区域として確認されないのは調査資料の不足と思われるが、もし、このまま放置されるならば経済事情の窮迫に伴い当町公務員中には職責完遂の意欲を失い、かつは他市町村に転動を策するものも漸次増加し、職務遂行上重大な支障をきたすことは明らかである。ついては、同町の地域給を北見市以上の級額に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡遠軽町の経済事情は、公務員の生活に相当に圧迫を加えている。従って本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

斜里町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道斜里郡斜里町長米沢鶴松外九名）（田中重彌君紹介）（第一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡斜里町は、物価が道内各地に比べて高く、ことに多季間における燃料の消耗は寒地不即応の住宅と相まって道南の五割増しという実状で、生計費が高まり、その必然の結果として有為の人材は次第に他の都市方面へ去り官公庁が弱体化し、ひいては当町の開発行政教育に重大な支障をきたしている。ついては、同町の特殊性を考慮して、道内各都市と同等の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

斜里町の立地條件等からして物価は高騰し、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

静内町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道静内郡静内町佐藤留治）（田中重彌君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道静内郡静内町は、日高の中心に位し交通の便よく、町役場外諸公署の管内におけるおもな所在地であり、かつ最近のいちじるしい人口の増加とともに多分に都市的性格を帯び、物価指数においても道内主要都市を上廻る統計を示している状態であるため、小額所得者である官公庁職員の生活は困窮の極に達している。ついては、静内町を一割以上の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道静内郡静内町の立地條件ならびに物価指数より公務員の生活は相当に困窮している。従って、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

大篠津、中浜両村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡中浜村鳥取県美保地区地

域給対策委員会委員長永井貞章）（門脇勝太郎君紹介）（第一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡美保地区（大篠津村、中浜村）は、もと海軍航空基地であつたが昭和二十一年二月、英連邦軍航空隊が駐屯し、昭和二十三年五月米軍航空隊と変り、朝鮮動乱以後その重要性を加えている。これにともない、特殊婦人、商人その他連合軍要員が多数移住したため、家賃および諸物価は高騰し、給料生活者の生活は極度に圧迫され、かろうじて生存を維持している現状である。ついては、大篠津、中浜両村の特殊事情を考慮され、地域給指定にあたつて公正妥当に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美保地区の終戦後におかれた特殊事情からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

西桜島村の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村長武定利外六名）（井上知治君紹介）（第一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡西桜島村は、現在、地域給一級の指定をうけているが、当村は鹿児島市とともに鹿児島県の政治、経済、交通、産業、教育等の中核を形成し、同市と同じ流通経済圏内にある実情であるから、同村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西桜島村の立地条件からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

小金井町外二箇町の地域給引上げの請願（請願者　府中刑務所長鈴木英三郎外十五名）（栗山長次郎君紹介）（第一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都北多摩郡小金井町、府中町及び国分寺地区は生活必需品の大部分を都区内より移入するため、都区内に比較して物価高であり、五級地に指定されている武蔵野市・三鷹市等と生活環境がなんら変らないにかかわらず、これより下位にあることは、はなはだ不合理である。ついては、前記各町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小金井町、府中町及び国分寺地区は都内各区と同一経済圏にあり、その物価水準並びに消費形態等からして本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

三原市の地域給引上げの請願（請願者　広島県三原市長戸田勝巳外一名）（松澤兼人君外一名紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県三原市は、完全な消費都市であり、かつ工業都市であつて、人口の約六十パーセントは、工場従業員で占められ、これらの従業員は公務員の賃金ベースをはかるに上廻り、市価より低い必需物資を入手できるが、これに反して、一般市民及び公務員は広島および京阪神から小売業者の手を経て高価なものを買わなければならない。昭和二十四年五月、同十月、昭和二十五年五月の特別消費者価格指数は、広島県下五市のうち第二位に位しているにもかかわらず、動務地手当地域給指定は三原市のみ一級地となつていることは、どうしても納得がいかない。ついては、三原市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三原市の消費都市的性格及びその産業構造の特殊性等からしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

吉田村の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡吉田村長稲公監外四名）（井上知治君紹介）（第一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡吉田村は、鹿児島市と接続し、政治、経済、交通、文化等あらゆる面において一体であり、村内公務員の生活状態もほとんど同様である。ついては、吉田村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉田村の立地条件からしていきおい生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

竹田町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県直入郡竹田町長工藤工外二十三名）（小玉治行君外一名紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県直入郡竹田町は、城下町として古くから都市的機能をもつており、現在も大分市、熊本市を結ぶ豊肥沿岸中の重要都市であり、阿蘇国立公園の入口として観光都市でもある。物資は主として大分市、別府市、熊本市に依存するため、小売物価はきわめて高く、農産物は他地方に流れて逆移入しているから、かえつて他都市より高く、漁員類は海岸から遠く離れて必然的に高価であり、官公庁職員は、生活程度を切り下げてかろうじて生計を維持している現状である。ついては、竹田町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大分県直入郡竹田町はその町の性格から、またその経済事情から公務員の生活は相当に苦しいと思われる。従つて、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

三重町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県大野郡三重町長首藤卓美外三十八名）（小玉治行君外一名紹介）（第四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県三重町は、大野郡の政治、文化の中心地であり、人口二万一千余、公務員八百七十二名に達しているが、近年家屋の払底はなはだしく、家賃、下宿代等は高騰し、その他衣料、青果、魚介類もはるかに他都市に比して高いため、在住の公務員の生活状態は悪化している。ついては、同町の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大野郡の政治、文化の中心地である三重町の経済的諸事情からして生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

古川市の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県古川市古川電気通信管理所長田原淳外七十七名）（安部俊吾君紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

古川市は宮城県下最大供出量を持つ大崎五郡の集荷地で仙台唯一の都市である関係上、各官庁い集し降乗客も多く、したがつて物価も現在の一級地に比してまさるとも劣らない現状であり、さらに各会社とも〇・五割の割増給を支給している有様であるから、同市をぜひとも一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大崎五郡の集荷地としての古川市の経済的諸条件からして、いきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

幌泉村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道幌泉郡幌泉村全吉公庁労働組合協議会議長栗山亀一）（篠田弘作君紹介）（第四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道幌泉郡幌泉村は、日高の南端に位し、背後に山を負い、丘陵地帯で農耕地少なく、加えて鉄道終着駅から二十三キロへだたつているため、輸送費がかかつて、あらゆる物品の価格は割高となつている。魚類の産地であるにもかかわらず、冷凍、塩蔵または鮮魚で移出されるため、地元の価格も主要都市と大差ない。昨年十月一日現在の人口は八千七百四人を数え、地理的に不便な特殊条件による生活の困難はとくに公務員の生活を窮乏化させている。ついては、幌泉村の地域給を一割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

幌泉村の立地条件等からして、生活必需物資の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

浦河町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道浦河郡浦河町全官公庁労働組合協議会議長島嘉彦外三名）（篠田弘作君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浦河町は、魚類の産地で、完全な消費地であり、遠く四国から、また大分、宮崎等から漁船が入港して船舶の必需品、各種食料品を購入するため、市中の物価は無軌道に上昇し、輸送経費のかかつた高い物価を一層高騰させる原因となつている。魚類は移出されるため、産地としての恩恵は少しもなく、農産物は町民の三箇月をまかなうのみで、必然的に高価な購入をよぎなくされる現状であるから、在住の官公庁職員の窮乏はその極に達している。ついては、浦河町の特殊事情を考慮されて、地域給一割五分支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

魚類の産地であり、同時に消費地的性格を濃厚にもつ浦河町の経済的条件からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

様似村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道様似郡様似村長留目四郎外二名）（篠田弘作君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道様似郡様似村は、北海道の最南端に位し、人口九千百余人を数え、漁業が主要産業であるため、漁業の盛衰が市の購買力を左右し、諸物価は一面において高くても消費できるため高価であり、他面において凶漁の場合には消費量が激減するため、高率の利潤を見なければならないから、他町村に比べて相当の物価高となつており、官公庁職員の困窮はたえがたいものがある。ついては、地域給改訂にあたつて様似村を一割五分支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

様似村の立地条件及びその産業構造の特殊性からしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

松島町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県宮城郡松島町高城字町十番地武山仁治外二名）（庄司一郎君外二名紹介）（第五一号）及び同（請願者　宮城県宮城郡松島町長桜井倉之進）（佐々木更三君紹介）（第二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡松島町は、景勝の

地にして来遊する観光客多数にのぼり、したがつて物価が高く、この地の勤務者の生活は現在、本県下支給地に指定されている各市町村の勤務者以上の生活苦に迫われている実状である。ついては、同町を乙地域として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光地として著名な松島町の経済的諸事情からしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

豊川市の地域給指定に関する請願（請願者　豊川市長鶴山政一）（赤松勇君紹介）（第五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊川市は近時戦災者の転入などによつて消費者数が激増し、加えて警察予備隊の設置にともない物価は日を追つて上昇し、総指数名古屋の百一に対して豊川市は百となつており、ために市民の生計費もかさみつつある。ついては、豊川市の勤務地手当を三級以上として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊川市がおかれている終戦後の特殊事情及び警察予備隊設置等によりいきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

寝屋川市の地域給引上げの請願（請願者　寝屋川市長白井幾太郎外二名）（浅香忠雄君紹介）（第八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市の衛生都市寝屋川市の教育は、公務員の生活困窮のため、危機にひんし、まさに崩壊の一歩手前にある。ついては、公務員に安定感を與え、落付いて職務にまい進することができるよう、寝屋川市の公務員の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

寝屋川市の立地條件並びに経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

茨木市の地域給引上げの請願（請願者　茨木市長中谷光外十八名）（浅香忠雄君紹介）（第八七号）及び同（請願者　茨木市議会議長吉田正治）（浅香忠雄君紹介）（第一五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨木市は吹田市を隔てて大阪市に約三キロ、大阪市の中心地まで約十五分の近距離にあつて、政治、経済の中心地であるが、物価の増こうと、予想される電気、ガス、鉄道運賃等の値上げにたえられない実情であり、今回改訂により同市が四級地に指定されたことは他都市のそれにてらし矛盾もはなはだしい。ついては、茨木市を五級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪市に近接する茨木市の立地條件及び経済的諸事情からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

富良野町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡富良野町長古東久平外三名）（玉置信一君外一名紹介）（第八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡富良野町は、根室本線と富良野線の分岐点にあたり、標高二百メートルにおよぶ極寒地であるが、日用必需物資はすべて小樽、札幌、旭川等の各市から移入されるため、旭川市よりも一割から二割、札幌市より三割ほど物価が高くなつている。多期積雪、五尺にも達し、粗末な木造家屋に住む官公庁職員は、燃料費、衣料費、食費が多額となるため、家計費の赤字に困窮している。ついては、富良野在住の公務員一千二百名のため、地域給一割五分に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日常生活必需物資を小樽、札幌、旭川各市に仰がざるをえない富良野町の経済的諸事情からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

米田町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県印南郡米田町　松本市之助外四名）（川西清君紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県印南郡米田町は、本年一月からの暫定措置により五パーセントの地域となつているのであるが、同町は、加古川市の中心である加古川町とは交通、産業、文化のすべてにわたり條件がほとんど同じであるから、同町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

米田町の立地條件並びに経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

佐倉地区の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡佐倉町毛塚三代治外六十八名）（竹尾式君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡佐倉町及び根郷村並びに和田村の一部をもつて形成する佐倉地区は、郡下行政の中心地であり、また当地区より千葉、船橋、市川の各市を経て東京都へ約十里の近距離にあり、加うるに交通の便と相まつて前記各都市以

上の高物価を示し、給料生活者は最低の生活維持にも破たんをきたしつつある。ついては、佐倉地区の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

印旛郡下行政の中心地である佐倉地区の立地條件等からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大館市の地域給指定に関する請願（請願者　大館市長佐藤敬治外三名）（石田博英君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大館市は、本年四月、隣村釈迦内村を合併し市制をしいたが、水田農業を主体とする米代川流域の盆地で、交通の要地である。商工業を中心とし、農林産の集散地であり、周辺に花岡、小坂、尾去沢の各鉱山をひかえているため、生活必需品の大半は移入しており、輸送費がかかるから、物価ははなはだしく高く、民間給與に比していちじるしく低位にある公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、大館市の実状を考慮され、地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林産の集産地であり、同時に周辺に鉱山をひかえ大館市の経済的諸條件から、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

西浦町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡西浦町長岡田紋三郎外十八名）（綱井勇君紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡西浦町は、東海地方屈指の観光地蒲郡町の西方に連り、その七割の地域が蒲郡地区県立公園区域内に含まれ、とくに夏季には観光、海水浴客の往来がすこぶる多く、蒲郡、三谷地区の影響とともに物価はますます上昇の傾向にあり、加うるに地域的特殊産業の活況により、一般町民の生活水準向上と相まつて諸物価を高めているため、一般民間給與者より、いちじるしく収入の少ない公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、西浦町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

観光地的性格を濃厚に有つ西浦町の経済的諸條件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

国東町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県国東町全官公庁連絡協議会代表尾崎勇太郎外二名）（永田節君紹介）（第一二二号）及び同（請願者　大分県東国東地方事務所渡辺政男外三百九十三名）（西村英一君紹介）（第八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県下において勤務地手当地域給を附與されているところは別府市、大分市をはじめとする八都市であるが、本年五月十七日の国会に対する人事院勧告案によれば、さらに三箇町が新らしく追加された。しかしながら、これは大分県知事の答申に基いたものでこの裁定案には、はなはだしく都市相互間に不均衡が多く、国東町のごときは、消費経済の実情は大分市と大差ないにもかかわらず、人事院の裁定にもれている。その後さらに国会に修正案が提出されたが、このたびも知事の案をもとにして上申された結果、国東町は地域給指定地に扱われていない。ついては、給與政策の公平を期すため、調査の上、国東町を地域給支給地にされたいというのである。

二、請願の議決理由

国東町の立地條件並びにその経済事情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

高富町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県山県郡高富町杉山直一外九名）（武藤嘉一君紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県山県郡高富町は、郡下における交通、文化、産業、教育の中心であり、また岐阜市に近接している関係上、従来より同市とその生活事情は同じで、最近においては、さらにその傾向が強い。ついては、同町の地域給指定に関し、特別の考慮を拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜市に近接し、同時に郡下における交通、文化、産業、教育の中心地である高富町の経済的諸條件からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

富田林市の地域給指定に関する請願（請願者　大阪府富田林市長尾崎茂一外十二名）（田中萬逸君紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府管下の富田林市は、交通、経済、文化上、勤労者の生活状態が、大阪市並びに八尾市、和泉大津市等の各都市となんら異なるところがなく、むしろ消費物価においては、それらの地域よりは高指数を示している現状であるから、当市の地域給を前記各都市と同様五級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

富田林市がおかれている立地條件並びに経済的諸條件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

新見、上市両町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県阿哲地方事務所長宗田五百二外五十二名）（中原健次君紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡新見、上市両町は、中国地方表裏を結ぶ交通の要地で、官公庁の所在地であり、畜産業及び用材、薪炭等の集散地である。主食はわずかに配給量を自給するのみで、その他の必需物資は阪神、岡山、広島等の大市場から移入されるので物価の高騰がただちに反映し、官公庁勤務者の生活の困難は思案に余るものがある。ついては、上市、新見両町を区別することなく、地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新見、上市両町の立條地件及びその経済的諸事情等からしていきおい生計費の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

勝山町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡勝山町長人見茂三郎）（中原健次君紹介）（第一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡勝山町は、交通その他の中心地であり、官公衙、学校、会社、工場等が多数所在し、物資の集散地であり、かつ観光地である関係上、生活水準すこぶる高く、物価も阪神地方に劣らない高騰を示しているにかかわらず、従来勤務地手当がないため、実質的に給與の不均衡をきたし、人事の交流も困難な実情にある。ついては、勝山町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

勝山町がおかれている経済的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

早島町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡早島町長萩尾利男）（中原健次君紹介）（第一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡早島町は、大字早島、大字前潟、大字矢尾の三部落に分れ、岡山市と倉敷市との中間にあつて、大工場、諸官庁、病院、学校等の大消費機関をひかえ、物価の上昇がいちじるしく、民間給與と比較して給與水準の差のはなはだしい公務員の精神的、物質的苦痛は耐えがたいものがあり、公務員の転出、転勤を希望するもの多く、早島町の将来にとつて憂慮すべき現状となつている。先般人事院の勧告では、大字早島のみ地域給一級地に指定されたが、前潟、矢尾の両大字もすべて同一條件の下にあるから、大字早島同様に地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山市と倉敷市の中間に位する早島町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

太田町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県久慈郡太田町二千百八十六番地伊村安四郎外五百名）（山崎猛君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈郡太田町は人家密集し、空地ほとんどなく、当町に住む公務員は給料による生活以外はなんの收入もない純消費地であり、朝鮮動乱に伴う物価の高騰は公務員の生活に重大な脅威を加え、日増しにその生活は窮迫の度を加えつつある。ついては、太田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

純消費地としての太田町の経済的諸條件からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

三重県下の地域給指定に関する請願（請願者　三重県津市栄町三重県地域給審議会長伊藤好道）（木村俊夫君紹介）（第一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤務地手当の支給地域区分について、三重県は人事院勧告案が公表されると同時に全官公庁職員代表者をもつて三重県地域給審議会を自主的に設け、各地域の実体について調査検討の結果、松阪市及び北牟婁郡尾鷲町を三級地に、宇治山田市、南牟婁郡木本町、上野市、鈴鹿郡亀山町、名賀郡名張町を二級地に、また志摩郡浜島、鵜方両町及び鈴鹿郡関町、南牟婁郡阿田和町、三重郡菰野町を一級地に修正するよう意見の一致を見た。ついては、すみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県の立地條件及び県下諸市町の物価水準並びに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

津和野町の地域給指定に関する請願（請願者　島根県鹿足郡津和野町長鹿野明外二百八十名）（山本利壽君紹介）（第一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県鹿足郡津和野町は現在級地外に指定されているが、郡下の政治、経済、交通の中心地であり、また文教の地として古くから開けた町であるが、四周中国山脈のしいん峰に囲まれ、産物の需給は困難をきわめ、従つて生活

物資は他から移入するため、物価は高騰し、官公署に勤務する者の生活程度は、なんら他の大都市と異なるところがない状態である。ついては、津和野町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津和野町は郡下の政治、経済、文教、交通の中心地であり、同時にその立地條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

野田市の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県野田市長戸辺鐵太郎）（竹尾弌君紹介）（第一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

野田市は、野田町を中心として隣接三箇町村を合併して昨年五月市制をしかれたが、東京都近郊都市として物価指数の変動はきわめて敏感であり、野田しょう油株式会社をはじめ各会社が物価指数に応ずる従業員の待遇改善を行つているに反し、公務員の生活條件は困窮をきわめている。ついては、物価指数の同じである松戸市と同様、野田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都の近郊都市である野田市の経済的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

八日市場町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県匝瑳郡八日市場町長磯部保）（竹尾弌君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県匝瑳郡八日市場町は、多くの官公署の所在地であり、かつ当町は人事院勧告に含まれている隣接地町より物価高であり、地域給支給地である佐倉、八街、銚子等に比較して安いことはない実情で、公務員の生活はこれがため窮乏をきわめ、とくに人事の移動の際は当町を希望するものなく、司法、行政上の由々しい問題となつている。ついては、八日市場町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八日市場町の立地條件及び経済事情等からして本請願の趣旨並びに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

藤岡町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県多野郡藤岡税務署長角田直忠外二十六名）（小淵光平君紹介）（第一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県多野郡藤岡町は、前橋市及び高崎市についで古くから発達した県内有数の町で、政治行政の中心地であり、文化水準の点においても、沼田町、桐川町ならびに富岡町等に比し、かえつて高いものと思われる。しかしながら原料資源に乏しく、交通水利に欠点があるため、生活必需物資は、ほとんど小売価格で購入しなければならず、歴史的に古い慣習的行事が多くて出費もかさみ、公務員の生活様式も複雑かつ困難である。ついては、藤岡町の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

藤岡町の地理的経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

高岡市の地域給引上げの請願（請願者　富山県高岡市長南慎一郎外三十二名）（橋直治君紹介）（第一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高岡市は、北陸三県のうち人口において金沢、富山両市につぎ、福井市の上位十一万六千を数え、豊富な電源に恵まれ、良港伏木港を having して近代工業が発展し、日本ソーダ、鐘紡、十條製紙その他大工場林立し、市民生活の様相は大都市に近似している。しかも近時郷土産業の復興にともない、文化的施設も豊かになり、市民の担税力も増高したため、給料生活者の生計は、はなはだしく圧迫されている。ついては、高岡市の地域給を実状に即して引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高岡市の産業事情及び文化水準等からして、公務員の生活はなはだしく圧迫されている。従つて本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

池田町の地域給引上げの請願（請願者　徳島県知事阿部邦一外五名）（三木武夫君紹介）（第一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般の人事院勧告により、徳島県三好郡池田町は一級地に指定されたが、その現状は同勧告と異なり、まさに三級地としての物価條件が備つていることは何人も否定できない。すなわち交通の要点である当町は阪神地方との交通ひん繁で、その経済的影響をうけ、生活費が高く、しかも生活必需品の大部分は他県よりの供給を受けなければならない地理的悪條件下にあるため、四国各地最高の物価指数を示している。ついては、池田町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

池田町の産業、交通並びに生活事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

高島地区の地域給引上げの請願（請願者　長崎県西彼杵郡高島町長籠崎俊多外三名）（岡西明貞君紹介）（第一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡高島地区は、三菱鉱業株式会社の経営する炭坑の従業員と家族が全住民であるという特殊地区であつて、食糧その他生活必需品は長崎市より移入しており、従つて物価は長崎市より二割以上も高く、給與ベースの高い炭坑従業員の中に集団生活している百有余名の官公庁職員の生活はまことにみじめである。ついては、高島地区を長崎市と同一の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県西彼杵郡高島地区の特殊事情、経済の実情よりして本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

多度津町の地域給引上げの請願（請願者　香川県仲多度郡多度津町長代理助役木谷順平外二十五名）（綱田繁芳君外三名紹介）（第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県仲多度郡多度津町は、地理的、人文的特殊事情により、諸物価ことに日常生活必需品は四国他都市と比較して著るしく高物価であり、当町に居住する公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、多度津町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県仲多度郡多度津町の地理的、経済的諸條件によつて公務員の生活は困窮している。本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

多田、東谷両村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡多田村長藺本正弘外八名）（塩田賀四郎君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡多田、東谷両村の地域給は、人事院勧告によると一級地となつたが、多田村は、多田神社、東谷村は、鳴尾ゴルフ場や一庫温泉があるため、観光客が多く、物価は阪神地方より、かえつて高い実状にあるため、阪神地方に通勤する者が帰途安い物を購入することができるに反し、公務員はそうした便宜もなく薄給の身で苦しい生活にあえいでいる。ついては、両村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県川辺郡多田、東谷両村の観光地的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

長尾村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡長尾村長池田瑩澄外三名）（塩田賀四郎君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡長尾村の地域給は、従来隣接の各市町村、すなわち伊丹市、良元村、宝塚町、川西町と同様の甲地域の取扱いをうけていたが、今回の人事院の勧告によると伊丹市は五級地、宝塚町は四級地となり、長尾村は三級地に編入される模様である。しかし、この区域一帯は物価指数、勤労賃金並びに生活費において、なんら差異なく、長尾村のみが三級地に指定されるのは不合理であり、村行政上にも大なる支障をきたすことになる。ついては、同村の地域給を隣接地なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県川辺郡長尾村の物価、賃金、生活事情にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的も又、妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

徳島市の地域給引上げの請願（請願者　徳島市地域給引上促進会三谷鹿居）（三木武夫君紹介）（第二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島市は、紀伊水道をへだてて対岸阪神地方に近接し、交通ひん繁であるため、都市文化の影響を受けるとともに、経済力の高いこれらの地方の刺激を受け、生活程度は比較的高く、ことに主食の自由価格は他県に比し、きわめて高価であり、とくに消費水準指数は下関市をしのぐ現状である。ついては、徳島市の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳島市の経済的、地理的実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

垂水町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県肝属郡垂水町長坪内作之蒸外十六名）（二階堂進君紹介）（第二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡垂水町は、海路一時間で鹿児島市に接し、大隅地方の門戸である関係上、旅客の往来多く、諸物価は高騰はげしく、主食の需給は七十パーセントをみたすにすぎないから、自由物価による補充は鹿児島、鹿屋両市から仕入れている状態であり、また観光地として海潤温泉を保有しているため、いきおい地元物価は高騰し、さらに警察予備隊の演習地として使用されているため、物価に影響を與えることはいうまでもない。ついては、在勤の公務員の生活はたえがたいものであるから、垂水町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県肝属郡垂水町の立地條件、経済事情並びに警察予備隊の演習地となつた実情から公務員の生活は相当に圧迫を受けている。従つて、本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

吉原市の地域給引上げの請願（請願者　吉原市長鈴木清一）（宮幡靖君紹介）（第二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉原市は、全国有数の紙生産都市であり、富士郡下における産業、文化、政治の中心地で、その物価は他市に比較して、いちじるしく高く、一般勤労者に比較して官公署職員の生活はきわめて困窮している。ついては、吉原市を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉原市の産業経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

新城町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県立新城高等学校内新城地区地域給確保請願委員会長飯田新七外八百三十五名）（青木孝義君紹介）（第二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、人事院の勧告によると、愛知県南設楽郡新城町の地域給は、豊橋市の二級地に対し、新城町は一級地となつているが、総合指数の対東京比率は豊橋市の八六・二パーセントに対し、同町は八六・三パーセントであり、特別消費者価格指数にしても豊橋市が下降しているに反し、新城町は上昇している。学校統合の実施以来、豊橋市とは密接な関係があり、地域給支給区分に差があるときは、人事の交流に支障をきたす実状にある。ついては、新城町の地域給を豊橋市同様に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県南設楽郡新城町の経済事情並びにその立地条件にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

上野市の地域給存続の請願（請願者　三重県上野市役所内上野市全官公庁職員団体連絡協議会長松井豊治）（川崎秀二君紹介）（第二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年三月発表された人事院勧告中、三重県七市の給地区分は、総理府統計局において作製した地域差指数の数字に比して、公平を失しているものと考えられ、この給地区分は、いかなる根拠に基くかいよいよ解に苦しむものである。ついては、もつとも公平なる立場より、上野市を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上野市の給地区分は実情にそわない、不公平をまぬがれないと思われる。従つて本請願の趣旨並びに目的はきわめて妥当なものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

勝間田町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県勝田郡勝間田町長則保清外百七十二名）（中原健次君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡勝間田町は、繊維製品、魚介類、日用品雑貨等の生活物資を遠く京阪神及び県内中小都市より移入する関係上、運賃及び中間業者の手数料が加算されて、物価はいちじるしく高く、給料生活者は赤字経済に悩んでいる。ついては、同町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県勝田郡勝間田町の経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

林野町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県英田郡林野町長永島計次郎）（中原健次君紹介）（第二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡林野町は、姫路、津山両市の間に位置する姫新線の消費地で、とくに繊維製品、野菜類、魚介類、肉類、日用雑貨等すべて阪神地方並びに津山市等より移入するため、物価はいちじるしく高く、阪神地区、津山市のそれよりはるかに上廻つている実情であり、官公庁職員の生活は困窮の極に達している。ついては、同町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

林野町の消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

八街町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡八街町長新津午三郎外十九名）（竹尾弌君紹介）（第二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡八街町は、経済的水準が他の町村に比較して高く、諸調査を検討しても郡下第一位であり、また物価も諸般の事情によりきわめて高く、給料生活者はいちじるしい生活難に陥つている。ついては、八街町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡八街町の経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

酒々井町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡酒々井町本佐倉町長桜井小三郎

外七名）（竹尾式君紹介）（第二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印幡郡酒々井町は、成田町、佐倉町の中間に位し、農業以外の物資は、ほとんど成田町、佐倉町及びその他の都市に依存し、副食物、衣料その他の生活必需品は地区内のきわめて少数の商人が取り扱うので競争もなく、いきおい割高であり、したがつて同町在住の公務員の生活は困難をきわめているから、地域給改訂にあたつて、ぜひとも三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡酒々井町の立地條件及びその経済事情によつて公務員の生活はきわめて困難である。従つて本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中野村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡中野村長代理藤沢善太郎外三名）（堤ツルヨ君紹介）（第二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡中野村は、八日市町に接続している関係上、交通機関発達し、また運輸も盛んで、物価指数、生活水準もなんら八日市町と異ならない状態であるが、地域給の指定をうけていないために官庁学校等の人事の交流に大なる支障をきたしている。ついては、同村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中野村の経済的、地理的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

飯田町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県珠洲地方事務所長北村銀太郎外十四名）（佐々木更三君紹介）（第二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡飯田町は、能登半島の北端に位し、官公署の所在地として知られ、半島唯一の商工業都市であり、当地方の政治、経済、文化の中心地であるが、当地方は、半島特有の山岳地勢と日本海の潮風に災されて農業生産物少なく、主食をはじめとして生活必需品は他郡市に仰がねばならないために、物価は、いちじるしく高く、その水準は県下でも高位にある実情であり、公務員の生活は困窮している。ついては、飯田町及び上戸村字北方、若山村字出田地域を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

能登半島における飯田町の商工業都市としての特殊事情並びにその消費事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

川西町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡川西町長滝井善治郎外一名）（塩田賀四郎君紹介）（第二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡川西町は、今回の地域指定に関する人事院勧告案により三級地に指定されるとのことであるが、同町は阪神間に介在し、池田市、伊丹市、尼ヶ崎市、西宮市等に接近しており、これら周辺の各都市と同一経済事情下にあるため、物価は高く、生計指数は前記都市よりも上廻つている実情であるにもかかわらず、三級地域として指定されれば、人事の交流、公務能率に大なる影響を及ぼすことになる。ついては、川西町の地域給を隣接地区なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県川辺郡川西町の立地條件並びにその経済事情等より本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

有馬郡下の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県有馬郡開発委員会長和田恒章外二名）（塩田賀四郎君紹介）（第二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県有馬郡は、神戸市をはじめ物価指数全国最高位にある芦屋市、西宮市に隣接し、大都市の衛星地帯として交通、産業、文化、経済は準都市的形態を形成し、物価は阪神間とほとんど変らず、日用品は運賃が加算されるだけ都市より上廻つており、従つて、郡内の公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、郡内八箇町村の地域給をもれなく一・五割に格付されたいというのである。

二、請願の議決理由

大都市に隣接する有馬郡の交通、産業、文化、経済の諸事情にかんがみ、本請願の要旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

羽咋町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県羽咋郡羽咋町坂本長右エ門）（佐々木更三君紹介）（第二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋郡羽咋町は、県の中央、能登半島の関門に位し、政治、教育、交通、経済の枢要地であり、地方唯一の完全消費地である関係上、諸物価の高騰いちじるしく、公務員の生活は困窮の極に達している。ついては、同町を地域給支給地に指定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

石川県羽咋郡羽咋町の立地條件並びに経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

足尾町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県上都賀郡足尾町全官公代表三島木早苗）（第二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡足尾は、銅山都市で、渡良瀬川上流の高山に囲まれ、生活物資の大部分は桐生、足尾間を結ぶ足尾線で桐生、足利、宇都宮方面から移入される結果、栃木県五市より高物価であることは衆知の事実であるが、昨年五月に施行された特別消費者価格調査に示された物価地域差指数は栃木県五市より最下位となつている。これは特殊な厚生施設及び生活協同組合をもつ銅山関係者が調査対象の七十五パーセントをしめたこと、一般調査世帯も無職者、生活困難な借りよ等が多かつたため、足尾在勤の公務員の立場から不利な結果となつたのである。ついては、経済ブロックを同一にする宇都宮と桐生、足尾町および日光町の地域給を二級地とされたいというのである。

二、請願の議決理由

銅山都市である足尾町の消費事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

大牟田市の地域給指定に関する請願（請願者　大牟田市長田中忠蔵）（荒木萬壽夫君紹介）（第二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大牟田市は、鉱山をはじめとする大企業による労働、消費都市であるから、日用品の生産は微々たるもので、大部分を他の地区から移入にまたねばならず、物価は高く、地域給五級地の福岡市、北九州地区となんら異らず、また戦災を受けたため、一般市民および公務員等の住宅はまだ復興されず、住宅難の苦痛は深刻である。今回公務員の勤務地手当支給区分は、大牟田市は三級地となつているが、重要産業の労務者による大幅の福利厚生施設が、特別消費者価格指数に低く表われたためであつて、大牟田市の公務員の生活実態を正確に反映しているとはいえない。ついては、少なくとも直方、飯塚、田川の筑豊地区と同列の四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大牟田市は、その消費都市的性格のため、いきおい高物価を免れない実情にあり、戦災による住宅難等の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

仁尾町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡仁尾町長育根勝）（福田繁芳君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡仁尾町は、三方山に囲まれた交通不便の地であり、食糧その他の生活必需物資のほとんどは隣接地より移入しているため、一般中小都市に比べ、物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、同町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡仁尾町の立地条件、並びに生活必需物資の移入等の経済事情より公務員の生活は相当に圧迫を受けている。従つて、本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鹿児島県下の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県知事重成格）（床次徳二君外九名紹介）（第二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島市は全国一の戦災を受け、住宅難のため、全国一の高家賃、高間代であり、自家所有者も毎年数回にわたつて襲来する風雨のために住宅修理費を要することは他県に見ない支出を要する。九州統計協議会の調査による昨年六月から十月までの平均価格による価格差指数によつても、三級地の勧告をうけた長崎市より高くなつている。また鹿児島市周辺の市町村においても、鹿児島市と同一経済圏にあり、川内市、鹿屋市、串木野市、指宿町、西之表町は鹿児島市の九十九パーセントの物価水準にある。ついては、鹿児島市、谷山町、吉田村、西桜島村を三級地に、川内市外六箇町村を二級地に、垂水町外八箇町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島市並びにその周辺の市町村の地理的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

須江村字横手一番地の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡須江村字横手一番地仙台電波監視局職員組合内永沼勝治）（安倍俊吾君外一名紹介）（第二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡須江村字横手一番地は、仙台から約四十五キロ、石巻から約八キロの地点にあり、電波監理委員会の地方機関として電波監視業務を完全にはたすため一部落を形成し、集団生活を行つているが、この地域は、完全消費地であつて、主食の自由価格は石巻市と同値であり、野菜その他日用必需物資も石巻市に依存しているため、勤務地手当の支給を受けている石巻市の勤務者以上に、苦しい生活に追い込まれている。ついては、同村字横手一番地の公務員の地域給を、ぜひとも二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡須江村字横手一番地の特殊な消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

江別町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道札幌郡江別町長古田島薫平外二十三名）

（佐々木更三君紹介）（第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡江別町は、札幌市の隣接町として、人口三万千六百四十七人に達し、現在、札幌市への通勤者は三千二百人を越えている関係上、札幌市勤務者の住宅地となつている。一方当町の物価は、各種工場が多いため当町商店の商品が札幌市、小樽市から仕入れられているため、札幌市より上廻つており、官公庁職員は生活維持の苦境にあえいでいる現状である。このような現況であるので優秀な教員や公務員を誘致することが困難であり、当町の学校、官公庁は運営上に多大の支障をきたしている。ついては、同町をすみやかに札幌市と同様の地域給に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

札幌市に隣接する江別町の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

江差町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道檜山郡江差町全官公庁地域給協議会議長谷口太一）（冨永格五郎君紹介）（第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

江差町は、北海道の西南角に位し、檜山支庁管内の政治、経済、文化の中心地であるが、海と丘陵、山に囲まれ、交通條件悪く、物資の輸送困難なため物価高騰の因をなしている。それにもかかわらず、生活必需品の供給は函館市場に依存しているため、物価、生計費はいちじるしく高騰し、同町の四十パーセントをしめる官公吏、学校職員の生活は悲惨な実状にある。ついては、江差町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道檜山郡江差町の立地條件、並びに経済事情等よりして公務員の生活は相当に困窮している。従つて本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

美和村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県安倍郡美和村長遠藤起夫外七名）（神田博君紹介）（第三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡美和村は、静岡市に隣接し、耕地の大半を田、茶園、かんきつ等に占有され、野菜のようなものも農家の自給をみたすにすぎず、日用必需物資も静岡市からの持込料が附加されるため、静岡市よりも高いにもかかわらず、官公庁学校職員に対する地域給手当は無給地となつている。従つて生活の困難はその極に達し、憂慮すべき状態になつているから、実状に即して、美和村全体の勤務地手当を静岡市と同様三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美和村の産業並びに消費事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

庵原村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡庵原村長天野享外六名）（神田博君紹介）（第三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡庵原村は、県下有数の高物価地である清水市と興津、袖師町の中間に位置し、しかも交通至便であるため、その生活物価指数もきわめて高く、また当村官公職員の大部分は他よりの移住または通勤者であり、その生活は実に困難をきわめ、このままに過ごす時は生活の破たんはもちろん、職務の遂行にも大なる支障をきたすこととなる。ついては、当村を清水市と同様の勤務地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

庵原村の生活物資は、清水市等の影響を受けるため高物価を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

古市村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県古市郵便局長小林伊太郎外二十名）（有田喜一君紹介）（第三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡古市村は、隣知山線を利用して大阪、神戸から二時間の地点にあり、阪神間の郊外的位置にあつて、通勤者も二百名に達し、同村への買出しも多く、物価は物によつては阪神間を上廻る状態である。古市村は従来から教育村として文化の程度も高く、郡内では篠山町、三田町、三輪町につぐ密集地区をなしているのに、今回公務員の地域給指定地にもれたことは、了解に苦しむものである。ついては、ぜひとも今回の指定で、古市村の地域給を二級地とされたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県多紀郡古市村の立地條件、経済事情並びに文化水準よりして本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

佐治町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡佐治小学校職員細見五郎外十七名）（有田喜一君紹介）（第三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡佐治町は、古くから町制を布き、文化と物価の高い町として有名であり、近年交通網の発達は都市との交流を深め、生活費はますます増大し、郡内随一の傾向にある。ついては、佐治町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐治町の交通網発達等による物価高の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本

請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大仁町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡大仁町長相原忠平）（富山鵜吉君紹介）（第三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡大仁町は、南は修善寺温泉に接し、西北は伊豆長岡町に隣し、また温泉のゆう出する観光地として来遊のもの多く、その上、東洋醸造株式会社並びに東京芝浦電気大仁工場等の大工場があり、市街地としての形態を備え、物資の消費量も多く、諸物価の高騰は中伊豆地区の第一位に位している実情であり、このような状況のなかに生活する官公庁職員の生活は困窮の極に達している。ついては、大仁町の地域給を甲地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大仁町は、その観光地的性格、及び大工場の存在等のため、物資の消費量も多く、いきおい高物価にならざるを得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

桜井町の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県磯城郡桜井町役場内鶴土治三郎）（松澤肇人君紹介）（第三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県磯城郡桜井町は、従来より大阪伊勢を結ぶ交通の要地にあたり、その地理的位置が好条件に恵まれているため、新興都市の様相を呈し、かつ近接大都市大阪と京都とは交通至便であるため、物価はこれら大都市と併行し、自由価格においては二割前後の高物価であり、当地所在官公職員の生活は困窮を極めている。ついては、桜井町を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県磯城郡桜井町の立地条件並びにその経済事情よりして、本請願の趣旨はきわめて切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

郡山町の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県生駒郡郡山町長三木守人外三名）（松澤肇人君紹介）（第三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県生駒郡郡山町は、県下第二の都ゆうで、交通機関発達し、大阪、京都、神戸への通勤者も激増しており、また町内には大日本紡績郡山工場、その他行政機関等も多い。従つて、これら都市的形態を具備している関係上、物価は高く、官公庁職員の生活は困窮している。ついては、郡山町を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

郡山町の産業並びに交通事情等の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

豊平町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道札幌市豊平町長高谷巳次）（宇野秀次郎君紹介）（第三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌市豊平町は、文化、経済、交通とすべて札幌市に依存しているため、物価指数においても、消費者価格においても札幌と同様な実情にあり、一方遊覧競輪場及び定山渓温泉を有し、月平均四、五十万人に及ぶ旅客の出入は、自然物価の高騰をきたし、本町の公務員は一段と苦しみを加えられている現状である。ついては、同町の地域給を札幌市と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊平町の立地条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

仮屋町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡仮屋町長富田良平外八名）（塩田賀四郎君紹介）（第三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡仮屋町は、淡路の東北端に位し、神戸港から海上約一時間十分で最初に到着する海上交通の要港である。平地少なく、主食の生産量の不足年額五千石に達し、高物価の主因の一つとなつており、漁獲物は同地方に吸収されるため漁町に魚少なしという現象を呈し、生活必需物資は他より購入するため、運賃その他が加算されて、高物価の一因となつている。その他観光地として有名であり、生活水準が高く、文化程度も高く、ほう給生活者は生活苦にあえいでいる。ついては、公務員の地域給指定にあたつて適当な級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

仮屋町の地理的、経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

富島町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡富島町長河合義年）（塩田賀四郎君紹介）（第三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡富島町は、淡路島の北端に位置し、明石市に十二キロで達し、阪神間との交通も便利であるので大都市との往来もひん繁をきわめているが、主食を除く生活必需物資は阪神、明石方面に依存しているため、物価は阪神地方より上廻つており、給料生活者の生計は困窮の極に達している。ついては、同町の地域給を明石市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡富島町の立地条件

並びにその経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

釧路市及び周辺町村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道釧路市浦見町釧路地方行政協議会長土橋武士外三名）（伊藤郷一君紹介）（第三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路市は米の生産なく、主食種のことごとくを移入にまたなければならず、消費物資は漁類を除いては何一つ生産されず、日常必需物資の騰貴はまぬがれえない立場にある。同市周辺町村の経済状態も大差なく、物によつては釧路市よりも一、二割高い物資すら購入しなければならぬ実状にある。ついては、地域給指定に当つて、釧路市を四級地に、釧路村を三級地に、厚岸町外六箇町村を二級地に、阿寒村外二村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

釧路市及びその周辺町村の経済事情より全然員の生計は相当に困窮していると思われる。従つて本請願の趣旨及び目的は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

相知町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡相知町長田代喜一）（中村又一君紹介）（第四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県東松浦郡相知町は、九州における主要幹線の交さ点であり、多数の炭鉱、国営アルコール工場等を有し、隣接の大小炭鉱の中心都市である。町の大半が炭鉱地帯であるため、農産物の生産はかろうじて町内の需要をみたすにすぎず、その他の生活必需物資は大都市から移入されるために都会より物価高であるため、公務員の生活は一層悪化し、外部への転勤者が続出する現状であるから、相知町の地域給について特別の考慮を拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県東松浦郡相知町の立地条件及びその経済事情より判断して本請願の趣旨並びに目的は切実妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

高山市の地域給指定に関する請願（請願者　高山市長日下部亀一）（松澤兼人君紹介）（第四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高山市は物価の点はもとより、文化水準、都市的一般條件、動乱後の物価騰貴等諸種の理由よりして、三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高山市の経済事情及び都市的文化水準等より判断して、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

西脇町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多可郡多可地方事務所長坪内新太郎外十九名）（有田喜一君紹介）（第四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡西脇町は、いわゆる播州織の大生産地であり、西脇市の実現もほど近い今日、織物業をはじめ各種産業はますます盛んになつており、これに併行して諸物価はますます高騰し、阪神地区に比して勝るとも劣らない現状となり、反面官公庁職員の生活は窮乏の極に達している。ついては、以上の事情を考慮の上、同町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県多可郡西脇町の実状及びその経済的諸條件等より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

南高安村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡南高安村長大東貞雄外三名）（田中萬逸君紹介）（第四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡南高安村は、八尾市に隣接し、都会的性格をもつた消費村で、大多数の在住者は都会に職を持ち、農業の生産はふるわず、消費物資は運搬費その他が加算されて都市より高く、村民の生活は日々困窮を加えている。さらに重要なことは、教職員が生活難のために五級地に転勤し、父兄もまた学童を市内に通学させるなど、村内教育に対する憂慮すべき現状に至つている。ついては、すみやかに南高安村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府中河内郡南高安村の立地条件、経済事情及び教職員の生活状況等より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべ

きものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鵜崎町の地域給引上げの請願

（請願者　大分県大分郡鵜崎町長江藤直誠外二十四名）（金光義邦君紹介）（第四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県大分郡鵜崎町は、大分市の東方に隣接する商工農漁業を有する町で、経済的に大分市と全く同一圏内にあり、生活必需品を多く他の市町村から移入しなければならない消費都市で、物価は高く、所在官公署職員の生活はわきめて困難している。ついては、鵜崎町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大分県大分郡鵜崎町の立地条件及びその経済事情等より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

綾部市の地域給引上げの請願（請願者　京都府綾部市長長岡誠）（前尾繁三郎君紹介）（第四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の人事院の勧告によれば綾部市は、地域給一級地、隣接の舞鶴、福知山両市は三級地に指定されているが、綾部市と舞鶴、福知山両市とは地理的にも交通、経済、生活環境等の点においてもなんらの差異は認められないにもかかわらず、この較差は、とうてい納得しがたいものである。ついては、ぜひとも綾部市の公務員の地域給を三級地に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府綾部市の経済地理的立地条件により判断するに、本請願の趣旨目的は妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

阿万町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県三原郡阿万町森川定雄外四名）（塩田賀四郎君紹介）（第四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡阿万町は、淡路における粘土かわらの代表的産地で、全人口の半ば以上がこれの生産、販売等に従事するとともに、本町隣接の北阿万には淡陶株式会社本工場があり、年数億円のタイル生産があり、この従業員の多数が本町に居住し、また玉ねぎの生産地としても有名である。昨年国立公園に指定され、観光客も多くなつて、文化水準も高くなり、生活程度も上昇の一途をたどり、諸物価は高く、主食を除く外は、阪神地方をしのぐ状況である。ついては、阿万町の地域給を洲本市につぐ級地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県三原郡阿万町の産業の実状、その立地条件等によつて判断するに、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

日野村外三箇村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多可郡日野村長藤井五郎雄外二十三名）（有田喜一君紹介）（第四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

播州織の生産地として内外に有名な西脇町の周辺に位置する兵庫県多可郡日野、重春、比延、黒田庄の四箇村は、繊布業を中心とする各種商業等の躍進目覚ましく、これら商工業者の経済状態はますます富み、これに併行して諸物価も高騰をきわめているため、公務員の生活はいちじるしく困窮している。ついては、前記四箇村を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県多可郡日野、重春、比延、黒田庄の四箇村の産業の実状及び経済事情から判断して本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

広田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県三原郡広田村議地引上促進委員会委員長山本信一）（塩田賀四郎君紹介）（第四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広田村は兵庫県三原郡の玄関口にあり、洲本市の一部をなす淡路島内最指の大村で、近く洲本市と合併されることになつている。淡路随一の農業の中枢をなすネクスルプロダクト、明治乳業等の各会社があり、金融、経済等洲本市につぐ活況を示している。同村物価は京阪神よりかえつて高く、公務員の生活は窮乏の極に達し、文化発展上にも由々しい問題であるから、地域給指定に当つて、広田村の勤務地手当引上げを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県三原郡広田村の立地条件及び経済事情等より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

岡崎市の地域給引上げの請願（請願者　岡崎市十王町九十三番地岡崎市職員組合理事長市川正外三十六名）（赤松勇君紹介）（第四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡崎市における消費価格調査に関する調査対象地区の大半は、最下級消費地域であり、市の標準地区よりその指数はきわめて低く、また名古屋市の衛星都市たる本市の諸物価は名古屋と同程度であり、かつ学園都市として文化水準、生活水準の上昇により消費生活に及ぼす影響は大なるものがある。ついては、これら特殊事情を考慮の上、四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡崎市の消費価格調査の調査対象地区が適当でなかつた点及び同

市の経済事情より判断して、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

萩原町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡萩原町長加納秀治外百四十九名）（江崎真澄君紹介）（第四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡萩原町は、古来より商家、織物工場、醸造工業等が発達し、従来の甲地たる一宮市の近距離にあつて、物価の変動は全く同市と同一であるにもかかわらず、今回の改正案により五分支給地となれば、当町在住公務員の生活の脅威となるから、萩原町の地域給を一割支給地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県中島郡萩原町の産業の実情及びその立地条件より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

熱海市の地域給指定に関する請願（請願者　熱海市長宗秋月外十三名）（小松勇次君紹介）（第四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市は日本有数の観光都市として遊覧客多く、市内には政界、財界、学界等全国各界名士の別荘があり一大消費地を形成しているため、諸物価は高騰し、消費価格調査によれば物価指数は東京をしのぐものがあり、官公庁職員の生活は困難の状態にある。ついては、熱海市の実状に即した地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

熱海市の都市としての性格及びその経済事情より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

南山田村大字信末地区の地域給指定に関する請願（請願者　富山県東礪波郡南山田村信末五千九百六十三番地国立療養所北陸荘長江川三二）（土倉宗明君紹介）（第四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県東礪波郡南山田村大字信末地区は、富山県の西南部に位する国立療養所北陸荘の所在地で、高岡市をへだたること三十四キロの山間のへき地にあり、城端町へ四キロ、福光町へ六キロ、福野町へ九キロの地点にあるが、これらの町は生活資材を全部高岡市、金沢市からの移入に依存し、信末地区はこれらの町から移入に待つ状態であり、物価は前記三町はもちろん、両市よりもはるかに高いため、在住の官公庁職員の生活は苦しく、他地方へ転勤を希望する者が続出し、その補充に優秀な職員を得ることは困難である。ついては、信末地区に存在する文化地区の健全な発展を期すため、地域給三級地を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

富山県東礪波郡南山田村大字信末地区の特殊事情より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

勝浦町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県夷隅郡勝浦町長富田好三）（森暁君紹介）（第四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡勝浦町は全国屈指の大漁場に面し、房総鉄道の開通とともに外人等の観光別荘地となり、生活水準は東京都、千葉市等の市街地と同程度の高物価を示し、高物価の生活物資と金融ひつぱくにより官公庁職員の生活は困窮の状態にある。ついては、勝浦町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県夷隅郡勝浦町の立地条件及びその経済事情より判断して本請願は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

豊橋市の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県豊橋市後藤賢一）（福井勇君外二名紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊橋市は、消費都市より、強力な生産力を基盤とした多角的生産都市へと転換しており、かかる見地より、全く工業的産業都市の形態を整えるにいたり、民間工場、会社の給与は漸次改善されているが、比較的低位にある官公職員の給与では最低生活をも満たされない実情である。ついては、豊橋市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豊橋市の多角的生産都市としての性格は官公職員の経済生活を大いに圧迫している経済の実情より本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中河内郡下の地域給指定に関する請願（請願者　大阪府中河内郡枚岡町長吉岡市太郎外二十二名）（田中萬逸君紹介）（第四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡の地域給は、加美村及び巽村の五級地昇格を除いたほかは、三級地または二級地になつているが、同郡は大阪市の郊外居住地であり、多数のサラリーマンが同郡から通勤しており、物価も大阪市、布施市、八尾市と変りはないにもかかわらず、級地指定に種々の矛盾があり、この弊害はとくに優良教員が五級地に転住することにあらわれている。このために、落付いて児童生徒のために教員が教育に専念することができず、校区民は地域給の補いに毎年多額の経費を種々な名目で支出して、かろうじて食い止めている等、不合理な現象を呈している。ついては、同郡の実状を調査の

上、中河内郡全体の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府中河内郡の立地條件より級地指定に種々矛盾があり教育職員の待遇等について不合理な諸問題が出来ている実情によって判断し本請願の趣旨目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

郡家町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡郡家町正司利三郎外九名）（塩田賀四郎君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淡路島の西側面に位置する兵庫県津名郡郡家町は、生活必需物資を阪神地区より洲本市及び志筑町を経て移入されるため、交通費や商人の利潤が加わって、物価は阪神地区に比較して三、四割高くなっている。ついては、これらの特殊事情を考慮して、当町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡郡家町の立地條件及びその経済事情によって本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

佐野町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡佐野町長歳岡弥三郎外百十一名）（塩田賀四郎君紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡佐野町は、淡路島の一角で、同郡東浦海岸の要地であり、地方行政、経済、教育の要衝であるが、戦後の経済界の混乱等により、現在では洲本市、志筑町及び郡家町よりも物価高をきたし、農、漁民はもとより、本町官公庁職員の生活は極度に窮迫している。ついては、佐野町の地域給を近隣志筑町と同様の級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡佐野町の経済事情より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

江井町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡江井町級地引上期成同盟会高見新二）（塩田賀四郎君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡江井町は、淡路島西海岸中央部に位置し、阪神地方との交通の要地である関係上、文化、経済状態は阪神地区と大差なく、物価は高騰しており、加うるに居住民の職業の大部分は商工業であるために一般公務員の生活窮状はきわめて深刻な現状を呈している。ついては、現在丙地である当地の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡江井町の経済事情より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

尾崎村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡尾崎村長高木次右衛門外六名）（塩田賀四郎君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡尾崎村は淡路島の西海岸に位し、阪神地区及びその沃隣市町村との交通の要路であり、当村における物価高は甲地指定地たる洲本市、明石市と比らべて大差なく、むしろ当村の方が物価、交通費などは高いにもかかわらず、農村であるとの理由によって地域給が支給されないため、当村公務員の生活はいちじるしく困窮している。ついては尾崎村を洲本市と同様甲地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡尾崎村の立地條件及び経済事情によって判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

多賀村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡多賀村一宮中学校長中村理吉外六名）（塩田賀四郎君紹介）（第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡多賀村は、淡路島西浦海岸で、最高の物価高と称せられる郡家町の東南に隣接し、日常必要物資の大部分は郡家町に依存し、郡家町がまた洲本市あるいは阪神方面から物資を購入するため、交通費や再度にわたる商人の利潤が加わって、大都市以上の高物価となっており、本村の官公職員の生活は困窮の状態にある。ついては、多賀村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡多賀村の経済事情等より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

都志町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡都志町長中野久平）（塩田賀四郎君紹介）（第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡都志町は、淡路島の西海岸中央部にあつて、明石市に接近しているため、文化的、経済的水準は、全く阪神地区と同一な水準になつており、諸物価の高騰はいちじるしく、一般公務員の生活は他の商工業者と比較にならない窮状にある。ついては、都志町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡都志町の立地條件による経済生活の実情によって本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

陶町に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡陶町長加藤快三外六名）（平野三郎君紹介）（第五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶町は岐阜県の東南に位し、海抜四百八十メートルで、南アルプス支脈の山々が起伏し、矢作川水系と庄内川水系の分水れいにあるため、冬期は日照時間少なく、寒風を直接受けて気温は低く、寒天製法に適し、春蚕の飼育は不可能である。昭和二十三年以来、寒冷地手当支給に関し各方面に請願したが、本年七月人事院から一級地として報告され、本年から支給実施となつたが、二級地となつた岩村町と平均気温においてはとんど一度の差を見ないから、陶町の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡陶町の立地條件及びその気象事情より判断して本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

氷見町の地域給指定に関する請願（請願者　富山県氷見地方事務所長一宮広文）（橋直治君紹介）（第五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県氷見町は、富山湾にのぞみ、附近農村及び沿岸漁村の水産農産の集散地であり、約四割の戸数が水産従業によつて生計を立て、全国有数の定置漁場である。富山県漁獲高の六割ないし七割を占め、近接高岡市はもとより、石川、長野の諸県、さらに関西方面から商人が集り、物価をつり上げ、日用必需品の値段を混乱させている。昨夏以来、隣接の高岡市の工業地帯が活気を呈し、氷見町からの工員、会社関係者の散入の増加とともに、氷見町の景気を高め、物価の上昇に拍車をかけ、在住の公務員の生活を一層窮迫させている。ついては、氷見町の地域給を富山市と同率の二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

富山県氷見町の産業事情は在住の公務員の経済生活を圧迫することになつている実情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

東海村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県愛知郡東海村長相羽嘉一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡東海村を次の理由により二級地に指定されたいというのである。（一）同村は名古屋市に近接し、薪炭諸雑化、魚肉、野菜及び衣料等の日常生活必需品の大半は名古屋市からの供給をうけている関係上、物価高である、（二）同村には進駐軍用のゴルフ場があり、これに伴う従業員、家族等が多数住んでいるため、地代、家賃も暴騰し、生活に困難をきたしている、（三）同村の近接町村は全部地域給支給地であるにかかわらず、同村のみ支給されていないため、公務員は他都市へ転任しており、行政上、大なる支障をきたしている。

二、請願の議決理由

愛知県愛知郡東海村の立地條件、その経済事情等にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中谷村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡中谷村長藪原丈太郎外二十一名）（塩田賀四郎君紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡中谷、六瀬、西谷の三箇村は、主食を除いて他の生活物資を阪神地区より移入しているため、運賃が加算されて、物価は二割ないし三割高となつている等の理由により、在住官公吏員の生活はきわめて困窮している。ついては、前記三箇村を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県川辺郡中谷、六瀬、西谷の三村の経済事情にかんがみて、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中野村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡中野村長和田周達外五名）（今井耕君紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡中野村は、人事院勧告により一級地に指定されている八日市町と接続し、村民の生活状態は八日市町と全く同一であるから、八日市町と同様の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

滋賀県蒲生郡中野村の立地條件にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

御荘、城辺両町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県南宇和郡御荘町南宇和地方事務所内田中清信）（薬師神岩太郎君紹介）（第五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県南宇和郡御荘及び城辺地区は、四国西南端地方における政治、経済、交通及び文化の中心として純然たる消費都市を形成し、生活水準は高く、物価もまた生活必需品のほとんどを他地方から移入する関係上、相当以上に高く、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、前記両町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県南宇和郡御荘、城辺町の都市的性格による経済事情は在住の公務員の生活を圧迫する実状にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥

当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

天津町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県安房郡天津町長今井三郎外六名）（竹尾弌君紹介）（第五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡天津町は東京都に近く、交通便利のため、東京の物価相場に直接影響されて物価は高く、かつ米穀、魚介類を商人等が買いあさるため、品不足をきたし、物価をますます高騰せしめている。ついては、当町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県安房郡天津町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

岩見沢市の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩見沢市長山本市英外一名）（小平忠君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩見沢市は従来地域給一割の支給を受けていたところ、今回の人事院報告により一級地に格下げされたが、当市は北海道の要衝にあたり、周辺に多数の炭礦を有し、これら従業員の盛んな購買力と日日増大する交通量によつて物価の上昇いちじるしく、公務員の生活は実に憂慮すべき状態にある。ついては、岩見沢市を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩見沢市の立地條件よりする経済事情は在住公務員の生活を圧迫する実状にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

佐川町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡佐川町長森田茂亀外十九名）（長野長廣君紹介）（第五九〇号）及び同（請願者　高知県高岡郡佐川小学校長山地耕外十七名）（成田知巳君紹介）（第九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡佐川町は高知市、須崎町の中央に位し、一町内に二駅を有し、交通ひん繁で官公庁多く、また従業員の多い民間企業施設も多数あつて、高岡郡北部の産業交通の中心をなしているが、主食はもとより生活必需品等の消費財をほとんど高知市及び須崎町より移入している消費地であるため、物価は高騰し、一般官公庁職員の生活は窮乏の極に達し同町に赴任する者なく、同町の運営に多大の支障をきたしている。ついては、佐川町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡佐川町の立地條件及び経済事情が公務員の生活に圧迫を加える実情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

宮津町の地域給指定に関する請願（請願者　京都府與謝郡宮津地区官公庁協議会長大浜二郎外一名）（芦田均君紹介）（第六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府與謝郡宮津町は郡下の中心地であり、名勝天ノ橋立を控えた観光都市であり、かつまた消費都市で、文化的にもたえず京阪神との交通繁しく、物価は京阪神以上に高く、ために官公庁職員の生活はいちじるしく困窮している。ついては、本町の地域給を実情に即して指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府與謝郡宮津町の都市としての性格による経済事情が公務員の生活に圧迫を加えつつある実状にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

小坂町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県益田郡小坂町長西垣内健二外十名）（岡村利右衛門君紹介）（第六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県益田郡小坂町は、中部日本名古屋営林局管内第一の国有林を有し、その経営及びそれより派生する各種土木事業を中心としているため、諸物価は高く、高山線中第一であり、従つて官公庁職員の生活は窮乏をきわめている。ついては、同町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県益田郡小坂町の特殊事情により公務員の窮乏をきわめている実状にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

生穂町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡生穂町長大上寛一外四十五名）（塩田賀四郎君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡生穂町は津名郡における陸海交通の要地であつて、洲本市につぐ人口の密集した町であり、甲地地域給指定を受けている洲本市とは十キロ余りしか距離がなく、立地條件は共通であり、したがつて一般物価も洲本市に比して大差ないだけでなく、むしろ生穂町の生活必需物資は直接阪神地方からの供給によるかまたは洲本市、志筑町を経て移入されるために純町村より上廻つている現状である。ついては、同町を洲本市と同等の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県津名郡生穂町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願

の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鴻巣町の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡鴻巣町長中村邦外一名）（綱永健司君紹介）（第六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鴻巣町は、埼玉県の中央部に位し、高崎線で東京都心から四十数キロの地にあり、東京および浦和、大宮への通勤者が多く、都市への郊外地としての様相を呈している。町内には農林省関東東山農業試験場をはじめ、埼玉県調査事務所鴻巣試験地、郡是製糸工場等があり、従つて、住民の十パーセント足らずの農業者を除いては、九十パーセントが消費者で、東京給與の消費者によつて形成される購買力は物価高を誘致し、町民の生活水準は東京都、浦和、大宮となんら変りはない。ついては、今回の改訂で同町を浦和市なみの地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡鴻巣町の立地條件またその特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大町、北方両町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡大町町長三根寛作外一名）（永井英修君外三名紹介）（第六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県杵島郡大町及び北方両町は、県下一の出炭量を誇る大炭鉱地帯を擁した消費都市であり、物価も大都市なみの高さを示し、とくに朝鮮動乱以来は特需景気により活況を呈している近接佐世保市の影響をうけ、急激に物価は上昇し、官公庁職員の生活に重大な脅威を與えている。ついては、前記両町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県杵島郡大町、北方両町の特殊條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

角田町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県伊具郡宮城県角田高等学校長是枝正一外十三名）（庄司一郎君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡角田町は、福島県境に近く、阿武隈川沿岸伊具盆地の中央に位し、伊具郡における政治、経済、交通、文化、教育の中心地であり、多くの諸官公庁を有しているが、日用雑貨品の移入は鉄道線なきため高価であり、農産物もまた毎年のこう水並びに当町近くに駐在する警察予備隊への農産物供給等のため、仙台市その他の都市より高価格を示し、在住官公庁職員の生活は極度におびやかされている現状である。ついては、角田町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県伊具郡角田町の立地條件及びその経済事情等よりする公務員の生活の窮迫にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

宇治山田市の地域給引上げの請願（請願者　宇治山田市黒瀬町　田島勘平）（中村清君紹介）（第六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇治山田市は、国民の崇敬してきた伊勢神宮の鎮座する土地として人口七万を突破し、さらに最近は伊勢志摩国立公園の玄関地となり、観光都市として文化、学術の中心地であるが、観光客、商人等の来往増加による一部旅館接客業者、特産物販売業者の繁栄等により物価は高く、また本市における物価指数は県下都市をはるかに上廻つている実情であり、官公庁職員の生活は窮乏をきわめている。ついては、これらの特殊事情を考慮の上、同市を四日市市及び津市等と同等の支給地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇治山田市の特殊條件にもとずく経済事情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大屋村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県安芸郡大屋村長友井太一郎外五名）（宮原幸三郎君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安芸郡大屋村は、広島、呉両市の中間にある関係上、交通機関の利用度はげしく、呉沿線中で最多の乗降客を送迎し、人口密度が高いために県下有数の海外移民村であつたが、終戦後は引揚、戦災者の転入増加し、生活は極度に窮迫している。物価については、広島、呉両市より商品を仕入れてくるために運賃利潤を加算して販売する関係上すべての物価が両市より上廻つている。ついては、大屋村を大都市なみの支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県安芸郡大屋村の立地條件及び最近の経済事情にかんがみ、本請願の趣旨目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

忠海町の地域給指定に関する請願（請願者　広島県豊田郡忠海町長恩田以忠外十九名）（宮原幸三郎君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県豊田郡忠海町は、広島県の東南部に位し、三原、呉両市に隣接する政治、経済、文化の中心地であるが、生活必需品の生産は、ほとんど皆無で、その大部分は三原、尾道、呉、広島等の各都市より移入するため、生計費はこ

れら各都市より上廻つている実情で、とくに朝鮮動乱による影響は諸物価にいちじるしく反映し、加うるに連合軍による旧軍事施設の再使用による多数の労務者の転入は物価の高騰に拍車をかけている現状である。ついては、前記事情を考慮の上、呉市と同等の比率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

忠海町は、三原、呉両市に隣接し、県の東南部に位いする政治、経済、文化の中心地であるが、生活必需物資の生産に乏しく、いきおい物価は高騰し、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

海田市町外二箇町の地給域指定に関する請願（請願者　広島県安芸地方事務所長坂世雄）（宮原幸三郎君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海田市町地区は広島市の東部に位し、連合軍の基地およびその附属物、住宅等が多数建設されたため、物価は高く広島市を上廻つており、ことに最近に至つて警察予備隊本部が設置され、その設備が全国予備隊中第一位にある関係上、朝鮮事変解決後はその軍隊が当地に帰還するとの風評が強く、その思惑等から家賃地代は高騰し、さらに日本製鋼所等の大工場があつて好景気を呈し、当地区の物価の上昇に拍車をかけているため、官公庁職員の生活はいちじるしく困窮している。ついては、海田市町、船越町、府中町を広島市と同様の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

海田市町地区は立地條件並びに現今の特殊事情等により生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

宇和島市の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県宇和島市明倫小学校内渡辺実外五名）（薬師神岩太郎君外一名紹介）（第六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人事院の説明によると愛媛県の各該当市町村は全部一級地の指定をうけているが、宇和島市は四国地区の政治、経済、文化の中心地で、官公庁多く、純消費都市であり、物価はいちじるしく高騰し、在住官公庁職員の生活は窮乏にひんしている。ついては、宇和島市を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇和島市は、立地條件等からして物価の高騰を免れず、本請願の趣旨は切実なものであり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

瀬野村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県安芸郡瀬野村長満田賢三外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第六九九号）及び同（請願者　広島県安芸郡瀬野村長満田賢三外二名）（宮原幸三郎君紹介）（第九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安芸郡瀬野村は、広島市の郊外地区として発達してきたので住民の生活形態も広島市と大差なく、住民の所得税額をみるとき、給与所得は事業所得の約二百三十パーセントに当つている。村内の主食および野菜類は自家用程度であり、非農家の需要は移入にまつため、その価格は広島市の小売市価よりも高く、生活費は市より多額を要するため、官公署、鉄道に勤務する公務員の生活は困難をきわめている。ついては、瀬野村地区を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬野村はその立地條件等からして物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及びその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

木本町の地域給指定に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡木本町長前川義雄外十九名）（中村清君紹介）（第七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木本町は、三重県下でもつとも交通不便な消費地であるにかかわらず、吉野熊野国立公園の中心部をなし、年々増加する観光客の往来は必然的に町内物価を高騰させ、そのために町内官公庁職員の生活は予想以上の困窮をきわめている。ついては、木本町地域給を最低一割以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木本町は、純然たる消費地であり同時に観光地として物価の高騰は免れざる実情であり、本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

美唄市の地域給引上げの請願（請願者　北海道美唄市長桜井省吾）（岡田春夫君紹介）（第七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

美唄市は、三井、三菱および附近の炭鉱地帯と石狩川沿岸の純農村地帯を含み、炭鉱の拡張とともに人口は毎年増加の一途をたどり、外地引揚者および開拓入植者があつて、他市町村に比類のない生活必需物資の悪循環が消費必要量との不均衡をきたし、物価が高騰するため、官公庁職員の生活は困窮の極に達している。産地とはいえ官公庁職員および一般市民は中小炭鉱の石炭を高額で買わされ、主食もまたやみの流通する余裕なく、一方請負業者等の無軌道な購買力が異常な物価騰貴を促進させる結果となつている。ついては、特殊な消費都市である美唄市の地域給を一級地より三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

美唄市はその立地條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

津島市の地域給引上げの請願

（請願者　愛知県津島市役所平野幸右エ門外二十一名）（江崎眞澄君紹介）（第七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回官公庁職員の地域給改訂に当つて、その基礎資料となる消費者価格指数において現物収入消費の分析が第二義的価値しか認められないのは不適当であり、愛知県津島市の場合、将来永続するかどうか考慮されるべき一坪栽園からの救援物野菜、鳥卵等が含まれ、補給の道が断たれたときは、反比例して支出が増加する。また、最低生活をいとなむ特殊部落が調査範囲のうち広範囲に含まれていることも考慮を必要とする。ついては、津島市の地域給を二割の支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津島市の級地決定の資料になつたC・P・Sの調査範囲について不適当なものがあり、さらに経済事情を考慮すれば本請願の趣旨、及び目的は適当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

豊江町の地域給引上げの請願

（請願者　愛知県海部郡豊江町全官公庁代表戸谷静雄外百八十八名）（江崎眞澄君紹介）（第七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡豊江町は、名古屋市から十キロメートルの円内にあつて、交通の便よく、近年工事の発展が活況を呈し、従つて物価は名古屋市を上廻る状態であるため、公務員の生活は苦しく、その結果有為の人材は名古屋市に転職し、当町の行政上大なる支障をきたしている。ついては、豊江町の地域給を二割支給地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豊江町は名古屋市に隣接し、主たる生活必需物資を同市に仰ぐため、いきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

祖父江町の地域給引上げの請願

（請願者　愛知県中島郡祖父江町全官公職員連合協議会長石原春光外二百十六名）（江崎眞澄君紹介）（第七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡祖父江町は愛知県人事課の調査順位によれば、県下第十位を占めているにもかかわらず、その順位以下である奥町、今伊勢町、春日井市、清洲町、大府町が公務員地域給二級地で、祖父江町のみが一級地に勧告されている。祖父江町は四級地の一宮市、三級地の津島市に接し、四囲の実状からみて三級地が妥当と思われる。ついては、祖父江町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県中島郡祖父江町の立地条件並びにその経済の実情等より本請願の趣旨及び目的は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

弥富町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県海部郡弥富町全官公協議会代表神田信一外百四十名）（江崎眞澄君紹介）（第七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡弥富町の立地条件、さらに産業事情及びその従業員の給與水準等の実情より判断して、本請願の趣旨ならびに目的は妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

伊達町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道有珠郡伊達町長岡善）（篠田弘作君紹介）（第七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道有珠郡伊達町は、今回公務員の地域給指定にもれているが、室蘭市に隣接する町であるため、消費生活の面では室蘭市における勤労者と同等もしくはそれ以上の窮状にある。伊達町から室蘭市の官公署その他会社に通勤するものは四百余名であり、通勤による経済的、労力的負担は過重であり、市町民税負担は同町にいるために倍額となつている。伊達町の生活必需物資は、室蘭市から仕入れて販売されているため室蘭市より高価であり、在住の公務員の生活は困難をきわめている。ついては、同町の地域給を室蘭市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭市に隣接する伊達町の特殊な消費事情等からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

夕張市の地域給引上げの請願（請願者　夕張市役所職員組合委員長笹川正大外十九名）（篠田弘作君紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

夕張市は人事院勧告により一割支給地に指定されたが、支給率算定の基礎資料となつた夕張市の調

査対象は、昭和二十四年四月ならびに十一月において、七十五パーセントが炭鉱労務者で、公務関係はわずかに四パーセントにすぎず、炭鉱関係者の光熱費は無償にひとしく、配給販売面で完備しているため、生活必需物資は平均二割五分ないし三割安くなつている関係上、指数が低く表われているが、官公吏の場合、燃料も一般都市と変化なく、公務員の生活は全く窮乏している。ついては、夕張市の地域給を二割以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

夕張市はその立地条件及び産業構造等からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

日立市の地域給引上げの請願（請願者　日立市長　高島秀吉外十一名）（塚原俊郎君紹介）（第七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日立市は、人事院勧告により一級地に指定されたが、その際の重要な資料となつた特別消費者価格調査は、会社経営の福利厚生施設を利用して比較的れん価に生活物資を購入できる日立製作所及び日本鉱業株式会社日立鉱業所の従業員が過半数を占めていたのであつて、福利厚生施設を利用しえない公務員の生活はきわめて苦しく、また当市は茨城県内でもつとも物価高である。ついては、日立市を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日立市においては、S・C・P・Sの調査対象が適当でなかつたから公務員の生活実態は確実に把握されず、それに基いた地域給の級地決定は不合理であり、物価も市の性格からいつて県内において相当に高く、公務員の生活は相当に苦しいものと思われる。従つて本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

南郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県宗像郡南郷村長天野健一）（池見茂雄君紹介）（第七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡南郷村は、鞍手郡山口、笠松両村の三級地と宗像郡赤間東郷両町の二級地の間に挟まれ、地理的にも生活物価関係等においてもこれらの地域となんら差異を認められないにもかかわらず、無級地となつていることははなはだ遺憾であり、かかる情勢下にあるため、優秀な学校教員及び公務員は相ついで転職または退職しつつある。ついては、南郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南郷村はその立地条件並びに経済事情等から物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

萩原町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県益田郡萩原町長岡崎勘蔵外十六名）（岡村利右衛門君紹介）（第七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県益田郡萩原町は、中部日本の中央に位し、名古屋市、富山市の中間に位置する山間部の政治、経済、文化等の重要なる中心地であり、かつ純然たる消費地であるため、諸物価の高騰は飛騨の第一位であり、名古屋市、富山市よりも約五割高の状態である。従つて本町官公庁職員の生活は困窮をきわめ、他都市への転出者が続出し、本町の今後の運営に多大の支障をきたしている。ついては、萩原町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

萩原町は名古屋、富山両市の中間に位する山間部の政治、経済、文化の中心地であり、且つ純然たる消費地である関係上、物価は著しく高騰し、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鴨川町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県安房郡鴨川町長相川政治）（水田三喜男君紹介）（第八二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県鴨川地区は、房総東西両線の終点、始発駅で、人口約十万を有する外房州随一の中心都市で、生産者少なく、大部分は消費者で、鴨川地区には日蓮宗関係の名所があり、年間数十万の観光客を迎え、消費都市化の傾向は強められている。また漁民の出漁に際し、漁船の原材料の積載は、物価騰貴をきたし、水揚高は少ないため、魚類の価格は高騰しており、従つて、このように物価の高い観光消費都市に在勤する公務員は、はなはだしい困窮状態にあるから、実状調査の上、妥当な地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鴨川地区の立地条件及び特殊な消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大井町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡大井町長松下辰造外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第八二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡大井町は、名古屋、多治見、中津川町に接近し、観光地恵那峡で有名で、四、五月の桜花期には一日五万人の人出があつて、昨年度の観光客の数は県下第一をしめ、そのために物価と生活水準に及ぼす影響は多大であり、また同町には国立岐阜療養所があり、患者を訪問する見舞客も多く、これもまた消費物価および一般消費者に及ぼす影響が大きい。大井、長島両町は古くから自治警察組合、新制中学校組合、防

救組合等を設け、その運営は円満に行われ、近く合併されるというところであるから、地域給の決定については、両町をともに二級地に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

大井町はその立地的條件等よりして本請願の趣旨及び目的は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

柳ヶ浦町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県宇佐郡柳ヶ浦町長芦刈義了外十三名）（西村英一君紹介）（第八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県宇佐郡柳ヶ浦町は、日豊線の最重要駅としてその存在を知られ、乗降客は一日平均約四千名を数える地方町としては、まれな繁栄を見ており、経済的には北九州と全く同一圏内にあつて、物価高を示し、しかも豊富な農水産物は買出人のため値段をつり上げ高騰の一途をたどつており、官公庁職員の生活は困難をきたしている。ついては、柳ヶ浦町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

柳ヶ浦町は交通上の要衝であり、その地理的及び経済的特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

志賀島村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡志賀島村長阿曇磯興外二十三名）（池見茂隆君紹介）（第八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡志賀島村は、西戸崎部と島部に区分され、島部は歴史的観光地であり、西戸崎部は明治以後、石炭石油の供給地として急速に発展し、現在九百戸に達している。人口多く、生活必需物資はすべて福岡市の移入によるから、生産物資以外は福岡市より高価であり、加うるに占領軍の駐屯地及び住宅地があり、これらの労務者九百十二名が通勤することと、県立玄海公園の観光客が多く集ることなどにより、消費地区として物価の上昇は激しく、公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、地域給指定にあたつて、志賀島村を福岡市と同等に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

志賀島村の経済的諸事情並びにその観光地的性格等からしていきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

宗像郡下の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像地方事務所長井上要象外二名）（高橋權六君紹介）（第一一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡は、北九州五市へ約五十分、福岡市にも四十分で通勤可能であり、勤労者の三分の二は両特甲地区に通勤し、とくに工場労働者が多いため購買力が盛んで物価高をきたしている。生活必需物資は二割から三割程福岡市より高いにもかかわらず、宗像郡の地域給は、昭和二十三年六月一日から十五箇町村のうち、東郷、福間、津屋崎、赤間の四町と吉武村が乙地域に指定されたにすぎない。ついては、宗像郡下十五箇町村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県宗像郡は、北九州五市に隣接している関係上、経済的にもその影響をうけること強く、ために生活必需物資は高騰し、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

香椎町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡香椎町熊本為保）（池見茂隆君紹介）（第八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡香椎町は、福岡市に隣接し、市の中心まで八キロにすぎず、疎開者、戦災者で香椎町から福岡市に通勤する者多く、消費人口の増加はいちじるしいものがある。主食野菜類の需給率は六十五パーセントであり、同市との交通は便利であるため、地域差は原則的になく、物価は福岡市以上の高値である。また旧官幣大社香椎宮をはじめ西鉄野球場があり、観光客の往復が多いため、物価の上昇に拍車をかけている。ついては、香椎町の地域給を福岡市中央部と同一水準まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県粕屋郡香椎町は、福岡市に隣接し、生活必需物資を福岡市及びその周辺都市に依存する関係上、いきおい物価高を免れざる状態である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

入鹿町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県養父郡入鹿町長武村太右衛門外十九名）（有田喜一君紹介）（第八七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡入鹿町は、明治から大正にかけて急激に膨張し、国道の要地としてバスの発達は関西第一であり、また但馬高原の入口に位しているため観光客、スキー客が跡をたたない。同町には中小企業の資金難のため、ほとんどが小売業に転換したため、小取引を福知山、姫路に求める現状でいきおい物価は高騰し、所得税、事業税の納税資金をあさる悪質業者がこれまた物価高騰の原因となつているため公務員の生活を困難にしている。ついては、現在一級地として指定されている入鹿町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

入鹿町の立地條件及び経済事情からして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並

びに目的は適当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

成東町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県山武郡成東町長小出安栄昌外四十二名）（田中豊君紹介）（第八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡成東町は、東京に近く、国鉄総武本線の中間に位し、南に東金線を分岐し、房総東線に通ずる交通の要地であり、東総地方文化の中心地である。近年一般住民の生活費は都市よりも上廻り、主食の価格も都市と変りなく、魚類もまた九十九里浜の漁業不振のために東京市場から遊離入しているため、同町在住の公務員の生活は危機にひんし、教職員に欠員があつても、人材をうめることが困難な実状である。ついては、成東町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

成東町は東京に近く、国鉄総武本線の中間に位する交通上の要衝であり、かつ経済的諸事情等からして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

早良郡下の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県早良郡田隈村長有吉新助外五名）（池見茂隆君紹介）（第八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県早良郡は、福岡市に隣接し、朝鮮動乱後、福岡地区の直接の影響をうけて物価は上昇し、生活必需物資は同市より高くなつている。早良郡から同市へ通勤する者多く、これら特甲地勤務者、とくに給与条件の良好な私設会社の通勤者が物価指数に及ぼす影響も無視できず、従つて公務員の場合、紙一重の地点にありながら、地域給に差があるために、人事の交流をさまたげ、行政上一大危機に直面している。今回の人事院勧告では、早良郡は田隈村の二級、入部村の一級、他の三村は級外に落されているから、田隈村を四級、入部、金武、内野、脇山の四箇村を三級に繰り上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

早良郡は福岡市に隣接するため、経済的にもその影響を受けること強く、いきおい物価の高騰を免れない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

興津町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡興津中学校高橋勝外七十六名）（西村直己君紹介）（第八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡興津町は、交通至便な東海道にあつて、静岡、清水両市に隣接し、大部分の生活必需物資を町外から求めているため、日常諸物価は静岡市を上廻る物価高を示しており、従つて同町の官公職員は生活不安におびやかされている。ついては、同町の地域給を清水、静岡両市と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡、清水の両市に隣接する興津町は、その立地条件及び経済的諸条件等よりして、物価高を免れない実情である。よつて、本請願の趣旨並びに目的は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

高松町外三箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡高松町級地引上対策委員会委員長桐野寛）（中原健次君紹介）（第八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡高松町、生石村、真金町、都窪郡加茂村は、岡山市に近接して物価は県下主要都市に比較してその差異が認められないのみならず、むしろ高い実情であり、これがため当地公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、該町村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高松町、生石村、真金村、都窪郡加茂村は、岡山市に近接するため物価高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

高槻市の地域給引上げの請願（請願者　大阪府下高槻市長阪上安太郎）（浅香忠雄君外一名紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高槻市は、京都大阪の二大都市に近接し、高槻市の政府機関の従業職員の大半は、公務員の地域給五級地である京阪両都市から通勤している実情である。さらに行政区画としては、高槻市と京阪両都市はそれぞれ独立しているとはいえ、高槻市を中核として接続する枚方、茨木両市とは地域的には生活圏を一にするものである。先般人事院の地域給指定勧告では大阪府下十七都市のほとんどが五級地になつているにもかかわらず、ひとり高槻市及びその接続する二都市が四級地に編入されていることは公平を欠くものであるから、この際高槻市もまた五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都、大阪二大都市に近接する高槻市の諸事情等からして生活必需物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

横須賀町の地域給引上げの請願外一件（請願者　愛知県知多郡横須賀町大字加木屋字白拍子百十三番地　高津元治外二百六十名）（多武良哲三君紹介）（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡横須賀町は名古屋市に近接し、名古屋港以外にあり、経済的にも文化的にも交通運輸の点からいつても、名古屋市となんら異なるところはなく、物価指数は名古屋市より高位にあるため、同町に職場を持つ公務員の苦しみは言語に絶するものがある。ついては、今回地域給改訂に当つて、横須賀町の地域給を三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
横須賀町は、名古屋市に近接し、経済、文化、交通の諸点から見て名古屋市となんら異なるところなく、ために生計費の高騰を免れない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

神岡町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡神岡町長奥村義雄外五名）（平野三郎君紹介）（第九二八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡神岡町は、県下最大の町であつて、東洋最大の鉛、亜鉛の生産高を有する鉱業都市として、かつまた消費都市として物価は高く、実質賃金の高い神岡鉱山従業員に伍して生活する官公庁職員の生活は困窮をきわめている。ついては、神岡町を一割以上の地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
神岡町はその立地條件及び鉱業構造の特殊性からして生計費の増高を免れない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

森町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県玖珠郡森町長丁戎惟光外三十三名）（金光善邦君外三名紹介）（第九三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大分県玖珠郡森町は、久大線の中間にある海抜三百メートルの高原盆地に位し、阿蘇国立公園九重地区、ならびに日田、耶馬、英彦国定公園に囲まれ、観光客を迎えて物価はいやが上にも上昇している。さらに国連軍の演習地日生台の利用等は、物価上昇に拍車をかけ、野菜果実まで福岡、中津、大分方面から供給され、衣料、日用品魚介類は大分、久留米両市より三、四割高であり、薪炭衣料費も九州他地方の比ではない。従つて、森町に勤務する公務員の生活は全く窮乏をきわめているから、地域給指定につき、特別に配慮されたいというのである。
二、請願の議決理由
玖珠郡森町は地理的及び経済的條件の特殊性よりして、生活必需物資の高騰を免れない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

安浦町の地域給引上げの請願（請願者　広島県安浦町長柳谷繁男）（宮原幸三郎君紹介）（第九八四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県賀茂郡安浦町は、呉市に隣接し、漁業及び中小商工業者が多く、農耕地少なきため、町民は主食はもとより、木炭まで他町村から移入している関係上、物価は高く、食糧価格などは場合によつては呉、広島両市より高価である。従つて、同町所在の勤労者の生活は困窮し、官公吏ことに技術者や学校教員等は地域給の高い呉、三原市等に転職するため、優秀な人材を求めることは不可能となつている。ついては、同町を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
安浦町の立地條件及び最近の経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

沼津市の地域給引上げの請願（請願者　沼津市長塩谷六太郎外二名）（遠藤三郎君紹介）（第九八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今回の公務員の勤務地手当地域給は、一応総理府統計局の資料に基いたとはいえ、それに総合的勘案されるべきもつとも重大な地方都市個々の特異性を含む事情が遺憾ながら加味されていない。支給地の指定が都道府県当局の意見によつて考慮されたとするならば、沼津市の場合、静岡県当局から提出した勤務地手当支給地域順位によつて第四位にあり、かつまた従前同一経済事情にあつた静岡市と同一地域区分にあつたことによつて、少なくとも三級地に指定されるのが当然である。県東部の文化の中心であり、観光伊豆の関門に位し、生活様式は大都市と大差なく、近時物価の高騰のはなはだしい実状により、沼津市を三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
沼津市の立地條件及び経済的諸事情等からして生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

安下庄町の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡安下庄町長平井美人外十名）（佐藤栄作君紹介）（第九八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡安下庄町は、今回人事院の地域給指定にもれているが、同町は人口密度が高く、生活必需物資はすべて柳井町、広島、京阪神、松山方面から移入されるため、物価は高く、在住の公務員の生活は窮乏をきわめ、事務能率にも支障をきたしている。ついては、同町を地域給の支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
安下庄町の立地條件及び経済的諸事情等からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんが

み、本請願の趣旨並びに目的は適当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

横手市の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県横手市長佐々木一郎外三名）（紹介議員　笹山茂太郎君紹介）（第九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県横手市は、今回の人事院地域給指定の勧告から除外されているが、同市は奥羽本線、横黒線、横荘線の交さ点に位し、半農半消費の地方小都市であるため、生活必要物資はいちじるしく高価であり、特別消費者価格指数によつても秋田県第一位を示し、東北六県においては盛岡、仙台につぐ第三位を示している。ついては、同市を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

横手市の立地条件及び経済的諸事情等からして、いきおい生計費の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

御嵩町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡御嵩町警察署長綾谷顕外百二名）（中村純一君紹介）（第九八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡御嵩町は、今回人事院の地域給指定にもれているが、二級地の足利市および一級地の山辺町に接続し、山辺町より十余年も前に町制を施行され、足利郡の中心の町であり、生計事情は山辺町とほとんど同様の条件にある。生活必需物資は野菜を除いて大部分、足利市から移入され、野菜薪炭は同市より高価で、大体において生計費は足利市と差がない。ついては、今回地域給改訂に当つて、山辺町と同様に一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

足利市及び山辺町に接続する御嵩町の立地条件及び経済的事情からして、いきおい生計費の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

東岐波村の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡東岐波村全官公庁協議会長片岡明一外三百四十六名）（青柳一郎君紹介）（第一〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡東岐波村は、人口密度高く、鉱工業都市宇部市に隣接し、物価指数も同市と同一であり、同一経済圏内にある。同村から宇部市に通勤する者多く、これらの勤務者の高給なのに対し、村内公務員の給与は、はなはだしく均衡を失し、さらに、同村は県下随一の避暑地であるため、観光客が集り、物価上昇に拍車をかけ、窮乏化している公務員の生活を一層困難にしている。ついては、同村を宇部市とともに四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱工業都市宇部に隣接する東岐波村の立地条件並びに経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は適当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

牛窓町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡牛窓町全官公協議会代表宮本一郎外二百二十一名）（遠藤寛君紹介）（第一〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡牛窓町は、山陽線西大寺駅より約十九・八キロの地点に位し、交通、文化、産業、経済の中心地であり、古来より漁船業が盛んであることは、瀬戸内海沿岸中、第一位である。その他船舶用発動機、電極の製造工場が設置されるに伴い地方民の生活水準も向上し、生活程度は岡山市とほぼ同じであり、また農民の生活水準も高まつている。主食をはじめ、その他一般物資はすべて大都市より移入する関係上、大消費地より物価高であるため、官公庁職員の生活はいちじるしく困窮している。ついては、前記事情を考慮の上、同町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

牛窓町はその立地条件よりして周辺の地区に生活必需物資を依存する関係上、勢い物価高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

和気町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡和気町長山崎重平）（遠藤寛君紹介）（第一〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡和気町は同県の西南部に位する文化、交通、経済の中心地であるが、耕地狭少のため主食はもとより、蔬菜類等はすべて岡山市及び隣接町村より移入し、従つて、自由物価指数も他町村よりはるかに高いために公務員や一般勤労者の生活費が上昇し、その生活は非常に困窮している。ついては、同町の実情を調査の上、地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和気町は、県西南部における文化、経済、交通の中心地であるがその立地条件から、主食その他の生活必需物資を岡山市並びにその周辺各町村に依存する実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

有度村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県安倍郡有度村長栗田錦三外五名）（西村直己君紹介）（第一〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡有度村は、地理的に静岡市、清水市と隣接しているのみならず、村内給料生活者の八割以上は両市に通勤し、また村内各職場に通勤する者の六割以上は両都市から通勤している状態であり、したがつて、本村と両都市との動務地手当において差別待遇することは不合理であるから、有度村を静岡市同様三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡、清水両市に隣接する有度村はその地理的及び経済的諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

富士町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県富士郡富士町長遠藤脩治外五百十七名）（遠藤三郎君紹介）（第一一〇一号）及び同（請願者　静岡県富士郡富士町水戸島佐野貞作外一名）（宮幡靖君紹介）（第一二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡富士町は、東海道線富士駅の所在地で、製紙工業をはじめ、各種大小工業地帯の中心地であるが、昭和二十三年公務員の地域給乙地域に指定され、同年一月地域給の改正により一割から〇・五割に引き下げられた。朝鮮動乱の影響を受けて、同町の一般産業人の生活は多少好転したに反し、同町の官公庁職員六百七十余人の生活は、物価高と地域給の半減のため困窮の度を加えている。ついては、今回の改訂で富士町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

富士町の立地條件及びその産業構造の特殊性からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

下松市の地域給引上げの請願（請願者　下松市長石井成就）（青柳一郎君紹介）（第一一〇二号）及び同（請願者　国鉄労働組合下松地区代表重村諄次）（受田新吉君紹介）（第一三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県下松市の公務員地域給は、一級地に指定されたが、これが決定の基礎資料となつた特別消費者価格指数は、下松市の場合、調査対象九十世帯のうち、日立製作所笠戸工場等の従業員が四十八世帯含まれ、会社の厚生施設により低れいな物資を購入しているため、総合指数に影響するところが多い。下松市は製造工場多く、近く太平洋沿岸石油工場再開に伴う日本石油と米国カルテックスとの提携で工場を整備拡張しつつある状態で、消費都市としての性格を具現している。ついては、今回の改訂に当つて、下松市の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下松市における特別消費者価格調査の調査対象は必ずしも適当と認められず、その上、下松市の特殊な産業構造にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

五井町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県市原郡五井町五井千五百十八番地時田留次郎）（佐久間徹君紹介）（第一一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県市原郡五井町は、他市町村に比較して高物価であり、鮮魚、野菜類等は東京よりかえつて高価であるから、生計費が高水準にあり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、五井町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

五井町の特殊な消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鷲津町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県浜名郡鷲津町長小林儀一郎）（中村幸八君紹介）（第一一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡鷲津町は、県立公園浜名湖の勝景に望み、商工業町として発展途上にある町で、東西交通上至便の地に恵まれ、貨物の集散地である。戦後大小工場が密集し、浜松市に次ぐ一大工業地帯を形成しているが、浜松、豊橋両市からの物資購入による消費地のため、物価指数も両市より高く、給料生活者は困窮をきわめている。ついては、同町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鷲津町の立地條件並びに経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

姉崎町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県市原郡姉崎町長鈴木益次郎）（佐久間徹君外一名紹介）（第一一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県市原郡姉島町は、千葉、木更津両市に近接し、交通至便で、郡下における政治、経済、文化の中心地である関係上、物価は高く、前記両市と大差がないため、公務員の生活は窮乏をきわめており、従つて、有能な公務員は地域給の高い都市へ走る関係上、同町の運営に大なる支障をきたしている。ついては、同町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

姉崎町は、千葉、木更津両市に近接し、同時に郡下における政治、経済、文化の中心地である関係上、いきおい生計費の増高を免れない実情にある。よつて本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本

請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

野洲町の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県野洲郡野洲町長鷲田平司外十名）（河原伊三郎君紹介）（第一一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県野洲郡野洲町は、京都、阪神地区に接近している関係上、人事の交流激しく、主食をはじめ生産物は、大部分隣接都市に吸収され、家庭用品、野菜、鮮魚等はむしろ前記都市よりも高く、給料生活者の大部分は両地区に転職し、人材の確保に大なる困難をきたしている。ついては、同町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

野洲町は京都並びに阪神地区に近接せる関係上、物価高を免れない実情におかれている。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

和田村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡和田村長円城寺悦作外二十六名）（寺島隆太郎君紹介）（第一二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡和田村は、同郡佐倉町と八街町に隣接し、和田村勤務者の約六割は両町よりの勤務者で、したがつて経済的にも同一圏内にあるにもかかわらず、いまだに地域給の指定を受けていないため、人事の交流上に非常な支障をきたしている。ついては、和田村の地域給を佐倉町と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和田村は隣接する地域給指定地としての佐倉町及び八街町と同一経済圏におかれている諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

和歌山県下各市町村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県知事小野真次）（田渕光一君外一名紹介）（第一二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県は、隣接大阪市とは約一時間で連絡できる近距離にあり、生活必需物資は全部大阪から移入し、とくに主要食糧に至つては、県下の生産米はわずか半年を維持するにとどまり、奈良、富山、鳥取の各県から移入する現状で、米は高く、生計費に及ぼす影響は多大である。これに反し、公務員の地域給は、奈良県、大阪府下と比較して、非常に低く、大きな不合理を生じている。ついては、地方行政を円滑にするため、和歌山県下の地域給を、和歌山市を四級地に、田辺、新宮、海南各市を三級地に、湯浅、御坊、箕島、白浜、粉河、高野口、勝浦の各町を二級地に、周参見町を一級地に応其、椋の各村と、金屋口地区を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県の立地條件並びに県下各市町村の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は適当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

公金冗費防止に関する請願外一件（請願者　埼玉県比企郡松山町栗本町松下義雄外三十名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請和後の日本再建のためには人口問題の解決、貿易振興のための造船費のねん出、再軍備等があるが、そのためには、社会の指導者である公務員がまず冗費をはぶき、国民の税金の負担を軽減するために全国各地への出張を最少限度にとどめ、公金で飲酒されるときは、形式的儀礼的な程度で止められたい。ついては、この趣旨をすみやかに法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の公僕としての公務員が最少の経費において公務の能率増進を図ることはむしろ当然の實務と謂わねばならぬ。以上の諸点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

與瀬町の地域給指定に関する請願（請願者　神奈川県津久井郡與瀬町代表河秀七外十四名）（岩本信行君紹介）（第一二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県津久井郡與瀬町は本県北西の関門で、官公庁、学校等が所在し、東京都及び山梨、神奈川両県を結ぶ枢要な地であり、また相模人造湖ダム並びに三大県立公園の指定等本町附近一帯は一大観光地として、毎年本町に来訪する観光客は数百万人に達し、交通、運輸、商工業は急速に発展しているが、朝鮮動乱の影響と土地狭あいによる食糧事情の悪化及び生活必需物資の京浜地区よりの移入等は他市町村よりはるかに高物価を示し、本町在住の官公庁職員の生活状態は言語に絶するものがある。ついては、本町の地域給を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

與瀬町は、その立地條件並びに経済的諸事情等よりして夥しい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

石和町の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県東八代郡石和地区小中高等学校職員組合代表坂本駒夫外二名）（鈴木正文君紹介）（第一二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県東八代郡石和町の地域給を次の理由により、甲府市と同様に指定されたいというのである。

（一）同町は甲府市に隣接し、物価は同市より高く、食糧の消費地であるため、給料生活者の生活は困窮をきわめている。（二）市外地であるため、甲府市よりの通勤者は四十二パーセントに達している。

二、請願の議決理由

甲府市に隣接する石和町の地理的特殊事情により、甲府市の経済的影響をうけること強く生活必需物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

江見町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県英田郡江見町長安東長孝）（遠澤寛君紹介）（第一三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡江見町は、郡の中心に位し、東西南北に姫路、津山、岡山、鳥取の四市を控え、国鉄姫新線の要地であり、人と物との交流は繁多をきわめているが、生活必需物資は、すべて阪神、姫路、岡山等近傍都市より移入しているため、いちじるしく高く、本町所在官公庁職員の生活は極度に窮迫し、優秀職員の転出が続出している実情である。ついては、江見町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

江見町の立地條件並びに経済的諸事情等よりして生活必需物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

川本町の地域給指定に関する請願（請願者　島根県邑智郡川本町邑智地方事務所職員組合大旗哲夫）（山本利壽君紹介）（第一三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県邑智郡川本町は、江川のけい谷沿いの左岸に位し、郡内最大の町で、三江線川本駅の旅客の乗降人員は年百万人に近く、貨物の到着は発送の四倍近くに達し、中継的商業中心地であることを示している。地方事務所の設置をはじめ郡の政治経済文化の中心地であるが、食糧は町民の消費量の二箇月半をみたすにすぎず、生活必需物資は京阪神、広島、九州から移入され、二割高となり、在住の公務員の生活は悲惨をきわめている。ついては、川本町を地域給支給地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

郡の政治、経済、文化の中心地であり、同時に最大の町である川本町の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大和村の寒冷地手当支給に関する請願（請願者　兵庫県加西郡大和村長常見勝太外六名）（岡田五郎君紹介）（第一三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加西郡大和村は、笠形山の山ろく東南に位し、多期間は積雪最低十五センチ、最高三十センチもあり、気温は零下五度より二十度以下となる。このような寒冷期を控え、赤字生活にあえぐ公務員は、現状のまま推移すれば、身体に事務に多大の支障をきたすことになる。ついては、大和村を寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大和村の立地條件等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

倶知安町の地域給引上げの請願（請願者　北海道虻田郡倶知安町長松実菱三）（星島二郎君外一名紹介）（第一四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡倶知安町は、羊蹄山ろくにあつて、早雪晩融のため他地方に比べて燃料費、防寒費の支出多く、とくに被服費等は約三割増の支出をしなければならない。またこの地方には入院設備をもつ医療設備がないから、多額の交通費と時間とを費して札幌、小樽まで施療を受けに行く状態である。食糧品をはじめ、生活必需品は札幌、小樽地区より約一割高く、公務員の生活は困窮をきわめているから、今回の地域給改訂にあたつては、同町を少なくとも二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

倶知安町の地理的及び経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

川島町の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県麻植郡川島町長川村啓介外一名）（寺島隆太郎君紹介）（第一四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県麻植郡川島町は、徳島市に近接し、中部地方の政治交通の中心地であり、多くの官公署が存在しているが、同町は純然たる消費地で、耕地少なきため食糧品は高く、かつまた一般生活物資は、いちじるしく高価であり、官公庁職員の生活は窮乏の極に達している。ついては、同町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川島町は多くの官公署が所在する政治交通の中心地であり且つ徳島市に近接する関係上、生活必需物資の高騰を免れない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

新潟市外三十二箇市町村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県知事岡田正平外一名）（鵜飼枝泉介君紹介）（第一四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤務地手当支給地域の区分に関する人事院勧告は、新潟県の場合、特殊的な地方の実状を無視されているが、同県の特別消費者価格指数の調査月は五月と十一月であつたため、単作農業地帯の通有性として生計費がはなはだしく切りつめられ、地域差が大きくなつたのであり、一面からいえば、指数にあらわれた生計費の低いために勤務地手当が低率でよいと断定することは不合理きわまりない。ついては、新潟市外三市一町を三級地に、青梅町外三市七町一箇村を二級地に、小千谷町外十三町二箇村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県下における特別消費者価格調査の調査時期が適当でなかつた点及び同県全体にわたる経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大森、木下両町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡木下町長山崎時次郎外十八名）（竹尾弌君紹介）（第一五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡木下町および大森町は、印旛沼西部九箇町村の交通の中心地であるばかりでなく、物資の集散地でもあり、諸官庁、金融機関、高等学校も所在しているが、同地区には相当の農耕地を有しておりながら、東京方面のおびただしい行商隊が生活必需物資を搬出するため、地区内の物価は高く、公務員の生活は困難をきわめ、他地域への勤務を希望する者多く、官公署、学校は人を得るのに困難を感じている。ついては、木下、大森両町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木下町並びに大森町の立地的条件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

吉井村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県北松浦郡吉井村代表者村川喜六）（淵上房太郎君紹介）（第一五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡吉井村は、北松炭田の中枢部に位し、南は佐世保市、東は世知原町、西は佐々町、江迎町に、北は新御厨町に接し、近時炭鉱の拡張に伴い人口実に一万一千五百二十一名に達し、内四割五分六厘が炭鉱労務者で消費者である。生活物資は、その大部分を前記市町に依存するため、物価は佐世保市以上の高値を示し、吉井村を囲む各市町は皆地域給甲地乙地であるに反し、吉井村のみ取り残されている。ついては、吉井村の地域給を乙地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉井村の産業経済上の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

金谷町の地域給指定に関する請願（請願者　農林省東海近畿農業試験場茶業部長加藤博外二十名）（西村直己君紹介）（第一五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金谷町は大井川をへだてて島田市に隣接し、人口一万三千余、農家戸数は六百九戸で、しかも大部分は牧之原大茶園の耕作者であるため、主食その他の物資はほとんど他地域から求め、物価は島田市とともに静岡市に次いで高く、青島町掛川町等に比して高い。従つて、余谷町における民間給与は各会社ともに地域給を支給しているに反し、在勤の公務員の生活はきわめて窮迫している実状である。ついては、金谷町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金谷町の立地条件等からして生活必需物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

清水市の地域給引上げの請願（請願者　清水市長山本正治）（西村直己君紹介）（第一五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

過般人事院より発表された勧告によると、清水市を二級地とし隣接静岡市は三級地に指定されているが、両市はきわめて近距離にあるのみならず、清水市は、新興貿易港及び漁港として顕著な消費地となつた事情から、公務員の生活環境は静岡市より悪化している実状である。ついては、清水市の地域級を静岡市と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

清水市の立地条件及びその経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

南田平村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎）（淵上房太郎君紹介）（第一五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡南田平村、田平村および吉井村の各村は、すでに地域給支給地域である平戸町、江迎町、鹿町町、新御厨町、世知原町、佐々町等に囲まれ、かつ経済圏もこれら隣接町と全く同一でなんら区別することができない。ついては、南田平村外二箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南田平村他二箇村は、その物価水準並びに消費形態において地域

給指定地である周辺の諸町とほとんど異なるところなき諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

茶屋町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡茶屋町長米谷昇平外五名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡茶屋町は、岡山、倉敷、玉野、兒島の四市をつなぐ分岐点に位置し、これら四市に匹敵する中[illegible]工業都市で、繊布、足袋、いぐさ製品の集散地として有名であるが、これら生産物資の大部分は海外輸出、国内移出となり、生活必需品は前記四市に依存している関係上、その影響をうけて物価はむしろ二、三割高く、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、同町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茶屋町の立地條件等からして生活必要物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

地方行政委員会

枕崎市の起債増額等に関する請願（請願者　枕崎市長山之内梓外一名）（上林山榮吉君紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県枕崎市は、鹿兒島県薩摩半島最南端に位する新興都市であるが、昭和二十年戦災をうけて以来、毎年台風の上陸地点となり、戦災復旧すら未完成のところ建物はもちろん、河川、農地、道路等その新たな被害はまことに多大なるものがあり、ことに学校建物はその規模が大なるため、り災率は、むしろ増加し、教育上大なる支障をきたしており、現在の起債のわくでは、これが復旧はとうてい不可能の状態にある。ついては、同市の起債を引き上げられるとともに、学校災害の起債のわくをも大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

枕崎市が、その地理的位置の故に戦災と風水害の災害の打撃の大きいことはまことに同情に堪えない。それらの復旧のため財政的苦悩の激しいことも容易に推察し得られる所である。本請願が、同市の起債のわくを引上げ、とくに学校災害の起債について当局がさらに考慮を拂われたいとすることはもつともなことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政平衡交付金増額並びに起債額拡大に関する請願（請願者　鹿兒島県議会議長米山恒治）（岩川與助君紹介）（第五三号）、同（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第九四号）、同（請願者　福島県会議長蓮沼彌輔）（大内一郎君紹介）（第二二三号）、同（請願者　小野田市長姫井伊介外一名）（坂本實君外二名紹介）（第二二四号）、同（請願者　山口県小野田市会議長安近勳治）（吉武惠市君紹介）（第二七九号）、同（請願者　宇治市長山崎平次）（大石ヨシエ君紹介）（第六二一号）、同（請願者　青森県議会議長中島清助）（山崎岩男君紹介）（第六二二号）、同（請願者　大阪府高槻市長阪上安太郎外一名）（淺香忠雄君外一名紹介）（第九三二号）、同（請願者　東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会長金剛不二太郎外三名）（野村專太郎君紹介）（第九八九号）、同（請願者　京都府加佐郡岡山村村議会議長井本仙藏）（大石ヨシエ君紹介）（第一二四六号）及び同（請願者　群馬県碓氷郡磯部町長宇佐見勇外十七名）（小峯柳多君紹介）（第一五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の確立は地方自治の根幹をなすものであるが、最近における財政のひつぱくは、いちじるしく、過般の地方税法の改正により多額の減収を見るに至り、財源の大部分は平衡交付金その他の国庫支出金に依存せざるを得ない実情となり、起債もまた諸種の制約により公共事業もほとんど実施困難の状態にある。ついては、地方財政困窮打開のため、平衡交付金を増額されるとともに起債のわくを大幅に拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の地方財政の窮乏はおおい難い事実であつて、今般の補正予算においても平衡交付金の増額、起債のわくの拡大等の措置が行われたのであるが、もとより充分とは認められないので、政府においてさらに善処する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方税制度改革に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、中央においては現行地方税制に対する再検討がなされ、とくに都道府県税、市町村税、平衡交付金制度の改正が強く論ぜられているとのことであるが、税制の改革は行政事務の再配分に即応して行われるべきものであるにもかかわらず、税制改正の見地のみに立脚し、加うるに都道府県を優遇して、市町村優先主義を全く無視し、独立税主義の租税体系を否定して附加税主義に改悪することはなはだ遺憾である。ついては、かかる改正に反対するとともに、住民に直結する市町村第一主義に基く行政事務の再配分を推進し、これら行政改革に即応する地方税制の確立を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税制度の改革はいわゆる行政事務の再配分に相関的関係にあり、又新地方自治制の本旨にかんがみ、住民と直結する市町村の優先主義についても充分考慮を拂いつつ実施されなければならぬことはもとより当然のことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その五）

県営丹生川防災ため池事業費起債認可に関する請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外十四名）（志田義信君紹介）（第九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県営による丹生川防災ため池事業は、総工費三億一千六百五十四万円をもつて五年計画で着工されたのであるが、同事業に対する地元民の負担金は昭和二十六年度においては二百七万八千円の多額に当り、関係七箇町村は寒冷単作地である関係上、急迫せる財政ではとうてい負担にたえない。ついては、本事業負担金の年度内納付を円滑にするため、起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願が河川防災のためのため池建設事業について、地元負担金が多額であつて単作寒冷地の関係町村では到底その負担に堪えない故にその負担金の年度内納付のための資金をうるに便なように起債を認可されたいというのは地元民の要望として一応もつともなことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

自治体警察強化に伴う経費国庫補助の請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

治安確保の見地より今般警察法の一部が改正され、自警において も、職員の定員制が解除され、地方的要求に応じてその定員の決定ができることになつたのであるが、これに要する財源の裏付けは別に考慮されず、従つて増員に伴う経費はひつぱくした市財政にとり過重の負担となつている。ついては、従来の交付金とは別個に補助金の交付またはその他の財源付与を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察の定員制限を解除した警察法の先般の改正に即応し、自治体警察充実のため、財政的にさらに考慮を拂い従来の交付金とは別個に補助金の交付またはその他の財源付与をはかられたいとの願意は、地方財政法、平衡交付金制度、補助金政策等とも関連し考究を要する問題ではあるが、治安確保の面からは妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方財政確立強化に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政確立の目的で成立した改正地方税法及び地方財政平衡交付金法を中心とする地方財政制度実施の結果は当初の期待に反し、地方の財政力を全く減殺することとなり、ために地方公共団体の実質的運営はまひ状態に陥つている。ついては、これが打開策として、地方財政平衡交付金の増額、配分方法の適正化、地方税制の改善、義務教育施設に対する国庫補助の増額並びに起債わくの拡大、公営住宅建設についての国庫補助並びに起債額の割当増加、資金融通等につき的確なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の確立を目指して行われた先般の地方税法の改正、平衡交付金制度の創設等はその後の実施状況に照らして見るとき所期の目的とははなはだしく異つた結果を生じているのであつて、その全面的再検討の必要は各方面の等しく認める所である。本請願の趣旨はこの意味においてまことに妥当であつてすみやかに実現を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

ボート営業に対する入場税免除の請願（請願者　東京都千代田区紀尾井町四番地東京ボート組合連合会長小林儀光）（鈴木正文君外一名紹介）（第一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ボートは発育盛りの青少年の健全な娯楽であり、一般遊戯と同様に十割の入場税を課せられることは不当である。すなわち、青少年にはこのような高率の税金を負担することはできないし、青少年不良化防止の意味においても、国家は体育施設及び健全な娯楽を助長すべきである。またボート営業は一年のうち、半分しか営業できないこと、業者の大部分は弱少資本で経営難に苦しんでいる実状であるから、ボート営業に対する入場税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は青少年の体育及び健全娯楽の見地から、貸ボート営業に対する入場税廃止を希望するもので、この営業の小規模で経営困難な現状にかんがみ、その主張は一応妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

映画演劇に対する入場税減免に関する請願（請願者　愛知県春日井市西町三河山猿太郎）（三宅則義君紹介）（第一四〇号）、同（請願者　名古屋市中区広小路通名宝内愛知県興行協会長岡崎久太郎）（河野金昇君紹介）（第二八一号）及び同（請願者　佐賀市材木町佐賀劇場内佐賀県興行組合理事長宮崎荘太郎）（北川定務君外二名紹介）（第一五三九号）に関する報告書

昭和二十六年三月二十一日　第三種郵便物認可

一、請願の要旨及び目的

映画演劇に対する十割の入場税は、世界にも類例のない悪税であり、国民大衆の担税力はもはや極限に達し、唯一の健全な娯楽を失つた場合の大衆は、明日への希望を失い、社会不安の一因ともなる。日本の映画演劇企業が崩壊すれば税源も枯渇することになるから、映画演劇に対する入場税を撤廃または軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税が高率に過ぎることは最早論議の余地がない所である。本請願の趣旨はまことにもつともであるのですみやかに税法の改正を行い入場税の大幅な軽減を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

公職選挙法の一部改正に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一四二号）及び同（請願者　半田市議会議長小栗衛平）（久野忠治君紹介）（第七八三号）

一、請願の要旨及び目的

今春行われた地方選挙によつて、公職選挙法の不備が露呈せられ、厳正、公正なるべき選挙が選挙祭などと形容されるに至つては、はなはだ遺憾の極みである。ついては公職選挙法を次の通り改正されたいというのである。（一）不在者投票制度に対して厳格なる取扱規定を設けるか、またはこれを廃止すること、（二）戸別訪問を廃止すること、（三）地方議会議員の選挙運動期間を短縮して、運動員の数を制限すること、（四）街頭演説に制限を加え、氏名連呼を禁止すること、（五）選挙運動費用制限を緩和すること。

二、請願の議決理由

選挙を厳正公平に行い、よくその目的を達成するには選挙法の改善が不断に心がけられねばならない。今春行われた地方選挙の体験を通じて公職選挙法の不備が指摘されている。本請願の趣旨は大の改正の機会において、充分検討せられなければならないと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方自治権の尊重に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自主的態勢強化の線にそうて、法令の全面的再検討が行われることは、はなはだ喜ばしいことであるが、この際憲法に明記された地方自治権の尊重について、格段の考慮を払われたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治権の尊重すべきことは日本国憲法の本旨からみて、きわめて当然なことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

消防吏員に対する行政整理反対に関する請願（請願者　東京消防総監塩谷隆雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政機構の改革ならびに事務の簡素化及び地方財政節減のため、全国都市の常備消防の定員の削減と、予防行政事務を他の行政庁に移し、人員整理の対象とするらしいが、わが国の消防はまだ発達が立遅れていて、火災損害は多大な額に達している。したがつて法制的にも技術的にも相当高度の経験を有する消防の専門吏員を必要とするのであつて、これを他に常職を持つ消防団員に期待するということは不可能であり、迅速かつ有効な防ぎよ行動を行うためには、消防団をもつて代用することは無謀な方策といわなければならない。ついては、消防庁の縮少にともなう消防吏員の行政整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

都市消防力増強を必要とする現状においてただ機械的に行政整理の名の下に、消防吏員の人員減少を強行することは避くべきことと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

武蔵野市八丁特飲街廃止に関する請願（請願者　武蔵野市西窪二百六十八番地武蔵野市特飲街撤廃期成連盟会長松前重義）（三木武夫君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化都市として発展途上にある武蔵野市の玄関にあたる吉祥寺三千七番地に、昭和二十五年二月から八丁特飲街が出現し、善良な風俗を乱しているが、附近はすべて住宅街であり、諸官衙、工場、小、中、大の各学校、遊園地、保育所等の文化施設があるため、本年一月から市民の猛烈な反対運動がおこり、青少年婦人団体、文化団体、P・T・A等のよ論がたかまり、市議会も三月二十六日、その撤廃を議決するに至つた。しかし地方自治体としての限界もあり、このままでは急速な解決は望めないから、一日も早く徹底的解決をはかるため、特飲街を無條件廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

善良な風俗を守り環境を清純に保つことは青少年の教化にとつては、きわめて大切なことであり、各種公共施設の所在する環境はこの見地から充分護られねばならない。本請願は、武蔵野市の表口としての吉祥寺地域に特殊飲食街の出現を憂え、その無條件廃止を要望しておるのであるがその趣旨はきわめて当然のことであるから各関係当局は一日も早くその趣意の実現につとむべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願（請願者　東京都千代田区神田駿河台三丁目七番地浜田次郎外一名）（野村專太郎君紹介）（第二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旅館は社会の公器であり、旅行者の大部分は必要やむをえない所

用、商用あるいは学生生徒の修学旅行または、国民大衆の保健更生のための旅行であつて、家庭生活の延長であり、旅館の宿泊に対して遊興飲食税を課することは不合理である。徴收にあたつても、一定の税率を規定しながら区々まちまちで実状を無視した賦課を強行する実例があるから、旅館の宿泊料に対する遊興飲食税を全面的に廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅館の宿泊料に対して遊興飲食税を課することはあまり適切ではないことはかねてから各方面から論議されていることであり、その趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

電気ガス税免除に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地日本化学工業協会長原安三郎）（河原伊三郎君紹介）（第二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税法を改正し、電気、ガス税の一部を次のように改正されたいというのである。（一）電気税に関しては、生産に電気を使用する場合、これを課税対象とすること は、その消費税的性質よりみて産業の発展をじゆう滞させることになるので、産業用電力に対しては免税すること。しかし全面的免税が不可能の場合は、現行法の免税條項に規定されている品目のみでは全産業の常識よりみて妥当性を欠き、かつ不公平であるから、電解電炉工業製品等の品目を追加して不備を是正すること。（二）ガス税に関する現行法では課税品目はあいまいな点があるから、その課税対象を電解電炉工業製品に限定するよう明文化すること等。

二、請願の議決理由

電気ガス税に関する不合理を是正し、産業用電力に対しては免税を希望し、ガス税については課税品目について再検討を加うべきことは、もとより異論のない所である。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

入場税を市町村に移讓の請願（請願者　兵庫県川辺郡宝塚町長北俊三外一名）（塩田賀四郎君紹介）（第二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡宝塚町は、世界的遊覧観光地として、また宝塚歌劇場、競馬場、ゴルフ場等の厚生娯楽施設の完備した土地として有名であるが、反面、各国観光客を迎えるための文化、交通、衛生、宣伝に要する費用、および進駐軍住宅地であるため警備、消防、交通等における特別経費は多大な額に達する。しかし、該地区より生ずる入場税は府県において徴集し、地元町村はなんら恩恵に浴さない現状である。ついては、入場税を市町村の收入とし、地方税收入の拡充を計られるとともに、もし不可能な場合は、宝塚のごとき特殊地帯に対しては特別にこれを還元する方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

先般の地方税法改革の結果、特殊な地方団体においては、税收上はなはだしき変動を受け従来の財政規模を維持し難いものが生ずることは当然予想される所であるが、これに対しては、その行財政運営上の打撃を緩和する何らかの措置を講ずる必要がある。本請願にいう還元方式のごときはその一方法であると考えられるが平衡交付金制度の運用その他をもあわせ考えて適当な措置を考究すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

乳牛購入資金の起債に関する請願（請願者　北海道空知郡神居村長下田基外五名）（佐々木秀世君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の中央部上川盆地に位する神居村は、積雪寒冷単作地帯で開墾以来生産力が低く、かん害のため多年の間に地力を損耗して酸性土じようと化して農家経済を窮迫に追いこんでいる。これが対策として総合的な家畜の導入による経営の改善によつて二百九十六戸の畑作專業農家を主体として、管内農家の経済の改善をはかるため、昭和二十六年から五箇年計画をもつて有畜農業振興計画をたてることになつたが、村財政によつて処理することは、とうてい不可能な現状である。ついては、乳牛購入金の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

有畜農業振興計画樹立実行のため乳牛購入資金としての起債認可を希望することは一応当然と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

都市計画用地買收の起債認可等に関する請願（請願者　京都市会議長竹内忠治）（田中伊三次君紹介）（第四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次戦争中防空法に基き、強制的に実施された京都市内の建物強制疎開は、戸数一万二千戸、敷地四十万一千坪に達し、戦後においては、これらの土地は都市計画用地として幹線道路、街路、広場、児童公園が造成されることとなり、本市においては、多大の市費を投じてようやく各施設工事の八十三パーセントを完成したが、このすでに完成した各施設の敷地買收については、地方財政枯渇のため、遅々として進まない状態である。ついては、文化都市建設促進と、これら戦争犠牲者の問題解決のため、都市計画用地買收に対する地方起債を認可されるとともに、疎開跡地整備事業に対し国庫補助を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時中に行われた強制疎開の後始末のごときは当然国の責任において行われるべきであり京都市の場合起債又は国庫補助に依存せざるを得ない事情は充分同情せられる所である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

消防起債の増額に関する請願（請願者　岩手県消防長佐々木卯右ェ門）（山本猛夫君紹介）（第四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新消防発達の基礎は一応樹立されたかのすう勢にあることは実に喜びにたえないが、施設その他、防衛力の整備拡充については、地方財政貧困なため劣弱の域を免れず、しばしば重大難関に遭遇している現状であり、ことに農山村地方の火災状況は類焼火災が多く、大火災がひん発し、そのため生ずる地方財産の損失も膨大な額に及び、消防財源の確保もとうてい困難である。ついては、消防施設の起債を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近大火災のひん発は真に憂うべき現象でありその大半の資は消防施設の不備にあるといわれる。この際その施設の拡大強化は緊急の要務であると思われるので本請願の趣旨はきわめて妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

狩猟者税の改正に関する請願（請願者　大日本猟友会長徳川義親外一名）（田嶋好文君外一名紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の狩猟者税はきわめて不当高率なため、狩猟者数が毎年約三万名づつ減少し、その反面、密猟者の数が増大し、狩猟道徳のたい廃はその極に達しつつある。ついては、狩猟者税を二千四百円以下の目的税に改め、税収の大部分を鳥獣保護にあてられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税法中における狩猟者税の実施状況にかんがみ、その税率を適正にするなどその合理化を図ることはもとより必要なことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

ゴルフ場設置に伴う代地補償に関する請願（請願者　川崎市生田大絲地問題解決本部耕作者代表中村軍治）（千葉三郎君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県知事を会長とする都市計画農地審議会は、昭和二十五年十月三日公共施設緑地という名目のもとに、十四町一段歩をゴルフ場建設のため保留することに決定した。同審議会の決議では耕作農民に対して代地を交付する約束であつたにもかかわらず、農林省東京農地事務局の許可もなしに、昭和二十六年三月三日、無理押しに多数の土工を入れて工事を進め、すでに十七町五段歩にわたるゴルフ場を設置している。その工事責任者は川崎市長金剛不二太郎氏であり、地元民の苦衷に対して誠意を示さず、また市の財産である山林の原木拂下げに関して不可解な処置をとつている。耕作農民は県市当局に救済の道を講ずるよう要請したが当局はこれを顧みないから、ゴルフ場設備による耕作農民に対する代地を補償されたいというのである。

二、請願の議決理由

公共施設緑地の名の下に相当に広大な面積の農地がゴルフ場建設のために失われたことは、その使用目的がいずれにありとせよ耕作農民にとつては重大な問題である。すみやかに代地提供なり何らかの救済方法が講ぜられねばならない。その決定をなした神奈川県当局及び工事責任者たる川崎市長は当然誠意をもつてその善後処置をなすべきであるから、本請願の要旨は至極当然のことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

附加価値税中土石採取業を第二種に指定の請願（請願者　広島市幾町百四十番地の一中国石材協同組合理事長水内貫外十八名）（宮原幸三郎君紹介）（第七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

附加価値税中土石採取業を第一種に指定されていると聞くが、土石採取業といつてもその業態はいちじるしく異なるものがあり、多数の労働者または機械を使用して、石材または砂利の採取を業とするものもあるが、瀬戸内海石材の生産地である沿岸および島における石材採取は全く原始産業で、自家労力のみで原始的な方法で採取する零細業者が大部分である。農業は非課税とされ、水産業は第二種に指定され、自家労力によるものは免除されているのに、ひとり石材採取業を第一種に指定され、その業態のいかんにかかわらず同様に課税されることは均衡を失するものといえる。ついては、石材採取業を水産業と同様第二種に指定し、自家労力による業者には免税の道を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税法上の扱いとして土石採取業については、現行事業税においても又新設の附加価値税においても、その規模の大小を区別することなく第一種の業種として指定せられているが、本請願の主張のごとく附加価値税においては主として自家労力による規模の小なるものは非課税の農業又は水産業中免除となるものに比して均衡を失するものと思われるので本請願の要旨は考慮されねばならぬものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方税法改正に関する請願（請願者　半田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年度の地方税制改正は、地方団体の税収を高め、その財政を自律的に強化し、自治を確立する主旨の下に行われたものであるが、その目的を達しているのは、町村と一部の主要工業都市のみで、一般都市はかえつて、その財政は窮した現状である。ついては、入場税、事業税または遊興飲食税のうち、いずれかを都市の特殊財源として附与されたいというのである。

二、請願の議決理由

新地方税法の実施によつて都市はかえつて財源を減少せしめ、税法の期待した所と反する面がある。よつて入場税や事業税、又は遊興飲食税等の中適宜これを都市の税源として振替られたいとする本請願の本旨はもつともと思われる。よつて本請願は、これを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

自治体警察の特別捜査費国庫負担の請願（請願者　牛田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体警察の運営において捜査経費の問題は警察財政上大きな問題である。とくに国家的性格をもつた重要重大事件の発生の際はその経費が、ばく大であるだけ、さらに困難な問題を生ずる。本請願がかかる場合の経費については全額国庫負担にされたいというのは一応もつともである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

自治体警察の運営における国家的事件の捜査、国家施設に対する警備防犯所設置並びに鉄道における拾得物件の保管等に要する経費は、すべてその自治体が負担しているが、これは、各自治体の財政上大きな悩みであり、かつその地区の住民のみが負担しなければならないことは矛盾もはなはだしい。ついては、これらの費用に対しては、全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察の運営において捜査経費の問題は警察財政上大きな問題である。とくに国家的性格をもつた重要重大事件の発生の際はその経費が、ばく大であるだけ、さらに困難な問題を生ずる。本請願がかかる場合の経費については全額国庫負担にされたいというのは一応もつともである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

野球入場税新設に関する請願（請願者　東京都中央区木挽町四丁目三番地セントラル野球連盟会長松島鹿夫外一名）（西村直己君紹介）（第八七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後野球熱のぼつ興により入場者はいちじるしく増加したが、野球企業は今日なお赤字経営の状態から脱脚することができず、あらゆる経営合理化の努力をもつてしても、ここ一両年の現状維持が危ぶまれている実状にある。ついては、全国数百万の青少年の期待にそうため、野球入場税を一般興業事業に対する入場税と区別して野球入場税を新設し税率を二割に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税が高きにすぎることは、最早論議の余地のない処であり、それぞれ経営の実態に即した妥当なものに改正することは当然である。本請願の趣旨も充分考究すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

町村議会事務局設置の請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年改正された地方自治法第百三十八條によると、町村議会に事務局を設置できない規定になつているため、町村議会の運営上非常に障害となつている。ついては、町村議会の自主性確立と使命の完遂、運営の円滑を期するために同法第百三十八條第二項を「市町村の議会は條例の定めるところにより事務局を置くことができる」に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村議会についても府県市同様事務局を設置し得るようにすることは考慮の余地がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

災害復旧費地元負担全額起債認可に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る十月襲来したルース台風による鹿児島県市町村の公共施設の損害は、実に三十八億円にも達し、これが復旧には地元において約十八億円の巨額を負担することになるが、破たんにひんしている本県財政では、とうてい負担不可能の実情である。ついては、本県災害復旧費の地元負担額は全額起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

ルース台風のごとき非常不慮の災厄による災害復旧についてはその経費の調達には困難であつて現行制度により国と地元と双方の協力によるも、地元はすでにその負担能力のない時はさらに困難は倍加する。かかる場合、地元負担分の全額に対し起債を認められたいという本請願の要旨は一応もつともと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政特別平衡交付金増額の請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九三五号）及び同（請願者　串木野市長福口行彦）（上林山榮吉君外九名紹介）（第一一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る十月襲来したルース台風により鹿児島県下の全町村は、町村税の大減收、災害応急費の膨大な支出等により町村の財政は根底からくつがえされ、今後たよるべき財源は、特別平衡交付金以外にはない実状である。ついては、地方財政特別平衡交付金をすみやかに増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、現下の地方事情並びに財政制度のもとにおいては、当然の事と考えられる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

六・三制整備費起債額拡大の請願（請願者　岐阜県益田郡萩原町長岡崎勘蔵外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制整備事業は、現在の貧弱財政町村においては、まことに大事業であり、六・三制整備費に対する起債が今後打ち切られるようなことになれば、町村の財政的困窮はますます増大し、六・三制整備事業は放棄のやむなきに立ち至

ることも考えられる。ついては、六・三制整備費に対する起債額を拡大されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制が国の教育制度の不動の方針とすればその整備は教育刷新の実をあげる上の至上命令である。今日の市町村、とくに貧弱町村においては、その財政的負担の重圧は主としてこの六・三制の整備事業による所が多い。よつてこれについて起債額を拡大されたいとの要望はもとより当然なことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

合併町村特別平衡交付金配付の請願（請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長田中紋太）（高橋權六君紹介）（第九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、健全な地方公共団体の育成を目的として、町村の合併が奨励されている。しかし、合併の場合、当然膨張する町村の予算に対する平衡交付金額は少額であり、また諸事業に充当する財源である起債においても有利点なく、合併町村の発展も期しえない有様である。ついては、合併町村のために特別平衡交付金を配分されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併は国の方針である、従つて合併町村が合併したために生じた財政需要の増加については特別の援助を與えるべきであり、本請願のごとく特別平衡交付金を増額することも一つの有力な手段であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

五大市に対する地方財政平衡交付金増額並びに起債額拡大に関する請願（請願者　名古屋市長塚本三外四名）（田中伊三次君紹介）（第一〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国会において、地方財政平衡交付金百億円の補正予算が提出されたとのことであるが、逐年重加する地方財政の窮迫は、本年度に至つてその極点に達し、百億円の措置のみをもつてしては現在直面している財政窮乏を緩和することは不可能であり、とくに職員の給與改訂、政府の認証せられた公共事業、六・三制整備等はほとんど執行不可能な状態である。ついては、五大市の特殊性並びに五大市が団力に対してになう義務と責任を考慮され、地方財政委員会設置法第十三條に基き提出せられた額まで、地方財政平衡交付金、補助金及び起債額を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、地方財政委員会が政府並びに国会に対して行つた勧告の線まで、政府において地方財政平衡交付金の増額、起債額の拡大等地方財源の充実を実現すべしとする本請願の趣旨はもとより地方団体の理事者として当然のことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

宿坊に対する遊興飲食税撤廃の請願（請願者　山形県東田川郡手向村宿坊組合宮田正春外七十七名）（志田義信君紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡手向村宿坊に対して、山形県では昭和二十四年度から一般旅館と同様に遊興飲食税を課せられることになつたのであるが、同宿坊は、古来から信徒の道場として開放され、宗教的行事を行う目的で「おこもり」と称して宿泊を許されており、従つて、これは旅館における宿泊と本質的に異なつていて、信徒から金銭物資を受けとる場合も飲食や宿泊の対価として支拂われるのではなく、三山神社案内料として、土地産物その他の維持費として信徒の意志で一方的に行われる行為である。ついては、宿坊に対する遊興飲食税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税の賦課については地方によつて取扱いが区々であり宿坊のごときもその内容によつては課税の対象とすることを不可とするものもあるべく、将来考究すべき問題と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

営業用トラックに対する自動車税軽減の請願（請願者　日本トラック協会副会長阿由葉幸司外一名）（小瀬光平君紹介）（第一一一〇号）、同（請願者　高知県運送株式会社長宮崎開作）（長野長廣君紹介）（第一一一一号）、同（請願者　秋田県貨物自動車協会長中崎三郎）（飯塚定輔君紹介）（第一一五三号）、同（請願者　中津市二豊運送株式会社取締役社長深見新吉）（福田喜東君紹介）（第一一五四号）、同（請願者　羽越運送株式会社長小川正二）（渡邊良夫君紹介）（第一一五五号）、同（請願者　瀬戸自動車運送株式会社取締役社長中島信一）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一一九三号）、同（請願者　高知県合同運送株式会社長里見正矣）（大西正男君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　秋田県貨物自動車協会長中崎三郎）（畠山重勇君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　富山市神通町二百九十番地日本通運株式会社富山支店長篠塚一郎）（佐伯宗義君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　北信陸送株式会社取締役社長佐藤金左ェ門外二名）（倉石忠雄君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　宮崎県飫肥トラック運送株式会社取締役社長杉山機智郎）（田中不破三君紹介）（第一一九八号）、同（請願者　長野県北佐久貨物自動車株式会社長佐藤恒雄外一名）（黒澤富次郎君紹介）（第一一九九号）、同（請願者　諏訪貨物自動車株式会社長宮坂泰明外二名）（小川平二君紹介）（第一二〇〇号）、同（請願者　高岡地方貨物自動車運送株式会社取締役社長淺香大次郎）（土倉宗明君紹介）（第一二五五号）、同（請願者　信越定期自動車株式会社長山口道之助外二名）（田中重彌君紹介）（第一二五六号）、同（請願者　武蔵貨物自動車株式会社取締役社長桑田愛三）（野村專太郎君外一名紹介）（第一四七五号）、同（請願者　浜松市遠州自動車運送株式会社取締役社長小松健一

郎外一名）（中村幸八君紹介）（第一四七六号）、同（請願者　佐世保貨物自動車運送株式会社専務取締役川添繁一）（西村久之君外一名紹介）（第一四七七号）、同（請願者　小林市日本通運株式会社小林支店長森山茂雄）（小山長規君紹介）（第一四七八号）、同（請願者　岩手貨物自動車株式会社取締役社長五嶋太四郎）（高田弥市君紹介）（第一四七九号）、同（請願者　高知市高知通運株式会社取締役社長野村好久）（長野長廣君紹介）（第一五一三号）、同（請願者　岐阜県不破郡貨物自動車株式会社取締役水根敏吉）（大野伴睦君紹介）（第一五一四号）、同（請願者　門司市山九運輸株式会社取締役社長中村勇一）（青柳一郎君紹介）（第一五一五号）、同（請願者　日本通運株式会社静岡支店長津田秀治）（神田博君紹介）（第一五四八号）、同外一件（請願者　彦根市西栄町東亜貨物自動車運送株式会社取締役社長田井中信一外一名）（河原伊三郎君紹介）（第一五四九号）、同外一件（請願者　岐阜県郡上トラック運輸株式会社取締役社長林嘉三外三名）（平野三郎君紹介）（第一五五〇号）、同（請願者　都城市都城運送株式会社取締役社長海田実）（瀬戸山三男君紹介）（第一五五一号）、同（請願者　愛知県幡豆郡幡豆陸運株式会社代表取締役渡辺豊治郎）（中垣國男君紹介）（第一二五七号）、同（請願者　埼東貨物自動車株式会社長黒田録郎）（佐瀬昌三君紹介）（第一二五八号）、同（請願者　高知県倉庫運送株式会社山崎充好）（田嶋好文君紹介）（第一二七八号）、同（請願者　群馬県北毛自動車運送株式会社取締役社長小淵光平外一名）（小淵光平君紹介）（第一二七九号）、同外一件（請願者　愛媛県トラック協会長篠弘文治）（綱谷勝利君紹介）（第一三四三号）、同（請願者　山口県トラック協会理事長市木方四）（青柳一郎君紹介）（第一三四四号）、同（請願者　油津トラック運送株式会社取締役社長湯地真二）（田中不破三君紹介）（第一三四五号）、同（請願者　新潟運輸株式会社長佐藤寅）（松木弘君紹介）（第一三四六号）、同（請願者　岡崎陸運株式会社長本多鋼治）（千賀康治君紹介）（第一三四七号）、同（請願者　久慈貨物自動車株式会社長三河熊蔵）（山本猛夫君紹介）（第一三四八号）、同（請願者　盛岡統合貨物自動車株式会社長戸田文三）（野原正勝君紹介）（第一三五〇号）、同（請願者　山形県トラック協会理事長酒井久三郎）（鹿野彦吉君紹介）（第一四二〇号）、同（請願者　佐賀県西松浦郡伊万里運送株式会社取締役社長井田松次）（保利茂君紹介）（第一四五八号）、同（請願者　佐世保市大運トラック株式会社専務取締役西山式一）（北村徳太郎君紹介）（第一四五九号）、同（請願者　福岡自動車運送株式会社取締役社長山崎金十）（守島伍郎君紹介）（第一四七三号）、同（請願者　広島県双三郡十日市町芸備自動車株式会社取締役社長藤東栄一）（船越弘君紹介）（第一四七四号）、同外一件（請願者　前橋市前橋運送株式会社取締役社長吉沢富三郎外七名）（藤枝泉介君紹介）（第一五五二号）、同（請願者　前橋市群馬県貨物自動車業組合理事長小淵光平）（小淵光平君紹介）（第一六〇九号）及び同（請願者　横浜市東海運送株式会社取締役社長中島為好）（岩本信行君紹介）（第一六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

トラック事業は、従来より公共的事業の一環として、その運賃及び料金は、いまだに物価統制令の適用をうけているため、トラックの更新は不能で、ほとんど老朽化し、一方税金面においては、すでに担税力の限界を超えつつあるが、先般の税制改革により、さらにいちじるしく増額され、トラック事業は重税にあえいでいる。このまま推移すれば企業は崩壊し、ひいては産業、貿易等に重大な影響を及ぼすことは明らかである。ついては、営業用トラックに対する自動車税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

トラック事業はわが国産業の復興発展、貿易の進展等の上に多大の関連を有する事業であることにかんがみ、且つ種々の重税、重負担にあえぎつつある現状に照して、営業用トラックに対する自動車税の負担は重きに失するきらいがある。他の負担状況ともにらみ合せて税率の軽減を考慮することが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方公務員の給与改訂に伴う財源付与に関する請願（請願者　牛田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第一一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は米価の引き上げ、その他生活必需物資の上昇に伴う政府職員の給与ベースを引き上げるため、補正予算を国会に提出されると聞くが、地方公務員もこれに準ずることとなり、これが財源についてはなんら考慮されていない。ついては、窮迫した地方公共団体の財政ではかかる財源のねん出は不可能であるから、引き上げに要する財源の裏付けとして、引き上げ分全額を平衡交付金として交付するか、または他の税財源を付与されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は補正予算において一部実現せられることとなつているのであるが、地方公務員の給与ベースを少なくとも国家公務員のベースを下らざる程度に確保することは、考慮の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

六・三制整備起債額に関する請願（請願者　牛田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第一一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制実施以来教育の重要性にかんがみ、その整備充実に努めてきたのであるが、戦災復興と戦後経済の動向は極度に市財政の窮迫をきたし、いまだに六・三制整備の域に達していない実情である。しかるに、今回政府は六・三制整備のための起債額を三パーセント減額するとのことであるが、これは市財政の過重負担を招来し、施設の整備遂行は困難となり、教育の振興を阻害するものである。ついては、六・三制整備起債額は認承補助額と同額にされたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制の完成は地方自治団体が最も苦心してきた事項であつて、その苛重な財政負担は地方財政第一の最大の原因であつたといえ

る。しかして六・三制の整備は多くの団体において今後なお残された問題であるので、起債額の減額は尚早であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政平衡交付金の増額に関する請願外二件（請願者　福知山市役所職員組合連合会執行委員長垣尾雅己外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第一二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の窮乏は憂慮に耐えないものがあり、このまま推移すれば職員の給與改訂、六・三制校舎建築、荒廃した道路橋りょうの修築、失業対策事業等当面の重要施策はほとんど実施不能の危機に直面せざるをえない状態に立ち至つている。ついては、地方財政の窮乏を打開し、同時に国家の前途を誤る中央集権の機運に対して地方自治を擁護するために、地方財政平衡交付金を増額されないというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮乏を救済するため、平衡交付金の増額を要望することは趣旨まことにもつともである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

売春取締に関する請願（請願者　長野県埴科郡坂城町和平宮尾隆邦外五十九名）（井出一太郎君紹介）（第一二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

売春取締りに関し、昭和二十二年一月五日発令された婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令第九号の「第一條、暴行または脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役または一万円以下の罰金に処する、第二條、婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役または五千円以下の罰金に処する、第三條、前二條の未遂罪は之を罰する、」をすみやかに立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

売春取締りを強化しその措置を明確にするため勅令を改めて法律とすることは民主主義立法の見地からも妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

自動車税の引上げ等に関する請願（請願者　福島県浜通自家用自動車組合理事長佐藤三平）（松井政吉君紹介）（第一二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府は、自動車税の大幅引上げ並びに営業用自家用の課税率の差別的措置をとるとのことであるが、自家用自動車所有者は、現在道路損傷負担金、ガソリン税等諸税を賦課されており、その上、自動車税を大幅に引上げることは、自動車所有者の到底負担しえないところであり、自動車職域は崩壊の危機に陥ることになる。また営業用と自家用との課税率に差別を付けることは、自動車そのものの実体に即しないものである。ついては、自動車税の引上げ並びに営業用、自家用課税率の差別に反対するというのである。

二、請願の議決理由

自動車税の税率は、今後わが国産業交通の助長育成の見地から慎重に考慮される要があるのであるが、営業用、自家用の区別をすることが適当なりや否にも問題があり、税率の決定も必ずしも適当と認められない。ことに税率の大幅引上げは業界への影響も考慮する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

久六岩礁の所属に関する請願（請願者　秋田県知事池田篤治）（村上清治君外五名紹介）（第一三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県山本郡岩館村沖合に位する久六岩礁の所属については、明治二十五年八月一日付青森県あての内務、農商務省両大臣連名による訓令甲第四百九十七号によつて「潮の干満により出没常なきものなるにより、いずれの県の地籍にも編入すべきものにあらざること」かつ漁業権は秋田、青森両県の入会漁業地として協定使用すべきことが指示され、両県ともにこれらを認めて今日に至つたのである。しかるに今回青森県が突如として地方自治法第七條第一項の規程によつて同岩礁を所属未定地として青森県深浦町の区域に一方的に編入したことは、同海域の漁業権の独占を企図したもので秋田県としては承服し得ない。ついては、従前から享有してきた秋田県の利益を喪失することのないよう善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は漁民の生活とも直接関係する問題であるので、すみやかに円満解決を希望するものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政法の一部改正に関する請願（請願者　全国自治体公安委員会連絡協議会長小畑惟清）（大泉寛三君外一名紹介）（第一三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体警察費の起債については、地方財政法第三十三條の規定により、自治体警察の創設に伴う施設の建築費については、当分の間に限り認める旨規定され、来年度よりは全く承認されないことになる由であるが、現在自治体警察の施設装備は、いちじるしく貧弱であり、かつ窮乏せる財政事情では警備力強化のための施設はほとんど省みられない実情である。ついては、三十三條の規定を削除し、同法第五條の六に「自治体警察費中臨時的費用にして一般財源によりがたい場合」を加え、これを認めるよう同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察の施設装備充実のために来年度以降も引つづきその資金充当のため地方財政法を改正されたいという本請願の趣旨は警察施設の現状からは一応もつともなこと

と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

公職選挙法の一部改正に関する請願（請願者　杉並療養所患者互助会委員長斎藤智男）（高木章君紹介）（第一五五六号）及び同（請願者　足利市大沼田町　国立足利療養所患者自治会代表小林秀夫外三百十五名）（小平久雄君外一名紹介）（第一五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在療養施設に収容されているものについては、特別選挙管理人なるものがいるため、不在投票が認められているが、実際には「入院患者は入院先に住所があると思つてはならない」という長期入院患者の事情を無視した法規があり、不在投票に要する複雑な手続と手続きにおける種々の手違いは、いちじるしく投票率を低下せしめ、実質的には自由な選挙権の行使を阻害している。ついては「入院患者の住所はその入院先にある」と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

不在投票は種々弊害があるので入院患者等は出来るだけ入院先を住所と認め実状に即した投票を行い得るようにすることは妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

自転車登録に関する法律制定の請願（請願者　高松市壽町一丁目一番地植田滋実）（玉置實君紹介）（第一五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自転車の盗難は、年間約二十五万台という多大の数に上つている現状にかんがみ、これが盗難防止の根本的方策として、自転車登録に関する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

自転車の盗難防止の必要はいうまでもないことであるが、登録制によつてその目的を達し得るとすれば法制化を考慮することは、適当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長

枕崎市を紅茶育種試験地として指定の請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（上林山榮吉君紹介）（第三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茶はわが国の重要輸出品として国家再建に大きな貢献をなしており、とくに近来世界における茶の動向は紅茶が世界貿易茶の八割を占めているが、紅茶をわが国最高の貿易品として国際市場の水準まで持つて行くには当面の問題として、化学的製造法並びに製茶化学研究等、今後化学的研究によりこれを達成させる必要がある。ついては、戦前と同様に枕崎市を紅茶育種試験地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茶業の発展は今後の輸出振興に貢献するところがはなはだ大きいと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

団体営土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（請願者　山形市山形県庁内山形県耕地協会長松沢雄蔵）（松浦東介君紹介）（第三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十八回山形県耕地協会総会は積雪寒冷単作地帯である県下農家経済救済のため、左の事項を決議したから、すみやかに実現されたいというのである。（一）団体営土地改良事業国庫補助の大幅増額、（二）耕地災害復旧事業の国庫予算を大幅に増額し、事業完成とともに即時完全国庫補助交付すること、（三）農林漁業融資金中土地改良事業のわくを倍額にし、手続きを簡素化すること、（四）積雪寒冷単作地帯臨時措置法にもとづく事業予算を増額、（五）電力料の値上げを絶対にしないこと等。

二、請願の議決理由

自然條件に恵まれず積雪寒冷単作地帯である山形県に対し、とくに災害復旧、土地改良事業等に対する助成施設を充分に講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大浦干拓地区の災害復旧に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡笠沙町長森彦兵衛外六名）（上林山榮吉君紹介）（第三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大浦潟干拓事業は、昭和二十五年度に第一工区を一応完成し、六十戸の入植者ならびに二百二十九戸の増反者の土地の配分を終り、対照面積百二十町歩のうち六十町歩は水稲、陸稲、かんしよ等の作付をなし、生育状態も良好であつたが、去る七月八日から六日間にわたる降雨のため、河水増水し、堤防が決かいし、千拓地区内にこう水が流入して多大の被害をこうむつた。この復旧額は七百万円であり、笠沙、大浦二箇町村の死活問題であるから、すみやかに復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

大浦潟干拓事業は相当の耕作成績を挙げていたにもかかわらず、七月上旬の大降雨により堤防決壊こう水のため多大の被害を被むり笠沙、大浦二箇町村の死活問題であるからすみやかに復興工事を施行すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大麻栽培許可に関する請願（請願者　福岡県八女郡豊岡村長徳永武雄外九名）（高橋權六君紹介）（第七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡豊岡村は、福岡県最南端に位する山間の純農村であるが、古くから農産工芸に対する研究が盛んであり、同村の気候風土

に最も適した農村の副業として大麻の栽培を行い、大麻栽培が禁止された昭和二十年以前まで七箇年間の経験を重ね、その製品の優秀さは全国一といわれた栃木県の製品をしのいでいた。昨今農村の不況は日一日と窮迫をつげ、豊岡村においても窮状打開策として、大麻栽培を切望しているから、許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の気候風土に適した農産工芸は今後振興を図つて農村経済の改善に寄与せしめるべきと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農道整備事業に対する国庫補助の請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎）（本多市郎君紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県の地勢上、平坦地に恵まれず耕地は段々に重なり、これに通ずる農道はきわめて悪く、学力的にも経済的にも損失は大きく、一般平坦地を区地とする他県に比し、農道整備の必要性及び有効性はとくに大きいものがあり、これが急速に施行を要するものは延長にして約六十万間に及び経費にして約七億円の巨額に達しているが、現下極度に窮乏した県財政ではとうてい本事業の実施は不可能である。ついては、農業生産力発展のため、すでに廃止されたこの種事業に対する国庫補助を復活され、多額の補助金を優先的に割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県は地勢上平坦地が少く農道がきわめて悪く生産を阻害しているので、国庫助成により農道を整備し生産力発展向上の途を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

愛知県に家畜衛生試験場東海支場設置の請願（請願者　名古屋市中区東陽町五丁目五番地愛知県畜産養鶏販売農業協同組合連合会長内藤米吉外三名）（千賀康治君紹介）（第七三号）及び同（請願者　名古屋市中区東陽町五丁目五番地愛知県畜産養鶏販売農業協同組合連合会長内藤米吉外三名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家畜、家きんの飼養増加は、必然的に各種の疾病を激増し、農家経済に不測の損害を与えているが、これが試験研究、調査を行う国立の家畜衛生試験場としては、東京に本場、東北、四国、九州に各支場があるにすぎず、各家畜飼育密度が全国的に見て高い東海地区にこの機関がないことは、はなはだ遺憾である。ついては、養鶏、豚、めん羊等に重点をおく家畜衛生試験場東海支場を愛知県に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

今後の畜産振興のため、家畜衛生の試験研究施設の強化拡充が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

新山地内にかんがい用ダム築設の請願（請願者　山形市長鈴木重屹外十六名）（松浦東介君紹介）（第七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形市、南村山郡東沢村、同滝山村、南沼原村、楢沢村、飯塚村及び東村山郡金井村、同大郷村は、馬見ヶ崎川からかんがいされているが、同川の上流は森林のらん伐のため毎年こう水をおこし、本年はかんばつのために減収が予想されている現状である。しかしながら、米の供出の割当は全国最高位となつているので、これが完遂のためには恒久的なかんがい対策が必要である。ついては、南村山郡東沢村大字新山地内岩の沢に国費でかんがい用ダムを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

新山地内にかんがい用ダムを築設することによつて、山形市、南村山郡東沢村、同滝川村、南沼原村、楢沢村、飯塚村、及び東村山郡金井村、同大郷村のかんばつを防ぎ得るのであるから、国費をもつてこれが設置を図るべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

丹生川防災ため池事業費国庫補助の請願（請願者　山形県北村山郡常盤村長西塚富蔵外十三名）（志田義信君紹介）（第一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡の東北部に位する最上川支川丹生川の流域一帯は、地形的、気象的環境により、はなはだしく荒廃し、これが対策として昭和二十五年農林省農地所管県営丹生川防災ため池事業が開始されたが、予算が少ないため、ため池工事三箇所中かろうじて一箇所を着手したにすぎない。ついては、治山治水及び水利事業のため、昭和二十七年度には少なくとも一億円の予算を計上し、該事業を完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹生川流域は荒廃はなはだしいため、防災のため池事業が計画されたが、三箇所中二箇所は未着手の状態にあるので、一層経費を増額急速に完遂を図るべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農業災害補償制度改正に関する請願（請願者　宮崎市栗山町一番地原田十郎外九十二名）（川野芳満君外五名紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の世界状勢の推移と講和後の自立体制確立のために食糧自給が強く要請されている反面、ひん発する農業災害に対する補償制度は逐年改正されつつあるがいまだ農村の要望を実現していない。ついては、その拡充強化のために

(一)農業共済組合連合会の事業不足金の全額国庫補償、(二)農業共済掛金率の改訂に当り農家負担を軽減する、(三)農業共済団体の事務費国庫負担の増額、(四)農業共済団体による損害防止施設の拡充強化、(五)任意共済再保険措置の法制化等。

二、請願の議決理由
農業再生産の確立のため、農業災害補償制度のすみやかな拡充強化を図つて、農家の要望にこたえ、食糧増産に資すべきであると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

林業行政機構改革に関する請願（請願者　鹿児島県庁内鹿児島県治山治水協会長古江薫設外二名）（上林山榮吉君紹介）（第一七九号）及び同（請願者　鹿児島県木材林産協同組合連合会長大崎松次郎外一名）（岩川與助君紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今度の行政機構改革について、農林省より林野庁を分離して、他省に移管する企図があるようであるが、これは林野行政の本質を誤却し、いたずらに産業行政の複雑多元化を招来し、行政機構を弱体化するものである。ついては、林野庁を農林省より他省に移管、または林野庁より治山及び林道行政を分離することに反対するというのである。
二、請願の議決理由
行政機構の改革については、きわめて慎重に検討すべきであつて、改革強行によつて産業行政の混乱を招来するようなことは厳に避けるべきである。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

揖斐郡に積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法適用に関する請願（請願者　岐阜県揖斐郡町村会長今村善雄外十二名）（武藤嘉一君紹介）（第一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県揖斐郡は高冷山岳地多く、牧穫きわめて低位で、多作困難にして単作のため農家経済は極度に窮迫している実情であり、今般分布施行された積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が当然適用されることと期待していたが、該当地域より除外された。ついては、当郡の実情を考慮の上、該当地域に編入せられたいというのである。
二、請願の議決理由
積雪寒冷はなはだしく、牧穫低位な地域は、国庫による助成の対象としてすみやかな同地域の農業振興を図るべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

積雪寒冷単作地帯の土地改良事業促進に関する請願（請願者　岐阜県大野郡大八賀村長瀬ノ上市郎右衛門外十八名）（岡村利右衛門君紹介）（第一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに飛騨地方は積雪寒冷地単作地帯に指定されたが、耕地の標高が高いために気候状態、かんがい状態悪く、かんがい排水、農道整備事業等急を要する事業が山積しているが、困窮せる農家経済では負担しえない有様である。よつて、今度単作地帯の臨時措置法に基き五箇年計画によつて総事業費九億五千七百万の目標を立てている。ついては、積雪地である関係上工事施行期間の短かいことを考慮されて最大限の予算を計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
積雪寒冷地帯の農業振興のため、財政の許す最大限の予算を計上して諸対策の促進を図るべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

門司動植物検疫所鹿児島出張所の家畜検疫施設整備等の請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（岩川與助君紹介）（第一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県における家畜生産の上昇に伴い、大小家畜の輸出も累年増加の傾向にあるが、門司動植物検疫所鹿児島出張所には家畜検疫施設がないために輸出家畜はすべて門司動植物検疫所に回送検疫を受けねばならず、これに伴う時間的経済的な不利不便は大であり、また輸入骨粉の消毒についても、鹿児島港より数キロ離れた谷山消毒所で行う関係上、運搬途中の脱ろう等もあるような状態である。ついては、門司動植物検疫所鹿児島出張所の動物検疫施設を整備拡充するとともに、輸入骨粉の消毒設備を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
門司動植物検疫所鹿児島出張所の動物検疫施設整備拡充と、輸入骨粉の消毒設備を設置することは、経費の節約ともなり、畜産振興の上から必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

尾張農業水利事業促進に関する請願（請願者　愛知県中島郡稲沢町宮田用水普通水利組合管理者伊藤一男外二名）（江崎眞澄君紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国有数の穀倉地帯である尾張平野をかんがいしている宮田用水中の幹線大江川地区、佐屋川用水中の佐屋川地区は、上流部改修工事の終了した区域はその恩恵に浴しているが、下流部未改修区域は水路の断面狭少なためと護岸崩壊のため、所要の水量を流下しえず、常にかん害をこうむり、年々相当の減収をきたし、豪雨にあうと河岸一帯に多大の被害を及ぼしている。また領内川地区は最悪の箇所より局部的に工事を施行したため、未改修部分は従来にまして悪水はん濫する状態である。ついては、昭和二十七年度において前記三地区の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮田用水中下流部未改修区域は常にかん害或は水害を被むつているから、すみやかに改修工事を施行すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　岩手県耕地協会長北大郎）（小澤佐重喜君紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は連年の災害により疲弊いちじるしく、農業経営が経済的にも技術的にも行詰りの実情であり、これが打開は、急務と思われる。ついては、広はんなる土地改良事業を実施し、農業生産力の向上を図るとともに、これら事業費に対しては大幅に国庫補助の道を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県は連年の災害により疲弊はなはだしく、これが打開のため充分な助成の道を講じ、広はんな土地改良事業を実施すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

佐賀関町の耕地災害復旧費国庫補助の請願（請願者　大分県北海部郡佐賀関町長実崎多門外一名）（金光義邦君外一名紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年九月のキジア台風により、大分県北海部郡佐賀関町東海岸に沿う幸浦部落を基礎として小黒部落に至る道路は大なる被害をうけたが、本農道は、当地区一円の唯一のものであり、その利用度はすこぶる多く、本道不通の間は肥料の運搬、牧穫等すべて漁船をもつて行つている実情である。ついては、これが復旧は増産上きわめて緊急を要するものであるから、すみやかに国庫補助を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀関町のキジア台風による農道の破壊は著しくこれが復旧は増産上きわめて緊急を要する実状にあるので、すみやかに助成の道を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

古口村字外川区内の国有林地内に砂防工事施行の請願（請願者　山形県最上郡古口村長今井紋蔵外一名）（園司安正君紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡古口村字外川地区の国有林地内を貫流する大外川沢は、増水のつど多量の岩石土砂を流出し、豪雨に際してはえんいんを欠壊して耕地、宅地等に多大の被害を與え、さらにその影響は下流最上川河港に至り、毎年土砂の流出によつて河床を高め、次第に増水、はん濫の度を増して、国土保全上、農産業発展上、民生安定上に多大の影響を與えている。ついては、前記国有林地内に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

外川地区の国有林地内を貫流する大外川沢は、増水の都度多大の被害を及ぼし、下流は益々はん濫の度を増しつつあるので、砂防工事を急速に施行すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

笠間営林署管轄の国有林移管に関する請願（請願者　栃木県芳賀郡益子町長塚本初太郎外四名）（佐藤親弘君紹介）（第二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡益子地区の特産物である益子焼および黄色種たばこは、その販路広く、関東、東北、北海道一帯に供給されていたが、その製造過程において必要な松薪の官公特売制度が中絶し、入札制になつたため、松薪は、ますます高騰し、販路も思わしくなく、該地住民の生活をいちじるしく圧迫している現状であり、これが打開策としては国有林の拂下げか、旧官売制度の復活以外にないのであるが、関係町村の国有林は茨城県笠間営林署管轄のため、行政区画の相違上あい路多く不便をきたしている。ついては、笠間営林署管轄の国有林を栃木県宇都宮営林署に移管せられたいというのである。

二、請願の議決理由

益子地区の特産物である益子焼及び黄色種たばこの製造に必要な松薪の入手には、国有林の拂下が最良であるが、関係町村の国有林は所管営林署が他県にあつて不便であるというので、便利な地元営林署へ移管することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県会議長蓮沼龍輔）（大内一郎君紹介）（第二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧自給力の強化を図り、わが国経済の自立に寄與するため、食糧増産の基本方針を確立するとともに、一般土地改良事業費並びに積雪寒冷単作地帯の振興に要する経費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧自給度向上のため土地改良事業には、一層多額の国庫助成の方途を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（請願者　北海道及び東北六県耕地協会連合会長石川準吉外六名）（松浦東介君外四十二名紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国経済自立と農業経営の安定を期するには土地改良事業の強化推進が必要である。ついては、これが達成のため、次の事項を実現されたいというのである。（一）積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による土地改良予算について、昭和二十六年度補正及び昭和二十七年度予算の増額並びに国庫補助率の引き上げ、（二）農林漁業長期資金の融資と借入手続の簡素化、（三）一般公共事業費による国営土地改良事業の促進並びに県営土地改良事業に対する増額、小規模土地改良事業に対する国庫補助の復活、（四）かんがい排水機用電力料金及び維持管理費の国庫負担、（五）土地改良法の改正による土地改良区設立手続の簡素化と組織変更期間の延長。

二、請願の議決理由

わが国独立後の経済自立のためには食糧自給度向上のため土地改良事業の強化が必要である。これが達成のため請願各項の要請はいずれも適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

労務加配米廃止反対に関する請願（請願者　横浜市鶴見区末広町二ノ一番地全日本造船労働組合鶴見造船支部大島実外四名）（第三〇七号）、同（請願者　東京都港区芝三田四国町二番地五号労務用物資対策協議会委員長高橋新吾）（野村専太郎君紹介）（第一〇六一号）、同（請願者　化学肥料労務厚生協議会若葉春次）（千葉三郎君紹介）（第一〇九〇号）、同（請願者　東京都日本橋区富沢町五番地化学肥料労務厚生協議会小池康雄）（井上良二君紹介）（第一二三五号）、同（請願者　東京都千代田区大手町一丁目七番地労働省内全基準労働組合中央執行委員長城千尋）（中原健次君紹介）（第一二六八号）及び同（請願者　労働省内全基準労働組合中央執行委員長城千尋）（上林與市郎君紹介）（第一四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府においては、米の統制撤廃に伴い、労務者用加配米の廃止を企図しているが、物価は朝鮮動乱を契機として上昇の一途をたどり、労働関係の安定に少なからぬ困難が予想されるとき、これを廃止することは労務者の勤労意欲及び生活安定に重大な影響をもたらすものである。ついては、労務加配米の廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

労務者の生活安定は今後の産業復興の基礎となるものであつて、現行の労務加配米制度が労務者の生計保持のために果してきた役割ははなはだ大きいことにかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

り災農山漁村に対する長期事業資金貸付に関する請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今春来、岩手県下各地において発生した火災は近年にないばく大な被害を与え、これがり災者に対する生活事業資金等の金融対策は実に急を要するのであるが、三度の大水害によつて貧困の極に達した県財政ではとうてい完全なる復旧はできない実情にある。ついては、これらり災農山漁村に対し、長期事業資金を貸付けられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業用生産の確立のため、り災農山漁村に対する長期事業資金等のすみやかな金融対策実施を図り、食糧増産に資すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

十勝岳山ろくの治山事業促進に関する請願（請願者　北海道空知郡上富良野町長田中勝次郎外五名）（佐々木秀世君紹介）（第三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝岳山ろく地方は、いちじるしく崩壊しやすい石英粗面岩質凝灰岩で構成されているため、少量の降雨でも表面浸蝕を起し、さらに融雪豪雨の際には浸蝕崩壊を起し、下流の美田はもちろん人畜、河川に及ぼす被害は毎年増加の一途をたどり、関係住民は降雨のたびごとに不安におびえている。ついては、この浸蝕拡大防止と災害地を復旧させるため、十勝岳山ろくの治山治水事業をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

十勝岳山麓地帯は土質がいちじるしく崩壊しやすいため、雨雪により毎年関係住民に多大の被害不安を与えている。よつて浸蝕拡大防止と災害復旧のため山ろくの治山治水事業を実施すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

常願寺川上流の治山事業拡充強化に関する請願（請願者　富山県議会議長須河信一）（内藤隆君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

安政五年の大地震により、常願寺川の水源地帯である大鷲山及び小鷲山が大崩壊し、常願寺川の一帯がはん濫して以来、河床はいちじるしく高くなつて、毎年こう水におびやかされ、富山市も日夜不安におびやかされている。建設省では大正十五年以来、毎年巨額を投じて河川砂防工事を実施しているが、上部崩壊山腹からの流出する土砂が巨量に達している。ついては、建設省の工事に併行して、農林省でも国有林地内における上部崩壊山腹に対し、農林省直轄復旧事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

常願寺川の水源地帯は安政の大地震により大崩壊し為に沿岸一帯は毎年こう水におびやかされている。よつて国有林地内における上部崩壊山腹に対し、農林省直轄復旧事業を施行すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

団体営土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（請願者　栃木県議会議長佐藤清一郎）（小平久雄君外二名紹介）（第三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産を図るためには土地改良事業を一般農業団体に施行せしめる必要があるが、政府のこれに対する施策の欠けていることは、まことに遺憾である。すなわち昭和二十三年度より団体営土地改良事業に対する国庫補助は中止され、また風水害、震害等の復旧に対する国庫補助は数年にわたつて分割交付されるため、復旧にあたつて多大の失費をなした農民を困窮に陥らしめている。ついては、団体営土地改良事業に対する国庫補助の復活並びに耕地の災害復旧

事業に対する補助金を早期に交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業を農業団体に施行せしめる必要があるにおいては、団体営土地改良事業に対しても国庫助成し、なお災害復旧事業に対する補助金は、一刻もすみやかに交付するようにすべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

厚狭千拓東地区の工事促進に関する請願（請願者　山口県小野田市長藤井伊介外二名）（坂本實君外二名紹介）（第三五九号）及び同（請願者　小野田市議会議長安近勤治外一名）（吉武恵市君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県小野田市の耕地面積は、田地六百三十四町歩、畑地百七町歩、主食糧の年産額一万七千石にすぎず、住民五百四千人の消費量百二十日分にすぎない。石炭採掘のため陥落地が二百町歩におよび、被害は続出の傾向にあるから、新干拓工事の必要は緊急を要する現状である。千拓東地区の工事は有帆河口のしゆんせつ工事に併行してその土砂を利用し、工事費の節約をはかり、本年度から農林省厚狭千拓東地区完成促進会を結成し、予算も小野田市の立替え支出として、市民の協力のもとに全力をあげて進行中である。この干拓工事による農地の増成と、市民の安住、福祉の重要性にかんがみ、本年度工事にひきつづき、昭和二十七年度に完成するよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

厚狭千拓東地区の工事の及ぼす結果は石炭採掘による陥落地を補つて農地の増成、食糧の増産をもたらすためすみやかに完成するように努力すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

開拓地におけるしゝの被害防止に関する請願（請願者　滋賀県大津市上栄町滋賀県開拓事業農業協同組合連合会長富江恒雄外二名）（今井耕君紹介）（第三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化国家建設、経済自立のかぎである開拓事業は、毎年野しゝのために阻害され、陸稲、麦類、いも類等主要農作物に多大の被害をうけているから、これが被害を防止するため、防止木柵または防止電気柵等を国費をもつて設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

山間部の耕作物に対する野しゝの被害は驚くべきもので、きん少の力をもつてしては防ぎよ困難であるから、開拓地に関しては木柵又は電気柵等の防止施設を講じて開拓の目的の完璧を期すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

萩野村地内国有林に砂防工事施行の請願（請願者　山形県最上郡萩野村長海藤擊外五名）（園司安正君紹介）（第三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡萩野村地内国有林を貫流する泉田川は、崩壊土砂の流下により毎年河床が上昇し、たびたびはん濫して沿岸農耕地に多大の被害を與えている。ついては、これが災害の根本的打開策として、本村地内国有林に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

萩野村地内国有林を貫流する泉田川は毎年河床が上昇し、しばしばはん濫して惨害を與えているので、砂防工事を施すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

砂糖法制定に関する請願（請願者　北海道知事田中敏文）（小川原政信君外三名紹介）（第三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、国民生活必需品たる砂糖は、もつぱら外糖の輸入に依存しているが、往年の台湾甘しよ糖業に代るべき北海道のてん菜糖業を振興し、国内砂糖の自給度を高め、かつは外貨の節約と消費価格の安定を図るため、政府はすみやかにわが国の糖業政策を確立し、米英の砂糖法にならい立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道のてん菜糖業は、今後ますます発展振興せしめて外糖依存の軽減を図るべきであつて、すみやかな糖業政策の確立が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

熊本農地事務局存置の請願（請願者　佐賀県佐賀郡春日村長福田千壽馬外二百十一名）（永井英修君紹介）（第四四三号）、同（請願者　宮崎県議会議長日高頴一）（瀬戸山三男君紹介）（第六〇三号）及び同（請願者　長崎県耕地協会長吉田祐良）（岡西明貞君紹介）（第一一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良事業、開墾、干拓事業、農業水利事業等公共事業である農地行政推進は講和後の経済自立の根幹であり、今後一層要員並びに経費が必要であるにもかかわらず、政府は行政整理の名をかりて、その実情を無視し整理縮少を行うとのことであるが、かかる農地行政の整理縮少に対しては全面的に反対するものであり、ことに遠隔なる九州における農地事務局の存置は農林行政推進上、必要不可欠なものである。ついては、熊本農地事務局を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の増産自給は独立したわが国として最緊要な事項である。従つて農地行政機関はますます存続充実の機能を活発に発揮せしむべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

日田市に国立林業試験場設置の請願（請願者　大分県日田市長広瀬正雄外四名）（村上勇君紹介）（第四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県日田市は九州における林業の中心地であつて、林野面積八万町歩、年間生産量七十万石を数え、また林産加工業としては製材、家具、しつ器等の加工業が非常に盛んであり、また林業経営全般にわたる試験研究は県立林業試験場を中心として植林、苗木、病害虫除去等に着々実績をあげているが、今回林業の急速な復興が要望せられるとき、さらにその規模の拡充が必要になつてきている。ついては、この際県立林業試験場を国立林業試験場に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

林業の急速な復興、規模の拡充が要望されている今日、林業経営のための試験研究の発展強化が先ず必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

仙台農地事務局存置の請願外一件（請願者　盛岡市内丸岩手県庁内岩手県耕地協会盛岡支部長中野清見外一名）（山本猛夫君紹介）（第四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、農地事務局を廃止するとのことであるが、同事務局が今日すでに土地改良、災害復旧その地農地整備等の指導機関として果してきた役割は大なるものがあり、これが廃止は食糧増産の基礎たる土地改良復旧、拡張事業の遂行に多大な支障をもたらすとともに、農民の増産意欲を阻害するものとなる。ついては、仙台農地事務局を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地の改良造成は食糧増産の基礎であつて、この指導機関たる農地事務局の尚早な廃止は今後において種々の支障をきたすものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

土地改良及び災害復旧費増額等に関する請願外一件（請願者　岩手県盛岡市岩手県庁内岩手県農業委員会長国分謙吉）（山本猛夫君紹介）（第四八〇号）及び同外一件（請願者　岡山県耕地協会長小枝一雄外九名）（星島二郎君外一名紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国民生活の安定をはかるためには、経済自立体制の基礎である食糧の自給をすみやかに確立することが必要であるが、そのためには、農業再生産の基礎を損耗させた災害地区の復旧工事を完成し、土地の改良と農地の交換分合、農経営の合理化をはかることがもつとも望ましい。ついては、土地改良及び災害復旧事業に関する昭和二十七年度予算を大幅に増額するとともに、三百町歩以下の小規模土地改良に対する国庫補助金を復活するよう、恒久的措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧自給体制確立のため災害復旧工事の完成、土地の改良事業に対し一層多額の予算的措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

群馬県を積雪寒冷単作地帯に指定の請願（請願者　群馬県知事伊能芳雄）（小淵光平君紹介）（第五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法により、地域的農業振興対策が実施され、群馬県では利根、吾妻の二郡がその該当地域に入ることになるが、両郡の面積は同県全面積の四十八パーセントに達しており、同地域の振興が同県全般の振興に重大な影響を及ぼし、また、これらの地域はいずれも福島、新潟等各県の既指定地域に隣接し、しかも東北、北陸地方と比較して降雪期間は長く、本県特有の風害等も加わり、該地方の労働生産性、エンゲル係数はいずれも他の地方より劣つている。ついては、群馬県利根、吾妻両郡を積雪寒冷単作地帯に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷単作地帯の農業振興に対しては、できるだけ広く公平に国の助成を與えて、すみやかな同地帯の農業経営発展を図るべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

鍋田干拓事業促進に関する請願（請願者　愛知県海部郡鍋田村長武田牧一外二名）（江崎真澄君紹介）（第五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木曽川の大こう水によつて流れ出る土砂は古くから鍋田村にとつて脅威であり、鍋田村では、延長約六・五キロの貧弱な海岸堤によつて一千一百余町歩の田畑をかろうじてささえているが、潮受堤防を前面に築造する鍋田干拓事業の完成によつて既設耕地の確保と堆害防止を行い、一大消費地で名古屋に食糧を容易に送ることができる。またこの干拓事業は、名古屋市の失業問題解決にも一石二鳥の役割を果し、鍋田川の舟運を盛んにするなど利するところ多大であるから、すみやかに鍋田干拓事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

鍋田干拓事業は災害防止、輸送、失業対策等に ひ益するところ重大であるから、すみやかに工事を促進することが望ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

本別市街、嘉登牛間森林鉄道敷設の請願（請願者　北海道中川郡本別町長鈴木忠男）（伊藤郷一君紹介）（第五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡本別町は林業が盛んで、ピリベツ川の上流、鎌村西足寄町の奥地には大森林地帯があり、ピリベツ川の小流を利用して搬出し、本別駅から約二キロ下流

の地点で陸揚して国鉄各地に運送しているが、現在のような小川を利用するときは、渇水期、多期には全然流送不可能であり、豪雨による水害の際は遠く大海まで押し流されるなど、損害は多大である。ついては、本別町大字本別村字本別市街を起点とし、中川郡西足寄町字喜登牛を終点とする森林鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本別町は林業が盛んで奥地には大森林地帯があり、現在は輸送にピリベツ川の小流を利用しているが、渇水期には輸送不可能、こう水の際は流失等の損害があつて円滑な搬出が出来ないから森林鉄道を敷設することが望ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　水戸市茨城県庁内茨城県土地改良協会理事長海東惣一郎）（北澤直吉君紹介）（第五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県は全国屈指の農業県で、耕地二十余万町歩を有し、国内食糧自給の主要な補給県であるが、土地改良事業がきわめて幼稚であるため、農業生産力が劣り、食糧増産を期することはできない。ついては、これが改善のため、次の事項を実現されたいというのである。（一）開墾建設事業の予算を大幅に増額すること、（二）干拓事業に関する予算を増額すること、（三）かんがい排水事業に関する予算を増額するとともに、団体営土地改良事業補助予算を復活すること、（四）災害復旧事業費を増額し、補助金を早期に交付されたいこと。

二、請願の議決理由

茨城県は全国有数の農業県で国内食糧自給の主要な補給県であるが、土地改良事業がきわめて幼稚であるから、これが助成の方途を充分に講じ生産力を増進せしむべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

小川部落にため池築設の請願（請願者　東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長広君紹介）（第六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡大杉村は、山間に階段の田畑を有する農村であるが、同村内小川部落にため池を築設すれば開拓水田三十町歩、畑の水田化二十町歩を得ることができ、その反米收平均二石五斗は確実である。ついては、小川部落にため池をすみやかに築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

大杉村は小川部落にため池を築設することにより、なお五十町歩の水田拡張が可能で、反当收量も平均二石五斗が確実であるから、すみやかにため池を築設する方途を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

名古屋農地事務局設置の請願（請願者　愛知県中島郡起町伊藤半逸）（江崎真澄君紹介）（第六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋市は濃尾平野を擁し、政治経済文化の中心で、農林省が開拓事業を強力かつ広範囲に実施するに当り、事業の中心地として中部開拓事務所も名古屋市に設置されたのである。その後農地改革実施のため、全国六箇所に農地事務局が設置され、中部開拓事務所は、京都農地事務局に合併されて、建設部として名古屋に設置され、それ以来四年間支障なく事務を分担してきたのである。しかるに来年度において京都本局に移転になる見込みであるが、名古屋市には各省庁の地方出先機関が集中し、治山、治水、利水電力等に密接な関係をもつ開拓、土地改良事業遂行に至便であり、人事の面においても名古屋出身者が多い等の関係で、京都本局に移転することは実状にそわないから、名古屋農地事務局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地行政の機関についてはできるだけ実状にそうような運営を図つて開拓、土地改良事業の推進を期すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

飼肥料作物採種圃助成に関する請願（請願者　北海道購買農業協同組合連合会長理事河口陽一外二名）（河口陽一君紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青刈とうもろこしは土地の立体的経営上、また埋蔵飼料として有畜農家不可欠の種子であるが、その採種に当つては特定の採種適地に採種圃（圃）を設置し、厳重な管理と技術指導が必要であつて、採種農家に対し経済的裏付が必要であり、北海道需要量千五百町歩に対し三千万円を要するわけである。赤クローバー採種圃（圃）は国費助成によつて戦前北海道において五十二万ポンドの生産をあげた年があるが、終戦後助成金の打切りでわずかに二十五ないし三十万ポンドとなり、二十万ポンドを輸入している。ついては、青刈とうもろこし採種圃に対して国庫補助費三千万円および赤クローバー採種圃約二千町歩に対し、二千万円を助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道有畜農家の飼肥料作物採種圃に対しては、できるだけ広く国の助成を與えて、同地帯の農業経営安定を図るべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

佐屋川用水改良事業促進に関する請願（請願者　国営尾張農業水利改良事業佐屋川地区佐屋川用水普通水利組合管理者伊藤行雄）（江崎真澄君紹介）（第六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐屋川用水普通水利組合区域は、津島市のほか、中島、海部の

二郡八箇町村にまたがり、かんがい面積三千二百四十六町歩、幹線水路の延長一万七千二百十八メートルにおよび、改良工事は昭和十八年度から同二十五年度まで八箇年間に上流部から四千三百九十九メートル施行され、なお一万二千八百十九メートル施行しなければならない。したがつて未改修区域はつねにかん害を被り、豪雨に際して照水はん濫し、毎年減収をきたしている。ついては、残工事費二億八千万円のうち、市江分水まで六千メートルの事業費八千万円を割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐屋川用水改良事業は下流の大部分が未施行のため、常にかん害或は水害を受けているから、すみやかに残工事の施行を請ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

装蹄師免許制度廃止反対の請願（請願者　岐阜県稲葉郡那賀町岐阜県装蹄協会長早川齊一外百二十四名）（田中啓一君紹介）（第六四二号）、同（請願者　仙台市原町若竹字竹二十八番地丹野樹郎）（庄司一郎君外五名紹介）（第六八九号）、同（請願者　兵庫県装蹄協会長塩田宗一郎）（川西清君紹介）（第八四一号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡蓮崎町二千二百五十二番地相川渉外十七名）（鈴木正文君紹介）（第九九七号）及び同（請願者　富山県装蹄協会長谷川清吉外百十六名）（内藤魯君紹介）（第一一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行政機構の改革に関する答申案中に装蹄師の免許試験制度廃止の意見があるときくが、もし免許制が廃止されるならば、一定水準以下の未熟の者が自由に扱うことになり、家畜のいい（跛蹄）保護は適正を欠き、各種運動器病を誘発し、役畜としての機能発揮に支障をきたし、耕作、運搬、農業経営上畜力の利用を阻害し、ひいては農業生産力を低下させることになる。ついては、装蹄師の免許制度廃止案を撤回されたいというのである。

二、請願の議決理由

畜力による耕作、運搬等にあたつて家畜のいい（跛蹄）保護の適正がきわめて大切であり、充分熟練した装蹄師をこれにあたらしめるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

トムラウシ開拓道路開設の請願（請願者　北海道上川郡新得町長杉本義行）（高倉定助君紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十勝川をさかのぼり、北海道拓殖鉄道線屈足駅から十二キロに至る五十四キロの地帯にトムラウシ原野一千一百町歩があり、すでに開拓者四十七戸が入植し、今後約百戸の入植者を予定準備中である。同地帯は地味肥よくで、標高に反して土地氷結することなく、濃霧の害も見られない馬鈴しよの原種生産地として有望な土地である。しかしながら、この地方の原始林開発計画のため、昭和二十四年度から帯広営林局が森林資源輸送のための軌道敷設に着手し、トムラウシ開拓者が唯一の交通路として使用していた森林道路をこの軌道路線に利用されたため、入植者の通路をふさがれ、多大の支障をきたしている。ついては、北海道総合開発五箇年計画の一環として、開拓道路を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

トムラウシ原野は相当広く且つ肥よくで、種馬鈴薯の産地として好適で、すでに五十戸近き開拓者の入植を見、なお約百戸の入植を予定しているにもかかわらず、交通路が欠けているというのであるから、総合開発計画として先ず開拓道路を新設すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

土地改良及び災害復旧費等増額に関する請願（請願者　高知県議会議員伊與木常盛外百五十七名）（大西正男君紹介）（第六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地の改良拡張及び災害復旧事業の実施は食糧増産の根源をなすものであり、これが強力かつ全面的実施は食糧の自給度を最大限に向上せしめる基本方策であるが、最近における同事業に対する国庫支出金はきわめて少ないため、自給体制確立はとうてい不可能な状態にある。ついては、昭和二十七年度以降農地の改良拡張に要する国庫予算を大幅に増額し、とくに小規模土地改良事業の国庫補助を復活するとともに、災害復旧、災害防止、地盤沈下復旧事業に対する国庫補助予算をも増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地の改良拡張及び災害防止、災害復旧事業は、食糧増産のため、きわめて大切な事業であるから一層充分な助成の道を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

繭価格制度確立に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡間々田町塩田庄作外千二百八十四名）（尾関義一君外一名紹介）（第七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業の安定のためには従来考えられてきたような生糸価格の安定だけでは不充分であつて、むしろ繭価格が安定されてはじめて蚕糸業が安定しうる。ついては、繭価格安定のために（一）糸価制低は繭生産費を補償することを原則とする、（二）繭の補償価格は糸価制低値中に占める原料生繭の割合の七七・二パーセントとする、（三）繭価格の補償のため政府は補償価格による繭の売渡しの申込みに応じて買上げるとともに、その買上げは春夏秋各産繭量の二十五パーセントを最低量として計画する等を内容とする立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

繭生産農家の経営安定、ひいては蚕糸業の発展による生糸輸出の促進のため、できるだけ合理的な繭価の安定方策を講ずることが必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

尾白利加川地区国営かんがい事業促進に関する請願（請願者　北海道雨龍郡雨龍村雨龍土地改良区理事長佐々木市五郎外三名）（篠田弘作君紹介）（第七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡雨龍村の水田地帯をかんがいする尾白利加川は、上流の森林地帯の伐採により、原流水位の低下を告げ、最近渇水期における水量はいちじるしく低下し、これがため受けるかん害はその極に達し、昭和二十四年度の被害減収は五千六百十五石に及んでいる。ついては、尾白利加川地区国営かんがい事業計画をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

尾白利加川によってかんがいする水田地帯は渇水によるかん害が著しいから、国営かんがい事業計画をすみやかに実施すべきである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

小清水村地内国有林野内耕地開放に関する請願（請願者　北海道斜里郡小清水村長藤原敦）（伊藤郷一君紹介）（第七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡小清水村上磯草原の開発は、昭和二十四年札幌気象観測所の調査により農耕地として立証され、昨年道議会開拓委員一行および開拓審議会の現地調査の実施があり、引き続いて道庁、支庁、営林局、営林署による共同調査が実施されその結果、同地の開発は、家畜を導入した混同農業経営によれば将来非常に有望であるとされたのである。戦後人口の増加につれて農家二、三男対策の問題がのぼり、分家創設により農業を希望するもの二百四十五件に達し、これが吸収のために同地千四百八十三町歩の開放は当をえた対策である。ついては、すみやかに該耕地を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

小清水村地内国有林野の草原は千四百八十三町歩の広さを有し有畜農業の好適地であるから、人口問題解決のためにもすみやかに開放すべきである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農地事務局存置の請願（請願者　岡山県全農地関係常任委員長中田弘堂外八名）（星島二郎君外一名紹介）（第七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は農地事務局を廃止するとのことであるが、同事務局が今日すでに土地改良、災害復旧その他農地整備等の指導機関として果してきた役割は大なるものがあり、これが廃止は食糧増産の基礎たる土地改良復旧、拡張事業の遂行に多大な支障をもたらすとともに、農民の増産意慾を阻害するものとなる。ついては、農地事務局を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産は現下のわが国として最重要な事項である。従つてこれが基盤である土地改良、災害復旧等をつかさどる農地事務局はいよいよ重視存続せしめるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

豊房地内にため池築設の請願（請願者　鳥取県西伯郡所子村長川上勝太郎外五名）（門脇勝太郎君紹介）（第七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡所子村、高麗村、大山村、庄内村の四箇村約六百九十町歩の水田は、阿弥陀川と川手川の流水を主としてかんがい用水に使用しているが、阿弥陀川は夏季において、ほとんど渇水し、わずかに川手川の流水のみを利用する状態であり、毎年かんがいにより多大の被害をうけている。ついては、今回阿弥陀川改修工事の施行されるに当り、大山村大字豊房地内にため池を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

西伯郡所子村、高麗村、大山村、庄内村の四箇村約六百九十町歩の水田が阿弥陀川の夏季渇水により、毎年多大のかん害を受けているから、阿弥陀川改修工事施行とともにため池を築設すべきである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

主食配給事務費国庫負担の請願（請願者　半田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧配給公団の廃止に伴い各市の事務負担が増大しており、これに対する補助制度として主食配給事務費が平衡交付金中に加算されているとのことであるが、額に確実性がないから、食糧公団廃止に伴う市の事務費の全額を国庫負担金として交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

主食配給事務の円滑を図るため、国においてできるだけ都市の事務費を軽減せしめるような措置を考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

東條川ダム建設に伴う損害補償に関する請願（請願者　兵庫県加東郡米田町長長谷川一男外五名）（川西清君紹介）（第八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営東條川ダムの建設工事に関する資材の運搬によつて、関係町村の道路に接続する建物は、その振動によつて有形無形の損失を被むつた。ついては、これが損失補償の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

東條川ダム建設による損害については、できるだけ公平に補償の道を講じて、関係地元民の生活安定をはかるべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

鴨川えん堤附帯工事促進の請願（請願者　兵庫県加東郡上東條村長橋本列一郎外十名）（川西清君紹介）（第八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡上東條村字黒谷に築造せられつつある東條川農業水利事業の鴨川えん堤工事は、現在その大部分の完成を見たが、しかし貯水を有効に利用し増産を図るためには、これが附帯工事のしゆん工が必要である。ついては、鴨川えん堤工事の附帯工事に関しては、相当額の予算を計上し、もつて既定年度中に必ず完成せしめるとともに、本年八月十五日付兵庫県当局を経由して手続中の農林中央金庫よりの融資を承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

鴨川えん堤工事は大部分完成したが、この機能の完璧を期するため、これが附帯工事を既定年度中に完成するよう予算的措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

荻伏村地区の国有林拂下げに関する請願（請願者　北海道浦河郡荻伏村長竹内鼎外一名）（篠田弘作君紹介）（第八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浦河郡荻伏村地内国有林第四十九、五十、五十一の三林班は、民有林内に突出し、搬出系統も他の村内の国有林と分離されている。荻伏村は戦時中、軍用または木炭供出のため村有林の濫伐を行い、ために村有林、私有林とも荒廃をきたし、苗木不足のために造林も不可能であつたので、今日の民有林の生産をもつてしては村民の需要量をみたすことができない。ついては、前記三林班を荻伏村に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

荻伏村の村有民有両林とも戦時中の濫伐により荒廃し、需要量に足らず。よつて村内の関係深き国有林を拂下げることを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

水稲病虫害防除費全額国庫負担等に関する請願（請願者　諫早市黒崎町平瀬末雄）（田口長治郎君紹介）（第八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の稲作気象は、記録的高温、多照等の変調を示し、このため稲作は多大の影響をうけ、ことに水稲病の発生は激しんをきわめた結果、その防除に困難をきたし、すでに今日まで長崎県においては農薬代一億六千万円を費しており、農村経済は底をつき、目前の災害対策に応じられない程困窮している。ついては、水稲病虫害防除費一億六千万円を国庫支出されるとともに、農薬の配給の備蓄につき、適当な措置を講じ、防疫班の整備と薬剤さん布器に対し助成金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

水稲病虫害による食糧の減産は年々おびただしい額にのぼつているので、国庫において最大限の財政的援助をこの防除事業に與えて防疫の万全を期すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農業土木災害復旧費国庫補助等の請願（請願者　諫早市黒崎町平瀬末雄）（田口長治郎君紹介）（第八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年襲来したルース台風により農作物をはじめ、排水路その他農業用工作物の被害は多大なものがあり、長崎県下四千五百の部落では、さきに害虫の発生によつて打撃をこうむり、今重ねてこの大惨害にあい窮地に追いこまれている。ついては、すみやかに実状を調査して応急の対策をたてるとともに、次の事項につき配慮されたいというのである。（一）台風災害による農業土木施設の復旧費全額国庫負担の道を講ずること、（二）米の供出割当は実状に即応すること、（三）本年度産米の検査は、格外米を認められたいこと。

二、請願の議決理由

長崎県諫早市附近四千五百の部落では先に害虫発生の打撃を被むりし上、ルース台風により多大の被害を受け窮地にあるので、すみやかに実状を調査し応急救護対策を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

部落農業団体活動費国庫補助に関する請願（請願者　諫早市黒崎町黒田英三）（田口長治郎君紹介）（第八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県下の部落農業団体は、市町村並びに農業協同組合の下部組織として発足し、その組合長は部落農民の代表者というよりも、実質的には農林行政の末端機関として、農地改革、農業生産及び供出割当等の公務のために、年間六十日を費している状況である。このように部落農業団体は農林行政の根底をなすものであり、これが育成助長は農林行政の基本的施策である。ついては、部落農業団体活動費を国庫をもつて補助するとともに、これが団体長に対し助成の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県下の部落農業団体は実質的に農林行政の末端機関として活動しているというのであるから、これが育成強化のため能う限り助成の道を講ずるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

開拓者の安定対策確立に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町一丁目五番地全日本開拓

者連盟委員長村山藤四郎）（田中啓一君紹介）（第八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年度以前の入植者には融資計画量の六割程度しか貸付がなく、従つて畑作農家にとつて不可欠の家畜の導入整備等が思うようにできず、営農の危機に直面している。ついては、これら開拓者の安定対策確立のため、（一）建設工事、開拓道路を二箇年以内に完成すること、（二）未建設住宅を二十七年度中に解決すること、（三）開墾費の補助単価、歩掛、補助率を引き上げる、（四）五万町歩以上残つている強酸性土じようをすみやかに改良すること、（五）開拓者資金融通を大家畜一戸一頭の線まで追加すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十二年度以前の開拓入植者への施設が計画量に達しないため、営農の危機に直面しているというのであるから、初期の目的を達成出来るよう徹底した施設を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く予算措置促進の請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（松浦東介君紹介）（第八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が制定されて二箇月を経過したにもかかわらず、まだ省令の公布もなく、また中央機関からの事務連絡もない状態である。山形県では農業振興予備計画を作成し、昭和二十六年度から強力に事業実施の態勢を整えつつある状況であるから、すみやかに同法に基く予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷単作地帯の農業振興は、国の充分な予算的援助なくしては強力な対策実施は望み得ないのであつて、できる限りの予算を計上して同地帯振興のための諸事業の実施促進を図るべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

岡山県の積雪寒冷単作地帯指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡富原村長松尾智蔵外二名）（近藤鶴代君外一名紹介）（第八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県は気候温暖、多角的進歩的農業経営で一般に認められているが、これは主として瀬戸内海に面する県中南部地帯を対象としていわれたものであつて、県北部七郡は全くこれに反して中国山脈に接した自然的経済的諸条件に恵まれない地帯である。今回積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の制定により、指定を受けた鳥取、島根、兵庫の各県と岡山県北七郡は同一条件にあるにもかかわらず、これら地域が除外されているのは、なつとくできない。ついては、岡山県の英田、勝田、苫由、真庭、阿哲、久米、川上の七郡を積雪寒冷単作地帯に指定編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷単作地帯の農業振興については、できるだけ広く公平に国の助成を與えて、すみやかな同地帯の農業経営発展を図るべきと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

亘理郡農業水利改良事業国営化の請願（請願者　宮城県亘理郡農業改良水利期成同盟会長菊地喜四郎外十七名）（庄司一郎君紹介）（第八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡は県下における二毛作の最適地であるため、亘理農業水利改良事業は本県の総合開発計画の根幹事業の一つとして取り挙げられ、また農林省において本年度国営農業水利計画地区に採択されたが、阿武隈川下流右岸にある亘理郡五箇町村にまたがる耕地四千六百余町歩は、地盤の低担及び排水口の閉そくにより内水停滞し、降雨による水害の惨状は言語に絶するものがあり、一方用水は阿武隈川より揚水機及び自然流入でかんがいしているが施設不十分なため、同郡海岸地区は用水不足と塩害に悩まされている。ついては、亘理郡農業水利改良事業を国営事業として採択され昭和二十七年度より実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

亘理郡は県下における二毛作の最適地であるが、用排水施設不充分のため、約四千六百余町歩が少なからぬ被害を被むつている。よつて同郡水利改良事業を国営事業として実施すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

及位村地内国有林野開放に関する請願（請願者　山形県最上郡及位村長庄司善右エ門外二名）（國司安正君紹介）（第九四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡及位村は、県の最北端に位し、半年雪の中にうずもれている山村で、村民は同村全面積の約三パーセントにあたる狭あいな耕地をもつて生活を営んでいる現況であり、しかも近年帰郷、疎開等による人口の増加はおびただしく、一面、民有林は逐年切りつくされて若木のみが残され、住民の農業経営は困窮をきわめている。ついては、本村全地域の十一分の一を占める国有林野を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

及位村は耕地面積少くしかも人口逐増し民有林も濫伐により資源乏しく、農業経営は困窮をきわめているというのであるから、村内全地域にある国有林野を開放してやるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

長沢村地内開拓地拂下げに関する請願（請願者　新潟県南蒲原郡長沢村高山栄太郎外二名）（宜四郎君紹介）（第九四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南蒲原郡長沢村中野原地

区及び大字長沢立山地区に対して、昭和二十三年県農地委員会から入植開墾地としての指定を受けた。所有者等は、この両地区は既耕地の水源及び薪炭、林間採草地としての部落の重要地区であるから除外申請を行つたが容れられなかつた。しかしながら、買收が決定しても実際には入植希望者がなかつたため、急に方針をかえて地元増反ということになつたらしいが、現在の部落の農家経営の実態は、経営耕地すら経営能力が充分発揮されておらず、今後の開墾は到底不可能と思われる。ついては、両地区を現状のまま前所有者に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長沢村地内の既耕地の水源及び薪炭、林間採草地として重要な地区が、入植開墾地として指定を受けたにもかかわらず、入植希望者なく、開墾不可能であつて実状にそわないというのであるから、前所有者に拂下げて活用せしめるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農業資金融資に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九四四号）及び同（請願者　鹿児島県串木野市長橋本行彦（上林山榮吉君外九名紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の今年の米作は、高温多湿による病虫害の発生のため、農民は多大の労力を使用して、これが減收を最小限度にとどめたのであるが、去る十月襲来したルース台風のため、かつてない大災害を被り、農民の生活は悲惨をきわめている現状であるから、これが応急救済策として、（一）農業共済金の早急支出、（二）農業手形の長期借替、（三）肥料購入資金の貸付、（四）農業施設の復旧費の貸付等の金融措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業再生産の確立のため、災害農村に対し、すみやかな金融措置を図り、食糧増産に資すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

土地改良事業補助單位面積引下げに関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行土地改良法によると土地改良事業施行に際しては、一事業單位三百町歩以上が国庫補助の対象となるが、これ以下の場合は補助の対象とならないため、鹿児島県のごとく狭少な耕地の地形にあつては、この法の適用を受ける場合がきわめて少ない。ついては、補助單位を百町歩程度に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県においては地形上、耕地が狭少であるから、土地改良事業に対し国庫補助單位を引下げて、百町歩程度にても適用均てんし得るようにすべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

三谷村地内の国有林拂下げに関する請願（請願者　岡山県小田郡三谷村長山部養夫）（橋本龍伍君紹介）（第一〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡三谷村は、米麥生産を主体として、蚕蛹、たばこ等の栽培を副業とする農村であるが、民有林は戰時中の濫伐で森林蓄積がきわめて低く、村民の約半数は森林を所有していないため、自家用の用材、薪炭材、たい肥用材料にもこと欠く有様であり、村内約百十一町歩の作付を有する、たばこの乾燥用燃料の供給にも苦慮している。ついては、村内にある国有林を三谷村村有林として拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

戰時以来の濫伐によつて荒廃している民有林は資源に乏しく、比較的荒廃を免れている国有林によつて地元民の需要をできるだけ満たすべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

臭秣村地内の国有林拂下げに関する請願（請願者　岡山県吉備郡臭秣村長水川次郎八外四百五十一名）（橋本龍伍君紹介）（第一〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡臭秣村は、米麥生産を主とする純農村であるが、耕作面積が田畑をあわせて五反たらずであるとともに、山林の所有者も皆無の状態であるため、少額の所得税、地方税の納入にも困難しており、農民の生活は極度に困窮している現状であるから、本村の産業、経済の発展並びに民生安定を計るため本村内の国有林入十三町余反をすみやかに同村に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

臭秣村は耕作面積少なく、山林の所有者も皆無で困窮しているから、本村の産業発展、民生安定のため村内国有林入十三町余をすみやかに拂下げるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法による動力耕うん機導入助成に関する請願（請願者　山形県農業協同組合志田養信）（志田養信君紹介）（第一〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

單作地帶である山形県の農業経営を振興せしめるには裏作があるのみであるが、その裏作の進展状況は、動力耕うん機の活動により、いちじるしく増加している。しかしながら動力耕うん機の価格は非常に高価なので県においては積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法による一台五万円あての補助をなしているが、もし同法によるこれが予算を倍減されれば二毛作促進に重大な支障をきたすことになる。ついては、同法による動力耕うん機導入助成予算をそのまま決行されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷はなはだしく牧種低位な地帯に対しては、国の充分な予算的援助によつてすみやかな二毛作化を図り、食糧の増産を促進すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

浮羽郡下に林道開設の請願（請願者　福岡県浮羽郡千年村長久保田秀生外十名）（高橋龍六君紹介）（第一〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡下の耳納山系は近年、殷賑造林に努力した結果、二千余町歩の大森林となつているが、これが保護造成に最も必要な林道がないために維持管理に不便を感じている。ついては、造林伐採を容易にし、災害防止に備えるために林道幹線として中央に幅員四メートル五十の横断道路を築造されたいというのである。

二、請願の議決理由

浮羽郡下には二千余町歩の大森林があるが、林道がないため維持管理に不便である。よつて早急に林道の開設が望ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

輸出用草花及び球根の栽培助成に関する請願（請願者　高知県安芸郡馬の上村長佐藤良一）（長野長廣君紹介）（第一〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸出振興が叫ばれる今日、輸出用草花球根の優良品種の栽培は、外貨獲得の一助となるのであるが、高知県安芸郡馬の上村は、気候、地質ともに早生鉄ぼうゆり、かの子ゆり、グラジオラス等球根の適作地であるばかりでなく、本邦まれに見る草花栽培の権威者を有しているにかかわらず、資金に恵まれないため、現在その生産は微々たるものである。ついては、馬の上村を輸出用草花、球根のモデル栽培地区として指定の上、助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出振興、外貨獲得の叫ばれる今日、馬の上村は気候、風土ともに輸出用草花球根類に好適し、かつ本邦有数の栽培技術者を有しているにもかかわらず現在資金に恵まれず生産が不振であるというのであるから、モデル栽培地区として指定奨励助成の方策を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大篠村地内明見川及び舟入川の排水工事施行等の請願（請願者　東京都港区芝桜田本左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第一〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡大篠村西浦地区の湿地帯は、従来から一部分の不耕作地帯があつたが、南海大震災のため地盤の沈下を見て以来は、耕作不能の面積が増加し、さらに、かろうじて耕作しうる土地でも少し多くの雨量があるとほとんど作物は冠水し、その被害は毎年ばく大な金額に上り、また該土地耕作には多大の労力を要し、このため関係農民は経済的に行詰り、その前途に大きな不安をいだいている。ついては、明見川及びその合流している舟入川の排水工事並びに土地改良の適切な工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

大篠村西南地区の湿地帯は南海大地震のため地盤沈下以来耕作不能面積増大し、耕作可能のところも常に冠水しがちにて、成績著しく不良につき、排水その他土地改良の適切な工事を施行すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農業改良普及員の行政整理反対の請願外六件（請願者　熊本県阿蘇郡山西村荒木三蔵外三百四十二名）（坂本泰良君紹介）（第一一六九号）及び同（請願者　宮城県刈田郡大鷹沢村三沢佐藤栄市外三千五十五名）（千葉三郎君紹介）（第一二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後あらたに発足した農業改良普及制度が、普及員の人員整理によつて弱体化されようとしているが、農業改良普及事業の充実発展こそ農村の振興に大なる役割を果すものであり、農民としては人員整理には黙視することができない。ついては、農業改良普及員の行政整理に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農業改良普及事業が農業経営の合理化、農村の振興のため大きな貢献をしてきたことにかんがみ、今後においてもこの制度の維持発展が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

落合、蕗間に林道開設の請願（請願者　高知県長岡郡東豊永村長高木定盛外五名）（長野長廣君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡東豊永村落合を起点として怒田、三津子野、柚木の各部落を経由し西峯蕗に至る林道の開設と相まつて、国鉄土佐山田駅より大栃を経て豊永駅に至る一大環状線路の一部をなし、将来県道に編入されてバスを運行すれば香北方面より徳島、香川、阪神方面への最短連絡路となり、その利用率は増加して奥地森林資源の開発はもちろん、山村文化の交流に多大の影響を与える。ついては、落合を起点として蕗に至る林道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

落合より怒田、三津子野、柚木を経て西峯蕗に至る林道の開設は、将来重要な連絡路ともなり奥地森林資源の開発に大なる役割を演ずるから、これが開設が望ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これ

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農業改良局及び都道府県農業改良課拡充強化等に関する請願（請願者　福島県郡山市中町十五番地精股清喜外二百八十四名）（菅家喜六君紹介）（第一三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業改良助長法に基き、農業改良局及び都道府県農業改良課の果した役割はきわめて大きく、農民と完全に結びつき、その重要性を認められているのである。しかるに今般政府においては、これが事業の縮小を意図しているよしであるが、かかることは農民の期待に反することはもちろん、今後の農業行政の面に大なる支障をきたすものと思考される。ついては、農業改良局及び都道府県農業課を拡充強化するとともに、本事業に関する国庫補助金を確保し、あわせて農業改良及び生活改良普及員を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業改良普及事業が過去において果した役割ははなはだ大きく、今後も農業の振興、経営合理化等がこの事業に負うところが多いものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

信濃川左岸の水利改良事業促進に関する請願（請願者　新潟県三島郡来迎寺村信濃川左岸用水組合連合会長郷虎三郎）（田中角榮君紹介）（第一三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営信濃川左岸の農業水利改良事業は、昭和二十一年十二月一日より、五箇年継続事業として着工されたが、その後の工程は本年に至るまで、予定計画の二十パーセントの完成を見たにすぎず、かくては十年の歳月を要することとなる。しかしてこれが関係事業地区は毎年かん害のため、多大の被害をこうむり、農民は本事業の完成を熱望している。ついては、本事業を今後二箇年内に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

信濃川左岸の農業水利改良事業はすでに着工されたが、予定計画通り進ちょくせず関係区域は毎年かん害を被むつているから一層急速に完成するようにすべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

鷲津町及び新所村地先の浜名湖埋立に関する請願（請願者　静岡県浜名郡鷲津町長小林儀一郎外五名）（中村幸八君紹介）（第一三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡鷲津町及び新所村は、終戦後は、人口急激に増加し、農家戸数も増加して一戸当りの耕地面積平均二反歩弱にすぎず、自給自足の困難なことはいうまでもなく、農家としての経営も不可能の状態である。両町村は地形上からみて、東は浜名湖によつて区切られ、西は高台地で愛知県に接し、耕地造成開田が望み得ないので、鷲津町新所村地先の浜名湖湖面約八十余町歩を埋立し、耕地として利用するよう数年前から計画しているが、今もつて実施に至つていない。ついては、同埋立事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

鷲津町及び新所村は人口が急増したにもかかわらず、平均耕作面積わずかに二反歩弱であつて増反は緊急の要務であるが、近接の浜名湖の一部埋立が唯一の拡張可能の方法であるというのであるから、同埋立事業を計画施行することが望ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

動植物検疫所庁舎新築等に関する請願（請願者　舞鶴市長蟻根達雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神戸動植物検疫所舞鶴出張所は、応急的に舞鶴西商工会の建物を仮庁舎に充て輸出入植物のみの検疫業務を実施しているが、同建物は狭少で腐朽はなはだしく、ふ頭から相当の距離があり、動物検疫業務に必要な施設もないために、その業務は他港で実施している状態である。舞鶴市は旧軍港市転換計画の実施に伴い、輸出入港として相当の実績をあげつつあり、最近韓国その他南方諸国から役牛および各種動物が輸入される機運にあるので、動植物検疫所の整備充実が要望されている。ついては、同出張所庁舎敷地にこの際同所庁舎を新築するとともに、動植物検疫業務を実施しうるよう施設を整備し、法令を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

神戸動植物検疫所舞鶴出張所は現在設備不充分で、最近海外から輸入される動物の検疫事務も累増の傾向にあるにもかかわらず、その業務を同所で実施し得ない状態にあるので、これが設備の充実整備を図るべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

新宮村地内開田工事促進に関する請願（請願者　茨城県鹿島郡新宮村新宮開拓農業協同組合長木下茂男外五十五名）（山口武秀君紹介）（第一三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県鹿島郡新宮村所在の旧陸軍飛行場跡百六十町歩の開田工事は、現在工事費不足のため中止されているが、これが完成の暁は、田畠として二毛作を収穫できることはもちろん、農業経営上重要な水利施設も設営されているのでかん害の年には三百余町歩のかんがい用水を行いうる。ついては、この開田工事を既定通り継続するとともに工事費を支出されたいというのである。

二、請願の議決理由

新宮村地内の旧陸軍飛行場跡の開田工事は中止状態にあるも、完成によつて二毛作可能、且つ既設の水利施設が大に活用し得るので、食糧自給の緊要な折柄、既定通り工事の続行促進が望ましいことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

鉾田町及び新宮村地先干拓えん堤補強事業計画に関する請願外一件（請願者　茨城県鹿島郡御宮村安塚五百三十六番地池田義次外八十四名）（山口武秀君紹介）（第一三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県鹿島郡鉾田町及び新宮村の干拓えん堤補強工事は、今回県営事業として認承されたが、それによれば地元負担三割となつており、地元の経済状態では負担にたえられない状態である。さらに地元県会議員の計画はこの事業の目的である減産防止に相反する結果となるから、地元農民としては一致して反対の態度をとつている。ついては、これが補助率は全額国庫負担で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉾田町及び新宮村の干拓えん堤補強工事は今回県営事業として認承されたが、地元負担三割の負担能力を欠く実状にあるというので補助率の増額施行もやむを得ないことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

埴生浦に干拓工事施行の請願（請願者　山口県厚狭郡埴生町長石光佐市外九百八十二名）（周東英雄君外一名紹介）（第一三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県厚狭郡埴生町は、三面山岳でおおわれた狭少の地で、その面積は二十三、四平方キロにすぎないが、近時諸産業のぼつ興と交通の発達に伴つて、逐年人口は増加するに反し、耕地は減少の一途をたどり、農耕を主体とする自給自足経済はその形態を喪失した。ついては、この際、耕地の増加を図り、町民財政の窮乏を救うため、埴生浦に干拓工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

埴生町は近時諸産業のぼつ興と交通の発達とのため、人口の累増に反し耕地は漸減して農産物の自給自足不可能となつた現状にかんがみ、耕地の増加を図るため埴生浦干拓工事は適切な施設で実施が望ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

牧野造成費全額国庫負担等に関する請願（請願者　盛岡市岩手県経済部農林課内草野保忠）（千賀康治君紹介）（第一三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野内の牧野解放については、着々実現されつつあるが、所属換保留地の共同調査等幾多の事業があるにもかかわらず、なんらの予算措置がないため牧野開放事業は、中止のやむない現状となつた。ついては、所属換牧野の取り扱いについては次の点を改訂されたいというのである。（一）国有牧野の所属換事業に対する経費を積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く予算に対し牧野造成費として三千三百万円を計上すること、（二）昭和二十四年七月二十一日附農地局長、林野庁長官連名通達中「現に利用している」という条項を「すでに貸付契約し、現に使用料を支払つている牧野については地方畜産事情に応じて所属換の対象となすものとする」に改正すること。

二、請願の議決理由

国有林野内の牧野解放が着々進行しつつあるも、所属換牧野の取扱が不適当で事業の実現をはばんでいるというのであるから、検討の上改訂することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

農業災害補償法の一部改正に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡藤岡村長菅木弥曾一）（三宅則義君紹介）（第一三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農家の主要食糧増産の裏付として不慮の災害に備え、農業再生産のため農業災害補償制度が実施されている。現在農作物の異状災害のみ、二分の一の掛金を国庫が負担しているが、愛知県西加茂郡藤岡村等のような山村では、普通災害にも掛金の二分の一を国庫が負担するように農業災害補償法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度の主旨にかんがみ、その実施にあたつてはできるだけ農民の負担を軽減するよう措置すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

上郷村の供米に関する請願（請願者　愛知県碧海郡上郷村長酒井一三）（三宅則義君紹介）（第一三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡上郷村では、ルース台風及び病虫害のため、本年収穫は減収となる見込であるから、供出等を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

上郷村はルース台風及び病虫害のため、減収の見込であるというのであるから、実収成績に応じて供出量を補正割当するを至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

農林漁業資金貸付に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡石野村農業協同組合長鬼山陸二）（三宅則義君紹介）（第一三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林漁業資金融通法第二條第六号に規定する共同利用施設（人工授精所種牛開設）に対する融資につき、愛知県西加茂郡石野村農業協同組合へ資金を貸付けられたいというのである。

二、請願の議決理由

人工授精所種牛開設に対する融資は畜産振興上必要であると認め、本請願は、これを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に関する請願（請願者　郡山市議会議長福内和介）（大内一郎君紹介）（第一四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法は、日本の穀倉地帯である東北、北陸、山陰等の自然的、経済的諸条件及び農業組織、経営の特異性を生かすものとして期待されているが、公布以来いまだなんらの指示なく、しかも予算措置においてもきわめて微温的である。ついては、この際、立法の主旨を明らかにし、十分な予算を計上されて、強力に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷単作地帯の農業振興対策実施にあたつては充分な予算の裏付のもとに強力な推進を図るべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国営林道開設促進に関する請願（請願者　熊本市京町大久保勢輔）（坂本泰良君紹介）（第一四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林法の改正に伴い、森林は今後計画伐採せられることとなつたが、林産物需給の円滑を期するためには、今後林道事業の画期的拡充を図ることが必要であり、とくに奥地幹線林道においては、その緊要度が高く、これを民営補助事業とすることは、財政的、技術的見地から実施困難である。ついては、奥地未開発資源を対象とする幹線林道を国営事業として開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥地林未利用資源の開発は将来最重要な事項である。これがためには国営として幹線林道を開設することが先決問題である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

森林法の一部改正に関する請願（請願者　香川県小豆郡大部村林業普及補助員山本政雄外四名）（玉置實君紹介）（第一四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年八月一日から施行されている森林法の改正により、政府は立木の伐採を制限し、植林計画を補助金交付で施行することになり、これがため林業普及補助員を設置することになつた。しかしながら、補助員の仕事は広範囲でかつ重要な任務を有しているにもかかわらず、名誉職として無報酬であつて、補助員の立場から云えば改正森林法そのものに種々な問題がある。すなわち、日本国土の立木総量は政府の発表の半分以下であると考えられるから、各町村に命じて早急に厳密な調査を行うべきであること、植林緑化運動には造林指導が第一義であつて、ぼう大な予算で林業公務員を養い、植林補助に浪費することを中止して、林業普及奨励金を各町村に配分すべきである等、森林法を再検討されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、森林資源が年々減少している反面需要はますます増大している実状にかんがみ、国の財政的その他の措置によつて早急な造林指導を行うことが必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

めい虫防除費国庫補助増額に関する請願（請願者　香川県議会議長岡保一）（玉置實君紹介）（第一四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県におけるめい虫の水稲に及ぼす被害は、気象関係その他の悪条件により異常な状態を示し、本年度は多大の被害を受けた。めい虫の防除に対しては誘（蛾）蛍の設置または薬剤のさん布等共同で努力したが、これらの経費は巨額に達し、零細農家の経済力では到底負担にたえられない。ついては、従来の補助基準率を越えた大幅な国庫補助を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

めい虫による水稲の被害は本年度とくにはなはだしく、このため防除費が巨額に達し、農家の負担が過重となつている現状にかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農地事務局存置の請願（請願者　鳥取県西伯郡大山村大字豊房三好武男外二十一名）（足鹿覚君紹介）（第一五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は行政整理に伴い農地事務局を整理縮小するとのことであるが、鳥取県国営開拓地区は、三郡十一箇村にまたがり、迅速かつ強力な農地事務局の指導が必要であつて、また国有地取得に関しては未解決の問題が多く、事務局の適確な指導を必要としている。その他水利問題の解決は下流地帯との関連があり利害補償問題で同事務局の指導なくしては不可能である。ついては、同事務局を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地事務局が、農地の改良造成整備等の指導機関として農地行政に果してきた役割ははなはだ大きく、今後においてもなすべき業務が大量に残されていると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

奥畑、味間奥間林道開設に関する請願（請願者　兵庫県多可郡比延庄村長小松原喜市外三名）（有田喜一君紹介）（第一五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡比延庄村奥畑から多紀郡味間村味間奥に至る地域は、交通不便のため計画施業がなされず、藪放使用地として未開発のまま取残されているが、地味肥よくで植林に適しており、比較的交通に恵まれた地域では、昨年度か

ら計画的植栽を実施しはじめている。ついては、比延庄村奥畑から多紀郡今田村黒石および氷上郡上久下村阿草地を経て、多紀郡味間村味間奥に至る延長四キロの林道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在濫伐の傾向にある既開発林に比し、未開発地帯の利用ははなはだ遅れているので、すみやかな林道の開設により奥地の資源開発を図るべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

狩猟法の一部改正に関する請願（請願者　米沢市長高橋広吉外七十四名）（牧野寛索君紹介）（第一五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県では十月初旬から米、雑穀の最盛期にシベリヤ、オホーツク海沿岸等から飛来する赤い鳥が被害を與え、とくに開拓地では收穫皆無を伝えられることもあり、その駆除に腐心している。これら害鳥に対して、かすみ網による狩猟法が許可されているが、終戦後狩猟法は禁止され、狩猟鳥としては、すずめ、入内すずめの二種類のみに限られている。ついては、農業政策上、地方税制補強のため、益鳥保存の見地等から甲種狩猟法（かすみ網による）を再開され、狩猟法を改正して、かしらだか、あおぢ、わからひわ、あとり等の狩猟鳥を追加されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の收穫に多大の損害を與える害鳥に対しては、すみやかな駆除を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

水稲共済掛金率改訂に関する請願（請願者　埼玉県農業共済組合連合会長関根久蔵外九名）（高間松吉君紹介）（第一五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年度から適用される水稲共済掛金率改訂に関しては、農林省において、すでに改訂料率につき成案を得ているが、これが改訂は、その措置を一歩誤まれば農業災害補償制度の将来に重大な暗影を投ずるおそれが多分にある。ついては、安全割増をすべて国の負担とし、通常の全国最低部分についても国と農家がそれぞれ二分の一を負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

水稲共済掛金率の改訂は農家経済に及ぼす影響がはなはだ大であつて、現在窮迫せる農家に対し、さらに重い負担がかかることのないように慎重な考慮を拂うべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

保有米確保等に関する請願（請願者　静岡県榛原郡農業委員山田寛司外二十三名）（神田博君紹介）（第一五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡下の本年稲作は、八月以降稲熱病、うんか等の病害虫続発により、じん大な被害を受け、しかも十月十五日のルース台風は、軟弱生育の稲を全部倒伏し、半年にわたる農民の労苦は水泡に帰し、個々の農家に至つては供出はもちろん、保有米の確保すらできない状態である。ついては、これが救済対策として保有米を絶対確保するとともに、防除農薬費を全額国庫補助し、あわせて五等規格特設等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害によつて多大の被害を受けた地方の農民に対してはすみやかな救済対策を講じて生活の安定を図るべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

丹生川流域の治山治水事業実施促進に関する請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外十三名）（池田正之輔君紹介）（第一五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡北東部を貫流する丹生川は、そのこう水はん濫により逐年農耕地の流失、河川工作物の被害、交通施設の流失等流域一帯に多大の被害を與えている。ついては、同川上流部に砂防えん堤を築設し、治山治水事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

河川のはん濫による農地の被害は年々いちじるしく、すみやかな治山治水事業の実施を図るべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

南谷川防災ため池築設の請願（請願者　京都府綴喜郡多賀村長下村喜平外五十一名）（高木吉之助君紹介）（第一五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡多賀村の百余町歩の水田は、南谷川を唯一の水源としているが、この河川は、多賀村の南部を西流する延長七キロの急流で、戦時中の乱伐と相まつて年年治岸一帯に多大の被害を與え、過去十箇年間の被害額は一億四千八百万円に及んでいる状況である。ついては、これが永久防止の対策としてたてられた京都府の南谷川防災ため池設置計画を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時以来の乱伐等により年々農地に被害を與えている河川が多く、すみやかに防災対策を確立する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

梶並川ため池築設費国庫補助の請願（請願者　津山市長中島琢之外四十八名）（星島二郎君紹介）（第一六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県東部を南北に流下する吉

井川は、毎年こう水により、約三億円にのぼる被害を農作物等に與えている現状にかんがみ、その水害を防止し、あわせて土地生産力の増強と水資源の活用を図るため、吉井川水系のうち、もつとも被害の多大な横並川に防災ため池を築設する計画を樹立したが、関係町村のみではその財源のねん出は困難である。ついては、横並川のため池築設費に対し国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

ため池築設等の農業水利事業は、できるだけこれを促進して、災害防止、土地改良による食糧の増産確保を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

電気通信委員会

七北田郵便局に電話交換事務開始の請願（請願者　宮城県宮城郡七北田村長　早坂平助外二名）（庄司一郎君紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡七北田村には千九十戸、約七千人が住んでいるが、そのうち仙台電話局加入者は四人あるのみで、まことに不自由の状態にあり、現に電話架設を希望しているものが五十名もある。ついては、七北田郵便局に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

鹿児島市の電話施設改善に関する請願外一件（請願者　鹿児島市長勝目清）（上林山榮吉君紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島市における電話の復旧、新設希望者は、いちじるしく増加したが、現在の加入申込み積滞数は二千四百八十四件に達しており、これに対する当市電話局の架設限度は、現在のままの加入者余力数は八十件践されているにすぎない。これは局内及び線路の設備が伴わず、年次の電話架設数が少ないためであるが、さらに引き続いて共電式交換方式をとれば收容限度の関係から昭和二十九年度半ばに行詰つてしまうことになる。ついては、共電式交換方式を自動交換方式にかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島市の電話事情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、漸次電話施設の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

仙台、山形間市外電話ケーブル架設の請願（請願者　山形市長鈴木重乾外一名）（志田義信君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形、仙台間は、東北地方における東日本と裏日本を結ぶ重要な地点であり、文化、行政、経済各般にわたり密接な関係を有しているが、電話の疎通状態はきわめて悪く、至急電話でも三時間余を要している状態であり、また多季間は降雪量が多いため、線路障害がひん発し十数時間も通話不能に陥ることもある。ついては、仙台、山形間市外電話ケーブル線の架設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

市外電話ケーブルの敷設によつて当該区間の電話のふくそうを緩和し、通信の安全を確保するため、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

宝塚地区の電話交換方式改善等に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡宝塚商工会長山本錬治外二名）（塩田貫四郎君紹介）（第三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後における兵庫県川辺郡宝塚地区は、観光宝塚都ゆうとする内外人の観光客増加し、宝塚歌劇団をはじめ官公署、旅館、商店等激増し、異常な躍進に伴い逐日電話加入利用者多く、今後ますます電話交換事務のひん繁を予想されるが、現在のごとき狭あいな局舎において、また最旧式磁石交換機をもつては敏速なる通話は期し難いため、多大の不利不便をきたしている。ついては、当地区の電話交換方式を自動式に改めるとともに、電話局交換事務を昭和十二年逓信省が宝塚電話局舎として新築した当町所在の鉄筋コンクリート三階建に移転されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

西脇、大阪間直通電話回線増設等に関する請願（請願者　兵庫県多可郡西脇町西脇通信協力会長　来住梅吉外二十一名）（川西清君紹介）（第三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡西脇電報電話局の電話回線のうち大阪、西脇回線は現在四回線であるが、特急通話でも普通通話以上長時間待たねば役にたたぬ現状である。これは西脇町の特殊産業である播州織が近年急激に発展し、各種商社及び生産者の大阪駐在員が増加したためであつて、このような電話の悪條件は事業の発展を阻害する重要な原因となつている。ついては、大阪、西脇間電話回線を四回線に増加し、中央電式もしくは大共電式に改善するとともに、これに伴う庁舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話のふくそうを緩和するため、なるべくすみやかに当該区間に直通電話回線を増設せしめるよう措

置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

尼崎市の電話網拡充等の請願（請願者　尼崎市長　坂本勝外一名）（吉田吉太郎君紹介）（第四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尼崎市は全国有数の工業都市であり、人口実に三十五万余に及び、産業の復興とともに交通、通信の需要度もまた全国屈指であるが、現在の通信施設を見るに、老朽と復旧の遅延とにより将来新加入者の需要に応ずることは不可能な状態であつて、普及率も隣接各市に比べ最下位にあり、本市の復興と文化経済面に重大な障害を及ぼしている。さらに本市の行政区域には尼崎電話局管区と北部に伊丹電話局管区が一部あり、両局の地域となつているため、行政区域と電話管区とが不一致の状況にある。ついては、本市の電話網の拡充促進並びに自動式の設置及び電話管区と行政区域との一致を要望するというのである。

二、請願の議決理由

工業都市尼崎市の戦後における電話事情の変化にかんがみ、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

ラジオ共同聴取料値下げに関する請願（請願者　札幌市北四條西一丁目北海道ラジオ共同聴取連絡協議会長松本六太郎外三名）（椎熊三郎君外一名紹介）（第四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道におけるラジオ共同聴取施設は、無電化地帯の農漁村文化の向上と農漁業生産伸長上必要な施設として、必然的にしかも急速に発展し、ますます普及の段階にあるが、経済的に恵まれない奥地農漁村においては、その維持に多大の支障をきたし、その健全な発達を阻害されている現状である。ついては、一般受信者に比して選択性のない受信で聴取しているラジオ共同聴取施設者の聴取料を値下げされたいというのである。

二、請願の議決理由

へきすう農漁村の文化向上並びに産業振興の見地から、ラジオ共同聴取施設の健全な発達を図るため、これが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

六瀬村に電話架設の請願（請願者　兵庫県川辺郡六瀬村長大西義隆）（塩田賀四郎君紹介）（第四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡六瀬郵便局における電話交換事務は、昨年度より開始されたのであるが、村内の電話は、その大部分が未架設の状態であるから、地元経済文化向上のため、すみやかに電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

豊岡電報電話局の新築並びに電話交換方式改善の請願（請願者　兵庫県豊岡市長佐川辰夫外十名）（有田喜一君紹介）（第五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊岡市所在の豊岡電報電話局は、郵便局と局舎を共用している関係上、室内きわめて狭あいで交換台の増設が不可能であるため、多数の新規電話加入の希望に応ぜられないのみか、諸官庁の連絡、商業取引、遊覧客の用向等繁雑なる通話を処理できず、京阪神との通話は普通申込で五、六時間を要する状態であつて、そのためこうむる利用者の不利不便はきわめて大きく、当市の経済的発展に大なる影響を與えている。ついては、該電話局局舎を新築し、あわせて職員能率増進のため設備を整えるとともにこの際電話交換方式を自動式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊岡市の電話事情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、漸次局舎の新築並びに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

鳥取県下の電気通信施設整備拡充に関する請願（請願者　鳥取県知事西尾愛治外十名）（稲田直道君紹介）（第六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県は地勢及び風土等の関係で従来産業、経済あるいは文化の面において、他府県に比し劣つていたのであるが、最近日本パルプ工場及び紡績工場の新設、大会社の誘致、また大山総合開発等その面目を一新しつつあるが、これが基礎的條件である通信施設がいまだ完備していないため、これら増大する需要に応ずることができず、本県の政治、経済、文化の進展に多大の支障をきたしている。ついては、左記施設の改善に特別の措置を講ぜられたいというのである。（一）鳥取電話局の改式、（二）山陽山陰間ケーブルの新設、（三）鳥取、米子間ケーブル布設、（四）米子局と皆生局の電話交換区域の合併等。

二、請願の議決理由

鳥取県の最近における産業、経済の発展に即応するため、予算、資材等を勘案し、なるべくすみやかに同県下各主要地域所在の電気通信施設の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

神岡、富山間直通電話回線新設等の請願（請願者　岐阜県神岡

町長奥村義雄外二名）（岡村利右衛門君紹介）（第六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡神岡町は富山県に隣接し、富山県との商取引は従来より活発で、これらの取引をはじめ日常用務はほとんど電話をもつて果しうるにもかかわらず、現在既設の電話回線は富山、神岡、古川の三局接続共同線がわずか一回線使用されているため、特急報をもつてしてもほとんどが通じない実情で、夜間の開散時にはわずかに利用される程度であり、商工業者の被る不便は大なるものがある。また高山市は飛騨の中心地で行政、経済諸機関の所在地であるが、わずか二本の電話回線を使用しているため、ふくそういちじるしく、日常用務はもちろん神岡町の官公庁の連絡にもこと欠く状態である。ついては、富山市、神岡町間に直通電話回線を新設するとともに、神岡、高山間に電話回線を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

神岡町の鉱業における特殊事情にかんがみ、すみやかに当該区間に直通電話回線を新設せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

室蘭電話局新築促進に関する請願（請願者　室蘭市長熊谷鍍雄外一名）（篠田弘作君紹介）（第七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭市は国際貿易港として、また重工業都市として目ざましい躍進を示し、電話の加入申込積滞数は六百を越え、潜在千箇に達する状況であるが、受入設備は旧式の磁石式であるため、收容力二千百箇であり、本年度中に二千五十を超える見込である。もし自動式の改式が二十七年度中に完成しないならば、二十八年度以降は一箇の新増設も不可能になり、市の発展に重大な支障をきたすことになるから、昭和二十七年度中に改式実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近各種商工業の急激な発展を見つつある室蘭市の電話事情にかんがみ、すみやかに局舎の新築並びに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

門司市の電話交換方式改善に関する請願（請願者　門司市議会議長末松喜一）（平井義一君紹介）（第九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

門司市は西日本における海陸交通の要衝を占め、海外貿易においてはもちろん、戦後産業経済の急激なる復興と相まつて国家の再建に大なる役割を果しているが、戦時中当市の電話は多大な損害を受け、今日なお十分な復旧の域に達せず、つねに故障続出し、ことに大里地区は降雨の際は大部分通話不能となり、しかも電話局の能力もまた飽和点に達し、新規加入の余地はほとんどなく、諸産業の発展を阻害することは、おびただしいものがある。ついては、この際門司市の電話交換方式を自動式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

西日本における海陸交通並びに海外貿易の要衝門司市の発展に即応するため、予算、資材等を勘案し、戦災のため劣化をきたした同市の電話交換設備をなるべくすみやかに改善せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

小倉村を明盛局通話区域に編入の請願（請願者　長野県南安曇郡小倉村長降幡繁之外二十四名）（植原悦二郎君紹介）（第一〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県南安曇郡小倉村は人口多く、主として米、雑穀、大根、果樹、木材等を産出し、豊科町、松本市等に出荷しているが、現在電話加入局である梓局、明盛局までは五キロないし七キロもあり、ことに同村の通話は松本を一廻するため、非常に不便で、急を要する通話でも二、三時間遅れる実情である。ついては、小倉村の電話加入局を明盛局管下に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

内川目村立石及び近郷を大迫局通話区域に編入等の請願（請願者　岩手県稗貫郡内川目村長佐々木政郷外二名）（山本猛夫君紹介）（第一〇八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県稗貫郡内川目村立石部落は人口多く、同村の中心地で、商店工場等小町街を形成し、電話の必要に迫られて郵便局に公衆電話所併置を見るに至つたが、県道日詰大槌線が開通すれば、盛岡盛線との中間連絡地点として地方物資の集散地となり、急激に電話の利用度が加わることになり、また近く内川目村役場、農業協同組合が立石に移向することになると思うから、立石を中心とする向村、平蔵附、鈴野以南大迫までの中間部落を近接大迫電話取扱局に特別加入区域として編入し、該局電話三十七番回線を内川目村立石まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

日田、小国間電話回線増設に関する請願（請願者　熊本県阿蘇郡小国町長河津寅雄外一名）（松野頴三君紹介）（第一三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県日田市、日田郡、玖珠郡、

熊本県阿蘇郡小国町等は森林資源に恵まれ、終戦以来は特需物資として六、七十の製材工場で製材せられ、福岡県各地その他に輸送されている。また日田市は観光都市であり、これら産業、観光の発展は交通関係とあいまつて通信機関の完備なくしては期しがたい。しかるに主要地を結ぶ電話回線は日田、杖立間と日田、鯛生間の二回線であつて、現在通信困難のため一般に通話は三時間ないし四、五時間を要し、取引や連絡に支障をきたし電話の利用価値を半減させている。ついては、日田、小国間電話回線を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話のふくそうを緩和するため、すみやかに市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

久慈町にラヂオ中継所設置の請願（請願者　岩手県九戸郡町村長会長山内堯文）（山本猛夫君紹介）（第一四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡は、文化向上の一環としてラヂオの普及に努めているが、三方山がくに包まれていることと、当地方に広く分布している砂鉄鉱の磁力による電波の妨害等により、一般受信者のれん価な受信機では、感度が悪く、聴取困難であり、その健全な発達を阻害している現状である。ついては、すみやかに本郡久慈町にラヂオ中継所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方文化向上の見地から、当該地方のラヂオ聴取状態を改善するため、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

津賀局を集中局とする市外電話回線の増設に関する請願（請願者　岡山県御津郡津賀村長藤井繁男外四名）（若林義孝君紹介）（第一四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津賀局の所在地は、岡山県御津郡北部地方の関門に位置し、地方交通の要衝であり、通信機関の利用度も高く、本郡中北部の通信網の主要地たる特質を具備しているのであるが、同局の通信施設は、ほとんど不完全であり、岡山市への通話は八時間を経過する状況で、一般電話利用者の被る不便は大きく、かつ地方文化の進展に大なる支障をきたしている。ついては、同局に対し円城、下土井、新山各局の電話回線を收容し、津賀局を集中局とする市外電話回線を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話のふくそうを緩和するため、すみやかに所要の市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

千葉電話局の電話交換方式改善等に関する請願（請願者　千葉市長宮内三朗外一名）（多田勇君紹介）（第一五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉電話局は、その設備すでに飽和状態に達し、通信機関としての機能の限界にあることは、飛躍的発展の過程にある千葉市として、まことに忍び難いところである。ついては、通信機能の急速な整備拡充を行うとともに、現在の共電式を自働式に改善するため、昭和二十七年度においてこれが経費の予算化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉市の戦後における電話事情の変化にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

建設委員会

福岡県下の災害復旧費国庫補助増額に関する請願（請願者　福岡県議会議長田中保蔵）（平井義一君紹介）（第四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県は本年七月九州東南部を襲つたケイト台風に引き続き、昭和十六年以来の豪雨に際会し、総額六十億円に達する被害をこうむつたが、最近における県財政はきわめて不安定であり、といつていこれが復旧を完成することが困難な実情である。ついては、県下災害復旧費国庫補助を増額するとともに国庫補助の対象とならない十五万円以下の災害が多数箇所生じ、総額数百万円に達している実情にかんがみ、これらも特別国庫補助の対象にされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道岐阜富山線を国道に編入の請願（請願者　岐阜県武儀郡町村会長松久永助外八名）（岡村利右衛門君紹介）（第四一号）及び同（請願者　富山県婦負郡細入村長水腰梅太郎外十九名）（内藤隆君紹介）（第五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国交通運輸の現状は当分の間、陸上自動車輸送に負うところが多いが、大体海岸線に沿う縦断線が発達し、横断線が未発達である。ことに本土の中央部で東海、北陸間を結ぶ岐阜、富山間がわずかに單軌の高山線を有するにすぎない。ついては、岐阜、富山線を国道に編入し、本土横断の幹線道路たらしめ、陸上輸送の高度利用により、生産増強を図り、同時に沿道の資源開発と地方民をして文化の恩恵に浴せしめるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

雫石町に住宅金融公庫資金融資の請願（請願者　岸手県岸手郡雫石町長上野君平外一名）（浅利三朗君外一名紹介）（第四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岸手県岸手郡雫石町は、県内においても、他に類例を見ない大火災により多大の災害をうけたが、貧弱なる財政をもつてはこれが復旧は困難であるから、住宅復興については、住宅金融公庫より資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

災害住宅復旧費国庫補助の請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外一名）（浅利三朗君外一名紹介）（第四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岸手県岸手郡雫石町は、火災により県内においても他に類例を見ないほどの災害をうけたのであるが、財政が貧弱なため、これが復旧はとうてい不可能であり、り災者の收容に困却している実情である。ついては、同町の災害住宅復旧に対して、国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

連合軍による接收農地の借上料増額に関する請願（請願者　岡岡市役所農業課内岡岡市席田耕地整理組合長中山市太郎外三名）（池見茂隆君紹介）（第六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡岡市席田地内二百八十余町歩の田畑及び宅地は、昭和二十年十一月に国連軍に接收せられ、反当り三百円程度を借上料として支給せられ、同二十二年度にはこれを九百円に増額となり、現在に至つているが、わずか九百円の借上料ではとうてい生活することができず、ますます窮乏に陷るばかりである。ついては、前記接收農地の借上料を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

夷隅川下流に防波堤築設等の請願（請願者　千葉県夷隅郡長者町長金綱弘外十九名）（田中豊君紹介）（第八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡を流れる夷隅川は、南総第一の大河で、河幅広く、上流は遠く標高五十メートルの大多喜町でも毎年河水の逆流のため、水害をもたらし、県営工事により防止策を講ぜられている。河口附近では潮流の関係で土砂が打寄せられ、水深わずかに一メートルの浅瀬となつて両岸の排水こう（溝）から、河水、海水が逆流し、堤防を越え耕地数百町歩に被害をもたらしている。河堤の修理は本年県営で実施しているが、河口の閉そくを防止しなければ護岸工事の効果も意味ない。さらに河口に近い太東岬は有望な漁場であるから、夷隅川河口を掘さくし、小突堤を作ることによつて、水害防止と漁港の築設の一石二鳥をうることができるから、現在調査の上、本工事を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

一宮川河口改修工事施行の請願（請願者　千葉県長生郡一宮町長大場英二外十一名）（田中豊君紹介）（第八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県長生郡一宮川は、戰時中より全く改修工事が行われていないため、河口狭く、かつ河底が浅くなつており、ひとたび豪雨にあうと河口は河水を流しきれず、附近約一千町歩の田畑はこう水の被害をうけ、食糧増産に多大の支障をきたしている。また河口が浅いため、漁船の出入が不可能である。ついては、一宮川河口を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道飯坂高畠線改修工事費国庫補助の請願（請願者　福島県伊達郡茂庭村長山田藤五郎外一名）（松井政吉君紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県北地方と山形県東置賜郡高畠町地方の関係町村との連絡道路は、福島県伊達郡茂庭村から山形県東置賜郡高畠町に通ずる路線が唯一であるが、宮城県刈田郡七ケ宿村字稻子部落から約四キロの箇所はまだ完成されず、車馬の通行ははとんど不可能の状態である。ついては、飯坂、高畠線の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力維保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

災害復旧費国庫補助増額等に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

災害復旧事業費については、昭和二十六年度は公共土木災害復旧事業費国庫負担法により、はなはだしく補助率が減少し、工事費十五万円以下のものについては、市自体の費用で支弁しなければならないことになつているが、かかる地方負担は地方財政の現状よりみて不可能であるから、この際国庫補助率を全額国庫負担にするか、または相当程度増額されたい。また従来の災害工事の施行は災害のあつた年度より三箇年内に逐次指令があり、未指令箇所は破損箇所の増破等により指令があつてから工事を施行するとき、当初の工費以上を必要とするようになるから、災害の工事施行指令の早期下附並びに補助交付を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

神戸、西脇間道路改修費国庫補助の請願（請願者　兵庫県多可郡西脇町東播商工会議所会頭小沢通秀外八名）（川西清君紹介）（第一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神戸、西脇線は、最近運輸交通量が激増し、これがため、道路の損傷いちじるしく、交通連絡、重要物資輸送に大なる影響を及ぼしている。また当地は観光面においても沿線に景勝、名勝地を有し、外客誘致にも重要な使命を果しているのであるから、該道路の拡張と舗装につき、国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

岩手県の災害復旧費国庫補助増額の請願（請願者　岩手県耕地協会長北太郎）（小澤佐重喜君紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は昭和二十二年九月のカザリン台風以来、相つぐ大暴風雨のため、県下全般に大なる被害をうけ、その被害は耕地関係だけでも一万二千町歩に及び、とくに本年の融雪による災害は六億六千万円にも及ぶ実情であるにもかかわらず昭和二十六年度の国庫補助額を大幅に減額したことは、はなはだ遺憾であり、食糧増産に及ぼす影響は大なるものがある。ついては、岩手県の災害復旧費に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

災害復旧費増額等に関する請願（請願者　名古屋市議会議長横井恒治郎）（辻寛一君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

七月、全国に襲来した豪雨のために各都市はばく大な被害をうけたのであるが、これが復旧には巨額の費用を必要とし、現在赤字に悩む地方公共団体としては、とうていまかないえない状態である。ついては、これが復旧のため、応急融資、特別助成、起債の大幅増額許可等の非常措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

墨田区江東橋一、二、三、四丁目は、東京都第五建設事務所第四地区として復興整理の実施に向つているが、地区整理当局並びにボス的区画整理委員による実状を無視した机上の設計によつて、地域住民の不満の的となつている。整理立案の内容は、至るところ不合理、不都合の連続で、地区委員の利権のためのお手盛案であり、これが実施強行によつて住民は不安をいだき、行政訴訟の提起、警察署、消防署及び上司に対する請願をなすに至つている。ついては、地区住民は第四地区の区画整理委員を改選し、公平で明朗な整理を要望したいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

墨田区江東橋一、二、三、四丁目区画整理委員改選に関する請願（請願者　東京都墨田区江東橋三丁目飯田久平外百三十六名）（中島守利君外一名紹介）（第一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

墨田区江東橋一、二、三、四丁目は、東京都第五建設事務所第四地区として復興整理の実施に向つているが、地区整理当局並びにボス的区画整理委員による実状を無視した机上の設計によつて、地域住民の不満の的となつている。整理立案の内容は、至るところ不合理、不都合の連続で、地区委員の利権のためのお手盛案であり、これが実施強行によつて住民は不安をいだき、行政訴訟の提起、警察署、消防署及び上司に対する請願をなすに至つている。ついては、地区住民は第四地区の区画整理委員を改選し、公平で明朗な整理を要望したいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

新旧北上川下流改修工事施行の請願（請願者　宮城県桃生郡飯野川町長中川陸司外八名）（内海安吉君紹介）（第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新北上川及び追波川は改修せられてより二十年の間、数十回にわたるこう水に際会し、そのつど土砂をいちじるしく流下し、河床はかさばり、あし、かや等の密生する中洲の現れ等、ますます拡大して流速を阻害する現況であり、また飯野川より追波川河口に至る区間並びに柳津町より石巻河口に至る北上川のたい廃は、水災の一大原因となり、上流部にも影響するところ多大なるものがある。ことに昭和十七年以来のこう水位はかさばり、堤防の欠かい、通水等より幾度か危機に迫られ、関係町村民は極度に生活の不安を感じている実情である。ついては、同川上流の改修とともに、これが下流改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

官報 号外

昭和二十六年十一月三十日

○第十二回国会　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その六）

信濃川水系砂防工事促進の請願（請願者　長野県北安曇郡安曇村信濃川水系砂防工事促進期成同盟会長高橋広躬外十七名）（陸族第弥君外一名紹介）（第二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

梓川は、槍ヶ岳にその源を発し、奈良井川と合流、犀川と改め、高瀬川を合わせて長野で千曲川と合し、信濃川を形成しており、流域関係市町村は、一市六十余箇町村にわたつているが、梓川の年間流出土砂量は百二十八万立方メートルに及び、上流一帯の砂防工事の必要性は、恒久的かつ緊急を要する状態である。ついては、すでに工事中の箇所以外に、左記の箇所の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。（一）梓川筋上堀沢、同中堀沢、同下堀沢、（二）梓川右支湯川、同前川、同奈川、（三）梓川左支島々谷、（四）高瀬川本川筋。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

多聞橋下流地区の魚野川改修工事施行の請願（請願者　新潟県南魚沼郡浦佐村長町田庄一郎外十七名）（田中角榮君紹介）（第二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信濃川の支流である魚野川は、源を遠く上越国境に発し、南魚沼盆地を貫流し、北魚沼に至つているが、これにかかる多聞橋下流は堤防が欠壊し、肥よくな耕地を流失し、応急工事もかいなく、年々しんしんよくの度を加え、また下流八百メートル附近ではかんがい用水路を欠壊して、国道に直接迫り、その上地すべりによつて危機にひんしている国道及び鉄道に重大な脅威を與えつつある現状である。ついては、多聞橋下流地区魚野川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

丹生川改修工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡常盤村長西塚富蔵外十三名）（志田義信君紹介）（第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県丹生川は高峰舟形山に源を発しているが、沿川流域は、その地形的気象的環境により、治山、治水、利水事業ともに、はなはだしく不備を免れず、ひとたび豪雨にあえば、たちまち流路を乱し、土砂石れきを流下し、農耕地の流失、埋没、河川工作物、交通施設等の被害は大きく、その流亡荒廃は毎年増大の一途をたどつている。ついては、丹生川水系一帯の各支川けい流部に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

飛騨地方の災害復旧費国庫補助等に関する請願（請願者　岐阜県高山市長日下部礼一外十九名）（岡村利右衛門君紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飛騨地方は山間部である関係上、耕地の水路、農道、井せき等の公共施設は、最近の山林の濫伐と相まつて、ひとたび豪雨があるときは、その惨状は言語に絶するものがあり、相つぐ災害により、窮乏せる県財政をもつてしては、恒久的な災害復旧並びに土地改良は望まれず、農民は一日として安んじて農耕に励むことができない現状である。ついては、当地方の災害復旧等に対し国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国連軍射撃用地接收に伴う救済金交付に関する請願（請願者　山形県北村山郡戸沢村長後藤三郎外三十五名）（關司安正君外三名紹介）（第二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡戸沢村の住民は、従来から山林、原野の資源で收入を得て生活費に充てているが、昭和二十一年十二月から、国、民有地合計千二百町歩のうち田地九町八反歩、畑地十八町七反歩、山林原野千百八十一町五反歩の広大な面積を、国連軍の射撃用地として接收せられ、同二十三年以降は立入禁止状態となつているため、村民一般は入山も思うようにならず、燃料、肥料、飼料その他の副産物はもちろん、耕地所得等に至るまで減收し、その上昭和二十三年度以降は道路その他の修繕出役人並びに村当局から支出した額は膨大であり、村民の苦しみは耐えがたいものとなつている。ついては、差引減損額二千百五十九万一千六百五十八円を村救済金として補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

昭和二十六年十一月三十日　衆議院会議録第二十三号附録（二）（その六）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

国道十六号線改修工事促進の請願（請願者　大阪府泉佐野市長山本昇平外二十一名）（平島良一君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府南部に位置する泉南地方は、わが国屈指の重工業地区で、ことに繊維工業、金属工業及び農、水産業が発達して多量の生産物を泉南各地方及び関東地方へ移出し、これが生産物は南海鉄道が戦災以来いまだ輸送能力も充分にかい復するに至つていないため、国道十六号線を唯一の交通路として利用しているが、本線の貝塚以南区域は開通当時より砂利道のまま放置されており、諸車の損傷や輸送力の減耗等の有形無形の損害は多大であり、雨天となればでい土と化し、交通に大なる不便と危険を伴う状態である。ついては、すみやかに国道十六号線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

新北上川下流改修工事施行の請願（請願者　宮城県桃生郡飯野川町長中川陸司）（内海安吉君紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡飯野川町は、北上川末流に位し、北上川改修工事施行以来、犠牲地として耕地は毎年冷水害を被り、農民生活の疲弊はその極に達している。ついては、これが救済方法として、（一）新北上川の中州しゅんせつ工事を施行する、（二）新北上川右岸一帯の堤防通水止および補強工事を行い近辺耕地を冠水より救う、（三）県道雄勝飯野川線のうち本町地内中島字川前より中野字相野田間の余盛工事を行いいつ水による交通のと絶を防止する。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

上江橋架替え促進の請願（請願者　埼玉県川越市長伊藤泰吉外三十五名）（清水逸平君外一名紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

荒川、入間川の合流点にある埼玉県入会地内の上江橋は、県の東西をつなぐ重要な橋であるが、この仮橋は、まことに危険であり、ひとたびこう水に際会すれば交通は全く絶し、沿道地方民はもとより、本橋利用者の不便はいちじるしく、地方産業の発展にも影響するところ大なるものがある。ついては、橋脚、橋台とも大部分完成しているから、同橋りよう架設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

下呂、飯田間の道路を国道に編入の請願（請願者　岐阜県恵那郡坂下町長吉村新六外十七名）（平野三郎君紹介）（第三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中部地方を横断し、表裏日本を縦走し、東海北陸両線に連絡する交通線は、高山、中共、飯田の三国鉄道であるが、これらは、いずれも山間部においてつなぐ交通路に乏しいため、膨大な天然資源と生産物資を搬出することが困難である。しかし、岐阜県益田郡下呂町より坂下町を経て飯田市に至る道路を国道に編入し、一部を改修されたならば、沿道裏アルグス、裏木曽、南信一帯に包蔵されている膨大な天然資源の開発は飛躍的に増大され、かつ北陸、関東、東海各方面に連絡する主要道路の一環をにない、さらに観光面に寄与するところも大である。ついては、下呂、飯田間道路を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

三陸沿岸道路改修工事促進の請願（請願者　岩手県知事国分謹吉外五名）（小澤佐重喜君紹介）（第三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は、水、林、鉱、農産物に富み、戦後ことに開発を重視し、国土総合開発法の設定をみたが、由来当地方の産業、経済、文化の不振は交通網の欠如にあるので、道路交通の整備は開発の重要なかぎである。しかるに、東北地方を縦断する国道は、四号路線及び五号路線のみで、三陸沿岸は各県道によつて連絡を保つがごとき現況である。ついては、国道六号線を

延長し、三陸沿岸を経て、青森県三本木町において国道四号線と結ぶ各府県道並びに八戸市を起点とし、東海岸を経て同県大間町に至る間を国道とし、すみやかに整備改良を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

村田川改修工事促進の請願（請願者　千葉県市原郡菊間村長須藤梅吉外四名）（佐久間徹君紹介）（第三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県市原郡菊間村、八幡町、岡千葉郡椎名村、生浜町は、村田川を擁し、水利の便に恵まれているが、村田川は屈曲多く、流水を阻止することはなはだしく、少しの降雨にもはん濫して田畑、人家は毎年被害をうけている実情にある。ついては、昭和二十七年の田植期前に同河川の改修工事に着手し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

東谷運河こう門復旧費国庫負担の請願（請願者　宮城県桃生郡野蒜村長給木長松外十七名）（内海安吉君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡野蒜村東名運河は、松島港と鳴瀬川を結ぶ内海航路で、さらに石巻港に通ずる貞山運河に接続し、石巻より塩釜に航行する内海航路として重大使命を果たしており、本こう門はこの運河と鳴瀬川の分岐点にあり、鳴瀬川の出水が松島湾に流入するのを防ぎ、あわせて内面耕地の排水を容易にする役目を果してきたのであるが、大正初期頃から腐朽破損し、その後四十余年の間の鳴瀬川の出水時における濁流による土砂の流入等により、今日においては小船舶の航行も不能となり、一方本村内面耕地は出水停滞のための冠水、同河川の減水時まで全然排水不能を余儀なくされている。ついては、本こう門の復旧を国庫負担によりすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

須川支流小鶴沢川砂防工事促進の請願（請願者　山形県東村山郡大寺村長広谷彌治兵衛外一名）（松浦東介君紹介）（第三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡大寺村大字杉下地内は、明治十九年及び三十九年の大地すべり以来、地すべり連続し、家屋、田畑等は多大な損害をこうむっていたが、さいわい昭和十一年度及びその後における小鶴沢川筋杉下橋上流下流五箇所に砂防えんていを施行されたため、従来のような強烈な地すべりを防止しうるようになつた。しかし防止状況を見るになお不安なところがある。ついては、小鶴沢川流域の適当な箇所に砂防工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道長岡、桂谷間改修工事費国庫補助の請願（請願者　新潟県古志郡太田村長佐藤重）（田中角栄君紹介）（第三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道長岡、桂谷線は、新潟県古志郡太田村外四箇村地内にある五百ないし七百メートルの山岳地帯で、平坦な土地なく、ために自転車、リヤカさえも通行不能な状態である。ついては、県村財政の窮乏にかんがみ、これが改良に要する工事費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

門川町地内五十鈴川に堤防築設の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡門川町小岡井堰土地改良区理事長黒木金蔵外十三名）（佐藤重遠君外三名紹介）（第三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡門川町五十鈴川流域一帯は、毎年襲来する台風により人畜、家屋、田畑等に大なる被害をうけている実情である。ついては、これが被害を未然に防止するため、同町地内五十鈴川に堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

公営国庫補助庶民住宅建築資金割当に関する請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年、岩手県に生じた大火災により、被害をうけたり災者を収容するため、公営国庫補助庶民住宅建築資金をり災町村に追加割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

吉田川水系改修工事促進等の請願（請願者　宮城県黒川郡吉岡町長早坂庄之助外七名）（安部俊吾君外一名紹介）（第三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在施行されている吉田川直轄改修工事は流域全町村の福祉であるが、吉田川の下流工事が強固になつたため、上流部の各支川流域に逆流はん濫する結果となつた。すなわち落合西部地帯及び吉田、吉岡東部鶴巣、真谷、各支川すなわち善川、竹林川、西川の流域は、百二十ミリの降雨量でも三日ないし五、六日冠水するようになり、田畑約二千数百町歩の耕地と、人家二百戸以上に被害を與えている。ついては、吉田川直轄改修区域上流部および支川竹林川、善川の三川を中小河川として改修工事を実施するとともに、宮城県黒川郡落合村落合橋下流の流身屈曲部および柏川地内まですみやかに整正し、災害を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

木曽川下流しゆんせつ工事施行等の請願（請願者　愛知県海部郡鍋田村長荒川健外三名）（江崎真澄君紹介）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木曽川は、平時鍋田川に六割以上の流量を示し、現在浅瀬になつている関係上、一朝こう水の場合は鍋田川が危険にひんするから、木曽川のしゆんせつこそ緊急事である。しゆんせつによる土砂は、沿岸低湿地の埋立、農耕地の客土に利用し、河口左岸の干拓工事に利用すれば一石二鳥である。また鍋田川にこう（閘）門を設置し、こう水を防ぐことも考えられる。ついては、木曽川の左岸堤防を後退することなく、木曽川下流にしゆんせつを行い、耕地の塩害、かん害を防ぐよう、すみやかに施行されるとともに、鍋田川下流に干拓工事を行わない場合は、鍋田川のこう水を防ぐため、こう（閘）門を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害の防除のため、早急に施行の必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

古館村地内北上川に堤防築設の請願（請願者　岩手県紫波郡古館村長小川泰雄）（山本猛夫君紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県紫波郡古館村は、米穀地帯であるが、無堤防のため、北上川の増水ごとにこう水に見舞われ、昭和二十二、二十三両年度に多大の被害をうけ、五十八町歩の田畑は冠水され、河岸決かいのため耕作地帯に新しい河川が生じている有様である。上流隣接村である徳田村の堤防完成とともに、北上川の増水はん濫は古館村に一層の被害の度を加えることになるから、村民の不安はたかまつている。ついては、民生安定のため、古館村地内北上川沿岸の築堤工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

道路法の一部改正等に関する請願（請願者　宮城県気仙郡盛町長鈴木文助外四十三名）（小澤佐重喜君紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路法を改正し、産業開発上重要なる国道路線を設定するとともに、国道六号線を延長し、三陸沿岸を経て青森県三本木において国道四号線に結ぶ新路線を設定されたい。とくに本路線中宮城県気仙沼町と釜石市間は三陸沿岸の漁獲物輸送と五葉山脈及び各町村の保有する山林資源開発に資するところ大であるから、この間の路線開設を重点的に要望するというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

大阪、福住間自動車道路開設の請願（請願者　兵庫県多紀郡福住村山川賴三郎外七名）（有田喜一君紹介）（第四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関西の中央商工都市なる大阪市より、池田市、西能勢を経て福住に達する五十三キロの線に自動車道路を開設することは、沿道の産業開発上もつとも必要であり、本線沿道は山陽山陰を縦貫する中国山脈のうち最底部を通過するため、道路開発はきわめて容易である。ついては、同区間に自動車道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道松本高山線を国道に編入の請願（請願者　松本市長筒井直久外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県松本市より中部山岳国立公園中の安房峠を経て、岐阜県高山市に通ずる県道松本高山線は、従来わずかに季節的なバスの運行が行われているにとどまり、貨客輸送の大部分は遠く多治見、美濃、太田をう回する鉄道路線によるほかなく、交通上の不利不便はもとより、国家資源として貴重な山林資源、豊富な電力資源、鉱物資源等幾多の未開発資源の開発にも大なる障害を與えている。ついて

は、該線をすみやかに国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

大根占町の災害防止に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡大根占町長宮里軍吉外一名）（前田都君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡大根占町は、鹿児島湾の東南岸に位しているが、季節風と潮流によつて毎年浸蝕され、少しの時化にも波は沿海人家を洗い、暴風雨に際しては狂奔家を動し、家畜を流し、住民は避難を余儀なくされる等その混雑はおびただしく、しかして多くの場合、河口閉そくし、そうでない場合にも満潮と合一して水勢増高し、沿線に平行して流域を一変し、関係住民は不安におびえている。ついては、これが災害防止策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

根知村地内根知川に砂防工事施行の請願（請願者　新潟県西頸城郡根知村長斎藤正恵）（田中彰治君紹介）（第五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根知川は、長野県両飾山、駒ヶ岳、鬼ヶ面山等に源を発し、西北に根知村を貫流し、姫川に至る総延長十キロに至る重要河川であるが、集水面積に比し周囲の山岳が急であるため、一度豪雨にあえばこう水となり、流域を脅かし、災害激増の一途をたどる現状である。山岳地帯は森林乏しく、雨水のしん透保有に適せず、加うるに県内有数の地すべり地帯があつて、土砂の流出がはなはだしいにもかかわらず、本流の左右両岸に災害防除施設の少ないことも一因となつている。ついては、根知川上流新潟県西頸城郡根知村地内に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

地すべり砂防工事費国庫補助に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡能生谷村小笠原丸一外七名）（田中彰治君紹介）（第五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近全国各地に地すべりがひん発し、多大の被害を與えている現状にかんがみ、地すべり砂防対策費を新たに設置し、昭和二十七年度においては十億円の地すべり予算を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のために、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

災害復旧費国庫補助の請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（遠藤寛君紹介）（第五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

過般西日本を襲つた連日の豪雨のため、岡山県は土木、耕地、林業、その他あらゆる面にわたつて大なる被害をうけ、その総額は十数億円に達し、これが復旧は食糧増産、交通確保、民生安定上きわめて重要であるが、困窮せる地方財政では、これが復旧はなしえない実状である。ついては、すみやかに災害復旧に対する国庫補助金を交付せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

上浦幌上川上、二股間道路開設の請願（請願者　北海道白糠郡白糠町長青木金吾外二名）（伊藤輝一君紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝郡浦幌村字上浦幌上川上より白糠郡白糠町字二股に至る約三十二キロの間の道路を開設することは、沿道百余町歩のよく野の開発並びに無盡蔵として名声高い林産資源の開発等に資するところ大なるものがある。ついては、該区間に道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

本別町地内利別川改修工事施行等の請願（請願者　北海道中川郡本別町長鈴木忠男）（伊藤輝一君紹介）（第五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡本別町地域の中心部を貫流する利別川は、十勝管内河川中もつとも長大な河川であるが、融雪期の増水と雨期におけるこう水により、沿岸一帯の数百町歩にわたる農耕地は毎年大なる被害をうけている。一方同河川に架設されてある開盛橋は、本地方唯一の大橋りようであり、その利用度は盛んであるが、木造のあるため、交通のひん繁にたえられず、腐朽はなはだしく、自動車の通行が危ぶまれている実情である。ついては、本別町地内利別川の改修を行われるとともに、開盛橋を永久橋に架替されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

本別町に上水道敷設の請願（請願者　北海道中川郡本別町長鈴木忠男）（伊藤郷一君紹介）（第五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡本別町は、十勝支庁管内の東北部にあつて農林産物の生産地として、また酪農の中心地として重要な位置にあるが、これら町民の飲料水はきわめて悪い関係上、数箇所の井戸に依存しており、保健衛生的見地からも悪く、伝染病の予防に必死の努力も万全を期しえない現状であり、既設の農産加工場からの製品は広く関東、関西地方に移出されている現状であり、これら農産物を加工して移出することは本町民の望むところであるが、水利の便が悪いため、成績を挙げられない現状である。ついては、保健衛生上、火災防止上からも本別町に上水道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道千葉銚子線改修工事促進の請願（請願者　銚子市長島田隆）（仲内憲治君紹介）（第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道千葉銚子線は、千葉県の人口ちよう密な産業地帯を縦貫するきわめて重要な幹線道路であるが、全区間の六割以上が未舗装であり、しかも道幅狭あいな未改修部分を相当残し、路面の損傷はなはだしく、車馬の交通にいちじるしい障害を與えている。ついては、同道路の全区間を舗装するとともに、国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

増田橋架替えの請願（請願者　千葉県夷隅郡大多喜町長白井勇次郎外十四名）（田中豊君紹介）（第五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡大多喜町から中川村幹線県道にまたがる増田橋は、同町から大原町に至る東海岸道路に接続する要路にあつて、近年自動車による物資の輸送がひん繁であることは、他の街道に比を見ないところである。架設以来三十五年を経過し、幅員狭く、橋材の腐朽はなはだしく、降雨の激しいときは自動車は上瀞村をう回して往来するなど、地方民はひとしく困難している現状である。ついては、経済的保安的見地から、すみやかに増田橋改築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

台風ルースによる災害応急措置に関する請願（請願者　鹿児島地方労働組合評議会議長門口與志雄）（前田榮之助君紹介）（第六一五号）及び同外二件（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治外四名）（岩川與助君紹介）（第九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年十月十四日襲来したルース台風により鹿児島県は大なる被害をうけたのであるが、戦災並びにたびかさなる台風により県財政は極度に窮迫しているため、これが復旧に多大の支障をきたしている。ついては、次の事項をすみやかに実施されたいというのである。（一）全額国庫負担による災害復旧並びに国民金融公庫のわくの拡大、農漁民に対する生活資金、災害復旧資金等の長期借入、（二）起債の増額と平衡交付金の特別増額、（三）台風禍によるインフレ防止のための強力な措置。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

後東下、田下両地内の五ヶ瀬川に護岸工事施行等の請願（請願者　宮崎県西臼杵郡日の影町長植野弘外五名）（渕通義君紹介）（第六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西臼杵郡日の影町大字分城字後東下及び字田下地内の五ヶ瀬川は、昭和二十五年九月襲来のキジヤ台風と地下よう水により日生山部落の右岸延長五百六十メートルが欠壊し、その後は降雨のたびにその面積を拡大し、このまま放置するときは附近耕地及び道路を欠壊流失する結果となり、実に憂慮にたえない。ついては、後東下、田下両地内の五ヶ瀬川に護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

下山、大堀両川河口改修の請願（請願者　東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡岡豊村字蒲原の下山川とその対岸字中島の大堀川の河口は、国府川のえん堤の上位に直角に流入しているため、増水ごとに流域一帯ははん濫し、水稲等に大なる被害をうけている実情である。ついては、下山、大堀両川の

河口を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

由良町の海岸沈下に対する救済対策確立の請願（請願者　兵庫県津名郡由良町長生子芳郎）（塩田智四郎君紹介）（第六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡由良町は、昭和二十年の南海地震以来海岸一帯は約一尺五寸余り沈下し、満潮時には海水道路を浸水し、家屋に浸水し、海岸住民は塩炭の苦しみにあえいでいる。ついては、これが救済対策を予算の許す限り、すみやかにかつ広域に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

頓別、宇曽丹両川の治水工事施行の請願（請願者　北海道枝幸郡頓別村長佐々木熊吉外一名）（佐々木秀世君紹介）（第六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道枝幸郡頓別村を貫通する頓別川及び宇曽丹川は湾曲はなはだしきためと奥地森林の濫伐により、しばしばはん濫して農耕地、道路、橋りよう等に多大なる被害を與えている現状にかんがみ、昭和二十七年度からは、すみやかに本工事の達成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

仁尾町地内柿谷線道路開設促進の請願（請願者　香川県三豊郡仁尾町大字仁尾甲四百九十五番地浅野義正外三十五名）（細田繁芳君紹介）（第六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡仁尾町地内の柿谷線は、昭和二十六年ようやく着工の運びとなつたところ、県予算の関係上中止を余儀なくされたが、本線は附近人家三百戸余りの唯一の交通路線であつて、本地方に産出する果実類等の輸送に重大な役割を果すものである。ついては、すみやかに柿谷線道路を開設するとともに、荒廃箇所を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

三陸橋架設の請願（請願者　宮城県登米郡豊里町長佐藤省三外三十九名）（内海安吉君外一名紹介）（第六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

柳津橋は、宮城、岩手、青森三県を連絡する三陸沿岸総貫道路の北上川に架せられた橋で、交通運輸上、重要な施設であるが、現在危たいにひんし、出水時には流失する虞が多分にあるから、この際、橋名を三陸橋に改め、架橋の位置を現位置の上流宮城県本吉郡柳津町市街地と同県登米郡豊里町鳴渡字白鳥間に変更架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

利別橋を永久橋に架替え等の請願（請願者　北海道中川郡池田町長新津秀外一名）（高倉定助君紹介）（第六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡池田町地内利別橋は、池田町を縦貫する利別川に架設せられ、池田町並びに隣接市町村をつなぐ唯一の橋であるが、交通の要衝にある関係上、損傷はなはだしく、交通上大なる支障をきたしている。また十勝川は昭和十二年管内字千代田において新水路切替え後利別川合流点間廃川となり、現在関係地区排水流下するのみとなつたが、一朝降雨出水の際は同川はん濫による水が上流部の農地に浸入し大なる被害をうける結果となる。ついては、前記利別橋を永久橋に架替えられるとともに、同川右岸築堤に逆水門を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

小平村の護岸工事施行の請願（請願者　北海道留萌郡小平村長太田照雄）（佐々木秀世君紹介）（第六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌郡小平村は、本年九月の豪雨出水により、家屋の流失、耕地の浸水、道路、橋りようの流失等未曾有の大被害をうけ、また、当村市街地海岸護岸八百七十七メートルは風速二十五メートルに及ぶ激浪のため欠壊し、沿岸住家は危険にひんしている。ついては、小平村の防破護岸八百七十七メートルの復旧工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

二子屋橋下流吉田川の幅員拡張等に関する請願（請願者　宮城県志田郡鹿島台町長菊地良逸外一名）（安部俊吾君外一名紹介）（第六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県黒川、宮城、志田、桃生四郡にまたがる吉田川は、毎年こう水をひき起して、沿川耕地等に多大の被害を與えている現状にかんがみ、これが改修工事の本年度計画として二子屋橋下流の工事着手を見たことは感謝にたえないが、しかし、これに河床の整理、河口の改修を伴なわなければ上流からの水害処理は到底不可能である。ついては、吉田川二子屋橋から河口に至るまでの幅員を拡張し、あわせて河床の整理及び河口の改修をなすとともに上流落合村檜和田、鶴巣村砂金沢間の改修等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

清水、日高間道路開設の請願（請願者　北海道上川郡清水町長西川眞三外一名）（高倉定助君紹介）（第六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝国清水町から、日高国日高村に達する延長約十里の日勝連絡道路の開さくは、北海道の産業発達並びに本路線沿道の山林資源の開発及び無盡蔵と称せられるクローム鉱等の採掘に多大の役割を果すものであるが、本路線敷設工事は終戰後資金資材に制約され、中断されたまま今日に及んでいる。ついては、すみやかに前記区間に道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保及び生産増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

不動産取引法制定に関する請願外一件（請願者　東京都不動産取引商業協同組合理事長永島嵩吉外一名）（淺利三朗君紹介）（第七〇三号）及び同（請願者　日本不動産協会松田支海）（押谷富三君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

不動産取引業は、戰前取扱業者の資格、資産、信用等に厳重な規制を受け、取締りを受けていたが、戰後自由営業となり、新しい業者および仲介者等がこの業務に入つて、土地建物の不足と住宅難にあえぐ善良な国民の足もとにつけこんで法外な手数料を要求し、その悪らつな所業は目にあまるものがあり、長年まじめに同業にたずさわる者までその被害をこうむることは事実である。ついては、公共の福祉に反し、自己の利潤のみを追求する不正業者を是正し、まじめな不動産取引を育てるため、不動産取引業者の登録認可制ともいうべき不動産取引法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

富士川河口移設に関する請願（請願者　宮城県桃生郡大川村長畠中哲夫外一名）（内海安吉君紹介）（第七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

準用河川富士川は、直轄河川新北上川大改修の際宮城県桃生郡大川村内五百余町歩にわたる耕地を保護する重要な排水路として、すでに国費をもつて附帯施行されたものであるが、排水河口が不適当な位置にあるため、追波湾よりの潮水及び本流よりの高水位いつ水の逆流に阻害されて排水が全く行われず、流域一帯の耕地が常に水害の脅威にさらされている現状である。ついては、富士川の河口を現在の地点より約千七百メートル下流に移築し、もつて干満潮流の落差利用による完全排水ができるように国費をもつて改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

江部乙、雨龍両村間石狩川に架橋の請願（請願者　北海道空知郡江部乙村長松儀一男外十一名）（篠田弘作君紹介）（第七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡江部乙村と雨龍郡雨龍村を結ぶ準地方費道は、雨龍村より函館本線に至る最短道路であり、かつ生産物の運搬、医療、教育、文化等の上にも重要なる道路であるが、橋りようがないため、石狩川を渡るには現在渡船に依存するほかなく、住民の不利不便は言語に絶するものがある。ついては、すみやかに江部乙、雨龍両村間の石狩川に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

別山川改修工事施行の請願（請願者　新潟県刈羽郡刈羽村長安沢純正外四名）（田中角榮君紹介）（第七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

別山川は、新潟県刈羽郡の鯖石川と西中通村字山本部落で合流し、この流域は西中通、中通、刈羽、二田、内郷村の五箇町村に関係を有し、年々鯖石川が逆流するため、多数の屈曲およびせきの工事の不備により、県道新潟富山線ならびに柏崎新潟を結ぶ越後線およびその他の諸所に浸水し、その被害は多大で、約一千五百町歩におよび関係町村民は困却している。ついては、別山川を上流まで改修し、災害防止の実現をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

町村道本町富沢線三石川地区改修工事施行の請願（請願者　北海道三石郡三石町長広田時治）（篠田弘作君紹介）（第七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道三石郡三石川右岸字西蓬萊、豊岡、富沢の農村部落を結ぶ町村道本町富沢線は、前記諸部落の動脈ともいうべき唯一の幹線道路であるが、本道路の起点より約一キロの区間の道路は、河身に近く、道幅狭少なるため、車馬の交通にも困難をきたし、沿道一帯に遺存せる林産資源の開発、農村文化の向上等にも多大の支障をきたしている。ついては、全額国庫負担により本道路を改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

三石川砂防工事等施行の請願（請願者　北海道三石郡三石町長広田時治）（篠田弘作君紹介）（第七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道三石郡三石町管下の二大地方費河川の一つである三石川は、その上流地帯において、懸崖いわゆる「ハコ」となり、山腹の崩壊によつて多量の土砂を流出し、このため逐年河床は上昇して河幅は拡大され、現在では平坦地の三分の一が河川敷地となり、耕地は出水のつど被害をうけている。ついては、三石川の砂防工事及び改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

稲見、上野深間間道路開設の請願（請願者　北海道三石郡三石町長広田時治）（篠田弘作君紹介）（第七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道三石郡三石町字稲見と隣接荻伏村字上野深間に通ずる道路は、現在かろうじて人の歩行しうる程度の草分け道路であるが、本道路沿線には広大な農耕適地が未耕作のまま放置され、また奥地の森林資源を開発する上からも本道路の利用は効果的である。ついては、稲見、上野深間間の道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

鬼舞川改修工事促進の請願（請願者　北海道三石郡三石村長広田時治）（篠田弘作君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鬼舞川改修工事は昭和二十五年度より実施されており、その全体計画は北海道三石郡三石村字本桐地内日高線鉄道橋より字川上に至る約十五キロの区域が決定されているが、現在まで一応完成された約一キロ八百余メートルの区域は、河身の曲折も少なく、比較的災害の少い区域であつて上流に及ぶに従つて河身は極度に曲折し、河床も高く、もつとも改修を必要とするのであるから、すみやかに本改修工事を継続するとともに砂防工事もあわせて施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

美河、高見間道路開設の請願（請願者　北海道三石郡三石町長広田時治外二十八名）（篠田弘作君紹介）（第七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道静内郡高見開拓地は、三石郡三石町字美河からわずか七キロの地点にあり、開拓民をはじめ、奥高見のアンチモニー、クローム、銅等の鉱産業者はすべて美河から徒歩連絡しており、諸物資の受配は三石町で担当されている。美河高見間道路は二里半、いわゆる林道であつて、重要物資の搬出入が不可能であり、無蓋蔵の奥高見資源の開発も利用が困難である。ついては、同路線を国費をもつて開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択すべきものと議決した。

指定府県道三原臭線を国道に編入の請願（請願者　臭市長鈴木俊）（宮原幸三郎君紹介）（第七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
指定府県道三原臭線は、瀬戸内海沿岸の枢要地を縦貫し、十指に余る商工漁港を貫通し、これら各港は阪神及び九州を結ぶ商工基地として物資の集散地である。しかも三原市は、近時車両機械化学等の諸工業のほつ興による工業都市としての発展目覚ましく、これに基く需要物資移動による本路線の利用度はとみに加わつている。また臭市は、一大臨港産業都市としてその発展はいちじるしい。ついては、前記区間道路を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

指定府県道三原臭線道路改修工事促進の請願（請願者　臭市長鈴木衛）（宮原幸三郎君紹介）（第七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指定府県道三原、臭線道路は、三原市における国道二号線の分岐点より、国鉄三臭線と平行して海岸線を走り、臭市における国道三十二号線に連けいする重要な幹線道路であるが、この路線は商工漁港に臨み、隣接諸島との交通はしゆん烈をきわめ、遠く阪神及び九州を結ぶ商工基地として、最近物資の集散はいちじるしく、ことに山間奥地よりの陸上運搬路と相まつて、本路線の機能は重かつ大なるものがあり、また本路線の起点である三原市は、近時の諸工業のぼつ興による本路線の利用度はいちじるしく高まつている。ついては、本路線中最重要区間である三原臭線を重点的に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

千鳥川改修工事施行の請願（請願者　兵庫県加東郡社町長赤松普現外三名）（川西清君紹介）（第八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東平野の北部の穀倉地帯を東西に貫流する千鳥川は、両岸とも堤防なく、戦時中上城三草山のはん濫により、毎年雨期に際しては湛水各所にあふれ、その被害は多大をきわめ、これが災害復旧工事も一時的応急措置にすぎず効果が少ない。ついては、千鳥川の根本的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

三陸国道予定線中女川、雄勝間改修工事施行の請願（請願者　宮城県牡鹿郡女川町長木村主税）（内海安吉君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸国道予定線中女川、雄勝間の道路は、女川、雄勝両町の金華山沖を漁場とする水産業の発達及び埋蔵量全国第一位を占める玄昌石の開発を助長し、かつ牡鹿半島国立公園の観光事業発展等のためにも重要な路線である。従つて、これが道路改修工事は現在失業対策費をもつて施行中であるが、予算額が少ないから、道路改良費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

余野川改修工事施行の請願（請願者　大阪府池田市長武田春三外二名）（浅香忠雄君外一名紹介）（第八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

余野川は大阪北部を貫流する本改修の原始河川で、その流域には池田市、箕面町、東能勢村の市町村を包含しているが、地勢の関係上雨量が多く、毎年災害を繰り返し、過去十箇年の被害総額は約五十億円に及ぶ状態であり、地方民はこれが災害の除去を切望している。ついては、本川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

加古川中流改修工事促進等の請願（請願者　兵庫県加東郡河合村長小林延次外五名）（川西清君紹介）（第八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

加古川中流改修工事は、昭和二十三年から五箇年計画の予定で工事を進められたが、第四年の今日、なお下流四キロの工程が完成したにすぎず二十六キロの区間が残つているが、この区間は、流域中でももつとも災害のはなはだしい所で、もしこのまま推移するならば、大こう水の災害を繰りかえすことは明らかであるから、一日も早く予算を増額の上、加古川中流の改修工事を完成されるとともに、大住橋を永久橋に架換えして、腐朽と破損による不安を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

国道三号線中別府、中津間改修工事施行の請願（請願者　大分県別府市長脇鉄一外十八名）（村上勇君外三名紹介）（第八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

別府、中津間国道三号線は、東九州唯一の国道であり、県の行政、経済、観光の中心地である大分市、別府市、中津市を直結し、農林産物に富む速見、宇佐、下毛各郡を遠く北九州都市と結ぶ主要な路線であるが、別府市以北の国道は幅員狭少で、急坂、屈曲多く、交通量の激増のため、ますます悪路となつている。ついては産業開発および観光を阻害する別府、中津間国道三号線の改修工事を昭和二十七年度から建設省直轄で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

厚岸本、真龍両町間の厚岸港に架橋の請願（請願者　北海道厚岸郡厚岸町長土岐紀文）（松田鐵藏君紹介）（第八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道厚岸郡厚岸町本町は、厚岸港の南端に位し、戸数千戸、人口六千人を算し、一方真龍町は厚岸駅の所在地で戸数六百余戸、人口三千百余人を有する市街で、両町間の交通きわめてひん繁であるが、この両町連絡の要路に水路六百メートルがあつて渡船によつて通行しているため、波浪流水のときは被害多く、町民の実生活に及ぼす損失は多大である。ついては、厚岸町本町真龍町間に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

筑後川改修附帯工事として古川水門地区の排水施設整備の請願（請願者　久留米市長門石町四百九十九番地山下倉之助）（寺崎覺君紹介）（第八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県久留米市古川水門は、佐賀県三養基郡北茂安村と界を接する古川河口に筑後川改修工事により、昭和二年施設された水門であるが、降雨毎日にわたるときは佐賀県山地先からの流水は古川流域に滞水し、本流と内水面との落差が三メートルに及び開扉まで一週間に及ぶことがあり、その結果、耕作地約八百町歩のうち、約五百町歩は毎年被害をこうむり、米麦の減収を見る現状である。ついては、筑後川改修工事の附帯工事として古川水門地区の排水施設の完成をはかるため、国直轄工事として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

区画整理委員の任期及び選挙に関する請願（請願者　牛田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
特別都市計画法第一條第三項の規定に基いて設置する土地区画整理委員会の委員定数は、同法施行規則第九條によつて戰災地域の地積をもつて規定されているが、委員の任期はなんら規定されていないし、また委員の選挙については、同法施行令第二十五條によつて非民主的なる委任による代理投票を認めている現状である。ついては、委員の任期を制定するとともに、これが選挙方法をすみやかに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に立法化の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

特別都市計画事業に対する国庫補助の請願（請願者　牛田市議会議長小栗衡平）（久野忠治君紹介）（第八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
特別都市計画事業に対する補助は、昭和二十五年当初いわゆる五箇年再検討によつて決定されたのであるが、朝鮮動乱を起因とする物価上昇により、当初の補助ではとうてい実施不可能であるから、坪当り單価を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

荒倉隧道開さく工事促進の請願（請願者　高知市長氏原一郎外二十三名）（長野長廣君紹介）（第八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
府県道高知中村線は、高知市と吾川、高岡、幡多の三郡を結ぶ運輸交通の幹線要路であり、かつ高知市に対する農産、水産物等の唯一の搬入路であるとともに、西郡七十箇町村の利用路としても、きわめて重要な路線であるが、荒倉坂にしゆんけんなるこう配があるため、車馬はことごとく弘岡浦戸港線を経て十二キロ回し高知市に至る実情であり、年間これが労力、資材の損耗は六百万円と称せられる。ついては、昭和二十七年度において荒倉隧道の開さく工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

県道越知宇和島線改修工事促進の請願（請願者　高知県高岡郡長者村長大野年盛外二百三十二名）（長野長廣君紹介）（第八六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡長者村大字大植字太郎田一帯に埋蔵している硫化礦石等の搬出は月産三百トンに及び、現場より土讃線西佐川駅に至る四十一キロを自動車で運搬しているが、長者村大字長者より同村太郎田の区間いわゆる県道越知宇和島線は、幅員狭く、かつ屈曲大なるため、これら産物の搬出に大なる支障を及ぼしている。ついては、該区間の改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

奥田川防災工事施行の請願（請願者　高知県吾川郡八田村長津野正存外九名）（長野長廣君紹介）（第八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡仁淀川の支流である奥田川の流域は、過去十数年来の水害常習地で、毎年平均十七・八日は約九百五十反歩の土地が浸水をうけて交通と絶し、護岸の崩壊はなはだしく、南海震災による地盤沈下後、急速に被害度を増しており、加うるに仁淀川は毎年の河床隆起のため、奥田川との合流点字末田の自然開閉式樋門はその能力を発揮しえないために逆流はなはだしく一日も放置できない現状である。ついては、奥田川に防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道安芸大栃線改修工事施行等の請願（請願者　東京都港区芝桜田本左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡畑山村を経て香美郡槇山村大栃および西川に至る県道安芸大栃線、撫川安芸線は、畑山村北部西川村、槇山村地区に死蔵されている豊富な農林鉱産資源の開発と大栃に連絡する重要交通路線であるが、未改修部分が多いため産業の開発はもちろん、文化の向上等にも大なる支障をきたしているから、この両路線の改修を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

仁淀川改修工事促進に関する請願（請願者　高知県吾川郡八田村長津野正孝外九名）（長野長廣君紹介）（第八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県仁淀川の改修工事は、昭和二十三年その重要性を認められ、建設省直轄工事として着工されてきたのであるが、予算額が少ないため工事は遅々として進まない実情にある。ついては、同河川の改修工事を促進するとともに、とくに次の工事をすみやかに施行されたいというのである。（一）弘岡堤防改修工事を実施すること、（二）八田堤防改修工事を実施すること、（三）河口導流堤に着工すること。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

中筋川改修工事促進の請願（請願者　高知県幡多郡東中筋村長大橋澎外四十九名）（長野長廣君紹介）（第八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中筋川改修工事は、渡川治水工事の主要部分をなすものであり、昭和四年政府直轄事業として起工したが、いまだに全工程の五十パーセントにもみたず、ために地元五箇町村は毎年こう水により大なる被害をこうむっている実情である。この際改修工事を急速に施行するためには、まず甲ヶ峯の掘さくを中心とする合流点延長工事と中筋川上流の河川整理を並行の方法で同時に着手し、可及的に完成して、工事終了後築堤の仕上げ、内水処理その他附帯工事を施行する方法をとることが望ましい。ついては、中筋川改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

新川川改修工事促進の請願（請願者　高知県吾川郡弘岡上ノ村長中島精一郎外八名）（長野長廣君紹介）（第八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

（一）高知県を流れる新川川上流改修工事は、本年度から着工の予定であつたが、予算割当が少ないため、その進行が遅々たる状態であるから予算を増額すること、（二）中流区域は吾南一千町歩の唯一の排水路であるが、地盤に変動があつて農産物は浸水のため壊滅に近い有様であるから、これが対策としてしゆんせつ予算を大幅に増額すること、（三）新川川下流の諸木村切抜を開さくし、諸木村新橋から切抜までの堤防災害復旧工事の予算化をすみやかに実施すること。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国道十八号線及び県道神戸豊岡線改修工事施行の請願（請願者　兵庫県朝来郡梁瀬町長大西正外四名）（有田喜一君紹介）（第九一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十八号線、県道神戸豊岡線は、ともに重要幹線であるが、いまだに幅員狭く、かつ屈曲多く、降雪期には交通と絶の状態にある。ついては、兵庫県朝来郡和田山町、梁瀬町、粟鹿村、氷上郡遠坂村における国道、県道の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

矢名瀬、金浦間磯部川改修工事施行の請願（請願者　兵庫県朝来郡梁瀬町長大西正）（有田喜一君紹介）（第九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡梁瀬町矢名瀬より金浦に至る区域の磯部川は屈曲はなはだしく、ことに河幅狭く、いであり、護岸堤防等に見るべきものなく、大降雨に際してはたちまち大こう水となり、堤防の決壊相次いで起り、田畑に浸入して一帯は湖水と化し、田畑の流水、家屋の被害はきわめて大きい。ついては、前記区域間磯部川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道岡多線改修促進の請願（請願者　愛知県東春日井郡品野町長柴田要助外十一名）（三宅則義君紹介）（第九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道岡多線は開設以来今日まで、ほとんどその改修を見ず、狭あいで屈曲多いままとなつているため、過去において幾多の惨事をひき起し、市街地に入ればトラック等の交さ錯そうして沿線民家の軒、壁面の破損による修理が繰り返され、老幼者の歩行に危険を感じる状態で、住民は本路線の改修を熱望し、すでに常識約よ論となつている。ついては、すみやかに本路線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

幌延、南沢間道路改修費国庫補助の請願（請願者　北海道天塩郡幌延村長赤松満太郎外三名）（佐々木秀世君紹介）（第九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡幌延村を起点とし豊富村を経て稚内市沼川線に至る天北原野縦貫道路の一部をなす幌延南沢町村道は、肥よくな農地開拓と埋蔵豊富な石炭の輸送を助け、産業の進展の基礎となるものである。ついては、本路線の改修工事を全額国庫負担をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

上幌延、雄信内間道路改修費国庫補助の請願（請願者　北海道天塩郡幌延村長赤松満太郎外一名）（佐々木秀世君紹介）（第九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡幌延村の産業資源開発と北方亜寒地帯における合理的農業経営の促進を図るため、上幌延、雄信内間十二キロ二百メートルの路線改良工事を全額国庫負担で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

出合橋復旧工事施行の請願（請願者　鳥取県八頭郡河原町長西尾堯一外二十五名）（稲田直道君紹介）（第九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県道河原、郡家停車場線は郡内二幹線を結ぶ重要路線であるが、本路線中千代川に架設してある出合橋は昭和十九年の水害により流出したまま放置されているため、現在は丸太橋を仮設して危険な往来を続けており、その窮状は言語に絶するものがある。ついては、地方産業と文化の向上のため、すみやかに出合橋の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道椎葉細島港線を国道に編入の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡椎葉村長椎葉武外二十六名）（渕通義君外二名紹介）（第九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日向市細島貿易港より宮崎県東臼杵郡椎葉村に至る県道八十四キロを国道に編入し、国家が計画中の九州縦断国道と連けいすることは、奥地原始林の開発はもちろん、熊本県に通ずる主要線として大なる使命を果すことになる。ついては、県道椎葉細島港線を国道に編入し、九州縦断国道に連けいされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

天塩川治水工事促進の請願（請願者　北海道留萌郡幌延村長赤松満太郎外一名）（佐々木秀世君紹介）（第九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩川の治水は本道拓殖の一根幹をなすものであるが、最下流である留萌郡幌延村の一帯は、いまだに放置されているため、毎年水害を被つている実情であるから、流域住民の不安除去と資源増産のため、すみやかに該地一帯の治水工事を実施されたい。また、同村内天塩川流域中、東三線北五号地域は、昭和十七年度において切替え工事を実施したのであるが、現在これが地域は増水のつど耕地の表

水、流失及び欠壊等大なる被害をうけている実情であるから、これが護岸工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

細見、岡元両地内の五ヶ瀬川に堤防築設の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡南方村大字南方戊八十三番地岡田豊太郎外百十二名）（佐藤重遠君紹介）（第九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡南方村大字南方字細見及び字岡元の両地区は、五ヶ瀬川流域中最も地形的悪条件下にあつて、増水のたびごとに水害をこうむり、加うるに五ヶ瀬川上流の禿峯、見立鉱山より流出する鉱毒は作物、樹木を枯死せしめ、これらの被害総額は約八千万円にのぼつている。ついては、細見橋元より上流五百メートルの区間及び日向岡元駅前を中心として上、下七百メートルの区間に堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

下呂、太田間飛騨川沿岸観光道路開設の請願（請願者　岐阜県武儀郡金山町長犬飼済一郎外十九名）（平野三郎君紹介）（第九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡下呂町と太田町を結ぶ沿線には、日本ラインの名勝を誇る飛騨川の清流が流れ、流域町村には名所旧跡多く、まれにみる一大観光地をなしているが、飛騨川沿岸の道路は、全線幅員狭く、かつ屈曲多く、林産物を運搬するトラックの通行がひん繁で、観光客を誘致することは不可能である。ついては、この区間を飛騨川沿岸観光道路に指定の上、すみやかに改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発と観光道路のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

吉野川改修工事施行等の請願（請願者　徳島県名西郡鮎畑村長米沢直太外十七名）（鳳崗勝君外二名紹介）（第九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉野川の改修工事は、全改修区間四十キロのうち、完成されたのはわずかに十パーセント余にすぎず、全沿岸住民の不安この上なく、ひとたび未補修部が破堤するならば、五箇年にわたる担当者の努力も水ほうに帰し、家屋美田は流失、浸水のほかはない現状である。また吉野川支流は、その水源地帯の戦時中の濫伐が災して、砂れきの流下がはなはだしく、河床が軒並の上に位する実状で、沿岸住民は、これまた出水の不安におびえている。ついては、吉野川改修工事のすみやかな完成と、これに伴う支流砂防工事の促進のため、予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

天草郡上、下島東海岸道路開設の請願（請願者　熊本県天草郡本渡町天草総合開発協会長吉田重延外十一名）（原田雪松君紹介）（第九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県天草郡は上、下を主島とする大小六十有余、五十七箇町村により構成された離島郡であり、一島内は平地少く、道路延長わずかに九百十キロにすぎない状態である。とくに大小数々の島々の主島である上、下島においてすら、まだその環状線横断線に未開通の箇所が多いため、文化、産業、経済の発展、資源開発の障害となり、観光地としての天草島の使命達成に支障をきたしている。ついては、右路線貫通の重要性にかんがみ、天草郡上、下島東海岸道路開設を国庫補助ですみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

公共施設災害復旧費全額国庫負担の請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は相次ぐ台風のため、土木災害復旧工事施行年限短縮の請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九七五号）及び同（請願者　串木野市長橋口行彦）（上林山榮吉君外九名紹介）（第一二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ルース台風により鹿児島県の土木関係被害総額は、二十八億円の巨額に達したが、今次災害の特質の一つは、過年度災害の未完成工事箇所が原因となつて大災害を誘発したと考えられる箇所も相当にある。ついては、本県のごとく毎年災害をうける特殊地区に対しては継続工事施行期間を最小年限で完成するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

そのつど巨額の災害復旧費を負担し続けているが、今回のルース台風においては数十年来かつてない三百三十億円に達する大被害を被り、町村財政はますます困窮その極に達し、現行法による災害復旧費の地元負担では、とうていその負担に応じきれない実状であるから、本県下の公共施設の災害復旧費をすみやかに全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

災害復旧費融資に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（石原登君紹介）（第九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ルース台風による鹿児島県下の被害総額は、三百三十億円に達し、この被害のうち、応急的救済費、応急的復旧工事費に三十八億円の資金を必要とするが、各市町村の窮乏した財政では、とうてい支出しえない実情にある。ついては、国庫より災害復旧費として十億円程度をすみやかに融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

災害復旧工事補助金交付促進に関する請願（請願者　岩手県上閉伊郡町村会長沼里末吉外十五名）（山本猛夫君紹介）（第九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年のアイオン台風による被害を復旧するため、岩手県上閉伊郡内の各河川復旧工事は、昭和二十五年度より着工して以来本年度継続事業として施行され、現在その完成を目前に控えているが、いまだ本年度分国庫負担として交付される補助金が明確に指示されていないため、事業の施行に多大の不便をきたしている。ついては、これが災害復旧工事に対する補助金をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

上南方橋復旧工事施行の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡南方村長甲斐浅治）（渕通義君紹介）（第九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡南方村大字南方字大野地内の五箇瀬川に架設されている上南方橋は、今次のルース台風のため流失し、本村唯一の交通路を失い、農業、林業その他あらゆる生産部面に大なる影響を及ぼしている。ついては、上南方橋の復旧工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

府県道宇美青柳線改修工事促進の請願（請願者　福岡県粕屋郡町村長会長占部伴蔵外二十五名）（池見茂隆君外一名紹介）（第九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡の中央部を南北に縦貫する府県道宇美青柳線は、本郡の経済及び文化発展上、もつとも重要な動脈であるが、本路線は幅員狭く、馬車のすれちがいすら困難であり、しかもこう配は急で、屈曲は連続し、自動車交通はほとんど不可能である。ついては、すみやかに本路線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

砂押川改修工事促進の請願（請願者　宮城県宮城郡多賀城町長賀川邦雄外二名）（内藤安吉君紹介）（第一〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡多賀城町砂押川流域は、毎年数度にわたる災害をうけるので、当局においては中小河川に指定され、昭和二十五年度より着工下流より工事中であるが、この工事が上流まで貫通しない間は、中間地の南宮、市川、高崎等は上流の流水順調になつたので、さらに滞水量が増加し、耕地、人家に大なる被害をうけている。ついては、昭和二十七年度において上流砂押、勿来官両川の合流まで貫通されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

大江川改修工事促進の請願（請願者　愛知県渥美郡美和村長花木最海）（江崎真澄君紹介）（第一〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大江川は、愛知県屈指の平野の大部分をかんがいする重要な用水路である旅、その改良工事は本年度までに一万二千三百六十メートルを施行し、なお八千三百二十二メートルは未施行のまま放置されている。そのために下流農民は用水の分配意のごとくならず、つねにかん害をうけ作物の発育悪く、毎年相当の減収をきたしている。また豪雨の際は下流蟹江川の逆流と相まつて堤防決壊して渥美郡美和村一帯に被害を与えている有様である。ついては、大江川改修を完了するとともに附帯工事として蟹江川改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

調住、万字間道路開設の請願（請願者　北海道岩見沢市長山本市英外五名）（小平忠君紹介）（第一〇二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道夕張市調住から空知郡栗沢町万字炭山に至る道路は、南空知炭田及び農林資源開拓促進の上からも緊急必要な生産道路であつて、すでに北海道議会並びに国会においても採択されているのであるから、これを北海道開発計画中にとり入れて全額開発予算をもつて、すみやかに開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
鉱業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道十籠線開設促進の請願（請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長田中紋太外十名）（高橋權六君紹介）（第一〇二七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡より八女郡に通ずる県道十籠線は、八女郡の無限なる生産物搬出路としてその重要性を認められ、昨年度より実施測量も完成し、年次計画に基き着々と工事も進んでいるが、これが完成までは相当の長期日を要するとのことであり、関係地元民に與える不利不便は多大なものがある。ついては、十籠線の開発工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

筑後川改修工事促進の請願（請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長田中紋太外十名）（高橋權六君紹介）（第一〇二八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
筑後川改修工事は、最上流部に属する福岡県浮羽郡筑陽村の一部完了を見ただけで、大部分は未着手となつているが、これらは大正十年及び昭和三年のごとき大こう水に遭遇して多大の被害をうけた部分であり、早急に改修を必要とするところである。なお改修区域外に属する最上流浮羽町大字古川放水路本河との分岐まで及び同放水路の堤防は、往年切所を生じて多大の損害を與えた箇所であり、これまた住民の不安のもととなつている。ついては、筑後川改修未着手の部分を昭和二十七年度に施行するとともに、前記の放水路堤防増築災害防除工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

巨瀬川改修工事促進の請願（請願者　福岡県浮羽郡屋富村長大石信外十名）（高橋權六君紹介）（第一〇二九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡の中央部を貫流する巨瀬川は、こう配急で曲折はなはだしく、かつ幅員狭いので、災害防止施設として全線の改修と災害防除工事とともに下流における筑後川の改修を施行することになつた。ところが三井郡金島大城村地内の従来の本流と、放水路分岐点の旧本流をしめ切り、放水路を本川として改修した結果、巨瀬川のこう配が以前より急となり、その流水は巨瀬川上流から流下する水量と合し、浮羽郡筑陽村、竹野村、田主丸町内の浸水が一層深刻となり、農産物の被害は多大である。ついては、三井郡善導寺町地内における川尻開さく工事を昭和二十七年度に施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道新潟安塚線改修工事費国庫補助の請願（請願者　新潟安塚線道路期成同盟会長西川平治）（田中角栄君紹介）（第一〇三〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟を起点として柏崎を通り安塚村に至る県道新潟安塚線は、刈羽、東頸城両郡を結ぶ最短幹線道路であるとともに、米、木材、炭その他生活必需品等を輸送する重要道路であるが、道幅が狭いため、運輸交通に大なる支障をきたし、県改修予算少なきため総延長四十四キロのうち、改修済の区間は七キロにすぎない。ついては、国庫補助により該道路を改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

台風ルースによる災害応急措置に関する請願（請願者　熊本県知事桜井三郎外一名）（福永一臣君外九名紹介）（第一〇五七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
去る十月来襲したルース台風により、熊本県下の天草、球磨両地区は、猛風雨と高潮に見舞われ、家屋の倒壊、流失及び海岸堤防、道路、港湾施設の欠壊、流失等その被害は前例にない程の深刻さであるが、本県は昭和二十三年以降毎年の災害の復旧により極度に財政に窮迫しており、これが復旧に対し、本県財政ではとうてい実現不可能であるから、今回のルース

台風による天草、球磨両地区の災害復旧に対して、特別の措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

加茂村御鉾谷地区の山崩れ防止工事施行の請願（請願者　高知県高岡郡加茂村長吉村太郎外三名）（長野長廣君紹介）（第一〇五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡清宝山の急傾斜を流下する日下川支流の一つは、加茂村岩目地入沢御鉾谷一帯を流下しているが、この地帯は地層が軟弱で山崩れの現象がはなはだしく、さる四月十三日の降雨直後、部落から約百メートルの上部斜面九反歩が二十三メートル余崩壊し、さらに波状形にき裂を生じて以来、部落民の日常生活は一大不安をきたし、降雨時には公会堂に避難している実状であるから、被害を最小限に食いとめる対策を緊急に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国道三十七号線改修工事促進の請願（請願者　千葉県君津郡湊町長高梨三郎外十六名）（小高熹郎君紹介）（第一〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

房総半島の西部幹線道路である特三十七号国道改良工事は起工以来、木更津市高柳より安房郡富崎村布良に至る七十二キロの大半を完了し、後は十数キロの未改良地区が残っているのみであるが、この残存区間は、路幅狭あいであつて屈曲も多く、かつ急こう配の箇所多く、危険な旧駅道を有し、路状は最も悪く、該地方産業及び観光等の促進に多大の支障をきたしている実情である。ついては、すみやかに残存区間の改良工事を昭和二十七年度において完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道伊野高岡線を宇佐港まで延長等の請願（請願者　高知県高岡郡北原村長中平寛外六名）（長野長廣君紹介）（第一〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡東部と吾川郡南部は県下における農産物の豊庫であり、富岡町附近は製紙業が盛んであるが、交通不便のため、産業の発展を阻害している。県道伊野高岡線を高石村塚地を経て宇佐港に延長すれば、これらの物資を宇佐港から県外に搬出することができ、産業開発を促進するばかりでなく、高岡町と宇佐町との距離を短縮する等関係住民のうける恩恵は多大である。ついては、県道伊野高岡線を高石村塚地を経て宇佐港まで延長し、その間塚地坂にトンネルを開さくする改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大崎村地内宗津川の砂防工事促進の請願（請願者　高知県吾川郡大崎村長井上三房外十九名）（長野長廣君紹介）（第一〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡大崎村の北方を流れる宗津川にはえん堤がないため、毎年大小の土砂崩壊、地すべりが発生し、損失田畑は約五十町歩に及び、さらに倒壊危険家屋三十二戸に達している状態で、もし、これが放置されれば住民、田畑、県道等に与える被害は甚大である。ついては、産業発展、民生安定のため大崎村地内宗津川の砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道高知、森線改修費国庫補助に関する請願（請願者　高知県土佐郡森村長上田厳雄外八名）（長野長廣君紹介）（第一〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

嶺北地方は無尽蔵の森林資源、地下資源を包蔵する高知県第一の資源地帯であり、これが開発は国土再建に資するところ大であるが、本地方は交通に恵まれず、東廻り、西廻りの二路線は遠く迂回して高知市に達している実情である。従つて、県道高知、森線を改修利用するときは、その距離がいちじるしく短縮され、交通輸送力の増強と輸送費の負担軽減となり、その利用価値は多大なものである。ついては、国庫補助をもつて県道高知、森線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

北上川下流改修工事施行の請願（請願者　宮城県登米郡米谷町長佐藤鶴治外十五名）（内海安吉君紹介）（第一〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡上沼村大字大泉、および錦織村大清水より米谷町、浅水村、登米町、豊里町、柳津町に至る北上川下流における昭和二

十二年度災害箇所の復旧工事は、建設省において工事施行中であるが、その築堤の幅が狭く、高さにおいても低い所があり、その他流線の変化によつて、いちじるしく堤防の法敷の欠壊した箇所もあるので一度災害に遭遇すれば過去の悲惨を繰り返すおそれがある。ついては、昭和二十七年度において、予算計上の上完全なる改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

森村地内伊勢川支流に砂防工事施行の請願（請願者　高知県土佐郡森村長上田巌雄外一名）（長野長廣君紹介）（第一〇九六号）

一、請願の要旨及び目的

高知県土佐郡森村大字溜井字笹ノモトは、古来より地盤軟弱のため地すべり、山崩れ等が発生し、用水路、耕地、山林はもちろん、多量の土砂は該箇所を貫流する伊勢川支流によつて流失され、下流に多大の影響を及ぼしており、とくに今次のケイト台風の豪雨のため、大崩壊をきたした。ついては、該箇所に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大桐村地内桐見川に砂防工事施行の請願（請願者　高知県高岡郡大桐村長西森正樹外十八名）（長野長廣君紹介）（第一〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡大桐村桐見川渡野部落附近一帯は、毎年地すべりによる崩壊があり、とくにケイト台風に際しては約六メートル平方の崩壊があり、住民は不安な日を送つている状態であるが、これが放置されれば該地方の肥よくな耕地を荒廃させるばかりでなく、渡野部落下方西浦部落の人家五十戸及び十数町歩の田畑を荒し、また河水のはん濫は下流地方に多大な被害を与えるとともに、該地方の耕地及び県道の保護並びに民生安定に及ぼす影響は大なるものがある。ついては、大桐村地内桐見川に砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

別府村地内に地すべり防災工事施行の請願（請願者　高知県高岡郡別府村吉永輝喜外百八名）（長野長廣君紹介）（第一〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡別府村は、昭和十九年の広範囲な地すべり以来、毎年数回にわたり降雨ごとにますます拡大し、漸次危険の度を深め、ただちにこれが防止対策を講じなければ、地すべり崩壊による災害は計り知れないものがある。ついては、すみやかに本村地内の防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

長者村地内地すべり地帯に砂防工事施行の請願（請願者　高知県高岡郡長者村長大野年盛外十六名）（長野長廣君紹介）（第一〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡長者村長者地すべり地帯には県道越知宇和島線が横断し、長者村の主要産物である製紙原料、木材、木炭、硫化銅その他食糧品等を運搬しているが、年年の地盤変動のため、生産販売に多大の支障をきたしているのみならず、毎年耕地の流失を見ている。ついては、実状調査の上、応急の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

宇治川護岸工事促進の請願（請願者　高知県土佐郡宇治村水田宏光）（長野長廣君紹介）（第一一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県土佐郡宇治村は、宇治川流域にある純農村であるが、南海の大震災によつて上流にある伊野町の一部および宇治村枝川が不同沈下したため、毎年浸水をこうむり、震災以来一度も満足な作物の収穫をえず、農民は困窮のどん底にある。したがつて、宇治川下流のしゆんせつ、護岸工事は本村民の死活問題であるが、貧弱な村財政では多額の起債をなしえない実情にある。ついては、国庫によつて宇治川護岸工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道仙台、石巻間を国道に編入等の請願（請願者　石巻市長清野源助外三十名）（内海安吉君紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市と石巻市とを結ぶ一帯は密接な関連を有し、仙台市は東北一の大都市として文化の中心都市であり、石巻市は三陸地方の門戸を占める重要港湾都市であり、地方産業開発にあるいは文化導入の重要な使命を有し、この間には東

北唯一の国際港として高度の利用価値を有する塩釜港の工業地帯及び完備された矢本空港並びに観光地として有名な松島を有し、産業に観光にきわめて重要な地帯である。しかるに県道仙台、石巻間中塩釜、石巻間は旧態依然たる砂利道であり、有効幅員も四ないし五メートル程度である。ついては、本路線の重要性の国際性を考慮して、国道に編入し、全線舗装強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

忍路、鴛島間に隧道開さくの請願（請願者　北海道忍路郡塩谷村長金沢啓次）（宇野秀次郎君外一名紹介）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道忍路港湾から揚がる漁獲物の大部分は、札幌方面及び空知炭鉱地帯に移出するほか、加工品としても遠く東京都および関西方面に輸送されているが、最近接駅である鴛島駅に至る道路が丘陵のため、回しなければならず、鮮度を低下させるなど業者の経済的損失は大なるものがある。従つて、同港西南部大字鴛島村界の丘陵をトンネルとして開さくすれば、平たんな道路となり、忍路湾の価値が高められ、工事完成後は観光道路としてもその価値は大きい。ついては、忍路、鴛島間にトンネルを開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

美谷、栄浜間道路開設等の請願（請願者　北海道瀬棚郡瀬棚町長滝沢秀吉外十五名）（川村善八郎君紹介）（第一一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

車地方費道江差、岩内線のうち、瀬棚町地内美谷、栄浜間及び町村道久遠、太櫓線のうち、富磯、鵜泊間道路は、北海道南部における日本海に面する唯一の海岸道路中未開さくとなつているため、地方産業の開発並びに文化の向上をいちじるしく阻害している。ついては、すみやかに前記区間の道路開設を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

地盤洗下地帯の排水ポンプ維持費全額国庫補助の請願（請願者　岡山県上道郡操南耕地整理組合長片山菊重外三名）（逢坂寛君紹介）（第一一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上道郡操南耕地八百町歩は、海水面より低い湿地帯であり、昭和二十四年において排水ポンプの完成を見たことは、まことに感謝にたえないところである。しかるに以来三箇年にわたる運転使用の結果予期せぬ支障に直面した。すなわち、南海地震の影響によつて、この地域ははなはだしい地盤洗下をきたし、従来干潮時を利用した自然排水が不可能となり、しかも用水施設の完備とともに充分なる田用水を流入するため、排水ポンプを最大限に運転しなければならなくなり、電力料金の大幅値上げを見た現在においては、さらに排水用費が増大し、とうてい農耕者の耐えられないところとなつた。ついては、これが排水ポンプ維持費を全額国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

講和後における接収地の処理に関する請願（請願者　神奈川県知事内山岩太郎外五名）（三浦寅之助君紹介）（第一一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横浜市は、国際港都建設法を制定し、以来この法律を根幹として年度計画を樹立し、その実現を期している実情にかんがみ、講和条約並びに日米安全保障条約の締結を機として、これが遂行上致命的な関係を有し、また市民が戦後六箇年その地域における経済活動を閉塞され、常に苦難を感じていた接収地を解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

臼田橋架替えの請願（請願者　長野県南佐久郡臼田町長川村八郎外三名）（黒澤富次郎君外二名紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県南佐久郡臼田町から田口村の千曲川に架設されている臼田橋は、静岡県清水港と新潟県直江津港を結ぶ本州中部横断道路の要衝に位し、かつ小海線三反田駅の関門であるため、近年大型乗用、貨物自動車の運行がひん繁となつたが、本橋は架設以来三十五年を経過し、幅員狭く、橋材の腐朽はなはだしく、しかも現在荷重制限もされつつあるため、地方民はひとしく困難している現状である。ついては、臼田橋の実状を調査の上、昭和二十七年度において臼田橋を架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

名古屋隧道開さくの請願（請願者　高知県高岡郡戸波村長矢野武章）（長野長廣君紹介）（第一二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
府県道高知中村線は、高知市と吾川、高岡、幡多の三郡を連絡する運輸交通の大動脈であるが、現在の檮迫トンネル及び附随道路は明治三十二年民意を無視して開さくされたもので、開通以来交通事故の絶えることなく、多くの人畜に被害を與え、その損害は幾億円の巨額に上つている。ついては、この交通上の不利不便を解消するために名古屋トンネルを開さくして全長一、〇五キロの平坦道路を作り、時間労力を短縮されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

台風ルースによる災害応急措置に関する請願（請願者　大分県速見郡豊岡町長川野久男外二十三名）（永田節君紹介）（第一二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
去る十月襲来したルース台風により大分県速見郡は、被害総額六億五千四百四十万円に達する未曾有の大被害をうけたのであるが、町村の経済は総所得七億四千二百二十万円の実情であり、これが復旧には窮迫せる町村財政をもつてしてはとうてい困難であるから、次の事項をすみやかに実施されたいというのである。（一）災害復旧資本金の急速なる融資、（二）地方財政特別平衡交付金の増額、（三）災害復旧各種助成金の増額、（四）町村起債の増額。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

鍋田川に国直轄改修工事施行の請願（請願者　愛知県海部郡木曾川水害予防組合管理者伊藤行雄）（江崎真澄君紹介）（第一二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鍋田川は愛知、三重の両県境界において木曾川より分派し、伊勢湾に注ぐ河川法施行河川であるが、近年木曾川河口附近の土砂たい積のため、木曾川の七、八割は鍋田川に流入し、加うるに堤防全体がぜい弱で、その上、木曾川下流の増補工事完成のときは、鍋田川堤防高は二メートル以上も低くなり、一度こう水にあえば破堤いつ水の箇所も随所に生ずる虞が多分にあつて、沿岸住民は不安におびえている。ついては、木曾川下流増補工事と併行して鍋田川の改修を国直轄工事として施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

鈴鹿川水系砂防工事施行等の請願（請願者　三重県鈴鹿郡椋村長丹羽正利外十五名）（木村俊夫君紹介）（第一二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重、滋賀両県境の鈴鹿峠に源を発し、内部、安楽、御幣、加太の諸支川を合して伊勢湾に注ぐ鈴鹿川は、内部、安楽、御幣川の上流部において、地形急しゅんで、かつ水源きわめて悪く、しかも本地方は日本有数の豪雨地帯であり、崩壊箇所はなはだしく、土砂の流失は多大で、河床は毎年上昇し、このまま推移すれば多大な災害をこうむることは必至である。ついては、これら鈴鹿川水系の砂防工事並びに鈴鹿川改修工事を短期間に改修するとともに、鈴鹿川水系砂防工事を直轄事業区域に拡張編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道山田楓山線幅員拡張の請願（請願者　高知県香美郡北部町村代表北村春清外一名）（長野長廣君紹介）（第一三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県道山田、楓山線は、高知、徳島を結ぶ最短路線で、延長二千五百メートル、県道としてまれにみる交通ひん繁な重要産業路線であるが、幅員狭く永瀬ダム建設工事のための大型自動車の運搬に支障をきたすのみならず、昨年十一月七日のような国鉄バスの事故を起している。また永瀬ダム完成の後は、香美郡北部材木を流材によつて輸送することが不可能になり、トラック輸送によらなければならないから、物部川永瀬ダム建設と併行して同県道の幅員を二メートル方拡張されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十二月二十八日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

小川改修工事促進の請願（請願者　富山県下新川郡山崎村長永田豊二外五名）（内藤隆君紹介）（第一三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県下新川郡山崎村山崎地内越道峠に源を発する小川の改修工事は、昭和十四年着工以来今日まで、河口より四千九百三十九メートルと舟川との合流点の一部を完成したのみにすぎない。本川は本県内の中小河川中もつともはん濫高率の河川で、小量の降雨にもたちまちこう水となり、豪雨に際しては全線濁流奔逸し、流域の耕地、人家等に多大の被害を與えて

いる。ついては、小川改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大沢、吉岡間の海岸道路開設工事促進の請願（請願者　北海道松前郡吉岡村長深山久三郎外一名）（田中角榮君外一名紹介）（第一三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡大沢村字白神を起点とし、白神岬を経て吉岡村に至る海岸道路は、白神岬を中心とする魚田地帯の開発上、また本地帯の観光コースの一環として、昭和二十五年七月より開設起工の運びとなつたが、その工事は本年度において一キロ余りの施行を見たのみで、全線の四分の一に過ぎず、かくてはその目的を達することはできない。ついては、昭和二十七年度においても、本工事を継続施行し、すみやかに本道路の全通を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

三和村地区の後川に放水路開さくの請願（請願者　東京都港区芝桜田本左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野県長廣君紹介）（第一三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡三和村と香美郡前浜及び日章両村は、後川の排水不良のため、同川沿岸一帯の農作物に毎年多大な損害をうけているのみならず、常面上水口等へのいつ水は交通をと絶せしめ、道路を欠壊せしむる等大なる損害を被つている。ついては、排水の完璧を期し、沿岸三箇村民の不安一掃のため、現在審査中の放水路の外側に、なお一箇所をすみやかに増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

清水、直江津間中部日本横断道路改修に関する請願（請願者　新潟県議会議長西川弥平治）（渡邊良夫君紹介）（第一三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清水、直江津間道路は、静岡県清水港にはじまり、山梨、長野を貫通し直江津港に至る間九路線によつて連絡され、太平洋岸と日本海岸とを結ぶ最要しよう路であり、表日本と裏日本の物資交流のみならず、その中間にある甲府盆地および長野県東北信地方の豊富な林産資源の開発上も重要な意義を有するものであるが、関係地方の貧困した財政ではその改修をなし得ない実情である。ついては、本路線の重要性にかんがみ、未改良区間百七十七キロの改良工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

木曾川下流改修工事促進の請願（請願者　津島市野口町愛知県海部木曾川水害予防組合伊藤行雄外一名）（江崎真澄君紹介）（第一三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡地内の木曾川堤防は、目下建設省において補強工事を施行中であるが、堤防全体がきわめて軟弱であり、さらに数次の震災によつて全線にわたつて五十センチから一メートル五十センチ程度も沈下し、大こう水の場合は全面的にいつ水の恐れがあり、加うるに下流一帯は流下した土砂のため積によつて河床が二メートルも上昇しているので、沿岸住民は日夜不安の念におそわれている。ついては、すみやかに堤防補強工事を完成するとともに、河底のしゆんせつ工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

久慈川改修工事促進の請願（請願者　茨城県久慈川改修期成同盟会長武藤常介）（塚原俊郎君紹介）（第一三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈、那珂両郡界を貫流する久慈川の改修工事は、昭和十三年着工以来着々と進ちよくしつつあるが、経費の割当が少額なるため、少部分の工事に着手しているにすぎず、久慈川及びこれにそそぐ支川沿岸の地味肥よくなる田

備約三万町歩は水害により常に大なる被害を受け、食糧の増産に大きな影響を及ぼしている。ついては、久慈川の改修工事に年間二億円の経費を注入し、工事継続施行を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

外房海岸道路改修工事促進の請願（請願者　千葉県安房郡天津町長今井三郎外六十九名）（田中豊君外四名紹介）（第一三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外房海岸道路である館山市から鴨川町を経て長生郡一宮町に至る延長八十一キロ余の沿線には、和田、鴨川、大津、小湊、勝浦、大原等の漁港があり、森林資源も豊富であり、名所旧せきにも富まれ、観光地帯として観光客多く、牧畜もまた盛んで、牛乳の生産量は多大であるが、輸送機関は国鉄房総東線があるのみで、道路の現状は改良済十七キロ四、ほ装済九キロ一、未改良六十四キロ一となつており、生鮮魚貝類牛乳等の輸送に円滑を欠いている。ついては、外房海岸道路の改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

二俣村地内北上川下流にこう門設置の請願（請願者　宮城県知事佐々木家喜治外十四名）（内海安吉君紹介）（第一四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡二俣村梨木地内の北上川にこう門を設置すれば、関係一町五畝村の排水が容易となり、三千五百町歩の水田と三万五千の耕作農民が救助されることになるのみならず、約六十余町歩の造田が可能となるなど、その利益は大きい。ついては、明年度予算をもつて、二俣村梨木地内の北上川にこう門を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

春日村及び清洲町地内国道十二号線改修の請願（請願者　愛知県清洲町農業協同組合長古沢新吾外七名）（早稲田柳右エ門君外二名紹介）（第一四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西春日井郡春日村地内及び清洲町地内国道十二号線二千三百メートルの間は、ほ装されていないため、自動車通過の際は、ほこりの発散はなはだしく、附近の人家はこれを避けるため昼夜雨戸をおろしている実情で、衛生上に及ぼす影響はもちろん、農作物の発育にも大なる支障を与えている。ついては、国道十二号線中両区間のほ装を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

不良住宅改良促進に関する請願（請願者　東京都荒川区長村上勇三郎外一名）（天野公義君紹介）（第一四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都荒川区三河島八丁目地内の敷地約千二百坪の低湿地にある百二十戸の木造長屋は、生活程度の低い日雇労働者が住んでいるが、その家屋は破損はなはだしく、日照、通風等が考慮されておらず、下水施設も悪く、衛生上まことに憂慮すべき状態にある。ついては、これが家屋を不良住宅地区改良事業の対象として改良されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

鮭川上流にえん堤築設の請願（請願者　山形県最上郡真室川町長松沢雄蔵外五名）（志田義信君紹介）（第一四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十九年以来連年にわたる最上川災害の原因は、支流川の荒廃が根本原因であり、支川中とくに最大である鮭川は、原始河川そのままのごとき状態で、流域一帯の産業振興と最上総合開発計画に多大の影響を与えている。ついては、鮭川上流の塩根川、春木川合流点附近に砂防えん堤を築造され、鮭川の荒廃を防ぐとともに最上川災害発生の原因を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

東北地方国道改修工事施行等の請願（請願者　郡山市議会議長福内和介）（大内一郎君紹介）（第一四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方国道改修工事は、ほとんど放置の状態にあり、とくに降雨降雪の多い該地方は、その時期ともなればでいねいと化する箇所多く、道路のもつ使命の発揮並びにぼう大な生産資源をもつ東北地方の開発に多大の支障をきたしている。ついては、次の事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）全面ほ装となし、車道人道の区別を設けること、（二）市

充実すること、(三)鉄道線と平面交さする部分は立体交さとする。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

連合国軍による接収農地売渡しに関する請願（請願者　宮城県加美郡色麻村大字下新町北二十番地王城寺原開拓農業協同組合長佐々木慶男）（佐々木更三君紹介）（第一四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県加美郡色麻村王城寺原開拓者百八十八戸及び増反者二百二十一戸は、昭和二十一年入植したが、同二十二年七月、連合軍の演習地として接収され、やむをえず約二百戸がこの土地を去り、他地区に転入植した。残留した百八十八戸は汗と血によつて切り開いた土地を離れることができず、接収覚書による制約を受けながら苦しい忍従の生活を行つてきた結果、接収地内の耕地は周辺の既耕地をしのぐ生産を挙げうるに至つた。ついては、請和会議が調印された今日千百七十四町歩の農地の売渡しを実施し、自作農創設の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

那智町地内那智川に砂防工事施行の請願（請願者　和歌山県東牟婁郡那智町長速水万太郎）（世耕弘一君紹介）（第一四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡色川村奥地に源を発し、同郡那智町を縦断して太平洋に注ぐ那智川は、戦時中の濫伐と延長八キロという小河川のため、一度こう水となれば激流は数百貫の岩石を押し流し、護岸の損傷はことに大きく、このまま放置すれば多大の災害を被ることになる。ついては、同町大字市野々地内に国費で幾本かの砂防えん堤を築設し、河床を固め、護岸の崩壊を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

白糠、足寄間道路改修等に関する請願（請願者　北海道白糠郡白糠町長菅木金吾）（伊藤郷一君紹介）（第一五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡白糠町は、農、林、鉱、水、畜の五大産業に恵まれているが、河川に沿つて開さくされた現在の道路は、迂余曲折が多く、新道の開さく改良と橋りようの架設等は、これが資源開発上きわめて緊急を要する問題である。ついては、次の事項を実施されたいというのである。(一)白糠町より茶路原野二股等を経て足寄駅に至る道路を準地方費道として開さく改良すること、(二)前項区間の中間にある二股より左股を経て十勝国本別に通ずる道路の改良工事を促進すること、(三)白糠町茶路駅より上茶路原野滝の上を経て二股に結ぶ道路を開さく改良すること。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

白糠町地内茶路川及び茶路川改修工事施行の請願（請願者　北海道白糠郡白糠町長菅木金吾）（伊藤郷一君紹介）（第一五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡白糠町を南北に貫流する地方費河川茶路川、茶路川の沿岸一帯は、まれに見るよく野で、釧路支庁管内第一の穀倉であるが、河岸の施設が皆無であるため、出水のたびに、その激流は暴威を加え、すでに沿岸一帯の半ばは近くが河原と化しており、道路、橋りよう等にも多大の被害を与え、林産、石炭等の資源開発を阻害している実情である。ついては、同町地内同河川の改修工事を明年度より国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

雄別炭山、上幌呂間道路開設の請願（請願者　北海道阿寒郡阿寒村長小林義馬）（伊藤郷一君紹介）（第一五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道阿寒郡阿寒村の産業発展は著別、仁々別の両原野に負うところ大であるが、現在両原野の生産物は、雄別線阿寒駅及びオンネピラ駅にほとんど車馬で四里ないし七里余の悪路をたどり搬出している現況で、その労力的損失は多大である。しかし、雄別炭山より上幌呂間に道路を開設すれば、これら生産物の搬出はもちろん未利用可耕地二千余町歩の開発と雄別炭山の杭木運搬等に多大の利便をもたらすことになる。ついては、これが区間の道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道西郷佐治線等改修工事施行の請願（請願者　鳥取県八頭郡河原町長西尾鈴外十九名）（稲田直道君紹介）（第一五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡西部の道路は、西郷村神馬から佐治村大字加瀬木に至る県道西郷佐治線及び西郷村から散岐村、大村を経て用瀬町に至る路線等、いずれも県道に編入されてから十数年を経過しているが、大部分は道路として、はなはだしく不良であり、住民は不便を感じている。なお県道鳥取、智頭線の改修は、鳥取河原間は近く完成の見込であるが、河原以南は危険箇所が多く、改修を要望する声が切実である。ついては、八頭西部の道路改修をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

島田川改修工事促進に関する請願（請願者　山口県熊毛郡周防村長山根直正外九名）（佐藤栄作君紹介）（第一五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂、熊毛両郡および光市を貫流する島田川の改修工事は、その大半を終つたが、いまだに第三丘、周防の両村および光市の区間が残存しているため、本年七月に災害をうけ、本流の逆流によつて各支流のはん濫はなはだしく、その被害は数百町歩に及び、さらに今回のルース台風により、その被害は倍加されるに至つた。ついては、同川の改修工事を徹底的に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

連合軍による接収地の損害補償に関する請願（請願者　山形県北村山郡町村会長斎藤三郎外一名）（池田正之輔君紹介）（第一五二六号）及び同（請願者　山形県北村山郡町村議会議長会長佐藤茂兵ェ）（園司安正君紹介）（第一六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡戸沢、大高根、西郷、富本の四箇村にまたがる約五千町歩の広大な土地は、国連軍進駐以来、実弾射撃用地として接収されたが、連日の射撃実施により砲座地あるいは着弾地の山林等は荒廃し、その被害は多大な額に上り、しかも大小のジープまたはタンク等が村道をひん繁に通過するため道路橋りょうの破壊ははなはだしい。しかるに、これら損害の補償には、いまだなんらの道も講ぜられず、かくては地方自治の確立も難かしい。ついては、これらの実情を調査の上、損害補償の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

空知橋を永久橋に架替えの請願（請願者　北海道空知郡富良野町長古東久平外二名）（河口陽一君外一名紹介）（第一六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡富良野町を貫流する空知川にかかる空知橋は、幅員狭く、木橋であるため、ひん繁をきわめる車馬の往来等にたえることができず、昭和二十六年八月全長の三分の一が破壊され、本町を中心とする上川支庁管内南部一帯及び空知支庁管内の北部地方における農、鉱、林生産諸物資集散に大なる支障をきたしている。ついては、空知橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

北谷地、大久保両村間最上川上流左岸に防災工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡大久保村長保科定治外二名）（牧野寛索君外一名紹介）（第一六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡北谷地村字新吉田東法師川合流点より北村山郡大久保村字下釜に至る区間の最上川は、右岸のみ改修工事が施行され、左岸は除外されたため、ひとたび増水になると右岸の堅固な堤防に支えられた水は反対に左岸の貧弱な防水堤を決壊して耕地に浸入し、百二十町歩の美田をどろ沼と化するなど多大の被害を與えている。ついては、前記区間最上川上流左岸に防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

共和村地内鴨川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県後月郡共和村長妹尾正雄外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県神石郡仙養村に源を発し、岡山県後月郡共和村地内を貫流する鴨川は、流路延長八・三キロ、流域面積三万二千八百平方メートルの河川であるが、こう配急で、土砂の流失おびただしく、ために両岸の破壊による水田の流失等大なる被害をうけている実情にある。ついては、共和村地内の砂防工事を二十七年度に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大原町地内黒谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県英田郡大原町長本田晴男外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡大原町の重要森林地帯を貫流する黒谷川は、平常から岩石、砂れきの流出はなはだしく、戦時の強制伐採がこの傾向を促進し、下流地の被害は多大である。近年の度重なる豪雨は堤防を崩壊させ、道路、橋りょう、耕地の流失等このまま放置するときは大原町の重要資源は壊滅することは必至である。ついては、現在施行中の砂防工事を昭和二十七年度においても、ひきつづき黒谷川指定地域に継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

有津井地内佐與川上流に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡津川村長上野定治郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐與谷川上流岡山県上房郡上竹荘村大字有津井地内の砂防工事は、目下着々工事進ちょく中であるが、該工事施行地域の下流に位する津川村は上竹荘村よりも利害関係深く、暴風雨襲来の際におけるこう水、土砂のはん濫は、同村に大なる被害を與えている。ついては、これが防止策として、すみやかに有津井地内の砂防工事を継続施行され、予算を配当されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

磯上地内磯上川上流に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県邑久郡国府村長浦上今治外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

すでに施行中の岡山県邑久郡国府村大字磯上地内磯上川上流の砂防工事は、本年度においても継続進行中であるが、これが予算はきわめて少なきため本工事を完成することは、とうていできない実情にある。ついては、明二十七年度において、継続工事を施行し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

美和村地内山生川に砂防工事施行等の請願（請願者　岡山県真庭郡美和村長平田謙三郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡美和村地内の山林は、濫伐いちじるしく、村内の多くのけい流は極度に荒廃し、かつ水勢に対して弱い地質であるため、ひとたび豪雨に際会すれば多大な災害を及ぼしている。ついては、本地内山生川の砂防工事をすみやかに施行されるとともに、江疎、皆細の両河川に対しても砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

平川村地内後谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡平川村長武並陽一外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡平川村地内後谷川は、上流地域の河岸及び河床が荒廃しているため、毎年の降雨の際には、出水激しく、砂れきを下流に流下せしめ、浸水はん濫等による附近住民の受ける被害はきわめて大きなものがある。ついては、本河川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

宇野地内鳴滝川に砂防工事施行の請願（請願者　玉野市長太田尚衛外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

玉野市宇野地内鳴滝川は、水源山地荒廃により、降雨ごとに土砂を流出し、下流かんがい貯水池は土砂のたい積いちじるしく、貯水量の減少はもちろん、一朝降雨に遭遇すれば貯水池は埋没して、下流地区の耕地及び人家に及ぼす影響は大なるものがあるとともに、治水上、産業上、市民の生活に重大な脅威を與えている。ついては、宇野地内同河川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

田井地内清水川に砂防工事施行の請願（請願者　玉野市長太田尚衛外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

玉野市田井地内清水川流域は、水源山地の荒廃、河川幅員の狭あい、及び曲折多いため、毎年降

雨出水の際には、土砂流出し、耕地、人家等に大なる被害を與えている。ついては、田井地内清水川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

新庄村地内戸島川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県真庭郡新庄村長佐藤峯一郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡新庄村地内を貫流している新庄川の支流戸島川流域は、昭和九年のこう水により、護岸、道路、耕地の欠壊、流失等大なる被害を被むり、さらに昭和二十三年八月の豪雨出水により、多大の被害を受けたのであるが、窮乏せる地方財政をもつてしては、局部的な復旧工事だけしかできず、一朝こう水にあえば、本村中心の二百余戸の住家等は、濁流にのまれんとする最悪の危険にさらされている。ついては、同村地内戸島川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

宇治村地内滝谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡宇治村長鈴木雄祥外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡宇治村地内滝谷川は、戦時中の濫伐により水源山地が荒廃しているため、昭和九年以来数回にわたる大こう水に遭遇し、耕地、家屋、護岸等に多大な被害をうけている。ついては、国費により同村地内滝谷川にえん堤を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

豊野村地内下市川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡豊野村長仁熊八郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡豊野村地内旭川支川宇甘川小支川の下市川の流域は、二百町歩であり、昭和九年の大こう水で護岸ことごとく崩壊し、その後数年にわたつて復旧工事が施行されたが、貧弱な村財政では工事の完成はおぼつかなく、一方被害はますます増大する現状である。ついては、これが防止のため下市川の災害防止砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

落合村地内井谷川砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡落合村長山口良二外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡落合村地内の井谷川は、昭和九年の風水害により、いちじるしく荒廃し、以来逐次復旧に努力しているが、貧弱な村財政をもつては到底復旧は困難である。ついては、同村地内井谷川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

水田村地内清水川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡水田村長戸田達外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡水田村地内清水川流域は、水源山地の荒廃による土砂の流出及び昭和九年九月の大こう水による護岸並びにえん堤の流失等により農地に多大の被害を與え、食糧増産に大なる影響を及ぼしている。ついては、同川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

吹屋町地内坂本川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡吹屋町長片山浅治郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡吹屋町地内坂本川は、高梁川支流成羽川小支流であつて、流域は昭和九年九月の大こう水で河床の浸しよくにより護岸を崩壊させ、砂れきが奔流とともに下流一帯の耕地に殺到して多大の被害を與えたため、下流民家は常に危険にさらされている。ついては、坂本川に災害防止砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

保育地内保育川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県和気郡日笠村長日笠政治外八名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡日笠村大字保育地内保育川並びに伺村大字日笠下地内平田川は、屈曲多く、かつこう配急で、戦争中の森林の乱伐等のため、降雨のつど多量の出水に見舞われ、土砂等の流出によつて、多大な災害を被つてが、窮乏せる地方財政では、到底これが復旧は困難な実情であり、関係住民の生産意欲等に多大な影響を及ぼしている。ついては、保育川、平田川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

都留岐地内美婦路川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県和気郡三国村長藤本均外十名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡三国村大字都留岐地内の美婦路川は、和気郡神根村境より金剛川地域に合流する十二キロ余の河川であるが、こう配急で、かつ屈曲多く、一度豪雨になると土砂石れきをおし流し、護岸欠壊し、沿岸一帯の耕地等に多大な被害を与えている。ついては、同村都留岐地内の美婦路川砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大東村地内本谷川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県久米郡大東村長岡田孝子外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡大東村地内の本谷川は、昭和二十六年砂防河川として指定をうけ、本年度砂防えん堤工事を施行中であるが、本流域は延長六キロに及び、戦争中の山林濫伐のため、一度降雨の際は、その洗水量は激増し、同川下流一帯の家屋、耕地等に多大の被害を与えている。ついては、同河川の砂防工事を継続事業として二十七年度においても施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

三石地内五石川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県和気郡三石町長桑原弥蔀治外十六名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡三石町大字三石地内を貫流する五石川は、兵庫県境から金剛川上流に合流する河川であるが、山峡を屈曲して流れる急こう配の河川であるため、降雨のつど多量の砂れきを流出し、護岸の決壊、いせきの流失、耕地の土砂侵入、または家屋の浸水等多大なる被害を受けている。ついては、すみやかに三石地内五石川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大東村地内宮部川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡大東村長岡田孝子外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡大東村地内吉井川水系宮部川は、戦時中の山林濫伐と深いけい谷のため、たびたび災害を招き、関係住民は不安におびやかされている実情であるから、宮部川を砂防河川としてすみやかに指定されるとともに、昭和二十七年度において本川の防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

堺和村地内五番川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡堺和村長草池保外六十四名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡堺和村地内の五番川は、戦時中からの山林濫伐により、降雨のたびに土砂の流出があり、ことに本川沿川は地勢しゆんけんなため、豪雨のつど山の土砂を流し、住民は不安にかられている。しかしながら貧困な町村財政をもつては到底これが災害の防止は不可能であるから、国庫をもつて堺和村地内五番川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

下神目地内大谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡福渡町長河本仲市）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡福渡町大字下神目地内大谷川の砂防えん堤工事は、現在施行中であるが、本工事は明二十七年度へ継続して行わなけれ

完成することが不可能である。ついては、明年度も継続して工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

龍山村地内中田川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡龍山村長杉山万作）（星島二郎君外一名紹介）（第一六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡龍山村を流れる中田川は、きわめて急流にして、降雨多量の際は、土砂を流出して下流地域の耕地に大なる影響を与え、農業生産を阻害している。ついては、中田川砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

坪井下地内七森川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡大井西村長高橋喬外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡大井西村大字坪井下地内の七森川は、戦時中に上流地区の森林が濫伐されたため、一度降雨になると急激に増水し、土砂の流失、護岸の破壊を招来し、農作物に多大な被害を与えているが、これが砂防工事は、貧困した村財政では到底実現できない実情である。ついては、国庫補助によつて七森川の砂防工事を急速に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

六條院町地内竪川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県浅口郡六條院町長清水和一外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡六條院町地内の竪川は、水源地帯の山林濫伐により、荒廃はなはだしく、たびたびはん濫して沿川の各町村に多大な被害を与えている現状にかんがみ、昭和二十六年度において安倉峠にえん堤築設工事の着手を見たが、財源の都合上、本年度の完成は不可能である。ついては、これが経費を昭和二十七年度予算に相当額計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

日比地内瓶割川に砂防工事施行の請願（請願者　玉野市長太田尚衛外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

玉野市日比地内の瓶割川は、降雨出水ごとに多量の土砂を流失し、上流においてはえん堤を築造中であるが、なお下流においては、人家、耕地等に多大の被害を及ぼすおそれがあるから、日比地内瓶割川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

西江原町地内雄神川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県後月郡西江原町長落合浩外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県後月郡西江原町北東明治池に源を発し、小田川にそそぐ雄神川の上流は、昭和十二年の大こう水以来河床がいちじるしく衰しよくされ、護岸も崩壊して、部落民に不安をいだかしめている。ついては、西江原町地内、雄神川上流の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

落合町地内西河内川の砂防工事促進の請願（請願者　岡山県真庭郡落合町長西田薫一外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡落合町大字西河内地内の西河内川は、水源山地の荒廃により土石の流出おびただしく、かつ上下流部はともに幅員狭少にして曲折多きため、昭和九年以来数回にわたる水害を被り、護岸の欠壊、耕地、家屋の流失等その被害はきわめて大きい。ついては、現在施行中のえん堤工事をすみやかに完成させるため二十七年度においても工事を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

鴨方町地内益坂川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県浅口郡鴨方町長仙治三一外一名）（第一六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

益坂川は、岡山県浅口郡鴨方町地内を流下し、鴨方川にそそぐ流路延長四キロの河川であるが、上流部は屈曲多く、こう配急で、土砂の流失はなはだしく、地質は砂れき層であるため、戦時中の乱伐強行の結果、降雨ごとに激流とともに土砂れきは中流の田畑、人家へ流失し、本年七月の水害にもその被害は多大であつた。ついては、貧弱な町財政では到底復旧の見込がないから、鴨方町地内益坂川に対し、災害防止砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

手荘町地内西谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡手荘町長萩原鎮四郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大賀高山に源を発する西谷川は、河床のこう配急であり、その上戦時中の山林濫伐により水源地は荒廃し、台風の襲来するたびにこう水となつて、多量の土砂を流失し、耕地等に被害を与え、しかも雨が降らないときは、水量枯渇する状態で、農民の損害は多大である。ついては、岡山県川上郡手荘町地内の西谷川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

玉川村地内増原川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡玉川村長川上一夫外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡玉川村地内を貫流する増原川は、土石の流出はなはだしく、下流部は幅員狭少である上、曲折が多いため、同河川流域の三百町歩は、昭和九年の大こう水による災害以来、毎年の出水に際し、大なる被害をうけ、護岸、河床はことごとく破壊されている現状で、関係村民の生活及び産業は重大な脅威にさらされている。ついては、本河川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

成羽町地内島木川及び日名川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡成羽町長平松幹章外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡成羽町地内の島木川及び日名川は、戦時中における水源山林地帯の濫伐により、降雨のたびに出水し、下流耕地及び市街地は浸水のうきめにさらされている。ついては、成羽町地内の前記両川の砂防工事を施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

中井村地内津々川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡中井村長山根寿一外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津々川の流域は、中井村の穀倉地帯であるが、昭和九年のこう水により、その護岸ならびにえん堤は根底より崩壊流失し、以来降雨ごとに災害をこうむつている。ついては、国費により、同中井村地内和矢谷に対し、通常砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

美川村地内関川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県真庭郡美川村長森川高蔵外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡美川村地内の関川砂防えん堤工事は、昭和二十六年八月起工して以来、着々として進ちよくしつつあるが、同工事を途中で中止することなく、明二十七年度においても相当額の砂防事業費を計上して、継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

川上村地内笛代川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県真庭郡川上村長亀山乾外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡川上村は単作地帯の山村であるが、旭川の支流笛代川のはん濫により土砂の流出はなはだしく、沿岸堤防の破壊によつて耕地、人家は被害を受け、河身の変遷と河床の埋没のために平水時でも河水の浸入を防止することができず、農地三十町歩、家屋二

十五戸は危険にさらされている。ついては、川上村大字下德山字苗代地内苗代川上流を昭和二十七年度災害対策砂防工事として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

呉秣村地内大武川及び内山川に砂防工事施行の請願（請願者岡山県吉備郡呉秣村長水川次郎八外十九名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡呉秣村地内を貫流する大武川及び内山川は、土砂の流出はなはだしく、下流地方の埋没は毎年増加している実情であり、沿岸の耕地等は多大な被害を被つている。ついては、明年度において大武川及び内山川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

綱谷村地内掛畑川及び足守川に砂防工事施行の請願（請願者岡山県吉備郡綱谷村長川崎薫）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡綱谷村地内の掛畑川、および足守川は、ともに傾斜はなはだしく、降雨ごとに岩石、土砂を川上より流送し、両川の合流点にある黒谷池並びに同川流域附近の水田に多大な被害を與えている。ついては、両川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

上水田村地内小松谷川及び谷尻川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡上水田村長藤森栄三郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡上水田村地内の小松谷川及び谷尻川は、水源山地荒廃して土石の流出きわめて多く、中下流部は幅員狭少にして曲折多いため、昭和九年以来数度にわたるこう水の被害は多大な額にのぼり、護岸河床の破壊、耕地の浸水、人家の倒壊流失等住民の生活に大なる不安を與えてきたのであり、これが砂防工事の施行は強く要望されつつある。ついては、次の区間の砂防工事を施行されたいというのである。（一）備中川と小松谷川との分岐点古川より字大ナルに至る区間護岸千五百メートル、えん堤四箇所設置、（二）備中川支流谷尻川合流点より字谷本奥藤に至る区間千六百五十メートル、えん堤五箇所設置。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

中津井村地内清常川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡中津井村長横上若太郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡中津井村地内の清常川及び中津井川は、山狭を巡る急流河川で、流域一帯は砂れき質土であるため、昭和九年九月の大こう水以来、降雨のつど河岸、河床は、はなはだしく浸しょくされ、土砂の流出いちじるしく、毎年降雨による被害は多大なものがある。ついては、これが災害防止と民生安定等のため、両河川上流地域にえん堤三本、床止五本をそれぞれ設置されるとともに、護岸七十メートルの工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

皆部町地内三谷川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県上房郡皆部町長吉田荘太郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡皆部町地内三谷川の砂防工事は、すでにえん堤三本の施行を終えたのであるが、さらに護岸七百メートル及びえん堤三本を是非とも施行されなければ折角施行されたえん堤もなんの役にも立たないから、二十七年度の継続工事として着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
飯田町地内高馬川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県吉備郡飯田町長塩尻亀男外二名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戦争中の森林濫伐により、下流に土砂を放出し、年々その被害が増大して放置し得ない現状であるから、小田川支流高馬川の上流水源地に位置する地点に、土砂防止の砂溜場の新設、ならびに同河川の中流岡山井笠線県道の横断箇所より約六十メートルの間西側を石垣工事を実施し、砂防えん堤を河床に流行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
野谷村地内河川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県御津郡津賀村地内竹部川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県御津郡津賀村長藤井繁男外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県御津郡津賀村地内竹部川は、毎年豪雨出水多く、山腹および両岸は荒廃いちじるしく、本年七月十五日には出水し、その惨状は見るにたえないものがあつた。加うるに竹部川沿岸部落および川口附近に比して中央部上流地帯は河床高く、幅員三十メートルであるため、豪雨出水による危険は日を見るより明らかである。ついては、これが対策として、えん堤砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
野谷村地内河川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県御津郡野谷村長小河等隆）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県御津郡野谷村内の各河川は、少しの降雨にも急激に増水し、濁りようの流失、水田の土砂浸入等毎年多大の被害をうけている実情にある。ついては、河川、水田の災害を防止するため、すみやかに砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員会　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
黒本地内舟木川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県赤磐郡山方村長直原恒外十六名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡山方村大字黒本地内の舟木川は、その源を久米郡吉岡村境に発し、本村役場土手にお

津賀村地内竹部川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県御津郡津賀村長藤井繁男外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県御津郡津賀村地内竹部川は、毎年豪雨出水多く、山腹および両岸は荒廃いちじるしく、本年七月十五日には出水し、その惨状は見るにたえないものがあつた。加うるに竹部川沿岸部落および川口附近に比して中央部上流地帯は河床高く、幅員三十メートルであるため、豪雨出水による危険は日を見るより明らかである。ついては、これが対策として、えん堤砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
野谷村地内河川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県御津郡野谷村長小河等隆）（星島二郎君外一名紹介）（第一六六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県御津郡野谷村内の各河川は、少しの降雨にも急激に増水し、濁りようの流失、水田の土砂浸入等毎年多大の被害をうけている実情にある。ついては、河川、水田の災害を防止するため、すみやかに砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員会　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
黒本地内舟木川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県赤磐郡山方村長直原恒外十六名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡山方村大字黒本地内の舟木川は、その源を久米郡吉岡村境に発し、本村役場土手において滝山川に合流している延長約二・五キロ、五百町歩以上の流域を持つ河川であるが、地形急しゅんなるため、急流で、石れき土砂を流出しては中流にある北坂池の約四割を埋没し、豪雨のたびごとに道路、橋りようの破壊、護岸の決壊を招来している。ついては、明二十七年度において、通常砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
鍛冶屋地内鍛冶屋川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県赤磐郡潟瀬村長田中工外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡潟瀬村大字大内鍛冶屋部落を貫流する鍛冶屋川は、上流山ろくに水田かんがい用池があるが、水源山地は、山くずれ、

松くい虫の被害等のため、いちじるしく荒廃しているため、降雨のつど多量の土砂は、かんがい用池に流入し、この堤防は危険な状態にあり、同かんがい用池下流の農民は、毎日不安な生活を送つている。ついては、このかんがい用池の上流山林地帯に砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的
竹枝村地内土師方川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県赤磐郡竹枝村長矢延友高外二名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
土師方川の流域は四十八町七反歩あるが、昭和九年、十二年さらに二十年の三回にわたつて大こう水にあい、護岸ならびに河床は破壊流失し、旭川の激流も手伝

つて、附近一帯の耕地および人家は流失、あるいは水浸しとなつて、その被害はきわめて大きい。ついては、同川の砂防工事を実施したいが、貧弱な同村の財政をもつてしては、とうていおぼつかないから、国庫補助によりすみやかに同川の砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

勢力地内掛谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県和気郡熊山村長伊永真外二十名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉井川支流の掛谷川は毎年多量の土砂を流出して河床をうずめ、とくに上流においてはおびただしく、このため、昭和十八年以来しばしば災害をひき起し、このまま放置すれば数年を経ずして、肥よくな耕地は悪化荒廃することになる。ついては、岡山県和気郡熊山村大字勢力地内の掛谷川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

磯上地内油杉川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県邑久郡国府村長浦上今治外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡国府村大字磯上地内磯上支流の油杉川は、戦争中の上流山林濫伐のため、一朝降雨あるときは、急激に出水し、多量の土砂を流出し、下流千田川においては、毎年河底にでい土がたい積している現状であり、ことに、去る七月のヘスター台風による暴風雨は、本流域の水田二百八十町歩を冠水し、その收穫は、皆無となつた状態である。ついては、同河川の実態を調査の上、昭和二十七年度において、同河川上流地域に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

蕃山地内大谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県和気郡伊里村長河崎亀三郎外九名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡伊里村大字蕃山地内大谷川砂防工事が着工の運びとなつたことは村民にとつて実に感謝に堪えないが、なお昭和二十七年度以降においても継続事業として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

豊原地内に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県邑久郡豊原村長小林徳太）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡豊原村地内の山林一帯は、毎年の暴風雨によつてその地層を洗われ、土砂の流出を続け、昭和二十年九月の大降雨によつて大崩壊し、その後二十二年、二十四年の台風等の影響を受け、水源地帯は滅亡にひんしたのである。これがため、毎年農家にもたらす損害は多大であり、住民も貯水池のしゅんせつ用排水路の土砂を除去する等の努力を払つているが、この程度の災害対策では到底その完全を期することは不可能である。ついては、国費をもつて計画的砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

荘内村地内杷原川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県児島郡荘内村長大賀卓外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県児島郡荘内村地内を貫流する鴨川支流杷原川の上流は、いちじるしく荒廃しているため、降雨のたびごとに毎年多量の土砂を下流に流出し、河床高位となり、流域一帯の耕地に與える被害は多大なものがある。ついては、すみやかに同村地内杷原川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願

昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

池田村地内槇谷川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県吉備郡池田村長角征夫外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県吉備郡池田村を貫流する高梁川支流槇谷川およびこれに合流する落合川の流域は、老朽している花こう岩質からなり、風化により年々山はだを露出し、加うるに戦争中の濫伐によりその度を増し、わずかの降雨にも崩壊して土砂の流出により下流に及ぼす被害は多大である。ついては、国費をもつて同地内槇谷川、落合川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

湯原町地内隠谷川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県真庭郡湯原町長西田宇平外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
隠谷川は、岡山県真庭郡湯原町大字田羽根字隠谷に源を発し、また小林川は、同町大字見明戸字小林に源を発して、それぞれ旭川支流河川に合流しているが、けい谷深く、一度増水ともなれば激流となり、流域一帯の耕地、家屋等に多大な被害を与え、食糧生産に大なる支障をきたしている実情である。ついては、湯原町地内隠谷川と小林川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

東粟倉村地内後山川水系に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県英田郡東粟倉村長井上良太郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県英田郡東粟倉村地内を流れる後山川は、上流において行者川及び道仙寺川に分岐しており、両川とも急流にして、岩石土砂の流出多く、戦時中の森林濫伐と相まつて、毎年下流の被害は累積しつつあるが、とくに最近は豪雨のたびごとに護岸の決壊、耕地の流失等相次いで起り、住民は全く困窮している状態である。ついては、道仙寺川指定地域に通常砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

馬飼湯船えん堤改修工事施行の請願（請願者　岡山県小田郡笠岡町長小野博外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県小田郡笠岡町宮地峠から降雨ごとに流出する土砂のため、下流の川底は次第に浅くなり、明治二十六年以来次々と築堤を行い、現在は第五段のえん堤を構築しているのであるが、本年七月の大雨は上部から下部二段目のえん堤中腹の石垣裏土砂栗石を洗出し危険状態になり、このまま放置するならば一度大雨にあえば崩壊は必至である。ついては、笠岡町大字馬飼湯船えん堤の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

日笠村地内保曾川及び平田川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県和気郡日笠村長日笠政治外十一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡日笠村地内の保曾川及び平田川は、屈曲した急傾斜の河川であり、加うるに戦時中の濫伐と山火事のため、河川流域一帯の山林には立木皆無のごとき有様で、降雨のたびごとに土砂を流出し、護岸、堤防の破壊、耕地の浸水、家屋の流失等多大な被害を受けている。ついては、食糧増産上の見地より同村内保曾川及び平田川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年十一月二十八日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

上横野地内横野川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県吉田郡高田村長山口馨外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
横野川は岡山県吉田郡高田村に

とつて産業上きわめて重要な使命を有する河川であるが、その水源地帯の山林は、戦時中の濫伐によつて全く荒廃しているため、こう水のたびに多量の土砂を流出して、流域に多大の被害を与え、とくに昭和二十年の災害には護岸並びに河床は完全に破壊し、浸水人家の被害は相当数にのぼつた。ついては、同村上横野地内の横野川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

中谷地内高座川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県苫田郡中谷村長池田貞雄外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡中谷村大字中谷地内高座川は、昭和二十年九月の大水害にあい、上流の山崩れによる土石流のため、護岸および河床は完全に崩壊され、空前の被害をうけたが、さらに昭和二十四年七月のヘスター台風により、またはん濫して被害を加えた。幸いにして昭和二十六年度において河床工事を施行されているが、引き続き昭和二十七年度においても中谷村大字中谷地内高座川の通常砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

貞永寺地内山人川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県苫田郡大野村長中江渉）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡大野村大字貞永寺地内の山人川砂防工事を明二十七年度において完成するよう、継続して実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

梶並村地内碇谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県勝田郡梶並村長加藤完逸外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡梶並村地内を貫流する碇谷川流域は、昭和十八年七月の大こう水により、山地の崩壊、道路、橋りょう、護岸、耕地等ことごとく流失され、多大の被害を被つたが、毎年出水のたびごとに多量の土砂を流出し、耕地の大部分は荒廃の一途をたどり、食糧増産に大なる支障をきたしている。ついては、同村地内碇谷川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

奥津地内尾路川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡奥津村長光永琢磨外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡奥津村大字奥津地内尾路川は、吉井川支流延長五千メートルの河川で、河川の幅員が狭く、加うるに戦時中の濫伐が原因で昭和二十年九月の大水害により、護岸、河床を浸しよくし、それ以来こう水のたびごとに、おびただしい土砂を流出させ、流域五千町歩の耕地は危険にひんしている。ついては、現在施行中の尾路川の砂防工事を引き続き施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

富西谷地内白賀川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡富村長山崎節治外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡富村大字富西谷地内を貫流する白賀川及び業秀川は、急流であるため降雨のつど河床は浸しよくされ、護岸の欠壊は増大しており、ことに昭和二十年九月の全国的大風水害以来、たびかさなる水害により災害の範囲を拡大し、その被害は大なるものがある。ついては、昭和二十七年度において、前記両河川の砂防工事を是非施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

田地子川に砂防工事施行の請願

（請願者　岡山県御津郡上建部村長葛原浩外三名）（星島一郎君外一名紹介）（第一六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

田地子川は旭川の支流であるが、年々出水ごとに土砂をおし流し河床を高め、そのつど下流の人家および田畑は被害を受け、住民は塗炭の苦しみをなめている。ことに、昭和九年以後三回にわたるこう水により、下流は砂石によってうずもれ、川の形を失ったほどである。ついては、すみやかに同川にえん堤工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

宇垣村地内三谷川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県浅口郡金光町長工藤純之介外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年未曾有の火災により、岡山県御津郡一帯の山林は赤茶色の裸山と化し、これら砂質土の山を水源とする河川の砂防工事は、国土の保全、耕地、民家の保護の見地より急を要する問題である。幸い御津郡宇垣村地内の三谷川は、本年九月以来砂防工事が起工され進ちょくしつつあるが、その規模が広大であるため、本年のみにて完成することが不可能である。ついては、同村地内三谷川の砂防工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

金光町地内竹川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県浅口郡金光町長工藤純之介外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

竹川は、岡山県浅口郡金光町大字上竹から大字下竹を経て、同郡富田村、玉島町の三箇村の境で里見川に合流する河川であるが、雨季には短時間に流量が激増するためこう水ごとに堤防は崩壊し、土砂の流出はなはだしく、関係地方民が憂慮している。幸にして本年度から上流に砂防工事が実施されているが、引き続き明年度も継続し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

建部村地内桜川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県御津郡建部村長菅原利男外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県御津郡建部村地内の桜川は、昭和九年以来相ついで大こう水に遭遇し、ことに二十四年に襲来したキスター台風により護岸、河床は破壊され、耕地の埋没、家屋の倒壊、橋りょうの流失等多大な被害をうけたのであるが、幸い国庫により着々と工事が進ちょくしつつある。ついては、同工事を未完成のまま中止することなく明二十七年度においても継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

富家村地内長谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡富家村長原田角太郎）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡富家村と高山村の村境に源を発する長谷川は、洗水きわめて急激であり、毎年降雨のときは河水はん濫と土砂流失等により多大なる災害を繰り返している。ついては、同河川上流高山村境に砂防いせきを築造されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

倭文西村地内友清川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県久米郡倭文西村長杉山朋一外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡倭文西村地内の友清川は、流路延長十キロ、流域の総面積四万五千平方メートルに及ぶ河川であるが、一度降雨の際は奔流となつて土砂を流出し、護岸を破壊し、流域地帯に多大な被害を与えている。ついては、倭文西村地内友清川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

巨瀬村地内尾原川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県上房郡巨瀬村長上森真市外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡巨瀬村地内の尾原川は、上流水源地帯が荒廃し、中下流部は幅員狭少にして曲折多いため、昭和九年以来数次にわたる水害は護岸並びに河床を全く破壊し、耕地の流失、家屋の倒壊は多数にのぼり、村民生活、地方産業上重大な影響を及ぼしているのであるが、貧困な村財政では砂防はもちろん、復旧工事すら満足に行い得ない実状である。ついては、本村内尾原川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

加美町地内新城川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県久米郡加美町長杉山定香外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年四月、水源山地が山火事にあったため、岡山県久米郡加美町地内を流れる新城川流域は、昨年と本年の二回にわたる豪雨により、出水し、多量の土砂をおし流し、濁流はんらんして護岸の決壊、橋りょうの流失等大なる被害をうけた。ついては、昭和二十七年度において、同町地内同河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

瀬戸地内作り木に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県英田郡江見町長安東長孝外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡江見町大字瀬戸字作り木一帯は、古くから鉱山地帯であり、各所に土砂石れきが散在し、毎年降雨のたびに崩壊または流失するため、河床はうずもれ、農耕地を荒廃させ、さらに豪雨の場合は、橋りょうの流失、道路の破壊等その被害は拡大し、多大の被害を与えている。ついては、同村瀬戸字作り木に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

物見地内物見川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡上加茂村長成田規一外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡上加茂村を流れる物見川と舟山川は、急流にして、かつ河幅狭いため、降雨期になると大災害をひき起している実情であるから、同村内物見川と舟山川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

阿波村地内落合川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡阿波村長岡田茂穂外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡阿波村地内の落合川は、きわめて急流で、加うるに流域の山林地帯は戦時中濫伐を重ねた結果、一度降雨になれば土砂が流失し、護岸が破壊され、多大な被害をうけることになる。ついては、阿波村地内落合川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

上森原地内上森川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡小田村長居森芳吉外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡小田村大字上森原地内を貫流する上森川は、上流に極楽寺池があり、昭和二十三年九月砂防指定河川として毎年防災と復旧工事が進められているが、未

着手の部分が相当あるため、昭和二十六年七月の大こう水により被害を被り、護岸約千メートルが欠壊され、耕地の浸水等住民の不安は大なるものがある。ついては、昭和二十七年度において上森原地内同河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

羽出地内羽出西谷川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県苫田郡羽出村長伊丹哲男外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡羽出村地内羽出西谷を貫流する羽出西谷川は、明治二十四年の大水害にはん濫し、その後毎年の増水期には水害の危険があり、昭和二十年九月の豪雨は護岸を崩壊せしめ耕地の流失埋没等その惨状はみるにたえないものがあつた。ついては、昭和二十三年度から施行中の砂防工事を昭和二十七年度においても継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

新加茂町地内原口川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡新加茂町長前田茂外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡新加茂町を流れる倉見川の支流原口川は、流域耕地にかんがいする重要な給水源であるが、該河川は曲折した急流で、護岸、えん堤等の破壊はなはだしく、出水ごとに流域の被害は累積しているのであるが、貧弱なる町財政では到底復旧工事も実現できず放置されている現状である。ついては、本町地内原口川の復旧砂防工事を国庫をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

二川村地内粟谷川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県真庭郡二川村長飯田峰一郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡二川村地内粟谷川は、同村大字粟谷字杉成奥より源を発し、旭川に合流する河川であるが、けい谷が深く、一朝増水ともなれば急流となり、昭和九年の水害以来、ほとんど全流域を壊滅し、その後荒廃の一途をたどつている現状であり、食糧生産上多大なる支障をきたしている。ついては、同河川の永久的安全を保つため、砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

加茂町地内滑川等に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡加茂町長川嶋貞二外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡加茂町地内を流れる加茂川の支流滑川、沖田川、津川、久場川の四河川は、沿岸耕地の重要な給水源であるが、いずれも曲折した急流であつて、一度豪雨に遭遇すれば、護岸えん堤の破壊、耕地への浸水等多大な被害を與えている実状である。ついては、国庫をもつて本町内諸河川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

黒木地内得谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡久田村長近藤義雄）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡久田村大字黒木地内を貫流する得谷川流域は、昭和二十年九月の風水害以来毎年の水害により、耕地の流失、犠りようの崩壊等多大な被害を受けるとともに、ことに上流より流出する多量の土砂等により、護岸、河床はいちじるしく浸しよくされ、本河川の下流は崩壊の危険性が増大している状態である。ついては、本河川の上流に国庫補助によるダムを築設されるとともに本河川の改築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

玉川村地内林谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県川上郡玉川村長川上一夫外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡玉川村地内を貫流する林谷川流域は、土砂の流出はなはだしく、かつ幅員狭少で、曲折多いため、昭和九年九月の大こう水に護岸、河床等に大なる被害を受けたのであるが、窮乏せる村財政ではこれが復旧は思うに任せず、沿岸住民は毎日不安な日を送つている実情である。ついては、林谷川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

飯岡村地内吉野川水系に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県勝田郡飯岡村長鈴鹿六治外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡飯岡村は、吉井、吉野両河川の合流点に位している関係上、毎年大小の水害にあい、家屋、耕地等に多大の被害を被つている実情であるから、同村地内矢谷に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

豊田村地内成松川及び那岐川に砂防工事促進の請願（請願者　岡山県勝田郡豊田村長須一源平外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡豊田村を貫流する成松川および那岐川は、那岐山麓に源を発し、急こう配を流下し、水源地は荒廃して土砂の流出多く、河床は洗掘され、中下流部は幅員狭少で曲折多いため、出水のつど災害は大きく、大正七年の災害をはじめ、近くにはヘスター台風により大災害をこうむつた。幸にして、本年度から成松川にえん堤工事が施行されているが、昭和二十七年度においても両河川の砂防工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

引網地内松の木川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県児島郡琴浦町長小郷惠四郎外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県児島郡琴浦町大字引網地内松の木川は、昭和二十六年度から砂防工事に着工し、その工事も着々と進ちよくしているが、本年度の目標である高さ五メートルのえん堤では、土砂の流出が激しいため、貯砂量も少く降雨期には、再び土砂の流出も懸念される実情であるから、同河川の砂防工事を昭和二十七年度においても引き続き施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

百谷地内百谷川に砂防工事施行の請願（請願者　岡山県苫田郡香々美北村長影森順平外一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡香々美北村大字百谷地内を貫流する百谷川流域は、戦時中の山林濫伐による水源山地の荒廃、いちじるしい土砂の流出、及び幅員の狭少、曲折の過多等のため、昭和二十年九月の大こう水で護岸の欠壊、耕地の流失等大なる被害を受けたのであるが、窮乏せる村財政では、これが復旧は不可能である。ついては、今後かかる災害を防止するため、本河川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月二十八日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

〔日程追加の分〕

厚生委員会

連合軍の事故による被害者の損害賠償に関する請願（請願者　福岡県知事杉本勝次）（池見茂隆君紹介）（第三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年五月十日、福岡市大字下臼井に連合軍の戦闘機一機が墜落したため、住民の死亡十一名、財産の実損害一千百万円以上に達した。進駐軍の事故による損害に対しては、昭和二十五年一月三十一日厚生大臣事務次官通牒「進駐軍の事故のため被害を受けた者に対する見舞金に関する件」によつて扱われ、終戦処理費から支出されることになつているが、この場合、

この規定によれば、わずかに二十八万三千三百五十二円支給されるにすぎないことになる。このような国家的犠牲に対しては、当国民の財産権を保障する憲法の趣旨からいつても実額賠償は国家的義務である。ついては、すみやかに現規定を実額賠償に近い見舞金支給規定に変更させるか、または特殊事情を勘案するか、適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

進駐軍の事故による損害に対しては、その事情に応じ国家において、すみやかに特段の措置を講ずることを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年十一月三十日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

衆議院会議録第十一号中正誤

頁		誤	正
一三二	表中	14,570	14,370
一三七	0人の欄	48,340	78,340
〃	表中	117,600	117,660
	2人の欄		
	表中		
	3人の欄		

衆議院会議録第十七号中正誤

頁	行	誤	正
二四	四	自七 至九	各行頭は一字上るべきの誤
二六	二	以下同じ。）	以下同じ。）
二七	一	七	二葉
二七	一	預金	現金

衆議院会議録第十八号中正誤

頁	行		
二六	二	三）	「削除」は別行となるべきの誤
二六	二	四）	

衆議院会議録第二十号中正誤

頁	行		
二八	二	自二 至八	各行頭は一字下るべきの誤
二八	二	一六） 一七）	削るべきの誤

衆議院会議録第二十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
二九	二	四	第一項に規定	前項に規定

昭和二十五年第三種郵便物認可

定価一部十円

印刷所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局